EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02965 0918

（漢籍國字解全書）

大正六年四月二十五日印刷
大正六年四月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番
早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

戰國策國字解上 終

不レ溢に作り、郭輔碑に其少也孝友而悅レ學、其長也寬舒如好レ施とあり、易に君子以莅レ衆、用晦而レ明とあるを、虞翻は而如也と釋し、孟子に九一而助を、趙岐は而如也と解せるが如き、皆以て如而互用の證とすべし、

勝簪曰、臣願以二足下之府庫財物一、收二天下之士一、能爲レ君決レ疑應レ卒、若三魏文侯之有二田子方、段干木一也、此臣之所二爲レ君取一矣、

【大意】 第三長老勝簪が、孟嘗君の資力を盡さば、天下の人物を得むといへるを述べたり、

【通釋】 第三長老勝簪と申す者次に曰く、愚臣の願ふ所は、君のあらゆる財寶を散じて、天下有數の人物を君の手許に召し抱へ、而して能く君が有力なる顧問とならしめむと、彼の古への魏の文侯に田子方、段干木の二人が師友たりしやうにあらしめたし、此の事のみは愚臣が君の御爲に力を盡さむとするなりといふ、

【解義】 〔勝簪曰〕鮑注に元作レ簪、字書無レ之、亦可レ作レ股、齊人と見えたり、又正解に簪一作レ簪、竝字書不レ載、鮑改作レ簪、と見えたり、安井仲平曰く、簪卽簪字、蒲官反、音盤、鮑不レ知三月爲二舟省一、轍改爲レ簪、妄甚と云へり、〔此臣之云云〕此とは上の「收天下之士」の事を指す、正解に愚謂、言 願孟嘗君以二其府庫財物一、收二天下之士一、才能如レ此者一、其厚待レ之、若三魏文侯之有二二子一也、如レ此者、所下爲二孟嘗一取上矣と見えたり、田子方、段干木は、魏文侯の師友として名高き人物なり、

臣請以臣之血湔其衽、

【大意】三長老中の一人が孟嘗君の爲に身代りに死なむといへるを述べたり、

【通釋】三長老中の一人某と申すもの進み出でゝ曰く、若しも一朝外國よりして我が君の身に係はる程の大事出來なむ時は、御身の代りと成りて果て申さむとこそ思へといふ、

【解義】〔嘗天下之主云云〕正解に嘗思也、趙策嘗然使趙王悟而知文也と見えたり、湔は音「セン」、「そそぐ」と訓ず、水の激して飛ぶこと、「ふりかゝる」意、衽は襟なり、田藝衡曰く、一人何獨失其姓名、卽後篇之舍人也、與夫人相愛者、故衍其名耳と云へり、

田瞀曰、車軼之所能至、請掩足下之短、誦足下之長、千乘之君、與萬乘之相、其欲有君也、如使而弗及也、

【大意】第二長老田瞀が孟嘗君の長所を稱揚することを述べたり、

【通釋】田瞀曰く、天下到る處何處までも愚臣が願ふ所は、君の短所をかくして言はず、君の長所のみを常に口に唱へて天下大小の諸侯、何人も皆君と交歡せむと欲するがごとくならしむるに、只其の後れむことを恐るゝにあらしむるが愚臣の願ひなりといふ、

【解義】〔田瞀曰〕高注に瞀讀鄭游販之販と見え、姚宏は瞀恐作盼、春秋傳鄭游販字子明、或作盼と云へり、盼は音「ハン」、瞀は音「ボウ」、但し正字通には瞀は又姓とあれど、盼は姓の解なし、〔車軼之所能至〕高注に軼轍也と見ゆ、車の「わだち」なり、關修齡曰く、愚謂道路所通也と云へり、〔其欲有君也〕鮑注に有言欲得之と見えたれど、關修齡は、其指君與相也、有猶得、謂欲得君之交歡と云へり、後說是ならむ、〔如使而弗及也〕關修齡曰く、愚謂、疑如而字錯置、當作而使如弗及也、如弗及、猶言如恐將不及と云へり、今按ずるに、如而の二字互に通用す、必ずしも改めず、論語に無爲而治とあるを、後漢孟郁が修堯廟碑に無爲如治に作り、孝經に高而不危、滿而不溢を、又引きて高如不危、滿如

我等には聊かの功勞もなく斯程の大祿を受くるは、一應不審道理あり、然れども吾が孟嘗君をかく迄に申すことは、實は君の爲と思ふなり、卽ち彼の君が寬大の君子と稱揚せらるゝ譯は、吾がかくまで惡口するにも拘はらず、寬容する宏量を知りて、世間にて譽むることと心得たり、是れ吾れは、吾が身自身を彼の君の爲に犧牲に供して言を出さざるを得ざる所以なれば、此の所を確かに明らめ給へと告げたり、

【解義】〔董之繁菁〕董は姓、蘩菁は名なり、之は語助辭、論語に孟反を孟之反と云ひ、左傳に石紛如を石之紛如と云へるが如し、姓名の間に之の字を附して云へるは、恰も我が邦にて平清盛を平の清盛、源賴朝を源の賴朝と稱するに似たり、齊人といふ、傳未詳、〔以爲之也〕高注に欲三以爲二分寸之功一也と見えたり、〔君所以得爲長者〕高注以三吾毀レ之無二憾言一、故得レ爲二長者一と見えたり、長者は寬容する者の稱、〔吾以身云云〕關修齡曰く、言吾不レ顧二身死一、以報二孟嘗君厚意一と云へり、〔豈得持言也〕關修齡曰く、高本注云、劉作二豈特言也哉一、高舊作レ持、鮑改作レ待、吳云、是持者待之訛、得者待之訛衍、皆失矣、愚謂、持執持也、持レ言謂レ不レ言也、蓋言得二持レ言不レ謗也哉と云へり、安井仲平曰く、持は把なり、持言は其の言を把持して敢て口より出さゞるなりと、今案ずるに、言を出すを惜みて謗らざるを得ざるなりとて、乃ち自分が孟嘗君を毀謗するの已むを得ざることを謂へるなり、

○孟嘗君讌坐、謂二三先生一曰、願聞下先生有中以補二文之闕一者上、

【大意】孟嘗君が三先生に意見を問ふことを述べたり、

【通釋】孟嘗君、或る時間居の際、門下三長老に問ひて曰く、余願はくは諸先生方の意見にて尤も余が爲になる方法と思はるゝことを告げられむことをといはるれば、續續其の意見を述べたり、

【解義】〔讌坐〕關修齡曰く、讌坐猶二燕居一、非二享燕之燕一と見えたり、「やすんず」と訓ず、安居卽ち閑居の意、間暇にあるをいふ、〔謂三先生曰〕三先生は次下に出でたる三人の長者なり、高注に先生長老、先レ己以生者也と見えたり、

一人曰、訾天下之主、有二侵レ君者一、

【解義】孟嘗君が夏侯章を待遇せらるゝこと極めて手厚く、其の手當ては四馬の飼料と百人の扶持とを以てせられぬ、其の待遇世に稀なるばかりなり、然るに夏侯章は一言一句にも孟嘗君の惡口をせぬこととてはあらざりき、異なる振舞ひといふべし、

【通釋】〔夏侯章〕夏侯は姓、章は名齊人といふ、傳詳かならず、蓋し孟嘗君の門下なるべし、〔以四馬百人之食〕食は音「シ」、飼料なり、鮑注に言饗之厚と見えたり、〔未嘗不毀之也〕毀は人の美を傷つくるやうに惡口する意、謗と通用して見るべし、

或以告孟嘗君、孟嘗君曰、文有以事夏侯公矣、勿言、

【大意】夏侯章の惡口を咎むることを勿れと、孟嘗君の制せらるゝを述べたり、

【通釋】或人、夏侯章の毎に惡口せる由を孟嘗君に告ぐる者ありしに、孟嘗君は、吾れは夏侯公を遇すること厚ければ、よも吾れを害することはあらじと思ふ、故に何事も告ぐること勿れと制せられたり、

【解義】〔有以事夏侯公矣〕碕允明曰く、猶云有取於夏侯公也、事將成其事也、注非と云へり、是れは事を「こと」と訓じたる場合と見るべし、然れども此の說非なり、事は奉事なり、「つかふる」と訓ず、乃ち禮遇することを云ふ、

董之繁菁以問夏侯公、夏侯公曰、孟嘗君重非諸侯也、而奉我四馬百人之食、我無分寸之功而得此、然吾毀之、以爲之也、君所以得爲長者、以吾毀之也、吾以身爲孟嘗君、豈得持言也、

【大意】董之繁菁の疑問に對して夏侯章が孟嘗君を毀る眞意を述べたり、

【通釋】齊人董之繁菁と申す者あり、夏侯章に對して、何故に貴公は斯程までに手厚く待遇せらるゝ孟嘗君の事を惡口せらるゝかと問へば、對へて曰く、孟嘗君が資格たる、諸侯にあらず、然るに我等に四馬百人分の扶持を賜はるは、實に異數といふべし、然して

るを述べたり、

【通釋】 齊王は淳于髡の申す所を聞かれて、頗る喜悅の氣色にて、あゝさてさて先王の廟ありときく上は打捨て置くべきに非ず、疾く〳〵兵を出して救はむ、思へば淳于髡の辨口の巧みなる、到底他人の比類し難きものなるかな、或は忙しく奔走し、或は叩頭低身して救を乞ふの類、所謂る御世辭上手に說きたらむは、若しも請求する所の貫徹すとても、其の效力甚だ大ならず、又善く辯を振ふ者は、其の形勢を委細に述べ立て、或は其の方略を申し立つる、早く救はれむといふのみを心に定めてするものと見えたり、是等は辨者自身が困難中にありて急に免れ出でむとするごとくにて、決して金剛力を出さるゝものにあらず、實に淳于髡のごとくにて始めて無類の效力多きものなりといはれたりとなり、

【解義】 〔曰譆〕鈴木汪曰く、下蘇秦自燕之齊、齊王曰、譆、子之來也、云云、趙策魯仲連曰、吾將使秦王烹醢梁王、辛垣衍曰、噫、亦甚哉、先生之言也、周頌、噫嘻成王、檀弓、夫子曰、嘻、其甚也、左傳定八年、從者曰、嘻、速駕、史藺相如傳、秦王與群臣相視而嘻、魏其傳、灌夫怒、因嘻笑曰、將軍貴人也と云へり、俗に「エ、」、「チエ、」などいふ程の意、其の事の意のごとくならぬを歎く語なり、吳師道曰く、譆痛而呼之言也、和其顏色、聽其言也、痛而呼之、傷宗廟也、初不相礙と云へり、〔顚蹶之請云云〕正解に顚蹶奔走而請救、言急遽之狀、遙望拜謁而求救、言禮貌過恭也と、〔雖得則薄〕正解に言雖得救援、而救者之情意、則薄矣と見えたり、〔言其方〕方は方略なり、〔人之急也云云〕高注に、言辯者之說人急、其如己自在阨窘之中、欲速免脫也、故曰强力也哉と見えたり、又正解に隘險也と見えたり、穆文熙曰く、淳于髡其神於爲說乎、不言本事、而人之從之、若摯馬兎而走、蘇張去之遠矣と云へり、

○孟嘗君奉夏侯章、以四馬百人之食、遇之甚歡、夏侯章每言、未嘗不毀孟嘗君也、

【大意】 夏侯章が孟嘗君を毀るは、孟嘗君の長者たるを表はす所以なるを述べたり、

爲二先王一立二清廟一、荊固而攻レ之、清廟必危、故曰、薛不レ量レ力、而荊亦甚固、

【大意】淳于髡が齊に反りて齊王に薛を援はしめむとするを述べたり、

【通釋】淳于髡は齊王の前にて詳しく復命に及びしに齊王は何如なる事を彼の都に於て見て參りしかと尋ねられければ、髡は楚も甚だ頑固にて、薛も亦甚だ不可思議なり、其の故は、其の力不相當にも目下戰時にも拘はらず、先王の御廟を建立あり、然るに楚は頑固に攻め立つれば、御廟は頗る不安心に按ぜらるゝなり、故に愚臣は、薛は身の程を知らぬ振舞ひありて、楚は必死と之を攻むること尋常ならずと申すなりといふ、

【解義】〔至於齊畢報〕鮑注に以二使事一悉報二齊王一と見たり、〔何見於荊〕楚に於て如何なる事をか見たると問はるゝなり、〔荊甚固〕岡井叔皮曰く、固固執也、下竝同、注非と云へり、〔立清廟〕先王の廟を造立するなり、鮑注に詩注、祭有二清德之宮一と見え、又吳注に按ズルニ本文有二清明之德一者之宮と見えたり、〔清廟必危〕正解に楚固必不レ恤二人廟一、故必危と見えたり、〔故曰薛不量力云云〕鈴木注曰く、此句與二上對一不レ同、上承下何見レ於レ荊之問上、故先言レ荊、此順レ事說レ之也、薛立レ廟在レ前、荊攻レ之在レ後、故先言レ薛、梅君解二固字一云、欲レ攻意固也、此謬解、荊固而攻レ之句也、按薛不レ量二其力一、而爲二先王之清廟一、下句注二上句一、爲二先王一立二清廟一、所二以爲レ不レ量レ力也、荊固而攻レ之、亦下句注二上句一、攻レ之所二以爲レ固也、是固固陋之固、謂二無禮一也、荊與レ齊交、而攻二其先王清廟所在一、是無禮之甚也と云へり、

齊王和二其顏色一曰、譆、先君之廟在焉、疾興レ兵救レ之、顚蹶之請、望拜之謁、雖レ得則薄矣、善說者、陳二其勢一、言二其方一、人之急也、若三自在二隘窘之中一、豈用二强力一哉、

【大意】齊王色解け淳于髡の言に感じて薛を救はる

【大意】孟嘗君が楚より攻められし時、淳于髡が援ひし事を述べたり、

【通釋】孟嘗君が其の封地薛にありし時、楚人之を攻めしに、淳于髡、齊王の使者として荆に參りし序に薛に立寄りければ、孟嘗君は使者を遣はして丁寧に接待せしめ、且つ自身にも郊外まで出迎へられぬ、

【解義】〔孟嘗君在薛〕薛は孟嘗君の私邑の名、既に上に見ゆ、鮑注に史言、文代立在薛、時未相也と、又吳注に代立在薛、歸老亦在薛、此不可知爲何時と見えたり、〔令人禮貌〕禮容を正して眞實に待遇するをいふ、閻修齡曰く、高木有而字、注云、一有君字、禮一作禮、趙岐注孟子云、禮貌謂禮之以顏色、喜悅之貌也、義長と云へり、又正解に禮貌謂接之以禮容也と見えたり、

謂淳于髡曰、荆人攻薛、夫子弗憂、文無以復侍矣、淳于髡曰、敬聞命、

【大意】孟嘗君が淳于髡を激して齊王の援兵を乞ふことを述べたり、

【通釋】孟嘗君親ら郊外に出迎へて、さて淳于髡に告げて曰く、荆人、薛を攻むるに當りて、夫子彼の國に使ひせられし上は、楚の怒りを解きて攻められぬやうに成らむと望みてありしに、さはなくて愈、攻めらるゝことの甚しきに失望せり、かくては此の後は復交際を謝絶せむと思へば、夫子偏へに熟考せられむことを望むとて、甚しく之を激勵せしめられたり、淳于髡は委細承知せりとて退出せり、蓋し意中には之を援はむことを期せるなり、

【解義】〔文無以復侍矣〕文は孟嘗君の名、無以復侍は以後交際を絶つといふ意、蓋し激勵の辭なり、岡井叔皮曰く、絕之之辭、猶言無以復見矣、鮑云、言且死、失考と云へり、楊愼曰く、髡之使楚、文固望其解楚忿、而攻益甚、故請絕以激之と見えたり、

至於齊、畢報、王曰、何見於荆、對曰、荆甚固、而薛亦不量其力、王曰、何謂也、對曰、薛不量其力、而

至流子而去、則子漂漂者、將如何耳、

【大意】土偶が桃人に洪水に遭ひて流れ去らむと告ぐるを述べたり、即ち孟嘗君が秦に入らば、歸らざらむの意をいふ、

【通釋】土人形は對へて曰く、否否、貴君の云ふ所と異なる者あり、抑、吾れは西岸の土なれば、若し洪水に遭はゞ本の土に復るのみにて、別の仔細なし、之に反して今貴君は東國の桃の木にて造りたる人形なれば、一朝洪水に出遭ふ時には、貴君は洪水に推流されて止まる所を知らざるべし、然る時には如何にせむ、即ち涇陽君は秦にあるもの故に、大變事ありとも本のまゝにて無事なるべけれど、孟嘗君は外來の客にて、不測の變あらむ時は、取返しのつかぬ事と成るべしといふ譬へなり、

【解義】〔將如何耳〕鮑注に如往也、不知其所在と見えたれど、岡井叔皮は曰く、鮑注非、猶言無奈之何と云へり、此の說を是とす、

今秦四塞之國、譬若虎口、而君入之、則臣不知君所出矣、孟嘗君乃止、

【大意】前の譬へに就きて秦に入るべからざるを言ひて、孟嘗君の止まることを述べたり、

【通釋】蘇代此に於て曰く、以上の神話は愚臣の見る所なれど、今つら〳〵按ずれば、秦の國は四面に山關の固めありて、其の中は嚴重に守られて、他より入りたる者の一歩も出づべき地にあらず、されば公若し入らば、愚臣は君が如何なる手段を廻したるとも決して遁れ出でむこと叶はじといへば、孟嘗君乃ち止まりぬ、

【解義】〔四塞之國〕高注に四面有山關之固、故曰四塞之國也と見えたり、

○孟嘗君在薛、荊人攻之、淳于髡爲齊使於荊、還反過薛、而孟嘗君令人禮貌而親郊迎之、

上、有土偶人、與桃梗相與語、桃梗謂土偶人曰、子西岸之土也、埏子以爲人、至歲八月降雨下、淄水至、則汝殘矣、

【大意】土偶人と桃梗との問答を述べて、孟嘗君の秦に入らむとするを譬へたり、

【通釋】蘇代は孟嘗君に見えて曰く、只今愚臣が御館に參る途中淄水の岸を通行すれば、不可思議にも土人形と桃木を用ひて造れる人形と互に問答をするを承りぬ、桃木人形は土人形に向ひて曰く、貴君は此の西岸の土より成れる身なり、貴君を土より仕立てゝかくも立派なる人形となされしはいかにも立派に見ゆれども、いかにせむ、毎年の例とせる八月の大雨の際に當りて、大雨連り降りつゞき、淄水の流れの推出さむ時に、貴君は其の形も壞れて、世になきものにならむが誠に痛はしき事なりといふ、

【解義】〔過於淄上〕鮑注に淄水出太原菑蕪原と見えたり、川の名なり、〔有土偶人云云〕土人形と木人形との問答を擧げて、涇陽君と孟嘗君とに譬へたるなり、吳注に梗枝梗也、趙策、蘇秦說、李兌作土梗木梗、謂木梗曰、汝非木之根、則木之枝、是枝根皆可言梗、此謂刻桃木爲人也、史及、說苑作土偶人木偶人、索隱謂、以土偶比涇陽君、木偶比孟嘗君、時秦昭王、使涇陽君爲質、以求孟嘗と見えたり、〔埏子以爲人〕埏は坊本挻に作る、誤なり、埏は「ねやす」と訓ず、土を和し製するをいふ、關修齡曰く、埏治、穆云、範也、愚謂、吳引晁本作挻、是、和土也、老子、埏埴以爲器、義同と云ひ、又岡井叔皮曰く按韻會埏戶連切、正字通音羶和土是と云へり、〔降雨下〕大雨をいふ、正解に、書降水、孟子作洚水曰、洪水也、降洚、通、降雨大雨也と見えたり、〔汝殘矣〕鮑注に殘敗壞也と見えたり、切りくづしそこなひて、再び役に立たぬものにする意、

土偶曰、不然、吾西岸之土也、土則復西岸耳、今子東國之桃梗也、刻削子以爲人、降雨下、淄水

○孟嘗君將入秦、止者千數而弗聽、蘇代欲止之、

【大意】孟嘗君が秦に入らむとするに、蘇代が土偶桃梗の譬へを以て之を止めたるを述べたり、而して本條は蘇代が止めむとするを敍せり、

【通釋】孟嘗君、秦昭王の招きに應じて秦に入らむとす、然れども秦は虎狼の國なれば、禍ひの測られざるものあらむかと疑ひて、諫めて止むるもの極めて多けれど、君は之を聽かず、今は既に秦に向はれむと見えし程に、蘇代は强ひて之を止めむとて進めり、

【解義】〔孟嘗君云云〕史記列傳に、秦昭王聞其賢、求見之とあれば、秦に之かむとするなり、

孟嘗君曰、人事者吾已盡知之矣、吾所未聞者、獨鬼事耳、蘇代曰、臣之來也、固不敢言人事也、今且以鬼事見君、

【大意】蘇代が鬼事を以て見えむとするを述べたり、

【通釋】蘇代は孟嘗君が尋常の手段にては諫め止むること能はざるを知りて、見えむと乞へば、孟嘗君も亦秦の權變多く詐謀なるを述べて諫むる事もあらむかと思はれしにや、人間のなすとなすべきことは吾れ今や十二分に知り盡してあれば、この事は聞かむ要もあらず、されば未だ知らざる所は、人智もて測り知り難き不可思議なる神話なり、此の事ならば聞かむといはるれば、蘇代も豫ねて期したる事なれば、固より愚臣が見えむといふには敢て人間普通の事柄をばいはじ、今や神話をこそいはめとて、やがて對面あり、

【解義】〔人事者云云〕人間の事、卽ち秦の詐譎測り知り難きを說くに飽きたれば、かくいはるゝなり、〔獨鬼事耳〕鬼事は鬼神の事にて、神話といふに同じ、卽ち人間の事は已に言上する者多ければ今更に聽かず、鬼神の事は未だ聞かざれば之を聽かむといはるるなり、

謁孟嘗君曰、今者臣來、過於淄

利說途也〕闕修齡曰く、高曰、途道、愚謂、不レ通ニ說士之道一と云へり、〔且奉蘇子云云〕且は將なり「まさに」と訓ず、岡井叔皮曰く、蘇子句絕、於如レ字、鮑注非、此章鮑吳及諸家、不レ知ニ記者假設之辭一、以爲ニ當時實有ニ此事一、故其論紛紛、遂不レ得ニ其解一と云へり、〔因而親之〕闕修齡曰く、論語曰、因不レ失ニ其親一、朱注云、因猶レ依也、據ニ下文一蓋義亦同と云へり、又正解に言下蘇子善ニ於楚王一、而薛公親ニ重之一、則楚自親上也、此下闕下可三以使ニ蘇子自解ニ於薛公一一段上と見えたり、

○齊王夫人死、有ニ七孺子者一、皆近、

【大意】齊王薨後、薛公が更に夫人を立てたるを述べたり、

【通釋】齊王の奥方逝去ありし後に、兼ねてみめよき側室七人あり、皆寵愛ありき、さればいづれを次の奥方に定められむかといひゐへり、

【解義】〔有七孺子皆近〕高注に孺子幼艾美女也、近幸也と見えたり、孺子は幼弱の稱、又童子の意、若き美女に假れるは一轉なるべし、

薛公欲レ知ニ王所一レ欲レ立、乃獻ニ七珥一、美ニ其一一、明日視ニ美珥所一レ在、勸レ王立爲ニ夫人一、

【通釋】薛公は、齊王が七人の孺子の中にていづれを後の夫人と定め給へるかを試みむとて、まづ七つの耳飾りの珠を獻上し、殊に一つだけを美麗なるものに調製して獻じたり、こは王をして之を七人に賜はしめむ中に、其の尤も愛せらるゝ方にはかの美麗なるを賜ふべしと察したるに依る、而して明日に至り、其の製作の殊なるを賜はりて持てる孺子を視て、これこそ大王の尤も寵し給ふものなりと知りて、之を大王に勸めて夫人と定めぬ、以て薛公が心術のある所を知らしめたるなり、

【解義】〔乃獻七珥〕珥は音「ジ」、耳に附けて飾りとする珠、說文に瑱也と見え、徐注に瑱之狀、首直末銳、以塞レ耳一名耳璫と見えたり、〔欲知王欲立〕高注に宣王也と見えたり、〔立爲夫人〕高注に服ニ美珥一、則知ニ王之所一レ愛矣、故勸レ王立レ之也と見えたり、田藝衡曰く、足ニ以窺ニ其心事一矣と云へり、

也、夫不善君者、且奉蘇子、而於君之事殆矣、今蘇子善於楚王、而君不蚤親、則是身與楚爲讎也、故君不如因而親之、貴而重之、是君有楚也、薛公因善蘇子、故曰、可以爲蘇子說薛公以善蘇子、

【大意】景鯉をして薛公に謂はしめて、蘇子を善せしむる詳細を述べたり、

【通釋】又楚の相景鯉をして薛公に謂はしめむに、君が天下に重んぜられ給ふ所以は、能く天下有爲の人物を手に附けて、齊國の權力を有せらるゝに依る、今蘇子は世に比類もなき能辯の人物なり、されば君には蘇子を親しみ近づけ給はぬ時は、是れ即ち世の人物の其の進みて說かむ口を塞ぐの所以と思ふなり、夫の君を親しみ懷かしと思はぬ者は、今より蘇子を推戴きて反對の活動を起さば、げに由由しき大事なり、さて思ふに、今は蘇子は楚王に親しみ重んぜらるれば、君には早く蘇子に親しみ交はり給はざらむには、是れ君は楚と仇敵と成るべし、故に君には早く蘇子を親好し、且つ之を貴みて重きものとせば、結局楚の勢權を掌握せらるゝに異ならじといへば、薛公は是れより蘇子を親好あり、故に前に蘇子が爲に薛公を說きて蘇子を親好せしめむとはいへるなりといふ、

【解義】〔請薛公曰〕正解に此請亦恐謂訛と見えたり、前例に依りて改むべし、〔有齊權也〕高注に言薛公所見重於天下者、能得天下士之心、故有齊國權勢也と見えたり、〔世與少有〕鈴木汪曰く、與語辭、國語、若塞其口、其與能幾何、又余一人、其流辟於裔土、何辭之與有、晉語、矜其伐而恥國君、其與幾何、皆與此同と云へり、然れば世與少有と訓ずべし、又世與少有と、漢文の上にては讀むも可なり、〔君因不善蘇子〕因の字、劉本に固に作る、是なり、〔闔塞天下士〕鈴木汪曰く、闔周也、辨如蘇子、又棄不用、則天下士皆不至、故云闔塞と云へり、〔不

武貞君、故曰、可以爲蘇子請封於楚也、

【大意】蘇子が人をして楚王に謂はしめて、楚より封侯を取らしめむの策を述べたり、

【通釋】蘇子が又人をして楚王に申さしめて曰く、夫れ薛公をして太子を引留めしむる者は蘇子なり、又新王を推戴きて楚王となすことも又蘇子なり、地を分ち取りて約束を固むるも又蘇子なり、又王に忠實にして、太子を國外に逐ふやうにせるも又蘇子なり、今人ありて蘇子を薛公に惡しく思はするものは、蘇子が齊の爲に盡すこと輕くして、楚の爲に力を致すこと多きが爲なり、故に何卒大王には詳かに之を知り給はむことをといへば、楚王、謹みて其の說に從ふべしとて、是れより直ちに蘇子を武貞君に封ぜられぬ、故に前に蘇子が爲に封侯を楚より取らせむとはいへるなりといふ、

【解義】〔代立楚太子者〕正解に代立疑倒置、楚字衍、謂代太子立爲王也と見えたり、今案ずるに、楚の太子に代はり立たしめたることを謂ふ、代の字の上に宜しく、使の字を加へて看るべし、〔今人惡蘇子云云〕關修齡曰く、坊本衍之字、高無之字と云へり、然るに何洛文は、之字下或有闕文、或之字作者字と云へり、此考、從ふべきに似たり、但し鈴木注は、之字與趙策無、使秦之見王之重趙也之之字同、中山策、齊羞與中山之爲王甚矣之字、亦此例、又文王世子欲令成王之知父子君臣長幼之義と云へり、〔爲武貞君〕岡井叔皮曰く、彪按、此數條皆記者假設之辭、故封蘇子、以時勢言之、則猶可、豈得知其必稱武貞君乎、蓋當時有嘗稱武貞君者、彼因謂、蘇子得封、則貴權亦如之、碕據鮑注爲賜賞之意、未穩、關依姚注爲楚邑、尤非と云へり、

又使景鯉請薛公曰、君之所以重於天下者、以能得天下之士、而有齊權也、今蘇子、天下之辨士也、世與少有、君因不善蘇子、則是圍塞天下士、而不利說途

蘇子使人請薛公曰、夫勸留太子者、蘇子也、蘇子非誠以爲君也、且以便楚也、蘇子恐君之知之、故多割楚以滅跡也、今勸太子去者、又蘇子也、而君弗知也、臣竊爲君疑之、薛公大怒於蘇子、故曰、可以使人惡蘇子於薛公也、

【大意】蘇子が人をして薛公に謂はしめて、蘇子を惡ましむることを述べたり、

【通釋】蘇子が人をして薛公に謂はしめて曰く、夫れ太子を引留むべく勸めたるは蘇子なり、さて蘇子は、眞實薛公の爲にするにはあらず、且つは太子が楚に去られむとするの都合宜しきやうにとの爲なり、されば蘇子は薛公がこの事を知らむかと恐るゝ故に、多く楚の地を分ち取りて、其の楚の爲に好都合にせるの罪跡を暗まさむとなり、今其の太子を勸めて去らしむるは蘇子なり、かくても君は之を知らず、結局蘇子に誤られむとするなり、故に臣は心私かに此の事をいかなる事かと疑ふなりといへば、薛公大に怒る、この故に前に人を以て謂はしめむには、蘇子を薛公に惡ましむるを得べしといへるなりといふ、

【解義】〔使人請薛公曰〕正解に、請は恐らくは謂の訛と爲せり、〔以滅跡也〕正解に滅跡謂沒便楚之跡と見えたり、

又使人謂楚王曰、夫使薛公留太子者、蘇子也、奉王而代立楚太子者、又蘇子也、割地固約者、又蘇子也、忠王而走太子者、又蘇子也、今人惡蘇子於薛公、以其爲齊薄而爲楚厚也、願王知之、楚王曰、謹受命、因封蘇子爲

に權稱也、謂稱王割地之輕重也と見えたり、〔齊無辭〕正解に謂無辭於多求地也と見えたり、〔齊辭必聽王〕正解に齊辭之辭恐衍と見えたり、〔請以國因〕正解に因猶依也、謂親齊也と見えたり、卽ち依賴するをいふ、

謂太子曰、夫剬楚者、王也、以空名市者、太子也、齊未必信太子之言也、而楚功見矣、楚交成、太子必危矣、太子其圖之、太子曰、謹受命、乃約車而暮去、故曰、可以使太子急去也、

【大意】策を以て齊に質たる太子を立去らしむることを述べたり、

【通釋】蘇子又太子に申して曰く、それ楚國の全權を掌握せらるゝは、王一人のみ、而るに地を割きて齊に與へられたるが爲に、自身を推立てむとせらるるは太子なり、而して齊にては太子の言葉を全部信ぜざるに、新立の楚王にては既に地を齊に入れられぬ、然る時は齊は楚と公然親和せば、太子の身も亦危まるゝなり、故に太子は疾く其の用意せらるべしといふに、太子之を眞實と思ひて、乃ち車を整へ、匆匆に退去せらる、故に前に太子をして急速に立去らせむとは言上せしなりといふ、

【解義】〔夫剬楚者云云〕剬は音「セン」、「たちそろふる」と訓ず蓋し裁判の意、則ち楚の政を專斷するの意、正字通に剬古制字、剬義與專通、又裁判也、淮南子主術篇、人君揄策廟堂、剬有司、史顓項紀、依鬼神以剬義、註剬有制義、字與制別、索隱註、剬古制字誤と見えたり、又鮑注に、剬斷齊也、猶制と見え、又吳注に、剬本多丸反、史漢作制字、正義論字例云と見えたり、鮑注は說文の說なり、王は新王をいふ、〔以空名市者〕正解に太子身在外、而求割地以奉己、故曰以空名市と見えたり、〔楚功見矣〕正解に王剬楚、入地可信、故曰楚功見と見え、又高注に、齊未必信太子言也、而楚便致地、故曰楚功見と見えたり、〔約車而暮去〕正解に謂不待朝而急去也と見えたり、

し、かくても尙齊の滿足を得られざるかと危むことあらむ、是れを前に己れは方法に依りては楚より多く土地を上つるやうに成るべしとは申せるなりといふ、

【解義】〔齊少其地〕高注に割レ地與レ齊、使レ留ニ太子ニ、齊嫌ニ其少ー也と見えたり、〔貧齊〕正解に貪取也、謂ニ取レ齊爲ニ己助ー也と見えたり、〔延齊〕正解に延引也、謂ニ引レ齊附レ己也と見えたり、又鈴木注は謂レ取レ齊也、注非と云へり、

謂ニ楚王ー曰、齊之所ニ以敢多割ー地者、挾ニ太子ー也、今已得レ地、而求レ不レ止者、以ニ太子ー權レ王也、故臣能去ニ太子ー、太子去、齊無レ辭、必不レ倍ニ於レ王也、王因馳ニ强齊ー而爲レ交、齊辭必聽レ王、然則是王去レ讎、而得ニ齊交ー也、楚王大說曰、請以レ國因、故曰、可下以爲ニ楚王ー使ニ太子亟去ー上也、

【大意】楚王に說きて、太子を去らしむべきを述べたり、

【通釋】蘇子、楚王に說きて曰く、齊が無理に多くの地を請求する所以を察すれば、全く太子を質として引留むるが爲なり、然るに今は早請求の地を手に收めながら、更に求めて止まざることあらば、是れ太子と王との地を割くの輕重を比較するに依れるなり、故に愚臣が所存には、人をして太子を立去らせむと思ふ、太子が居られぬ上に、齊は口實とすべきものを失はゞ、其の時は必ず大王に强請致すことあらじ、大王はかくと知り給はゞ、急に彼の强齊と交を固くせられよ、さらば齊は悅びて、必ず大王の命を承はらむ、是のごとく成る時は、大王の敵は無くなりて齊の親好を得ること〻成らむは、いかにめでたき事にはあらずやといへば、楚王大に悅びて、是れよりは我が國を任せて、只管齊に依賴せむとあり、是の故に前に楚王の爲に太子を亟かに去らしめ申さむとは申せるなりといふ、

【解義】〔以太子權王也〕權は「はかる」と訓ず、正解

引留め申す所以は云云といふ事を打明けて、さて其の爲に地を齊に入れて、其の身を閔王に推立てしめむやうに計らふべしと言はしめられよ、然れば薛公は、是の事の爲に太子には忠實を抽んでたりと思はしめ、又一方本國よりは多く地を上つること疑ひあらざるべし、故に益〻多く地を割き取るを得むとはいへるなりといふ、

【解義】〔請告太子其故〕正解に言、告太子齊之所以留太子之故、使太子請割地以奉己薛公以是忠太子也と見えたり、但し岡井叔皮は、故事也、其事指上文新王欲獻地之事と云へるは、前說と異なり、尚次下の解參照すべし、〔使太子謁之云云〕謁は請なり、君の解、諸說區區たり、岡井叔皮、曰く、君薛公也、高曰齊君、關曰楚王也、碕說竝同、並非是、上文君因、今君、是君、爲君之君、皆斥薛公言、如齊楚則可稱王、不可曰君也、此句諸說失之、今按、之字指新王、以已通用、蓋謂使太子告楚王、曰薛公既忠於我、而專謀還我也と云へり、

謂太子曰、齊奉太子而立之、楚王請割地以留太子、齊少其地、太子何不倍楚之割地而資齊、齊必奉太子、太子曰、善、倍楚之割而延齊、楚王聞之恐、益割地而獻之、尚恐事不成、故曰、可以使王益入地也、

【大意】蘇子が太子に說きて、益〻地を齊に入れしむる事を述べたり、

【通釋】蘇子又太子に說きて曰はむ、齊は太子を閔王と推立てむには、楚の新王は地を分ち送りて、彼の太子を留めて歸らしめざるを請はむ、其の時齊は其の分與の地を不足なりとせむには、太子は楚の上れる地を倍額にして、齊をば助けとなさるべし、然る時には、齊は必ず太子を推立てゝ王となさむといへば、太子、げに然るべく面白き說なりとて、楚が割きたる地を倍にして、齊を味方に引付け給はむ、かの新王かくと聞かれむには、必ず恐れて更に分割を多くすべ

曰、可三以使二楚亟入一レ地也、

【大意】 蘇子に楚王に說きたる時の結局を假りに述べたり、

【通釋】 さて蘇子は楚に之きて、楚王に申して曰く、齊に於ては彼の質子たる太子を立てゝ王とせむとす、然れども愚臣は薛公が太子を引留めらるゝ所以を察すれば、必ず貴國の地を求めむが爲の計略ならむと思ふなり、然れば今大王は只急速に地を分ち與へらるゝに如かずと存ず、若し與へ給はざらむには、太子は彼の國に於て彼れの强請に遭ひ、大王の與へ給はむ地よりも更に多分に分ち與ふる上に、齊國をして其の身を推立てゝ王嗣となさしむる事と成らんは、よも違ふまじ、早く決し給へといふ、楚王此の說に動かされて直ちに其の言に從ひ、やがて下東國の地を差出さる、是を以て前に楚よりして亟かに地を致さしめ申さむとは述べつるなりといふ、

【解義】 〔謂楚王曰〕岡井叔皮曰く、楚王指二新王一、上云二郢中立レ王、因謂二其新王一曰云云、是蘇子之本謀、必待二郢中立レ王之後一而可レ施レ之、今著レ書者、因二其計設一爲レ辭、故此十條之事、皆就下齊留二太子一不レ還、郢中新立レ王之上而可二以見一レ焉、鮑不レ知二其設辭一、以爲三實有二此事一、因疑三當時無二所レ指之王一也、故卒不レ可レ解と云へり、〔倍王之割云云〕岡井叔皮曰く、己晉紀、斥二太子一也、王之割言二下東國一也、太子倍レ之割レ地、以收レ齊、則齊必奉二太子一也、若然則新王必懼不レ得レ立、故謹受レ命と示へり、

謂二薛公一曰、楚之勢可二多割一也、薛公曰、奈何、請告二太子其故一、使三太子謁レ之、君以忠二太子一、使下楚王聞上レ之、可二以益入一レ地、故曰、可二以益割一於楚、

【大意】 蘇子が薛公に說きて、益楚の地を多く割かしむる方法を述べり、

【通釋】 又蘇子、薛公に說きて曰く、楚國の狀態を察するに、土地は多く割き取らるゝが如しといへば、薛公、如何なれば然るぞと問はる、對へて曰く、其は他にあらず、愚臣が所存には、先づ太子に、齊が强ひて

は、いかに太子を引留めらるゝとも、是れ尊公は無用の人質を引留め置いて、反りて不義の名を天下に負ふいはれに陷るべし、されば早く決せむに若かずと曰ふ、

【解義】〔蘇子謂薛公曰〕岡井叔皮曰く、記者假設二人問答而言也、下文倣此と云へり、〔負名於天下也〕鈴木汪曰く、梅君云、負背也、名義名也、凡云名者、皆然、豈可以不義解乎、余謂、名者實之賓也、何必美此名、卽上留太子之名、所謂行不義於天下也、故汪以不義之名解、何非と云へり、

對曰、臣請爲君之楚、使亟入下東國之地、楚得成、則君無敗矣、薛公曰、善、因遣之、故曰、可以請行也、

【大意】薛公の問に對して蘇子が楚に之くの理を述べたり、

【通釋】蘇子對へて曰く、愚臣は願ひて申さむ、尊公の爲に楚に之きて、急速に彼の地を差出さしむるやうに計らふべし、卽ち我が方より請求して、之に對して楚が地を差出して太子を王となさむ時は、所謂る仕出したる事なれば、公は何の累ひもあるべからずといふ、薛公げに面白き說なりとて、其れより蘇子を楚に遣はさる、故に前に自ら願ひて、其の事の爲に楚に之かむとはいふなり、

【解義】〔使亟入下東國云云〕亟は速なり、鈴木汪曰く、按上下文皆云下東國、不云之地、疑地字衍、之楚得成爲句、亦穩と云へり、正解に楚得成楚之事得成也、言楚入地立太子也と見えたり、〔故曰可以請行也〕關修齡曰く、高本無此句、注云、曾此七字不作注、愚謂、曾本爲正、此類覆說事驗と云へり、

謂楚王曰、齊欲奉太子而立之、臣觀薛公之留太子者、以市下東國也、今王不亟入下東國、則太子且倍王之割、而使齊奉己、楚王曰、謹受命、因獻下東國、故

【通釋】記者擬設して述べて曰く、抑〻蘇子が行はむと謀る事は、一には是非とも請ひて彼の國に參らむとす、又二には新王をして急速に地を入れしむべく、又三には益〻楚の地を分ち取るべく、又四には太子の爲に眞實の計にして、楚より益〻地を入れしむべく、又五には別に擁立せる楚王の爲に齊に質たる太子を追ひ遣らしむべく、又六には太子に眞實にして急速に去らしむべく、又七には蘇子を薛公より惡ましむべく、又八には蘇子が爲に封地を楚に移さむことを請はしむべく、又九には人をして薛公に說きて蘇子を親好せしむべく、又十には蘇子をして自ら薛公に其の事實を明白に解說せしむべし、以上十條、是れ其の要目なりとなり、

【解義】〔蘇子之事〕岡井叔皮曰く、此以下十句、著ス書ヲ者、敍ニ列ス於蘇秦此ノ一事ニ萬變有ル利也、蘇子謂ヒテ薛公ニ曰以下、設ケテ敍ニ列ス上十句之細目ヲ一と云へり、〔楚王云云〕正解に、楚王ハ非ズ楚ニ實ニ有ル王、齊留ム太子ヲ、楚若シ立ツ王ヲ、則チ使メシ其ノ王ノ然ラ一也、と見えたり、〔可以使蘇子云云〕岡井叔皮曰く、未ダ無シ此ノ一節之應一と云へり、蓋し脫文ならむ、

蘇子謂ヒテ薛公ニ曰ク、臣聞ク、謀泄ルル者ハ、事無ク功、計不ル決セ者ハ、名不ラ成、今君留ムル楚ノ太子ヲ者ハ、以テ市ハムト下東國ヲ也、非ズンバ亟カニ得ルニ下東國ヲ者、則チ楚之計變ゼム、變ゼバ則是レ君抱キテ空質ヲ、而負ハム名ヲ於天下ニ也、薛公曰ク、爲スコト之ヲ奈何セン、

【大意】蘇子が計畫の第一條を述べたり、

【通釋】以下十條、記者假りに蘇子と薛公との身に擬して、前段の條目を逐次說明して言ふと知るべし、さて第一に蘇子の曰く、愚臣の承はる所には、すべて謀は密を貴ぶといふ、若し其の事の未發にして露はれ、人に知られむには、其の甲斐なく、又其の方針決定せざる時は、所謂る無方針にて、事は成し遂げらるゝものにあらずと承はる、さて今貴公は楚の太子を引留めてあるは、要するに楚の地を求むる口實とせむが爲なるべし、然れば急速に楚の地を手に入れ給はぬ時は、楚の方針も一變せむか、若し一變の曉に

り、〔市其下東國〕正解に、東國國都之東、居ニ下流一、故曰ニ下東國一、昭十四年左傳、楚子使ニ然丹・簡ニ上國之兵一、使三屈罷簡ニ東國之兵一、疏云、以ニ水皆東流、西方居ニ上流一、故謂ニ之上國一、西爲レ上則東爲レ下、是也、蓋東國近レ齊と見えたり、〔郢中立王〕正解に郢楚都也と、〔是我抱空質〕高注に、楚自立レ王、質之無レ益、故曰レ抱ニ空質一也と見えたり、〔不義云云〕正解に留ニ太子一以求レ地、不義也と、

蘇子曰、不然、郢中立王、君因謂ニ其新主一曰、與ニ我下東國一、吾爲レ王殺ニ太子一、不レ然、吾將下與ニ三國一共立上之、然則下東國必可レ得也、

【大意】蘇子が是非とも太子を留めて地を割くことを實行せよといふを述べたり、

【通釋】蘇子、薛公に對へて曰く、否否、公の言然るべからず、若し楚の王の方に於て、更に別の嗣王を立てられむ時には、かくいはるべし、我が方に其の一少地を與へよ、然らば吾れは其の恩を德として我れに質子たる太子を殺して、後の患なからしめむとす、然れども若し我が方の說を聽かずんば、秦韓魏の三國と共に太子を立てむ、然る時は、御地は自然我が手に入らむとすと述べ給へといふ、

【解義】〔與三國云云〕脫注に齊嘗與ニ秦韓魏一敗レ楚、三國謂レ此と見えたり、

蘇子之事、可ニ以請行一、可丙以令ニ楚王亟入乙下東國甲、可ニ以益割ニ於楚一、可下以忠ニ太子一、而使中楚益入上レ地、可下以爲ニ楚王一走中太子上、可下以忠ニ太子一、使中之亟去上、可ニ以惡ニ蘇子於薛公一、可下以爲ニ蘇子一請中封於楚上、可丁以使人說ニ薛公一、以善乙蘇子甲、可下以使ニ蘇子自解中於薛公上、

【大意】蘇子が謀る條目を列擧せるにて、記者擬設の辭を述べたり、

恐、乃使太子爲質於齊、以求平、三十年、秦昭王遺楚王書曰、今聞君王乃令太子質於齊以求平、寡人與楚接境、故爲婚姻、所從相親久矣、而今秦楚不驩、則無以令諸侯、寡人願與君王會武關、面相約結盟而去、楚王患之、懷王子子蘭勸王行、秦因留之、楚大臣患之、相謀曰、吾王在秦不得還、太子爲質於齊、齊秦合謀、則楚無國矣、乃欲立懷王子在國者、昭雎曰、王與太子俱困於諸侯、而今又倍王命而立庶子、不宜、乃詐赴齊、齊湣王謂其相曰、不若留太子、以求楚之淮北、相曰、不可、郢中立王、是吾抱空質、而行不義於天下也、或曰、不然、郢中立王、因與其新王市曰、予我下東國、吾爲王殺太子、不然、將與三國共立之、然則東國必可得矣、齊王卒用其相計、而歸楚太子、太子橫至、立爲王、是爲頃襄王云云、據之、則此策蓋謂、楚大臣諱懷王之囚、作告齊曰王死、以請納太子、故記者書曰楚王死、楚策、云爲太子之時、得於齊、懷王薨、太子辭於齊王而歸者、亦同意

蘇子謂薛公曰、君何不留楚太子、以市其下東國、薛公曰、不可、我留太子、郢中立王、然則是我抱空質、而行不義於天下也、

【大意】蘇子が薛公に說きて、太子を留めて楚の地を取らむとするを述べたり、

【通釋】蘇子、薛公に說きて曰く、君は如何ぞ彼の楚の太子を引留めて、其を口實にして彼の國を取る材料とはせられざると云へば、薛公、否否、不可なり、其の故は、たとひ我が國にて太子を引留めたりとて、彼の國に於て他の太子を嗣王と定めむ時には、此の太子は無用の長物となりぬべし、然る時は此の太子ありとも、無用の人質を固執して、我れには利なく、反りて天下には太子を引留め口實を設けて土地を割き取りたりと云はれむは、得策とも覺えずと反對せる、

【解義】〔蘇子云云〕鮑注に元作秦、下竝同、秦死至是二十年矣、此非代則厲也と見え、又吳注に字誤、下竝同と見えたり、又高本も秦に作れり、而して薛公は田嬰也と見えたり、但し正解には田文と爲せ

死と云へり、正解に值猶會也、爲理也と見えたり、
〔君必解衍〕高注に解說衍於張儀也と見えたり、又鮑注に解說衍於儀、使之釋怨と見えたり、

衞君爲告儀、儀許諾、因與之參坐於衞君之前、犀首跪行、爲儀千秋之祝、明日張子行、犀首送之至於齊疆、

【大意】衞君の解說に因りて、衍儀兩人の交情融和したるを述べたり、

【通釋】衞君は衍の申せる所に從ひて、其の旨を張儀に告げらるれば、張儀其の說に從ひぬ、是れより兩人竝に衞君の前に坐しぬれば、犀首は恭しく進みて、張儀の身の幸福あらむを祝して之を賀し、明日張儀が出立に際しては、犀首は之を送りて齊の國境まで至りぬ、

【解義】〔參坐云云〕正解に參坐三人竝坐也と見えたり、親しくなれるをいふ、〔千秋之祝〕萬歲の壽の如し、但萬歲を千秋に改めたるのみ、

齊王聞之、怒於儀曰、衍也吾讎、而儀與之俱、是必與衍鬻吾國矣、遂不聽、

【大意】衍儀兩人の融和せるを以て齊を賣るものとして、儀の策を用ひられざる由を述べたり、

【解義】〔遂不聽〕鮑彪曰く、此一時岌乎殆哉、一言一動、盡爲機穽、豈可與同群哉、此在衍術中、而不悟、是以知儀之疎也、故其智暗於秦、其辨屈於軫、而此謀敗於衍と云へり、

○楚王死、太子在齊質、

【大意】蘇子が楚懷王の薨後太子の齊に質たりしものを利用して、武貞君となりしを述べたり、而して本條は楚太子が齊に質たることを敍せり、

【通釋】楚懷王、秦に入りて還らず、遂に秦に客死す、時に太子、齊に質として留められ、歸るを得ず、蓋し齊は之を利用して地を割かむとするなり、

【解義】〔楚王死云云〕岡井叔皮曰く、楚世家、懷王二十九年、秦破楚、楚軍死者二萬、殺將軍景缺、懷王

策に見ゆ、〔戰於承匡〕鮑注に本宋地、見陳留襄邑注と見え、又吳注に、大事記、襄陵故宋之承匡、襄牛之地、宋襄公所築、故曰襄陵と見えたり、

張儀謂梁王、不用臣言以危國、王因相儀、儀以秦梁之齊合横親、

【大意】張儀が秦梁齊の連横を果せるを述べたり、

【通釋】張儀、梁の齊と戰ひて勝たざるは、怨敵犀首の策に基づけるを見て、直ちに梁王に說きて曰く、大王の臣犀首は愚臣が計を用ひられざるが爲に、大王の爲に善からぬ事生ぜむかと思はると申せば、梁王然らばとて儀を相とせられぬ、是に於て張儀は秦と梁との威勢を肩に著て、齊に之きて三國連横を作るに至りぬ、

【解義】〔以危國〕正解に言衍不用儀言也と見えたり、〔王因相儀〕鮑注に魏九年、此十四年と見え、又吳注に此四年と見えたり、〔合横親〕關修齡曰く、高曰合秦之横與山東六國從親也、愚謂、之猶連也、言秦梁與齊、結連横之親也と云へり、關說に依るときは、以秦梁之齊と讀むべし、

犀首欲敗、謂衞君曰、衍非有怨於儀、値所以爲國者不同耳、君必解衍、

【大意】犀首が衞君に說きて、張儀の連横を敗らむとするを述べたり、

【通釋】犀首は張儀の策の成らむとするを見て、之を敗らむと欲する折しも、張儀が衞を過ぐるを以て、奇貨居くべしとなして、之きて衞君に說きて曰く、衍は張儀と別に怨恨のありといふにはあらず、只其の政治の方針の同じからぬが爲に、外よりは怨恨あるがごとくに見らるゝなり、願はくは大王、衍の意中を張儀に說きて、怨みを霽らさむやうにせられよといふ、

【解義】〔犀首欲敗〕鮑注に敗其横事と見えたり、〔値所以爲國云云〕岡井叔皮曰く、修齡曰、値恐直字訛、彪按、値適然之辭、韓文薛戎墓誌云、値冕亦病且

罷而伐與國、廣鄰敵、以自臨而信儀於秦王也、此臣之所謂託儀也、王曰、善、乃止、

【大意】秦王が張儀の策を聽かれたるを擧げて、齊王に梁を伐たしめたる策を述べたり、

【通釋】張儀、齊王に說きて曰く、秦王は張儀が申したる所を然るべき事と思はれ、兵車三十乘を以て張儀を梁に送り入れられしに、齊王は案のごとく梁を伐たむとせらる、是のごとくにては、大王は疲弊を招き給ふ上に、一方には同盟の國を伐ち、鄰國には敵國を作り、而も外國との關係に就きて申さば、自身には此の事件の爲に親から張儀が前に秦王に申したる事實を秦王に證明せらるゝ事に相成らむ、此れ愚臣が前に大王が張儀を秦王に固く附け置かるゝものなりと申したる所以なりと辨じければ、齊王は實にもと思はれて、梁を伐たむことを止められぬ、

【解義】〔王內自罷云云〕罷は疲と通ず、鮑注に音疲、勞レ師故と見えたり、又正解に與國謂レ魏也と見えたり、〔廣鄰敵〕關修齡曰く、廣猶レ多也と云へり、〔以自臨云云〕鈴木弘曰く、自臨は親ら兵を以て梁を攻むるなりと、正解には以自疑 當レ作二外自一と見えたり、案ずるに、此れ齊の魏を攻むるは、適、鄰國の敵を多くして、己れは自ら兵を以て苦しむに至るを云ふ、〔信儀於秦王〕高注に使二儀言信一於二秦王一也と見えたり、〔乃止〕高注に止不レ伐レ梁也と見えたり、○稷文熙曰く、儀此策可レ行レ於レ秦、不レ可レ行レ於レ齊也、且秦之伐レ韓、何補レ於レ齊、何補レ於レ魏、韓小弱不レ能レ支、齊必踵レ魏、故事安在二其厚託一レ儀耶と云へり、尙鮑吳二氏の說あり、參照すべし、

○犀首以レ梁與レ齊戰二於承匡一而不レ勝、

【大意】公孫衍が張儀の秦梁を以て齊に連橫せしめたるを敗りたるを述べたり、而して本條は公孫衍が梁の爲に戰ひて負けたるを敍せり、

【通釋】犀首は魏人なり、梁を以て齊と戰はしめて、承匡の地にて敗軍に及べり、蓋し張儀が連橫を敗らむの計畫なり、

【解義】〔犀首云云〕犀首は魏の公孫衍なり、既に秦

儀也、

【大意】張儀が齊王に說きて、梁を伐つことを罷めしめむとするを述べたり、

【通釋】前に楚に使者を送り、又楚の使者と共に齊に之かしむ、こと畢りて後、張儀は、其の關係を以て齊王を說きて曰く、大王には殊の外張儀を憎まるゝがごとし、然れども誠に懇ろに張儀を秦王に附けらることは此の上もなく嬉しく思ふ所なりといふ、

【解義】〔齊楚之事已畢〕事とは使の事を指す、〔厚矣王之託云云〕本來は王之託儀於秦王也厚矣と云ふべきを、倒句法を用ひたるなり、論語に鮮矣仁とあると同法、

對曰、是乃王之託儀也、儀之出秦、因與秦王約曰、爲王計者、東方有大變、然後王可以多割地、齊王甚憎儀、儀之所在、必擧兵而伐之、故儀願乞不肖之身而之梁、齊必擧兵而伐梁、梁齊之兵、連於城下不能去、王以其間伐韓、入三川、出兵函谷、而無伐以臨周、祭器必出、挾天子、案圖籍、是王業也、

【大意】張儀は齊王に己れを秦に託けられたりと申せる理由を說くを述べたり、

【通釋】本文の通釋は既に上文秦王に說ける所に出でたれば、多く省略に從ふべし、但し首文は、齊王がいかで子を秦に託けたることあらむとありしに就きて對へて曰く、是れ乃ち大王が愚臣を秦王に固く附け置き給ふと申せる所以なり、愚臣が山東に出發の際、秦王と固く契約して、次のごとく申したり、(以下、上文の釋、參考すべし)

秦王以爲然、與革車三十乘、而納儀於梁、而果伐之、是王內自

設文物彝器、因謂祭記也と見えたり、又鮑注に、周有先周宗社禮器、諸侯所不備、今必出以賄秦と見えたり、〔挾天子云云〕高注に、周西周王城也、天子所都、以兵臨之、祭器可出、而挾天子、案其圖籍、故曰此王業也と、案ずるに圖籍とは、地圖と名籍とをいふ、案とは檢する意、史記蕭相國世家に、何獨先走丞相府、收圖籍、是以具知天下戶口阨塞と見えたるを參照すべし、又秦策の司馬錯與張儀爭論於秦惠王前の章に見えたり、

王曰、善、乃具革車三十乘納之梁、齊果擧兵而伐之、

【大意】 秦王が張儀に聽きて張儀を梁に納れ、齊が果して梁を伐つ事を述べたり、

【通釋】 秦王は張儀の論を面白き策なりと思はれて、乃ち兵車三十乘を具へて、張儀を梁に送らる、案のごとく齊は張儀が梁に在りと知りて、大軍を起して梁を攻め立てたり、

【解義】 〔革車云云〕兵車なり、革を用ひたるより云ふ、高注に革車兵車也、納張儀於梁也と見えたり、

梁王大恐、張儀曰、王勿患、請令罷齊兵、乃使其舍人馮喜之楚、藉使之齊、

【大意】 梁が齊より伐たれむとするを、張儀の計もて止めむとするを述べたり、

【通釋】 梁王は齊より伐たれむと聞かれて大に之を恐る、張儀說きて曰く、大王患へ給ふべからず、愚臣希はくは愚計を廻らして齊の伐つことを罷めしめむとて、乃ち其の舍人馮喜と申すものを楚に遣はし、又楚の使に借りて齊に使せしめぬ、

【解義】 〔藉使之齊〕岡井叔皮曰く、藉借也、言借楚之使事而使於齊也、蓋儀欲令齊不覺己之所遣也と云へり、

齊楚之事已畢、因謂齊王、王甚憎張儀、雖然、厚矣王之託儀於秦王也、齊王曰、寡人甚憎儀、儀之所在、必擧兵而伐之、何以託

最勝の工夫とては、東方諸國互に攻戰の後、諸侯の地は多く大王の御手に入るべし、山東諸國平和にては決して大王の意のごとくなるべからずといふ、

【解義】〔東方有大變〕大變とは、山東諸國に合戰あることをいふ、以て大變といふ字面は、我が邦今日のごとき意にあることを見るべし、〔可以多割地〕鮑注に、割諸侯地と見えたり、正解には言東方有攻戰、然後秦可以多割取諸侯地と見えたり、

今齊王甚憎張儀、儀之所在、必擧兵而伐之、故儀願乞不肖身而之梁、齊必擧兵而伐之、齊梁之兵連於城下、不能相去、王以其間伐韓、入三川、出兵函谷、而無伐以臨周、祭器必出、挾天子、案圖籍、此王業也、

【大意】張儀が山東諸國の動亂に乘じて、王業をなすべきを述べたり、

【通釋】張儀は更に秦王に說きて曰く、今や齊王は甚しく張儀を忌み嫌はる、其の所以は、張儀がある國には、必ず大兵を出して之を伐たるゝに因りて知れり、されば小臣は、何卒暫時暇賜はりて梁に參らむ、彼の地に參らば、齊は必ず大兵を起して梁を伐たむ、かくて齊梁の軍勢梁の城下に充滿して、互に引くことも叶はねば、大王は其の際に乘じて先づ韓を伐ちて三川に攻め入り、さて又軍勢を函谷關方面に進め、わざと合戰せられずして、周の國に向ひて威勢を示し給はゞ、周室は大に畏れて、傳國の寶器は必ず大王の御手に入らむ、かくて天子を頭に戴き、周室の記錄に據りて以て天下に命令を發し給はむこそ、甚だ易きなれといふ、

【解義】〔乞不肖身〕身の暇を賜はらんことを謂ふ、不肖自身は、張儀自身の身を謙遜して云へるなり、〔連於城下〕高注に於梁城下と見えたり、連とは解けざるを云ふ、〔入三川〕關修齡曰く、三川宜陽邑也と、〔出兵函谷〕高注に、從函谷關東出也と見えたり、〔祭器必出〕史記索隱に云く、凡王者大祭祀、必陳

といふ意なり、何孟春曰く、僻陋隱居、最易㆑爲㆑全、不㆑務㆓完守㆒、而爭效㆑地、是爲㆓最愚㆒と云へり、「今大客云云」鮑注に禮大行人掌㆓大客之儀㆒と見えたり、但し此には高注の大客謂㆓張儀㆒也の解に從ふべし、「魚鹽之地」魚を漁し鹽を製する地にして、畢竟財源の地をいふ、○穆文熙曰く、不㆑言㆑齊而言㆑趙、又先言㆑魯、魯趙勝不㆑免㆑於㆑破㆑國、況一敗乎、總見㆓强秦之不㆒㆑可㆑不㆑事也と云へり、

○張儀事㆓秦惠王㆒、惠王死、武王立、左右惡㆓張儀㆒曰、儀事㆓先王㆒不忠、言未㆑已、齊讓又至、

【大意】張儀が秦武王に貶けられむとするを、反りて利を以て王を誘ひ、以て自身の罪を脱したるを述べたり、而して本條は、其の始め貶けられむとするを敍せり、

【通釋】張儀、連橫の策を以て秦の惠王に事へて功あり、惠王薨じ、武王嗣いで王となる、此に於て王の近侍にして常に張儀を惡める者、王に說きて曰く、張儀は先王に奉仕して宜しき事なしと申しも果てぬに、齊王よりは、張儀を用ひらるゝことの宜しからぬ旨を責めらるゝ使者參りければ、今度こそ張儀は貶けられぬべしとて互に悅び合ひぬ、

【解義】「言未已云云」已は畢るの意、鮑注に儀嘗曰、儀之所㆓甚憎㆒無㆑大㆓齊王㆒、則儀齊所㆑惡也、而秦任㆑之、故齊以㆑此責㆑秦と見えたり、又史記に、武王自㆘爲㆓太子㆒時㆖不㆑悅㆓張儀㆒、及㆑卽㆑位、群臣多毀㆓短之㆒と見えたり、彼此參照すべし、

張儀聞㆑之、謂㆓武王㆒曰、儀有㆓愚計㆒、願效㆓之王㆒、王曰、奈何、曰、爲㆓社稷㆒計者、東方有㆓大變㆒、然後王可㆓以多割㆒㆑地、

【大意】張儀は便計を以て武王の怒を避けむとするを述べたり、

【通釋】張儀は王の左右の者の親しく毀短する由を聞きて、武王に申して曰く、小臣には愚昧なる計略あり、聊か言上せむ、大王の爲に工夫を廻らせば、其の

りて博關に打向はむには、貴國の首都出城ともに誰れか一人安穩にあるべき、一旦敵とならば、いかに後悔ありとも、いかでか甲妻あらむや、されば大王にはよく／＼熟考ありたきものなり、

【解義】〔今秦楚嫁子取婦〕關修齡曰く、嫁レ子、謂下以二レ女妻レ人、取レ婦謂三取レ女爲二子之婦一と云へり、〔爲昆弟之國〕關修齡曰く、禮昏姻爲二兄弟一と云へり、〔魏效河外〕綱鑑に河外河之南邑、謂二同州華州地一也と見えたり、〔趙入朝黽地〕高注に趙入レ秦朝レ於二黽池一と見えたり、鮑注に黽池屬二弘農一と見え、又吳注に今河南府黽池縣、水經注、穀水出二崤東馬頭山穀陽谷一、東北流歷二黽池川漢一、景帝因二崤黽之地一以爲レ縣、黽彌盡彌兗二反と見ゆ、程恩澤曰く、案　黽池本山名、玩二策文入字一、當時似レ有二關隘一と、〔涉河關〕鮑注に河關屬二金城一、史作二清河一是也と見え、又吳注に河之關亦通と見えたり、〔指博關〕鮑注に蘇秦傳注、齊威六年晉伐レ齊至二博陵一、東郡有二博平一、以爲二博關一、今按　秦山有レ博、亦近レ齊也と見え、又吳注に、後語注云、今兗州博城縣有二古關一、是博關、司馬貞云、在二博州一と見えたり、但し岡井叔皮曰く、按　指疑　詣字誤、詣至也と云へり、

齊王曰、齊僻陋隱居、託二於東海之上一、未三嘗聞二社稷之長利一、今大客幸而教レ之、請奉二社稷一以事レ秦、獻二魚鹽之地三百里於秦一、

【大意】張儀の論に依りて齊が秦と連横する旨を述べたり、

【通釋】齊王は張儀の段段と說き立てたるを聽かれて、遂に連横せむと思はれ、さて曰はるゝやう、我が國は風俗卑俚都に遠ざかり、東海の岸に偏り居りて文化開けざれば、今迄に國家永遠の福利を進むるを知らざりしに、今貴國の大使に依りて此の事を知れるは深く嘉する所なり、されば今よりは我が國家永久の計の爲に、謹みて連横の約を結びて、之を變ふることあるべからず、其の證として、數多の收益ある地三百里を大王に獻上せむ、然るべく之を處理せよとありき、

【解義】〔齊僻陋隱居〕中國に遠ざかりたる邊鄙の國

合戰と同じ事ならむ、秦趙共に河漳の岸に戰ひ、再戰して趙は再度の勝利あり、又番吾の麓に戰ひて、再戰して再度の捷を得たり、都合四箇度の合戰にて、趙は軍勢二三十萬人を亡ひて、首都の邯鄲辛うじて存するを得たり、是れ即ち秦に打勝ちたる名はありとも、結局趙の破滅に及びしは何の所以ぞ、是れ亦秦が强大にして、趙は弱小の國なるが致す所なるべし、されば助けなきの小國は、終局の勝利を得むことあるべくもあらず、

【解義】〔齊與魯三戰〕鮑注に魯戰勝齊、史傳不書、時魯故在、有亡形耳と見え、又吳注に此取譬之說、猶孟子言鄒人與楚人戰、與下文不同と見えたり、〔今趙之與秦也〕正解に與秦猶於秦也、林夢鶴曰、齊以趙爲之障蔽、故擧而言之也と見えたり、〔戰於河漳之上〕鮑注に史不書、說文濁漳出上黨長子鹿谷山、東入清漳、清障出沾山大黽谷、入河南、漳出南郡と見えたり、〔戰於番吾之下〕鮑注に史不書、蘇秦傳注、常山有蒲吾と見えたり、

今秦楚嫁子取婦、爲昆弟之國、韓獻宜陽、魏效河外、趙入朝黽池、割河間以事秦、大王不事秦、秦驅韓魏攻齊之南地、悉趙涉河關、指博關、臨菑卽墨、非王之有也、國一日被攻、雖欲事秦、不可得也、是故願大王熟計之、

【大意】秦韓魏趙皆連橫しぬれば、齊も亦宜しく連橫すべきを勸むるを述べたり、

【通釋】今夫れ秦と楚と互に緣組ありて、兄弟の關係を固めたれば、其の親しきこと、他の諸國の比にあらず、されば之を見て韓は宜陽を獻じて好みを結び、魏は河外の地を贈り、趙も亦黽池まで出でて參朝するのみにあらず、河間の地を分ちて秦に眞心を效して我れ劣らじと約束を固む、然るに大王に於て秦に結び親しみ給はざるに於ては、秦は之を怒りて韓魏の軍兵を眞先きに立てゝ、貴國の南方に打入らしめ、又一方には趙の全軍を繰出して、河關を直渉りに渉

大王此等の説を聞かれて、只其の辯口を悦びて深く其の眞相を推し究められざる時は、甚だ要領を得ぬ事あるべし、元來彼の合從家は、皆互に組合ひ意見を同じうして、異口同音に其の説の世に優れたる由を言ひ立つれども、是れ最も心得難きことなり、以下に其の所以を述べむ、

【解義】〔張儀爲秦云云〕鮑注に、儀傳連横在鄭袖出儀後、説禁魏韓齊趙、卒説燕歸報、而惠王死、則此當秦十四年、此十三年と見え、又吳注に湣王二年と見えたり、〔大王覽其説〕覽は攬の意として解すべしと諸家注せり、其の説に引き取らるゝをいふ、岡井叔皮曰く、史覽作賢、高曰、覽受也、碕曰、覽攬通と云へり、〔從人朋黨比周〕正解に從人爲合從者、謂蘇秦也、覽其説、謂爲其説所引取也、儀説魏亦曰、從人多奮辭云云、人主覽其辭、牽其説と見えたり、鮑注に比周親周相庇也、與論語意異と見え、又吳注に猶傳言相與比周と見えたり、

臣聞之、齊與魯三戰、而魯三勝、國以危、亡隨其後、雖有勝名、而有亡之實、是何故也、齊大而魯小、今趙之與秦也、猶齊之於魯也、秦趙戰於河漳之上、再戰而再勝秦、戰於番吾之下、再戰而再勝秦、四戰之後、趙亡卒數十萬、邯鄲僅存、雖有勝秦之名、而國破矣、是何故也、秦强而趙弱也、

【大意】本條は齊魯の戰に就きて小國の不利なることを述べたり、

【通釋】愚臣承り及ぶ所は、貴國が魯と合戰の時、魯は如何にしけむ、度度勝利を得たりしかど、國は疲弊して、やがて滅亡に及ばむとす、是れ勝利の名ありといへど滅亡の實を現ずるは、抑〻何の所以ぞや、卽ち貴國は大國にして魯國は小國なるが所以なるべし、今又趙と秦と合戰に及ばむには、猶貴國と魯國との

たるものと固く信じたりければ、思ふさま秦軍と戰ふ時に當りて、按のごとく楚趙兩國は遽かに兵を起して韓を援ひしかば、齊は此れより兵を起して燕を攻め、三十日にして遂に燕の地を悉く攻め取りぬ、

【解義】〔韓自以云云〕以は「おもへらく」と訓ず、固く思ひ信じたるをいふ、〔三十日云云〕鮑注に燕噲七年、此十年と見え、又吳注に此齊宣王所謂五旬而擧之者、（孟子に見ゆ）大事記、改三爲五と見えたり、又吳注に史記、大事記等を引きて、此の戰の異同年代等を述せり、參看すべし、

○張儀爲秦連横、說齊王曰、天下强國無過齊者、大臣父兄、殷衆富樂、無過齊者、然而爲大王計者、皆爲一時之說、而不顧萬世之利、從人說大王者、必謂齊西有强趙、南有韓魏、負海之國也、地廣人衆、兵强士勇、雖有百秦、將無奈我何、大王覽其說、而不察其至實、夫從人朋黨比周、莫不以從爲可、

【大意】張儀が連横說を以て齊と秦とを連横せしむるを述べたり、而して本條は張儀が齊王に合從說の至實を知らざるを說くを敍せり、

【通釋】張儀、秦の爲に連横せむとて、齊王に說いて曰く、天下の强國と申す者を擧ぐれば、貴國に過ぎたるものなし、貴國の大政を與る重臣、さては同族の御歷歷達の數多繁榮におはすこと、貴國に過ぎたるものなし、然りといへども大王の爲に計策を立つるには、いづれも皆一時を彌縫せむとする說のみにして、絕えて永遠の福祉を存ずるものもあらず、彼の合從家の大王に說くものゝ申すやうは必ず曰く、貴國は西に强趙を控へ、南に韓魏を受けて、海上に臨める國勢なり、此のごとく天然の形勝の國にて、土地の廣く、人民の衆く、而も兵士は强く、軍將は眞の元氣に富みたれば、たとひ百萬の暴秦を敵とせらるゝとも、貴國には手を下すべきにあらずとのみ申すと覺ゆ、

レ鄕之誼一、然終不レ能レ却レ秦、蓋齊不レ得二天下之勢一也と云へり、能く大局に通じたる見地と謂ふべし、

田臣思曰、王之謀過矣、不レ如レ聽之、子噲與二子之國一、百姓不レ戴、諸侯弗レ與、秦伐レ韓、楚趙必救レ之、是天以レ燕賜レ我也、

【通釋】此の時齊の臣田臣思と申す者、進み出でて曰く、大王の御謀は韓を救ふとあれども、表面に之を聽して實は之を救ひ給はざるが然るべし、其の故は、燕王子噲は其の相子之に國を讓りて、古昔の唐堯の舜帝に禪讓せられしに倣はれたりといへど、國民皆子之に心を寄せて仕ふるものなし、甚だ不人望なりといふ、此の如くなれば、諸侯も亦燕王の突飛なる行爲に對して之に從はず、然るに今や秦が韓を伐つに當り、中國事あれば、常に燕は孤立の位地に立つなり、然れば御國より其の間に乘じて燕を伐ち給はゞ、必ず御心のまゝに相成らむ、是れ實に天の與ふる所と申すべきなりといふ、

【解義】〔不如聽之〕岡井叔皮曰く、高曰聽レ伐レ韓也、非レ是、按　聽レ救レ韓也、言　但許二其請一不二敢戰一也、故下文云、乃許二韓使者一而還レ之、と云へり、又正解には、此下疑　脫二勿レ救二字一、愚亦以三下文許二韓使者一知レ之、聽卽許也、言二許レ救而不レ救と見えたり、〔子噲云云〕子噲は燕王の名、子之は燕相の名なり、時に子噲、蘇代の說を用ひて、燕國を子之に讓りし事、史記の燕世家に見ゆ、〔是天云云〕關修齡曰く、高本注云、劉無三下字一、曰、我臣思自謂也、愚謂、宜レ除二下字一、史亦無レ之、秦楚三晉皆有レ事、則燕孤而無レ援、齊承レ間伐レ之、必大得レ志矣、是天賜レ齊と云へり、

王曰、善、乃許二韓使者一而遣レ之、韓自以得二交於齊一、遂與レ秦戰、楚趙果遽起レ兵而救レ韓、齊因起レ兵攻レ燕、三十日而擧二燕國一、

【通釋】齊王は田臣思の策を面白しと聽可ありて、乃ち韓の使者に救はむことを聽す旨を傳へしめて之を還されぬ、韓はかくとも知らず、專ら齊の援兵を得

じ、其れに反して必ず南の方楚を攻めむ、かくて楚と秦と戰端を啓くことゝ成らむ時は、三晉は貴國が自國に合從せざるを怒りて、秦楚戰爭に乘じて、必ず東に向ひて貴國に兵を進めむとすべし、此れ卽ち小臣が以前に三晉に合從せられざる時は後に大なる心配あるべしと申したる所なり、されば大王には、疾く疾く軍勢を出され、三晉と合從して後の煩ひなからむやうにせらるべしと申せば、齊王悅ばれて、直ちに大兵を出して三晉と合從せり、

【解義】〔必東攻齊〕關修齡曰く、三晉怒齊不出師合己、乃閒秦楚構難、必以攻齊、所謂後憂是也と云へり、

○韓齊爲與國、張儀以秦魏伐韓、

【大意】韓齊同盟の際、秦魏共に韓を伐ちしに、齊が韓を援ふを聽して遂に轉じて燕を擧げたることを述べたり、

【通釋】韓齊同盟の時、張儀の計に依りて秦魏合して韓を伐ちぬ、時に韓より援を齊に請へり、

【解義】〔韓齊爲與國〕與國は同盟國なり、高注に相與爲黨與也、有患難相救助也と見えたり、〔張儀云云〕鮑注に儀復相時と見えたり、又吳注に伐韓下有缺文、必著韓之請救、以下文許韓使者知之と見えたるを、正解、岡井叔皮も此の說に從へり、但し鈴木注は一說を立てゝ之を非として曰く、吳氏以下文許韓使者而還之、此句下爲脫韓請救句、非是、按齊王曰云云、此齊聞秦魏之伐韓、謀救也、故章首云、韓齊爲與國、正爲齊王謀救發、又下文許韓使者而還之、蓋旣議之後、韓使者至、許而還之也と云へり、

齊王曰、韓吾與國也、秦伐之、吾將救之、

【通釋】齊王は與國の戰ありと聞きて云はるゝやう、韓は吾が同盟國なれば、此の度の事變に當りて手を空しくすべきに非ず、秦より伐たむとならば、寡人は今より之を救ひ助けざるべからず、群臣かくと心得べしと云はれたり、

【解義】〔吾將救之〕楊愼曰く、齊欲救韓、猶有恤

表裏は、據りて要害と爲すことなり、〔擧齊屬之海〕關修齡曰く、擧得、屬至、愚謂、擧レ國至レ海、言三盡取二其地一也と云へり、〔南面而云云〕關修齡曰く、高曰、面向レ南、愚謂、而讀レ如レ則、言三秦南向攻レ之、則使二三國孤立一矣と云へり、〔北向而云云〕關修齡曰く、高面作レ向、二句說三秦制二其命一、不レ得レ爲二擧レ齊之後一と云へり、〔齊無所出其計〕關修齡曰く、高曰、出猶レ生也、愚謂、此結二上文一、言二六國不レ合之害一と云へり、

今三晉已合矣、復爲二兄弟約一、而出二銳師一以戍二梁絳安邑一、此萬世之計也、齊非下急以二銳師一合中三晉上、必有二後憂一、

【大意】 齊が兵を出して三晉に合せずんば後憂あるべきを述べて、切に合從を勸めたり、

【通釋】 往時蘇秦と申す者、合從を主り、一旦六國合從の親しみ成りしことあるに、今日再度三晉相合從して親しく相成らば、此に於て大に聯合軍を組織して秦が目指せる絳安邑の地を固く守るは、萬代安心の計略なるべし、然りと雖も一旦貴國が此の要地を守ることを打捨てられむには、取返されぬ後悔あるべし、故に貴國は奮つて大軍を起して三晉に合從し給ふべしといふ、

【解義】 〔復爲兄弟約〕正解に蘇秦嘗爲二從親之約一、今復爲レ之、故曰レ復と見えたり、〔出銳師〕關修齡曰く、高曰、銳精銳、愚謂、齊與二三晉一約レ從、而出レ師援レ之と云へり、

三晉合、秦必不二敢攻一レ梁、必南攻レ楚、楚秦構レ難、三晉怒二齊不一レ與レ已也、必東攻レ齊、此臣之所レ謂齊必有二大憂一、不レ如下急以レ兵合中於三晉上、齊王敬諾、果以レ兵合二於三晉一、

【大意】 陳軫の說に同じて齊王が三晉に合從せられしを述べたり、

【通釋】 三晉合從の上は其の力亦侮り難きものあるべし、されば秦も必ず敢て梁を攻むることはあるま

今韓梁之目未嘗乾、而齊民獨不也、非齊親而韓梁疏也、齊遠秦而韓梁近、今齊將近矣、

【大意】齊が近く秦の攻伐に遭ふべきを述べたり、

【通釋】小臣又案ずるに、今日韓梁諸國の連りに攻伐に遭ひて、戰死する者數を知らぬばかりなれば、其の遺族等の悲しみの涙は一日とても乾く間もなし、然るに貴國の民のみはさることもなきは、大王は如何に思はるゝぞ、小臣は是れ全く貴國が秦に親しくて韓梁諸國が秦と親しからぬといふ所以にあらじと思ふなり、結局貴國は秦と相距ること遠くして韓梁は近きに依りて、度度暴狀なる目に遭ふなり、然るに今や韓梁も追追秦の手に入ることと成らむ上は、貴國は秦に近くならむこと極めて知り易き理ならずや、之をいつまでも思はれぬは、大王の御爲然るべからざる事と思ふなり、

【解義】〔目未嘗乾〕鮑注に戰死者多也とあり、乃ち弔して泣く者多きを謂ふ、但し目は一本血に作れり、〔今齊將近矣〕鮑彪曰く、秦兼併韓梁、則境界相接と云へり、故に近からむと云へるなり、

今秦欲攻梁絳安邑、秦得絳安邑、以東下河、必表裏河山而東攻齊、擧齊屬之海、南面而孤楚韓梁、北向而孤燕趙、齊無所出其計矣、願王熟慮之、

【通釋】今秦は梁の絳と安邑を攻め取らむと計ると聞く、もし秦が絳安邑を得ば、東に向ひ黄河を下り、河山を楯に取りて、東方の貴國を攻めむか、然る時大軍一擧して貴國に打入り、貴國を東海の涯までも其の手に入れて、南方楚韓梁を孤立せしめ、又北には燕趙を孤立せしめむ時は、貴國は何の計を以て之に對し給ふか、其の時に及びて後悔ありとも何の益かあらむ、願はくは大王詳かに察して、前途の方針を決め給はむことを、

【解義】〔必表裏河山〕山の字、正解以て衍字となせども、此れ只帶言せしのみ、必ずしも削るに及ばず、

たる慘事ぞや、而も秦の大智なる、譬へば昔しより刀物を出して割くことなけれど、六國互に伐ち合ひ切り合ひて寧日なき有樣ならずや、將又六國互に同じ釜中にありて煮らるゝがごとき鬪爭攻伐をなしつゝ今日に及べりと雖も、秦は一度も薪を出して煮たるにはあらず、然るに六國互に煮合ふやうにするは、全く秦の爲にかゝるあさましき極みを演ずるものなり、如何程秦の智の大にして六國方の理に暗くして迷へるの甚しきかは、今日に於て明かに了解せられたるならむ、願はくは大王偏へに此の判斷あらむことを希ふ所なりといふ、

【解義】〔秦曾不出刀〕岡井叔皮曰く、大事記ニ云、力一作レ刀、彪按、刀當レ作レ刃、韻會刃叶ニ而鄰切一、刃薪押韻也とあるに據りて改む、〔秦曾不出薪〕高注に爲レ秦自相烹煮、秦則不ニ出レ薪然一レ火と見え、又關修齡曰く、愚謂、以ニ割烹一爲レ喩、故割曰レ刀、烹曰レ薪と云へり、

古之五帝三王五霸之伐也、伐ニ不道者一、今秦之伐ニ天下一不レ然、必欲レ反レ之、主必死レ辱、民必死レ虜、

【大意】五帝三王の古事を引きて、秦の暴狀を極言するを述べたり、

【通釋】抑〻古代伏犧神農黃帝、乃至堯舜諸帝のごとき、或は禹湯文武諸王、さては齊桓晉文秦繆諸公、宋襄楚莊諸王のごとき明主の征伐は、必ず天下の害をなす惡人を除くを主とせり、かくてこそ征伐の本意に順ふものなれ、然るに今秦國が山東諸國に向ひて干戈を弄するは決して然らず、必ず古代の明主の征伐に反して、專ら暴戾飽くなき心を肆にして、遂に天下を併合せむと企つるなり、其の證は、諸國の王ともある御身にして多く外國に囚はれの身となりて、遂に其の國に身を終へらるゝか、若しくは人民の死ぬることを擧ぐれば、必ず外國に捕はれて遂に其の地に鬼となるのみなり、是等慘酷の事どもを如何に思はるゝぞと、力を入れていへり、

【解義】〔必欲反之〕高注に曰く、反ニ五帝三王五伯之伐一也と見えたり、〔主必死辱云云〕鮑注に死レ於レ辱と見えたり、然るに岡井叔皮曰く、謂ニ或死或辱一也、下死虜義同、鮑注非と云ひ、又鈴木注も碕允明も此れと同じ、

論にあらず、卽ち諸王の功績立ちぬべしとも覺えず、反りて暴秦の威力を强めて六國は自ら衰弱するのみなり、かくては山東六國の御計らひとしては然るべからず、若し等閑に附せられなば、後に悔ゆとも及び難きことゝ相成らむといふ、

【解義】〔陳軫合三晉云云〕高注に軫時仕魏、故合三晉而東也と見えたり、〔今齊楚云云〕高注に遞更と見えたり、互に攻伐するをいふ、關修齡曰く、愚謂、十三字長句、言六國更伐之甚、與古王者之伐不同と云へり、

能危山東者强秦也、不憂强秦、而遞相罷弱、而兩歸其國於秦、此臣之所以爲山東之患、

【大意】强秦が山東六國の永遠の患なることを述べたり、

【通釋】小臣つらつら按ずるに、將來山東諸國の大苦痛を與ふる者は、實に彼の强秦なり、然れば六國は聯合して、各自に强秦に對する計策をこそ考究すべけれ、然るに六國現時の方針如何と見れば、彼の强秦を以て將來の恐るべきものと思はず、六國互に小せり合ひを成して相互に疲弊して、遂に其の勝ちたる國も負けたる國も皆秦に併合せられむとするは如何なる計策ならむ、此れ小臣が日夕山東諸國の爲に深く心を苦むる所以なりといふ、

【解義】〔遞相罷弱云云〕關修齡曰く、六國更伐、相與疲弱、而彼此皆歸遺其國於秦と云へり罷は「つかる」と訓ず、疲と通用す、

天下爲秦相割、秦曾不出刃、天下爲秦相烹、秦曾不出薪、何秦之智、而山東之愚耶、願大王之察也、

【大意】强秦が山東六國の安危に係る理由を擧げて、齊王の判斷を請ふことを述べたり、

【通釋】小臣又案ずるに、今の天下主に山東六國が年中秦の爲に使嗾せられて互に相攻伐することは、恰も肉を割きて我れと我が身を傷ふに異ならず、何

矣、能自知人、故人非之不爲沮、此齊貌辨之所以外生樂患趣難者也、

【大意】靖郭君が齊貌辨の眞價を知りて待遇せし故に、貌辨も亦身を捨てゝ盡しゝ所以を述べたり、記者の評語なり、

【通釋】當時靖郭君は能く人物を知りて用ひし人と申すべし、故に能く自ら人物を知りて、所謂る適材を適所に置くといふ事をなしゝかば、他人が數多之を非難して近づくべからずと諫むることありとも、之が爲に中途にて止むことなく、飽くまで之を信用して逐はざりき、此の如くなれば、貌辨が二つとなき生命を打捨てて、普通人の難儀と思ふことをも爲し遂げむと望みて、さばかり進み難き齊王と田嬰の中間に立入りて、遂に圓滿なる解決をつけたるは、畢竟靖郭君の人を視る力の天晴れなるに由るものなりと、

【解義】〔所以外生云云〕正解に沮止也、外猶棄也、生人之所欲、而外之、患人之所憂而樂之、難人之所避而趣之所以報知己也、此記者之辭と見えたり、

○秦伐魏、陳軫合三晉而東、謂齊王曰、古之王者之伐也、欲以正天下、而立功名以爲後世也、今齊楚燕趙韓梁六國遞甚也、不足以立功名、適足以強秦而自弱也、非山東之上計也、

【大意】秦が魏を伐ちたる際、陳軫が齊王に說きて、三晉に合せしむるを述べたり、

【通釋】秦大擧して魏を攻む、時に陳軫、魏に仕へたりければ、三晉を連合せしめて東に向ひ、齊に來りて齊王に說きて曰く、古代の王者禹湯文武のごときは、征伐し給ふ毎に、其の要領は天下の亂れたるを正しきに反して、且つは自身の功績を表はして後世萬民の福祉の基とせられむが爲の軍なり、然るに今日貴國を筆頭と致して楚燕趙韓梁の六國の、更攻伐せらるゝの甚しきことは、古代王者征伐の師とは同日の

齊貌辨對曰、敬諾、靖郭君衣威王之衣冠舞其劍、宣王自迎靖郭君於郊、望之而泣、

【大意】宣王の召しに依りて靖郭君が王宮に參ることを述べたり、

【通釋】齊貌辨は齊王の言を承はり、敬みて之を實行せむとて御請申し、さて靖郭君に語りければ靖郭君は其の言のごとく直ちに王宮に參るべきに決めて、やがて先王の曾て召されたる衣冠を著用し、且つ先王の帶びられたる劍を佩き、氣色して參りければ、宣王は自身靖郭君を都城の門外まで出迎へあり、其の容態を見れば、眞に我が先王の御在世中の御有樣と異ならずと思ひ、大に悲しまれ、涙さへ下りて泣かれぬ、

【解義】〔敬諾〕高注に必能使靖郭君來と見えたり、〔衣威王之衣冠〕鮑注に先時所賜と見えたり、〔舞其劍〕舞は「おぶ」と訓ず、關修齡曰く、高本注云、舞劉作帶、呂覽同、說見秦策、其指威王と云へり、〔望之而泣〕關修齡曰く、王望見其似父之容貌而泣と云へり、

靖郭君至、因請相之、靖郭君辭、不得已而受之、七日謝病强辭不得、三日而聽、

【大意】靖郭君が齊王の命に依りて相となり、又辭したることを述べたり、

【通釋】靖郭君、齊王の前に來りければ、王對面ありて、其れより齊の相たるべき由命ありつれど、靖郭君敢て御請せず、然れども推して王命ありしかば、已むを得ず御請しぬ、さて七日ばかりありつて、重き病ありとて强ひて辭退申しゝが、容易に許されず、三日にして始めて聽かれたりき、

【解義】〔因請相之〕高注に請以爲相也と見えたり、〔不得已而受之〕高本之の字なし、又高注に受相印也と見えたり、〔三日而聽〕正解に聽主聽其辭也と見えたり、俗に云ふ御聽濟みありしをいふ、

當是時、靖郭君可謂能自知人

られざる第二の例なりといふ、

【解義】〔受薛於先王〕注に封二嬰於レ薛、閔王也、而曰レ受レ於二先王一、蓋先王有レ旨封レ之と見え、又吳注に史以二田嬰之封一在二湣王三年一、從二通鑑一則在二宣王二十二年一、按嬰自二威王時一任レ職用レ事、而文之言曰、君用レ事、相レ齊、至レ今三王矣、三王者威宣閔也、故大事記、以二嬰卒文立一、附二見於閔王元年一、此策曰、受二薛於先王一、先王之廟在レ薛、則是威王之世、嬰已受レ封、史亦不レ合、索隱引二紀年一、梁惠後元十三年四月、齊威王封二田嬰於レ薛、十月齊城レ薛、十四年薛子嬰來朝、十五年齊威王薨、考二之史一、梁惠王後元十三年、在二今封レ嬰前一年一、不レ得レ爲二威王之世一、亦皆不レ合、惟梁惠前十三年、則正當二威王時一、疑　此處有二差誤一、而嬰之封レ薛、則實威王也と云へり、〔吾獨謂先王何乎〕鮑注に言レ無三以告二於先王一と見えたり、又鈴木注曰く、余云、獨字意、蓋言後王且不レ論、獨謂二先王之於レ已一爲レ何也と云へり、先王は威王を指せり、

宣王太息、動二於顏色一曰、靖郭君之於二寡人一、一至レ此乎、寡人少、殊不レ知レ此、客肯爲二寡人一來二靖郭君一乎、

【大意】宣王が齊貌辨の言に因りて靖郭君の實意あるを知りて、召さむとするを述べたり、

【通釋】宣王は齊貌辨が言に依りて靖郭君の言行に感じ、太き溜息を發し顏色を變へて云はるゝは、靖郭君が寡人に對する心情はさばかりにてありしか、寡人年少にして今日までさることのありしとも露知らずして過ぎつることの口惜しさよ、一度まのあたり對面もして思ふ所を述べたければ、客は何卒して靖郭君を招き來らしむるやうに取計らはれよ、是れ寡人の希ふ所なりと云はれたり、

【解義】〔宣王太息〕鮑注に太息長出レ氣也と見えたり、太き溜息をつくなり、〔動於顏色〕高注に動猶レ發也と見えたり、容子を改めらるゝをいふ、顏つきにあらはるゝを發といふ、動の下に於の字あるは、自然に顏色の上に動き見はるゝを云ふ、動顏色とは少しく意味異れり、〔客肯爲寡人云云〕高注に肯猶レ可也、能爲二寡人一、致二靖郭君身來一不乎と見えたり、

てむこそ、然るべけれと申しければ、靖郭君涙を流して、あゝ畏ろし吾はかゝる事せむこと思ひも寄らずと用ひられざりき、若し彼の時小臣の意見に從ひたらむには、いかで今日の憂き目を見らるゝ事あらむ、是れ小臣を愛することはあらむも、小臣の申すを聽かれざる一例なりと申す、

【解義】〔過頤豕視〕頤は音「イ」、「おとがひ」と訓ず、下顎なり、其の人よりも勝れて大きなるをいふ、鮑注に過謂豐頤過人、豕多反視と見え、又吳注に、呂氏春秋過頤豕視、註頤豕不仁之人、其說未詳、劉辰翁云、過頤卽俗所謂耳後見腮、豕視卽相法所謂下邪偸視と見えたり、〔若是者倍反〕倍、坊本に信に作る、正解に從ひて改む、蓋し呂覽は倍に作れり、〔衞姬嬰兒云云〕高注に郊師衞姬子、宣王庶弟と見えたり、〔必無今日之患也〕高注に無今日見逐之患也と見えたり、〔此爲一〕正解に愚謂、此爲一、言不聽辨之一也と見えたり、下文「此爲二」も亦同意の語なり、

至於薛、昭陽請以數倍之地易薛、辨又曰、必聽之、靖郭君曰、受薛於先王、雖惡於後王、吾獨謂先王何乎、且先王之廟在薛、吾豈可以先王之廟與楚乎、又不肯聽辨、此爲二、

【大意】齊貌辨が靖郭君に其の說の用ひられざる第二の例を述べたり、

【通釋】又尙一例の申すべき事あり、其は楚の相昭陽は、薛の地に靖郭君の到著の後、請ふ事あり、卽ち君の封地薛は我が方に便善き地なれば、數倍大の地と交換を願ひたしといはれし時、小臣は又之を聽き給ふべしと說きたるに、靖郭君之を用ひずして曰く、薛の地は余が先王より賜はりし所なれば、たとひ後王に惡まるとても、先王の御恩を忘れて之を利益とは交換し難し、然のみならず先王の御廟は薛に在れば、余はいかで先王の御廟を他國に渡すがごときことを得むや、決して聽くべからずとて、是れも前の件と同じく、小臣が說を聽かざりき、此れ小臣が說の用ひ

靖郭君之所聽愛夫、

【大意】貌辨が齊に之き、宣王に目見えせしことを述べたり、

【通釋】齊貌辨は靖郭君の許を辭して齊に到りぬ、宣王は靖郭君の愛士の來れる由を聞かれて、心中に怒りあれどさりげなくて對顔あり、貌辨は宣王に見えたれば、宣王より、御身は靖郭君の大切にして萬事意見を聽かるゝといふ、御身は果して其の人かと尋ねらる、

【解義】〔藏怒以待之〕怒りの心を押藏して、さりげなくもてなすをいふ、あらはに怒りを示さざるは、靖郭君を憚かりてなり、〔所聽愛夫〕正解に愛愛二其身一、聽聽二其言一也と見えたり、重く信用する者の意、夫は問ひ尋ぬる辭、

齊貌辨曰、愛則有之、聽則無有、王之方爲太子之時、辨謂靖郭君曰、太子相不仁、過頤豕視、若是者倍反、不若廢太子、更立衞姬嬰兒郊師、靖郭君泣而曰、不可、吾不忍也、若聽辨而爲之、必無今日之患也、此爲一、

【大意】宣王に目見えして、靖郭君が貌辨の說を信用せざる一例を擧げたるを述べて、靖郭君の宣王に忠實なることを辯明したるなり、

【通釋】齊貌辨、宣王が御身は靖郭君の信用厚き大切なる者かと尋ねられしに對して申すやう、否否、小臣を大切なるものとして待遇することの如何は知らねど、信用することはあらず、其の一例を申せば、大王が前に太子にておはしける時、小臣は靖郭君に語りし事あり、其はかくのごとき事なりき、抑〻今の太子の御容貌を拜察すれば、御志し厚き方とも覺えず、御頤常人よりも勝れて大きく、又能く反り視給ふ御習はしあり、是のごとき方は、始めの程は人を御信用あれど、後には之に反し給ふことのあるものなり、其の故にかゝる君は捨てゝ、更に衞姬の御腹の子を立

と見えたり、〔令長子御之〕鮑注に集韻御侍也と見えたり、吳注には爲之御也と見えたり、然れば此は馬を御せしむるなり、

數年威王薨、宣王立、靖郭君之交大不善於宣王、辭而之薛、與齊貌辨俱、留無幾何、齊貌辨辭而行、請見宣王、

【大意】貌辨が今まで愛護せられたる報恩として、靖郭君の爲に盡さむとするを述べたり、

【通釋】二三年許りを經て威王薨去あり、宣王立ちて王となる、然るに、王と靖郭君と仲らひ甚だ圓滿ならずありしかば、暇賜はりて其の封邑薛に行きて、齊貌辨を從へて止まり居ること幾何もあらざるに、貌辨は暇を願ひて都に參り、宣王に見えむことを請へり、

【解義】〔威王薨云云〕坊本、威は宣に作り、宣は閔に作れり、田嬰の薛に封ぜらるゝは閔王の初年にあれば、坊本の方從ふべきに似たり、然れども下に吳師道の説に從へば、猶本のまゝなるべし、〔辭而行〕高注に行去也、去至齊也と見えたり、

靖郭君曰、王之不說嬰甚、公往必得死焉、齊貌辨曰、固不求生也、請必行、靖郭君不能止、

【大意】強ひて貌辨が齊に之かむとするを述べたり、

【通釋】靖郭君は貌辨が辭して齊に之き、宣王に目見え仕らむと願ふを聞き、之を止めて云はるゝやう大王が余と御仲らひ善からぬこと世の常ならねば、公彼の地に行き給はゞ必ず身危からむと思へば、行くことなきに若かずと止めらる、貌辨申すやう、小臣は固より生きて還らむことを欲せず、願はくは是非に許し給はむことをと切に請ひ申しゝかば、靖郭君も爭ひかねて遂に之を許しけり、

齊貌辨行至齊、宣王聞之、藏怒以待之、齊貌辨見宣王、王曰、子

門人弗悅を援きて、其の善みするに足らざることを證據立つるを云ふ。

孟嘗君又竊以諫、靖郭君大怒曰、剗而類、破吾家、苟可慊齊貌辨者、吾無辭爲之、

【大意】齊貌辨が靖郭君に愛せらるゝ深きを述べたり、

【通釋】靖郭君の子、孟嘗君田文も齊貌辨の不人望なる由を述べて、其の父に忠告しければ、靖郭君は大に怒りて、たとひ吾が一家一族全滅になる迄も、貌辨が滿足せむ限りは飽くまでも善く之を待遇せむと思へば、汝輩決して意見がましきことを申すべからずと叱られぬ、

【解義】「孟嘗君云云」孟嘗君は田嬰側室の子、名は文、後父の後を嗣ぎて世に聞ゆ、史記に傳あり、孟嘗は邑の名に取る、吳注に孟嘗邑名、在薛旁、按詩居常與許即此嘗也と見えたり、竊は「ひそかに」と訓ず私になり、「剗而類云云」而は汝と同じ剗は「きる」と訓ず鮑注に集韻剗翦也、以翦草爲喩、而汝也、類族類と見えたり、又岡井叔皮曰く、彪按呂覽破作揆、慊作慊、高誘曰、剗滅、而汝、慊足也、揆度吾家、誠可以足齊貌辨者吾不辭也と云へり「可慊齊貌辨云云」慊は高注慊猶善也、善齊貌辨者吾不辭爲之と見えたり、「吾無辭爲之」鮑注に言有可滿貌辨之意雖家族破滅猶爲之不辭也と見えたり、

於是舍之上舍、令長子御之、旦暮進食、

【大意】靖郭君が他人の言議に拘はらず、貌辨を優遇せるさまを述べたり、

【通釋】前のごとく他人は勿論、吾が子田文まで同じやうに、五月蠅く諫むるを以て、之を止めむが爲に更に第一等の館舍に宿泊せしめ、且つ長子をして其の近侍となさしめ、又朝夕食物を差上ぐる役とならしめて、只管貌辨の歡心を得むと企てしめたり、

【解義】「舍之上舍」鮑注に舍猶甲第と、又吳注に此本高注、按田文傳、傳舍幸舍代舍、索隱云、竝當上中下三等之客所舍之名、以此推之則代舍乃上舍也

聽也、此執政之人事也、而數覽自省察之也、豈是容易哉、故也字在句間、通鑑改之非矣と云へり、按ずるに此の說非なり、也の字、本と覽の字の下にあるべきを、故らに之を倒置したるなり、古文此の法頗る衆し、又按ずるに、安井息軒は五官を解して、五行之官、古者播五行於四時、以立政法、故稱凡掌政事者爲五官也と、姑らく一說とすべし、「王曰諾」諾、坊本に說に作る、正解の說に據りて改む、「已而厭之」已、坊本に五に作る、亦正解に據りて改む、但し通鑑已に作れり、「令與靖郭君」令、坊本に今に作る、令、「して」と訓ずべし、正解に令命也、言王不堪勞、命與嬰使聽治也と見えたり、

○靖郭君善齊貌辨、齊貌辨之爲人也、多疵、門人不說、士尉以證靖郭君、靖郭君不聽、士尉辭而去、

【大意】　靖郭君が愛する齊貌辨といふもの、其の知己の遇に感じて、靖郭君が宣王と不和なるを調和せしことを述べたり、而して本條は齊貌辨が愛せらるに多くの反對ありし由を敍せり、

【通釋】　靖郭君は齊貌辨といふ者と交はり深かりき、さて齊貌辨の人物たる、過失多き缺點ありしかば、靖郭君の門下の人々は皆之を嫌ひたり、然るに士尉といふものあり、靖郭君を諫めたれど聽き入れず、士尉暇賜はりて去りぬ、

【解義】　「齊貌辨」齊人の名、吳注に姚云、古今人表作昆辨、師古引此、按一本標云、修文御覽北堂書鈔同、呂覽作劑貌辨、元和姓纂作崑辨と見えたり、「多疵」高本、疵に作る、注に疵闕病也と見えたり、正解は疵に作り、疵過失也と注せり、吳注に此人蓋有奇節而不修細行者、呂覽作訾と見えたり、「士尉」齊人の名、「以證靖郭君」證は鮑注に證諫也と見えたり、說文に諫也と見え、朱注に齊策、士尉以證靖郭君、假借爲徵、今亦用爲證驗字と見えたり、又六書統に正言以諫也と見えたり、但鈴木注は梅君云、證鮑注諫也、此據說文然、下文有又稱以諫、則此不可以諫訓也、按證與證通、以齊貌辨之疵證之靖郭君之前也と見えたり、今按ずるに、以證とは、

りと同じて、其れより彼の築城の事は止みたりき、

【解義】〔客有於此〕正解に此指海大魚、言於此有說と見えたり、〔不敢以死爲戲〕正解に言不以死爲戲、故雖有說、不敢陳也と見えたり、〔君曰亡〕正解に亡音無、言無誅と見えたり、〔蕩而失水〕蕩は「うごく」と訓ず、正解に蕩郎播蕩流移失所也と見えたり、大浪に搖り揚げらるゝをいふ、〔螻蟻得意焉〕螻は「けら」、蟻は「あり」、共に小蟲の名、能く物を螫し嚙む、正解に得意謂得逞意也と見え、又高注に得意皆飽滿也と見えたり、〔君長有齊〕闕修齡曰く、高本有有字陰字、注云、別本無陰字、愚謂、宜補有字、陰當作則と云へり、〔奚以薛爲〕正解に言不待城薛也と見えたり、〔失齊云云〕失は坊本に夫に作る、正解に夫當作失、韓子淮南子並作失と見えたるに從ひて改めつ、尚鈴木汪曰く、梅君云、夫當作失、與上失水應と云へり、岡井叔皮も亦此の說に從へり、〔雖隆薛之城云云〕高注に隆高也、到至也、高薛城、至於天、猶無益也と見えたり、○穆文熙曰く、客言不城薛、亦平平、但以海大魚三字、開端反走、令人求竟其說、則進言之機括甚妙耳と云へり、

○靖郭君謂齊王曰、五官之計、不可不日聽也、而數覽、王曰、諾、已而厭之、令與靖郭君、

【大意】靖郭君が齊の權を收めむとて、先づ王をして政事に勞せしめ、其の倦厭に乘じて遂に己れに歸せしむるを述べたり、

【通釋】靖郭君田嬰、齊王に申して曰く、五大夫の事を典る者の會計は、大王御自身に之を聞し召して、又其の計簿を檢査せられざるべからずと申しければ、齊王之を聽かれて、暫く其のごとくなされしかど、やがて其の勞苦を厭はれて、遂に靖郭君に委任せられたり、此れより靖郭君の權勢漸く盛になれり、

【解義】〔五官之計云云〕五大夫の事務會計をいふ、正解に五官謂典事五大夫、曾子問、諸侯出、命國家五官、而後行、注云、五官五大夫典事者、是也、計會計也、言日聽五官會計、而又數視計簿也と見えたり、又碕允明曰く、諸注非也、五官之計不可不日

るとも辭し申さずといふ、其の口上の奇拔なるに依りて、靖郭君も特に其の請を許されしに、形のごとく小足に早く走りて君の前に出でて、海の大魚とのみ三言を申すや否や、直ちに走りて本の座に反り來りぬ、其の態度益〻奇拔ならずや、

【解義】［臣請三言云云］高注に已止也、益猶過也、過言請烹、烹煮、謂死と見えたり、正解に烹所謂鼎鑊之誅と見えたり、所謂る釜煎の刑罰なり、

君曰、客有於此、客曰、鄙臣不敢以死爲戲、君曰、亡、更言之、對曰、君不聞大魚乎、網不能止、鉤不能牽、蕩而失水、則螻蟻得意焉、今夫齊、亦君之水也、君長有齊、奚以薛爲、失齊、雖隆薛之城、到於天、猶之無益也、君曰、善、乃輟城薛、

【通釋】靖郭君、唯海大魚の三言のみにては、其の何の意たるを解し難くや思ひけむ、客の意見は、何か此の三言の中にあらむと思へば、其の辨を聞かむといへば、對へて曰く、此の上に一言たりとも增益せば死するにより、此儘暇賜はらむといへば、靖郭君、否否、決して罰することあるべからず、更に其の解說を聞きたしとあれば、客對へて曰く、尊公は彼の海の大魚を知り給はずや、抑〻海中の大魚と申せば、網にても抑へ難く、鉤にても牽き上げられず、さばかりの大魚も一旦大波に搖られて其の居るべき位地を變じて、水なき所に打上げられなば、螻蟻のごとき小蟲が、各〻其の意の任に之を螫し嚙む、只今尊公の居らるゝ齊國の大は、亦尊公の御身には大魚の水に於けると異なることなし、然して尊公は今齊國の頭梁として、御勢力他に及ぶものもあらず、然るに何とて彼の偏小なる薛に城くことの必要あるべき、若し一旦齊を離れて孤立せば、たとひ薛の城がいかに高大なりとも、尊公の害にこそ成らめ御爲にはなるまじきものなりと思へば、彼の築城の御計らひ然るべからず、切に思ひ止まり給へといふに、靖郭君、げに面白き說な

楚に之きて楚王に見えて曰く、抑、魯國や宋國が貴國に服從したるに、齊國が服屬せぬは如何なる所以ぞと申せば、齊國は大國にして、魯と宋とは小國にして力の微なるが爲なり、然るに大王は魯宋兩國が小弱にして、貴國に服從せるを德とせられて、彼の齊國の强大なるを惡しと思召されぬは、小臣が了解に苦しむ所なり、夫れ齊が此の度其の領土を割きて田嬰を封ぜむとするは、自ら其の勢力を分ちて弱くする所以なり、只此の儘にして强ひて之を止め給はぬに若く事なしと申したれば、楚王は其の論至極面白しと思はれて、此の事の爲に田嬰を封ずることを止められざりき、

【解義】〔夫齊之削地〕高注に削分と見えたり、分割するなり、〔是其所以弱云云〕高注に弱小也、齊分ㇾ薛以封二田嬰一、則所三以使二齊小一、故曰ㇾ勿ㇾ止と見えたり、〔因不止〕高注に不四復止三齊封二田嬰一と見えたり、

○靖郭君將ㇾ城ㇾ薛、客多以諫、靖郭君謂二謁者一、無ㇾ爲ㇾ客通、

【大意】靖郭君田嬰が薛に城かむとせる際、海大魚の三言にて之を止めたることを述べたり、

【通釋】靖郭君田嬰、其の封地の薛に城を築かむとしけるに、諫むる者甚だ衆かりければ、靖郭君、取次ぎの役人に命じて、諫めむ爲の客の來る時は、之を取次ぐべからずと命ぜられぬ、蓋し諫むるものを悅ばれざるが爲なり、

【解義】〔靖郭君云云〕靖郭は田嬰の封邑の號、因りて謚とす、吳注に此據二史文一、索隱云、靖郭或封邑號、漢齊王舅父駟鈞封二靖郭侯一と見えたり、〔無爲客通〕高注に言ㇾ無ㇾ通二欲ㇾ諫　者一也と見えたり、

齊人有二請者一曰、臣請三言而已矣、益二一言一、臣請烹、靖郭君因見之、客趨而進曰、海大魚、因反走、

【通釋】薛に城を築かむことを諫むる者は、一切取次ぎを許さずとの命令あるにも拘はらず、或る人參りて請ひて曰く、小臣は何卒三言のみ申上げむとて參りぬ、若しも一言を附け加へむには、鼎にて烹らる

伐たむとす、由りて齊王は封ずる事を中止せむとせす、

【解義】「齊將封田嬰」鮑注に定封在此三年と見え、吳注に宣王二十年、又說見後と見えたり、史記年表には閔王三年に繫けたり、然れば此れは三年の事ならむ、「楚王聞之大怒」何孟春曰く、齊楚勁敵、封嬰、則楚增一敵矣、故怒と云へり、又倚允明曰く、何孟春說是、怒蓋恐誤と、今按ずるに、此の說倶に鑿に近し、姑らく疑を闕くこととせむ、

公孫閈曰、封之成與不、非在齊也、又將在楚、閈說楚王、令其欲封公也又甚於齊、嬰子曰、願委之於子、

【通釋】公孫閈と申す者、田嬰に說きて曰く、公が封ぜらるゝと、封ぜられざるとは、啻に齊にあるのみにあらず、又楚にも係ることとなり、されば小臣が楚王に申して、楚王をして公を封ぜむと思はしむると、齊が公を封ぜむと思へるより、更に一層熱烈ならしめむといふ、田嬰之を聞きて、萬事貴君に委任するにより何卒宜しく取計らはれむことを願ふと委囑あり、

【解義】「公孫閈云云」高注に公孫閈齊之公孫、田氏也と見えたり、「令其欲封公也」令の字、下の九字を管到す、也は則の字と同意に看るべし、倚允明之を解して、公孫閈謂田嬰曰、見封與不見封、此不啻在齊、而又在楚、閈說楚王、令楚王欲封公也、若使楚封之、又其堅於齊所封と云へるは誤れり、「願委之於子」委は付なり、子は閈を指す、

公孫閈爲謂楚王曰、魯宋事楚、而齊不事者、齊大而魯宋小、王獨利魯宋之小、不惡齊大、何也、夫齊之削地、而封田嬰、是其所以弱也、願勿止、楚王曰、善、因不止、

【通釋】公孫閈は田嬰の委囑を受けてより、やがて

王三十一年、而趙得二上黨一、周根五十三、齊建三年也、其距二閔王一凡二十二年、則明非二閔王之時一也、又按、趙策馮亭章、作二今城市之邑七十一、補註正二其謬一、章末曰、馮亭辭レ封而入レ韓、謂二韓王一曰、趙聞下韓不レ能レ守二上黨一、今發レ兵已取レ之矣、韓告レ秦曰、趙起レ兵取二上黨一、秦王怒、令四公孫起王齕以レ兵遇三趙於二長平一、卽與レ史合、又秦策、趙悉二士民一軍二於長平一、以爭二韓之上黨一、拔二邯鄲一、完二河間一、引レ軍而去、西攻二修武一、踰二羊腸一、降二代上黨一、代三十六縣、上黨十七縣、不レ用二一領甲一、不レ苦二一民一、皆秦之有也、據レ之十七數與レ史合、此曰二二十四縣一、恐有レ誤と云へり、

趙足之レ齊、謂二齊王一曰、王欲二秦趙之解一乎、不レ如レ從二合於趙一、趙必倍レ秦、倍レ秦、則齊無レ患矣、

【大意】趙の使趙足、齊王に說きて、趙に從合せしむるを述べたり、

【通釋】此に於て趙人趙足と申すもの、齊に參りて齊王に申すやう、大王には秦と趙とが同盟せざることを善しと思召さるゝか、若し善しと思召さば、先づ趙に同盟し給ふに益すことなし、若し貴國が我が國に同盟せられむには、我が國は必ず秦と仲違ひすべし、若し果して仲違ひせば、貴國には何の御煩ひもなきことになるべしとて、秦に附くことを思ひ止まらしめたり、

【解義】〔趙足之齊〕趙足は趙人の名、〔王欲秦趙之解乎〕關修齡曰く、此下含二則字一、解散解也と云へり、案ずるに解とは合の反對にて、和睦せざるをいふ、齊が趙と合すれば、之を恃みて秦に背くに足るべく、趙秦が合して齊を伐つの患なし、亦齊趙相合すれば、秦を引受くるに至るが故なり、

○齊將レ封二田嬰於薛一、楚王聞レ之大怒、將レ伐レ齊、齊王有二輟志一、

【大意】楚王が大に齊王の田嬰を薛侯に封ぜむとするを怒りて伐たむとするを、公孫閈が伐たしめざるやうにしたるを述べたり、

【通釋】齊王が田嬰を薛侯に封ぜむとするを楚王聞きて、其の勢力の更に大になるべきを恐れ、將に齊を

ば、昭陽は實に然りと思ひて、一旦取卷きたりし軍勢を解きて國に歸りて、齊は終に事なきを得たるは、全く陳軫の力なり、

【解義】〔不弱兵〕鈴木汪曰く、鮑云、恃ニ其强一、梅君云、人稱ニ其强一、余云、尙不レ敝レ兵と云へり、關修齡曰く、重猶レ加也、言　上柱國之上、非レ可レ加ニ於令尹一也と云へり、正解に言　既足レ成レ名、又官非レ可レ加と見えたり、〔爵且後歸〕且は將と同じ、後歸は後任の人に歸するを謂ふ、關修齡は曰く、爵將レ歸ニ後人一、猶三後蛇成者奪ニ其卮一と云へり、〔猶爲蛇足也〕關修齡曰く、既足レ成レ名、尙戰　而不レ知レ止者亦如レ之と云ひ、又岡井叔皮曰く、彪謂、名既成、尙戰　而不レ知レ止者、亦如レ此、是亦倒句法と云へり、

○秦攻レ趙、趙令ニ樓緩以ニ五城一求中講於秦上、而與レ之伐レ齊、齊王恐、因使ニ人以ニ十城一求中講於秦上、樓子恐、因以ニ上黨二十四縣一許ニ秦王一、

【大意】秦が趙を攻めたる時、趙が秦に和を講じて齊を伐たむとせるに依りて、齊も恐れて秦に講ぜむとするを聞きて、趙足は齊に之き、趙と合從せしめむと說くことを述べたり、而して本條は趙の講を聞きて、齊が秦に講ぜむとするを敍せり、

【通釋】秦王が趙の國を攻めし時、趙は其の臣樓緩と申す者に命じて、五城を差出して秦と和睦し、秦と合して齊を攻めむと企てぬ、齊王聞きて大に恐れ、即ち使者を以て、十城を差出して秦と和睦せむとす、此に於て趙の使者樓子は之を恐れ、上黨の地二十四縣といふ大地を以て、秦王に獻ぜむことを請ふに至れり、

【解義】〔樓子恐云云〕岡井叔皮曰く、按、此策蓋周赧五十三、秦昭四十四、趙孝成三、齊王建二年也、鮑注ニ惠文一誤矣、韓世家、桓惠王十年、秦擊ニ我於ニ太行一、我上黨郡守以ニ上黨一降レ趙、十四年、秦拔ニ趙上黨一、正義曰、韓上黨也、從ニ太行山西北一澤潞等州是也、趙世家、孝成王四年、韓氏上黨守馮亭使者至曰、韓不レ能レ守ニ上黨一入ニ之於レ秦、其吏民皆安レ爲レ趙、不レ欲レ爲レ秦、有ニ城市邑十七一、願再拜入ニ之趙一、又云、趙遂發レ兵取ニ上黨一、廉頗將レ軍軍ニ長平一、又年表、齊閔王走レ莒、周赧

巵酒を引取り、今しも之を飲まむとて、やをら左手に盃を持ち、右手に蛇を畫きつゝ曰く、吾れこそは第一に蛇を畫き了へたれ、足のみ未だ書き上らずといふ、折しも傍なる一人の蛇の形全く書き上りて、其の盃を引取りて曰く、蛇には本來足なきものを、君はいかで之が足を書くぞとて、遂に其の酒を飲み干したれば、先きに書き了へて足を添へむとせし者は、終に飲まずなりぬといふ、是れ蓋し餘力ありといふに矜りて無用の事を爲し添へたるが、反りて失錯となりしなり、

【解義】〔楚有祠者〕鮑注に祠春祭と見え、高注には祠祭と見えたり、說文に春祭曰レ祠、品物少、多二文辭一也と見えたり、又禮記月令に、仲春之月、祠不レ用二犧牲一、用二圭璧及皮幣一と見えたり、〔賜其舍人巵酒〕舍人は鮑注に、始皇紀注、主二厩內一小吏、或云、侍二從賓客一者と見え、又吳注に、顏師古曰、舍人親近左右之通稱、後遂以爲二私屬官號一と見えたり、吳注に從ふべし、巵は玉篇に受二四升一と見え、說文には圜器也、一名觛、所三以節二飲食一也と見えたり、圓形の小杯なり、

今君相レ楚而攻レ魏、破レ軍殺レ將、得八城、不レ弱レ兵、欲レ攻レ齊、齊畏レ公甚、公以レ是爲レ名亦足矣、官之上非レ可レ重也、戰無レ不レ勝、而不レ知レ止者、身且レ死、爵且二後歸一、猶レ爲二蛇足一也、昭陽以爲レ然、解レ軍而去、

【大意】本條は蛇足の譬を今の伐齊の軍に比して、昭陽の軍を止むるを述べたり、

【通釋】今日君は楚の宰相にして、魏の國を伐ちて、無類の大捷を得られし上に、剩へ其の兵の强きを恃みて齊を攻めむと企てらる、されば齊國が公の威勢を畏るゝこと非常なるもの故に、公は魏を伐ちて大捷せられたるのみにても其の御名隱れなきなり、而も君は今貴國最高の官におはせば、此の上に昇らるべき御位地とてもあらじ、戰ひて勝ち給はざることなく、之に乘じて止まることを知り給はずては、終には其の高爵は後任の大將に有せらるゝことゝ相成るべし、猶先づ蛇を畫ける者の更に足を書き添へたるが爲に、反りて他に奪はれしと同日の論なりと云へ

冠之士とありて、索隱に、令尹尹中最尊、故以レ國爲レ言、猶如二卿子冠軍一然と見えたり、

陳軫曰、令尹貴矣、王非レ置二兩令尹一也、臣竊爲レ公譬、可乎、

【大意】 本條は先づ蛇足の喩を爲さむと先提を述べたり、

【通釋】 陳軫は昭陽が楚國の最高官は令尹なりと答へたるを承けて、更に問ひけるやう、如何にも仰せのごとく令尹を貴國の最高官と申すとも、よも二人にては候はじ、苟くも令尹は唯一人の外これなしと承はる時は、愚臣竊かに公の爲に一つの譬喩を設けて喩へ申さむと存ず、之を許し給ふやといふ、

【解義】 「王非置兩令尹也」高本に王を主に作る、置とは唯一人のみなるを云ふ、「爲公譬可乎」公とは昭陽を指して云ふ、高本注に也劉作レ乎と見えたり、

楚有二祠者一、賜二其舍人卮酒一、舍人相謂曰、數人飮レ之不レ足、一人飮レ之有レ餘、請畫レ地爲レ蛇、先成者飮レ酒、一人蛇先成、引レ酒且飮レ之、乃左手持レ卮、右手畫レ蛇曰、吾能爲レ之足、未レ成、一人之蛇成、奪二其卮一曰、蛇固無レ足、子安能爲二之足一、遂飮二其酒一、爲二蛇足一者、終亡二其酒一、

【大意】 本條は陳軫が巧める譬喩にして、無用の事を爲すを止めむとするを述べたり、後世、蛇足の故事は、此れより始まれり、

【通釋】 陳軫無用の事を止めむの考へもて曰く、楚の國にて春季の祭事を行ふものありて、其の近侍の臣下に大盃一杯の酒を賜ひしに、近侍の者二三人にて互に相談して曰く、二三人にて飮まむには、其の量足らず、さりとて一人にて飮まむには多きに過ぐ、何卒諸君と共に地面に蛇の形を畫き、第一に出來上りたる人のみ頂戴せんといへば、皆皆然るべしとて、やがて畫き始めぬる程に、一人先づ畫き了へぬれば、

昭陽曰、官爲上柱國、爵爲上執珪、陳軫曰、異貴於此者何也、曰、唯令尹耳、

【大意】楚の相昭陽の齊を攻むるや、陳軫は齊王の爲に楚に使し、蛇足の喩を以て昭陽に說きて、攻むるを止むることを述べたり、而して本條は昭陽に見えて、先づ戰捷を賀して後に大に說かむとするを敍せり、

【通釋】楚の相昭陽は、楚王の命を奉じて、魏を伐ち襄陵を攻め、敵軍を顚覆し敵將を殺し、八城を得るばかりの大捷に乘じて、其の兵を轉じて齊を攻めむとす、齊王大に之を憂へたりしが、時に適〻秦の陳軫は使して齊にありし際なりければ、齊王之に策を問へり、此に於て陳軫、齊王に說きて其の使として楚に參り、さて昭陽に見えて謹みて大捷の悅びを申し、更に起立して問ひけるは、今度の御勝軍は世にも希なる次第なり、つきて伺ひ申したき儀は、かくばかりの御功績ある方を賞せられむには、貴國の御定めにては如何程の御昇進あるべきにかと云へば、昭陽は、かゝる大功に對しては官は上柱國に至り、爵は上執珪に及ぶものぞといふ、陳軫聞きて、此の上には別に貴き官爵はなきにかと問ひ反せば、其の以上は唯令尹の最上階の官あるのみと答へたり、

【解義】〔昭陽云云〕高注に昭陽楚懷王將と見えたり、但し此の事實は年代の差舛あるべし、史記を按ずるに、此の事は懷王の六年にして、閔王の時にあらず、卽ち懷王六年の條に、楚使柱國昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八城、又移兵而攻齊、齊王患之、陳軫適爲秦使齊、齊王曰、爲之奈何、陳軫曰、王勿憂、請令罷之、卽往見昭陽軍中曰云云と見えたり、されば鮑注に楚懷六年此元年と見えたり、又吳注には宣王二十年など見えたるは、未だ詳かならず、〔覆軍云云〕高注に覆魏將得八城と見えたり、史記索隱に襄陵縣名、在河東、古本作八邑、今亦作八城と見えたり、〔移兵而攻齊〕正解に移伐魏之兵而攻齊也と見えたり、〔爵爲上執珪〕正解に道應訓注、楚爵功臣、賜以圭、謂之執圭、比附庸之君と見えたり、〔異貴於此者云云〕正解に異殊也、趙策姉人異甚、言　獨令尹最貴耳と見えたり、史記には國

重んずべき者は輕んぜられ、輕きものは反りて重んぜらるゝ事厚きは、其の用を誤られたるものならずや、其の上に財寶は、右の如く鵞鶩宮人すら贅澤を盡して咎め給はざるを見れば、是れ君の輕んじ給ふ所にして、命を捨つるといふは士たるものゝ最も重んずる所のものなり、然るを君は輕んずべきものをば士に與へ給ふこともなされずして、而も其の士に對しては士の最も重んずる生命を捨つるの一大事を以て君の爲に盡さしめむとせらるゝは、寔に心得難きことなり、されば世の中に士の得易くして用ふることの難き、卽ち役に立たぬものとは申すべからぬ事なりといふ、

【解義】〔下宮糅羅紈〕鮑注に下宮後宮、下列、糅雜、紈素也と見えたり、後宮に仕ふる婦女が美麗にして上等なる織物を著飾れるよしなり、紈は羽二重のごとき薄絹なり、〔曳綺縠〕綺は綾の類、縠は上文に出でたり、裙帶か、領巾か、袴のごとく長く曳く物の料とせるなり、林西仲曰く、士尙不レ如レ畜、宮人下體、尙貴レ於二士之上體一と云へり〔且財者云云〕林西仲曰く、鵞鶩宮人、衣食太過、皆所レ不レ惜、可レ謂レ輕矣と云へり、〔非士易得云云〕林西仲曰く、無レ施而責レ報、自然不レ應、安得三以レ此錯二怪天下士一乎と云へり、吳注に、田需見二魏策一、與二公孫衍一竝相者、豈卽此人歟、說苑宗衞相レ齊、罷歸、召二田饒等一問、饒對亦與レ此合と見えたり、

閔王上

閔王は宣王の子、史記に湣王、名地と見え、又索隱には本名遂と見えたり、閔王元年は周顯王四十六年に當る、但し通鑑は赧王二年に當てたり、蓋し十年後れたり、王たる四十年、莒に走り、楚の將淖齒に弑せらる、

○昭陽爲レ楚伐レ魏、覆レ軍殺レ將、得二八城一、移レ兵而攻レ齊、陳軫爲二齊王一使、見二昭陽一再拜賀二戰勝一、起而問、楚之法、覆レ軍殺レ將、其官爵何也、

【大意】ノ齊人管燕といふ者、罪を齊王に得て去らむとする時、其の近習の者に、誰れと與に何處に赴かむかと云ふに、敢て對ふるものなかりしかば、士の用ひ難き由を歎じたるに、田需對へて、其の重んずべき士を輕んじて、輕かるべき飼鳥や宮人の重んぜらるゝが爲に、急難に從ふものなき事を言ふを述べたり、

【通釋】齊人管燕と申すもの、ある時齊王より咎めを被りければ、其の近習の者に詢りていふやう、諸君等は何人か我れと與に他の國に之きて我れと身命を與にするものぞと問ひたるに、近習の輩一人も對ふるものなく、暫時默然たり、是に於て管燕はさめ〴〵と涕を流していふやう、悲しきかな、何の故に士といふものはかくまでに賴みにならぬものならむ、かゝる時の爲にとて平素多く養ひおきしものをとて泣かれたり、

【解義】〔管燕云云〕鮑注に齊人と見え、又吳注には無レ考、新序作二燕相一と見えたり、其の傳同一ならざるなり、新序、說苑等參照すべし、〔子執而云云〕鮑注に而辭也とありて、助語に解したり、鈴木注は曰く、云二執而一者重二其人一之辭と云へり、林西仲曰く、既二得レ罪矣、非下得二人死力一以相二左右上、不レ能レ達二他國一と云へり、〔連然流涕〕連は漣と同じ、泣下る貌なり、林西仲曰く、言下平日在二左右一急難不上得レ力と云へり、

田需對曰、士三食不レ得レ饜、而君鵞鶩有二餘食一、下宮糅二羅紈一、曳二綺縠一、而士不レ得二以爲一レ緣、且財者君之所レ輕、死者士之所レ重、君不レ肯二以レ所レ輕與一レ士、而責二士以レ所レ重事一レ君、非二士易一レ得而難一レ用也、

【通釋】管燕の慨歎を聞きて田需と申す者が其は君の重んずべきものと輕んずべき所を誤り給へるに依るなりとて對へて曰く、君の許にある士は一日三食すれど、滿足を得ぬ程手薄なるものなり、而も君の愛養せらるゝ鵞と鶩は、食へども食へども食ひ餘る程の御手當を充てられたり、後宮の婦女は上等といふ上等の衣服を著飾りてあれど、士は其の美麗なるものを衣服の緣にだに用ふること叶はず、是れ其の

臣鄰人之女、設爲不嫁、行年三十而有七子、不嫁則不嫁、然嫁過畢矣、

【通釋】田駢は客の請求に應じて、さて君は何故にかくは言はるゝぞと尋ぬれば、對へて曰く、臣は鄰家の女の嫁せずして年は今年三十になるがあるに、其の子七人持てり、其の女は實に他に嫁せるにはあらねど、然も七人の子ある以上は、他の嫁せる者と異なることあるべからず、故に嫁すべき時は既に過ぎ去り畢りぬといふ、

〔解義〕〔子何聞之〕關修齡曰く、聞猶知也、下聞之同と云へり、正解には猶言何以知之と見えたり、〔然嫁過畢矣〕正解に言　假令不嫁、而有七子、則與他人嫁者不異、可謂嫁既過畢矣と、

今先生設爲不宦、訾養千鍾、徒百人、不宦則然矣、而富過畢也、田子辭、

【通釋】客又曰く、今や先生はたとひ仕官せられずとも、其の御暮し向きの贅澤にして、使役せらるゝ所の者の莫大なるを見れば、既に仕官せる人よりも勝りて富饒なれば、既に仕官せるものにも增して先生の富は過ぎ畢りぬるものと申すべきなりといふ、之を聞きて田駢は、謝したりといふ、

【解義】〔訾養千鍾〕訾は貲と同じ、貲とする所なり、養は養ふをいふ、鍾は量の名、凡そ六斛四斗といふ、畢竟生活狀態の富饒なるをいふ、鮑注に、昭三年注、四豆爲區、自四以登至於釜十則鍾、又栗氏注、四升爲豆、則鍾凡六斛四斗也と見えたり、〔徒百人〕正解に徒給使役者と、又云く、言　駢假令不宦、而富饒如此、則與他人宦者不異、可謂富既過畢矣、辭謝之也と見えたり、

○管燕得罪齊王、謂其左右曰、子孰而與我赴諸侯乎、左右默然莫對、管燕連然流涕曰、悲夫士何其易得而難用也、

擧用して、夫夫官に任じて治を圖り給ひしかば、齊國は大に安泰になりぬといふ、蓋し士を用ふる效の大なるを云ふなり、

【解義】〔有罪國家〕正解に失治國家之道、故曰有罪國家と見えたり、乃ち國家に對して相濟まざるなりとの意、○吳師道、宣王を論じて曰く、宣王喜文學游說之士、賜列第爲上大夫者七十六人、不治而議論、稷下學士至數百千人、士非不盛也、然鄒衍淳于髡之徒類、皆詭誕無實、不治而議、所養非所用、國何賴焉、故顏斶勸以貴士、王斗譏其不好士、有以也、然若斗與斶者、亦未知其何如也、有一孟子而不能用、安用彼數百千人哉と云へり、

○齊人見田駢曰、聞先生高議、設爲不宦、而願爲役、

【大意】　齊人が田駢に見えて、先生若し仕官し給はずとも、余は先生の役使たらむと請へるに、其の由を問へば、鄰女が嫁せずして七子を有する例に依りて請求せることを言ひて、田駢が之を謝することを述べたり、

【通釋】　齊人某といふ者、處士田駢に見えて曰く、余は先生の仕官せずして志を高尙にすることを承はりて見參す、先生若し仕官し給はずとも、願はくは臣をして先生の役使の役を奉ぜしめよと、蓋し別に言はむと欲するなり、

【解義】〔田駢〕齊の處士、辯口を以て聞えたり、天口の稱ありき、史記の孟子傳中に附傳あり、〔先生高議〕吳注に恐是義字と見えたり、然れども關修齡は曰く、註云、恐是義字、非矣と云へり、いづれにても害なし、〔設爲不宦〕鮑注に依れば、設者虛假之辭と見えたり、「もし」と訓ずべし、宦は仕宦すること、今按ずるに、設爲は己が說を立てゝ仕宦せざるを謂ふ、下文の「設爲不嫁」亦同じ、〔而願爲役〕鮑注に爲駢給使と見えたり、正解に言嘗聞駢高議不宦、假令不宦、而願爲駢役使と見えたり、而は則の字と同じ、

田駢曰、子何聞之、對曰、臣聞之鄰人之女、田駢曰、何謂也、對曰、

女、西施越女、呉王姫と見えたり、

王曰、寡人憂國愛民、固願得士以治之、王斗曰、王之憂國愛民、不若王愛尺縠也、王曰、何謂也、王斗曰、王使人爲冠、不使左右便辟、而使工者何也、爲能之也、今王治齊、非左右便辟無使也、臣故曰、不如愛尺縠也、

【通釋】宣王の云はるゝには、否否決して士を好まざるにはあらず、寡人は國を憂へ民を愛すること深ければ、固より士を得て、此の國家を安泰ならしめむとこそは思ふなれ、是れ寡人の最も願ふ所なればなりとあるに、王斗曰く、否、大王の國家を憂へ人民を愛護し給ふは、實は大王の僅少なる縠紗を愛せらるるに及ばずといへば、宣王、其の理由は如何にとあれば、王斗對へて曰く、大王人をして御冠を調進せしめらるゝに、御側なる御意に叶ひたる人を用ひられずして、而も御冠を調進仕る工人に命じて作らしめらるゝは、かの工人は之を能く作りて上るが爲なり、然るに今大王の齊國を治めさせらるゝには、御側なる御意に叶へる人をのみ召し仕はせられてあれば、愚臣は前に大王の士を愛し給ふと仰せらるゝは僅少の縠紗を愛せらるゝに及ばずとは申せるなりといふ、

【解義】〔不若王愛尺縠也〕尺縠は僅少なる縠紗なり、冠を造るに用ふる物、縠は「こめおり」といふ、岡井叔皮曰く、増韻縐紗曰縠、紡絲而織之、後漢章帝詔、齊相省方空縠、注引釋名、縠紗也、方空者、紗薄如空也、正字通云、說文訓細絹、非、即是造冠之物也と云へり、〔左右便辟〕鮑修齡曰く、便辟便於使令者、辟嬖通、賤而得幸者と云へり、又正解には近習嬖幸之人也と見えたり、

宣王謝曰、寡人有罪國家、於是擧士五人任官、齊國大治、

【通釋】宣王は王斗の說を聞きて、實に國家を治むる道を過てりと心付きて、是れより直ちに士五人を

り、

【解義】〔王不好士〕吳注に、先君好馬以下、說苑以爲淳于髡之言、小異と見えたり、

王斗曰、世無騏驎騄耳、王駟已備矣、世無東郭俊盧氏之狗、王之走狗已具矣、世無毛嬙西施、王宮已充矣、王亦不好士也、何患無士、

【通釋】王斗が、宣王の寡人が士を好まざるにあらねど、士なきが爲に如何にすとも好むを得ざるなりとの事に就きて、更に申すやう、世間には騏驎とか、天馬とて名高き騄耳のごとき逸物はなしとても、王の御厩には已に備はりてあらずや、又世に東郭俊、盧氏の名狗はなしと申すとも、大王の御手飼の良狗は已に具はりてあらずや、世間には古昔越王の嬖女毛嬙のごとき、或は吳王の寵姬とて名高き西施のごとき美人はあらずと申すとも、大王の後宮には已に美女は充ちてあらずや、然れば大王の好まるゝ四つのものは、世間にはなしとも、大王の御許には具備してあれば、大王の好ませ給はぬ士は、世の中になしと申すとも、大王には御不足に思し召さるゝことあるべきにあらずといふ、

【解義】〔世無騏驎云云〕騏驎は良馬の名、既に襄王の策に出でたり、騄耳は所謂穆王八駿の一にて、名馬の名なり、列子に見えたり、鮑注に字書不說騏驎不載、唯玉篇云、馬黑脊、亦不言良馬、陸機疏、騏驎行中律呂、則此馬以麒麟比也、騄耳八駿之一と見えたり、又岡井叔皮曰く、按騏說文馬青驪文、韻會驎隱驎、馬色駁也、爾雅青驪驎、注云、色有深淺斑駁、隱驎今之連錢驄、一曰、白馬黑脊、鮑注字書不載疎漏甚矣と云へり、〔世無東郭俊云云〕盧氏之狗は所謂る韓盧の良狗なり、既に上に見えたり、岡井叔皮曰く、前策作韓子盧東郭逡、詩注盧田犬也と云へり、按ずるに東郭俊は兎の名にして狗に非ず、既に上に見ゆ、鈴木汪曰く、此唯言世無良狗耳、併言東郭俊何何也、東郭俊顯盧氏之狗也、言彼逐東郭俊盧氏之狗也と云へり、〔世無毛嬙西施〕正解に毛嬙越王嬖

太伯、今王有レ四焉、宣王說曰、寡人愚陋守二齊國一、唯恐レ失二抎之一、焉能有レ四焉、

【通釋】宣王は、王斗が亂世に生れ亂君に事へては、敢て直言正諫仕らずといふを聞かれて、大に氣色を損じられたり、少許の間を過ぎて王斗曰く、齊の先君桓公の好まれしもの、すべて五つあり、即ち天下の諸侯を總合して、麻のごとく亂れし世の中の條理を正して、萬民をして歸する所を知らしめられしかば、周の天子の詔命を以て尊き諸侯の長となられしは、人のよく知る所なり、其の偉業を建てられたるは、前古に比類なき程の御功績にあらずや、然して今日大王には、其の中の四つを備へておはすこそ尊き御わざなれと申せば、宣王打悅びて、寡人愚陋、只齊國を繼承して、之を失ひ隕し、祖先を辱めむかとのみ恐るゝものなり、いかで其の四つの偉業を備へて あるべきとあり、

【解義】「唯恐失抎之」岡井叔皮曰く、高本夫作レ失、是也、今按、韻會抎 羽敏切、與レ隕同、史記平準書、不レ戰而抎、楚策、折二淸風一而抎矣、呂覽云、與レ隕同、穆云、抎失墜也と云へり、

王斗曰、否、先君好レ馬、王亦好レ馬、先君好レ狗、王亦好レ狗、先君好レ酒、王亦好レ酒、先君好レ色、王亦好レ色、先君好レ士、王不レ好レ士、宣王曰、當今之世無レ士、寡人何好、

【通釋】王斗は、宣王が機嫌を直されて、寡人はいかで先王の好まれし四條件あるべきと打消されたるを承けて、否とよ然宣ふべからず、先君は馬を好ませられしに、大王も亦好み給ふ、先君は又狗を好ませられしに、大王も亦好み給ふ、先君は又酒を好ませられしに、大王も亦好み給ふ、又先君は女を好み給ひしに、大王も亦好み給ふ、先君は士を好ませられしに、大王は士を好み給はず、此を何ぞ打消さるゝことをせんと申せば、宣王は今の世に所謂る士と稱すべきものあらねば、寡人は如何にして之を好むを得べきとあ

世人一般に先生を以て稱したるが故に、其の稱に從ひて先生王斗と書せしなり、〔使謁者延入〕謁者は我が邦昔時の御使番の如き役なり、他國より來れる使者の接伴及び謁見の事を掌る、鮑注に謁者掌賓贊受事、延引也と見えたり、〔使者云云〕關修齡曰く、使者、使延入者、卽謁者也と云へり、

王曰、先生徐之、寡人請從、宣王因趨而迎之於門、與入曰、寡人奉先君之宗廟、守社稷、聞先生直言正諫不諱、王斗對曰、王聞之過、斗生於亂世、事亂君、焉敢直言正諫、

【通釋】　宣王因りて謁者をして王斗に告げしめて云ふやう、先生左樣に趨りて見ることを嫌ひ給ふならば、何も疾く趨りて御出でに及ばず、徐ろに歩まれて御出で下されたし、寡人の方から請ふ足を運びて御近付き申さんと、宣王因りて疾く趨りて、王斗を宮門に出で迎はれ、與に宮中に入り、さて申さるるやうは、寡人は先君の宗廟に事へ、社稷を守りて國家の君主となれり、先生が誠に直言正諫して毫も諱み憚るを爲さゞる御方なることを承り居れり、何卒自分が過失があれば、御腹藏無く仰せ聞かされたしと、王斗答へて申すやう、其は大王が御聞き違ひなり、私王斗は御覽の如き此の亂世に生れて、大王の如き亂君に事ふることとなれば、若し直言正諫致すときは、忽ち誅戮に處せられまするが故に、焉ぞ直言極諫することを致すべきやと、

【解義】　〔先生徐之〕關修齡曰く、徐行無趨と見えたり、〔寡人云云〕鈴木注曰く、此宣王述下願見王斗之意、而語未畢、王斗遽言其聞之過也、以見王斗之直率上、按不諱下無語、則上奉宗廟守社稷句、無關繫、故知語未畢也と、

宣王忿然作色不說、有間、王斗曰、昔先君桓公所好者五、九合諸侯、一匡天下、天子授籍、立爲

は實に身の程に合せて、飽くことなき欲を恣にせざるは偉なりと謂ふべし、而も故里に歸りて其の眞を失はざるは、凡人の難しとする所なり、かくて其の一生を終ふるまで人に辱められず、眞に偉とすべしとなり、

【解義】〔斶願得歸〕關修齡曰く、高有歸字、林同、云、不羨與王遊と云へり、〔安行而云云〕岡井叔皮曰く、按魏策注、行猶徐行、卽與上文安步同意と云へり、〔再拜而云云〕關修齡曰く、林云、欲自成其不慕勢也と云へり、又鈴木汪曰く、此句與下則終身不辱句相對、二則字承斶語結之也と云へり、〔斶知足云云〕斶の上に君子曰眞の四字、坊本にあり、岡井叔皮曰く、高本無君子曰眞四字、辱下有也字、關修齡爲記者之辭、是矣、按前後策記者之辭多有、而無君子曰字、鮑補君子二字非と云へり、〔歸反璞〕關修齡曰く、歸謂歸邑也、反璞不失其眞也と云へり○穆文熙の評に、斶前王前語甚奇、可消人主負勢之心、但詞太危激、人主難聽、晚食安行、歸璞還眞、則其言近乎道矣と云へり、

○先生王斗造門、而欲見齊宣王、宣王使謁者延入、王斗曰、斗趨見王、爲好勢、王趨見斗、爲好士、於王何如、使者復還報、

【大意】王斗が宣王に見えむとする初めに、王が士を好む言質を取りて後、遂に王が士を好まざる證を擧げ、王をして謝せしめ、後五人の士を擧用して天下大に治まりしは、王斗の功なる由を述べたり、

【通釋】先生王斗と申す者、宣王に見参せむとて申し上げさせたるに、王は取次ぎの役人に命じて宮中に召し入らしめたり、さて王斗斷りて申すやう、斗が趨りて大王に御目見え仕らむは、大王の御威勢におはすを好みて從ひ奉る者と申すべし、又大王が趨りて斗を見させられむは、士を好むが爲の振舞ひと申すべし、此の二途は大王にはいづれを取らむと思はるゝかと申し給へと云へば、取次ぎの官人再び入りて、其の旨言上に及べり、

【解義】〔先生王斗〕先生は有德者又は學者の稱なり、王は姓、斗は名、鮑注に齊人と見え、吳注に、一本標文樞鏡要作王升と見えたり、蓋し齊の高士にして、

に生ずる物なれど、之を琢ち磨くやうにせらるれば破るゝなり、但し固より寶物として貴からざるにはあらず、然も自然の璞は其の自然生のまゝにある能はず、又賢人も田舍より生ず、然るに推薦せらるれば祿を得て仕官する身となる、固より尊くして仕合せにあらずといふにはあらず、然れども身體も精神も自然のまゝに落著きて無事なること叶はず、故に愚臣の願ふ所は、腹中の餓ゑたる時に食を取らむには、肉食の美味に當つるを得べく、又徐ろに歩して車に乘るに當て、身に責任なければ過失もならざるを以て、罪せらるゝこともあらねば、之を身の貴きに當て、以て我が精神を清潔にし、自ら我れを樂しまむとす、故に願はくは郷里に還りて素志を遂げしめ給へといふ、

【解義】〔制取則破焉〕關修齡曰、高本注云、曾作二制取一、林云、制裁割也、謂下琢二其璞一而取上レ之と云へり、荒玉を割りて名玉とするには割り破るをいふ、〔非不尊遂〕鮑注に遂猶レ達也と見えたり、身柄の貴くして理達せるをいふ、〔晩食以當肉〕鮑注に晩食言二饑而食一也、其美比レ於レ食レ肉と見え、又吳注に當敵也と見えたり、〔以自虞〕鮑注に虞娛同、樂也と見えたり、慰み樂しむ意、〔清淨貞正云云〕心を淸くし閑靜を主として自ら樂みとせるなり、

制レ言者王也、盡レ忠直言者斶也、言要道已備矣、願得レ賜レ歸、安行反二臣之邑屋一、則再拜而辭去也、斶知レ足矣、歸反レ璞、則終身不レ辱也、

【通釋】顏斶又申して曰く、臣下が眞直に申上げたる言葉を御裁制なさるゝは大王にして、而も眞心を盡して眞直に思ふ所を言上せしめらるゝものは愚臣顏斶なり、君を貴ぶと士を貴ぶとのことに就きての肝要なる道は、今や詳しく申しぬ、願ふことには、故郷に歸らしめ給はむことを、吾が意に適へる行ひをなして、愚臣が住み馴れたる故宅に反らむ、さらばとて再拜して暇賜はりて、やがて故郷へ歸りぬ、さて今本章を記し留めたる記者の按ずる所に依れば、顏斶

且顏先生與二寡人一遊、食必太牢、出必乘車、妻子衣服麗都、

【通釋】宣王は顏斶の說を聞かれて、あゝさても賢人はいかで賤しき者と見下ぐることを得べき、決して見下ぐべからざるものなり、今まで寡人が只王侯は尊貴にして、賢人と稱するものは畢竟臣民の一部なれば、専ら賤しきものと思ひたりしは、全く自ら其の誤解をなせるものなりき、今日先生のごとき人の名說を聞きて、此に寡人が從來の非行を悟れり、されば今日より願はくは弟子となりて敎へを受けむ、其の上に先生もし寡人に敎ふることを諾せられなば、食は最上等の物を進め、外出の折には必ず車を用ひ、先生の妻子は衣服に至るまで悉く美麗にして上品なるものを用ひしめむと思ふ、先生、願はくは之を聽かれむことをと、斶の說に感心せられしなり、

【解義】〔自取病耳〕病は苦痛を感ずること、乃ち顏斶を責むる程、反りて王自ら苦痛を取るを謂ふ、〔及今云云〕鮑注に細人王自稱と見え、又吳注には細人前所レ謂無二實德一不レ貴レ士者也と見えたり、又正解に、及當レ作レ乃、字之誤也、王知三己亦爲二小人之行一、故自悔レ失レ言、而屈服也と見えたり、此の說是なり、蓋し乃今の二字を重複して各項に冠して云へるは、深く感動の意を見したるなり、〔與寡人遊云云〕關修齡曰く、此蓄二則字一、林注二下三句一云、奉二其身一及二其妻子一、欲三自成二其爲レ趨レ士也と云へり、〔食必太牢〕鮑注に牛羊豕具爲二太牢一と見えたり、〔衣服麗都〕麗は「うるはしき」をいふ、都は「みやびやか」と訓ず、美にして品格の善き上等の物をいふ、

顏斶辭去曰、夫玉生二於山一、制取則破焉、非レ弗二寶貴一矣、然大璞不レ完、士生二乎鄙野一、推選則祿焉、非レ不二尊遂一也、然而形神不レ全、斶願レ得レ歸晩食以當レ肉、安步以當レ事、無罪以當レ貴、淸淨貞正以自虞、

【通釋】顏斶は宣王が師事して敎へを受けむとあるを辭して鄕に還らむとて願ひて申す樣、夫れ玉は山

必以下爲基、是以侯王稱孤寡不穀、是其賤之本與、夫孤寡者、人之困賤下位也、而侯王以自謂、豈非下人而尊貴士與、夫堯傳舜、舜傳禹、周成王任周公旦、而世世稱曰明主、是以明乎士之貴也、

【通釋】　老子の語に曰く、貴き者も自然に貴きにあらず、其の實は賤しき者がある爲に貴といひ、又高きといふも、本より高きにあらず、必ず低きもの丶あるが爲に高しといふなりと、是の故に諸侯王は自稱の代名詞に、孤とも寡人とも不穀ともいはる、孤とは幼にして親なきの稱、寡人とは德寡き人、不穀とは不善の意味にて、是れ其の賤しきを本となすに由れるものなり、孤と寡とは尤も便りなき卑賤の位地なれど、君王は自ら之を稱とせらる、豈に身を以て人に下りて賢人を貴ばるゝの所以にはあらずや、夫れ堯帝は舜帝に國を讓り、又舜帝は禹王に傳へたるも、下に讓られたるなり、又周成王は周公旦に國を任せて太平を致されしかば、後世に及ぶまで之を明主と崇め奉るは、賢人の侯王よりも貴き所以なりと申す、

【解義】〔老子曰云云〕今の老子下經(三十九章)に曰く、侯王無以爲貞而貴高、將恐蹶、故貴以賤爲本、高以下爲基、是以侯王自稱孤寡不穀、此其以賤爲本邪非乎と、〔是其賤之云云〕鮑注に非夫は猶言非邪と見えたり、吳注に疑 非字當在歟字上、而夫屬下句、與下文豈非下人而尊貴士、歟、夫堯云云上同、一本作本歟、無非字、義明 と見えたり、關修齡曰く、愚謂、之下恐脫爲字と云へり、又岡井叔皮曰く、按據上文、則之下恐脫爲字、曾本無非字、以夫字屬下句、恐非、與字句、非夫二字句と云へり、今按ずるに老子に据れば此說用ふべし、

宣王曰、嗟乎、君子焉可侮哉、寡人自取病耳、及今聞君子之言、乃今聞細人之行、願請爲弟子、

までに揚げらるゝは、以上に述べたる堯舜禹湯周文王等の如き明君なり、されば語に、有形は無形に出で、有事は無事に生ずと、夫れ上に實德を見れば、下に功名立たむこと言ふまでもなし、是れ即ち堯舜禹湯文王のごとき至聖明學の者、此のごとくなされたるに由るなり、されば何ぞ國削られ窮困し辱められ禍を得るがごときに至らむや、其の削約辱禍の不吉に至るは皆此の道に由らざればなりといふ、

【解義】〔堯有九佐〕鮑注に九官也と見えたり、但し「湯有三輔」までは、德愈〻厚き者は賢人を得る愈〻多きをいふ意なれば、一一に其人を求め擧ぐるに及ばざるべし、〔舜有七友〕鮑注に雄陶、方圜、續牙、伯陽、東不訾、秦不虛、靈甫、見陶淵明曰七臣と見え、又吳注に雄陶、公云、又見皇甫謐逸士傳、不訾或云不識、不虛或云不空、尹子無靈甫、愚謂此類皆不可深考、或後人所妄造之と見えたり、〔禹有五丞〕鮑注に楚辭八師三后外、有益稷皐陶垂契と見えたり、〔湯有三輔〕鮑注に商書伊虺二相外、有誼伯、仲谷、谷單、豈此、未詳と見えたり、而して正解に此類不可深考、必求其人以實之、則鑿矣と見えたり、〔自古及今云云〕鈴木注曰く、堯舜禹湯皆有實德、是以得貴士之力也と云へり、〔是以君王云云〕鈴木注曰く、盈而如虛、有而如無、亟問下問所以厚德也と云へり、亟は「しば〳〵」と訓ず、羞愧は共に「はづ」と訓ず、羞は面目なく思ふ意、愧は心中にて抑へられぬ意、〔無形者云云〕碕允明曰く、君猶本、無端無始也、謂事之未有始也、言有形出於無形、有事生於無事なりと云ひ、又鈴木注は曰く、無形無端謂道德也、形事謂功名也、盈而如虛、有而如無、賢不自賢、能不自能、是無形無端也、上文君主亟問下問即是也と云へり、尚次條參看、〔夫上見其原云云〕岡井叔皮曰く、原與源同、流末流也と云ひ、又鈴木注は曰く、原謂道德、流謂功名と云へり、而して又正解には、愚謂、此言實德爲功名之本也、原流亦指實德功名言也と見えたり、〔至聖明學〕鮑注に明學學之明者、言上見下通、聖明之事と見えたり、又正解に、即堯舜禹湯文王是也と見えたり、〔何不吉云云〕正解に不吉即削約辱禍是也、言至聖明學者見原通流、是以無有不吉と見えたり、

老子曰、雖貴必以賤爲本、雖高

君王たる資格なきものなりといふ、

【解義】〔是故無其實云云〕鈴木注曰く、辱字句絶、禍必握、言ニ上三者禍必握ニ也、此一句與ニ上凶必從レ之應、削約辱握協韻、此章結句亦用レ韻と云へり、又岡井叔皮曰く、按　辱字句、削約辱押韻、以ニ辱禍ニ連讀者非レ是、関齊汲曰、禍必握、禍隨レ之如ニ手握ニ、高士傳作レ渥、義更穩と云へり、又關修齡曰く、高本續云、高士傳、作レ渥、此作レ渥義明と云へり、今按ずるに、握渥古通借す、朱駿聲曰く、易萃一握爲レ笑、傳本作レ渥と、〔矜功不立〕鮑注に言　徒有ニ矜レ大好レ功之志ニ而不レ爲、故功不レ立と、〔虛願不至〕碕允明曰く、卽上文無レ德而望ニ其福ニ者約也と云へり、又正解に、虛願不レ至、言ニ無レ實無レ德無レ功而願望、則所レ願者不レ至、此言ニ失レ士之害ニと見えたり、〔幸樂其名華〕關修齡曰く、高有ニ華字ニ與ニ實德ニ對、幸樂猶ニ希好ニ也と云へり、

是以堯有ニ九佐、舜有ニ七友、禹有ニ五丞、湯有ニ三輔、自レ古及レ今、而能虛成ニ名於天下ニ者無レ有、是以君王無レ羞ニ亟問ニ、不レ愧ニ下學ニ、是故成ニ其道德ニ、而揚ニ功名於後世ニ者、堯舜禹湯周文王是也、故曰、無形者、形之君也、無端者、事之本也、夫上見ニ其原ニ、下通ニ其流ニ、至聖明學、何不吉之有哉、

【通釋】顏斶は又重ねて古代より明君と仰がるゝものは皆良臣ありしに由ることを云はむとて曰く、前件に述べたるがごとく、良臣あるを明王と申すなり、卽ち堯帝には九官ありて帝を佐け、舜帝には七友ありて帝を助け、又禹王には五人の輔相あり、湯王には三人の輔佐ありて、皆能く帝を助けて道を成さしめたり、此のごとく古へより今日まで能く賢人を用ひ給はずして大名を天下に揚げられたる君はこれなきなり、此の故に、君王は幾度も下に問はるゝを羞なりと思はれず、臣下に學ぶことも愧ぢられず、此の所以を以て、其の君德を表はして偉業を建て、大名を後代

りといふ、

【解義】〔滅亡無族云云〕滅亡の二字、注文の攙入なりとの說あり、關修齡曰く、高本注云、晁去ニ滅亡無レ族四字一、愚謂　惟滅亡二字蓋注文と云へり、今按ずるに、誅滅滅亡の四字は重言なり、必ずしも削らずして可なり、〔易傳不云乎〕易傳は、今日傳はれる易の注疏には本文見えず、〔未得其實以之〕實は下の名に對して言ふ、卽ち事實なり、必ずしも貴士の一事のみを指さず、以之は、鮑本に改めて以て而の字に作り、之の字を削り、正解は、以を存して之を削る、鈴木注曰く、稱ニ爻之變一曰レ之、繫辭傳云、辭也者各指ニ其所レ之卽是也、此辭本言ニ乎爻之變一、故曰ニ以レ之其云云一、鮑妄改ニ以之一作レ而、可レ謂ニ愚而好レ專者一矣と云へり、此の說に依るときは、以之の二字は本と易の爻の變ずる義を說きたる者にて、乃ち易の說明詞なり、斷じて妄改すべからず、〔据慢驕奢〕据は鮑注に倨据通借と見え、又正解には据傲也と見えたり、されば亦「おごる」と訓ずべし、史記司馬相如傳に据ニ以驕驁一と見え、索隱に直項也と見えたり、是れ卽ち倨の意なり、其の通用、以て見るべし、〔凶必從之〕關修齡曰く、高ニ

無ニ必字一、以ニ上易傳一按、蕉竑逸易不レ收ニ此語一と云へり、

是故無ニ其實一而喜ニ其名一者削、無ニ德而望ニ其福一者約、無レ功而受ニ其祿一者辱、禍必握、故曰、矜レ功不レ立、虛願不レ至、此皆幸ニ樂其名華一而無ニ其實德一者也、

【通釋】以上に申述べたるがごとく、其の事實なくして虛名ばかりを喜ぶ者は、其の國、他國に削られて弱くなり、其の道德が無くして國家の隆盛を待ち設くるは、其の結果、反りて困窮すべし、又させる手柄なくして其の祿米を戴けるものは、恥辱を受けて、災難も屹度渥かるべし、故に古語に、我が手柄の自慢をしながら、其の事の少しも仕出さず、實なく德なく功なくして願ひをなすものには、願ふ所の事來らずと云ふは、皆其の表面の花やかなる方に引かれて、其の事實や道德を無視し、畢竟賢人を貴ばざるものにて、

三千ありき、只今の御世に諸侯と稱せらるゝ御方は二十四とこそ承はれ、此の由を案ずるに、國の存亡は賢人を得て用ひらるゝと用ひられぬとの相違に外ならずと思ふなりといふ、

【解義】〔德厚之道得〕正解に德厚之道得、猶言得德厚之道也と見えたり、卽ち得の字を上句に屬けて右の如く解せども、古注は皆下句に屬けて、得貴士之力也と讀ませたり、〔故舜起農畝云云〕鈴木注曰く、上句言、古有邦者衆、由得貴士之力、貴士之功如是、故帝堯之貴士、舜起農畝、至爲天子也、此言帝堯貴士最隆也、下文是以堯有九佐、正應此句、此句見禹之時貴士、更推及堯之時也と、〔南面稱寡〕南面とは、君主の位は南面す、故に汎く君位を指して南面と曰ふ、寡人は諸侯の對稱に用ふる自稱代名詞なれば、南面稱寡は諸侯たる者といふに同じ、〔非得失之策與〕鮑注に昔諸侯多由得策也、今失策、故誅滅而寡、得策貴士也と見えたり、又岡井叔皮曰く、得失言得士不得士也、策猶數也、倚曰、倒句、言非策之得失與、亦通と云へり、但し關修齡の其與亡由得士與失士之策矣と云へる、最も解し易かるべし、

稍稍誅滅、滅亡無族之時、欲爲監門閭里、安可得而有乎哉、是故易傳不云乎、居上位未得其實、以之喜其爲名者、必以驕奢爲行、据慢驕奢、則凶必從之、

【通釋】さばかり衆かりし諸侯も、實德なく誅滅せられて、其の一族全滅の時に及びて田間の賤民とならむと思ふとも、いかで其の意のごとくなるを得む、決して得べからざるなり、是の故に易經の或る卦を解説したるものにも此の由を説かれたるにあらずや、其の語は諸侯のごとき、上流の位地に居りながら之に相當したる實德なき者に、此の「易に述べてある義が當れりと、乃ち唯虚名を馳するを喜ぶ者は必ず人に傲り、分に過ぎたる贅澤を盡して、而も我れは上位に居る者なりと矜りて賢人を用ひず、只人に高ぶり、過分の贅澤を行ふ時は、滅亡必ず到來するものな

く、按徒歩亦鄙賤之稱也、杜欽傳范、雎起徒歩、由異國無雅信一朝之說而穰侯就封、又公孫弘徒歩亦相、又段干木徒歩之士、燕策、匹夫徒歩之士、不制於妻妾、或以匹夫爲讀者非是と云へり、〔下則鄙野〕鮑注に五鄙爲鄙、郊外曰野、亦所處也と見え、又吳注に鄙五百家と見えたり、正解には、鄙邊鄙、野郊外也、言下者居鄙野、爲閭里監門卒也と見えたり、此の解を可とす、〔監門閭里〕鮑注に閭在鄉、里在野、並五百家、皆有門と見え、又吳注に周禮大司徒、五家爲比、五比爲閭、遂人、五家爲鄰、五鄰爲里、閭里皆二十五家、鄉謂之閭、遂謂之里、二十五家共有巷巷首有門と見えたり、監門は門番を謂ふ、閭里は村里中の小字の地の如し、但し鈴木注は曰く、按下云、舜起農畝、出於鄙野、又云、滅亡無族之時、欲爲監門閭里、安可得而有也哉、是以農畝鄙野爲一事、此云下則鄙野、疑倒錯、當曰處農畝鄙野、如此、則與上稱匹夫徒歩句齊整、且農畝鄙野本無異、豈可以鄙野爲下哉、匹夫徒歩卽處士稱、燕策云、匹夫徒歩之士、不制於妻妾、舊以乃稱匹策、爲讀非矣、乃稱匹夫徒歩、六字讀、與而處農畝鄙野對すと云へり、又關修齡曰く、下對上文士之高者而言、言志高者全逃身、故事農畝、其次之者、雖避人猶在閭里、爲監門と云へり、

斶對曰、不然、斶聞、古大禹之時、諸侯萬國、何則德厚之道得、貴士之力也、故舜起農畝、出於野鄙、而爲天子、及湯之時、諸侯三千、當今之世、南面稱寡者、乃二十四、由此觀之、非得失之策與、

【通釋】顏斶は王の近侍の人人の反問に對して答へて曰く、諸君の仰せらるゝことは然るべからず、斶の承はるに、古昔大禹の天子たりし時は諸侯は萬國あり、其の故如何とならば、惠みの深く天下に及ぼしゝに依れるなり、其の本は賢き人を貴びて、能く用ひられし爲に外ならず、此のごとくなる故に舜と申す大聖人は、田間の賤しき分際より出でしも、天下の仰ぎ奉る天子とはなられたり、又殷の湯王の時は、諸侯は

西南北、莫敢不來服、萬物無不備具、而百姓無不親附、今夫士之高者、乃稱匹夫徒歩、而處農畝、下則鄙野、監門閭里、士之賤也亦甚矣、

【大意】本條は宣王が顏斶の說を聞きて不平にて居らるゝを、近侍の者等、斶を呼びて、以て君王の威勢の盛んなると所謂る士人の賤しきとを說くことを述べたり、

【通釋】宣王は顏斶が述べたる說を聞きて、一一心に副はねば氣色善からず、默然と無言にて居らるゝ時しも、近侍の者共進み出でて皆一同に申すやう、斶よ來れ、斶よ來れ、言ふべきことこそあれ、夫れ我が大王は天下の大國の君主とましまして、大鍾大簴の音樂の御道具を建てゝ、御殿の設備は莊嚴を極められ、有道の士皆來りて官職に就きて君王の使役に從ひ、辨慧の人物も皆來りて辯說せざる者なく、天下の者誰人も來り從ひ奉らぬものあらず、一切の物は何にても完全に整ひ、萬民は皆歸服せぬものなきなり、而るに今夫れ士と稱せらるゝもの、行ひ高きものは如何と見れば、乃ち賤民と申して田畝の耕作に從事せるが先づ上等の者にて、更に下等に至りては、其の居所と云へば鄙しき田舍にて、村里の門番を爲してやつとこさと露命を繫ぎ居れり、かの士といふものの身分の賤しく勢力のなきは、到底王侯の比にはあらざるものなりといふ、

【解義】〔建千石鍾云云〕一石は百二十斤なり、鍾は鐘の假借字、「つりがね」なり、周語に、二間夾鍾、太玄玄數と見えたり、即ち重く大きなる釣鐘をいふ、簴は音「キヨ」、本は虡に作る、說文に鐘鼓之柎也と見えたり、漢書郊祀志、鐘虡銅人の注に、虡神獸名、懸鐘之木、刻飾爲之、因名曰虡と見えたり、即ち鐘を吊す臺なり、鮑注に鐘鼓之桴とある桴は誤なり、〔皆爲役處〕役は使役、處は其の位地をいふ、即仕官して夫夫其の位地にあるをいふ、吳注に、姚本、天下之士、仁義皆來役處、恐仁義字、當在之士上と見えたり、〔稱匹夫徒歩〕徒歩も亦卑賤の稱にして、徒歩する義にあらず、匹夫にて句とするは誤りなり、岡井叔皮曰

り、更に王と士との尊卑を糺さるゝに、斶は故例を引きて士の尊き所以を論ずるを述べたり、

【通釋】 宣王は顏斶が答辯を聞かれて、心中甚だ不平に堪へざりしにや、面を赤めて怒り、こはけしかる答辯かな、然るにても王者の身の貴きか、臣下たる士の貴きか、眞直に申し出でよと敦圉きて云はれたれば、顏斶對へて申さく、其れは尋ねらるゝまでもなく、勿論士たるものゝ貴きに定まりたることにて、決して王者は貴くおはすものにあらずと申せば、宣王は其の理由としては何か別に述ぶべき事あるかと仰せらるれば、斶申さく、正しく之あり、昔し秦國より御國に對して合戰の事ありし時、秦王の軍令に云ひけるやう、強ひて柳下季が塚を去る五十歩以内に入りて薪を採るものあらむには、死罪に行ふべしと、又曰く、能く齊王の御首を得たる者は、萬戸の地を與へて金千鎰を賜ふべしと云へりといふ、是の事に依りて察すれば、生きておはする君王の御首は、死したる士の塚よりも劣れることゝこそ存ずれといふ、

【解義】 〔柳下季云云〕壟は墳墓なり、柳下は魯の地名、季は字なり、柳下に知行所を賜はりたるが故に柳下季と云ふ、魯の賢人なり、鮑注に、魯展禽、字季、食ニ採柳下一、亦云居レ之、壟其家埒、秦伐レ齊、先徑レ魯、故云と見えたり、又正解に魯展禽、字季、食ニ采柳下一、死而葬焉、蓋柳下是時屬レ齊也と見えたれば、正解の說に從ふべし、又鈴木注曰く、稱ニ令曰一者、直擧ニ令文一也、上止曰レ令、不レ稱ニ令曰一、與レ此異、蓋下令辭、甚冒觸、故稱ニ令曰一、以見ニ直擧ニ令文一也、稱ニ令曰一者、引ニ令之辭一也、止稱レ令者、擧ニ所レ令之事一也と云へり、又樵採者は薪を採る者なり、而して樵採を禁ずるは、之を敬して敢て慢にせざるなり、〔金千鎰〕鎰は正しくは溢に作るべし、鎰は俗字なり、說文に鎰の字を載せず、黃金二十兩を鎰といふ、儀禮喪服に朝一溢米とあり、鄭注に二十兩曰レ溢、其字從レ水不レ從レ金と見えたり、

宣王默然不レ說、左右皆曰、斶來斶來、大王據ニ千乘之地一、而建ニ千石鐘萬石簴一、天下之士、仁義皆來役處、辨智並進、莫レ不ニ來語一、東

注に春秋後語、作二王蠋一と見えたり、〔前斶〕林西仲曰く、因二坐遠一而進レ之也と云へり、

左右曰、王人君也、斶人臣也、王曰二斶前一、斶亦曰二王前一、可乎、斶對曰、夫斶前爲レ慕レ勢、王前爲レ趨レ士、與レ使二斶爲一レ慕レ勢、不レ如レ使二王爲一レ趨レ士、

【通釋】 宣王の御側の臣等は、王は一國の君王にましませば御身殊に尊きに、斶は臣下たるものなれば、其の身柄君王と同じかるべからず、然るに王は斶よ前に出でよと仰せらるゝは當然のことゝ思へど、斶が王前に出で給へと申さむは宜しき事とも覺えず、斶の振舞ひ心得難しと申す時、斶は對へて申すやう、夫れ斶の前に進むは、大王の御威勢を仰ぎ慕ふが爲なり、又大王の前に出で給ふは、人物を重んじて之を尙ばるゝが爲なり、されば斶をして大王の御威勢を慕ひて節を屈せしめむよりは、大王が寛容して人物を尊重するが爲に謙退せらるゝ御德の高きを表はさしめむに如かずといふ、

【解義】 〔夫斶前云云〕關修齡曰く、林云、士慕レ勢、則失レ所二以爲一レ士、王趨レ士、則成レ所二以爲一レ王、便覺二彼此兩得一と云へり、又王守仁曰く、顏斶之論、蓋出レ於二田子方一と云へり、〔爲趨士〕趨は「おもむく」と訓ず、鮑注に就也と見えたり、

王忿然作レ色曰、王者貴乎、士貴乎、對曰、士貴耳、王者不レ貴、王曰、有レ說乎、斶曰、有、昔者秦攻レ齊、令有下敢去二柳下季壟一五十步而樵採者上、死不レ赦、令曰、有下能得二齊王頭一者上、封二萬戶侯一、賜二金千鎰一、由レ是觀レ之、生王之頭、曾不レ若二死士之壟一也、

【大意】 本條は宣王が顏斶の答へを聞きて大に怒

其過、竟不通也、因以何益二字、爲何有之義、其誤可以見、宜從吳說刪不字、謂伐魏之事便、而我止之、則既失利也、非刺譽之所損益也と云へり、〔若誠不便云云〕吳注に姚云、若誠下、劉本無不字、愚按 上句當無不字、義乃通、恐 有訛舛と見えたり、又鈴木注曰く、姚本無不字、梅君從之、云便下、挿今止之句、吳云上句當無不字、余謂吳說得之、上句論其止伐之不利、下句論其止伐之利、皆就止伐上論、故不復曰止之、而直擧其事之便不便、上論止伐、下論伐、則何得直擧其事之便不便、而總不曰伐之止之也、伐魏之事便、魏雖刺髡、於王何益、若誠不便云云、言 髡本論伐魏之不便而止之、故其事便、則髡之言不中、而王失利、故魏雖刺髡、無益於王、若誠不便、是髡之言中、而王利、故魏雖封髡、無損於王、王不論止伐之利害、而責其取貨、故言王唯當論伐魏之便不便、而察止伐之利不利、刺髡封髡、固無損益於王、又何論取貨乎、髡之言、本說伐魏不便、故曰若誠不便也、刺髡封髡、實非有是理、設而論之耳と云へり、又岡井叔皮曰く、闕曰、此句覆說上文也、按 又誤之甚者、上句反意、此正意也、若覆說 上文、則文意不適切と云へり、〔於王何傷乎〕鮑注に元在魏策と、又吳注に爲魏而說、當從魏と見えたり、然れども此れは拘らずして可なり、

○齊宣王見顏斶曰、斶前、斶亦曰、王前、宣王不說、

【大意】 齊宣王が顏斶に對顏ありし際、斶前めと仰せられしを尤めて、王侯と士と、何れか貴きといふ問題より起りて、顏斶が士の貴き所以を論じたる結果、宣王も之に服し、弟子となり與に遊ばむと宣ひしを辭し去りたる由を述べたり、而して本條は宣王が顏斶と對顏の際、王前めと申し丶を不興に思ひし事までを敍せり、蓋し戰國策士の爲に氣焔を吐けるものと謂ふべし、

【通釋】 齊宣王が顏斶と申すものを引見ありたる際、其の間隔りたれば、顏斶よ、前に出でよと云はれたれば、斶も亦王前に進み給へと申したる爲に、宣王いと不興氣に思はれたり、

【解義】 〔見顏斶〕顏は姓、斶は名、齊の隱者なり、吳

曰、有之、然則先生之爲寡人計之何如、

【通釋】或る辯士ありて齊王に説いて申すやう、淳于髡の魏を征伐し給ふべからずと申したるは、魏王より種種の贈り物を受けたるが爲なり、其の振舞ひ實に然るべからずと申しければ、齊王は淳于髡を召されて、先生には魏王より重く贈り物を得られたるが爲に中止あるべき旨を請求ありしやうに聞くは果して眞實の事か、若し果して眞實なりとせば、寡人の爲に計ること忠實とは云ひ難からむ、此の儀如何あるべきと仰せられたり、

【解義】〔有諸〕諸は「これ」と訓ず、但し「之乎」の約語より成れるものなれば、又「之乎」の義にて「や」と訓ずることもあり、故に有諸を「ありや」と訓ずるも同意なり、説既に前に出づ、

淳于髡曰、伐魏之事、不便、魏雖刺髡、於王何益、若誠不便、魏雖封髡、於王何損、且夫王無伐與國之誹、魏無見亡之危、百姓無被兵之患、髡有璧馬之寶、於王何傷乎、

【通釋】淳于髡は齊王の尤めに對へて申すやう、大王が魏を伐つを御國の爲に利なりとせば、魏より刺客を遣はして髡を殺さしめむにも、大王の御事には何の益もなき事なり、又若し誠に伐たざるを利なりとせば、魏王が髡に一方の土地を與へらるゝとも大王の御事には何の損も御座らぬことなり、其の上に大王には此の軍を與さゞるときは、同盟國を伐つとの惡口を免れ給ふ上に、魏國には亡さるゝの難儀なく、又彼の人民には戰爭に苦しむこともなく、而して髡が身には名璧と名馬との寶あり、而も大王には何の御損害があるべき、決して御損害あるべからずと申し切つたり、

【解義】〔伐魏之事云云〕不便の不の字刪るべしといふ吳注に從ふべし、文義能く通ず、岡井叔皮曰く、關曰、髡以伐魏爲齊不利而止之、故魏使客刺髡、雖然於王之事則無益、彪按、此説駕鮑注飾

ながら寶物とする璧二對、及び毛色美しき駿馬八匹を獻ぜむとすれば、願はくは先生の盡力に因りて無事なるやうを希ふといふ、

【解義】〔有寶璧二雙〕璧は外邊圓くして內孔の方なる玉にて、三寸ありといふ、爾雅に肉倍好、謂之璧の注に肉邊、好孔と見えたり、「しるしだま」と訓ず、二雙は二對なり、〔文馬二駟〕文馬は毛色の美しき馬といふ說あり、鮑注に文毛色成文、馬四匹爲駟と見えたり、但し碕允明曰く、杜預曰、畫馬爲文、傅遜曰、說文引左傳作駁馬、丘光庭曰、文馬馬之毛色有文采者、爲可愛重、若畫馬爲文、乃是常馬耳、何足貴乎、此說長矣と云へり、

淳于髡曰、諾、入說齊王曰、楚齊之仇敵也、魏齊之與國也、夫伐與國、使仇敵制其餘敝、名醜而實危、爲王弗取也、齊王曰、善、乃不伐魏、

【通釋】淳于髡は魏より結構なる寶玉名馬等を得たるを以て、魏の請に從ひ、入りて齊王に說きて申すやう、楚國は御國の仇敵たる國なれども、魏の國は御懇親を重ねらるゝ國なり、されば本來懇親なる味方の國を敵として之を伐ち、而も楚の國のごとき南方の大國をして、其の留守の手薄に乘じて、萬一にも其の勢力を御國に及ぼさしめむと思へば、今の大王の御計らひは、懇親の國を伐つといふ惡名を取りて、而も大楚よりは不虞を伐たれむとする危殆あることは、愚臣の最も不贊成なる所なりと申す、

【解義】〔楚齊之仇敵也〕鮑注に魏策、馬陵之敗、魏請臣畜朝齊、楚王怒伐齊、則此所言也と見えたり、〔齊之與國〕與國とは同盟の國をいふ、〔制其餘敝〕鮑注に言楚將因齊兵勞而伐之と見えたり、〔名醜而實危〕鮑注に伐與國醜也、而有楚伐之危と見えたり、

客謂齊王曰、淳于髡言不伐魏者、受魏之璧馬也、王以謂淳于髡曰、聞先生受魏之璧馬、有諸、

也、廢弛也、言其力勞且弛也と云へり、又正解に史記淮陰侯傳、項王喑啞叱咤、千人皆廢、孟康曰、廢伏也、張晏曰、偃也、此廢同義と見えたり、〔無勞勌之苦〕勌は音「ケン」正字通に倦勞同、莊子學道不勌、與勌別、集韻勌或作勌、舊注同勌、並非と見えたり、

今齊魏久相持、以頓其兵、弊其衆、臣恐强秦大楚承其後、有田父之功、齊王懼、謝將休士也、

【通釋】淳于髡又申すやう、今の世に齊と魏と相戰ひて久しきに及ばゞ、其の軍士は勢を損じ、天下を疲弊せしめむ、然る時は彼の强きを矜る秦と土地の大を恃める楚とは、御國と魏との交戰中に如何なる謀を成さむも知り難く、而も彼の二國等は上述犬兎を獲たる百姓男と同じく、濡手で粟を攫むやうなる手柄あるべくやと思へば、御軍なきこそ然るべけれと申したれば、齊王は從來の手懲に因りて遂に軍士を休息せしめて、戰ひを始められざりき、

【解義】〔頓其兵〕頓は「にぶらす」「つからす」の二訓あり、秦策に吾甲兵頓、注に罷也と見えたり、是れは「つからす」の方なり、罷は力の疲れて後へ退く意、〔謝將休士〕鮑注に謝辭去之言、不用也と見えたり、吳注に此與蘇代鷸蚌、陳軫虎爭人之說異、而同者也と見えたり、

○齊欲伐魏、魏使人謂淳于髡曰、齊欲伐魏、能解魏患、唯先生也、敝邑有寶璧二雙、文馬二駟、請致之先生、

【大意】齊が魏を伐たむとする折、魏が重く淳于髡に賂ひて其の事なからしめし後、齊王が其の魏の賂ひを受けて此の謀を成せるを咎められしに、巧みに言ひ廻したることを述べたり、

【通釋】齊が魏を伐たむとするに當り、魏は之を恐れ、淳于髡に寶物を贈りて其の厄を免れむとて淳于髡に云ひけるやう、御國より我が國を伐たむとせらるゝよし承り及ぶ、此の厄を免れしめむものは、唯先生の外に依るべきものあらず、されば我が國に些少

「イフ」「くむ」と訓ず、珠叢に凡以器挹酌于水謂之挹と見えたり、「くみとる」の意、又くみとり持ちゆく意、鮑注に挹酌也と見えたり、〔取火於燧〕燧は火打石、本は火を取るかゞみ、鑒に作る、說文に燧の字なし、鮑注に燧火鑒也と見えたる卽ち是れなり、然るに碕允明が燧取火之木也、注火鑒未詳とあるは、其の解反りて詳しからず、關修齡曰く、愚謂、火鑒恐夫鑒之訛、鑒燧同と云へり、○穆文熙評に、淳于髡滑稽者也、故說皆孟浪而能感人、說士往往宗之と云へり、

○齊欲伐魏、淳于髡謂齊王曰、韓子盧者、天下之疾犬也、東郭逡者、海內之狡兔也、韓子盧逐東郭逡、環山者三、騰山者五、兔極於前、犬廢於後、犬兔俱罷、各死其處、田父見之、無勞勸之苦、而擅其功、

【大意】　淳于髡が得意の滑稽を以て、犬と兎との爭ひ疲れたるを田父に獲らるといふ譬喩に依りて、齊が魏を伐たむとするを止めたることを述べたり、

【通釋】　齊が魏を伐たむとする時、淳于髡は齊王に申して曰く、韓子盧と申す犬は世に勝れたる逸物の犬なり、東郭逡と申す兎は世に勝れて怜悧なる兎にて、誰れ知らぬものもなき所なり、さて韓子盧が東郭逡を逐ひて取らむとするに、山を數度環り、又山に駈け上ること四五度に及びければ、さしもの兎も進まむに力盡き、逸物の犬も逐ひ立つること叶はずなりて、犬も兎も諸共に疲れ果てゝ、各〻其の處にて共斃れに死に果てぬ、此に於て百姓男は之を見て大に喜び、少しの骨折りもなくして、ムザと一犬一兎を手に入れて、無上の手柄を自由にすることを得たりと申すことなり、

【解義】　〔韓子盧〕正解に子盧、後章云盧氏之狗、然則元盧氏所畜、後遂以名犬也、子亦美稱也と見えたり、〔東郭逡〕正解に逡後章作俊、逡俊[illegible]通用、狡兔名也と見えたり、〔兔極於前云云〕關修齡曰く、極勞

呉注に沮澤但言二漸濕之地一、如下漢書所レ謂坐二於沮澤之中一者上、不下必因二下文一求二地名一以實上レ之と見えたり、〔累世不得一焉〕累世は世を累ぬることにて、代代を經ること、卽長き年月を歷るの意、〔及之睪黍云云〕睪黍は山の名、鮑注に地缺、疑爲二負黍一、蓋此與二梁父一皆東地也と見え、又呉注に高注、睪黍梁父、皆山名、愚按皐字或作レ睪と見えたり、又鮑注に、梁父在二泰山一、山陰曰レ陰と見えたり、〔則郄車云云〕郄車、諸說あり、關修齡曰く、高曰、睪黍梁父、皆山名也、山北曰レ陰、桔梗生レ焉、言二饒多一也、故曰二郄車而載一也、愚謂此末二通明一、坊注亦然、蓋郄レ車而載、猶レ言二載而車郄一也、列子曰、視二舟之覆一、猶二其車郄一也、此郄亦可レ爲レ覆と云ひ、又碕允明は、郄與レ隙同、稅二其載輔一、而載二柴胡桔梗一也、謂レ易レ得也、註郄却同非と云へり、又鈴木汪は曰く、獲多而不レ能二盡載一、廻レ車復來載也と云へり、安井息軒は曰く、郄は卻と通ず、仰なり、乃ち載する物多くして其の高さ仰ぐべきを云ふと、諸說紛紜、要するに澤山あることを言ふ、

夫物各有レ疇、今髡賢者之疇也、王求二士於髡一、譬若下挹二水於河一、而取中火於燧上也、髡將三復見二之、豈特七士也、

【大意】本條は、淳于髡は賢者の匹儔なれば、賢者を取ること極めて易しといふを述べたり、

【通釋】淳于髡又申すやう、夫れ物には各〻其の同類の親しきもの之あることとなり、今愚臣は賢人の比類なるものなれば、他の凡骨の士と同日の論にあらず、然るに大王は人材を愚臣に求め給ふ、之を物に譬へて申さば、水を河に挹み取り、火を火打石より取ると同じことにて、最も容易なることとなり、されば愚臣は今後何人も見參せしめむとするにおいては、豈に獨り七人ばかりならむや、更に衆く上らむと申す、

【解義】〔物各有疇〕疇は「たぐひ」と訓ず、說文朱注に、齊語、人與レ人相疇、家與レ家相疇、注匹也、書洪範九疇、傳類也、史記作レ等、按耦耕竝伴、故引伸爲二疇類之意一、或曰、此義當レ爲二儔字本訓一、荀子勸學、草木疇生、注疇與レ儔同と見えたり、鮑注には、耕治之田、禾所レ聚也、故爲レ類と見えたり、〔若挹水於河〕挹は音

【解義】〔淳于髡〕史記列傳に、淳于髡者齊之贅壻也、長不レ滿二七尺一、滑稽多辯、數使二諸侯一、未二嘗屈辱一と見えたり、〔是比肩而立〕脩允明曰く、言 士難レ得也、千里之間 而得二一士一、是如二比レ肩而立一、聖人難レ出也、百世 而得二一聖人一、是若二繼レ踵而至一也、千里百世猶レ爲レ近と云へり、〔若隨踵而至〕踵は「あと」と訓ず、跡を接ぐ意、關修齡曰く、隨踵猶二接跡一也、士曰二千里一、猶在二同時一、聖曰二百世一、必待二異代一、言二其難レ得之甚一と云へり、

淳于髡曰、不レ然、夫鳥同レ翼者而聚居、獸同レ足者而俱行、今求二柴胡桔梗於沮澤一、則累世不レ得二一焉、及二之睪黍梁父之陰一、則郄レ車而載耳、

【大意】本條は七人の士を推薦するは能く見拔く才能あるが爲にして、決して偶然にあらずとて、藥草を求むる方法を假りて辯解せることを述べたり、蓋し同類相求むるの意を以て云ふなり、

【通釋】淳于髡、王の問に對へて申すやう、今大王の御言葉を承はるに實に然るべしとも思はれず、其の故は、鳥は其の翼の形の同じきもののみ共に聚り居るなり、卽ち鳥は鳥、鷺は鷺のみ聚まりて飛ぶことなるが、又獸類は足の形の同じきもののみ倶に行くものなり、卽ち犬は犬、馬は馬と倶に走るにあらずや、今柴胡や桔梗の類のごとき藥草を卑濕なる地に至りて求めば、何代を累ぬとも其の一つをも決して得られざらむ、而も睪黍や梁父の山に參りて求めば、車に積み切れぬほど得らるべし、是れ所謂る蛇の道は蛇と申すことなりと申す、

【解義】〔夫鳥同翼云云〕此の句は下の「獸同足」云云と同じく、物各〻類を以て相聚まるの意をいふ、卽ち淳于髡が交はる所は皆英傑の士なりとの意、正解に言二物各以レ類相聚一と見えたり、〔今求柴胡云云〕柴胡と桔梗とは皆山生の藥草、沮澤は水つきたる低地、此の二草を卑濕の地に求めむには、何年經とも得られぬ理なり、鮑注に二草山生、而沮水也、故求不レ可レ得、孟子注、沮澤、生レ草者、水名、出二漢中一と見えたれど、

主君、吳氏何衍主字、趙策吳主君之解甚確、何明於彼而失於此也と云へり、〔以趙王之詔〕鮑注に詔告也と見えたり、古文、召に作る、鄭珍が說文逸字に、詔此大徐所增十九文之一、段氏删謂、秦造詔字、珍謂、經典詔倶訓告、則其字不始於秦、至秦惟天子稱詔、猶朕在古爲凡我之稱、至秦獨天子專之耳と見えたり、〔敬奉社稷云云〕鮑注に、凡蘇張從橫之說、本傳皆有、此在說燕趙韓魏後と見えたり、呂祖謙云、當是時、秦之勢未能勝齊楚、而說齊楚之辭皆曰、西面而事秦、後此二十年、張儀連橫、說楚懷王、猶曰、長爲昆弟之國、況楚威之世乎、凡此類皆後人之所增也と云へり、〇穆文熙評に、此言韓魏小弱而近秦、故可事之、齊强而遠、秦無如之何、利害明切、皆本事勢と見えたり、

〇淳于髡一日而見七人於宣王、王曰、子來、寡人聞之、千里而一士、是比肩而立、百世而一聖、若隨踵而至也、今子一朝而見七士、則士不亦衆乎、

【大意】淳于髡が一日七士を宣王に見參せしめたるを、宣王の餘りに多きを怪しみ問ひ給へるに對して、尚何人にても見參せしめむと滑稽に云へるを述べたり、而して本條は一日七士を引見ありて、宣王が其の衆きを怪しみて問はるゝ迄を敍せり、要するに本文の如きは、當時處士の事理を解せず、唯眼前の詭計を弄するを憤りて、例の滑稽もて諷したるならむ、以下數條、參照すべし、

【通釋】淳于髡は齊人にして滑稽を以て名あり、宣王に事ふ、或る日七人の人物を推薦して王に見參に入らしめしに、王の仰せらるゝやう、寡人の聞き及べる所は一士の得難きことは、之を普通人に例へば、彼の千里の間に於て一士を得るも、普通人の肩を比べて至ると同じき比例なり、百世にして一聖を得るも、又猶跡を接けて出づると同じ割合に成ると聞く、士の得難きこと以て見るべきなり、然るに今君は一朝にして七人の人物を推薦したるは、餘りに衆きやうにはあらずや、其の位衆きやうにては、定めて人物はあらざるべしと怪しみて問はれたるなり、

るを知らずして、反りて秦に事へむとするは群臣の過ちなるべければ、合從し給はむを得策と思召せと勸むる事を述べたり、

【通釋】 夫れ惟へば御國の大臣等は彼の秦が御國に對しては何事をも能く爲すことなき理由を審議せられずして、反りて西に向ひ頭を下げて秦王に事へむとせらるゝは、是れ實に大王の朝廷にある大臣達の過てる計らひと思ふなり、然るに唯今愚臣が言上する一策合從の計は、秦王に事ふるの名義もあらず、而も其の內實には御國を强勢ならしむるの計らひなれば、愚存には、何卒大王には從前の御政策を更めて、只今愚臣の言上する一策の御聽納こそありたけれといふ、

【解義】 〔今臣云云〕坊本に今臣無云云に作る、史記に據りて無下臣事二秦一之名上と改むべし、安井息軒曰く、若し臣の字無の字の上にあれば、宜しく無の上に有の字あるべし、然らざれば通ぜず、〔臣固云云〕固は故と通用す、吳注に策、固故通と見えたり、「かるがゆえに」と訓ずべし、〔少留計〕留計は、意を留めて計慮するを云ふ、

齊王曰、寡人不敏、今主君以二趙王之詔一告レ之、敬奉二社稷一以從、

【大意】 齊王が蘇秦の合從論の辯舌に感じて大に興奮して、先生の御論のごとし、敬みて御說に從はむといはれしことを述べたり、

【通釋】 齊王は蘇秦の合從論を聽きて、大に理ありと思はれしにや、寡人甚だ才鈍く事を成すこと敏速ならず、然るに今先生は遙遙と趙王の命を奉じて寡人に敎へ給ふは、甚だ滿足に思ふ所なり、されば今より敬みて我が國家を差出して先生の論に從はむといはれたり、

【解義】 〔寡人不敏〕鮑注に此敏謂レ猶レ明、明則疾レ於レ事と見え、又吳注には、一本注、晁本此下有レ云、遠守二海窮道東境之國一也、未三嘗得レ聞二餘敎一と見えたり、〔今主君〕主君は蘇秦を指す語、吳注に、主君稱二蘇秦一、恐衍二主字一、史作二足下一と見えたり、又正解に主君大夫之稱、見二左傳一と見えたり、鈴木注曰く、史注、卿大夫稱レ主、今嘉二蘇秦合從一、褒而美レ之、故曰二主君一、按韓魏燕策、皆稱二主君一、楚策虞卿亦稱二春申一爲二

たり、〔過衞陽晉之道〕史記蘇秦傳に徐廣曰、魏襄王十六年、秦拔二魏蒲坂陽晉封陵一と見え、索隱に陽晉魏邑也、劉氏云、陽晉地名、蓋適レ齊之道、在二衞國之西南一と見えたり、〔徑亢父之險〕亢父は地名、史記索隱に地理志、縣名、屬二梁國一と見え、又正義に故縣在二兗州任城縣南五十一里一と見えたり、〔車不得方軌〕方は「ならぶる」と訓ず、軌は車轍をいふ、說文朱注に、軌兩輪間相距之迹爲レ軌也と見えたり、方を「ならぶ」と訓ずるは、本とは船を併せたるをいへり、其れより車にも用ふるなり、莊子山木に方レ舟而濟レ河とありて、司馬注に竝也と見えたるがごとし、又鮑注に爾雅、方舟、併二兩舟一則此亦兩也と見えたり、史記正義に言レ不レ得二兩車竝行一と見えたり、又關修齡曰く、高曰、車兩輪間爲レ軌、愚按二韻書一軌車軸也、言下以二險阨一如上レ之と見えたり、〔則狼顧〕碕允明曰く、狼性能顧、謂下秦雖二深入一猶有上レ備、狼非二怯走者一、註非と云へり、又鈴木汪曰く、則字承下上徑二亢父之險一、車不レ得レ方レ軌云云五句上、恐三韓魏之議二其後一、議字甚有レ味と云へり、〔恫疑虛喝〕恫疑は痛く疑はしむること、虛喝は虛聲もて嚇すをいふ、恫は洞と通用す、岡井叔皮曰く、高喝作レ猲、曰猲喘息懼貌、徐孚遠云、以二虛辭一脅レ齊、非レ脅二韓魏一也、彪按、通雅云、恫疑猶二洞疑一也、虛喝猶二陰喝一也、遷後小序、惠之早霣、諸呂不レ台、大臣洞疑、遂及二宗禍一、又引二此策及鮑注一而謂、恫正是史記之洞、言二秦以二虛聲一喝レ齊、故作二險譎深洞之謀一、使二人疑一也、竇憲傳、陰喝不レ得レ對、喝又作レ猲、王子侯表、平城侯禮河南憲獻王子也、坐三恐猲取二雞兎一、葛魁侯寬坐下縛二家吏一恐猲受上レ賕、棄市、升庵引二此表一、恐猲作二愒猲一、今按　愒與レ恐同と云へり、又鈴木汪曰く、恫蓋與二侗洞一通、恫疑　與二虛喝一相對、言虛作二聲勢一以疑二懼　之一也、下又云、高躍而不二敢進一、可二以見一矣と云へり、〔高躍而云云〕高注に、高躍蓋言三虛示二壯勇一と見えたり、

夫不三深料二秦之不一レ奈二我何一也、而欲二西面事一レ秦、是群臣之過計也、今臣無二事レ秦之名一、而有二强國之實一、臣固願三大王之少留二計、

【大意】本條は秦が齊に對して如何ともなす能はざ

為に韓魏兩國は秦と戰ふことを難儀に思ひて、秦に臣事仕ることを何とも思はぬならむ、是れ畢竟國が貧弱なるの悲しさなりといふ、

【解義】〔兵半折〕鮑注に折猶敗、以秦敵強、雖勝猶爲失半と見えたり、正解には、半折謂折耗兵之半也とも見えたり、〔以亡隨其後〕正解に、以亡之以、疑當作則と見えたり、史記には國已危、亡隨其後に作る、今按ずるに以は已と通ず、

今秦攻齊則不然、倍韓魏之地、過衞陽晉之道、徑亢父之險、車不得方軌、馬不得竝行、百人守險、千人不能過也、秦雖欲深入、則狼顧恐韓魏之議其後也、是故恫疑虛喝、高躍而不敢進、則秦不能害齊、亦已明矣、

【大意】本條は秦が齊を攻めむとすれば、土地遠隔なると險阻のあるとに依りて意のごとく深入りする能はず、唯虛喝威嚇してあるのみにて齊を害する能はざる形勢なりといふを述べたり、

【通釋】今愚臣の案ずるに、秦が韓魏に對する態度形勢と、御國に對する形勢とは同一ならぬことを申すべし、其の故は一旦秦より御國に參らむとするには韓魏の地を後にし、又衞陽晉の道を通りて亢父の險阻を押渡りて參らむにも、此の道路の狹隘なるが爲に戰車は貳輛と竝び進むことを得ず、軍馬は竝び行くべきにあらず、百人が此處に守らば、千人の勇夫も進むことを得べからず、されば秦は遠く進みて御國に參らむにも韓魏を越えて參りたらむには、此の兩國が其の遠征を奇貨として直ちに其の本國を衝かむかと危まるゝなり、此のごとくなれば、唯秦は遠く本國に居りながら虛聲を以て人を威し疑はしめて、只壯勇を示して强ひて進み來らざるなり、是れ愚臣が秦は決して御國に對しては何事をもなすべからざることを信ずるものなり、

【解義】〔倍韓魏之地〕倍は背なり、二國を後にして齊に近づくをいふ、鮑注に倍言二國在其後と見え

ふ、坊本に帷を幃に作る、幃は帷の假借字、但し本條の衽は袖の意にして、「えり」の方にはあらず、說文朱注に廣雅衽袖也、按凡衽皆言兩旁衣際裳際、正當手下垂之處、故轉而名袂焉と見えたり、〔擧袂成幕〕袂は「たもと」と訓ず、幕は上にあるの名、上文の「連衽成帷」と見合せて知るべし、〔揮汗成雨〕揮は「ふるふ」と訓ず、物を少しづゝふる意、振より小なる方に用ふ、此の文意は人の衆きをいふなり、〔家敦而富〕敦は充實の意、貧弱の反なり、史記には家殷に作る、義更に明なり、盛んに多き意、〔志高而揚〕高注に高大也發揚と見ゆ、志氣の大にして張りたるをいふ、

夫以大王之賢、與齊之強、天下不能當、今乃西面事秦、竊爲大王羞之、且夫韓魏之所以畏秦者、以與秦接界也、兵出而相當、不至十日而戰勝存亡之機決矣、韓魏戰而勝秦、則兵半折、四境不守、戰而不勝、以亡隨其後、是故韓魏之所以重與秦戰而輕爲之臣也、

【大意】　本條は蘇秦が齊の強大を擧げて、秦に事ふるの理由なき事を云ひ、又韓魏と形勢を異にすることを說きて合從せしめむとするを述べたり、

【通釋】　さて蘇秦は齊國の強大にして合從せざるを以て、更に齊王に說きけるやう、熟〻惟ふに元來大王の叡明にましますと、御國の強く大きなることを申さむには、世に比較せん國もなし、然るに只今大王には西に向ひて秦に事へ給ふは、愚存には最も恥辱の事と思ふなり、其の上、本來韓魏等の國國が秦の國を恐れ謹みて安き心もなきは、秦と國壤を接する爲なり、一旦戰爭始まらば、十日以内を以て勝負は正に定まるべし、さて韓魏の兩國秦と戰ひて勝軍致すとも、秦は敵として強き者なれば猶半分を失ふべき上、四方の國境も守るを得ず、若し又戰爭して勝たざる時は、忽ちに滅亡に陷らむこと必定なるべし、是の理の

を送るやうなり、又臨淄の道路に往き交ふ車馬の衆きことは道も去りあへぬばかりにして、人人の往來、肩と肩と相摩して容易く通り得べくもあらず、立ち竝べる衣服の衽は引幕のごとく、袂を擧げたるが多き時は幕を張れるかと怪まれ、人人の雜沓のあつさに堪へかねて出て來る汗を推拭へば雨かと疑はるゝほどにて、家家の生活の十分なるは固より、財寶も乏しからず、是のごときを以て人人の氣位高くて、人に下らざるを氣風とす、

【解義】〔吹竽〕竽は音「ウ」、鮑注に竽似レ笙三十六簧と見えたり、笙の大なる者をいふ、說文朱注に、通卦驗風俗通皆云、長四尺二寸、竽與レ笙之管、皆列レ于レ匏、宋書樂志曰、竽今亡と見えたり、〔鼓瑟〕瑟は音「シッ」、琴に似て二十五絃といふ、「おほごと」と訓す、又十九絃、五十絃の者あり、〔擊筑〕筑は音「チク」、說文段注に、樂書曰、項細肩圓鼓法以二左手一扼レ項、右手以二竹尺一擊レ之と見えたり、今の胡弓或は西洋のヴアイオリンのごときものなるべし、正解に筑似レ琴而大、頭圓五絃、擊不レ鼓と見え、又正字通に、應劭曰、狀似レ瑟而大、頭安レ絃、故名レ筑、顏師古曰、今筑形似レ瑟而小、細項云云と見えたり、〔六博〕六博は「すぐろく」の類、吳注に王逸云、投二六箸一行二六棊一、謂二之六博一と見え、又列子說符篇釋文に六博經を引きて曰く、博法二人相對坐向レ局、局分爲二十二道一、兩頭當中名爲レ水、用二棊十二枚一、法六白六黑、又用二魚二枚一、置二於水中一、其擲采以レ瓊爲レ之、二人互擲レ采行レ棊、棊行到處卽豎レ之、名爲レ驍、棊卽入レ水食レ魚、亦名二牽魚一、每レ牽二一魚一獲二二籌一、翻二一魚一獲二三籌一、若已牽二兩魚一而不レ勝者、名曰レ被、翻二雙魚一被家獲二六籌一、爲二大勝一也と見えたり、又後漢書梁冀傳六博の注參看、〔蹹鞠〕蹹は音「タフ」、蹋と同字、又踏に作る、蹴鞠と同じ、所レ謂「くゑまり」なり、正字通蹴の條に鞠蹋鞠也、徐曰、以レ革爲二圓囊一、實以レ毛、蹴蹋爲レ戲、古今注、黃帝習二兵之勢一、或云、起二戰國一と見えたり、〔車轂擊人肩摩〕人車の往來の繁きをいふ、關修齡曰く、高曰、擊相當、摩相摩、高轂作レ轂、注云、劉作レ轂、愚謂劉依二史正レ之、按二韻書一擊車聲也、吳爲二擊之訛一、未レ允、轂是輪之正中、軸所レ貫、而輻所レ湊也、轂擊謂二兩車之轂相擊一也と見えたり、〔連衽成帷〕衽は「おほくび」又「えり」と訓す、帷は「かたびら」と訓す、旁に在る幕をい

鮑注に錐鋭也と見え、吳注に呂氏春秋、所レ貴ニ錐矢ー者、爲ニ其應レ聲而至ーと見えて、疾き意とせり、又高注に錐矢小矢、喩ニ徑疾ー也と見え、又硋允明は、錐矢未レ詳、蓋非レ箭也、如レ錐而投レ人矣と云へり、又正解に、愚按ニ呂子ー所レ貴ニ錐矢ー者、爲ニ其應レ聲而至ー、淮南子、疾 如ニ錐矢ー注云、錐金鏃箭羽之矢也、蓋矢之輕鋭而 疾者也、此謂ニ進レ兵之迅速ー也と見えたり、史記蘇秦傳には進如ニ鋒矢ーに作りて、正義に齊軍之進、若ニ鋒芒之刃良弓之矢ー用レ之有レ進而無レ退と見えたり、〔戰如雷電〕鮑注に其威大也と見え、又硋允明は謂ニ相合應レ機也と云へり、史記には雷霆に作れり、〔解如ニ風雨ー〕高注に喩ニ解散疾速ーと見え、正解に謂ニ退兵之迅疾ー也と云へり、〔倍太山〕倍は「そむく」と訓ず、後にするをいふ、秦策に王倍數險とある倍と同じ、此にては泰山の向手に廻りて、泰山を後に控ふることを謂ふ、〔絕淸河〕絕は「たゞわたる」と訓ず、關修齡曰く、絕直度也と云へり、〔臨淄之中〕臨淄は齊の首府の名、既に上に釋せり、〔下戶三男子〕下戶は下等の民戶を謂ふ、殊に下等を擧げたるは、下戶すら此の位なれば、況して上等は尙更多かるべしとの意なり、正解に、下戶、戶有ニ上下ー、此就ニ其下者ー而度レ之也と見えたり、史記には不レ下ニ戶三男子ーに作れり、〔三七二十一萬〕東周策に九九八十一萬人の語あり、語例此れと同じ、參看すべし、

富而實、其民無下不レ吹レ竽鼓レ瑟、擊レ筑彈レ琴、鬪レ雞走レ犬、六博蹹鞠ー者上、臨淄之途、車轂擊、人肩摩、連レ衽成レ帷、擧レ袂成レ幕、揮レ汗成レ雨、家敦而富、志高而揚、

【大意】　本條は一旦戰爭あらむ時は、臨淄の兵莫大の徵發を得べく、而も臨淄は富饒にして人人遊樂を事とし、又土地極めて繁昌なれば、宜しく合從して秦に當り給ふべしといふを述べたり、

【通釋】　臨淄の土地は、さしも御國の首都と申しながら、其の殷賑繁華なることはまた格別の事に存ずる、毎に財寶數多に持ち蓄へつゝ、其の民人共は皆大抵各自が好む所の遊戲をなして、贅澤三昧に日

天下に隱れもなし、兵士の衆きこと、二三十萬を數へられ、而も一朝事あらむに要すべき食糧も、積みて山のごとく、一旦壯丁を徵集せむに、其の進軍の迅速なるは矢を射るがごとく、戰鬪に從事する時の威力の壯烈なるは、雷電の擊つがごとく、散開して活動すれば、風雨の地を捲いて至るがごとくなるも、固に大王の御國柄の勝れたる所なり、此のごとくなれば、萬一戰爭始まらば、未だかの泰山を楯に取り、後部に廻して遠く其の外に出でたり、淸河の奔流を乘り越えて彼方に向ひ、渤海の海を涉り越えて前岸に達する迄も無く、卽ち首府と仰がるゝ臨淄の地のみにて人家は優に七萬の上に出づ、就いては愚臣の推量を以て見まするときは、最も壯丁の寡き下戶にても三人の壯丁はあり、さらば少くとも三七二十一萬の兵は、別に遠縣より徵集するに及ばずして、首府の臨淄一市にて已に二十一萬の兵員具備せるなり、何と御盛んなる事ならずや、

【解義】〔蘇秦云云〕趙は合從の主唱者なれば、故に爲レ趙と云ふなり、此の事は趙肅王の十七年、宣王の十年に當れり、從は縱と同じ、「たて」と訓ず、正解に南北爲レ從、六國南北從列、故合二六國一曰二合從一と見えたり、〔東有琅邪〕鮑注に徐州郡と見え、吳注に孟子注、琅邪齊東南境上邑と見えたり、顏師古曰く、琅邪卽墨近海、財用所レ出、蓋其地依レ山爲レ城、山上有レ臺、三面皆浸レ於レ海、惟西南通レ陸、形勢險要、兼更饒富、爲二齊東南一大都會一と今山東靑州府に屬す、〔西有淸河〕鮑注に冀州郡と見え、吳注に正義云、今貝州と見えたり、程恩澤曰く、淸河亦水名、水經注、洪水自二館陶淸淵東北一、過二廣宗縣一、東爲二淸河一、又東北逕二淸陽縣故城西一、漢高帝置二淸河郡一治レ此と、〔北有渤海〕鮑注に幽州郡と見え、吳注に正義云、今滄州と見えたり、程恩澤曰く、但下云下絕二淸河一涉中渤海上、則渤海以レ海言、當時未三嘗置二郡也と〔四塞之地也〕高注に言二牢固一也と見え、又鮑注に、言三四方皆有二險固一と、〔齊車之良〕車は兵車なり、史記の蘇秦傳には三軍之良に作る、〔五家之兵〕正解に、管子之制也、管子曰、制二五家一爲レ軌、軌有レ長、十軌爲レ里、里有レ司、四里爲レ連、連有レ長、十連爲レ鄉、鄉有二良人一、三鄉一帥、是也と見えたり、乃ち往時齊の桓公が管仲の意見によりて設けたる兵制の遺風の存するを云へるなり、〔疾如錐矢〕

山也、曲遇卽曲逆之訛と云へり、〔命懸於趙〕正解に言齊不勝、則必從趙而聽命、爲趙所制也と見えたり、〔吾中立云云〕吾は趙を謂ふ、是れ策士、趙に代りて擬度するの辭なり、中立は齊且燕の爲にせざるをいふ、岡井叔皮曰く、吾君字誤、指李向言、註非、中立卽言按兵勿出と云へり、〔割窮齊云云〕窮齊の下に之地の二字を加へて看るべし、碕允明曰く齊戰敗無所出謀、故曰窮、燕戰勝而兵罷敝、故曰疲と云へり、〔兩國之權云云〕穆文熙曰く、以兵助燕、則我爲敵國、中立勿出、則執兩國之權、利害豁然、令人警動と云へり、

○蘇秦爲趙合從、說齊宣王曰、齊南有太山、東有琅邪、西有淸河、北有渤海、此所謂四塞之國也、齊地方二千里、帶甲數十萬、粟如丘山、齊車之良、五家之兵、疾如錐矢、戰如雷電、解如風雨、卽有軍役、未嘗倍泰山、絶淸河、涉渤海也、臨淄之中七萬戶、臣竊度之、下戶三男子、三七二十一萬、不待發於遠縣、而臨淄之卒、固已二十一萬矣、

【大意】蘇秦が趙の爲に合從せむとて、齊の地利人和を稱揚して、韓魏が秦に事ふると、其の事情の大に異なる由を述べて、齊王に合從を勸めて聽かしむるを述べたり、而して本條は、先づ齊國の地利人和の盛大を稱揚せるを敍せり、

【通釋】蘇秦は合從家を以て聞えたる者なるが、趙が合從して秦に當らむとて、趙の肅侯十七年に齊に來りて、宣王に說きて申すやう、抑〻御國の天險地利は世にも其の類罕なるべし、如何とならば、御國の南には泰山聳え、東には琅邪の勝地を有し、西方には淸河の大川あり、北方は渤海の海を控へ給へり、此れ世に申す所の天險の地ならずや、而して御國の廣きこと

也と見えたり、〔身與趙戰矣〕爾雅釋詁に身我也、又親也と、關修齡曰く、身田嬰自謂也と、今按ずるに、齊國親しく趙と相戰ふを謂ふ、〔是君自爲燕云云〕東兵は斂兵と云ふが如し、岡井叔皮曰く、彪按、取地、言取齊地也、齊割地合燕、燕齊斂兵和成、皆趙之所爲也、故曰君自也、而非有趙之利、故曰爲燕、と云へり、又關修齡曰く、東兵猶嚴兵、謂擊齊也、取地謂齊割地與燕也、此如趙取齊地而與燕也、故穆云、取齊地と云へり、

故爲君計者、不如按兵勿出、齊必緩、緩必復與燕戰、戰而勝、兵罷弊、趙可取唐曲逆、戰而不勝、命懸於趙、然則吾中立而割窮齊與疲燕也、兩國之權、歸於君矣、

【通釋】魏處が趙に說くやうは、前述のごとくなれば、趙の御爲に計らふに、趙は軍兵を出さゞるに如くことなし、其の故は、按兵出でずと定まらば、齊が急に攻めざること必定なり、若し急に攻めずとならば、齊は復燕と戰ふ事あるべし、而して戰ひて勝たむには、兵は疲弊せむこと疑ひなし、其の時趙は彼の燕の領地內の唐曲逆の地は其の虛に乘じて取ることを得べし、若し又齊が勝たざる時は、齊は必ず趙のなすことに違背することあらじ、然れば趙は今回は宜しく齊燕のいづ方へも味方せず中立を守り、而して齊敗北して窮まり燕は勝ちて疲弊せむ、さては敗れたる齊の地を勝ちたる燕に與へて、君は趙の全權を有する御身とならむ、是れを如何思ひ給ふぞといふ、中立を勸むるの說、妙といふべし、

【解義】〔戰而勝云云〕戰の上に齊の字を加へて看るべし、〔趙可取云云〕唐、曲逆、共に地名、鮑注に、竝屬中山國、言二國戰不暇比、顧趙可以其間取中山也と見え、又高注に、唐曲逆、是時竝屬燕と、又吳注に唐今盧奴北盧縣也、曲逆今蒲陰と見えたり、又正解に愚謂、燕敗齊疲、趙可乘其虛取燕地と見えたり、但し岡井叔皮曰く、按趙策通於唐曲遇、高本作通燕之唐曲遇、據此則唐曲逆蓋燕地、恐非中

必急、急必以レ地和レ於燕、而身與レ趙戰矣、然則是君自爲レ燕束レ兵、爲レ燕取レ地也、

【大意】 齊燕が權の地に戰ひし折、秦は其の臣魏冉をして趙に赴かしめ、兵を出して燕を助けて齊を撃たしめむとするに、齊の相田嬰は魏處をして趙に赴き李向に說かしめ、中立を守りて燕を助け齊を撃つことなきやうにせるを述べたり、

【通釋】 齊燕兩國は楚の境の權といふ所にて戰爭あり、秦王は其の臣魏冉を趙に赴かしめて、兵を出して燕を助け齊を撃たしめむとせらる、時に齊の相薛公は魏處と申すものを趙に赴かしめ、趙の權臣李向に說いていはく、今度君が燕を助けて齊を撃つ御計畫は實說なるか、果して實說ならば、一旦齊を撃たば齊は危急と成らむこと必定なり、齊若し危急に陷らば、必ず急に地を差出して燕と和睦あるべし、而して直接に趙と戰ふことゝ相成らむ、然る時は齊は地を割いて燕と和睦し、燕齊和睦するは皆君の爲し給ふ所なり、然れども、是れは趙の爲には相成らず、而して反りて齊の怨みを受くるは必定なり、されば軍勢を出し給ふことは然るべからずといふ、

【解義】、〔權之難〕權は地の名、今の正定府正定縣の北二十里にあり、難は戰爭を謂ふ、鮑注に、後志、南郡編注、鬪緡以レ權叛、又當陽注、縣東南有二權城一、楚地也、蓋燕自レ北進、齊自レ東進、而戰二于楚境一と見え、又點注に案 權本國名、左傳莊公十八年、楚武王克レ權、韻會楚鬪緡尹レ權、後因爲レ氏、蓋自二春秋時一已屬レ楚也と見えたり、〔使魏冉之趙〕鮑注に冉傳言、自二惠王時一任レ事、然則此役文公末年也と見えたり、〔薛公〕鮑注に、嬰時未レ封、後人稱レ之耳、嬰傳言、自二威王時一任レ職と見えたり、又六國年表に據るに、周顯王四十八年、齊湣王三年、封二田嬰於レ薛と見えたり、而して燕易王十二年に當れり、又此の權の役は燕文公の末年とすれば、實に嬰が未だ薛に封ぜられざる時なり、資治通鑑注に、班志、薛縣屬二魯國一、夏奚仲之國、後遷二于レ邳、仲虺居レ之、括地志、故薛城在二今徐州滕縣界一と、地名考に、今の山東兗州府滕縣の南四十里にありと〔李向〕鮑注に趙人と見え、呉注に、大事記、趙用レ事者

り、即ち田盼のことなり、

張丑謂楚王曰、王戰勝於徐州也、盼子不用也、盼子有功於國、百姓爲之用、嬰子不善而用申縛、申縛者、大臣與百姓弗爲用、故王勝之也、今嬰子逐、盼子必用、復整其士卒、以與王遇、必不便於王也、楚王因弗逐、

【通釋】齊人張丑と申すものあり、嬰子を逐はれむとするを止めむとて楚王に說きて申すやう、大王が此の度の徐州の御勝利は彼の盼子が齊にて用ひられざりしが爲なるべし、若し盼子が齊に用ひられて齊に功あらむ時は、齊の人民は皆盼子が爲に用をなして奮戰せんこと疑ひなし、然るに嬰子は盼子と仲らひ善からず、故に嬰子は盼子を用ひずして申縛を用ひて大王の御軍に對せしめたり、其の申縛と申すものは齊の廷臣は心を寄せず、又國民は之が爲に働かず、是の爲に齊の全軍は統一せず、此等の事由に因りて大王は容易に徐州の御勝利ありたるものと思へば、今若し嬰子逐はれなば盼子復用ひられむこと必定なり、然る時は彼の盼子は再び其の軍兵を統率して、大王と勝を爭はむとする時は大王の御爲宜しかるべからずと申したりければ、楚王げにもと思はれて、嬰子を逐ふことはなかりき、

【解義】〔張丑〕齊人、吳注に丑又見韓魏燕中山等策と見えたり、〔嬰子不善云云〕高注に嬰子不善盼子、故不用而用申縛と見えたり、〔申縛者云云〕高注に言大臣與有姓、不爲申縛致力盡用也と見えたり、〔今嬰子逐〕關修齡曰く、此下含則字、逐謂見逐也と云へり、此の事、史記楚世家には威王の七年に繫けたり、

○權之難、齊燕戰、秦使魏冉之趙、出兵助燕擊齊、薛公使魏處之趙、謂李向曰、君助燕擊齊、齊

【通釋】鄒忌は宣王に說きて申すやう、愚臣が承はる所にては、一人の孝行なる子を持てるよりも、五人の孝子を持てる者勝れりと承はる、されば一人にても推擧したること多きが大王に忠なる所以なり、果して然らば今晏首が推擧せる者は幾何の多數なるか、晏首が大王の信任厚きは、其の推擧せる人の衆きが爲なるべし、其の人數を承らん、定めて衆きことなるべしと申せば、宣王御思案ありて、今鄒忌が薦めたる人の衆くして晏首が薦めた人の寡きは、是れ全く晏首が仕進のものを防害するものなりと思はれて、鄒忌を惜むことなくなりぬといふ、

【解義】〔忌聞以爲云云〕正解には以爲二字恐衍文と爲せり、〔亦幾何人矣〕正解に是以父子喩君臣、言寡不如衆、而今首之所進仕者、亦幾何人、而王悅之也と見えたり、〔壅塞之〕高注に、壅蔽、塞斷、蔽斷仕者而不進也と見えたり、壅塞は「とゞめふさぐ」と訓ず、止めて通せざらしむるをいふ、

○楚威王戰勝於徐州、欲逐嬰子於齊、嬰子恐、

【大意】楚の威王が齊と戰ひて勝ちたる時、田嬰を齊より放逐せむとせられ、田嬰は之を恐れたるに、張丑が楚王に說きて、盼子が齊に用ひられざるが爲に勝ちたるを、今田嬰が退けらるれば盼子復用ひられむと思へば、田嬰を逐はぬこそ然るべけれと說くことを述べたり、

【通釋】楚の威王が齊と戰ひて徐州を取られたるに、齊の相田嬰、時に靖郭君とて薛に封ぜられてありしを齊より放逐せむと思ひ立ちければ、田嬰は聞きて大に其のなりゆきを氣遣ひ居たり、

【解義】〔戰勝於徐州〕徐州は今の山東省滕縣にありと云ふ、鮑注に後志、魯之薛、六國時、曰徐州、事在楚威七年、此十年と見え、又吳注に正義云、紀年梁惠王三十年、下邳遷于薛、改名徐州、徐左氏作舒、說文作郐と見えたり、地名考は、郐徐、聲近きより徐に作るとせり、又高注に威王楚元王之子、懷王之父也、徐州、或作舒州、是時屬齊、嬰子田嬰也、號爲靖郭君、而封於薛也と見えたり、〔欲逐嬰子〕嬰子は齊の相田嬰、所謂る孟嘗君田文の父、名の下に子の字を附して稱するは、當時の俗往往あり、下文にも盼子あ

王に事へまゐらすべし、而して彼の田忌は罪ありて亡げ參りたる所の者ながら、御國に封地を戴かば、いかばかり其の御恩をば忝く存ぜむ、其の後たとひ齊に復るとも、今の御恩をばよも忘れ申すまじ、然る時は田忌は齊を擧りて大王の御手に附け奉らむと疑ひもなしと思ふなり、此のごとく計らはせ給はゞ、此の御計らひは實に二人を大王の御人として用ひさせ給ふとも申すべしと說き附けゝれば、楚王大に之を信じて、遂に田忌を江南の地に封じて杜赫が申したるがごとくに定まりぬ、

【解義】〔不如封田忌云云〕鈴木注曰く、以示田忌之不返齊也の示は、楚策に以示齊之有楚也の示と同じと云へり、〔以齊事楚〕高註に田忌後日若得還齊、亦必以重事楚と見えたり、

○鄒忌事宣王、仕人衆、宣王不說、晏首貴而仕人寡、王說之、

【大意】鄒忌が人を推擧して仕官せしむること衆きを宣王の悅ばざるに、晏首は身分尊貴なれど推擧せるもの寡きを王の悅べるを、鄒忌禍ひの身に及ばむを恐れ、王に說きて反りて晏首を不首尾ならしめたる事を述べたり、

【通釋】鄒忌が宣王に事へたる際、其の推擧に依りて仕官せしめたるもの衆きを宣王は悅ばれず、其の故は、鄒忌が其の威勢を恃みて自身の幸福を計るものと思はれたるが爲なり、而るに晏首は、其の身貴寵せられて顯要の地に在りながら人を推擧したること寡ければ、宣王は其の自己の威福を作さざるものと思はれたるが爲に之を悅ばれたるなり、

【解義】〔仕人衆〕關修齡曰く、高曰、衆多也、嫌其作威福、故不悅也、書曰、無有作威作福、愚謂、仕人謂任人使仕也と云へり、乃ち己れ保人となりて人を仕官せしむることなり、〔王悅之〕高本注に悅不作威福也と云へり、〔晏首〕晏は姓、首は名、齊の人、

鄒忌謂宣王曰、忌聞、以爲有一子之孝、不如有五子之孝、今首之所進仕者、亦幾何人矣、宣王因以晏首壅塞之、

本條は田忌が出奔してより杜赫が策を陳べむとする迄を敍せり、

【通釋】 田忌が鄒忌の中傷に因りて遂に齊を出奔して楚國に之きぬ、蓋し是れより前き、鄒忌と仲らひ善からざりしなり、故に鄒忌は田忌が楚に之きて楚の威を以て齊に歸參せむかと危みたり、時に杜赫と申すもの進み出でて請ひけるやう、愚臣誠に不敏に候へども、君王の爲に田忌が御國に歸り來らぬやうにすべしといふ、

【解義】〔鄒忌代之云云〕吳注に、前云鄒忌爲相、田忌爲將、田忌走此云代之相、恐有差誤と見えたり、正解には「代之相齊」の四字を衍となせり、〔以楚權〕高本の注に權勢也と見えたり、楚にて得たる勢力なり、

謂楚王曰、鄒忌所以不善楚者、恐田忌之以楚權復於齊也、王不如封田忌於江南、以示田忌之不返齊也、鄒忌以齊厚事楚、田忌亡人也、而得封、必德王、若復於齊、必以齊事楚、此用二忌之道也、楚果封之於江南、

【大意】 本條は杜赫が楚王に說きて、田忌を江南に封じて齊に復らざるを示し、且つ鄒忌に其の敵人を復らせざるを感謝せしめむといふを以てし、遂に楚王をして田忌を江南に封ぜしめしことを述べたり、戰國策士の常套、亦以て味ふべし、

【通釋】 杜赫は楚に參りて楚王に說きて申すやう、鄒忌が齊の相として御國に對し好意を表し奉らぬは、全く彼れの反對者たる田忌が御國に參れる間に得たる權力を附けながら齊に罷り復らむといふ事を懸念する爲と思ふなり、されば大王に於て鄒忌を喜ばしめむと思ひ給はんには、幸ひに彼の田忌が御國に參れるにつきて彼れを貴みて江南の地に封じ給ひ、御國の御人となして御用あるやうを示し、且つ田忌が復齊に歸參仕らぬよしを見せ給はゞ、鄒忌は敵人の復歸する憂へなきことを悦びて、心を傾けて大

「くさび」と訓ず、轄と同じ、車軸に車輪を嵌めたる後、車輪の外側より車軸に挿みて、車輪を外れざらしむる具、摩は「する」と訓ず、或は車と車と相摩するなりといひ、或は車が險路を通行する故に物に觸れて擊つなりと云へり、姑らく此の說に據る、關修齡曰く、高曰、轄轂閡也、摩猶レ比也、愚謂此互言也、摩切也、言地險路狹、車轄觸レ物、相擊且切、非レ謂二兩車一相過謂二相從而過一と云へり、又岡井叔皮は、按摩車恐字倒と云ひ、正解には之を否定して、愚按、或云、摩車倒、非也、古文有二如レ此者一、齊俗訓、今之國都、男女切二踦肩一摩レ於道、後漢羊續傳、車馬羸敗、是也と見えたり、「必一而當レ十」地の利を得たる故に、力を用ひずして勝たるゝをいふ、「背太山」太山は山の名、既に見えたり、「右天唐」天唐は高唐に同じ、鮑注に蓋盼子所レ守、所レ謂高唐、屬二平原一と見えたり、資治通鑑の盼子守二高唐一の註に、班志、高唐縣屬二平原郡一、杜預曰、祝阿西北有二高唐城一、宋白曰、齊州章丘縣古高唐、春秋戰國之時爲二齊邑一、故城在二廢禹城縣西四十里一、唐之禹城、漢祝阿也と見えたり、「軍重踵高宛」軍重は輜量なり、踵、「いたる」と訓ず、高宛は地名、鮑注に重輜重也、後志、高宛屬二樂安一と見えたり、但し關修齡は、軍は車の誤にて、車重とは輜重なりと云へり、又岡井叔皮曰く、踵至也、孟子踵レ門而告二文公一、注足至レ門也と云へり、「使輕車銳騎云云」輕車は軍用の便車、銳騎は精銳の騎士、雍門は齊の都城の西門の名、「齊君可正」正は君側を正すを謂ふ、碕允明曰く、暗言二篡立一と云へり、「果不入齊」齊に入れられざるなり、正解に不レ爲二齊所一レ入也と見えたり、呉注に、使二田忌無一レ間レ於レ齊、孫子曷爲而有二此言一、必公孫閈成侯讒構之時也と見えたり、

○田忌亡レ齊而之レ楚、鄒忌代レ之相レ齊、恐丙田忌欲乙以二楚權一復甲於レ齊、杜赫曰、臣請爲レ君留二之楚一、

【大意】　田忌が齊を出奔して楚に之きたる時、鄒忌は田忌が楚の權を得て歸り來らむを恐れたれば、杜赫といふ者、鄒忌の爲に田忌の歸國せぬやうにせむとて楚王に說きしかば、楚王は江南に封土を與へて歸國を許さぬに至れる杜赫の策を述べたり、而して

必一而當レ十、十而當レ百、百而當レ千、然後背二太山一、左レ濟右二天唐一、軍重踵二高宛一、使下輕車鋭騎衝中雍門上、若是、則齊君可レ正、而成侯可レ走、不レ然、則將軍不レ得レ入二於齊一矣、田忌不レ聽、果不レ入レ齊、

【通釋】 孫臏が大事を勸めたるを仔細に問へば、孫臏對へて曰く、將軍は今の軍を率ゐたるまゝ齊に入り給ふべし、而して彼の戰役に疲勞したる者と老弱の者とをして、地名を主と申す齊の要害の地を守らしめ給ふべし、主の地は循軼の地とて、車が相竝んで通ずべからずして一つゞゝしか通れぬ、至つて狹き路にて、車と車とが相互に擊ち合うて經過する處なれば、たとひ彼の疲勞したり老弱せる者共をして之を守らしむるとも、必ず一人にて敵の十人に當り、十人は百人に當り、百人は千人に當るを得べし、其の後に於て太山の山を背部に控へ、濟水を左に天唐を右に控へ、軍の輜重は高宛に至り、輕車鋭騎を以て齊城の西門を擊たんか、一擧して齊王の御側廻りを正しく淸め、成侯を走らせむ、此のごとくなし給はば、將軍は齊に入らむ、若し此の策に從ひ給はずんば、齊に入れられんこと思ひも寄らず、是非此の策を用ひて齊に入り給へといふ、田忌は如何に思へるにか、此の策を聽かざりしを以て、果して齊に入れらるる事あらざりき、

【解義】〔將軍無解兵云云〕資治通鑑の注に、將軍之官、自レ周以來有レ之と見えたり、無解兵は兵を解散せぬ事、其の儘引連れて都に入るをいふ、〔使彼罷敝老弱〕罷は「つかる」と訓ず、疲と同じ、彼とは帥ゐる所の卒をいふ、舊本に敝の下に於先の二字あり、老の字なし、今曾本及び吳說に依りて削る、〔守於主〕主は鮑注に齊地、缺、蓋齊險隘とあり、此れに由れば齊國の地名なれども、今其何地たるかを詳かにせず、〔循軼云云〕循は「したがふ」と訓ず、軼は音「テツ」、轍と同じ、車のわだち卽ち車跡あり、險隘の處は車は軌を方ぶるを得ず、前後相繼ぎて行くをいふ、卽ち前車の跡に後車が循ひて行くをいふ、〔鍇擊摩車云云〕鍇は

て齊に入り、君を正し鄒忌を走らすべしと說きて、忌が之を用ひざりしことを述べたり、

【通釋】田忌は齊の師の魏を伐つ時の大將となり、出征して魏の太子申を捕へ、其の大將龐涓を擒にしつ、此の時成侯鄒忌など、豫ねて田忌に快からぬものなれば、或は讒言などもなしつるにや、齊に入りて安心なり難き位地に居りしかば、軍師の孫子、田忌に說きて云ふやう、將軍は大功を建て給ひて、今しも齊に入らむとせらるゝが、果して兵力を以て君側を淸むる一大事をも實行し給はむと思はるゝか、御考への程承はりたしといふ、

【解義】〔田忌爲齊將〕田忌は、一旦鄒忌に讒構せられて出奔せしが、宣王の三年に至りて復召し還されたり、故に爲二齊將一といふ、鮑注に此二年召復レ位と見えたり、〔係梁太子申〕係は「とらへ」と訓ず、繫に同じ、繫は縛なり、經史或は係に作る、義通ず、說文は係繫を分ちて二と爲せり、太子は梁惠王の太子なり、申は其の名、〔禽龐涓〕禽は「とりこにす」と訓ず、擒の正字、龐涓は魏の將の名、姓譜、龐姓、畢公高之後、支庶封二於レ龐、因氏焉と見えたり、〔孫子云云〕孫子は孫臏の敬稱、孫武の孫、齊人にして田忌の軍師也、資治通鑑の註に、姓譜、周文王子康叔、封二於レ衞、至二武公子惠孫曾耳一、爲二衞上卿一、因氏焉、後有二孫武孫臏一、俱善レ兵、趙明誠金石錄有二漢安平相孫根碑一、云、先出レ自二有殷之裔子一、武王定レ周、封二比干墓一、胤裔分析、定曰レ孫焉、と見えたり、又臏は、膝蓋骨を去る刑に遭ひしよりいふ名、資治通鑑の註に、臏刖刑也、去二膝蓋骨一、鄭玄曰、周改レ臏作レ刖、刖斷レ足也、書傳云、決二關梁一踰二城郭一而略盜者、其刑臏、孫臏蓋以レ刖レ足、故呼爲レ臏と見えたり、〔將軍可以云云〕將軍は田忌を指し云ふ、大事は兵を以て君側を淸め、姦臣を去る事を謂ふ、下文に「若レ是則齊君可レ正而成侯可レ走」とあるは、乃ち大事決行の效果を說けるなり、

田忌曰、奈何、孫子曰、將軍無レ解レ兵而入レ齊、使二彼罷敝老弱守一レ於レ主、主者循軼之途也、鍺擊摩車而相過、使二彼罷敝老弱守一レ於レ主、

使者に援兵を出すべき旨を許して國に歸らしめしかば、韓は齊の後援あることを心強く思ひて、守備を怠りしにや、五たび戰ひしも五度とも皆總敗北になりしかば、東の方に人を派して齊國へと危急を告げて來りぬ、齊は兼ねて期したることなれば、其れより軍勢を出し、魏を擊ちて大に馬陵にて打破り、其將龐涓を殺し、太子申を虜にしぬ、かくて魏は敗北し韓は連戰連敗したるまゝに、齊に賴らむとて兩國の君も齊の臣田嬰と申す者に依りて臣下の禮節を執り、今の齊王に參朝することとなりぬ、

【解義】〔告韓使者〕告は許すをいふ、鮑注に告者許レ之也と見え、又正解に告告レ救レ之也とも見えたり、〔韓自以云云〕以は以爲と義相近し、〔おもへらく〕と訓ず、〔大破之馬陵〕馬陵は齊の地、按ずるに史記には、前の田忌の論は孫子の論とし、張丐の論は田忌の論とし、其の前に鄒忌が救ふべからずといふ論あるやうに作れること、既に上條に云へるがごとし、而して此の戰役にて其の將龐涓を殺し、魏太子申を虜にすと見えたり、闞修齡曰く、高曰、馬陵齊邑也、齊殺二魏將龐涓一、虜二魏太子申一、故曰二魏破韓弱一也と云へり、又史記索隱には、此の戰役は宣王の二年と見えたり、又呉注に虞喜云、馬陵在二濮州鄄城東北六十里一、有レ澗深峻可三以置二伏、龐涓敗、卽此、徐廣云、在二魏州元城縣東南一、司馬彪引二杜預說一亦然、按齊使二田忌將一、直達二大梁一、龐涓聞レ之、去レ韓而歸レ齊、軍已過而西、則從二汴州外黃一退至二濮州東北六十里一是也、豈合三更渡レ河至二元城一哉と見えたり、〔魏破韓弱〕魏は其の將龐涓を殺され、太子申が虜となり、韓は五戰五敗せるを以てかくいふなり、正解に韓五戰五不レ勝、故曰レ弱と見えたり、〔北面云云〕北面は臣位に著くをいふ、田は齊の姓、田侯は齊宣王を指す、戰國の時、諸侯僭して王と稱す、故に或は王を以て呼び、又侯を以て呼ぶ、其の號一定せず、

○田忌爲二齊將一、係二梁太子申一、禽二龐涓一、孫子謂二田忌一曰、將軍可三以爲二大事一乎、

【大意】田忌が齊の將となり功ある時、孫子が田忌に告げて、齊に入らむとせば、今引率せらるゝ兵を以

齊、我因陰結韓之親、而晩承魏之弊、則國可重、利可得、名可尊矣、

【通釋】　田臣思は前の張丏の論に反對して、齊王に申すやう、彼の張丏の論は然るべからず、夫れ韓魏の軍勢疲弊せぬ中に韓を救はむとならば、我が國は韓に代りて魏の軍を引受け、而も反りて指圖を韓國より受くることゝならむか、且つ夫れ魏は韓を破らずしては止まざる志ありと思ふ、されば此の戰爭は必ず激烈なる事もあらむ、然る時は韓國も烈しく攻め立てられむ時は、必ず困みて我が國に援兵を請ひ來るべし、其の時に及び我が國にては其の請求に因りて、內實は韓に親みて後に、魏の疲弊せるに乘じて魏を伐たむには、御國の威嚴も立ち、御國の利德も少なからざるべく、與國を救ひて敵を破りたりとの名義も立派なることとならむ、是の御計らひ至當なるべしといふ、

【解義】　「田臣思」吳注に索隱云、策作田期思、必別本也、紀年謂之徐州子期、卽田忌也と見えたり、按ずるに今の史記は田忌に作れり、中井履軒は、忌の字誤りて臣思の二字と爲れりと云ふ、「顧反云云」顧反の二字「かへりて」と訓ず、關修齡曰く、顧亦反也と云へり、重語とて、二字相同じきを故らに重ねたるなり、「必東愬於齊」愬は「うつたへむ」と訓ず、又鮑注に愬告也と訓ぜり、岡井叔皮曰く、言已許之、未救、而至其將亡、彼必告我也と云へり、「晩承魏之弊」正解に承猶乘也と見えたり、韓を伐ちたる疲弊に附け込むをいふ、「國可重云云」韓を救ひて魏を破るといふ、名分立つ故にかくいへるなり、

田侯曰、善、乃陰告韓使者而遣之、韓自以專有齊國、五戰五不勝、東愬於齊、齊因起兵擊魏、大破之馬陵、魏破韓弱、韓魏之君、因田嬰、北面而朝田侯、

【通釋】　齊王は田臣思の論に從ひて、乃ち內々韓の

製ニ新衣一、拂ニ飾冠帶一、顧謂ニ其妾一云云、恐與ニ鄒忌事一有ニ訛舛一と見えたり、

宣王

宣王、名は辟彊威王の子、元年は周顯王二十七年己卯、王たる十九年にして卒す、

○南梁之難、韓氏請ニ救於齊一、田侯召ニ大臣一而謀曰、早救レ之、孰ニ與晩救一レ之之便、張丐對曰、晩救レ之、韓且ニ折而入一レ於魏、不レ如ニ早救一レ之、

【大意】魏が韓を伐ちたる時、韓より援兵を齊に請へるに、王は群臣の意見を召し、早く救ふと遲く救ふと、いづれが便なると詢はるゝに、張丐は早く救ふべしといひ、田臣思は韓が敗北の後魏を伐たむに如かずと申しゝかば、其の計に從ひ、遂に韓魏兩國が齊王に朝するに至りしを述べたり、

【通釋】魏が韓を伐ちたる南梁の役に、韓王より援兵を齊に請ひ來りしかば、齊王は大臣を召されて、早く救ふと遲く救ふとの便否を下問あり、張丐對へて申すやう、遲く救はむには韓は分れて魏に從ふに至るべければ、早く救ひ給はむこそ然るべけれといふ、

【解義】〔南梁之難〕南梁は韓の地、卽ち魏が韓を伐ちたる戰役なり、高注に韓邑也、今南河梁也、大梁魏都、在レ北、故曰ニ南梁一也、難魏攻レ之也と見え、史記の索隱に、晉太康、地記曰、戰國謂レ梁爲ニ南梁一者、別ニ之於ニ大梁少梁一也と見え、又今の汝州西南四十里にありと云ふ、但し史記には、宣王の時にして、鄒忌、田忌の意見を問ふ事とせり、然るを索隱に辨じて史記の誤とせり、本書參看すべし、〔韓且折而云云〕正解に折分也、言ニ韓將ニ分レ齊入一レ魏と見え、又高注に折分也、猶レ從也と見えたり、

田臣思曰、不可、夫韓魏之兵未レ弊而我救レ之、我代レ韓而受ニ魏之兵一、顧反聽ニ命於韓一也、且夫魏有ニ破レ韓之志一、韓見レ且レ亡、必東愬レ於

訓曰、朝之市則走、夕過市則歩、所求者亡也、可以見市以朝爲期矣、其殺人陳尸於市朝者、與衆共棄之、且況示衆也、左傳殺三郤、皆尸諸朝、自暴政所爲、不可以證焉、孟嘗君傳日暮之後過市朝、既爲通稱、則無妨矣、或曰、市之行列、有如朝位、故曰市朝、或曰、市朝乃連類而及之文、若躬稼本稷而亦稱禹、三過不入、本禹而亦稱稷、因其一而幷言其一、恐皆非也、或曰、此市朝謂市與朝、果然、則當曰朝市、而不可曰市朝也、朝市、見襄十九年左傳、若周禮司市、禮記郊特牲朝市、謂朝時而市也と見えたり、

令初下、群臣進諫、門庭若市、數月之後、時時而間進、朞年之後、雖欲言、無可進者、燕趙韓魏聞之、皆朝於齊、此所謂戰勝於朝廷、

【通釋】 齊王は鄒忌の言に從ひて、諫爭する者を奬勵せらるゝ命令を下さるゝに至りしより、群臣續續諫言を上るが爲に、王宮の前も宛然市場の雜沓するがごとくなりしが、二三箇月以後は漸く減じて少し間を置くやうになり、滿一箇年の後には王の御行跡改まりて、復諫め申すべきものもなきやうになりしかば、燕趙韓魏の君も大に懼れて、歳時に朝貢するとなれり、此れが世に謂ふ所の朝廷の内に坐して戰はずして他を服せしむるといふものなりといふなり、以て鄒忌が建言の有效なりしを述べたり、

【解義】 〔時時而間進〕鮑注に進諫者有暇隙と見えたり、諫を進むる者の時時にあるやうになれるをいふ、〔無可進者〕高注に改脩端嚴無可復諫者也と見えたり、〔戰勝於朝廷〕鮑注に坐朝廷之上、四國朝之、不待兵也と見えたり、高注に言與敵國戰勝之朝廷之内也、老子曰、脩之身其德乃眞、此之謂也、故能使四國盡來朝也と見えたり、又鮑注に、彪謂、鄒忌嘗以計走田忌、則其人亦傾險士耳、唯此言者萬世之言也と見え、又吳注に、大事記、威烈王二十二年、按外記、宋昭公出亡、謂其御曰云云、事與此類、又新序、齊有田已先生賢、王聘而問政、已改

知りしかば、やがて入朝して威王に見えて曰く、愚臣は眞實に徐公の美貌に劣れるを知れども、愚臣が妻は臣に私しするが爲に臣を徐公よりも美なりといひ、愚臣が妾は臣の怒りを畏るゝが爲に、或は來客は臣に求むる所あらむが爲に、皆臣を以て徐公よりも美なりといへり、內りて思ふに、こゝに聊か大王に言上すべきことあり、今御領地は方千里、御城は百二十城と申すばかりの勢ひましまし、後宮の侍女、御側の方方、大王の氣色を窺ひて皆務めて大王の御心を迎へまゐらせむとすと思ふ、又御表の百官有司も、大王の御心に逆はむことを畏れまゐらせぬものはあらじ、又御領の內の限りの者も、皆大王の御蔭を被らむと存せぬものはあらじとこそ思へ、是の事に由りてつらつら存ずる所を述べまゐらせむには、大王の御爲宜しからぬことの多くあらむといふ、

【解義】〔王之蔽甚矣〕蔽は「おほはるゝ」と訓ず、王の明を蔽ひて其の眞實を發揮せしめざるをいふ、

王曰、善、乃下令、群臣吏民、能面刺寡人之過者、受上賞、上書諫寡人者、受中賞、能謗議於市朝、聞寡人之耳者、受下賞、

【通釋】威王は鄒忌の言を實に理ある事かなと思はれて、是れより命令を國中に出されたる事は、一般臣民にして能く王の過失を見出して直接に人目に立つ程に惡しく言ふ者には、最上の賞を與ふべし、又書面に記して王に上るものには、中等の賞を與ふべし、又能く市中にて非行を非難するものが王の御耳に入りたるものには、下の賞を與ふべしと命令せられぬ、

【解義】〔面刺寡人之過〕面刺は「まのあたりそしる」と訓ず、面は直接王の前に於てなり、刺は人目に立つほどに謗るをいふ、〔謗議於市朝〕謗議共に「そしる」と訓ず、謗は人に惡しく思はせむとて惡しく言ふこと、議は疑ひそしることをいふ、市朝は市井といふがごとし、町中にての意、正解に、市朝猶市井也、朝暮之朝、而非朝廷之朝也、古者民朝聚井汲水、因將貨物於井邊貨賣、故曰市朝、亦曰市井、而遂爲貿易處之通稱也、閔王策曰、市朝則滿、夕則虛、非朝愛市、而夕憎之也、求存故往、亡故去、說林

之美我者、私我也、妾之美我者畏我也、客之美我者、欲有求於我也、

【通釋】　鄒忌は妻の答を眞實なりと思ふを得ずして又其の妾に對ひて、徐公の美に比して優劣如何と問へば、妾も亦徐公はいかで君の美に及ばむといふ、さて其の早朝來客あり、對談少頃にして、又徐公といづれが美なると問へば、客も亦徐公いかでか君の美に及ばむやと答ふ、然るに其の翌日徐公、鄒忌の許に來りしかば、つくづくと徐公の容貌を見るに、己れの及ばざる甚しきを知りければ、鏡を取りて自ら其の映れる影を見るに、又及ばざること甚しと知りつ、さて暮に及びて、寢に就きて思ふやう、かくまでに徐公の美に及ばざる我が容貌を吾が妻が徐公よりも美なりと答へしは、我れに親しみ頼るが爲に正しく答へざりしなり、又妾が我れを美なりと答へしは、我が怒りに觸れむかと畏れて答へしなり、又來客が我が容貌の徐公よりも美しといひしは、我れに求むる所あるが爲に佞りて答へしなりと、妻妾客の答への我れの氣に入るやうにと答へし所以を悟り得たり、

【解義】〔旦日〕旦日は明日なり、鮑注に旦明也と見えたり、〔孰視之〕孰は熟と同じ、孰の上に忌の字を加へて看るべし、自知之明、相形而露、〔暮寢而思之〕林西仲曰く、思妻妾所以美我之故と云へり、

於是入朝見威王曰、臣誠知不如徐公美、臣之妻私臣、臣之妾畏臣、臣之客欲有求於臣、皆以美於徐公、今齊地方千里、百二十城、宮婦左右、莫不私王、朝廷之臣、莫不畏王、四境之內、莫不有求於王、由此觀之、王之蔽甚矣、

【通釋】　鄒忌は妻妾客などの己れに私し或は畏れ或は求むるあるが爲に、阿曲して其の眞を語らざるを

孰與城北徐公美、其妻曰、君美甚、徐公何能及君也、城北徐公、齊國之美麗者也、

【大意】鄒忌が、容貌の美麗なる上朝服衣冠を整へ、鏡に映して、又其の妻妾及び客に城北徐公の美と孰れか優ると問へば、皆君の美優る甚しと答ふるに、明日徐公に逢ひて自ら其の美の及ばざるを知りて、前の妻妾及び客の我れを美とせるは皆我れに求むる事あるが爲なりと悟りて、入りて威王に見參して、王も亦群臣の求むるある者の爲に蔽はれ給へるも多からむと諫言に及びしかば、威王は令を下して其の過を言はしめて、言ふ者を賞せらるといふを述べたり、

【通釋】齊の相成侯鄒忌、身の丈八尺有餘の大男にして、而も身體の優れて美しき人なりしが、ある時參朝の禮服を著了へて、鏡に向ひ我が影を見て、さて其の妻に語るやう、我が美貌と城北徐公と、いづれが優れるといへば、其の妻答へて、君の美なることは本より優れ給へれば、徐公美しとてもいかで君の美と比するを得むやといふ、城北徐公とは、齊國にて美麗比ひなき者なり、

【解義】〔修八尺〕修は「たけ」と訓ず、身長をいふ、高注に修長と見え、廣雅釋詁に修長也と、見えたり、〔形須昳麗〕須は古の貌の字、高注に昳讀曰逸と見えたり、美好の意、岡井叔皮曰く、司馬相如美人賦逸麗淑質豔光と云へり、昳麗は「みやびやかにうるはし」と訓ずべし、高本には形貌の二字を身體に作る、正解之に從へり、

忌不自信、而復問其妾曰、吾孰與徐公美、妾曰、徐公何能及君也、旦日客從外來、與坐談、問之曰、吾與徐公孰美、客曰、徐公不若君之美也、明日徐公來、孰視之、自以爲不如、窺鏡而自視、又弗如遠甚、暮寢而思之曰、吾妻

と思ふなり、矢張り戰爭で目出度き結果を得たるが如くに、今度の企ても目出度仕遂ぐるや否やを卜なひ呉れとの義なりと、態と世人に知れがしに言はしめて置きながら、其の卜を賴める人が歸らんとて家より出づるを待ち受けて、人をして之を捕縛せしめて其の事を詮議を爲し一方には賣卜者を召して突き合はしたる處賣卜者は如何にも其れに相違なき旨を齊王の前に證明せしかば、田忌は思ひ寄らざる事なれども、事件が事件なる故に其の辯解に苦しみ、遂に齊國に居堪まら無くなりて出奔したり、是に於て鄒忌は甘く反對者を驅逐して益〻權勢を恣にしたり、

【解義】〔聲威天下〕田忌が戰勝の將軍たる威勢評判の天下に響きて、人々の畏るゝをいふ、〔欲爲大事〕齊に反りて王たらむとすること、卽ち謀反を企つるをいふ、〔卜者出〕卜者は公孫閈が使ふ所の人、卽ち卜を問ひに行きたる者なり、吳注に公孫閈所レ使者と見えたり、〔爲人卜者〕正解に卜師也と見えたり、〔亦驗其辭云云〕鮑修齡曰く、高曰、驗信、愚謂見レ捕者已逃二忌之辭一、而卜師亦爲二其徵驗一と云へり、公孫閈が使ふ所の者に大金を持たせて之を卜師に贈りて、其の證人とならしめたるなり、〔田忌遂走〕田忌の出奔は威王の三十五年なる事、既に上文に云へるがごとくなれど、尙吳注に詳かなり、吳注に云く、史以下公孫閈爲二鄒忌一云云上附下戰二桂陵一之前上、文小異、操二十金一卜レ市以下、在二威王三十五年一、下云、田忌聞レ之率二其徒一襲二攻臨淄一求二成侯一、不レ勝而奔、宣王召復レ位、遂有二馬陵之戰一、按策言忌伐レ魏三戰三勝、忌戰可レ見者桂陵馬陵二役、策併言レ之也、後章記、忌係二太子申一、禽二龐涓一、孫子謂レ忌曰、若レ是則齊君可レ正、成侯可レ走、忌不レ聽、遂不レ入レ齊、又記、田忌亡レ齊之レ楚、楚封二之江南一、則忌之出奔、在下戰二馬陵一後上、宣王之世　明矣、史載二其奔一在レ前、故謂　召復レ位、忌既襲レ齊、豈得二再復一、成侯猶在、豈宜二　竝列一、而馬陵後、忌無レ可レ書之事一、知二其必有レ誤也、以二威王之明一、成侯公孫閈之詐、豈能行二　其間一、其爲二宣王一無レ疑也、大事紀謂、桂陵馬陵二事、多混而書、忌出奔在二威王時一、亦乃史之舊耳と見ゆ、

○鄒忌修八尺有餘、而形貌昳麗、朝服衣冠窺レ鏡、謂二其妻一曰、我

ふ、

【解義】〔公孫閈〕鮑注に齊人と見え、吳注に、閈史作閱と見えたり、閈は音「カン」、史記を按ずるに、公孫閱が魏を撃たしめしは威王の二十六年の事にして、田忌の人と稱して市中にて卜を問はしめ、遂に田忌が出奔するは威王の三十五年の事とせり、史記索隱に、按戰國策、田忌前敗魏於馬陵、因被讒不得入齊、歷十年乃出奔也、是時齊都臨淄、且孟嘗君列傳云田忌襲齊之邊邑、其言爲得、卽與系家不同也、と見えたり、〔曲撓而誅〕鮑注に曲撓言師不直前而敗、と見え、又岡井叔皮は曰く、彪按、不進句絕、言戰不勝者、是田忌懦不進之故也、雖不得戰死、而以曲撓之罪必坐誅也、李東陽曰、曲撓而誅、謂以逗撓不進坐誅也、今按、漢書音義、曲行避敵曰逗、又兵法、行而逗留畏懦者斬、名曰逗撓、碕曰、曲撓其理、當其罪而誅之也、卽下文卜者是、亦通と、

鄒忌以爲然、乃說王而使田忌伐魏、田忌三戰三勝、鄒忌以告公孫閈、公孫閈乃使人操十金、而往卜於市、曰、我田忌之人也、吾三戰而三勝、聲威天下、欲爲大事、亦吉否、卜者出、因令人捕爲人卜者、亦驗其辭於王前、田忌遂走、

【通釋】鄒忌は公孫閈の說を聞きて如何にも最なる義なりと爲し、そこで齊王に上申して、田忌に命じて魏を伐たしめたり、田忌は三び戰爭して三び乍ら勝利を獲たり、鄒忌は其事を以て公孫閈に告げたれば、公孫閈はそこで或る人をして故らに人目に付き易き樣に又頗る重大事を依賴する樣に見せて黃金十金を持ちて市中の賣卜者に往きて易を見さして申すには自分は田忌の家來なるが、我が主人の申付けに、吾は今度三び戰爭して三度ながら勝利を獲て、自分の名聲は天下に轟きて畏れしめり、就ては此機會を利用して、豫ねての大事卽ち謀叛を企て自ら國王たらん

此省文と、乃ち勝の下に楚の字を加へて看るべし、正解には爲は「もし」と訓ず、若と同じ、「君以魯衆云云」岡井叔皮曰く、按、合言交戰也、謂與勝者相戰於其後也、故不勝者德之甚大矣、碕曰、魯待戰勝之後而合之、此說亦通、此章蓋亦兩虎相鬪、鷙犬受其敝、兎犬俱罷、田父擅其功之論也、鮑注及唐順之、王鏊、歸有光等、皆以爲使魯合齊擯楚之事、恐非此策之主意と云へり、又正解に言 楚勝齊、則其良選必殪、餘兵不足以待天下、其勢甚危矣、齊若勝楚亦然、而魯以其衆合勝者、助其危、其爲德也亦大矣、爲勝者見恩德也亦甚大矣と見ゆ

○成侯鄒忌爲齊相、田忌爲將、不相說、公孫閈謂鄒忌曰、公何不爲王謀伐魏、勝則是君之謀也、君可以有功、戰不勝、田忌不進、戰而不死、曲撓而誅、

【大意】齊の相鄒忌と齊の將田忌と二人の仲らひ圓滿ならざりしかば、公孫閈と申すもの、鄒忌の爲に計を授けて、王に勸めて魏を伐たしめ、勝たば鄒忌が功となり、若し勝たずんば田忌の越度として誅せられむ、故に實行し給へと說きければ、鄒忌其の謀のごとくせしに、連戰連勝なりしかば、公孫閈更に他人をして卜者に大金を與へ、田忌の家人と稱して謀反を企つる可否を卜せしめ、而して其の人を捕へ、卜者を齊王の前にて事情を吐かしめしを以て、田忌恐れて出奔せりといふ事を述べたり、皆公孫閈が詭計の圖に中れるをいふ、

【通釋】成侯鄒忌、齊威王の廿二年齊の相となりしに、田忌といふ者亦齊の將となりしに、互に不和なりしかば、公孫閈といふ者あり、鄒忌の爲に說きけるやう、公には田忌と御仲らひ善からずと承はるが、若しも彼の人を除かむと思ひ給はゞ、何故に大王に勸め奉りて魏を伐たむとはせられざるか、若し軍の勝たむには、君の御謀のすぐれたるが爲とて皆君の御功績と成るべし、若し田忌は進み戰はず、而も戰場に討死もなさざらむには、其の御咎めとして殺されなむ、されば君には先づ此の謀をこそ思し立ち給へと云

也亦大矣、其見恩德也亦甚大矣、魯君以爲然、乃退師、

【大意】魯君の齊楚孰れが勝たむかとの問に對して、張丐が己れの申す所は齊楚が實戰の上より打算したるに候はずして、齊が勝たむにも、楚が勝たむにも、いづれが勝つとも其の敝に乘ずべきあらむを以て、大王は今いづれにも加はらずして戰勝國に就きたる方然るべしと說けるを述べたり、

【通釋】魯君は張丐の申す事を聞かれて、然らば御身には、齊楚合戰の曉にはいづれが勝たむと明白に知られての事かと尋ねらる、張丐は、否否天下の勝負に於ては、たとひ神明と申すともいかでか知り給はむと申せば、魯君、然らば何とて寡人を弔はるゝの言を發せらるゝにか、心得難しとあれば、張丐曰く、抑ゝ齊楚の兩國は勢力適均したれば、御國が味方にあらむにもなからむにも彼の國には何の强弱をなすべきにあらず、さればむしろ大王には軍衆を損せぬやう、いづれにも御味方なくして、兩國の勝敗の定まれる後に、いづれか勝ちたる國の方に親しく結ばるゝが最も勝れたる御計らひなるべし、若し楚が大に齊に打勝たむにも、其の究竟の兵士等は必ず多く打死せむ、其の餘兵を以て天下の大國を一方に引受けむことは、いかで容易からむ、此のごとくなれば同じ理を以て齊が若し楚に打勝たば、さるべき兵士等は亦討死するもの多からむ、されば大王には御軍勢を全うして戰勝の國に合し給はむ時は、其の御爲少少ならず、而も其の戰勝の國に新に加はり給へる所をば、いかばかり賴母しく忝しとや思ひ給はむ、此の所をよく〳〵合點せらるべしと申しければ、魯君今はげにもと思召し反して、やがて御軍勢を班させ給ひて後楚に就くことを止められたり、

【解義】〔齊楚之權敵也〕權は權衡の權にて、釣り合ひのこと、敵は抗敵なり、對抗して負けず劣らざること、〔足以待天下〕岡井叔皮曰く、彪謂、此句不穩、恐餘兵下脫何字、否則句尾當有乎字、關曰、楚爲强國、故如此、今按丑說曰、齊楚之權敵也、如關說何敵乎、妄謬甚と云へり、中井履軒は曰く、足の上に疑ふらくは不の字を脫すと、今其の說に据りて補ふ、〔齊爲勝〕岡井叔皮曰く、言齊勝楚也、文法與上同、

の態度を執らしむるをいふ、〔魯君云云〕鮑注に康公と見え、吳注には無考と見えたり、史記六國表に據れば、齊の威王の世は魯の共公の時に當れり、〔來弔足下〕足下は魯君を指していふ敬稱、劉黃裳曰く、古之國君亦稱足下、與今大不侔矣と云へり、〔君不與勝者云云〕魯が楚に味方して勝ちたりとも、楚は必ずしも之を德とせず、而も魯は其の士卒を損する必ず多かるべきを以て、勝たざる者に與すといへるなり、此の解、岡井叔皮の說得たるがごとし、叔皮曰く、彪謂與黨也、張丑欲魯君之作疑、而先設此語起問、以墮中立之計中也、而其意蓋謂、今者魯欲親楚與齊戰、雖戰勝非己之功、且楚不必德之也、而魯士卒傷者必多矣、是猶與不勝者也、苟能退師全衆、而待二國之後伐之、則士卒不大殪而功自立、又爲敗者見德也必大矣、是猶與勝者也、中立之便利、暗見此一句、而魯君不悟、以謂力有强弱、故以齊楚問之、其家豈闇齊楚乎、下章張儀所謂齊與魯三戰、而魯三勝、國以危、亡隨其後、雖有勝名、而有亡之實、卽不與勝者而與不勝者之意也、闇曰、勝者不勝者、謂其勢將然也、殊不知彼明喩勝者不勝者之利害而問之、則曰、鬼且不知也、之有深意也、如鮑注迂解尤甚と云へり、但し鈴木注は楚雖能勝齊、其良士選卒盡殪、則天下亦必有乘敝敗之者、故云不勝者、下文其餘兵足以待天下、是釋勝者也と云へる、亦一說に備ふべきに似たり、但し此の說に就きて、下文岡井の說あり、參看すべし、

魯君曰、子以齊楚爲孰勝哉、對曰、鬼且不知也、然則子何以弔寡人、曰、齊楚之權敵也、不用有魯與無魯、足下豈如全衆而合二國之後哉、楚大勝齊、其良士選卒必殪、其餘兵不足以待天下、齊爲勝、其良士選卒亦殪、而君以魯衆、合戰勝後、此其爲德

雖有市虎不搖也、豈以三告而投杼乎哉と、又楊愼曰く、忠孝一也、故孝經曰、以孝事君則忠、天下未有躬悖德而能事君、威王知不欺父者必不欺君、其使臣之道幾矣と、

○楚將伐齊、魯親之、齊王患之、張丐曰、臣請令魯中立、乃爲齊見魯君、魯君曰、齊王懼乎、曰、非臣所知也、臣來弔足下、魯君曰、何弔乎、曰、君之謀過矣、君不與勝者、而與不勝者、何故也、

【大意】楚が齊を伐たむとするに、魯が楚と親善なるを齊王は患へたるに、齊の臣張丐といふ者、魯をして中立せしめむとて王に請ひて魯君に見え、二國戰後に其の孰れか勝ちたる方に就かむことの有利なるを說きて、遂に中立せしめたりといふ事を述べたり、

【通釋】楚王は齊を伐たむとせらるゝに、魯の國は楚と親しく交はりたれば、楚を助くることもあらむかと心痛ありしかば、齊の臣張丐といふ者王に請ひて申すやう、愚臣は願はくは魯をして兩國の間に立ちて、いづれにも就かざるやう計らひ申さむといへば、齊王之を許さる、張丐乃ち齊王の使者として魯に之き、魯君に見えけるに、魯君は、齊王は今回のことに就きていかに思召さるゝぞ、大抵御氣遣ひなる事と察するなりといはるれば、張丐對へて曰く、臣いかでか之を知らむ、只今王の使として參りしは、大王に御悔みの一言を聞えむとて參りしなりと申せば、魯君、御悔みとは實に不審の事かなとありければ、抑ゝ畏き申しごとなれども、大王の御謀然るべしとも思はれず、大王は戰ひに勝たむ方には就かせ給はずして、反りて勝たざる方に就きて身方し給はむの御計らひこそ心得がたけれ、如何なる御心にか、愚臣は承はりたく存ずといふ、

【解義】〔張丐曰〕鮑注に齊人、疑卽張丑と見えたり、蓋し本章は張丐の功を錄せるなり、〔令魯中立〕高注に魯中立、言能使魯不親楚而絕齊也と見えたり、兩國の間に親疎する所なきをいふ、今の局外中立

齊王の曰はるゝに、彼の章子の母は名を啓といひしと覺ゆるが、事ありて罪を其の父より得たりければ、其の父之を殺して馬屋の牀の下に埋めて、死後迄も大に之を辱められたりと聞きつれば、吾が今度の出征に當りて章子を大將とならしめたる時に、之を怠らぬやうに奬勵していひつるは、夫れ其許の戰ひの勇ましきに依り我が軍に少數の損害もなくして凱旋したらむには、其の勸賞として將軍の生母の空しく打捨てられたるを別に葬らしめやらむぞといへば、彼れは對へて申すやう、愚臣とても君の御恩に因りて今日に及びたれば、更め葬らむことの叶はぬにもあらねど、愚臣が母は存生中愚臣が父より罪を得て、其の儘にて父は身まかりぬれば、未だ何とも赦さむ詞のなかりけるに、愚臣が自由に之を更め葬りなば、是れ即ち死にたる父を欺くの道理と成りぬべし、故に敢へて仕らずと申しき、夫れ彼れは人の子としてあらむ限り、死にたる父をも欺かぬ心ばえなれば、いかで主君たるものを戴ける身にして現在生存せる君主を欺くことあらむや、斷じてあるべからずと覺えたれば、先きのごとくには云へるなりといはれたり、

【解義】〔章子之母啓〕啓は章子が母の名、〔埋馬棧之下〕馬棧は厩の牀なりといふ、高注に棧牀也と見えたり、鮑注には棧爲レ棚、以立レ馬と見えたり、後語には馬屎之中に作る、更に葬方の慘酷を見るべし、呉注に章子通國稱二不孝一、孟子以爲下父子責レ善、而不二相遇一者上、恐因二此事一也と見えたり、孟子離婁下に、夫章子子父責レ善而不二相遇一也、責レ善朋友之道也、父子責レ善賊レ恩之大者と見えたり、尚其本文參看すべし、〔夫子之强云云〕岡井叔皮曰く、按夫子指二章子一言、彪按、章子得二不孝之名一、以二此章一可レ見焉、注二孟子一者、不レ載二此策文一者、可レ謂二疎漏一矣と、〔父未教而死〕更め葬るべき命令をなさずして父の死せるをいふ、正解に未レ教、謂レ未レ命二改葬一也と見えたり、〔故不敢〕鮑注に彪謂、君父一也、雖レ無二父命一、而以二君命一更葬、何損レ於レ義、凡章子之孝皆過、所レ謂過孝と、又呉注に此是章子言下所三以不二更葬一之故上、未レ見二其終拒二威王之命一と見えたり、〔欺生君哉〕鮑注に、周衰、齊威不世之主也、列子曰、君非二自知レ我也、以二人之言一賜レ我、其罪レ我又將レ以二人之言一、故人君於二其臣一、欲二其自知一レ之也、威王之於二章子一、有レ焉、夫如レ是

に入りぬと申せども齊王は答へず、少頃して又章子は全軍を率ゐて秦に降參すと申すもの〻ありけるにも亦答へなし、此のごとく上申するもの引續きて數多たびに及びぬれば、軍の掛りの役人參りて申す樣、章子の敗北の由を申すもの、人は異なりとはいへど申す言の同じきは、必定敗北したることなるべし、この上は速かに別の大將を差遣はされて、只一擊ちに伐たせ給はむこそ然るべけれといへば、齊王は否否章子の心は能く知りたるものを、いかで容易く擊つべきぞとて聽かれず、その中に齊軍大勝の由注進に及びしかば、人人驚きけるに、秦軍大敗に及びて秦王は西藩の臣と稱して謝し奉る由を申しければ、人愈、王の明察に驚きぬ、

【解義】〔候者云云〕候者は齊軍の偵察に從事する者、說文に伺望也と見え、荀子富國篇に其候徼支繚と、注に斥候也と見えたり、〔章子以齊入秦〕碕允明曰く、齊下脫兵字と、〔何不廢將云云〕吳注に廢一本作發、是既降矣、安用廢爲と見えたり、發の字に作るに從ふべし、〔稱西藩之臣〕西方藩屏の臣と稱して服從するをいふ、鮑注に按威王與秦獻公孝公同時、齊雖强而秦不弱、此語未詳と見えたり、但し高本注に秦惠王之子武王也、謝謝攻齊之罪と見えたり、

左右曰、何以知之、曰、章子之母啓得罪其父、其父殺之、而埋馬棧之下、吾使章子將也、勉之曰、夫子之强、全兵而還、必更葬將軍之母、對曰、臣非不能更葬先妾也、臣之母啓得罪臣之父、臣之父未教而死、夫不得父之教、而更葬母、是欺死父也、故不敢、夫爲人子而不欺死父、豈爲人臣欺生君哉、

【通釋】齊王近侍の臣、齊王に何の所以を以て二心なきものと確かに信じておはするかと申上ぐれば、

【大意】秦が道を韓魏に假りて齊を攻めし時、齊威王、章子をして將として之に應ぜしめられしに、對軍中使者互に相通ぜしが、章子は其の徽章を變じて秦軍に混入し秦を襲はむとせしに、齊の偵察等は章子の大敗せる由を再三申報すれども、威王は何とも命ぜざるを以て、有司、將を代へて擊たせ給へと申せども、王は之を許さざる中に、齊軍大に勝ちて秦は降服せしかば、左右其の故を問ひ申せば、王は章子が欺かぬ理由を告げられたるを述べたり、

【通釋】秦は韓魏の兩國に請ひて、其の領内を通行して齊を攻めたる時に、齊威王は章子を大將として之を禦がしめられぬ、然るに章子は秦と相對して軍營を構へ、使者は數〻相往來せり、章子は其の旗印を秦の物と同じに作り變へて、齊の軍中に紛れ入りて秦の軍を襲はむとす、

【解義】〔秦假道韓魏云云〕關修齡曰く、高曰、自レ秦往レ齊、路出二韓魏一、故假レ之也と云へり、〔與秦交和〕軍門を相對せしめて軍を止めたるなり、岡井叔皮曰く、按周禮太司馬、爲二左右和之門一、注、軍門曰レ和、楚策景陽乃開二西和門一、竝同、關曰、齊秦和平而止レ戰也、果軍門乎、不レ可レ言二與レ秦交和一、彪按、交交錯也、猶レ言二東西一、詩楚茨毛傳云、東西爲レ交、果和平乎、不レ可レ言二章子之敗一と云へり、又正解に、鮑彪曰、孫子兩軍相對曰二交和一、楚記注、軍門曰レ和、愚按孫子軍爭篇曰、將受二命於レ君合レ軍聚レ衆、交和而舍と見えたり、〔變其徽章〕正解に、徽幟也、章其文章也、變レ之使下與二秦徽章一同上、欲二以襲一レ秦と、

候者言、章子以レ齊入レ秦、威王不レ應、頃之間候者復言下章子以二齊兵一降上レ秦、威王不レ應、而レ此者三、有司請曰、言二章子之敗一者、異レ人而同レ辭、王何不二廢レ將而擊一レ之、王曰、此不レ叛二寡人一明矣、曷爲擊レ之、頃間言、齊兵大勝、秦軍大敗、於レ是秦王稱二西藩之臣一而謝二於齊一、

【通釋】齊軍の斥候歸りて、章子は全軍を率ゐて秦

國も亦何事もなからむ、故にむしろ南の方襄陵を攻めて、魏の國を困めむには如かず、さるは邯鄲陷りて魏も亦戰ひに疲れたる時に乘じて伐たむには、趙は戰ひに敗れて魏の勢力は衰へむには、御國の爲にかばかりのめでたき事のいかでかあるべきといへば、威王げにもとて、乃ち軍勢を差向けて南の方に進みて魏の襄陵を攻めしめしが、七月と申すに邯鄲は魏に攻め落されければ、齊は此の機に乘じて魏の疲れたるを伺ひ、大に魏の軍を桂陵に破りて勝利を得たり、

【解義】〔臣之求利云云〕鈴木汪曰く、求疑當レ作レ救。といへり、此の說然るべし、然れば「臣之救利且ニ不利ニ者」と訓ずべし、〔不レ如三南攻ニ襄陵一云云〕鈴木汪曰く、襄陵地理志云、屬ニ河東郡一、師古云、有ニ晉襄公之陵一、因以名レ縣、按襄陵魏之東南邊邑、非ニ要地一、故齊攻レ之者、欲下使ニ魏不レ顧以攻一、而使中趙恃レ救以戰上也、敝レ魏、非レ使下魏爲レ救ニ襄陵一故困上也、使下之攻ニ邯鄲一以敝上也、故下云、邯鄲拔而承ニ魏之敝一也、許相卿云、此兵法所レ謂攻ニ其所ニ必救一者也、大謬矣、如攻三其所ニ必救一、則是伐レ趙受レ敝也、此策、卽下田臣恩陰結ニ韓之祖也、梅君以ニ襄陵一爲ニ魯地一、亦非と云へり、地名考に据れば、襄陵二あり、一は晉襄公の陵、今の平陽府襄陵縣の東二十五里にあり、一は宋の襄公の陵、今の歸德府雎州の西一里にあり、此に南攻と云へば魏の南に在り、當に後者を主として言ふなるべしと、敝は「つからす」と訓ず、疲弊せしむるなり、襄陵を攻むれば、之れを拔かれじと魏軍が必死に禦ぐが爲に疲弊せしむるなり、史記正義に、襄陵故城、左ニ兗州鄒縣ニ也と見えたり、〔邯鄲拔云云〕關修齡曰く、齊不レ救、則魏必拔ニ邯鄲一、而亦疲矣、齊乘ニ其敝一と云へり、〔破之桂陵〕地名考に、今の山東曹州府曹縣の西北五十里に桂陵城あり、卽ち齊の魏を敗りし處、史記正義に桂陵在ニ曹州乘氏縣東北二十里一と云へるは謬れりと、

○秦假ニ道韓魏一以攻レ齊、齊威王使ニ章子將而應一レ之、與レ秦交和而舍、使者數相往來、章子爲變ニ其徽章一、以雜ニ秦軍一、

を救はむとせられぬ、

【解義】〔邯鄲之難〕史記趙世家に、成侯二十一年、魏圍二我邯鄲一、二十二年、魏惠王拔二我邯鄲一、齊亦敗三魏於二桂陵一と見えたる時の戰役をいふ、齊威王二十五年に當れり、〔田侯云云〕田侯は威王の敬稱、我が國の松平侯、島津公の類、岡井叔皮曰く、按倭俗稱レ侯、配二其姓一而呼レ之、蓋有レ由也と云へり、但し田藝衡は、前既稱レ王、此不レ宜三復曰二田侯一、乃誤也、況後篇又稱二威王一と云へり、蓋し齊は本と呂氏、太公望の封ぜられし地、後に康公卒してより齊の大夫田氏齊國を有つ、故に世に田齊と稱す、史記齊太公世家に、康公十九年、田常曾孫田和始爲二諸侯一、遷二康公海濱一、二十六年康公卒、呂氏遂絕二其祀一、田氏卒有二齊國一、爲二齊威王一、彊レ於二天下一と見えたり、以て田侯と稱せる所以を知るべし、〔鄒子云云〕鄒子は鄒忌、威王二十一年、琴を鼓するを以て威王に見え、相となり、翌二十二年下邳に封ぜられ、成侯と號す、〔段干綸〕闕修齡曰く、段干姓、綸名也、齊臣と云へり、史記田敬仲完世家には段干朋に作る、〔乃起兵甲〕吳注に一本甲作レ日、是言レ將レ屯二于其郊一、故後云、乃起レ兵南攻と見えたり、從ふべきに似たり、〔軍於邯鄲之郊〕軍法に從ひて屯するをいふ、吳注に高注軍屯也、愚謂凡言レ軍二于某地一者、猶レ言レ師レ于レ某也、成レ列則云レ陳レ于レ某と見えたり、

段干綸曰、臣之求レ利且不レ利者非レ此也、夫救二邯鄲一、軍二於其郊一、是趙不レ拔而魏全也、故不レ如二南攻二襄陵一以敝レ魏、邯鄲拔而承二魏之敝一、是趙破而魏弱也、田侯曰、善、乃起レ兵南攻二襄陵一、七月邯鄲拔、齊因承二魏之敝一、大破二之桂陵一、

【通釋】段干綸は鄒子の謀に反對して曰く、愚臣が趙を救はむことの利不利と申すは別に仔細のあることなり、夫れ今邯鄲を救はむとて、其の郊外に屯營するの謀は然るべからず、其の所以は、趙魏は戰はざるが爲に、趙は其の首府を全うしてありながら、魏の

て稱するは、戰國當時の一風習と知るべし、〔盼子云〕盼は音ヘン、卽ち齊の將、田盼なり、鮑注に、盼子威王臣、威自二九年一後、未三嘗敗撓一、此言二二子死一、蓋九年前也と見えたり、〔不如易餘糧於宋〕餘糧は戰役に用ひたる兵糧の殘餘なり、易とは齊の軍敗北して盡く兵糧を收むる事不可能なれば、之を宋に與へて、後日齊强勢とならば其の償を取るが、相貿易する如きをいふなり、岡井叔皮曰く、謂下以二軍之餘糧一易中收レ宋之利上也、是時齊軍失レ利、雖レ有二軍之餘糧一、而不レ能レ收レ之、因使二宋自爲一レ收、以結二其好一也、言レ易者、乃欲三後日齊强、則責二其償一、故如二相貿易一也、と、〔齊固弱〕正解は固疑　國訛と見えたり、鈴木汪も曰く、按下云二齊國復强一、則固似二是國字訛一と、

○邯鄲之難、趙求二救於齊一、田侯召二大臣一而謀曰、救レ趙、孰二與勿一レ救、鄒子曰、不レ如レ勿レ救、段干綸曰、弗レ救則我不レ利、田侯曰、何哉、夫魏氏兼二邯鄲一、其於レ齊何利哉、田侯曰、善、乃起二兵甲一、軍二於邯鄲之郊一、

【大意】魏が趙の邯鄲を圍める際、趙より齊に援兵を請ひ來りしに、齊王可否を大臣に謀り給へば、鄒子は救ふべからずといひ、段干綸は救はずんば齊不利なりと申すに依りて、王は先づ邯鄲を救はしめられしに、段干綸は更に說きて、魏の邑を攻め、名は趙を救ふとなして實は魏を弊えしむべしと論じて、遂に其の謀に從へるを述べたり、

【通釋】魏より趙の都邯鄲を攻めたる際、趙より齊に對して援兵を請ひ來りしかば、威王は大臣を召して、此の事いかゞあるべきと尋ねらる、鄒子が申すやう、御救ひの御人數出させ給はざるに如くことなしと、段干綸は御人數出させ給はざらむには、御國の御爲不利なることとなりといふ、威王其の所以如何にと尋ねらるれば、鄒子申さく、夫れ魏王もし邯鄲を併せ持たるゝことゝ相成りたらむに、御國には何の利かあるべき、故に御人數出さるべしといへば、威王げにもとて大勢繰出されて、趙の都の外に陣を張りて趙

宋王必說、梁氏不敢過宋伐齊、齊固弱、是以餘糧收宋也、齊國復强、雖復責之宋可、不償、因以爲辭而攻之亦可、

【大意】濮上の戰役に齊國敗れたる時、盼子が威王に說きて、軍の餘糧を宋に與へて、敵たる魏國の進擊を避け、一は宋を齊に屬せしめたる事とし、後日齊國强盛とならば其の倍償を求むべく、若し口實を設けて還さずば、之を理由として伐つべしと勸めたるを述べたり、

【通釋】齊國が魏國と兵を交へて、衞の地境の濮水の沿岸にて決戰ありしに、齊の軍利あらずして、其の將賚子は戰死を遂げ、章子は出奔しぬ、此に於て齊王の將盼子と申すもの、齊王に申しけるは、大王に於て軍備上の兵糧の殘餘を收めずして、宋王に納れ給ふべし、然らば宋王は一臂の力を揮はずして餘糧を得たるを、不時の收益と見て定めて悅ばるゝことゝ思ふなり、今魏王は宋王が齊を悅ばるゝを知る時は、其の要擊を恐れて敢へて宋を過ぎて我が國を伐たむとはせざるべし、若し我が國再び勢力を展ぶるを得むには、曩に與へたる餘糧を請求すとも不可あるべからず、又其の時に宋より償はざる事あらば、其を口實として宋を攻め給はむも亦不可あらじと存ずるなりと、以て當時の策士、殊に齊人の詭計多きを推知すべし、

【解義】〔濮上之事〕濮は音「ボク」、水の名、鮑注に濮上此東郡濮水之上、實衞地と見えたり、事は戰役なり、さて此の戰役は魏との戰なるべければ、威王の時にあらずといへり、吳注に、盼子雖見稱於威王、宣王二年馬陵之役、盼爲將、十年楚敗齊、令齊逐田嬰、張丑說楚王云、嬰逐盼子必用、則盼先著於宣王之世、伐燕之役、章子將兵、亦宣王時、且策有齊國復强之言、決非威王時也と見えたる說、然るべし、而して此の戰ひの由は、「梁氏不敢過宋伐齊」とあるを徵とすべし、〔賚子死云云〕正解に賚未詳其氏、章匡章、皆齊將也と見えたり、又鮑注に皆以名子之、猶嬰子文子と見えたり、乃ち氏姓を省略して、單に名の下に子の字を付け

じことなり、夫れ物にて秦の土地に産せずして寶と爲すべき者甚だ多し、士も亦秦の土地に生れずして、秦の爲に忠を致すを願ふ者甚だ多し、然るに今客を逐ひ、以て敵國の用に立て、我が人民を損して、以て我が讐に利益を與へ、有用の人物を皆他國に逐ひやり、國内を空虚にして、其の上に外諸侯の國國へ怨みの種を植付くる樣な事にては、秦國の危きことなきを求むるも、得べからず、實に秦國の爲に憂ふべきことなりと、秦王は李斯の上書を見て大に感悟し、乃ち逐客の令を除きて李斯を呼び戻し、故の官職に復して、益〻之を信用せり、

【解義】〔跨海内制諸侯之術也〕跨音「コ」、「またがる」と訓ず、兼併統御することなり、術は道なり、〔不讓土壤〕讓、音「ジャウ」、「ゆづる」と訓ず、他に推し讓ることなり、壤は茂土なり、〔故就其深〕就は成なり、「なす」と訓ず、〔棄黔首以資敵國〕黔、首「ケン」黑なり、秦謂レ民爲二黔首一とあり、頭の黒き民といふことなり、資は猶給の如しとあり、敵國の用に立つることなり、〔業諸侯〕業は事業なり、「たすく」と訓ず、乃ち賓客をして他の諸侯の國に於て事業を爲さしむることは、取りも直さず之を助くるが故に「たすく」と訓ずるなり、〔藉寇兵〕藉、音「シャ」、「かす」と訓ず、兵は武器なり、敵に刃物を貸すといふことにて、反りて我が身に危害の及ぶ喩へなり、〔損民以益讐〕民は秦國の民なり、有爲の人物を逐へば、自然政治も亂れて、秦民の損失を來すをいふ、〔樹怨於諸侯〕樹は猶植の如し、逐はれたる客は皆諸侯の國國に入り、秦を怨みて仕返しを圖る故に、樹レ怨といふなり、

○齊上

齊は國の名、其の解並に地理は、序說を見るべし、

威王

威王、名は因齊、田齊桓公の子、元年は周安王二十四年癸卯、

○濮上之事、贅子死、章子走、盼子謂二齊王一曰、不レ如レ易二餘糧於宋一、

充美、鬼神降福、此五帝三王之所以無敵也、今乃棄黔首以資敵國、却賓客以業諸侯、使天下之士退而不敢西向、裹足不入秦、此所謂藉寇兵而齎盜糧者也、夫物不產於秦、可寶者多、士不產於秦、而願忠者衆、今逐客以資敵國、損民以益讎、內自虛而外樹怨於諸侯、求國無危、不可得也、秦王乃除逐客之令、復李斯官、

【通釋】然るに今人を御取りになるは然らず、其の人物の可否を問はず、曲直を論ぜず、一概に秦人にあらざるものは皆之を去り、客となるものは皆之を逐はる、然れば則ち是れ王の重んずる所は女色、音樂、珠玉の類に在りて、輕んずる所は人民に在るなり、其の樣なることにては、此れ海內を統御し、天下諸侯を制御する所以の道にあらざるなり、臣承はるに、地廣きものは穀粟多く、國大なるものは人民衆く、兵彊ければ則ち士勇なりと、是を以て太山は土壤を推し讓らずして、如何なる少土と雖も之を受け容るゝが故に能く其の大を成し、河海は細流を擇ばずして、如何なる細き流れと雖も之を受け込むが故に能く其の深きを就す、王者は衆庶を却けず、多くの人を用ふるが故に能く其の德を明かにす、是を以て天下の土地皆其の有たるが故に、地に四方の別なく、人民に異國の民といふことなし、四季の時候よく調和して美を充たし、鬼神は福を降す、此れ古への五帝三王の天下に敵なき所以なり、然るに今乃ち折角外國よりして遙遙と王の德を慕ひて參りたる人民を棄てゝ、之れを敵國の用に立て、賓客を却けて以て諸侯の國に功業を立てしむ、是れにては天下の士は皆退きて、敢て西の方秦に向はず、足を裹みて秦國に入らざらしむ、此れ所謂己れの寇に兵器を貸し、盜賊に糧食を齎すと同

子玉瑱、諸侯以レ石とあり、耳に垂れて耳を塞ぐ、夫人の禮飾なり、〔阿縞之衣〕阿は地名、注に齊國東阿縣とあり、縞、音「カウ」、繒之精白者曰レ縞とあり、繒は音「シャウ」、又「ソウ」、帛なり、卽ち縞は帛の極めてよく練りあげて純白なるものをいふ、〔錦繡之飾〕繡、音「シウ」、刺繡なり、〔隨俗雅化〕俗は時俗なり、雅化は註に閑雅變化とありて、其の時時の流行を追ひて、閑雅なる姿に變化すとの意なり、〔佳冶窈窕〕冶、音「ヤ」、易に冶容誨レ淫とあり、冶はなまめかしき容なり、窈、音「エウ」、窕、音「テウ」、窈窕は美なる貌なり、〔擊甕叩缻〕甕、音「ヲウ」、汲瓶也とあり、缻、音「フウ」、缶に同じ、小口大腹の瓶にして、酒漿を盛る器、甕缻共に土器なり、叩、音「コウ」、「たゝく」と訓ず、秦人は甕缻を擊ち叩きて、樂の節を爲すなり、〔彈箏搏髀〕箏、音「サウ」、竹を以て造れる瑟に似たる樂器なり、彈は「ヒク」なり、髀は音「ヒ」、股なり、搏は音「ハク」、又「フ」、拊也、拍也とありて「うつ」と訓ず、彈箏は箏といふ樂器を彈ずるなり、搏レ髀は自分の股を手にて拊ち拍子をとるなり、〔歌呼嗚嗚〕嗚、音「ヲ」、嗚嗚は秦人の歌聲をいふなり、〔鄭衞桑間〕禮記の樂記に鄭衞之音、亂世之音也、比レ於レ慢矣、桑間濮上之音、亡國之音也、其政散、其民流、誣レ上行レ私而不レ可レ止也とあり、桑間は桑林の間、濮上は濮水の上、皆衞の地なり、〔韶虞武象〕韶、音「セウ」、虞、音「グ」、韶虞は舜の樂なり、象、音「シャウ」、武象は周の樂なり、

今取レ人、則不レ然、不レ問二可否一、不レ論二曲直一、非レ秦者去、爲レ客者逐、然則是所レ重者、在レ乎二色樂珠玉一、而所レ輕者、在レ乎二人民一也、此非地所下以跨二海內一制中諸侯上之術天也、臣聞地廣者粟多、國大者人衆、兵彊則士勇、是以太山不レ讓二土壤一、故能成二其大一、河海不レ擇二細流一、故能就二其深一、王者不レ却二衆庶一、故能明二其德一、是以地無二四方一、民無二異國一、四時

き、竹にて造りし箏を彈じて、髀肉を搏ち叩きながら、大聲を發して嗚嗚と歌ひ叫びて耳目を悦ばすのが眞の秦國固有の音聲なり、彼の鄭衛の桑間の曲や、或は韶虞武象などの樂は、皆是れ異國の樂なり、而るに今秦國固有の甕を擊ち缻を叩くことを棄てゝ反りて鄭衛の樂に就き、箏を彈ずることを退けて反りて韶虞を取る、是の若きものは何故なるや、是れ外の子細に非ず、全く當面目前に我が心を悦ばしめ、目に適じて樂ましむるによることなり、

【解義】〔崑山之玉〕崑山は山の名、其の岡に玉を産す、〔隨和之璧〕隨は隨侯の珠、顏師古曰く、隨國之侯見大蛇傷者、療而愈之、蛇啣明珠、以報其德、故稱隨珠と、和は卞和の璧とて、楚の卞和が荊山の下に獲たる玉、其の事、韓非子に見ゆ、共に天下の重寶なり、〔明月之珠〕珠の光澤、明月の如し、因りて名づく、〔服太阿之劍〕太阿は劍の名、史記蘇秦傳註に吳越春秋を引きて云く、越王召風胡子而告之曰、寡人聞、吳有干將、越有歐冶、寡人欲因子請此二人作劍、可乎、風胡子曰、可、乃往見二人作劍、一曰龍淵、一曰太阿とあり、服は身に著用することと、佩と同じ、〔纖離之馬〕纖、音「セン」、纖離は良馬の名なり、〔翠鳳之旗〕註に翠羽爲鳳形、而飾旗とあり、翠、音「スヰ」、異物志に翠鳥形如燕、赤而雄曰翡、青而雌曰翠とあり、本邦の「かはせみ」なり、〔靈鼉之鼓〕鼉、徒阿切、音「タ」、大魚の名なり、其の皮を以て大鼓の皮となす、鄭玄月令の註に、鼉皮可以冒鼓とあり、〔夜光之璧〕名珠の名、夜中に光を放つを以て夜光と稱す、〔犀象之器〕犀、音「サイ」、一角の獸なり、象は象牙なり、犀角、象牙、皆以て器具を作るべし、〔不爲玩好〕玩好は玩弄嗜好の具といふことなり、〔駿馬駃騠〕駃、音「ケツ」、騠、音「テイ」、良馬の名なり、〔不實外廐〕實は充の如し、「みつ」と訓ず、〔西蜀丹靑不爲釆〕丹靑はあか、あをの顏料なり、釆は彩に同じ、彩色のことなり、〔充下陳〕陳は列なり、下陳は後列といふが如し、〔宛珠之簪傅璣之珥〕宛、音「ヱン」、地名なり、簪、音「シン」、「かんざし」と訓ず、宛地の珠にて造りし簪なり、傅、音「フ」、附なり、「つくる」と訓ず、璣、音「キ」、珠之角者とありて、角のある珠なり、珥、音「ジ」、說文に珥瑱也とあり、瑱は音「テン」、說文に以玉充耳也とあり、詩經毛傳に充耳謂之瑱、天

廷、犀象之器、不爲玩好、鄭衛之女、不充後宮、而駿良駃騠不實外廐、江南金錫不爲用、西蜀丹靑不爲采、所以飾後宮、充下陳、娛心意、說耳目者、必出於秦然後可、則是宛珠之簪、傅璣之珥、阿縞之衣、錦繡之飾、不進於前、而隨俗雅化、佳冶窈窕趙女、不立於側也、夫擊甕叩缻、彈箏搏髀、歌呼嗚嗚、快耳目者、眞秦之聲也、鄭衛桑間、韶虞武象者、異國之樂也、今棄擊甕叩缻而就鄭衛、退彈箏而取韶虞、若是者何也、快意當前、適觀而已矣、

【通釋】　今陛下、御身には御裝飾用として、崑山の玉を御取寄せになり、隨侯和氏の寶を御所有になり、明月の珠を垂れさせられ、太阿の劍を御著用になり、纖離の馬に乘られ、御儀仗には翠鳳の旗を建て、靈鼉の鼓を樹てらる、此の數々の寶は秦國には一も之を生ぜず、皆他國より參る品なり、而るに陛下の之を御悅びになるは何故なりや、必ず何物も皆秦國に生產する所にして然る後に可ならば、是れ他國產出の夜光の璧は朝廷の裝飾を爲さず、犀角象牙の器物は玩好の品と爲らず、鄭衛の美女は後宮に充たず、而して駿良駃騠の馬は外廐に實たず、江南より出づる金や錫の類は御用にならず、西蜀より出づる丹靑の顏料は采色の用を爲さず、又後宮を飾り、下陳後列に充て、御心を娛ませ御耳目を悅ばしむる者も、必ず秦國の產出にして然る後に可ならば、是れ宛珠の簪、傅璣の珥、阿縞の衣、錦繡の飾等は皆他國の產出故、御前に進めることもならず、而して時の流行に隨ひて閑雅に變化する、佳冶窈窕たる趙國の美女は、御側に立たぬことになるなり、夫れ甕や缻の如き土器を撃ち叩

いふが如し、注に猶二一例一也とあり、〔得百里奚於宛〕百里奚は上に出づ、宛は楚の地、百里奚、初め秦に入り、後秦を亡げて宛に走る、穆公、贖ひ歸りて之を用ふ、〔迎蹇叔於宋〕蹇、音「ケン」、蹇叔は百里奚の友人なり、史記に百里奚謂二穆公一曰、臣不レ如二臣友蹇叔一、蹇叔賢而世莫レ知、穆公厚レ幣迎レ之、以爲二上大夫一とあり、正義に云く、蹇叔岐州人也、時游レ宋、故迎二之於一宋と、〔求丕豹公孫支於晉〕丕豹は晉人、晉より秦に奔ること、左傳に出でたり、括地志に云く、公孫支岐州人、游レ晉後歸レ秦と、求の字、文選に來に作る、〔民以殷盛〕殷も亦盛なり、「さかんなり」と訓ず、人民の豐富なること、〔擧地千里〕擧は猶取の如し、敵國の地を我が手に取りあぐることなり、〔西幷巴蜀〕一說に、取レ蜀全是司馬錯之功、史記有二明文一、李斯以爲二張儀一誤矣と、然れども是の上書は李斯が途中より上りたるものなれば、急卒の際、多少事實の相違もあるべく、又實際の仕事は張儀に出でしものなるやも知るべからず、深く究むるに及ばず、〔東據成皐之險〕成皐は地名、險は險阻なり、水經注に、成皐故城在二大伾山上一、縈二帶伾阜一、絕岸峻周、高四十許丈、城張翕險崎而不レ平と、地名考に開封府に屬すと、〔割膏腴之壤〕膏音「カウ」、脂肪なり、腴、音「ユ」、肥なり、膏腴之壤とは肥沃の土といふが如し、〔功施至今〕施、音「シ」、布なり、「しく」と訓ず、今とは李斯の當時を指す、〔廢穰侯逐華陽〕穰侯は魏冉なり、華陽は宣太后の弟芊戎なり、共に前に出づ、〔彊公室杜私門〕公室は秦の朝家、彊は强なり、「つよむ」と訓ず、杜は音「ト」、塞なり、「ふさぐ」と訓ず、前の「塞二私門之請一」と同事なり、〔蠶食諸侯〕蠶は「かひこ」なり、蠶食とは蠶の桑葉を食ふ如く、片端より漸漸に土地を侵略することなり、〔客何負於秦哉〕負、音「フ」、「そむく」と訓ず、

今陛下致二崑山之玉一、有二隨和之寶一、垂二明月之珠一、服二太阿之劍一、乘二纖離之馬一、建二翠鳳之旗一、樹二靈鼉之鼓一、此數寶者、秦不レ生二一焉一、而陛下說レ之何也、必秦國之所レ生然後可、則是夜光之璧、不レ飾二朝

したため、國運發展し、國を併有すること二十の多きに及び、遂に西戎に霸となられたり、又孝公は商鞅の法を御用ひになり、種種國政を御改革ありて、人民の風俗を移し易へられ、之に由りて人民は豐富に相成り、御國は益〻富彊繁昌し、百姓共は、皆御上の御用を務むることを樂しみ、諸侯共は、皆御國に親しみ歸服致し、楚魏二國の軍隊を御手下に獲られて、敵地を取り擧ぐること千里、御威光の及ぶ所、今に至るまで能く治まり且つ强し、又惠王は張儀の計謀を御用ひになり、三川の地を拔き、西の方巴蜀を併せ、北は上郡を收め、南は漢中を取り、九夷を包有し、鄢郢を制し、東成皐の險に據り、膏腴の地を割き、遂に六國の合從を敗り、六國をして西面して秦に事へしめ、其の御功績は施いて今に到れり、又昭王は范雎を得て、之を御信任あり、穰侯を廢斥し、華陽君を逐ひ放ち、公室の權力を强め、私門の請託を塞ぎ、外方に向ひては諸侯の土地を蠶食し、遂に秦をして帝業を成さしめられたり、此の御先代四君は、皆他國より參りし客を御用ひになり、其の客の功を以て、此の如く御國運の發展も出來たるなり、此れに由りて見れば、客は秦國に對して功績こそあれ、何しに秦國に負きて秦の不利益を圖らんや、向に若し四君をして、他國の客を却けて秦國の内に入れず、他國の士を疎じて御用ひにならざれば、是れ御國をして今日の如く、富利の實もなく秦國をして强大の名もなからしむるなり、

【解義】〔李斯〕李は姓、斯は名、楚國上蔡の人、少くして荀卿に隨ひて學び、學已に成り、秦に入り、文信侯呂不韋の舍人と爲り、呂不韋の信任を得、因りて秦王に說きて遂に客卿と爲る、史記に傳あり、〔鄭國〕鄭は姓、國は名、〔間秦以作注漑渠〕間は間諜なり、漑、音「ガイ」、注漑共に「そゝぐ」と訓ず、渠、音「キョ」、溝なり、注漑渠は田畠に注ぐ用水堀のことなり、河渠書に曰く、韓聞二秦之好一レ興レ事欲レ罷レ之毋レ令二東伐一乃使二水工鄭國間一と、蓋し秦の東伐を止めん爲に、用水堀の工事を興さしめ、力を疲らして東伐する能はざらしめんと、土木請負ひの鄭國を間者として、旨く秦に取り入り工事を作さしむ、是れが卽ち間者となるなり、〔宗室〕秦の王族なり、〔大抵爲其主游間於秦耳〕大抵は大概に同じ、其主とは各〻の主人をいふ、游間は客游して間諜を爲すの意なり、〔一切〕總體と

の客を放逐す、李斯亦其の中に在り、乃ち此の書を秦王に上り、逐客の利害を論ず、秦王因りて逐客の令を除き、李斯の官を復す、此の章、高本國策には載せず、關君長曰く、高本不レ收ニ此章一、而纂不レ取、呉鮑亦無レ注焉、非ニ策之舊一必矣、姑仍ニ坊本一而載レ之と、此の書、分ちて三段と爲す、初めに秦國歴代の事實を列擧して、客の秦國に有益無害なることを述べ、稍秦王の心を動し、中段、珍寶、美色、聲樂、玩好、皆之を他國に取るの事實を述べ、後段に至り、若し客を逐へば、是れ器物を尊び人間を輕んずるに當り、天下の非議を招くべきを論じ、秦王をして益、逐客の不可なるを覺らしめ、最後に至りて、更に「今逐レ客以資ニ敵國ニ」云云の一節を加へ、以て警告を與へ、秦王をして翻然逐客の大不利益なることを覺り、遂に逐客の令を除くの止むを得ざるに至らしむ、比喩的切、事理明快、所レ謂詞氣精采、無ニ一字懈怠一ものにして、眞に千古の名文といふべし、後世文章を論ずるもの、皆範を此に取らざるなし、若し其の布置結構、字句精錬の妙を知らんと欲せば、更に各家選集の批評に就きて之を味ふべし、

【通釋】　李斯が秦の客卿と爲り居りし時に、會ゝ韓國人の鄭國なる者、間諜の爲に秦國に來りて、田地に灌漑するための用水堀を請負ひ土工を作したるが、已にして其の間諜なること發覺したれば、秦王の一族宗室及び大臣等は皆秦王に言上して申すに、諸侯の國國より當國に參りて御奉公致す者は、大抵は皆各、其の主人の利益の爲に當方に游寓して間諜を務むるためなれば、願はくは一刻も早く他國より來り居る客は一切國外に逐ひ出す樣に致したしと、秦王之を採用して逐客令を出し、賓客を悉く國外に放逐することになり、李斯も亦其の中の一人にて、秦國を逐はれたり、李斯乃ち秦王に上書して申すに、臣承はるに、此度秦國の役人が評議致して、他國より參りたる客を皆御國より逐出せりと、臣竊かに思へらく、是れ甚だ過てり、其故何となれば、昔し御先代の穆公に於かせられては、賢材の士を求めて種種御苦心なされ、西の方由余を西戎より取り、東の方百里奚を宛より得られ、蹇叔を宋より迎へ、不豹公、孫支を晉に求めらる、此の五人の者は皆秦國に生れざる他國人なるに、穆公は之を御用ひになり、政治を御任せになり

來間秦、以作注漑渠、已而覺、秦王宗室大臣皆言秦王曰、諸侯人來事秦者、大抵爲其主游間於秦耳、請一切逐客、李斯議亦在逐中、斯乃上書曰、臣聞吏議逐客、竊以爲過矣、昔穆公求士、西取由余於戎、東得百里奚於宛、迎蹇叔於宋、求丕豹公孫支於晉、此五子者、不產於秦、而穆公用之幷國二十、遂霸西戎、孝公用商鞅之法、移風易俗、民以殷盛、國以富强、百姓樂用、諸侯親服、獲楚魏之師、擧地千里、至今治强、惠王用張儀之計、拔三川之地、西幷巴蜀、北收上郡、南取漢中、包百夷、制鄢郢、東據成皐之險、割膏腴之壤、遂敗六國之從、使之西面事秦、功施到今、昭王得范雎、廢穰侯、逐華陽、彊公室、杜私門、蠶食諸侯、使秦成帝業、此四君者、皆以客之功、由此觀之、客何負於秦哉、向使四君却客而不內、疎士而不用、是使國無富利之實、而秦無强大之名也、

【大意】　韓人鄭國が秦に來りて仕へしは韓の間諜なることと發覺し、秦の宗室、大臣等、始皇に勸めて、一切

りしことは戰國間の傳説ならん、屠音、「ト」、屠者なり、鮑注に賈肉不售、故曰廢屠とあり、〔子良之逐臣〕子良は人の名、其の事蹟、未詳、〔棘津之讎不庸〕棘津は瑯琊（今の山東省にあり）西海にして太公望の出でし處、讎は售と同じ、「うる」と訓ず、庸は傭と同じ、自ら身を賣りて人の僕役たらんと求めたれども、何人も傭はざる者との意なり、〔管仲其鄙人之賈人也〕其字、上の齊字を承けていふ、蓋し太公望も齊人、管仲も齊人、故に上の「齊之逐夫」を承けて其といふなり、鄙人、諸説あり、或は邑名となし、或は人字を衍として邊鄙の義となす、〔南陽之弊幽〕南陽は地名、弊は困弊なり、幽は隱なり、弊幽とは困弊せる隱者なり、鮑注に、管仲は潁上の人、嘗て貧困を以て此に隱れたりと、〔魯之免囚〕高注に、於公子糾不死其難、爲魯所束縛而歸齊、故曰魯之免囚とあり、〔按ずるに管仲の事、史記の本傳にあり、〔百里奚至倶賣以五羊之皮〕百里奚は虞の人、乞人は乞食なり、傳賣は轉賣なり、五羊之皮は五匹の羊の皮なり、鮑注に奚虞臣也、不見用、自鬻於秦、養牲者以五羖羊皮鬻之と、史記秦紀に、百里傒曰、臣嘗游困於齊、而乞食銍（邑の名）人と、尙百里奚の事十八史略卷の一秦の條を看るべし、〔穆公〕秦の穆公なり、〔文公用中山盜而勝於城濮〕文公は晉の文公なり、中山之盜詳かならず、城濮は、晉、楚と戰ひて大捷を獲たり、其の事、左傳の僖公二十八年に在り、〔皆有詬醜大誹於天下〕詬、音「コウ」高註に依れば、詬は辱なり、醜は恥なり、誹、音「ヒ」謗なり、〔使若卞隨務光申屠狄〕卞隨務光は、竝に湯王の時の人、湯既に桀を伐ち、天下を以て二人に讓る、二人之を辭し、自ら清冷の淵に沈む、申屠狄は紂王の時の人、紂の無道を見るに忍びず、自ら淵水に投ず、竝に莊子に出づ、〔無咫尺之功者〕咫、音「シ」八寸を咫といふ、咫尺之功とは極聊かなる功をいふ、〔莫敢以虛願望於上〕虛は空なり、虛願は空望といふが如し、功なくして賞のみを望むことなり、〔誅韓非〕史記に依れば、秦の韓非を誅せしは李斯の讒を以てなり、今本文は、蓋し秦王此れよりして韓非を信ずること稍く薄く、遂に李斯に聽きて誅戮したる事を大槩にして云へるのみ、

○李斯爲秦客卿、會韓人鄭國

有外誹者不聽、雖有高世之名、無咫尺之功者不賞、是以群臣莫敢以虛願望於上、秦王曰、然、乃復使姚賈而誅韓非、

【通釋】 王又問ひて申すに、子は監門の子にして、梁の大盜、趙の逐臣なりと聞く、如何と、姚賈答へて申すに、古の太公望は齊國の逐夫、朝歌の廢屠、子良の逐臣、棘津の庸作なり、而るに文王は之を用ひて王業を成せり、管仲は鄙人の賈人にして、南陽の弊幽とて貧困者、又魯の免囚なり、而るに齊の桓公は之を用ひて霸業を成せり、百里奚は虞の乞人にして、五羊の皮を轉賣しつゝありしを、秦の穆公之を宰相として用ひて西戎を朝せしむ、晉の文公は中山の盜を用ひて、而して城濮の戰ひに勝てり、此の四士は皆詬醜恥辱の行ありて、大に天下に誹謗せられたれ共、明主は之を用ふるは、其の材器の與に共に功績を立つ可きを知ればなり、若し其の行が卞隨、務光、申屠狄の若くならしめば、其の行潔白なりと雖も、世の用を爲さず、人主豈に之を用ふることを得んや、故に明主は人を用ふるに、其の汚點に目を著けず、其の非行を耳に留めず、乃ち多少の疵がありとも唯其の才器の己れの用を爲す所を察して之を用ふ、故に國家の重きに任じ、以て社稷を存すべき器量ある者は、たとひ如何程外より彼れ是れ誹謗ありとも、之を聽き入れず、又如何程世間に高き名聲ありとも、咫尺の功もなき者は之を賞せず、是を以て群臣皆實功を勵み、徒らに寸功なくして虛しく恩賞を上に望む如きことなし、要するに、明主は只其の實功の有無を察し、名聲の如何を問はずと、秦王、姚賈の言を聞き、曰く、然りと、乃ち復姚賈を用ひて、之を誹りたる韓非を誅戮せり、

【解義】〔王曰子監門子〕上の子は姚賈を指す、〔太公望齊之逐夫〕太公望、姓は呂、名は尙、齊人なり、逐夫とは、其の妻に逐ひ出されし夫といふこと、說苑に、太公望故老婦之出夫也とあり、〔朝歌之廢屠〕朝歌は地名なり、吳師道曰く、楚辭、師望(太公望)在肆、昌(文王の名)何識鼓刀、揚聲后何喜、集注云、呂望鼓刀在列肆、文王親往問之、望曰、下屠屠牛、上屠屠國、文王喜載與俱歸と、蓋し太公望の屠人た

れなり」是の時韓の爲に使ひして秦に在り、〔南使荊吳北使燕代之間〕荊は楚なり、鮑本には吳を齊に作れり、〔梁監門子〕梁は魏の都の大梁なり、監門は門番なり、〔臣於趙而逐〕逐は「おはる」と訓ず、〔世監門子〕高註に、父死子繼曰レ世、言 世世監門卒子耳と、代代門番の子といふこと、〔與同知社稷之計〕與は「ともに」と訓ず、知はあづかり知らしむるなり、〔非所以厲群臣也〕厲、音「レイ」勵に同じ、「はげます」と訓ず、〔有諸〕諸は之乎の二字を約音にして云へるなり、乃ち一字にして之乎の二字と倣して讀むべし、此の事ありやとの意なり、〔曾參孝其親〕曾參は魯人、孔子の弟子、孝を以て聞ゆ、〔子胥〕吳人、吳の忠臣なり、共に上に出づ、〔貞女工巧〕貞は貞淑なり、工巧は鮑註に有二婦功一也とあり、婦人の仕事に巧みなるものをいふ、〔天下以願爲妃〕妃、音「配」、配偶とするを、〔尙焉之〕尙は「なほ」、焉は「いづくんぞ」、之は「ゆく」と訓ず、尙も何處にゆかんや、ゆき處なしとの意、〔誅其良將〕良將は關龍逢なり、〔殺其忠臣〕忠臣は比干なり、

王曰、子監門子、梁之大盜、趙之逐臣、姚賈曰、太公望齊之逐夫、朝歌之廢屠、子良之逐臣、棘津之讎不庸、文王用レ之而王、管仲其鄙人之賈人也、南陽之弊幽、魯之免囚、桓公用レ之而霸、百里奚虞之乞人、傳賣以二五羊之皮一、穆公相レ之而朝二西戎一、文公用二中山盜一而勝二於城濮一、此四士者、皆有二詬醜一、大誹二於天下一、明主用レ之、知二其可一レ與立一レ功也、使三若卞隨務光申屠狄一、人主豈得二其用一哉、故明主不レ取二其汙一、不レ聽二其非一、察三其爲二己用一、故可三以存二社稷一者、雖

申すに、姚賈は此度珍珠重寶を澤山持參して、南の方楚呉に御使ひに參り、北の方燕代の間に御使ひに參り、三年もかゝりて四國の交誼は、未だ全く合同致さず、而るに持參したる珍珠重寶は、既に內に盡きたり、何の爲に斯く珍珠重寶を使用したるや、是れ他にあらず、賈は大王の御權威と秦國の重寶とを利用して、外自ら私交を諸侯に結びたるなり、願はくは大王の之を察し給はんことを、且つ其の上に賈は元と梁の門番の悴(セガレ)にして、嘗て梁に於て竊盜をはたらき、又趙に事へて其の臣となり、不都合のありし爲に逐出されたる者にて、一向取り所のなき者なり、而るに今大王は是の代代門番の子にして、梁の大盜、趙の逐臣たる彼れを御取立てになりて、與に共に大切なる國家社稷の大計をあづかり知らしめらるゝは、他の群臣を御奬勵なさる所以の道に非ず、秦王乃ち姚賈を召して詰問して申すに、吾れ子が寡人の財を以て私かに諸侯に交りを結びたりと聞きしが、果して左樣のこと有りやと、姚賈對へ申すに、如何にも左樣なりと、王の申すに、眞に其の樣なる事ありしなれば、再び吾れに合はすべき顏もなきにあらずや、而るに何の面目ありて復來りて寡人を見しやと、姚賈答へて申すに、昔し曾參(シン)はまことに其の親に孝行なりしかば、天下の親達は皆曾參を以て我が子と爲さんことを願へり、又子胥は至りて君に忠なりしかば、天下の君達は皆子胥を以て我が臣と爲さんことを願へり、又貞淑にして婦人の仕事に巧みなる者は、天下の男達は皆之を以て我が配偶と爲さんことを願ふなり、今賈は王に忠義を盡して居れども、王は御存知あられざるなり、賈は本と天下の浪人なれば、四國に身を寄せざれば尙何(イツ)くにかゆかん、外に往き處なし、故に、四國に交を結びたるなり、若し賈をして果して君に不忠なる者ならしめば、四國の王も尙何ぞ賈の身を用ふることを爲さん、夏の桀王は讒言を聽きて其の良將を誅し、殷の紂王は讒言を聞きて其の忠臣を殺し、以て其の身死し其の國亡ぶるに至る、今王も亦若し讒言を聽かれなば、王の下に忠臣は皆無に相成らんと、

【解義】〔韓非短之〕短は音「タン」、本と長短の短なり、人の短處を指摘して之を誹毀することより、轉じて「そしる」と訓ず、韓非は韓の公子にして、刑名法術の學を善くし、書十餘萬言を著はす、（今の韓非子是

に同じ、金は黃金なり、「衣以其衣冠舞以其劍」上の衣は動詞となり、「きするに」と訓ず、其は秦王を指す、舞は劉本に帶に作る、關君長曰く、舞猶帶也、論衡謝短篇、佩刀於右、佩劍於左、是也と、「賈封千戶」四字、句なり、賈を千戶に封ずとの意なり、

韓非短之曰、賈以珍珠重寶、南使荊吳、北使燕代之間三年、四國之交未必合也、而珍珠重寶盡於內、是賈以王之權、國之寶、外自交於諸侯、願王察之、且梁監門子、嘗盜於梁、臣於趙而逐、取世監門子、梁之大盜、趙之逐臣、與同知社稷之計、非所以厲群臣也、王召姚賈而問曰、吾聞子以寡人財、交於諸侯、有諸、對曰、有、王曰、有何面目、復見寡人、對曰、曾參孝其親、天下願以爲子、子胥忠於君、天下願以爲臣、貞女工巧、天下願以爲妃、今賈忠王、而王不知也、賈不歸四國、尚爲之使、賈不忠於君、四國之王尚爲用賈之身、桀聽讒而誅其良將、紂聞讒而殺其忠臣、至身死國亡、今王聽讒、則無忠臣矣、

【通釋】姚賈の手柄を見て、他の群臣賓客は皆之を羨みもし、或は之を嫉みもしつらん、同じ賓客の中なる韓非は、遂に姚賈の私行をあばき、之を王に毀りて

き、諸侯に私交あるを以てす、王之を責む、賈乃ち之を辯疏し、明王は英材を用ふるに其の素行を問はずと、事例を擧げて之を證す、秦王因りて復賈を用ひ、韓非を誅せり、穆文熙曰く、士之用レ世以レ才、而非乃短ニ姚賈之行一、不レ達已甚、且非短レ賈、則李斯安得レ不レ短レ非、此非之所ニ以殺一レ身也と、韓非の死、史記、通鑑には、李斯使ミ人遺ニ非藥一、令ニ早自殺一、韓非欲ニ自陳一、不レ得レ見、王後悔、使ニ人赦一レ之、非已死矣とあり、

【通釋】 四箇國協同一致して、將に秦國を攻めんとす、秦國此の事を聞き、大に心配して、群臣及び賓客六十人を朝廷に召して、御前會議を開き、之に問ひて申すに、聞く所に據れば、此度四國が一致して將に我が秦國を圖らんとして居るとのことなり、若し左樣なることになれば、寡人は力は內に屈し、百姓は外に盡き、內外とも困憊極ることとなれば、何とか善き工夫は之なきや、此の場合之を處置する方法は如何にして宜しきやと、王の問に對し、群臣皆よき智惠も出でず、一人も對へを申上ぐるものなく、王も當惑の折柄、賓客中の一人、姚賈なるもの對へて申すに、賈願はくは王の御使者として四國に參り、之を說き伏せて、必ず其の協同して秦を伐つの謀を絕ち、其の出兵を止め申さんと、秦王乃ち姚賈に車百乘、金千斤をあてがひ、其の上に之に被するに己れの衣を以てし、之に帶ばしむるに己れの劍を以てし、此の上もなき寵遇を以て其の行を送る、そこで姚賈は秦王に暇乞ひをして愈、使者に參り、四國を歷說して、遂に其の秦を伐つの謀を絕ち、其の兵を止め、四國と交りを結びて歸り、之を秦王に報告す、秦王大に悅び、姚賈を千戶の地に封じて、以て上卿と爲せり、

【解義】 〔四國爲一〕四國は、正解に荊吳燕代とあれども、吳は當時亡ぶること久し、鮑注は荊齊燕代、見ニ下文一と云へり、〔羣臣賓客〕群臣は諸臣といふに同じ、卽ち秦國譜代の臣なり、賓客は他國より來りて客分と爲り居る者、卽ち客卿の類なり、〔寡人屈於內而百姓靡於外〕關君長曰く、秦受ニ四國之兵一、則力必屈抑、而戰士皆盡と、屈の上に力の字を加へて見るべし、靡は音「ヒ」、高註に靡盡也とあり、〔姚賈〕姚、音「エウ」賈、音「カ」、姚は姓、賈は名なり、鮑注に魏人とあり、〔必絕其謀而案其兵〕案は高本に安に作る、注に絕斷、案止也とあり、〔乃資車百乘金千斤〕百乘は百輛

撅行夜也、卽今擊柝と云へり、說文に夜戒守有所擊也と云へり、此れ鮑注の本づく所なるべし、鈴木汪曰く、外臣見他國君不脫劍、故魏策記安陵君使者唐雎見秦王云、挺劍而起也、今釋劍比其內臣也、撅字不可解、或是訛誤、楚策江乙說安陵君曰、一國之衆見君、莫不斂衽而拜撫委而服、鮑云、撫物委物、必下手、皆卑下意、撅委或是撫委、然撫委舊解未明、或是執贄以見乎、儀禮士昏禮、婦見舅姑、婦執笲棗栗拜奠于席、舅坐撫之、奠卽委也、由此觀之、賤者委贄、尊者必撫之、故謂賤者委贄、亦連稱爲撫委乎と、南聽罪は、鈴木汪曰く、南聽與下西說北說相對、舊連委南讀大謬と、〔西說趙北說燕〕西北は皆齊より見ての方角なり、說とは人をして齊を伐つことを止むるやうに說かせるなり、〔同言郢威王於側紂之間〕側紂は、高注に紂は當に牖に作るべしと云へり、朱駿聲曰く、紂又爲牖、秦策、以言郢威王於側紂之間と、此の說に依れば、紂と牖と音義相通ず、牖は音「イウ」、說文に穿壁以木爲交、窓也とあり、乃ち明り取りのまどなり、側牖とは蓋し堂側の牖の義にして、此所にては互に堂中にて相謀するの意ならん、尙考を俟つ、

○四國爲一、將以攻秦、秦王召群臣賓客六十人而問焉曰、四國爲一、將以圖秦、寡人屈於內、而百姓靡於外、爲之奈何、群臣莫對、姚賈對曰、賈願出使四國、必絕其謀而案其兵、乃資車百乘金千斤、衣以其衣冠、舞以其劍、姚賈辭行、絕其謀、止其兵、與之爲交、以報秦、秦王大說、賈封千戶、以爲上卿、

【大意】楚吳燕代の四國協同して秦を攻めんとす、秦王之を憂へ、群臣賓客を召して計を問ふ、姚賈なる者、乞ひて四國に使し、其の兵を止めしむ、秦王大に悅び、厚く之を賞す、韓非之を譏し、姚賈の素行を發

夏篆孤卿所レ乘、義不レ可レ通、吳因讀爲二中夏之夏一、然魏本居二中夏一、未三必至レ此始乘二中夏之車一、夏車蓋夏后氏之車、魏卽二天子之位一、改レ國號レ夏、因乘二夏后氏之車一、自稱二夏王一也、及二齊伐レ之、卽便去レ王復二本號一、故他書不レ言耳と、今史記の魏世家を按ずるに、魏は惠王以前安邑に居る、安邑は今の山西解州夏縣にして、卽ち往昔夏后氏の都せし處なり、惠王に至り、頻りに敗北の結果、安邑の秦に近きを以て、去りて大梁(今の河南開封府祥符縣)に徙る、因りて一に國號を梁と曰へり、されば乘夏車稱夏王は乃ち周代を革めて夏后氏の世に復古せんとの意より出でたるなるべし、息軒の說、亦語焉而未レ詳を免れず、故に今煩冗を厭はず姑らく所見を記す、〔梁王身抱質至陳侯臣天下乃釋梁〕梁王は卽ち魏王、說既に上に見ゆ、質は前の委質の質に同じ、贄なり、贄を抱き璧を執るは皆初めて人の臣たる時の禮なり、陳侯は齊王のことにて、齊王の祖先は陳の公子完より出づ、故に陳侯と曰ふ、〔郢威王聞之寢不寐食不飽〕郢、音「エイ」、楚の都なり、郢威王、卽ち楚威王なり、猶魏王を梁王といふが如し、高誘に云く、威王懷王父也と、寢は寢所なり、

「寐」音「ビ」、「ねむる」と訓ず、〔帥天下百姓以與申縛遇於泗水之上〕天下百姓とは、天下の同じく齊王の强暴を惡む衆人をいふ、高注に云く、申縛齊將也と、泗水は川の名、魯の陪尾山(今の兗州府泗水縣の東五十里)より出づ、地名考に据るに、今の山東兗州濟寧江蘇徐州淮安等の處に流れたる者なり、但し當時齊楚相遇ふの所は何縣にあるを詳かにせず、相遇ふと、卽ち遭遇戰なり、〔趙人聞之至枝桑燕人聞之至格道〕程恩澤曰く、策の上下文に据るに、枝桑、格道倶に齊の地、鮑注に以て魏の地と爲すは非なり、〔平際絕〕鮑注は二地の名とし、地缺くと云ひ、高注には一本無二際字一と云ひ、地名に非ざるに似たり、姑らく兩說を存す、〔齊戰敗不勝謀則不得〕一說に敗字、當に則字に作るべしとあり、下の則字に對して、句法の上には太だ都合よし、されども敗にても通ぜざることはなし、〔使陳毛釋劒掫委南聽罪〕陳毛は齊の臣、釋劒掫は、掫、音「ソウ」、鮑注に曰く、夜戒有レ所二擊引一也、釋二二者一(劒と掫)、不二自衞一、示レ卑也と、此れに由れば、掫は夜を警むる番人なり、左傳の襄二十五年に陪臣干掫、有二淫者一、又昭二十年に賓將レ掫、主人辭とあり、注に

と稱し、一朝俄かに天子と爲り濟したる處、天下皆畏れて魏に服従す、齊の宣王は魏の勢力の盛んなるを聞き、乃ち兵を擧げて之を伐ち、大に之を敗り、魏の土地は兩分して、大半を敵に取られて、其の國家大に危く、魏王は躬から獻上物の贄を抱き、璧を執りて降參し、齊王の臣下たらんことを請ふ、斯く散散な目に逢はして天下乃ち魏を釋せり、是れより魏に引替へて齊の威力盛んなりければ、楚の威王は之を聞きて、何とかして齊の勢ひを挫かんものと、寢處に入りても寢ねず、食事を取りても飽かず、種種肝膽を碎き、遂に天下の百姓を帥ゐて以て齊を伐ち、齊の將申縛と泗水の上に相遇ひて戰ひ、大に申縛を敗れり、齊を惡む者獨り楚のみならず、趙人も之を聞きて兵を起し、枝桑に至り、燕人も之を聞きて兵を起し、格道に至る、之に由りて格道は通ぜず、平際は絕え、齊は全く孤立援けなく、終に戰爭には打負けて勝つことならず、謀略は意の如くならず、如何ともなし難し、因りて陳毛をして佩劍を釋て去り、丸腰となり、進物を獻上し、全く降服の禮を執り、南方に向ひては楚國の處分を受けしめ、且つ人をして西の趙に說き、北の方燕に說きて、齊を伐つの師を止めしめ、又國內に向ひては其の百姓に喩して、動亂することなからしむ、斯くの如く齊の改悛を見て、天下乃ち始めて之を釋せり、然るに齊は是の如くおとなしく屈伏し、之に引替へ楚の勢ひ强大となりたれば、是に於てか今度は天下の人、薄きを積みて厚きと爲し、少きを聚めて多しと爲し、次第次第に多數の輿論と爲り、以て皆一樣に楚の威王の事を側牖の間に誹議するに至る、此の如き所以のものは何ぞや、臣豈に楚の威を以て、其政事衰へ、謀略亂れし爲に此に至りたりと爲さんや、決して其の爲にては之れなく、全く楚が强力を以て天下の諸侯に臨む故に、天下の反感を買ひて、天下の人も之を伐つを欲する樣に至りしなりと、

【解義】〔魏伐邯鄲〕魏は魏の惠王なり、邯鄲は趙の都、既に見ゆ、〔逢澤之會〕逢澤は地名、鮑注に開封東北有逢池、或曰宋之逢澤と、〔乘夏車稱夏王〕夏車、夏王、諸說頗る紛紛たり、鮑注に曰く、夏取其文、禮有夏篆と、吳師道曰く、乘夏車者言中夏之車、下文可徵、夏亥雅反、禮注夏赤也、孤乘夏篆、非天子之車と、安井息軒は曰く、鮑釋夏車爲夏篆、

と、〔芻牧薪采莫敢闚東門〕芻、音「シヨ」、草を刈るなり、牧は牧畜なり、薪采は薪を採る者なり、闚、音「キ」「うかゞふ」と訓ず、門中よりうかゞひ見ること、〔吾將還其委質〕還は轉なり、此にては取り戻すこと、委は置なり、質は贄と同じ、臣事の時は贄を置きて義を結ぶなり、晉語に委質爲臣、無有二心とあり、注に質贄也、士贄以雉、委質而退と云へり、乃ち此にては舊圖を改めて趙に新たに事ふるを欲する意を云ふ、〔莫不夕令朝行〕高本、夕字なし、鮑本、之を補ふ、丕烈曰く、此當衍不字、削夕字、莫卽暮字也と、亦一說とすべし、

魏伐邯鄲、因退爲逢澤之遇、乘夏車、稱夏王、朝爲天子、天下皆從、齊宣王聞之、擧兵伐魏、壤地兩分、國家大危、梁王身抱質執璧、請爲陳侯臣、天下乃釋梁、郢威王聞之、寢不寐、食不飽、帥天下百姓、以與申縛遇於泗水之上、而大敗申縛、趙人聞之、至枝桑、燕人聞之、至格道、格道不通、平際絕、齊戰敗不勝、謀則不得、使陳毛釋劍掫、委南聽罪、西說趙、北說燕、內喩其百姓、而天下乃釋齊、於是天下積薄而爲厚、聚少而爲多、以同言郢威王於側紂之間、臣豈以郢威王爲政衰謀亂、以至於此哉、郢爲強、臨天下諸侯、故天下樂伐之也、

【通釋】是に於て魏は趙を伐ち、邯鄲に攻入り、之を拔き、因りて兵を退きて、逢澤の會合を爲して、天下の諸侯を威服し威勢益々盛んに、夏の車に乘り、夏王

せずして、其の子孫は必ず今日までも存在して居るに相違なし、昔者趙氏も亦嘗て强力なりき、曰く、其の趙の强さとは如何なる有樣なりしかといふに、左手を擧げて齊國を抑へ付け、右手を擧げて魏を抑へ付け、斯く萬乘の國を二箇國まで壓抑して、其の上に千乘の宋を困しめ又其上に剛平に城を築きて衞を侵せり、之を以て衞は東野の地を失ひ、芻艸を刈る者、牧畜する者、薪采する者、皆懼れて敢て東門を出でず、是の時に當りて、衞國の運命は實に累卵よりも危險なり、此の如く趙の威力諸侯を壓抑したれば、天下の士は、相從ひてより〳〵に相談して申すに、さてさて趙は强國なるかな、吾吾は將に他國の君主に謁見して差上げたる贄進物を取り返し、新たに趙國に入朝して之に事へんと思ふなりと、趙王の威力、是の如く盛んなりしかば、是に於て天下の人、皆趙を惡まざるものなく、若し一人にても趙を攻め邯鄲を伐たんと稱する者あれば、天下の人皆直ちに之に同意し、今夕其の令を發すれば、明朝は乍ち實行されざるなきの勢ひなり、

【解義】〔則桀紂之後將存〕桀は夏の桀王、紂は殷の紂王、共に古への暴君なり、是れ德なき者は、如何なる廣土衆民あるも、滅亡を免れざるをいふ、高誘曰く、王者以仁義爲安强、雖土廣人衆而無仁義、猶將危亡、故桀紂不能自存也と、〔曰趙强何若〕是の曰は、自問自答といひて、論說中特更に自ら問を設けて、之が說明を爲すなり、前に「昔者趙氏亦嘗强矣」といひて、さて其の强き所以は如何と、改めて自ら問を設け、それはかく〳〵なりと、下に說明を爲すなり、〔擧左案齊擧右案魏〕左右は左手右手にて、人體にたとへていふなり、案は抑なり、「おさふ」と訓ず、〔厭案萬乘之國二國千乘之宋也〕厭は音「エフ」、壓伏なり、張居正曰く、以厭案萬乘之國二爲一句、下作困千乘之宋也と、萬乘之國二とは、齊魏を指すなり、岡井叔皮曰く、通雅引此策曰、厭案厭服也、厭音猒涉反、與揖按通用、卽按驗也、又通作頞、史西南夷傳、秦嘗頞略通五尺道、注音按と、〔築剛平衞無東野〕剛平、東野共に地名、剛平は衞の地、顧祖禹曰く、今直隸大名府淸豐縣西南有剛平城と、地名考に曰く、東野猶東地、案衞世家元君十四年、秦拔魏東地置東郡、此東地蓋魏取之於衞者、卽今曹濮等處

「亦无」以下七字なし、〔北遊燕趙而殺李牧〕燕趙は秦の北に當る故に北といふ、李牧は趙將なり、通鑑に據るに、秦數〻趙を攻む、趙、李牧を將として之を禦ぎ、大に秦の軍を破る、秦乃ち趙王の嬖臣に多くの金を與へ、李牧を陷れしむ、趙、別人をして李牧に代らしむ、李牧、命に從はず、遂に殺さるとあり、〔四國畢從〕四國は韓魏燕趙をいふ、畢の字、高本に必に作る、必畢音通、義も亦同じ、

○或爲六國說秦王曰、土廣不足以爲安、人衆不足以爲强、若土廣者安、人衆者强、則桀紂之後將存、昔者趙氏亦嘗强矣、曰、趙强何若、擧左案齊、擧右案魏、厭案萬乘之國二、國千乘之宋也、築剛平、衞無東野、芻牧薪采、莫敢闚東門、當是時、衞危於累卵、天下之士、相從謀曰、吾將還其委質、而朝於邯鄲之君乎、於是天下有稱伐邯鄲者、莫不夕令朝行、

【大意】秦强兵を擁して連りに六國を攻伐す、六國之に困む、因りて或人、六國の爲に秦王に說くに是の言を以てす、要は强力なる者必ずしも長久ならず、土地廣き者又必ずしも安固ならずと、一一前例を擧げて秦王の反省を求めたるなり、强の字、一篇の脈絡を爲す、吳師道曰く、此章先言趙强而魏伐之、魏强而齊伐之、齊强而楚伐之、楚强而諸侯又謀之、言强者之不足恃、召天下之所惡、而欲共攻之者也、言此欲以止秦之攻、故云爲六國說也と、

【通釋】或人が六國の爲に秦王に說きて申すに、如何に土地を廣く所有するも、それにて國が安泰なりとは爲すに足らず、又如何に人民が衆くとも、それにて强と爲すに足らず、若し土地の廣き者が安泰に、人民の衆き者が强しとならば、古の桀紂は決して滅亡

を太后に進む、太后之を幸し、二子を生む、遂に毒を封じて長信侯と爲し、政事皆毒に決す、王の左右、王に告ぐるに、毒の實は宦者にあらざる事を以てす、王吏に下して糺斷せしむ、毒、王の御璽を矯め、兵を發し、王を攻めんと欲す、王亦兵を發して之を伐ち、遂に之を獲、其の三族を夷し、太后を雍の萯陽宮に遷し其の二子を殺し令を下して曰く、敢て太后の事を以て諫むる者は、戮して之を殺さんとあり、掩レ於レ母とは即ち此の事を指すなり、王の威力は山東諸侯を壓服するに足る、而るに之を山東に用ひず、只一人のかよわき母親を威壓するといふこと、〔山東之建國可兼與〕建國は、周易に先王以建二萬國一親二諸侯一とあるが如く、諸侯は其の初め皆王命によりて國を建つるもの故に、先王の建設したる國といふとにて、猶國國といふが如し、兼は兼併なり、又建國は、獨立したる國を建國と云ふ、〔頓子曰韓天下之咽喉魏天下之胸腹〕頓子は頓弱のことなり、前章の范子、蘇子の例に同じ、咽は氣管、喉は食道なり、胸はムネ、腹はハラなり、咽喉胸腹は人身の大切なる場處なり、故に天下の咽喉、天下の胸腹といふは、韓魏二國の天下に於ける

地位は、恰も人體に於ける咽喉又は胸腹の如く、最も樞要の地位なりとの意なり、故に後に「韓魏從而天下可レ圖也」とあり、〔王資臣萬金而遊聽之韓魏〕資は音「シ」、齎に通ず、遊は遊説なり、之は「ゆく」と訓ず、〔入其社稷之臣於秦〕社稷は、社は土の神、稷は穀物の神なり、國は社稷の祀を重しと爲すが故に、國家を社稷と曰ひ、國家の重任を身に負ふとの義にて、柱石の重臣を社稷の臣といふなり、從は秦に服從するなり、〔天下未嘗無事也非從即横也〕從は合從、横は連横也、即は則に同じ、是處は此下に更に非横即從也の一句を添へて見るべし、即ち天下といふものは、一日も無事では居らぬもの故、從に非ずば則ち横、横に非ずば則ち從と、何方にかならねばならぬとの意なり、〔秦帝即以天下恭養〕恭は共と同じ、供に通ず、供養は奉養の如し、天下を以て一身のやしなひとなすことなり、〔楚王即王雖有萬金弗得私也亦充軍國之用矣〕私は私用なり、充は「あつ」と訓ず、楚が若し王とならば秦は之に服せざれば、之と戰はざるを得ず、故に萬金を楚に取らるゝか、又は戰爭の入用にするか、どちらにしても、王の小遣ひにするとは出來ぬとなり、一本

の二國を我が身方になさば、天下の事は思ひのまゝにならざるなし、今大王臣に一萬金を下されて、之を資金として韓魏に參ることを御聽許下さらば、臣は韓魏に參りて、其の國の柱石たる重臣を秦の方へ參る樣に致し、韓魏兩國が秦の命に服從する樣に取り計らひ申さん、右の樣に韓魏の兩國が我れに從はゞ、最早天下は如何樣にも我が思ふ存分に圖ることを得べしと、秦王之を聞きて申すに、それは至極妙なれども、寡人の國は目下貧乏して居る故、其の金を支給することが出來ぬことを恐るとて、一萬金を出し澁りたれば、頓子の申すに、一萬金は大金の樣なれども、天下未だ曾て可事もなき日とては之なく、合從でなくば則ち連横といふ風に、どちらかに事あるなり、若し連横が成らば秦が帝となり、合從が成らば楚が王とならん、秦が帝たらば勿論大王の思召しの儘に天下を以て十分の御供養がなるべけれど、若し又楚が王となることあらば、たとひ萬金ありとも、王の御自由に私用なさるゝことも出來ず、又其の金を軍國の事に御使用なされずばならず、それよりは、只今其の萬金を御奮發になりて、天下を御取りになる方が、餘程御利益にては之なきやと、之を聞きて秦王の申すには、善し、然らば卿の言ふ通り萬金を出さんとて、そこで萬金を頓弱に與へて遊說の資となし、東の方韓魏の國に遊說せしめ、遂に其の重臣の將相をして秦に入らしめ、又北の方燕趙に遊說して、遂に趙將李牧を殺し、齊王も亦秦に入朝し、韓魏燕趙の四國皆畢く秦の命に從ふに至りしは、是れ皆頓弱遊說の功なり、

【解義】〔山東戰國有六〕山東は殽山の東、既に上に出づ、六國は韓魏燕趙齊楚なり、〔威不掩於山東而掩於母〕威は秦王の威なり、掩は「おほふ」と訓ず、掩壓なり、母とは秦王の母にて、莊襄王の后なり、始皇の父莊襄王、名を異人と稱して趙に質たりし時、呂不韋の策を以て秦に歸り、王位に就くことを得しは、前章に出づるが如し、史記に據れば、呂不韋、邯鄲諸姬の絕美なる者を取りて之と同居し、其の姙娠するを知りて之を異人に進め、生れたる子が卽ち始皇なり、莊襄王薨後、始皇年少きを以て、呂不韋權を專らにし、太后と私通し、始皇の壯なるに及びて事の發覺を恐れ、乃ち詐りて舍人の嫪毐なる者を以て宦者と爲し、之

而怒ー悖は勃に同じ、音「ボッ」、勃然は顏色を變ふること、

頓弱曰、山東戰國有六、威不掩於山東而掩於母、臣竊爲大王不取也、秦王曰、山東之建國可兼與、頓子曰、韓天下之咽喉、魏天下之胸腹、王資臣萬金而遊、聽之韓魏、入其社稷之臣於秦、卽韓魏從、韓魏從而天下可圖也、秦王曰、寡人之國貧、恐不能給也、頓子曰、天下未嘗無事也、非從卽橫也、橫成則秦帝、從成則楚王、秦帝、卽以天下恭養、楚王、卽王雖有萬金、弗得私也、亦充軍國之用矣、秦王曰、善、乃資萬金、使東遊韓魏、入其將相、北遊燕趙、而殺李牧、齊王入朝、四國畢從、頓子之說也、

【通釋】 頓弱は秦王を激怒せしめ、而して徐ろに說き出して申すに、方今山東の地、戰國凡そ六箇國あり、是の六箇國は、方法によりては皆大王の御配下に致すこと難きにあらず、而るに今大王の御威光は、其の山東六國を掩ひ壓し給はずして、反りて只御一人の御母后樣の上にのみ、御威光を御用ひになるといふことは、臣の心中竊かに大王の爲に御贊成申上げかねますと、秦王は一旦怒りを發したるが、今頓弱が山東六國のことを言ひたるを聞き、乍ち機嫌を直し、頓弱に問ひて申すに、今の話しの山東の各獨立國は、實際我が手に取り入ることが出來ようかと、頓子答へて申すに、若し臣の言ふ所に從はれなば、其の事難きに非ず、彼の韓は天下の咽喉に當り、又魏は天下の胸腹に當る國にして、共に天下樞要の地なれば、是

又其の實はなくして而して其の名のあるものあり、又其の名もなく、又其の實もなき者あり、王樣は之を御存知であらせらるゝかと、王の申すに、いやとんと存知申さずと、頓子の申すに、其の實ありて其の名のなき者は商人が卽ち是れなり、それはなぜかと申すに、銚や鎒を手に執りて耕作を致す農夫の勞働を爲さずして、而も其の家には實際澤山の蓄積したる穀粟を所有致せり、此れ其の實ありて其の名なきものにあらずや、又其の實なくして只其の名のあるものは農夫が是れなり、農夫は寒き日には凍氷を碎きて田を耕し、暑き日には炎天に背を曝して艸を取り、實に其の辛勞は容易ならぬことなれども、作りし穀物は皆賣拂ひて、我が家には別に蓄積したる粟とては之れなし、此れ其の實なくして其の名有るものなり、又臣の申しゝ其の名もなく又其の實もなしと申すは失禮ながら王樣の御身の上が乃ち是れなり、其の故如何となれば、王樣は已に立ちて萬乘の天子の御位に立たせられてありながら、御孝行の名もなく、千里の廣土を以て供養あらせられても、御孝行の實もなしと、秦王、頓弱の言を聞くや、忽ち悖然と顏色を變へて怒りたり、

【解義】〔秦王欲見頓弱〕秦王は始皇帝なり、〔臣之義不參拜〕注に參謁也、言於レ義不レ謁二拜諸侯一也とあり、〔不卽不見也〕上の不字、音「ヒウ」、否に通ず、「しからざれば」と訓ず、卽は則に通ず、〔無把銚推鎒之勞而有積粟之實〕銚、音「テウ」、鎒、音「トウ」、注に銚鎒皆芸レ苗器とあり、田の艸を取る道具なり、把、音「ハ」握也、持也とあり、手に握り持つこと、推、音「タイ」、又音「スヰ」、「おす」と訓ず、積、音「シ」積粟と熟字して、貯積みたる粟といふ義、物を積むと、働かして用ふる時は音「セキ」なり、〔解凍而耕暴背而鎒〕凍、音「トウ」、冰壯曰レ凍とありて、冰の厚きを凍と曰ふ、解は猶碎の如し、凍を打破ること、暴は曝に同じ、音「ボク」なり、「さらす」と訓ず、解凍は寒き時の勞作をいひ、暴背は暑き日の勞苦をいふ、〔無名又無其實者至無孝之實〕是也にて句となす、正解には已字を上に屬し、「のみ」と訓ず、立の字を位字の訛誤となす、是のまゝにても通ず、萬乘は天子なり、無二孝之名一、無二孝之實一とは、秦王が母に對する仕打ち孝道に背くをいふ、下の「掩於母」の注に詳かなり、〔悖然

○秦王欲見頓弱、頓弱曰、臣之義、不參拜、王能使臣無拜則可矣、不卽不見也、秦王許之、於是頓子曰、天下有有其實而無其名者、有無其實而有其名者、有無其名又無其實者、王知之乎、王曰、弗知、頓子曰、有其實而無其名者、商人是也、無把銚推耨之勞、而有積粟之實、此有其實而無其名者也、無其實而有其名者、農夫是也、解凍而耕、暴背而耨、無積粟之實、此無其實而有其名者也、無其名又無其實者、王乃是也、已立爲萬乘、無孝之名、以千里養、無孝之實、秦王悖然而怒、

【大意】 秦人頓弱、秦王に說き、萬金の運動費を出さしめ、韓魏燕趙に遊說して、皆秦に從はしめ、齊王をも來朝せしめたる事を敍す、其の秦王を說くや、初めに先づ之を激して怒らしめ、而る後終に其の說に從はしむ、步居正曰く、先激之而後信其說、乃此策之常套と、

【通釋】 秦の始皇、嘗て秦の處士頓弱を見んと欲して、其の旨を頓弱に傳へしむ、頓弱の申すに、臣の義に於て、王侯に參謁拜禮せざる主義なれば、若し王が臣に遇ふことを望まるゝならば、臣をして拜禮せざることを御許しになるならば、御目にも懸るべけれども、左もなくば、臣は王に御遇ひ申すことは出來ずと、秦王は頓弱の言ふ通り拜せざることを許せり、是に於て頓弱は秦王に見え、さて秦王に向ひて申すに、天下に其の實ありて而して其の名のなきものあり、

と燕とが相欺かずして親睦すれば、力を合せて趙を伐つは必定なれば、趙國は實に危きことで御座ります、一體燕と秦とが相欺かず、此く親睦する所以の理由は、外の子細ではなく、全く趙を攻めて河間の地を廣めんと欲してのことなれば、今大王には其の裏をかきて、臣に五城の地を御預けになり、以て河間の地を廣めんとする秦の欲望を御充たしになれば、秦は直ちに燕の太子を燕に歸し、燕と關係を絶ち、此度は趙と合同し、强き趙國と與に、弱き燕國を攻むることに致せば、第一趙の御利益になることでは御座りませぬかと、そこで趙王は甘羅の言に從ひ、直樣其の場で五城を割きて秦に與へ、河間の地を廣むることを承諾す、甘羅、秦に歸り、文信侯に告げ、燕の太子を其の國に歸せり、是に於て趙王は燕を攻めて上谷三十六縣を取り、其の中十分の一を秦に與へたり、

【解義】〔借臣車五乘請爲張唐先報趙〕五乘は五輛といふがごとし、車壹輛を一乘と云ふ、報は報告なり、張唐は趙の怨みを受け居る故、趙を通りて燕に往くことを掛念する旨を言ひしにより、張唐の燕に往く前に、先づ趙に往きて張唐の燕に相たることを告げ知らせて、張唐の身に危害なき樣に取計らはんとの意なり、故に張唐の爲にといふなり、〔趙王郊迎〕郊は城外を郊といふ、王親ら城を出でて來賓を迎ふるは、賓を待遇するの最も慇懃なるものなり、〔燕太子入秦者〕此れより以下は甘羅の言なり、燕の上に曰の字あるべきを、問答の急なるを見はさんが爲に故らに省きたるなり、古文此例甚だ多し、〔無異故〕故は事なり、異故は猶他事といふが如し、外の子細でなしといふとなり、〔今王齎臣五城以廣河間〕齎は「もたらす」と訓ず、今王が臣に五城の地を秦に進上するといふ御承諾をなされ、臣にそれをもたせてといふ意なり、〔請歸燕太子與强趙攻弱燕〕燕の太子を歸すは、燕と絶交するをいふ、强趙弱燕とは、實際に於ても趙は强く、燕は弱けれども、亦暗に趙王を煽動して燕を伐たしむる意をも含めり、是處までが甘羅の言なり、〔趙王立割五城〕立は「たちごころ」と訓ず、直樣といふことなり、〔上谷三十六縣〕上谷は地名、地名考に羅壁識曰く、燕北百里外有㆓居庸關㆒、關東二百里外有㆓虎北口㆒、卽古上谷郡と、程恩澤曰く、今の宣化府及び順天府の昌平州、皆其の地と、

者の敍事なり、具は「そなふ」と訓ず、用意すること、庫は車を納るゝクラなり、府は文書貨物等を納るゝクラなり、幣は音「ヘイ」、幣帛なり、又貨物を幣といふ、是處は燕に行く入用の貨財をいふ、有日は、何日と、出發の日限が極まるをいふ、

甘羅謂文信侯曰、借臣車五乘、請爲張唐先報趙、見趙王、趙王郊迎、謂趙王曰、聞燕太子丹之入秦與、曰、聞之、聞張唐之相燕與、曰、聞之、燕太子入秦者、燕不欺秦也、張唐相燕者、秦不欺燕也、秦燕不相欺、則伐趙、危矣、燕秦所以不相欺者、無異故、欲攻趙而廣河間也、今王齎臣五城、以廣河間、請歸燕太子、與强趙攻弱燕、趙王立割五城、以廣河間、歸燕太子、趙攻燕、得上谷三十六縣、與秦什一、

【通釋】　そこで甘羅は又文信侯に謂ひて申すに、何卒私しに車五乘を拜借仰せ付けられたし、張唐の出發以前に先づ趙に參りて、張唐の爲めに此度のことを報告して、張唐が趙を通るに故障なき樣に致すべしと、是れ亦尤ものことなれば、文信侯は之を許し、望み通りの支度をなして、甘羅を趙に遣はせり、甘羅乃ち趙に至り、趙王に謁見することとなりぬ、趙王は貴賓の禮を以て之を迎へ、自身城外まで出迎へて之を引見せり、甘羅、趙王に謂ひて申すに、大王は燕の太子丹が秦に入りて質子となりしことを御聞きになりましたかと、王曰く、之を聞けり、甘羅又申すに、大王には此度張唐の燕に相たるといふことを御聞きになりましたかと、王曰く、それも聞けりと、甘羅の申すに、燕の太子が秦國に入り質となりしは、燕が秦を欺かず、秦を信頼するの證據なり、又張唐の燕に相たるは、秦が燕を信じて欺かざるの證據なり、此の如く秦

と、そこで甘羅の申すには、應侯が趙を伐たんと欲したる時は、武安君に是非之が大將たらんことを請ひたるに、武安君は之を難じて、應侯の請を聽かず、それがため武安君は秦王の怒に觸れて咸陽を追はれ、咸陽を去りて七里の地に至りしに、遂に絞殺せられたり、應侯にして猶且つ然り、今應侯よりも權力のある文信侯が、自身に來られて卿の燕國に相たるを請はれしに、卿は行くことを承知せず、此の上は何時如何なる災ひが、卿の身に降りかゝるやも測られず、臣は卿の死に場處を知らざるなりと、張唐は甘羅の言を聽きて尤もなりと感じ、如何にも汝の言ふ通りなれば、早速文侯の請を納れて燕に行くことに致さんと申したれば、甘羅は歸りて之を文信侯に告げ、張唐を燕に遣はすことになり、其の準備を爲し、庫の中には車を具へ、厩には馬を具へ、府の中には幣貨を備へしめ、夫夫用意も整ひたれば、愈、何日に出發するといふ日限も極まりたり、

【解義】〔卿之功孰與武安君〕武安君は白起なり、上に出づ、〔攻城墮邑〕墮、音「ダ」、落なり、敵の邑を攻め落すと、〔卿明知功之不如武安君與〕與は「か」ト訓ず、問ひ掛くる詞なり、〔應侯之用秦也孰與文信侯專〕應侯は范雎なり、上に出づ、專は專用にて、國事を取り仕切りて、自分の思ふ儘に專らにすること、〔應侯欲伐趙武安君難之〕難は趙を伐つことを宜しからずと難僻をつけたること、詳かに上に出づ、〔去咸陽七里絞而殺之〕絞、音「カウ」、人の頸を縊りて殺すを絞といふ、史記には、咸陽西門を出づる十里、杜郵に至る、王、使者をして劍を賜はしむ、武安君遂に自殺すとありて、絞殺のことなし、甘羅の言は、傳聞のまゝにかく言ひたるならん、〔臣不知卿所死之處〕所死之處とは死處といふに同じ、張唐よりも武功の高き白起でさへも、呂不韋よりも權力の卑き范雎の爲に殺されたる位なれば、白起よりも功卑き張唐が、范雎よりも權力の強き呂不韋の意に逆らへば如何なる憂き目に遇ふかしれぬ、何れ何處かしらぬが、殺さるゝことがあらうとの意にて、到底尋常の死にやうはせぬと極めて危む詞、〔唐曰請因孺子而行〕孺子は童子といふが如し、甘羅を指す、行は燕に行くことなり、請ふ汝の言に因りて燕に行くことにせんと、此處までが張唐の言なり、〔令庫具車厩具馬府具幣行有日矣〕此の數語は記

きて出處と爲せり、（奚以遽言叱也）奚、音「ケイ」何なり、「なんぞ」と訓ず、遽、音「キヨ」、「にはかに」と訓す、

甘羅見張唐曰、卿之功孰與武安君、唐曰、武安君戰勝攻取、不知其數、攻城墮邑、不知其數、臣之功、不如武安君也、甘羅曰、卿明知功之不如武安君與、曰、知之、應侯之用秦也、孰與文信侯專、曰、應侯不如文信侯專、曰、卿明知爲不如文信侯專與、曰、知之、甘羅曰、應侯欲伐趙、武安君難之、去咸陽七里、絞而殺之、今文信侯自請卿相燕、而卿不肯行、臣不知卿所死之處矣、唐曰、請因孺子而行、令庫具車、廐具馬、府具幣、行有日矣、

【通釋】そこで甘羅は張唐の處に至り、張唐に面會して申すに、貴君の御功績は武安君に比べて孰れが優ると思はるゝやと、張唐申すに、武安君は、其の戰爭の勝利及び敵の城地を攻め取りしこと、其の數を知らず、又敵の城を攻め、敵の邑を落したること、其の數を知らず、とても臣の功などは、武安君に及ばざるなりと、甘羅重ねて之をたしかめて申すに、貴方は明白に其の功の武安君に及ばざることを御承知なりやと、張唐申すに、如何にも明かに及ばざることを知れり、甘羅又問ひて申すに、應侯の秦國に用ひらるゝ權力と、今日文信侯が秦國の權を專らにすることを比較して、孰れが優れると思召すやと、張唐答へて申すに應侯はとても文信侯には及ばすと、甘羅重ねて申すに、貴君は明かに應侯の文信侯に及ばざる事を御承知なるかと、張唐の申すに、如何にも明かに之を知る

し、今自身張卿の處に往きて、燕に行きて相たらんことを請ひしに、張卿は行くことを承知せざりき、吾が今まで苦心して年來の望みを達せんとし、今一際(ヒトキハ)といふ處にて張唐に斷(コトワ)られて、甚だ不愉快に思ふなりと、甘羅之を聞きて文信侯に申すに、それなれば左樣に御心配なされずとも、私しが請ふ張唐を行くやうに致しませうと、文信侯は甘羅が年もゆかぬくせに、生(ナマ)いきなことをいふと思ひ、大聲にて之を叱(シカ)り付けて申すに、汝は早く其所を去れよ、我れ自身に往き請ひてさへ承知せぬものを、汝如き子供が、何んで之を行(ヤ)ることが出來ようぞ、なまいきもの奴(メ)と大に機嫌を損せり、而るに甘羅之に臆(オク)せずして申すに、君侯は私しを子供と思召して、左樣に御叱りなされませうが、古への項槖(タク)は年僅かに七歳にして、大聖人たる孔子の師匠になりしことあり、今「私しは生れて最早茲に十二歳になりますれば、項槖よりは餘程年長でもありまする、君侯は先づ一つ私しを御ためしなされては如何で御座ります、何しに其の樣に急に御叱りなさることが御座りませうやと、

【解義】〔欲攻趙以廣河間〕河間は地名、既に前に見ゆ、〔使剛成君蔡澤事燕云云〕剛成君は蔡澤の封號、既に前文に見ゆ、事は臣事するなり、戰國の時列國互に其の所親の士を薦めて其の相と爲すことあり、謂はゆる客卿の類なり、〔張唐辭曰燕者必徑於趙〕張唐は秦人、張は姓、唐は名、史記には燕の上に之の字あり、之は「ゆく」なり、之字なしとも此のまゝにても通ず、徑は音「ケイ」、道なり、〔趙人得唐者云云〕史記に據(ヨ)れば、張唐謂(ヒテ)二文信侯一曰、臣嘗爲(テ)二秦昭王一伐(ツ)レ趙、趙怨(ミテ)レ臣曰、得(ル)レ唐者、與(ヘン)二百里之地(ヲ)一とあり、張唐嘗て趙を伐ちにゆきたることあるにより、趙は之を怨み、張唐を捕へしものには、賞するに百里の地を以てすと言ひ居れりとなり、〔文信侯去而不快〕去は張唐の處を去るなり、〔少庶子甘羅〕少庶子は官名、未だ何の職たるを審にせず、甘羅、甘は姓、羅は名、甘茂の孫なり、當時文信侯の家人たりと云ふ、〔文信侯叱曰去〕叱、音「シツ」、大訶爲(ストテ)レ叱とありて、大きな聲でしかり付くることなり、去は「され」と訓ず、此處を去れといふこと、俗にいふ「さがれ」なり、〔夫項槖七歳而爲孔子師〕項槖は魯の人、事蹟他に見る無し淵鑑類函人倫部の聰敏、事類統編の人事部年齒等皆甘羅の此の言を引

遽言吪也、

【大意】文信侯呂不韋、燕を味方となし趙を伐ち、地を廣めんと欲し、張唐をして燕に往き、之に相たらしめんとす、張唐辭して往かず、十二歲の少年甘羅なるもの、文信侯の爲に張唐を說き、遂に命に從はしむ、甘羅更に文信侯に請ひて、趙に使ひし、趙王を說服して立ちどころに五城を割かしめ、以て河間の地を廣くし、又趙王を煽動して燕を伐たしめ、趙は其の攻取りたる地の十分の一を秦に致し、結局秦は一兵を動かさず、張唐も燕に至らずして、豫期以上の地を得たることを敍す、司馬遷は曰く、甘羅年少、然出二一奇計一、聲稱二後世一、雖レ非二篤行之君子一、然亦戰國之策士也と、司馬光は曰く、甘羅以二稚子一、名顯二于世一、非レ有二佗奇略一、正以二勢力一恐二張唐一耳、雖レ云二慧敏一、然君子治レ世無レ所レ取焉と、

【通釋】文信侯呂不韋、趙を攻め、其の地を取り、河間の地を取り廣めんと欲し、先づ燕を味形にする必要あり、因りて剛成君蔡澤をして燕に事へて種種秦の爲に畫策せしむ、蔡澤燕に至り、三年にして遂に蔡澤の骨折も見はれ、燕は其の太子丹を秦に遣はして人質となす、因りて文信侯は益〻燕を我が自由にして初志を達せんと欲し、張唐なる者の處に至り、之に請ひて何卒我が爲に燕に往きて其の宰相となり、而して燕と共同して趙を伐ち、以て河間の土地を廣めたしと申入れたるに、張唐は之を辭退して申すに、燕に參るには是非とも趙を通りて行かねばならず、然るに趙人は、拙者が嘗て趙を征伐に向ひたる怨みを抱き居りて、拙者を得ん者は、恩賞とし百里の地を貰ふことになりて居るなり、此の如き次第故に、拙者が趙を通れば必ず趙人に捕はるゝに相違なければ、拙者は燕に參ることは御斷り申すと、文信侯はワザ〳〵張唐の處に往きて懇願せるに、張唐の承諾を得ず、其の家を去りて己れの家に歸り、甚だ不愉快なる樣子ありければ、少庶子の官に在る甘羅といふ少年が、文信侯に問ひて申すに、君侯には何か御不滿なことが御座りますか、何しに甚しく不快の樣子なるやと、文信侯の申すに、吾れ前きに剛成君蔡澤をして燕に往かしめたるに、蔡澤の骨折にて、三年目に燕の太子は汝も知る如く已に我が方に入りて質となり居れり、因りて吾れは猶燕國との交誼を親密鞏固にせんと欲

是の立は後に秦王の位に就くことなり、〔食藍田十二縣〕藍田は地名、今の陝西省西安府に藍田縣あり、〔諸侯皆致邑〕致秦は贈致すること、乃ち太后の養老地として獻ずるを云ふ、

莊襄王

名は楚、孝文王の子、元年壬子は周の王室亡びてより七年、在位四年にして卒す、史記に據れば、秦昭襄王、五十六年に薨ず、太子安國君立ちて秦王と爲る、一年にして薨ず、孝文王と諡す、太子の子楚代り立つ、是れを莊襄王と爲す、

始皇帝

名は政、莊襄王の子、元年乙卯、

○文信侯欲攻趙以廣河間使剛成君蔡澤事燕、三年而燕太子質於秦、文信侯因請張唐相燕、欲與燕共伐趙、以廣河間之地、張唐辭曰、燕者必徑於趙、趙人得唐者、受百里之地、文信侯去而不快、少庶子甘羅曰、君侯何不快甚也、文信侯曰、吾令剛成君蔡澤事燕、三年而燕太子已入質矣、今吾自請張卿相燕、而不肯行、甘羅曰、臣請行之、文信侯叱曰、去、我自行之而不肯、汝安能行之也、甘羅曰、夫項橐生七歲而爲孔子師、今臣生十二歲於茲矣、君其試臣、奚以

召し、之に令して申さるゝに、寡人の子の中にては、子楚に優るものなし、故に此度子楚を立てゝ太子と爲すにより、此の旨心得よと、斯くして子楚は遂に秦國の太子と爲り、孝文王の後を襲ぎ、立ちて秦王と爲るに及びて、呂不韋を以て宰相と爲し、尙榮爵を授け文信侯と號し、藍田の十二縣を食祿として之に賜ひ、王后を尊んで華陽后と爲し、天下の諸侯皆秦に邑地を獻じて太后の供御地と爲せり、

【解義】〔不韋使楚服而見〕楚服は楚國風の服裝なり、王后は楚國より嫁に來りし人なれば、呂不韋は異人に言付けて殊更に楚國の服裝を爲さしめ、先づ王后の機嫌をとりて、其の氣に入る樣に仕向けたるなり、〔王后說其狀高其智〕其は異人を指す、狀は「さま」なり、說は悅なり、王后果して異人を見るや、先づ其の楚服の狀が甚だ氣に入り悅び、我が心を迎ふるの智を高しとして感服す、〔王使子誦〕子は異人なり、誦、音「シヨウ」、本を誦じ讀むことなり、〔子曰少棄捐在外嘗無師傅所敎學不習於誦〕少は年少、外は國外なり、幼少の時より打棄てられて（趙に質となるをいふ）、外にばかり居りし故、嘗て師傅の敎を受け學問せしことなき故、誦讀などは出來ませぬとなり、師傅は敎師傅役なり、〔間曰陛下嘗軔車於趙矣〕間は王の間暇の際なり、陛、音「ヘイ」、階なり、朝廷のきざはしのことなり、臣下が至尊に對して直接物を言ふは失禮なる故、陛下に在る者に取次ぎを賴みて申上ぐとの義にて、至尊のことを陛下といふなり、後世陛下の稱、蓋し此に昉る、軔、音「ジン」、車輪を止むるの木とあり、車の輪の廻らぬ樣におさふる木なり、故に軔車は止車に同じ、孝文王亦嘗て趙に質たり、然れども今楚は明らさまに之を言ふを欲せず、故に軔車といふなり、〔趙之豪傑得知名者不少〕豪は音「ガウ」、傑、音「ケツ」、淮南子秦族訓に、知過二萬人一者謂二之英一、千人者謂二之俊一、百人者謂二之豪一、十人者謂二之傑一とあり、名は孝文王の名なり、〔皆西面而望〕秦は趙の西に當る、故に西面といふ、望は遙かに秦の方を望みて、便りを待つなり、〔大王無一介之使以存之〕一介は一個といふが如し、存は問なり、存問とて、其の安否を尋ぬることなり、〔使邊境早閉晩開〕邊境は國境なり、早閉晩開は關門の開閉をいふ、國境の警戒を嚴にする故に暮方は早く閉ち、朝は晩く開くなり、〔子楚立〕

使邊境早閉晩開、王以爲然、奇其計、王后勸立之、王乃召相令之曰、寡人子、莫若楚、立以爲太子、子楚立、以不韋爲相、號曰文信侯、食藍田十二縣、王后爲華陽太后、諸侯皆致秦邑、

【通釋】　異人趙より歸りて秦に至る、呂不韋乃ち異人をして楚國の服裝を爲して王后に見えしむ、王后は楚國の人なれば、異人の楚服する狀を見て大に之を悦び、よく己れの意を迎へたるの智を高しとし悦びて申すに、吾れは實に楚國生れのものなり、而して今自ら是の異人を吾が子とするは、甚だ悦ばしきことなりとて、乃ち異人の名を改めて楚と命けたり、孝文王は異人の學力を試みんと、之に書物を讀むことを命じたるに、異人の申すに私しは年少き時より棄てられて外國に居り、未だ嘗て師傅の敎導を受けて學問せしことなし、故に誦讀の事は習ひ覺えませぬと、因りて王も强ひて學問の事を問はず、之を罷め、乃ち異人を宮中に留め置くことにせり、或る日異人は王の間暇を見て王に申すには、陛下は前年趙國に御車を止めさせられしことあり、之に因りて趙の豪傑共は、皆大王の御名を存知て居るものは少く御座りませぬ、今大王は御國に御歸りなされて後は、是等の人人皆西面して大王を慕ひ、御便りを望まざるものなし、而るに大王には其の後一人の御使を御遣はしになりて、是等豪傑の安否を御尋ねなされしことなし、臣は私かに彼等が大王の御心を疑ひ奉りて、皆反りて大王を御怨み申上ぐる心を生じ、其の國境の關門を日暮れには早く閉ぢ、朝は晩く開き、以て我が國に對して警戒を嚴にし、隨ひて兩國の不和を來さんことを心配致します、故に一介の使を趙に遣はされ、是等豪傑を御尋ねありて、彼等をして安心せしむる樣致されては如何で御座りますかと、孝文王是の言を聞き以て、尤もなりと爲し、大に其の計謀を奇なりとして感服せり、そこで王后も王が子楚に感服せるを見て、早速王に之を立てゝ後嗣と爲すことを勸む、王も固より心動ける折柄なれば、乃ち宰相を御前に

の施しに畔かず、必ず其の厚恩に報ずる所ありて、永く兩國の親睦を有つべし、さすれば是れ自ら德の講を爲す所以なり、秦王は年既に老いたり、若し一朝崩御あり、他人をして秦國に王たらしめば、一人の子異人を趙に引留め置くも、之を以て秦國の親睦を結ぶに足らず、故に趙の爲に計るに、速かに秦の請に從ひ、子異人を秦に歸すに如かずと、趙乃ち呂不韋の言に從ひて、異人を秦に送り還せり、

【解義】〔子異人秦之寵子也〕寵は寵愛の義にして、大事な子供といふとなり、〔不顧一子以留計是抱空質也〕留は止なり、質子などには目もくれず、決行するとの意なり、只一人の質子を顧慮して趙を居るの計を止めぬとなり、空質とは、有れども無きが如き、何にもならぬ人質をかゝへて居るに同じとの意なり、〔是不敢倍德畔施是自爲德講〕倍は背なり、德は恩德なり、施は施せる惠みを謂ふ、畔も亦背なり、兩の是の字、皆異人を指す、講は好を講ずるなり、又講は卽ち好なりとの說あり、異人を厚く送り歸せば、異人必ず之を德とし、敢て趙の恩德施惠に背かず、彼れ自ら趙を德として、趙と好を講ずるに相違なしとなり、

〔一日晏駕〕晏は晩なり、日暮れて駕すとは太陰に歸することにて、死亡といふことなりと、是れ高誘の說なるが、韋昭は凡初崩爲二晏駕一者、臣子之心、猶謂三宮車當二駕而出一也と、乃ち臣子の情として君主の死亡を斥言するに忍びざるより、乘御の車が緩と御出掛け遊ばすと、辭を婉曲にして云へるなり、

異人至、不韋使二楚服而見一、王后說二其狀一、高二其智一曰、吾楚人也、而自子レ之、乃變二其名一曰レ楚、王使二子誦一、子曰、少棄二捐在一レ外、嘗無二師傅所一レ教學、不レ習二於誦一、王罷レ之、乃留止、間曰、陛下嘗軔二車於趙一矣、趙之豪傑、得レ知レ名者不レ少、今大王反レ國、皆西面而望、大王無二一介之使以存一レ之、臣恐二其皆有一レ怨心、

で陽泉君は王宮に入り、華陽夫人に面會して、呂不韋より聞きし通りに王后を說きつけ、王后も遂に之に同意して、乃ち人を趙に遣はし、異人を歸すことを請はしむ、

【解義】〔避席請聞其說〕避、音「ヒ」、「さくる」と訓ず、人に物を問ひ敎へを受くる時は、席を立ちて之を問ふを禮とす、〔士倉又輔之〕士倉は人名、通鑑注に士姓、晉士蔿之後とあり、子傒の傅役なり、〔王后之門必生蓬蒿〕蓬、音「ホウ」よもぎ」蒿、音「カウ」蒿も亦蓬の屬なり、人の出入りがなくなる故に、門の內外に艸を生ずるに至る、勢力の衰枯を形容する詞なり、後世の門前張雀羅などいふに同じ、〔棄在於趙〕棄は「すてられて」と訓ず、質子となりて趙に在りて省みられず、殆んど放棄せらるゝに同じ、故に棄といふ、〔引領西望〕領音「レイ」、頸なり、秦は趙の西に當る、故に西望といふ、

趙未之遣、不韋說趙曰、子異人秦之寵子也、無母於中、王后欲取而子之、使秦而欲屠趙、不顧一子以留計、是抱空質也、若使子異人歸而得立、趙厚送遣之、是不敢倍德畔施、是自爲德講、秦王老矣、一日晏駕、雖有子異人、不足以結秦、趙乃遣之、

【通釋】王后よりの使を受けたれども、趙は未だ異人を秦國に遣はし歸さず、因りて呂不韋は趙に至り說きて申すに、貴國に質となり居る子異人は秦の寵子なり、宮中に賴るべき母なきにより、王后は之を取りあげて我が子となさんと欲す、それ故に人を遣はして之を歸さんことを請へるなり、若し聽かずんば、秦は必ず怒りて兵を發し趙を屠らん、今異人を歸さず秦をして怒りて趙を屠るの決心を爲さしめ、一人の愛子の爲に趙を伐つの計を止めざらしめ、愈ゝ趙を伐つことになれば、是れ趙は何にもならぬ空質を抱くなり、今若し請ふがまゝに、子異人を秦に歸して、王位に立つを得しめ、其の歸るに當りて趙は手厚く支度をして之を送り遣れば、子異人は其の德に背き其

維と云ふ、安寧なるが上に安寧なるに喩ふるなり、

陽泉君避席請聞其說、不韋曰、王年高矣、王后無子、子傒有承國之業、士倉又輔之、王一日山陵崩、子傒立、士倉用事、王后之門、必生蓬蒿、子異人賢材也、棄在於趙、無母於內、引領西望、而願一得歸、王后誠請而立之、是子異人無國而有國、王后無子而有子也、陽泉君曰、然、入說王后、王后乃請趙而歸之、

【通釋】陽泉君は呂不韋の言をきゝ、其の席を避け敬意を表し、謹みて其の說を聞かんことを請ふ、呂不韋乃ち說きて申すに、今秦王は御年齡既に高く、老體にならせられたり、而して王后華陽夫人には一人も御子樣がなし、而るに御妾腹の子傒に於ては年長にもあり、其の母なる人も王の寵愛を受け居ることなれば、勢ひ王の後嗣となりて、秦國を承けつぐの業あり、其の上に又有力なる士倉が其の輔佐と爲り居ることなれば、王若し一朝崩御ありて、子傒が王位に立ち、士倉が萬事きりもりして、秦國の柄を握る樣になれば、國人皆其の權力に風靡し、誰れも王后を尊敬するものなく、王后の門は忽ち出入りの人も打絕えて、必ず蓬や蒿を生ずるに至らん、彼の子異人は實に天稟の賢材なり、而るに今遠方に棄てられ、人質となりて、趙國に在り、故國の宮中には賴るべき母もなく、甚だ淋しき身の上にて、日夜領を引きのばして西の方故鄕の空を望みて、何にとぞして一度秦國へ歸りたしと願ひ居れり、是れ實に好都合なれば、王后には誠意を以て王に願はれ、異人を子とし養はれて、之を太子に立てらるれば、是れ子異人は國を承くべからざる地位にありながら、王位を襲ぎて國を有つことを得、王后は亦子が無くして子を持つことを得、雙方とも甚だ都合よきことでは御坐りませぬかと、陽泉君之を聞きて申すに、如何にも其の通りなりと、そこ

〔今子無母於中又託於不可知之國〕子は異人を指す、異人の母は夏姫なり、此の時王の寵なくして宮中に居らざりし故に、母は有れども有り甲斐なきよりして無レ母レ於レ中といひしなるべし、不レ可レ知之國は趙を指す、反復常なく、あてにならぬ國といふことなり、〔一日倍約身爲糞土〕一日は一旦といふがごとし、下の「一日山陵崩」の一日と同じ、倍は背なり、「そむく」と訓ず、約は秦趙和親の約なり、糞土は穢土といふが如し、身死して土と爲るをいふ、〔今子聽吾計事求歸〕計は計畫なり、今子は吾が子の爲に計畫する策を用ひて、秦に歸ることを求めたならばとの意なり、〔吾爲子使秦必來請子〕請レ子とは、異人の本國より人を遣はして、異人を秦國に歸す樣に趙に申込ませるの意なり、〔乃說秦王后〕秦王后は孝文王の后華陽夫人なり、〔君之門下無不居高尊位〕門下は門人食客の類、尊位の間に之の字を加へて看るべし、〔君之府〕府は庫なり、〔君之駿馬盈外廐美女充後庭〕駿は良馬なり、盈は滿なり、廐は音「キウ」、「うまや」なり、廐は家の外に在り、故に外廐といふ、後庭は後宮といふが如し、〔王之春秋高〕春秋は、一年の春と秋との兩季節をいふ、故に春秋といへば年といふことになる、春秋高は年齡が高く老年になりたりといふことなり、〔一日山陵崩太子用事〕一日は上に出づ、山陵は山と陵(丘)となり、王逝去すれば山陵を發き崩して之に葬穴を造る、故に王の逝去を山陵崩といふ、是れは諱辭といひて未だ死せざる人の事をいふに、遠慮していふ辭なり、闕君長曰く、禮天子死曰レ崩、蓋取二是義一也、後世山陵之稱、肧二胎于一此と、太子は子傒を指す、用レ事は國王となりて國事をきりもりすること、〔君危於累卵而不壽於朝生〕累卵は卵を積み重ぬることにて、至りて危きことの形容なり、朝生は蜉蝣と木槿との兩說あり、蜉蝣は昆蟲類にて、朝生れて夕に死す、木槿は植物にて、「モクゲ」のことなり、何れも生命一日を過ぎず、極めて壽命の短きものなり、〔說有可以一切〕說とは此に一說ありといふが如し、一切は一槩と云ふが如し、〔其寧於太山四維〕其寧、一本其の字なし、寧は安なり、太山は山の名、岱宗と稱す、四維は四角なり、鮑注に四方之隅不レ可レ移也とあり、維は大綱なり、四本の大綱を以て大地の四方を維ぐとの說あるより、四方の事を四維と云ふ、既に太山と云ひ、又四

多けれども、兄君の子傒は王の氣にも入り、子よりも年長なれば、王位を襲ぎて秦國を有つの資格あり、其の上に又其の生母なる人が宮中に在りて、之が手引きを爲すの便あり、今子は宮中に賴るべきの母なく、又國外に遠く出でゝ、國情測り知るべからざるの趙國に身を寄せ居ること故、まことに危險なる話にて、若し一旦秦が約束に背きて、趙と事を生ずるに至らば、子の身は忽ち慘殺せられて糞土と爲り了ること疑ひを容れず、今若し子は吾が計略に從ひて國に歸ることを求めば、必ず以て秦國の王と爲りて秦國を有つを得べし、吾れ子の爲に秦をして、必ず人を遣はし來りて子を請ひ國に歸ることを得しむべしと、斯く異人に說きて之を承諾せしめ、乃ち秦に至り、孝文王の后たる華陽夫人の弟なる陽泉君に面會して之を說きて申すに、貴君の身に死罪になる程の罪あることを貴君は御承知なるか、今君の門下の人は皆高位尊爵に居らざる者なく、而して太子の門下を見れば一向高貴の位に在る者なし、又君の府庫には珍珠寶玉を多く所藏せられ、君の駿良なる馬は外廐の內に盈ちて澤山にあり、容色の優れし美人は後庭に充滿せり、而して今秦王の春秋は高く、死にめに近くなれり、若し萬一の事ありて一旦山陵崩れ、王の崩御ありて、太子其の後を襲ぎ王位に登り、政事の權を握る樣になれば、太子は今までの不平を一時に發して、如何なる事をさるゝか分らぬゆゑ、君の身は實に積み累ねたる卵よりも危くして、彼の植物の朝生が朝榮えて夕に枯死するの生命にも及ばぬ程の果ない命なれば、まことに危險至極なる御身の上と申すべし、只此に拙者に一策あり、若し之を聽かれて其の通りに行はるれば、只此の一事を以て萬事都合よく、君の身をして限りなく、富貴を保つこと千萬歲ならしめ、其の安寧鞏固なること太山四維よりも安泰にして、必ず請合ひて危險滅亡の御心配のなきやうにすることを得べしと、

【解義】〔故往說之至又有母在中〕故は特也とあり、「ことさらに」と訓ず、子傒は孝文王の子、亦庶子なれども異人の異腹の兄にて、孝文の嗣子と內定する者なるべし、「承國之業」とは、國王の後を嗣ぎ國を治むるの職業といふことなり、又有母在中は、子傒の母は王の寵を受けて、常に王の宮中に在りとの意なり、

いふことなり、〔珠玉之贏〕贏、音「エイ」、說文に有餘の賈利なりとあり、利益のことなり、〔立國家之主贏幾何〕國家之主とは、一國之主といふに同じ、家の字は、熟字として添へたるまでなり、〔力田疾作〕力は「つとむ」と訓ず、田は本と名詞なれども、此處にては動詞となり、田をつくることになるなり、疾は急なり、作は耕作なり、力を竭してはやく作り、勉强することなり、〔不得煖衣餘食〕煖は音「ダン」、溫なり、餘食は食に餘りあるをいふなり、〔願往事之秦異人質於趙處於扇城〕事は鮑注に猶爲也とあり、仕事を爲すを謂ふ、扇は音「キャク」、史記には聊城に作る、聊は音「リウ」、正解に「願往事之」の一句の下に在るべきを、錯簡して此に入ると爲せども、是れはこのまゝにて差支へなし、古書にまゝ此の如き句法あり、卽ち倒裝法なり、

故往說之曰、子傒有承國之業、又有母在中、今子無母於中、外託於不可知之國、一日倍約、身爲糞土、今子聽吾計事求歸、可以有秦國、吾爲子使秦、必來請子、乃說秦王后弟陽泉君曰、君之罪至死、君知之乎、君之門下無不居高尊位、太子門下無貴者、君之府藏珍珠寶玉、君之駿馬盈外廐、美女充後庭、王之春秋高、一日山陵崩、太子用事、君危於累卵、而不壽於朝生、說有可以一切而使君富貴千萬歲、其寧於太山四維、必無危亡之患矣、

【通釋】是に於て呂不韋は支度を爲し、ワザ〳〵扇城に往き、異人に面會して說いて申すに、子の兄弟も

且つ陽泉君に説くことなく、華陽夫人の姉に頼り、姉をして夫人に説かしむと爲し、又異人の秦に還ることも、通鑑は、邯鄲の圍まれし時、趙人、異人を殺さんとす、異人因りて呂不韋と守者とに賂ひて脱走して秦に歸るとなす、事實、本文と相違せり、呉師道曰く、不韋鄙ニ耕田珠玉之小利一、而圖ニ建レ國立レ君之大利一、自以爲ニ計得一矣、徙レ蜀飲鴆之時、能無レ悔乎と、徙蜀飲鴆とは、始皇の時に至り蜀に遷されて、鴆を飲み自殺せしことをいふなり、

【通釋】濮陽の人呂不韋なる者、趙の邯鄲に商賣に往き、偶、秦より質子となりて來り居りし異人と申す者を見、心に巧む所あり、家に歸りて其の父なる人に語りて申すに、一體田地を耕作して得る所の利益は幾何なりやと、其の父の申すに十倍なりと、不韋又問ひて申すに、珠玉を商ひ得る所の利益は何程なりやと、父の申すに百倍なりと、不韋又問ひて申すに、然らば一國の主君を護り立て、我れも隨ひて利益を得んとすれば、それは幾倍なりやと、其の父が申すに、それは田地や寶玉の比にあらず、其の利益は實に無數にして、計り知られぬ程なりと、不韋がそこで申すには、今一所懸命に勉強して、田地を耕し農業に從事しても、容易に衣服を煖かに著、食物を餘る程に得ることは出來ず、今一つの國を建造して、其の主君を立つれば、其の德澤は後世まで遺すことを得べし、就いては此れより往きて一仕事に取掛りたく存ずるなり、其の人と申すは、今秦國の王子異人が趙に質子となりて郤城に居れり、

【解義】〔濮陽人呂不韋〕濮陽は地の名、呂は姓、不韋は名、史記の呂不韋には陽翟の大賈人と爲せり、陽翟は韓の地、大賈は大商人なり、〔賈於邯鄲〕邯鄲は上に出づ、賈、音「コ」、周禮注に、行曰レ商、居曰レ賈とあり、賈は店舖に居りて商賣するの稱にて、本と名詞なれども、此處にては動詞となりて、邯鄲に商賣に往くといふことになるなり、〔秦質子異人〕異人は質子の名なり、後に名を子楚と改む、秦の孝文王の庶子なり、母を夏姬といふ、史記に據るに、異人は庶子なれば本國よりの仕送りも甚だ手薄にて、趙も之を禮せず、手元不如意なりしを、呂不韋は之を種に一儲なさんと、奇貨可レ居とて大に悅びたることを載せたり、〔耕田之利幾倍〕倍は元數に倍加するの謂なり、幾倍とは幾層倍と

其の計畫する所の說を聽きて悅び、遂に之を拜して宰相となし、之に政治を委任して手腕を振はしめ、遂に東の方周室を斃して其の地を收め取る、蔡澤は秦に事へてより僅かに數箇月、人の惡みを受け、誅戮せらるゝを懼れ、乃ち病に託して宰相の印を歸し、辭職す、秦王因りて號を賜ひて剛成君と爲し、之を禮遇す、蔡澤秦に居る十餘年、昭王、孝文王、莊襄王に歷事し、卒に始皇帝の代まで事へ、秦の爲に燕に使し、燕に居ること三箇年にして、燕遂に其の太子丹をして入りて秦に質たらしむ、

【解義】〔其人辨士〕辨は辯に同じ、〔與語大說之〕說は悅に同じ、〔拜爲客卿〕客卿は楚の官名、諸侯より來る者を待つに位を卿相當となし、客禮を以て之を遇するなり、〔應侯遂稱篤因免相〕篤は病氣の重きをいふ、〔人或惡之〕惡は讒言なり、

孝文王

名は柱、昭王の子、元年辛亥は周亡びてより六年なりき、

○濮陽人呂不韋、賈於邯鄲、見秦質子異人、歸而謂父曰、耕田之利幾倍、曰、十倍、珠玉之贏幾倍、曰、百倍、立國家之主贏幾倍、曰、無數、曰、今力田疾作、不得煖衣餘食、今建國立君、澤可以遺世、願往事之、秦子異人質於趙、處於扇城、

【大意】秦孝文王の庶子（妾腹の子）異人、趙に質となりて邯鄲に在り、濮陽の賈人呂不韋、商業の事を以て邯鄲に至り、之を見て大野心を起し、孝文王の正妃華陽夫人に子なきを以て、之に說きて異人を子養せしめ、後異人立ちて秦王（之を莊襄王といふ）と爲る に及び、遂に呂不韋を以て丞相と爲す、其の顚末、本文に在るが如し、但し通鑑には此事を以て孝文王が未だ王位に就かず、猶太子の位にある時の事となし、

居はどちらを取りて居り場處となさるかといふことなり、「乃延入坐爲上客」延は引なり、入は内に入るなり、坐は席上に安坐せしむること、之を尊敬し勞ることなり、上客は上等の客なり、此の時代には互に食客を多く養ひて勢力を張る、其の客、人物によりて自ら等級を異にせり、

後數日入朝、言於秦昭王曰、客新有從山東來者蔡澤、其人辨士、臣之見人甚衆、莫有及者、臣不如也、秦昭王召見與語大說之、拜爲客卿、應侯因謝病、請歸相印、昭王强起應侯、應侯遂稱篤、因免相、昭王新說蔡澤計畫、遂拜爲秦相、東收周室、蔡澤相秦王數月、人或惡之、懼誅、乃謝病、歸相印、號爲剛成君、居秦十餘年、事昭王孝文王莊襄王、卒事始皇帝、爲秦使於燕、三年而燕使太子丹入質於秦、

【通釋】　應侯は蔡澤を引見して　後數日を經て入朝し、秦の昭王に謁見して申上げて曰く、今度臣の方へ客が新たに山東地方より參りたる者にて、其の名を蔡澤と申す者あり、其の人實に稀世の雄辯家にて、臣只今まで天下の士を見ること甚だ衆けれども、未だ一人も蔡澤に及ぶ者なし、臣などは、とても及びもつかぬことなり、一度御引見ありては如何と、是に於て秦王は蔡澤を引見して、之と與に語り、大に悅び、甚だ氣に入りて、遂に蔡澤を拜して客卿と爲す、應侯因りて病氣に託して職を辭し、宰相の印を返上せんことを請ふ、昭王は之を聽さず、强ひて應侯を起こして今迄の如く相位に在らしめんとせしに、應侯は遂に病氣頗る重體なりと稱して復起たず、因りて已むを得ず宰相の職を免せり、昭王は新たに蔡澤を得て、

屈に同じ、〔范蠡知之超然避世長爲陶朱〕范蠡は越王に仕へ、大夫種と共に越王を輔け、敗殘の國力を輓回し、呉を破りて會稽の恥を雪ぎ、越王の人と爲りを察し、官を辭して越を去り、陶といふ處に居住し、姓を朱と改め、殖産に從事して大富を爲し、陶朱公といへり、超、音「テウ」、超然は世にこえ、ぬきんづること、〔君獨不觀博者乎或欲大投或欲分功〕博は博奕なり、投は瓊を投ずるなり、瓊とは骰を謂ふ、鮑宏の博經に曰く、博局之戲、各投二六箸一、行二六棊一、故云二六博一、用二十二棊一、六棊白、六棊黑、所レ擲骰謂二之瓊一と、〔計不下席謀不出廊廟〕計は計畫なり、席は坐席なり、謀は謀策なり、廊廟は廟堂といふが如し、此の二句は互に言ひたるまでにて、廟堂の上に坐して計畫謀議せしことを直ちに天下に命令施行すといふことにて、其の權威の盛んなるを形容せしなり、〔利施三川以實宜陽〕利の字一逗、施は正義に猶レ展也、言レ展二開三川一と云へり、三川は地名、既に秦策上に見ゆ、宜陽亦同じ、一說に施は讀みて移と曰ふ、蓋し三川の財貨を移し、宜陽に充實するを謂ふと、〔決羊腸之險塞太行之口〕羊腸は阪の名、既に見ゆ、太行は山の名、亦既に見

ゆ、〔又斬范中行之途〕本と晉の大夫范氏、中行氏の領地たりし地を謂ふ、顧棟高曰く、范本衞地、狄滅レ衞、晉又滅レ狄、故爲二晉地一、其後范氏叛レ晉、卽レ齊、又爲二齊地一、孟子自レ范之レ齊、卽此今屬二曹州府一、故城在二今縣東南二十五里一、〔棧道千里通於蜀漢〕棧、「音サン」、「かけはし」と訓ず、山腹に木を架して步道を作るなり、程恩澤曰く、蜀卽蜀郡、漢卽漢中、言レ使下蜀得中與二漢中一相通上也と、〔此亦秦之分功之時也〕前の「或欲分功」の句を受けていふ、〔如時不退〕時は是と通ず、史記には是に作る、如時は如是と同じ、「かくのごとし」と訓ず、〔必有伯夷之廉〕伯夷は古への清廉の士なり、史記に列傳あり、廉は清なり、清淨潔白なるを廉といふ、〔長爲應侯世世稱孤〕長は永久なり、應侯は范雎の爵名なり、世世は代代なり、孤は諸侯自ら稱して孤といふ、代代應侯の榮爵を保有して孤と稱し、諸侯の位地を失はずとの意なり、〔而有喬松之壽〕喬は古への仙人王子晉なり、松も同じく赤松子といふ仙人なり、仙人の如き限りなき壽を得んといふ、〔此則君何居焉〕此とは、上の商君、白起、大夫種等の事と、今位を退きて終りを全うする事とを指していふなり、何

ず、秦王怒り、白起を免じて士伍と爲し、之を陰密に遷し、咸陽に留ることを得ざらしむ、白起乃ち咸陽を出で、杜郵に至る、王、羣臣と謀り、使者を遣はし、之に劍を賜ふ、白起遂に自殺す、〔損不急之官〕不急とは急を要せざるの義にして、目下必要のなき冗官なり、損は減なり、「へらす」なり、〔塞私門之請〕高位高官に在る人の私家へ出入して、内内運動するを私門の請といふ、塞、音「ソク」「ふさぐ」と訓ず、出入をふさぎ止めるなり、〔一楚國之俗〕一は統一なり、〔南攻揚越〕楚世家に熊渠興レ兵伐レ庸、揚越至レ于レ鄂とあり、張晏曰く、揚州（支那九州の一）之南越也と、顏師古曰く、本揚州之分、故曰二揚越一と、吳越春秋に、闔廬（吳王夫差の父）子孫避二越嶺外一、築二南武城一、以居レ之、後楚滅レ越、越王子孫避入二始興一、令下公師隅修中吳故南武城上と、此れに由れば吳越の子孫の國なり、大約今の廣東廣州府等の處みな是れなりと、地名考に云へり、〔北幷陳蔡〕陳は今の河南陳州の治、蔡は汝寧府上蔡縣、〔破橫散從〕橫は連橫にて、諸侯相列りて秦を主權者として其の命に從ふなり、從は合從にて、諸侯相合親協同して秦に敵對するなり、吳起の志は、其の主楚の悼王をして天下に霸たらしむるにあり、故に合從の說も連橫の說も皆打壞したるなり、散は集りたるものを解散する意にて、合從は諸侯の集合體なれば、之を破壞するを散といふなり、〔馳說之士〕馳は「はしる」なり、彼方是方と馳り廻りて游說するをいふ、〔卒支解〕卒は「つひに」と訓ず、支は肢に通ず、人の手足のことなり、支解とは、手足をバラ〳〵に切り離すこと、事、史記の吳起傳に見ゆ、〔墾草刱邑〕墾は音「コン」土を掘り反すこと、刱は音「シヤウ」、「はじむ」と訓ず、邑は音「イフ」、人の聚會する處を邑といふ、卽ち村里なり、草深き未開の土地を開墾して、そこに人里を刱造すること、〔辟地殖穀〕辟、音「ヘキ」、闢に同じ、「ひらく」と訓ず、殖は植に同じ、〔率四方之士〕率は「ひきゐる」と訓ず、四方より集り來りし士を、ひきゐ從へてといふことなり、〔以禽勁吳〕勁は音「ケイ」、強なり、禽は擒に同じ、卽ち吳王夫差を擒にせしことをいふ、〔句踐終棓而殺之〕史記に棓を負に作る、或は曰く、棓は當に倍に作るべし、背と同じ、乃ち句踐の大夫種の功に負きて之を殺すを謂ふ、〔此所謂信而不能詘〕信は伸に通ず、「のぶる」と訓ず、詘は音「クツ」、

く、卿の說は至極善しと、乃ち蔡澤を延き入れ、坐を薦めて上客の取扱ひを爲せり、

【解義】〔平權衡正度量調輕重〕權はハカリのフンドウのこと、衡はハカリのサヲなり、度は尺度にしてモノサシのこと、量はマスなり、輕重は錢のこと、管子に輕重九府の篇あり、中井履軒曰く、輕重論二錢穀之貴、權節之法一也と、調は音「テウ」、「とゝのふ」と訓ず、〔決裂阡陌〕阡陌は田間の界畔なり、南北を阡といひ、東西を陌といふ、決は開なり、裂は破なり、此れまでは天下の田畝皆周の制によりて、井田といひて、千畝の地を井の字なりに區劃し、八軒の農家が各〻百畝づゝの田を耕し、中央の百畝を公田と爲し、〔百畝の中、二十畝を廬舍の地と爲す、故に眞の田地は八十畝なり〕八家共同にて之を耕したり、秦、商鞅を用ひ、種種の改革を行ひ、田地も古への井田の法を廢し、新たに租稅の法を定む、決裂阡陌とは、井田の界線を改めて、別に界線を造りしなり、〔遂以車裂〕事、既に秦策上に見ゆ、〔楚地持戟百萬〕楚地の下、史記に方數千里の四字あり、此れ脫文、宜しく補ふべし、持戟は戟を持する兵士、戟は「ほこ」と訓ず、〔又越韓魏攻强趙〕越は其の地を通り越すこと、〔北坑馬服〕北は、趙は秦の北に當る、故に趙を攻むることをいふ、馬服は趙の將馬服君趙奢の子趙括なり、白起趙を攻め、計を以て趙を欺き、趙括が率ゐる兵を破り、趙括を射殺し、降卒四十餘萬人を長平に坑殺せし事、史記及び十八史略卷の一に見ゆ、敎氏雜言に曰く、坑者掩二其不一レ知加レ害也、非二眞掘一レ土爲レ坑、若眞作レ坑、四十萬之衆、寧束レ手就レ死乎と、蓋し當時其の不意を擊ち、掩殺するを坑と云へるなり、坑馬服とは大概にして之を言へるのみ、〔流血成川〕流血の夥しき形容なり、前の「流血漂鹵」よりも一層甚しき形容なり、〔趙楚懾服〕懾、音「セフ」、怖也、又失レ氣也とありて、恐怖の甚しきことなり、〔賜死於杜郵〕杜郵は咸陽の西門十里にありと、白起傳の注に見えたり、前章にもある如く、秦昭王初め王稽、王陵等をして趙を伐たしめ、數〻敗る、因りて白起を以て之に代ふ、白起遂に趙を破り、趙殆んど滅ぶ、范雎、蘇代の言を聽きて、秦王に勸めて趙を釋し、兵を收む、白起是より范雎と隙あり、其の後秦王又趙を攻め、利あらず、因りて白起を起して趙を伐つの將となさんとす、白起病ひと稱して終に行か

致し、之を率ゐて君臣同力、上下の力を專一にし、以て强敵呉王を擒にし、積年の恥を雪ぎて霸業を成せり、而るに句踐は其の德に背き、終に之を殺害するに至れり、此の四人の者は皆其の功已に成りし後も、猶去らずして位に在りしかば、終に慘禍に罹りて此に至れるなり、此れ所謂る伸びれば伸びたる儘にて復屈する能はず、往けば往きたる儘にて復反る能はざる者なり、さすがに范蠡は是の理を知り、功已に成るや、超然として塵世を避け、其の慘禍を免れ、長く陶朱公と爲りすまして、能く身を全うせり、君は獨り彼の博奕なる者を觀られずや、或は大に思ひ切りて賽を投げ出して全勝を取らんと欲し、彼此雙方共に劣らざる勝利を分け取らんと欲す、時と場合とによりて行動に變化を要するは政事上に於ても同然なり、此れは皆今更私共が說かざるも君のよく千も萬も明かに承知さるゝ所なり、今君は秦國に宰相となりて威權比びなく、何事も意の如くならざるなし、事を計畫するに其席を下らずして成り、事を謀議するに廊廟を出でずして決す、坐ながら天下の諸侯を自由に制御し、利益は三川の地に擴り展びて、其の結果宜陽の中を充實にし、太行山の羊腸の險坂を切り開き、太行山の口を絕ち塞ぎ、乃ち此の方よりは進むに便にし敵より打出づるを妨げ、又范とか中行とか云へる三晉の途を斷ち斬り、千里の棧道を作りて蜀漢の通路と爲し、天下をして皆秦を畏れて秦に服せしむ、此の如く秦の欲望は已に遂げ、君の勳功は極まれり、此れ秦にありても亦前述の博奕の喩へと同樣に、君一人に全勝の利を專らにせしめずして功を人に分つべきの時期なれば、君も宜しく速かに相位を去りて、終りを全うすべし、然るに今退かずして猶其の位にあらば、君の身も卽ち彼の商君、白公、呉起、大夫種となる譯なれば、君は何ぞ此の好時機を以て相印を返し、相位を去り、賢者に其の位を讓りて相印を之に授けられざるや、若し今自ら位を去りて之を人に讓らば、必ず伯夷の如き廉潔を有ちて、長く應侯の榮爵を失はず、餘澤子孫に及びて、世世孤と稱する地位を保ち、古への仙人喬松の如く、無限の壽を保つを得ん、是れ其の禍を以て其の身を終ると、孰れか勝れるや、此の二つの者に於て君は何れを選び取りて之に居らるゝやと、是に至りて應侯蔡澤の言を嘉納し、曰

種是也、君何不以此時歸相印、讓賢者授之、必有伯夷之廉、長爲應侯、世世稱孤、而有喬松之壽、孰與以禍終哉、此則君何居焉、應侯曰、善、乃延入、坐爲上客、

【通釋】夫れ商君は、孝公の爲めに政治の衡に當り、權衡を平かにし、度量を正しくし、錢の輕重を調へ、阡陌とて、耕地の區劃して井田を作れる中にある縱横の道路を裂き改め、無用に近き路を減じて耕地を整理し、人民に耕作と戰爭との事を敎へ、農事を力むる傍ら兵事を訓練す、是を以て其の兵一度び外に動けば、必ず勝ち、土地を廣め、其の兵休息して内に在れば、農事を勵み、殖産に力む、故に國力富む、是の故に秦は天下に敵なく、威を諸侯に立て、天下を威服するを得たり、而るに其の功已に成りて、遂に車裂の災に遇へり、楚は天下の强國にして、持戟の兵百萬あり、之に對して白起は僅かに數萬の兵を率ゐて、以て楚と戰ひ、一戰して鄢郢を擧げ、再戰して夷陵を燒き、南方蜀漢を幷せて共有と爲し、又韓魏の地を越えて强趙を攻め、北の方趙將馬服君趙括を坑殺し、四十餘萬の敵衆を屠殺し、其の血流れて川を成し、其の沸騰の聲、恰も雷鳴の如し、而して遂に秦をして帝業を成さしむ、是より以後、趙楚は秦の威力に懾れ屈伏し、敢て復再び秦を攻めざる者は、實に白起の勢力の然らしむる所なり、白起自身に征服する所、實に七十餘城の多きに及べり、其の功已に成り、而して遂に死を杜郵に賜ひて自殺するに至れり、吳起は楚の悼王の爲に、無能の人物を罷め斥け、無用の事業を廢し、差詰め入らざる官職をへらし、私門の賄賂賴み事を塞ぎ、楚國の風俗を統一し、內治既に擧り、因りて南方揚越の地を攻め、北方陳蔡の國を幷呑し、諸侯の連横を破壞し、合從を解散し、奔馳遊說の士をして、殆んど其の口を開き辯說を振ふの餘地なからしむ、まことに盛んなる勢ひなりしが、其の功已に成るの後、卒に四支を解裂されて慘死するに至れり、大夫種は越王句踐の爲に、草萊を開きて新に村邑を造りはじめ、土地を開墾して穀物を植付け、四方の名士を招き

漢、又越韓魏攻强趙、北坑馬服、誅屠四十餘萬之衆、流血成川、沸聲若雷、使秦業帝、自是之後、趙楚懾服、不敢攻秦者、白起之勢也、身所服者、七十餘城、功已成矣、賜死於杜郵、呉起爲楚悼罷無能、廢無用、損不急之官、塞私門之請、一楚國之俗、南攻揚越、北幷陳蔡、破橫散從、使馳說之士無所開其口、功已成矣、卒支解、大夫種爲越王墾草刱邑、辟地殖穀、率四方之士、專上下之力、以禽勁呉、成霸功、句踐終

●棓而殺之、此四子者、功成而不去、禍至於此、此所謂信而不能詘、往而不能反者也、范蠡知之、超然避世、長爲陶朱、君獨不觀博者乎、或欲大投、或欲分功、此皆君之所明知也、今君相秦、計不下席、謀不出廊廟、坐制諸侯、利施三川、以實宜陽、以決羊腸之險、塞太行之口、又斬范中行之途、棧道千里、通於蜀漢、使天下皆畏秦、秦之欲得矣、君之功極矣、此亦秦之分功之時也、如時不退、則商君白公呉起大夫

ず、太陽が天の正中に至れば、いつまでも正中にはあらず、必ず漸漸西の方へ遷りかたむく、月もいつまでも滿月では居らず、必ず漸漸かくるなり、〔天之常數也〕常はきまりといふこと、數は運の數とありて、きまり通りのめぐりあはせといふことなり、〔進退盈縮變化聖人之常道也〕進退は、進むべき時に進み退くべき時に退くをいふ、盈は十分に物の滿つること、縮、音「シュク」縮小してちゞまること、史記には變化の上に與時の二字あり、〔九合諸侯一匡天下〕九合、二說あり、史記に兵車之會三、乘車之會六とあるにより、九度の會合と解するあり、春秋傳に糾合に作るを以て朱子は曰く、九春秋傳作レ糾、督也、古字通用と、匡は正なり、〔至葵丘之會有驕矜之色〕矜は音「キョウ」、自賢曰レ矜と字書にあり、「ほこる」と訓ず、葵丘は地の名、今の河南衞輝府考城縣の東にあり、史記の齊世家に、三十五年夏、會三諸侯于二葵丘一、周襄王使下宰孔賜中桓公文武胙彤弓矢大路上、命無レ拜、桓公欲レ許レ之、管仲曰不可、乃下拜受レ賜、秋復會三諸侯於二葵丘一、益有二驕色一、周使下宰孔會上諸侯頗有二叛者一と、又左傳僖九年に見ゆ、〔吳王夫差〕事既に見ゆ、〔陵齊晉〕陵、音「リョウ」、凌に通ず、「しのぐ」と訓ず、〔夏育太史啓〕啓、史記に噭に作る、索隱に曰く、二人勇者と、岡井叔皮曰く、漢書地理志に周末有二子路夏育一、民人慕レ之、田單傳有二太史嬓一、乃襄王后之父也、高誘曰、夏育爲二田搏所一レ殺、然太史噭、未レ知二誰之所一レ殺、恐非二齊襄王時太史一也と、〔身死於庸夫〕庸夫は凡夫に同じ、ツマラヌ者といふこと、〔此皆乘至盛不及道理也〕及は史記に返に作る、鮑本に近に作る、或は曰く、及は反字の譌ならんと、

夫商君爲二孝公一平二權衡一、正二度量一、調二輕重一、決二裂阡陌一、教二民耕戰一、是以兵動而地廣、兵休而國富、故秦無レ敵二於天下一、立二威諸侯一、功已成矣、遂以車裂、楚地持戟百萬、白起率二數萬之師一、以與レ楚戰、一戰擧二鄢郢一、再戰燒二夷陵一、南幷二蜀

等に比して、孰れか優れりや、應侯答へて曰く、いやそれは余未だ其の優劣如何を知らざるなりと、蔡澤曰く、拙者の見る所にては、失禮ながら今君の主君は、固より忠臣を親み、忠臣に信任すること、御先代の孝公、越王、楚悼等よりも以上とは思はれず、而して君の御主人の爲に盡されし功績も、其の內外の亂を正し治め、國の患難を批折し、土地を廣め、穀物を植ゑ、國を富まし、家を足し、主君の威勢を强大にし、其の威普く海內を蓋ひ、其の功遠く萬里の外に彰はる、是等の事を比較するに、商君、吳起、大夫種等に過ぎたりと謂ふ可からず、而るに君の祿位の貴盛と、私家財產の富とは、實に遙かに三子に過ぎたり、功は三子に過ぎず、主君の信用も三子の主人に過ぎず、而して其の富貴榮華獨り遙かに之に過ぐ、而して其身を退引せざれば、讒口入り易く、終には身に災ひの及ぶことあらん、某內內貴君の爲に之を危險に思ひ心配するなり、古語にも曰へり、日は天の中央に至れば、何時までも中央にはあらず、必ず次第に西の方へ移り、月は圓滿に至れば、亦必ず次第に虧くると、總べて天地間の物、盛んなれば必ず衰ふるは、天理自然の常數なり、或は進み、或は退き、事によりて、盈縮し、時に隨ひて變化するは、聖人の常道なり、昔時齊の桓公は、諸侯を九合し、天下を一匡し、霸業既に成り、葵丘に諸侯を會するに及び、大に得意の餘り、恭謙を忘れて驕り矜る樣子見えたり、之に由りて忽ち人望を失ひ、齊に畔く者九箇國あり、吳王夫差は、其の强勇天下に敵する者なし、それが爲に驕慢の心を生じ、諸侯を輕蔑し、齊晉を凌ぎ犯し、遂に怨みを買ひて、身を殺し、國を亡ぼすに至れり、夏育、太史啓は古への勇者なり、其の叱咤呼號の聲は三軍を驚駭せしめたり、而して終に名もなき凡夫の手に死せり、是れ皆其の至盛の勢ひに乘じ、道理に立戾りて退引せざるの過ちなり、

【解義】〔今主固親忠臣〕主は范雎の主人、卽ち秦の昭王を指す、上の「君之主」と同じ、〔批患折難〕批、音「ヒ」、鮑註に擊也とあり折、音「セツ」、止なり、〔廣地殖穀〕殖は植に同じ、〔功彰萬里之外〕彰、音「シャウ」、「あらはる」と訓ず、著明なり、〔私家之富〕自分の家の私有財產なり、〔語曰日中則移月滿則虧〕移、音「イ」、遷なり、「うつる」と訓ず、虧、音「キ」、「かくる」と訓

地殖穀、富國足家、强主威、蓋海內、功彰萬里之外、不過商君吳起大夫種、而君之祿位貴盛、私家之富、過於三子、而身不退、竊爲君危之、語曰、日中則移、月滿則虧、物盛則衰、天之常數也、進退盈縮變化、聖人之常道也、昔者齊桓公九合諸侯、一匡天下、至葵丘之會、有驕矜之色、畔者九國、吳王夫差無敵於天下、輕諸侯、陵齊晉、遂以殺身亡國、夏育太史啓叱呼駭三軍、而身死於庸夫、此皆乘至盛、不及道理也、

【通釋】是に於て應侯は蔡澤の言を善と稱して、其の意漸く和げり、因りて蔡澤も少しく乘ずべき間隙を得て、其の機をはづさず因りて說きて曰く、彼の商君、吳起、大夫種の三人の如きは、其の人臣となりて其の君國の爲に忠を致し力を盡し、死に至りて變はらざる忠節は、如何にも願はしきことなり、然しながら閎夭の文王に事へ、周公の成王を輔けし如く、明君に事へ、其の身を全うして治平の功を致しゝことも、豈に亦忠と申すものならずや、只臣下としての節義のみの上より論ずれば、商君、吳起、大夫種の行ひも、固より美事に相違なきも、君臣雙方の上より之を論ずる時は、商君、吳起、大夫種の願はしき行ひは、閎夭、周公の君臣共に賢明にして終りを全うせしに較べて孰れが優れりと思はるゝやと、應侯答へて曰く、それは閎夭、周公の方が宜しく、商君、吳起、大夫種はとても之に及ばざるなりと、蔡澤曰く、然らば今君の御主君は其の慈にして忠臣に任ずるの德量、舊故を欺かざるの信義等、御先代の孝公、楚の悼公、及び越王

卷の一に見ゆ、「子胥智不能存吳」子胥は吳王闔廬の臣、闔廬が越王句踐の賂を受け之を釋し、時、子胥其の不可を諫めたれども用ひられず、終に讒に遇ひて死を賜ふ、「申生孝而晉惑亂」申生は晉の獻公の太子なり、獻公、其の嬖妾驪姫に惑ひ、遂に太子申生を殺せり、「故天下以其君父爲戮辱」戮、一に僇に作る、辱みて耻辱と爲すなり、莊子に爲世大僇とあり、乃ち君父の人格を賤なり、「正解は碕哲夫の言 以其君父爲戮辱 忠臣孝子之故天下却憐其臣子との說を引けども、 戮辱は君父自身に係けて解するに如かず、「夫待死而後可以立忠成名」待死は死ぬるを待ちてなり、人は死ぬるを待ちて而る後始めて忠臣孝子といふ名が成立するものならば、國の爲に死せざる者は、如何なる聖人仁者も、忠臣孝子となす能はざることになるとなり、「是微子不足仁孔子不足聖管仲不足大也」微子は殷の一族、紂王の暴虐にして殷の亡びんとするを知りて、之を去れり、孔子は魯に事へ、其の道行はれざるを以て之を去れり、管仲は齊の公子糾に仕へしが、公子糾の死する時、之と共に死せず、遂に桓公に事へて霸業を爲せり、是の三人は皆死せざりし故に聖人仁者と爲すに足らず、不足の下皆爲の字を添へて見るべし、

於是應侯稱善、蔡澤得少間、因曰、商君吳起大夫種、其爲人臣、盡忠致力、則可願矣、閎夭事文王、周公輔成王也、豈不亦忠乎、以君臣論之、商君吳起大夫種、其可願、孰與閎夭周公哉、應侯曰、商君吳起大夫種不若也、蔡澤曰、然則君之主、慈仁任忠、不欺舊故、孰與秦孝楚悼越王乎、應侯曰、未知何如也、蔡澤曰、今主固親忠臣、不過秦孝越王楚悼、君之爲主正亂批患折難、廣

は主家殆んど滅亡斷絶せんとするをいふ、離は別離なり、〔多功而不矜〕矜、音「キヨウ」、「ほこる」と訓ず、己れの功を鼻にかくるを矜といふ、

蔡澤曰、主聖臣賢、天下之福也、君明臣忠、國之福也、父慈子孝、夫信婦貞、家之福也、故比干忠不能存殷、子胥智不能存吳、申生孝而晉惑亂、是有忠臣孝子、國家滅亂何也、無明君賢父以聽之、故天下以其君父爲戮辱、憐其臣子、夫待死而後可以立忠成名、是微子不足仁、孔子不足聖、管仲不足大也、

【通釋】蔡澤重ねて申しますに、天子が叡聖にして臣下が賢明なるは、天下の幸福なり、國君が聰明にして臣下が忠良なるは、一國の幸福なり、父は慈愛にして子は孝を盡し、夫は信實にして婦は貞淑なるは、是れ一家の幸福なり、如何に忠臣孝子貞婦あり共、其の君たり父たり夫たる者にして、不明不慈不信なれば、天下國家の幸福を望む可からず、故に比干の如き忠臣と雖も殷を存する能はず、子胥の如き智者と雖も吳を存する能はず、申生の如き孝子ありと雖も晉は終に惑亂せり、此の如く忠臣孝子の有りながら、其の國家の終に滅亂するは何故ぞや、是れ他なし、明君賢父の其の言を聽くものなく、君父皆暗愚なりし故なり、故に天下の者は、皆彼の君父の所爲を以て人間の僇辱と爲し、其の下に立てる忠臣孝子を憫然に氣の毒に思へり、若し夫れ人は死を待ちて後始めて忠孝の道も立ち、忠孝の名も成るものと爲さば、是れ微子は殷を去りて死せざりし故に、仁者と爲すに足らず、孔子は魯を去りて死せざりし故に、聖人と爲すに足らず、管仲は公子糾を去りて死せざりし故に、大人物と爲すに足らざるなりと、

【解義】〔故比干忠不能存殷〕比干は殷の紂王の無道を諫めて終に殺さるゝ事、史記の殷本紀及び十八史略

れて困難屈辱に遇ふや、能く忠を悉して少しも懈らず、主人越王が滅亡に近づきし際にも其の傍を離れず能く忠勤を竭し、既に會稽の恥を雪ぎて其の功多大なれども、之を矜らず、其の身富貴になりても驕慢懈怠の心を生ぜず、此の三子の若き者は、皆忠義忠節の至極なるものなり、故に君子は一身を犧牲にして名を成し、名を辱しめざらんことを務む、唯義理筋道の在る所は、其の身死すと雖も憾み悔ゆることなし、三子の行ひは實に見上げたるものにて、何しに不可なる事あらんや、

【解義】〔若秦之商君至可願與〕商君は秦の相衞鞅なり、下の公孫鞅も同じ、功を以て商於に封ぜらるゝを以て、號して商君といふ、吳起は魏人、初め魏の文侯に仕ふ、文侯薨じ武侯立つ、吳起を惡む者あり、武侯遂に吳起を疑ふ、吳起誅を懼れ、楚に奔り、悼公に仕ふ、大夫種は越王勾踐に仕ふ、大夫は官名、種は名なり、其の事蹟史記の越世家及び十八史略卷の一に見ゆ〔欲困己以說〕困己は自分をこまらせるといふことにて、蔡澤が三人の事を引來りて、暗に應侯の隱退を餘義なくせしめんとするの心なるを知り、因りてわざと其の裏をかきて下の如く對へしなり、〔復曰何爲不可〕史記には復の下に謬の字あり、謬は「いつはり」と訓ず、〔極身毋二〕極身は猶竭己の如し、我身の力の有り丈を竭し極むるなり、毋は無なり、毋二は二心なきなり、〔盡公不還私〕公の下、史記に而の字あり、還は鮑注に反顧なり、史記に顧に作る、乃ち私に戻り返らずして、一心不亂に公の爲に盡すこと、〔示情素〕素は愫と通ず、誠なり、漢書の鄒陽傳に見情素とあるを、顏師古は注して曰く、素謂心所向と、〔蒙怨咎欺舊交虜魏公子卬〕蒙は冒なりとあり、怨咎を冒して舊交を欺く、卽ち魏の公子卬を虜にすることをいふ、商鞅、秦の孝公に勸め、自ら將として魏を伐つ、魏、公子卬を將として之を禦ぐ、商鞅、書を公子卬に遺り、紿きて之と會飮し、甲士を伏せて之を虜にし、因りて魏軍を攻め大に之を破る、魏惠王恐れて、河西の地を秦に獻じて以て和を乞ふ、〔不辭禍凶〕禍難に罹り、其の身を害することをも厭ひ辭せざるなり、〔主離困辱悉忠而不解〕離は罹なり、「かゝる」と訓ず、或は曰く、離は雖の訛と、悉は盡なり、「つくす」と訓ず、解は懈に同じ、「おこたる」と訓ず、〔主雖亡絕盡能而不離〕亡絕

敵軍、攘地千里、吳起事悼王、使私不害公、讒不蔽忠、言不取苟合、行不取苟容、行義不顧毀譽、必欲霸主强國、不辭禍凶、大夫種事越王、主離困辱、悉忠而不解、主雖亡絶、盡能而不離、多功而不矜、富貴不驕怠、若此三子者、義之至、忠之節也、故君子殺身以成名、義之所在、身雖死無憾悔、何爲不可哉、

【通釋】 蔡澤又引き繼ぎて申すに、彼の昔しの秦の宰相商鞅、楚の大臣吳起、越の大夫種の如きは如何で御坐る、何れも己が天壽を終へずして、殺されたる者で御坐るが、其れ終に亦願ふ可き者なるか、そこで應侯は蔡澤が自分を困しめこまらせて、說き從はさんとするの計略なることを知り、殊更に其の裏をかきて、復謬り答へて申すに、彼等三人の行爲は何爲れぞ不可なることあらんや、三人共に皆立派なる忠義の士といふべし、何となれば、夫れ公孫鞅は吾が孝公に事へ、其の一身を奉げ、君に竭して二心なく、公事に盡瘁して私欲を挾まず、賞罰を信明にして以て治平を致し、其の智能の有りたけを竭して情素卽ち心實を示し、國の爲には其の身に怨咎を蒙るを厭はず、舊交ある魏の公子卬を欺き、之を虜にし、卒に秦國の爲に敵將を擒にして、敵軍を擊ち破り、地を開くこと千里の廣きに及べり、又吳起の楚の悼王に事ふるや、公私の分を正し、忠邪の辨を明かにし、私情を以て公事を害せず、讒を以て忠良を蔽はず、其の言は直にして、當座の都合を言ひて人の意を迎合するを務めず、其の行ひは正しくして、當座の媚を呈して人に容れらるゝやうなることを爲さず、義理に據り事を行ひて、世の毀譽褒貶を顧みず、必ず我が主君を天下の霸となし、我が君國を强大にせんとの一念のみにて、如何なる災禍凶事をも辭せず、只一筋に其の君國の爲に竭したり、大夫種は越王に事へ、其の主人の吳に敗

より、己れの仕事を就し遂げて、既に用を終りし者は、仕事を次の者へ讓りて去り退く、以て人も功成りし者は速かに其の位を去りて、後進に讓るべきに譬ふ、淩約言曰く、此一篇主意、後反覆議論、要不外此と、〔質仁秉義〕質は體なり、仁を身に體するをいふ、乃ち行動の仁と一致すること、秉は把なり、〔とる〕と訓ず、義を執り行ふことなり、〔行道施德於天下〕行道施德、四字連讀すべし、天下に道を行ひ德を施すなり、〔豈不辨智之期與〕辨は辯と同じ、辨智は智識の優れたる人なり、期は鮑注に猶志也、辨智者志期得此とあり、辨智の士は此くあらんことを心に期し望むといふことなり、〔成理萬物〕成は成就なり、萬物をして發達を遂げ得さすること、理は治なり、天下の要路に當り、仁政を施し萬物を處理して、各〻其の所を得、其の事擧るを成といふ、〔生命壽長終其年而不夭傷〕終其年は其の天より賦與せられし年數だけを、何の故障もなく無事に終ること、夭傷は早死短命なり、夭傷せずして其の年を終れば、生命壽長なるは勿論なれば、上の句と重複なれども、古書にはまゝ此の如き例あり、論語に不幸短命而死とあるも是の類なり、〔天下繼其統守其業〕繼は承繼なり、統は緒なり、緒は端なり、其の起したる事業の端緒を繼ぐといふこと、〔名實純粹〕名も實も、少しの申し分なく、實に立派にて完全なるをいふ、〔與天下終〕天下は天地世界といふがごとし、其の名聲流澤が地球と共に終る、卽ち地球の有る限りは傳はるといふこと、〔豈非道之符而聖人所謂吉祥善事與〕符は驗なり、證なり、道之符とは道德の效驗なり、史記には道の下に德の字あり、祥は福なり、

澤曰、若秦之商君、楚之吳起、越之大夫種、其卒亦可願與、應侯知蔡澤之欲困已以說、復曰、何爲不可、夫公孫鞅事孝公、極身毋二、盡公不還私、信賞罰以致治、竭智能示情素、蒙怨咎欺舊交、虜魏公子卬、卒爲秦禽將破

純粹全美なり、其の恩澤千載の後世にまで流れ及び、天下の有らん限り、皆其の業を稱贊して絕ゆることなし、是れ豈に道德の效驗にして、古聖人の所謂るめでたき吉祥善事では御坐らぬかと、應侯曰く、如何にも左樣なりと、

【解義】〔蔡澤見逐於趙〕蔡澤は燕人、蔡は姓、澤は名、史記に傳あり、〔遇奪釜鬲於涂〕釜、音「フ」、鬲、音「レキ」皆炊事の道具なり、足なきを釜と云ひ、足あるを鼎といふ、而して其の空虛なるを鬲といふ、涂は音途、義同じ、或は途に作る、「みち」と訓ず、史記列傳には塗に作れり、〔聞應侯任鄭安平至應侯內慙〕任は保任なり、己れ引受人と爲りて他人を推薦するを保任と謂ふ、史記の范雎傳に、秦之法、任レ人而所レ任不レ善者、各以二其罪一罪レ之、於レ是應侯罪當レ收二三族一とあり、鄭安平は魏人、范雎が魏齊の難に罹りし時、之を救ひ出せし人、范雎の秦に相たるに及びて鄭安平を保任し、王齕と共に趙を伐つの兵に將たらしむ、魏の公子無忌、趙を救ひ、秦の師を邯鄲に破るや、王齕は圍みを解きて走り、鄭安平は二萬人を將ゐて趙に降る、王稽の事は上に出づ、二人共に范雎が保任する所、而して皆重罪に罹るを以て、范雎內心甚だ慚づる所あるなり、〔使人宣言以感怒應侯〕宣は宣明なり、應侯を感動憤激せしむる樣に宣言せしなり、〔駿雄弘辨之士〕駿、音「シユン」、俊に同じ、駿雄は猶俊傑といふがごとし、弘は大なり、辨は辯に通ず、弘辯は猶雄辯といふがごとし、〔入則揖應侯〕揖は兩手を拱くこと、對等の人に行ふ禮なり、是れ應侯を憤激せしめんとの策なり、〔應侯固不快及見之又倨〕固は「もとより」と訓ず、前の宣言を聞きて、心に不快の念を抱き居るをいふ、倨音は「キヨ」、傲なり、「おごる」と訓ず、即ち應侯は秦國の宰相、威權竝びなき人にて、蔡澤は貧困の浪人なり、普通なれば、低頭平身して最敬禮を爲すべきに、今同等の禮を爲す故、倨傲不遜といふなり、〔應侯因讓之曰〕讓、音「ジヤウ」、責なり、言辭を以て人を詰責することなり、〔蔡澤曰吁君何見之晚也〕吁、音「ウ」、歎聲なり、「あゝ」と訓ず、晚は後なり、「おそし」と訓ず、君の事理を見る、何ぞ後れたるやとの意なり、〔夫四時之序成功者去〕四時は春夏秋冬なり、序は次なり、功は績なり、春は物を發生し、夏は物を長育し、秋は物を成熟し、冬は物を閉藏す、其の時時に

さば、秦王は忽ち之に感服して、必ず彼れを用ひて秦の宰相と爲し、貴君の相位を召し上げらるゝに相違なし、實に油斷のならぬ男なりと、應侯は此の言を聞きて、果して心安からず思ひ、兎に角蔡澤なるものは如何の人物か、之を見てやらんと、早速人に命じて蔡澤を呼び迎へて之に面會せり、蔡澤乃ち召しに應じて應侯の家に至り、應侯の前に出でたれども、只兩手を拱いて一揖したるのみにて丁寧に敬禮を爲さず、應侯に對して簡單に對等の禮を爲しゝのみ、應侯は前の宣言を聞きて、固より既に心に不快を抱き居りし上に、愈、其の本人に面會して見れば、又甚だ傲慢なりければ、因りて蔡澤を責讓して申すに、足下は先日宣言して、我等に代り秦國の宰相たらんと申せりとのことなるが、それは信實なりや、豈に眞に其の樣なることがありしか如何にと、蔡澤答へて申すに、然り、全く其の通りで御坐ると、應侯重ねて申すに、然らば如何なる理由を以て此の如きことを言はれしや、請ふ其の説を承はらんと、蔡澤申すに、吁君は物の道理を見ること、何ぞ晩きや、もつと道理の解りたる御方ならんと思ひしに、是れは又案外の御尋ねなり、君御覽なされよ、夫れ天地に春夏秋冬の四時あり、其の四時の順序は、春から夏へ、夏から秋へ、秋から冬へと云ふやうに、既に己れの仕事を爲し、功を成し遂げたる者は、さつさと去り行くなり、(人も亦然りとの意を含む)夫れ人と生るれば、其の手足は堅强にして、其の耳目聰明にして、耳さとく目さとく、其の心は聖智賢明に、體格精神共に健全なることは、豈に士人の皆願ふ所にあらざるかと、應侯曰く、如何にも左樣なり、蔡澤曰く、仁を身に體し、我が物と爲し、義を乘り行ひ、天下に仁義の道を行ひ、仁義の德を施し、天下の人皆其の德に歸服し、懷き樂み、其の人を敬愛して、以て我が君主と爲さんことを願ふ、斯樣なることは、豈に辨智の士の希望する所にあらざるやと、應侯曰く、如何にも左樣なり、蔡澤曰く、其の身富貴顯榮にして仁義の政を施し、天下萬物を成就し理治し、萬物をして各、其所を得しめ、壽命も長く、天より受けたる命數を十分に全うし終りて、早死夭傷せず、獨り其の在世に幸福を承くるのみならず、其の死後に至りても、天下皆其の德を慕ひ、其の統緒を繼承し、其の遺業を守り、之を無窮に傳へて、名實共に

其所生命壽長、終其年而不夭傷、天下繼其統、守其業、傳之無窮、名實純粹、澤流千世、稱之而毋絕、與天下終、豈非道之符、而聖人所謂吉祥善事與、應侯曰、然、

【大意】　蔡澤趙を逐はれて困窮する折柄、會々秦の應侯范雎が、鄭安平、王稽等の事を以て秦王に疎まるるを聞き、其の地位を奪ひて秦に相たらんと欲し、先づ策を設けて、范雎をして己れを引見せしめ、范雎に說くに相位を去らざれば災害必ず其の身に及ぶを以てす、范雎大に其の說に服し、遂に之を秦王に薦む、秦王之と語りて亦大に悅び、拜して客卿となし、范雎の相を辭するに及び、卒に蔡澤をして代りて相たらしむ、蔡澤は機を見るに敏なれば、長く相位にあるの不利を知り、僅かに數月にして相を辭す、秦王愈々之を優遇し、悠雍以て年を終り身を全うする事を敍す、

盧大經曰く、范雎蔡澤皆辨士、然雎傾危、澤明坦、雎幽險詭祕、危人骨肉、至是小人意態、澤方入關、便宣言欲代雎、至其所以告雎者、皆消息虛實之正理、雎必俟澤反覆以禍福曉之、乃肯退、澤爲秦相數月、卽告老爲客卿、以終、進退雍容、過雎遠甚、雖然後之君子、固權客寵、如狡兔之專窟、如猩猩之嗜酒、老死而不知止、受禍而不知覺者、是又在范雎下矣と、

【通釋】　燕人蔡澤、趙に逐はれ、流浪して韓魏に入り、途中に於て炊事用の釜鬲を人に奪はれ、甚だしく困難せり、其の時に當りて、會々秦の將鄭安平は趙に降り、王稽は私かに諸侯に內通せるの故を以て、皆重き罪に處せられ、宰相の應侯范雎に於て、秦王に保證して任用せし廉を以て、深く自ら心に慙ぢて居るといふことを聞き、蔡澤は之を利用して己れの立身を圖らんと欲し、乃ち西の方秦國に入り、其の君昭王に謁見せんと欲し、先づ一策を設け、人をして應侯を感激憤怒せしむべき宣言をなさしめて曰ふに、此度來りし燕客の蔡澤といふ男は、駿雄弘辨、實に天下有數の秀才なり、彼れにして若し一度秦王に御目通り致

漢書の注に張晏曰く、秦以爲、人臣上書當昧犯死罪、而漢遂從之と、「所以擧破天下之從」韓非子に擧の字なし、正解は下文の「一擧而天下之從不破」の句に据り此處に一の字を脱せりと爲せり、今之を用ふ、〔親齊燕〕鮑注に二國去秦遠、未可加兵、故親之以寛兵力、其後秦滅諸國、二國獨後亡、以此故也と云へり、〔以主爲謀不忠者〕主は首なり、乃ち君の爲に謀計をなすに不忠實なる者の魁首として、十分の刑戮を加へられたしと、大いに自ら責任を覺悟して云へる辭なり、

○蔡澤見逐於趙而入韓魏、遇奪釜鬲於涂、聞應侯任鄭安平王稽、皆負重罪、應侯內慙、乃西入秦、將見昭王、使人宣言以感怒應侯曰、燕客蔡澤、天下駿雄弘辯之士也、彼一見秦王、秦王必相之而奪君位、應侯聞之、使人召蔡澤、蔡澤入則揖應侯、應侯固不快、及見之又倨、應侯因讓之曰、子嘗宣言代我相秦、豈有此乎、對曰、然、應侯曰、請聞其說、蔡澤曰、吁君何見之晚乎、夫四時之序、成功者去、夫人生手足堅强、耳目聰明聖智、豈非士之所願與、應侯曰、然、蔡澤曰、質仁秉義、行道施德於天下、天下懷樂敬愛、願以爲君王、豈不辨智之期與、應侯曰、然、蔡澤復曰、富貴顯榮、成理萬物、萬物各得

をして智伯との約束に背かしめ、裏切をなさしむるなり、兩國は韓魏なり、

今秦地絕長續短、方數千里、名師數百萬、秦國號令賞罰、地形利害、天下莫如也、以此與天下、天下可兼而有也、臣昧死、望見大王、言所以擧破天下之從、擧趙亡韓、臣荊魏、親齊燕、以成霸王之名、朝四鄰諸侯之道、大王試聽其說、一擧而天下之從不破、趙不擧、韓不亡、荊魏不臣、齊燕不親、霸王之名不成、四鄰諸侯不朝、大王斬臣以徇於國、以主爲謀不忠者、

【通釋】 今秦國の地、長きを絕ち短きを續ぎて四角にするときは、數千里四方の大國なり、勇武の名譽ある士卒數百萬、其の上秦國の號令賞罰の明、地形の有利なる、天下之に及ぶものなし、此の優勢を以て天下と爭へば、天下は皆秦の手に兼ね有つことを得べし、臣敢て萬死を冒し、遙かに大王を望見し、謹んで一擧して天下の合從を破り、趙を擧げ、韓を亡ぼし、楚魏を臣とし、齊燕に親しみ、以て霸王の名を成し、四隣の諸侯を朝せしむるの道を言上す、大王試みに臣の說を御採用ありて、若し一擧して天下の合從破れず、趙擧らず、韓亡びず、楚魏臣たらず、齊燕親まず、霸王の名成らず、四鄰の諸侯朝せず、臣の申上ぐる所にして誤りあらば、大王、臣を斬罪に處し、以て國中に徇へ、大王の爲に謀りて不忠なるものと爲して、天下に示されんことを乞ふ、

【解義】 〔今秦云云可兼而有也〕前段に言ひたることを、更に此に承けて照應を爲し、以て秦の實力天下に霸たるの疑ひを容れざるを明かにす、〔臣昧死〕昧、音「マイ」、冒なり、昧死は死罪を冒犯して敢言する意なり、蔡邕獨斷に曰く、漢承秦法、羣臣上書皆言昧死、

最後の覺悟を極め、卜筮にて決定せんと思ひ、龜を置き策を數へ、兆を占ひ、以て何れの國にか降參なすべきかと判斷し、乃ち張孟談をして萬事よき樣に取計らはしむ、是に於て張孟談は潛かに城を出で、韓魏の二國に說き、智伯との約束にそむかしめ、韓魏兩國の人數を我が身方に得て、兩國の衆を以て智伯の國を攻め、遂に智伯を擒にし、以て襄主の功を成せり、

【解義】〔戰戰慄慄日愼一日〕是れ古語なり、戰戰慄慄はおぢおそるゝなり、日愼一日は、日日其の日を過ちなき樣に注意して愼むなり、戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰なども同じことにて、愼みの深きことなり、〔左飮於淇谷〕飮は「みづかふ」と訓ず、馬に水を飮ませることなり、淇谷は淇水の出づる所、河内にあり、〔洹水〕洹は音完、地名考に據るに、今彰德府林縣の西、林慮山より出づ、〔淇水竭而洹水不流〕竭は「つくる」と訓ず、多くの馬に飮ひたれば、兩水共に水が竭きて流れずと、馬の多數なる形容なり、〔以與周武構難〕周武は周の武王なり、〔將素甲三千領〕素甲は、素は白なり、裝飾なき甲なり、〔禽其身〕禽は擒に同じ、〔天下莫不傷〕傷は「いたむ」と訓ず、かなしみ、いたむなり、殷の滅亡を悲傷するをいふ、〔智伯帥三國之衆〕三國は晉韓魏なり、〔攻趙襄主於晉陽〕襄主は襄子のことなり、禮、大夫稱主、襄子は晉の大夫たれば、故に襄主といふ、晉陽は趙氏の邑なり、〔決水灌之〕決は堤防を切開すること、灌は「そゝぐ」と訓ず、水攻めにすることなり、〔城且拔〕且は將なり、「まさに」と訓ず、〔錯龜數策〕鮑註に、錯措同、置也とあり、韓非子に鑽に作る、鑽は龜の甲に小穴を穿つこと、龜卜の法、龜甲に小穴を穿ち、之を火に灼き、其のヒヾの入りたる形によりて判斷す、之を卜法といふ、策は蓍なり、故に數といふ、數はかぞふるにて、蓍を數へて卦を立て、吉凶を判斷す、是れ筮法なり、〔占兆以視利害〕兆は「うらかた」と訓ず、龜甲のワレメをいふ、兆によりて判斷するなり、視利害は吉凶を見るなり、〔何國可降〕晉陽を圍める三家の中に就いて、何れの國に降りて可なるかと思へるなり、趙策に襄子謂張孟談曰、糧食匱、財力盡、士大夫病、吾不能守矣、欲以城下何如と、〔而使張孟談〕張は姓、孟談は名、趙襄子の臣なり、〔潛行而出〕出は城を出づるなり、〔反智伯之約得兩國之衆〕反は「そむく」と訓ず、韓魏

なるをいふ、

且臣聞レ之、戰戰慄慄、日愼二一日一、苟愼二其道一、天下可レ有也、何以知二其然一也、昔者紂爲二天子一、帥二天下一、將二百萬一、左飮二於淇谷一、右飮二於洹水一、淇水竭而洹水不レ流、以與二周武一爲レ難、武王將二素甲三千領一、戰一日、破二紂之國一、禽二其身一、據二其地一、而有二其民一、天下莫レ不レ傷、智伯帥二三國之衆一、以攻二趙襄主於晉陽一、決レ水灌レ之、三年、城且レ拔矣、襄主錯レ龜數レ策、占レ兆以視二利害一、何國可レ降、而使二張孟談一、於レ是潛行而出、反二智伯之約一、得二兩國之衆一、以攻二智伯之國一、禽二其身一、以成二襄主之功一、

【通釋】且つ臣之を承はるに、古語に戰戰慄慄、日一日を愼むと申すことと之れあり、苟くも其の道を愼み德を行はゞ、天下は我が有となるべし、何を以て其然るを知るとなれば、昔者殷の紂王、天子と爲り、天下を帥ゐ、百萬に將とし、左は淇谷に於て馬に飮ひ、右は洹水に於て馬に飮ひしが、軍馬の多き爲に、水を飮み盡し、淇水は竭きて洹水は流れずなりぬ、此の如き大衆を率ゐて、周の武王と難を構へ、對戰したり、武王は僅かに粗末な甲を著けたる三千の少兵を將ゐて之と戰ひ、唯一日にして紂の國を破り、其の身を擒にし、其の地に據り、而して其の民を有ち、遂に紂に代りて天下に王たり、天下皆殷の滅亡を傷み悲まざるなし、智伯は晉韓魏の三國の人數を帥ゐて、以て趙襄主を晉陽に攻め、水を決して之に灌ぎ、水攻めにすると三年、晉陽の城將に拔けんとす、因りて襄主は、

義に太行山坂道盤紆如羊腸、南屬懷州、北屬澤州と、〔不用一領甲〕領は「えり」なり、衣服を數ふるに領といふ、一領甲は猶一兵と云が如し、〔東陽河外〕東陽は地名、清河に屬す、河外は清河の外を謂ふ、吳師道曰く、秦說趙云、東有清河、張儀說趙告齊、使與師度清河軍、邯鄲之東卽此河也と、〔不戰而已反爲齊〕東陽、河外は本趙が齊より奪へる土地なるを、今趙弱し、齊復之を取る、故に反爲齊と云ふ、〔中呼沱以北〕韓非子に中の下に山の字あり、中山は地の名、既に見ゆ、呼沱は水の名、正義に曰く、呼沱出代州繁峙縣、東南流逕五臺山北、又東南流過定州入海と、錢坫曰く、河北水、惟虖池、決溢無常、漸趨而南、無復舊迹、水經又逸其文、燕南趙北、故道莫可考矣、〔壞韓蠹魏〕壞は破なり、蠹、音「ト」、說文に木中蟲也とあり、木の心を食ふ蟲なり、故に高註に蠹害也とあり、〔決白馬之口〕白馬は津名、東郡にあり、〔大王拱手以須天下編隨而伏〕拱手は兩手をこまぬきて威儀を繕ひ、何事も爲さゞることなり、須は待なり、「まつ」と訓ず、編、宋本に徧に作る、韓子亦同じ、吳師道曰く、以繩次物曰編と、編隨とは、それにつれて、相ひ續きて屈伏するといふことなり、〔霸王之業地尊不可得〕韓非子に霸の上に棄の字あり、尊を曾に作る、今按ずるに、地の字、疑ふらくは也の字の訛、曾は嘗なり、「かつて」と訓ず、〔取欺於亡國〕亡國は趙を指す、〔量秦之謀臣〕量は「はかる」と訓ず、謀臣の器量の拙劣なることを量り知るなり、〔棄甲兵怒〕兵怒、韓非子に負弩に作る、蓋し音の誤なり、〔戰慄而却〕慄、音「リツ」、「おそる」と訓ず、戰慄は「をのゝき、おそるゝ」なり、却は「しりぞく」と訓ず、〔并於李下〕李下は邑の名、并は屛と同じ、孫子に曰く、并敵一向と、以て證とすべし、秦策に曰く、五國代秦、義渠之君大敗秦人於李帛之下と、李帛之下を李下と曰ふは、猶芒卯を華陽の下に破たるを破芒卯於華下と曰ふが如し、是れ太田方韓非翼毳の說、地名考は、李下は卽ち李陵にて、今の懷慶府溫縣にありと爲す、〔又并軍而致與戰非能厚勝之也〕致は韓子に至に作る、厚は高註に厚大なりとあり、〔臣以天下之從豈其難矣〕以は「おもへらく」と訓ず、從は合縱なり、豈其難は、難からざるをいふなり、難の下に哉の字を加へて看るべし、〔天下比志甚固〕固は鞏固なり、天下諸侯同心協力の心鞏固

り、而るに謀臣之を爲さず、軍を引きて退き、趙氏と和睦を爲したり、大王の叡明と秦兵の强勇とを以てするときは霸者となり王者となるべき業なるに、而かも曾て之を得べからずして、乃ち亡國趙の如き者に欺かるゝは、是れ全く謀臣の拙なるによる、且つ夫れ趙は當に亡ぶべくして亡びず、秦は當に霸たるべくして霸とならず、之に由りて天下の者、固より秦の謀臣の價値を量り知る、是れ一なり、乃ち復再び士卒の有りだけを悉して以て邯鄲を攻むれども、之を拔くこと能はず、甲を棄て弩を負ひ、戰慄して退却す、之に由りて天下の者、固より秦の力量を量り知る、是れ二なり、軍乃ち引きて李下に集合し、大王又全軍を幷せて與に戰ひたれども、能く十分に之に勝つとならず、又交、互に兵を罷めて退却す、之に由りて天下、固より秦の力量を量る、是れ三なり、之を內にしては天下の諸侯皆吾が謀臣の無能を量り知り、之を外にしては吾が兵力を極め盡す、是れに由りて之を觀れば、臣思へらく、天下の諸侯合從して秦に反抗するとは、豈に其れ難からんや、實に易きなり、惟ふに秦國は、之を內にしては、甲兵は壞頓し、士民は困病（コンペイ）し、蓄積は盡き、田疇は荒れ、囷（キン）倉は空虛となり、之を外にしては、天下の諸侯志を同じくし合從すること甚だ鞏固となれば、願はくは大王の御心を止められて、之を深慮あらんことを、

【解義】〔雜民之所居也其民輕而難用也〕雜民とは土著の人のみならず、四方よりの集り者の雜居せる處といふこと、輕は重厚の反對、輕薄なり、四方の集り者故、輕薄にして國家の用を爲さずとなり、〔地形不便〕趙の地理、用兵に不便なるを言ふ、高註、鮑註、並に險隘なき故に不便といふとあり、吳師道曰く、非無險隘、上曰中央之國、此云不便、是以大勢言之とあり、〔上非能盡其民力〕韓非子に上を下に作るは非なり、又非の字を不に作る「能盡其民力」の能字深く味ふべし、乃ち巧みに民力を利用して十分の效果を奏せしむること、〔不憂民氓〕氓、音「バウ」、民は土著の民、氓は流亡の民、〔完河間〕完、韓非子に筦に作る、領有すると、河間は地の名、應劭曰く、在兩河之間と、正義に曰く、河間瀛州縣と、地名考には、今爲直隸河間府と、〔攻修武踰羊腸〕修武は地の名、今の河南懷慶府修武縣、羊腸は太行山の阪の名、正

棄甲兵怒、戰慄而却、天下固量秦力二矣、軍乃引退、幷於李下、大王又幷軍而致與戰、非能厚勝之也、又交罷却、天下固量秦力三矣、內者量吾謀臣、外者極吾兵力、由是觀之、臣以天下之從、豈其難矣、內者吾甲兵頓、士民病、蓄積索、田疇荒、囷倉虛、外者天下比志甚固、願大王有以慮之也、

【通釋】趙氏は天下の中央に位する國なり、四方雜民の混居する所なり、故に其の民輕薄にして用ひ難し、其上、上の號令治まらず、賞罰信ならず、地形守るに便ならず、上たる者が能く自國の民力を其の量一杯に働かし得る伎倆あるにあらず、されば彼の趙は固より亡國の形を爲せり、而して其の上に其の人民を憂へ恤まず、其の士民を悉して長平の下に軍し、以て韓の上黨の地を爭ふ、大王は詐計を以て之を破り、武安を拔きたり、是の時に當り、趙氏の國は上下相親まず、貴賤相信ぜず、此の如く君臣和せざれば、とても邯鄲の都を守ること難し、我れ若し邯鄲を拔き、河間を管領し、軍を引きあげ、更に西の方修武を攻め、羊腸を踰え、代及び上黨を降さば、代の三十六縣、上黨の十七縣は、一領の甲をも用ひず、一人をも苦しめずして、皆秦の所有となるべし、此の如く代、上黨戰はずして已に秦の有とならば、東陽河外の地も、戰はずして已に反りて齊の有となり、中呼沱以北も、戰はずして已に燕の有とならん、然れば則ち是れ趙國は擧るなり、趙擧れば、則ち韓必ず亡びん、韓亡ぶれば、楚魏二國は獨立する能はず、楚魏獨立する能はざれば、是れ則ち一擧にして韓を壞り、魏を蠹食し、楚を挾み、以て東の方齊燕を弱め、白馬の河口を決して、以て魏國を水攻めにすれば、一擧にして三晉亡び、合從は敗れ、大王は只手を拱きて以て待たるれば、天下は續續編隨して大王に降伏し、霸王の名成るべきな

賞罰不信、地形不便、上非能盡其民力、彼固亡國之形也、而不憂民氓、悉其士民、軍於長平之下、以爭韓之上黨、大王以詐破之、拔武安、當是時、趙氏上下不相親也、貴賤不相信也、然則是邯鄲不守、拔邯鄲、完河間、引軍而去、西攻修武、踰羊腸、降代上黨、代三十六縣、上黨十七縣、不用一領甲、不苦一民、皆秦之有也、代上黨、不戰而已爲秦矣、東陽河外、不戰而已反爲齊矣、中呼沱以北、不戰而已爲燕矣、然

則是趙擧、趙擧、則韓必亡、韓亡、則荊魏不能獨立、荊魏不能獨立、則是一擧而壞韓蠹魏挾荊、以東弱齊燕、決白馬之口、以流魏氏、一擧而三晉亡、從者敗、大王拱手以須、天下編隨而伏、霸王之名可成也、而謀臣不爲、引軍而退、與趙氏爲和、以大王之明、秦兵之强、霸王之業、地尊不可得、乃取欺於亡國、是謀臣之拙也、且夫趙當亡不亡、秦當霸不霸、天下固量秦之謀臣一矣、乃復悉卒以攻邯鄲、不能拔也、

庭」と、索隱に云く、具區、洮、滆、青草、洞庭と、又一説に太湖、射陽、青草、丹陽、宮亭、宮亭卽彭蠡と、「荊王亡奔走東伏於陳」荊は楚の別名、此は楚の頃襄王なり、伏は竄伏なり、かくるゝこと、是の事は前に出づ、一本に亡の下に奔の字なし、陳は卽ち春秋時代の陳國、今の河南府陳州府治、「隨荊以兵」隨は勝に乘じて、其の儘付け入ること、「其民足貪也」貪はむさぼり取りて我が物にすること、「東以强齊燕中陵三晉」强の字、韓非子に弱に作る、下文にも「弱齊燕」の語あれば、弱字に從ふべし、「よわむる」と訓ず、陵は凌に通ず、「しのぐ」と訓ず、威壓の意なり、「謀臣不爲」謀臣とは、參謀畫策の臣なり、「立社主置宗廟令」韓非子に社主の間に稷の字あり、禮記の郊特牲に將下以爲二社稷主一爲中先祖後上とあるが如く、社稷の祭祀を主る者を謂ふ、又社主は社に祀る木主にて、論語に夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗の類、乃ち社に祀る神を謂ふなりと、宗廟令は陵園を掌る官吏、漢に太廟令、祠祀令あり、宋に郊社令を置くが如し、令の字、下句に屬して讀むは誤れり、「天下有比志而軍華下」有は又に通ず、「また」と訓ず、韓非子は又に作る、比志は同志の義にて、志をひとしくするをいふ、阿比、黨比の比とは別なり、華下は華陽の下なり、史記に秦昭王三十四年、白起擊魏華陽軍、芒卯走、得三晉將、斬首十五萬と、「以詐破之」詐、韓非子に詔に作り、又計の訛ならんとの說あり、今本文の儘に解すれば、詐は欺なり、計を設けて敵を破ることなり、計の字是に近し、「至梁都」魏の都大梁をいふ、「數句」十日を旬といふ、數旬は數十日なり、「用一國之兵而欲成兩國之功」一國は秦一國なり、兩國は秦魏兩國をいふ、高註に穰侯相秦、欲與秦而安魏、故曰欲成兩國之功也と、從ふべし、鮑註に秦及穰侯所封也、如取剛壽以廣陶之類とあるは、恐らく非なり、「是故兵終身暴露於外、士民潞病於內」暴は曝と通ず、音「バク」、暴露を宋刻高本は暴靈に作る、韓非子は暴露に作る、鮑本國策亦露に作る、丕烈云く、此當各依本書、策文下句言潞病、潞露同字、此句不得更言暴露、靈者零之假借、暴謂日、靈謂雨也と、

趙氏中央之國也、雜民之所居也、其民輕而難用也、號令不治、

は楚人と戰ひ、大に楚を破り、其の都郢を襲ひ、洞庭五都江南を取り、楚王は國を棄てゝ逃亡し、東の方陳に至りて竄伏せり、是の時に當り、其のまゝ兵を以て楚に入れば、則ち楚國は擧げて取るべきなり、楚を擧ぐれば則ち其の民を取りて我が物となし、其の地を利して我が有となすべく、東は以て齊燕二國を弱め、中は以て三晉を凌ぐべし、然れば則ち是の一擧にして霸王の名を成すべく、四隣の諸侯をして我に朝せしむべきなり、而るに王の謀臣は之を爲さず、是の好機會を逸して空しく軍を引きて退き、楚人と和睦し、楚人をして亡國を收め、散亂したる人民を聚合し、社稷の主を立て、宗廟の令を置き、天下を帥ゐて、西面以て秦國と難を構へしむ、此れ固より已に霸王たるの道なき事の一なり、天下諸侯又志を合せて、華山の下に軍して秦を圖る、大王は詐計を以て之を破り、兵進みて魏の梁都に至り、梁を圍むこと數旬なれば、梁は拔くべし、梁を拔けば則ち魏の全國は擧ぐべし、魏を擧ぐれば則ち楚趙の意志は斷絕す、楚趙の意志斷絕すれば趙は危く、趙危ければ楚は孤立となる、而して東は以て齊燕を弱め、中は三晉を凌ぐべし、然れば則ち是の一擧にして霸王の名を成し、四隣の諸侯を朝せしむべきなり、而るに謀臣は是の好機を逸して之を爲さず、空しく軍を引きて退き、魏氏と和睦し、魏氏をして再び其の國を收め、散亂したる人民を聚め、社稷の主を立て、宗廟の令を置かしめて、再び國を立つるに至らしむ、此れ固より已に霸王の道なき事の二なり、前年穰侯の秦に相として秦を治むるや、一秦國の兵を用ひて、秦魏兩國の功を成さんと欲したる故に、戰鬪は常に止まず、兵士は終身國外に曝露し、士民は國內に罷病し、霸王の名成らず、此れ固より已に霸王の道なき三なり、

【解義】〔削株掘根無與禍鄰禍乃不存〕禍ひを木に喩へていふなり、株は音「シユ」木の幹なり、削は音「サク」、「けづる」と訓ず、根は木の根、掘は音「クツ」、「ほる」と訓ず、鄰は近づくの義なり、禍ひと知らば根こそぎ之を取り除きて、禍ひを近づけぬ樣にすべし、との意なり、〔襲郢〕郢は音「エイ」、楚の都なり、地理志に南郡江陵縣故楚郢都と、〔取洞庭五都江南〕洞庭は湖の名、岳州巴陵縣西南一里にあり、五都は一に五湖に作る、揚州記に五湖一名湖亭、一名雲澤、一名洞

亡奔、走東伏於陳、當是之時、隨荊以兵、則荊可擧、擧荊則其民足貪也、地足利也、東以强齊燕、中陵三晉、然則是一擧而霸王之名可成也、四鄰諸侯可朝也、而謀臣不爲、引軍而退、與荊人和、令荊人收亡國、聚散民、立社主、置宗廟令、帥天下西面、以與秦爲難、此固已無霸王之道一矣、天下有比志而軍華下、大王以詐破之、兵至梁郭、圍梁數旬、則梁可拔、拔梁則魏可擧、擧魏、則荊趙之志絕、荊趙之志絕、則

趙危、趙危而荊孤、東以强齊燕、中陵三晉、然則是一擧而霸王之名可成也、四鄰諸侯可朝也、而謀臣不爲、引軍而退、與魏氏和、令魏氏收亡國、聚散民、立社主、置宗廟、此固已無霸王之道二矣、前者穰侯之治秦也、用一國之兵、而欲以成兩國之功、是故兵終身暴露於外、士民潞病於內、霸王之名不成、此固已無霸王之道三矣、

【通釋】 且つ臣之を承はるに、株を削り根を掘り、禍と鄰することなかれ、さすれば禍といふものは存在せずと申すことなり、（禍根を絕つをいふ）嘗て秦人

り、以て天下に詔令し、濟河兩水は以て限界となして國を守るに足り、長城鉅防は以て塞となして敵を禦ぐに足る、威勢竝びなく、守備も十分なるに、五戰して勝ちたる齊國が、只一戰の敗によりて國力全く衰へたり、此れに由りて之を觀れば、戰爭といふものは、實に一國の存亡の關係する所なれば、事を擧ぐるに先ちて十分の御考慮あらんことを請ふ、

【解義】〔斷長續短方數千里〕長き處を斷ち切り、短き處に續ぎ足して其の土地を眞四角にして見ると、〔名師數百萬〕名師は、名將の率ゐる師旅はそれ〴〵に名號あり、故に名師と云ふ、乃ち後世宋の岳飛が將たる軍を岳家軍と云ふが如きの類なり、〔地形利害〕害は利の字に添へて言ふ迄にて、是處は利が主なり、危急存亡之秋なりとの存の字と同例なり、〔以此與天下〕與は猶敵の如し、抗敵すること、〔是知秦戰未嘗不勝云云此甚大功也〕韓非子は、知字を故に作り、甚字を其に作る、〔甲兵頓〕頓は壞なり、左傳の甲兵不頓の註に頓壞也、正義に謂挫傷折壞とあり、〔蓄積索〕積、音「シ」、索、音「サク」、盡なり、「つくる」と訓ず、〔田疇荒〕疇は音「チウ」、穀田を田と云ひ、麻田を疇と云ふ、又疇は畔なり、「あぜ」と訓ず、〔此無異故〕故は事なり、異故は猶他事といふが如し、〔淸濟濁河〕濟は水の名、水經注に、濟水自滎澤東流至乘氏縣西分爲二、南爲菏水、北爲濟瀆、又東北流至琅槐縣故城北、會河水入海と、王應麟曰く、濟水通得淸水之名、以水道淸深也、孟康曰く、齊西有平原河水、東北過高唐鬲津號黃河、故曰濁河と、〔長城鉅防〕長城は長き城なり、鮑注に濟北有長城、東至海と、水經注に、朱虛縣泰山上有長城、西接岱、東連琅邪巨海、千有餘里、蓋田氏之所造と、鉅は大なり、防は堤防なり、鮑注に濟北盧有防門、卽鉅防と、程恩澤曰く、案左傳塹防門而守之、廣里と、杜預曰く、平陰城南有防、防有門、於門外作塹、橫行廣一里と、竹書紀年に梁惠成王二十年、齊築防、以爲長城と、此れに據れば長城は卽ち鉅防なり、

且臣聞之曰、削株掘根、無與禍鄰、禍乃不存、秦與荊人戰、大破荊、襲郢、取洞庭五都江南、荊王

戰未嘗不勝、攻未嘗不取、所當未嘗不破也、開地數千里、此甚大功也、然而甲兵頓、士民病、蓄積索、田疇荒、囷倉虛、四鄰諸侯不服、霸王之名不成、此無異故、謀臣皆不盡其忠也、臣敢言往昔、昔者齊南破荊、東破宋、西服秦、北破燕、中使韓魏之君、地廣而兵強、戰勝攻取、詔令天下、清濟濁河、足以爲限、長城鉅防、足以爲塞、齊五戰之國也、一戰不勝而無齊、故由此觀之、夫戰者萬乘之存亡也、

【通釋】　今秦國の地形は、其の長き處を斷ち切り、其の短き處を續ぎ足して、眞四角となせば、數千里四方の大國となり、其の名の響き渡れる師數百萬あり、其の上に秦の號令賞罰の明、地形の有利なる、天下之に及ぶものなし、此の優勢を以て天下と爭へば、天下を兼幷所有すること甚だ易し、是の故に秦は戰へば未だ嘗て勝たざることなく、攻むれば未だ嘗て取らざることなく、當り向ふ所未だ嘗て破らずんばあらざるなり、故に土地を開き廣むること實に數千里、此れ甚だ大なる功績なり、是の勢ひを以てすれば、疾くに天下を一統して霸業を成すべき筈なるに、然り而して甲冑兵器は弊壞し、士民は困病し、蓄積は盡き、田疇は荒れ、囷倉は空虛となり、四隣の諸侯は服せず、霸王の名成らざるは、此れ他の子細にあらず、王の謀臣が皆其の忠を盡さゞるの故なり、臣今敢て過去往昔の事實を擧げて、一一其の證據を申上げん、然し戰爭は國の大事なれば、輕率には兵を動かし難し、昔者齊國は、南の方楚を破り、東の方宋を破り、西の方秦を屈服し、北の方燕を破り、中央は韓魏の君を使役し、土地は廣く、兵力は強く、戰へば勝ち、攻むれば取

亮なり、上の「弗知而言」ものを指す、「裁其罪」裁は裁制裁斷なり、罪の有無を判斷することなり、「臣聞天下陰燕陽魏」鮑注に、陰は北、陽は南とあり、天下は趙を指して云ふ、趙を本位として云へば燕は北にあり、魏は南にあり、「連荆固齊」荆は楚の別名、一說に秦の莊襄王の諱は楚なるを以て、避けて荆といふと云へり、固は固く結ぶなり、「收餘韓」鮑注に、韓時弱、多喪地、今存者其餘也とあり、卽ち殘餘の韓といふことなり、「將西南以與秦爲難」西南、韓非子に、西面に作る、本書恐らくは訛なり、「世有三亡而天下得之」三亡とは、三つの亡ぶべき道なり、卽ち下の「以亂攻治者亡」云云の三つを指す、天下得之とは、天下の諸侯は三亡の道を踏み居るといふこと、「其此之謂乎」此の一句、衍文、「府庫不盈囷倉空虛」貨財武具等を藏する處を府庫といひ、穀粟を藏する處を囷倉といふ、鮑注に府文書藏、庫兵車藏とあり、又高注に圓曰囷、方曰倉とあり、囷、音「キン」、「張軍數千百萬」張軍は軍勢を張るなり、「斧質在後」質は鑕と同じ、斧質、前に出づ、「而皆去走不能死罪也至其百姓不能死也」韓非子に依れば、而却走不能死也、非其士民不能死也、上不能故也に作る、從ふべし、「出其父母懷衽之中」懷はふところなり、衽、音「ジン」衣の衿なり、其の上に於の字を加へて看るべし、「頓足徒裼」頓足は足を踊らして勇み立つこと、徒は徒手にて、空手のこと、裼は音「セキ」、袒裼にて、衣を脫ぎ肌を見はすこと、「蹈煨炭」煨、音「ワイ」、集韻に熱灰謂之煨とあり、炭は火なり、火の中をも厭はず進むとの形容なり、「斷死於前者比是也」斷は決斷なり、斷死は決死に同じ、前は未だ戰はざる前なり、比は「ならびに」と訓ず、並に皆の意なり、韓非子には皆に作る、「夫斷死與斷生也不同」人情として死を決するの難きをいふ、「是貴奮」奮は勇なり、「一可以合十」合は合戰なり、

今秦地形、斷長續短、方數千里、名師數百萬、秦之號令賞罰、地形利害、天下莫如也、以此與天下、天下不足兼而有也、是知秦

申せり、人の臣下たる者にして、知りて言はざるの不忠者は罪固より死に當れり、又言ひて悉さゞる者も亦同じく死に當れり、言の容易ならざる是の如し、然りと雖も、臣願はくは大王の爲に嘗て聞く所を悉く申し述べ、以て大王の取捨を仰がんとす、願はくは大王、臣の言の當非を察して、其の罪の有無を裁斷し給はんことを。臣承はるに、天下の諸侯、燕を陰にし、魏を陽にし、楚を連ね齊を固め、殘餘の韓を收合して合從を成し、以て將に西南に向ひ、秦と難を構へ敵對せんとすと、臣は内心竊かに其の愚なるを笑へり、世の中に三亡の道あり、而るに今天下の諸侯の所爲は、正に之に當れり、所謂る三亡の道とは、其れ此の謂ならんか、臣之を承はるに、曰く、亂を以て治を攻むるものは亡ぶ、邪を以て正を攻むる者は亡ぶ、逆を以て順を攻むる者は亡ぶと、(是れ三亡の道なり)今天下諸侯の府庫には物が盈たず、囷倉は空虚に、其の士民悉く調發して軍勢を張ること數千百萬、白刃を前に、斧質を後に置きて、苟くも命を用ひざる時は殺すぞと、強制的に敵に向はしむるも、而も皆逃れ走りて、敵に死する能はず、是れ其の百姓怯弱にして死する能はざるには非ず、賞すると言ひても信に賞を與へず、罰すると言ひても信に罰が行はれず、賞罰共に正しく行はれざる故に、民皆戰に死せざるなり、今秦は號令を出して賞罰を行ふに、功のある者も功のなき者も、相競ひて戰鬪に赴くなり、父母の懷衽中を出で、生れて以來未だ嘗て寇を見しことなきものも、いざ戰ひが始まりしと聞けば、踴り上りて足ぶみをなし、手ぶら袒ぎにて、白刃を犯し、熱灰炭火を踏み、死を決して進み、敢て一歩も退くもののなきは、秦民悉く皆然り、夫れ死を決すると、生を決するとは、固より同じからず、人誰れも生を欲して、死を忌まざるなし、而るに秦民の之を爲して死を顧みざるは、是れ他にあらず、奮勇を貴びて、之を奬勵するが故なり、是の如く秦人は勇武無雙なれば、秦人の一人は、他の十人を相手となして之に當らしむべく、十を以て百を合はすべく、百は以て千に合はすべく、千は以て萬に合はすべく、萬は以て天下中を相手にしても、之に勝つことを得べし、

【解義】〔張儀說秦王曰〕張儀は恐らく韓非の誤りなること、上に言ふが如し、〔言不審亦當死〕審は詳悉明

秦爲難、臣竊笑之、世有三亡、而天下得之、「其此之謂乎」、臣聞之曰、以亂攻治者亡、以邪攻正者亡、以逆攻順者亡、今天下之府庫不盈、囷倉空虛、悉其士民、張軍數千百萬、白刃在前、斧質在後、而皆去走、不能死、罪也、其上不能殺也、其百姓不能死也、言賞則不與、言罰則不行、賞罰不行、故民不死也、今秦出號令而行賞罰、有功無功相事也、出其父母懷衽之中、生未嘗見寇也、聞戰頓足徒裼、犯白刃、蹈煨炭、斷死於前者、比是也、夫斷死與斷生也不同、而民爲之者、是貴奮也、一可以合十、十可以合百、百可以合千、千可以合萬、萬可以勝天下矣、

【大意】 此の篇、韓非子の初見秦の文と同じきを以て、吳師道は冒頭の張儀を當に韓非に作るべしと爲す、今之に從ふ、此の文、主とする所は天下の大勢より六國合從の竟に成る可からざるを論じ、秦王に勸むるに天下を統一する事を以てし、統一の必ず成るべきを說く、一篇の主意は、「今秦地形斷長續短」云云より「此其大功也」に至るの一節に在り、故に末段重ねて之を言ひて相照應す、鴻勳曰、此書爲初見秦、其策全在破從一著、中間反覆歸咎謀臣不忠處、波瀾起伏、汪洋千頃、戰國之雄辯士と、

【通釋】 韓非初めて秦王に見え、說を進めて曰く、臣嘗て之を承はるに、知らずして而して妄りに言ふを不智と爲し、知りて而して言はざるを不忠と爲すと

字、下句に屬して解くべし、合從は一も成る可からずとなり、〔客有難者至此所臣之所患也〕「客」より巳下「所患也」に至る四十二字、正解に、以て他章の錯簡と爲せり、上下の文と相蒙らず、錯簡の說從ふべし、〔下兵攻懷〕下兵は上流より、下流に出兵することなり、懷は魏の地、地名考に曰く、今の河南懷慶府武陟縣の西南十一里に在りと、〔三國從之〕從は追なり、跡をつけて追擊すること、下の從も同じ、是處は三國將に之を追擊せんとすといふ意なり、三國は齊楚趙なり、〔趙奢鮑佞將〕趙奢は趙の將、鮑佞は齊の將、〔楚有四人起而從之〕四人は蓋し楚の將を指す、名は詳かならず、〔亡其憎懷而愛秦耶〕亡其は亡乃と同義にて、「むしろ」と訓ず、寧の字の義に近し、〔故裂地以敗於齊〕正解に曰く、不救不從者、以兵困將鶩、秦不可當也、非有愛憎也、故諸侯裂地賂秦、以敗齊と、此の說に依るときは、敗於齊は齊國を敗るなり、鈴木汪曰く、諸侯又與田單約從、故裂地以敗於齊、蓋諸侯已與秦構難、而齊負約不援、故諸侯敗也、裂地謂喪地於秦也、敗於齊者、齊負約、故敗也、故字下加諸侯二字看と、此の說に依れば、敗於齊は、諸侯は齊の爲に失敗を取りたる也、今後文の田單云云を以て觀れば、後說是なるが如し、〔以兵橫行於中〕中とは齊國の內をいふ、〔終身不敢設兵以攻秦折韓也〕是の終身も上の「終身不休」の終身に同じ、〔而馳於封內〕封內は亦齊國の內といふことにて、上の「橫行於中」と同じことを重ねて言ひたるなり、〔不識從之一成惡存也〕惡は烏に同じ、「いづくんぞ」と訓ず、知らず、合從の一も成るといふ事實は、何處に存在して居るかと、〔二十九年不相攻〕二十九年は種種の說あれども、辯士增飾誇張の辭にて、深く拘泥するに及ばず、

○張儀說秦王曰、臣聞之、弗知而言爲不智、知而不言爲不忠、爲人臣不忠、當死、言不審亦當死、雖然臣願悉言所聞、大王裁其罪、臣聞天下陰燕陽魏、連荊固齊、收餘韓成從、將西南以與

存するかを識らざるなりと、是に於て秦王遂に蘇子の言に從ひ、趙を攻むるの兵を解き罷めて、再び兵を境外に出さず、之に因りて天下の諸侯も休息が出來、天下安穩にして、二十九年まで相互に攻伐することもなかりき、

【解義】〔案兵息民〕案は撫なり、毛遂案ㇾ劍の案の如し、〔天下必爲從〕從は合從なり、〔將以逆秦〕逆は迎なり、迎へて相敵すること、〔以田單如耳爲大過〕田單は齊の相、如耳は趙の臣、既に前に見ゆ、大過は大なる過誤失策なり、〔夫慮收亡齊罷楚敝魏與不可知之趙〕慮の字、闗君長は誤衍となす、有りても差支はなし、鮑注には世主志慮欲ㇾ爾とありて、天下の人主が下文の如きことを慮りて考ふるといふことに解せり、今按ずるに、慮は大率と云ふが如し、漢書の賈誼傳に慮亡㆘不㆓帝制而天子自爲㆒者㆖とあるを、顏師古の注に慮大計也とあり、又荀子の議兵篇に慮率用㆓賞慶刑罰勢㆒詐とあり、是れ慮率は同義を重言したるなり、又無慮の語あり、其義亦同じ、ここにては、世主は大率下文の如き事を爲さんと欲すとの意なり、亡齊は齊は燕の爲に敗られ、殆ど滅亡せるを、田單出でゝ之を恢復す、故に一旦亡びたる齊といふ意にて、後文の破齊と互に言ひしまでなり、罷は疲なり、敝も亦罷也とありて、疲るゝ義なり、不ㇾ可ㇾ知之趙とは、其の國情測知す可からずとの意なり、後篇呂不韋の異人に說く言の中に、今子無ㇾ母ㇾ於ㇾ中、外託ㇾ於㆓不ㇾ可ㇾ知之國㆒とあるに同じ、闗君長、吳師道、皆存亡不ㇾ可ㇾ知と解するは非なり、〔欲以窮秦折韓〕窮は窮困、折は挫折なり、〔國富而民用〕用は有用なり、用ふべき人民といふことなり、〔西攻秦爲齊兵困於殽塞之上十年攘地〕秦の下に一の秦の字を添へて看るべし、殽塞は卽ち殽山、呂氏春秋に天下九塞、殽其一也とあり、既に前に見ゆ、攘は推なり、開拓の意、或は曰く、攘地の二字衍なりと、〔秦人遠迹不服〕遠迹は足迹を遠くることにて、畏れて遠く避くるなり、〔而齊爲虛戾〕虛は墟と同じ、戾は厲と通ず、莊子に國爲㆓虛厲㆒とあるを、釋文に虛如ㇾ字、又音墟、李曰、居宅無ㇾ人曰ㇾ虛、死而無ㇾ後曰ㇾ戾とあり、乃ち子孫斷絕して不祀の鬼と爲るなり、本書の趙策にも社稷爲㆓虛戾㆒の文あり、〔而後受其殃也〕殃は禍なり、〔非有田單司馬之慮也〕司馬は司馬穰苴、齊の將なり、〔臣以爲從一不可成也〕一の

あらず、則ち其の强盛を恃みて楚を伐ち秦を攻め、其の兵力を濫用せしにより、其の結果遂に其の殃を受けたるなり、然るに今彼の合從を爲さんとする諸侯の國情を見るに、其の富力の上より言ふも、齊の威宣二王の餘威あるにあらず、其の兵力の上よりいふも、其の精良なる武器は、富强なる韓魏に及ばず、其の將官を見ても、田單、司馬穰苴（ジャウショ）の智慮に及ばず、昔時彼れが富强の時に當りてすら猶且つ失敗せるを、今破壞罷敝將に滅亡せんとする所の齊楚魏趙の弱兵を糾合して、以て秦を窮（クルシ）め韓を折かんと欲するは、臣以爲へらく、是れ至極の誤算にして、合從などは一も成立致す氣遣ひは御坐りませぬ、昔時秦人が、兵を出し懷の地方を攻め、遂に其の人を屈せしめしに、齊楚趙の三國、之を追ひて擊たんとす、其の時、趙齊にては、趙奢、鮑佞大將たり、楚には四人の大將あり、皆起ちて之を追擊せんとして、兵を率ゐて懷に臨みつゝ、遂に懷を救はず、秦の爲すがまゝになし、秦が懷を服して兵を引き去るや、追擊を爲さず、是れに由りて見れば、三國は果して秦を憎みて懷を愛するのやら、それとも懷を憎みて秦を愛するのやら、一向分らず、果して秦を憎みて懷を愛するなれば、宜しく懷を救ひて秦を追擊すべきなり、而るに今兵を出しつゝ之を爲さず、反りて秦に便宜を與へしは、或は懷を憎みて秦を愛するには非ずやとも思はるれども、既に三國申し合せて態々出兵せしからには、決して然るべきにあらず、矢張り懷を助けて秦に敵對せしならんが、敵たる秦が其の味方の懷を攻めても之を救はず、敵去りても之を追擊せざるは、是れ全く三國の兵は既に困弊罷勞して、物の用に立たず、其の上に趙奢、鮑佞の輩は、評判程の材能なくして疲弊に及びたるを以て、秦に敵し難きを知り、遂に其の土地の懷を裂きて秦に與へて、齊に敗られたる結果となりたるなり、是れを見ても合從の成らざるは明白なり、彼の田單は齊の名將にして、齊の精良なる士卒に將として、其の兵を以て齊の國中を我が思ふまゝに橫行すること前後十四年の間なりしが、とても秦には手向ひ難しと察して、終身遂に敢て兵を設け軍を興して、秦韓を攻めたることなく、只其の國内に馳驅奔走してありしのみなり、之に據りて見れば、合從の成らざることは愈、明白にて、臣は合從の一度成るべき理由の何處に

齊之良、以兵橫行於中十四年、終身不敢設兵以攻秦折韓也、而馳於封內、不識從之一成惡存也、於是秦王解兵不出於境、諸侯休、天下安、二十九年、不相攻、

【通釋】秦王は蘇子の言を聽き、之に答へて申すに、卿の言ふ所大に理あり、余も亦兵を止め、民を休息せしめんとす、然りと雖も、今若し寡人兵を止め民を息はしめば、天下の諸侯必ず協同合從して、以て我が秦國に手向ひ致すであらう、是の心配さへ無ければ、兵を止めても宜しと、因りて蘇子は更に王に說きて申すに、其の事なれば決して御心配には及びませぬ、臣は天下の諸侯共が、とても合從を爲して秦國に手向ひ致すことの出來ぬと申すことを能く存じて居ります、臣は彼の合從說を唱ふる田單、如耳輩の、合從を謀るを以て大なる了間違ひと致します、豈に獨り田單、如耳兩人の了間違ひなるのみならんや、之に從はんとする天下の諸侯達も、亦盡く皆過ちて居りまする、今其の過れる所以を申上げんに、夫れ將に亡びんとする齊や、罷れ果てたる楚や、疲弊せる魏や、又其の國情測り知る可からざる趙やを收め集めて一團となし、此の如き甚衰極弊の諸國を以て、秦を窮め韓を折かんと欲するは、初めより出來ぬことを目論むものにて、臣は之を以て此の上なき愚なる事と爲すなり、夫れ齊國の威宣二王は、世の賢主人なり、其の德量も廣く、而して土地も廣く、其の國は富有にして、人民は皆用に立ち、其の將校は勇武にして、而して兵卒は强く、申し分のなき國なり、宣王之を用ひて、後に至りて韓を打破り、魏を威嚇し、そして以て南の方楚を伐ち、西の方秦を攻む、秦も齊兵の爲に殽塞の上に困めらるゝこと十年の久しき間にして、土地を取りひろめ、其の威四隣を壓したれども、秦人遠く遁れて之に服せず、遂に其の殃を受けて國亡び、其の地は空虛となり、其の民は戾とて卽ち無緣の鬼となるに至れり、夫れ强大なる齊兵は此の如く破れ、韓魏の、滅亡を免れ僅かに存する所以のものは何故なりや、是れ他に

敝魏與不可知之趙、欲以窮秦
折韓、臣以爲至愚也、夫齊威宣
者、世之賢主也、德博而地廣、國
富而民用、將武而兵強、宣王用
之、後破韓威魏、以南伐楚、西攻
秦、爲齊兵困於殽塞之上十年、
攘地、秦人遠迹不服、而齊爲虛
戾、夫齊兵之所以破、韓魏之所
以僅存者何也、是則伐楚攻秦、
而後受其殃也、今富非有齊威
宣之餘也、精兵非有富韓勁魏
之庫也、而將非有田單司馬之
慮也、收破齊罷楚敝魏、不可知

之趙、欲以窮秦折韓、臣以爲至
誤、臣以爲從一不可成也、「客有
難者今臣有患於世夫刑名之
家皆曰白馬非馬也已如白馬
實馬乃使有白馬之爲也此臣
之所患也」昔者秦人下兵攻懷
服其人、三國從之、趙奢鮑佞將、
楚有四人、起而從之、臨懷而不
救、秦人去而不從、不識三國之
憎秦而愛懷耶、亡其憎懷而愛
秦耶、夫攻而不救、去而不從、是
以三國之兵困而趙奢鮑佞之
罷也、故裂地以敗於齊、田單將

說文に瘦也とあり、力役に疲れて瘦せ衰ふるをいふ、〔又嚴之以刑罰〕嚴は威なり、刑罰を以て人民を威し付くるなり、〔雖從而不止矣〕止は其の處に落付き、安心してとゞまり居ること、不止は安心して其の處に居らず、皆他へ遁れ行くなり、〔戰勝而國危者物不斷也〕物は事なり、斷は止なり、兵事の止まざるをいふ、戰ひに勝てば、戰勝の威を以て其の國は宜しく安泰なるべきに、而るに反りて危殆に陷るは何故ぞ、是れ勝利の後猶兵事を止めず、引き續きて戰爭するの故なり、〔功大而權輕者地不入也〕功は手柄なり、地は敵の土地なり、入は我が手に入るなり、手柄の大なるものは其の權力も從ひて大なるべきに、而るに反りて權力輕きは、敵に打勝ちても、其の土地が我が手に入らぬ故なり、〔過任之事父不得於子〕過任とは、其の力に餘る仕事なり、不得は、必ず爲さしむるといふことは出來ぬといふこと、〔無已之求君不得於臣〕已は止なり、無已は一度にて止めず、其の上にも其の上にもと、重ね〳〵事を命ずるなり、〔識乎微之爲著者强〕識は識別にて、よく物を見別くるをいふ、微とは極めてかすかにして、未だ人目につかぬ細微なること、著は微の反對に、外にあらはれたること、著明顯著なり、物事は初めより顯著なるものにあらず、極めて微細なる事が積り積もれば、終には顯著大事に至るものなり、此の理をよく識り別けて、微細の事によく注意し、愼重に事を處する者は、必ず人望も得られ、國力も發展して、强國となるべし、〔察乎息民之爲用者霸〕息は休息なり、民力疲憊すれば、有事の日に之を使用する能はず、故に之を用ひんとすれば、先づ之を休息せしめざるべからず、〔明乎輕之爲重者王〕輕重は前の微著と互に言ひたるまでにて、輕事を忽にせず、事毎に愼重なるをいふ、

秦王曰、寡人案兵息民、則天下必爲從、將以逆秦、蘇子曰、臣有以知天下之不能爲從以逆秦也、臣以田單如耳爲大過也、豈獨田單如耳爲大過哉、天下之主亦盡過矣、夫慮收亡齊罷楚

【通釋】　是より愈、本論に入るなり、今大王、軍を興し兵を用ひて、始終兵役を止めず、人民の力盡き疲弊を極めても、兵を罷められず、趙の我れに服せざるを怒りて、必ず是非にも我が領分となさんとして之を攻め、愈、趙を御取りになりても、趙は困弊の餘り、僅かに其の國存したる許りにて、然のみならず趙と申す國は元來四通の國にて、何方へも交通自由の國なれば、軍事上はまことに不利の土地なれば、今邯鄲を御取りになりても、守るに不利にて、秦國長久の御利益にはなりませぬ、臣の愚考には土地のみ廣くても耕作出來ず、人民疲弊しても之を休養せず、其の上に又刑罰を以て嚴重に之を威壓すれば、縱令趙民は一時我れに從ひても、卒に長く其の土地に止まらず、皆離散するに相違なし、古語に曰く、戰爭に勝利を得て反りて其國の危きは、戰爭事の止まざればなり、功大にして反りて其の權力の輕きは、土地が我が手に入らぬ故なりと、それ故に任に過ぎ力に餘る事は、たとひ父と雖も其の子に强ひて必ず之を爲さしむるを得ず、其の上にも其の上にも際限なく功を求むることは、たとひ君と雖も其の臣に强ひて必ず之を爲さしむるを得ず、故に微細なることが即ち著大なる事ぞといふことを識得して、微細の事によく注意するものは、他よりも强者となるを得べし、民力を休息する事が即ち民をして我が用に立たしむる所以なるを察知して、妄りに民を勞役せず、善く之が休養に力むるものは、霸者となるを得べし、輕きものが即ち重きものなりとの理に明かにして、能く輕事を忽にせず、愼み怠らざるものは、王者となるべし、此の如き理合ひに御坐りますれば、何卒大王もとくと此處を御勘考ありて、輕微を愼み、重大に至らしめず、速かに趙を伐つの兵を御止めになりて、人民を休息せしめ、霸王の業を立て給はんことを願ひまするど、

【解義】〔終身不休〕終身といふも一生涯といふことにあらず、常にといふ位のことにて、俗にいふ「しじう」といふが如し、孟子に樂歲終身飽とある終身に同じ、〔怒趙必於其己邑〕必は期待なり、趙を滅ぼして己が邑と爲さんと期待すること、〔四輸之國也〕輸、音「シユ」車にて物を運ぶこと、四輸は四方へ運輸の便ありといふことにて、四通といふに同じ、燕策に趙四達之國也とあり、亦同じ、〔民羸而不休〕羸、音「ルヰ」、

財貨をいふ懷は「いだく」と訓ず、重寶を懷き持てば、途中盜難遺失等の恐れあり、故に夜陰に道を行かず、即ち重大の任務を帶ぶる者は、萬事に注意し、愼重に事を爲すの譬喩に用ふ、〔智者功大而辭順〕順は謙遜柔順なり、功績が大なりとて驕慢の心を生じ、其の言行驕慢なれば、忽ち人の疾妬を受く、故に智者は其の辭恭順にして謙遜なり、〔民不惡其尊〕惡、音「ヲ」「にくむ」と訓ず、〔百倍之國者民不樂後也〕百倍は、他國よりも百倍も大なる國といふことにて、大國をいふ、不樂後は、樂は音「カウ」、「ねがふ」と訓ず、願なり、鮑注には爭先附之とありて、人民が爭ひて歸服する意味に解したれども、前後の文と合はず、吳師道曰く、地既廣矣、民不樂其後之復有事也と、正解は後の字を復の字の誤となり、今吳說に依る、〔功業高世者人主不再行也〕大功業を成す人主は只一擧にして止め、再び事を行はず、〔力盡之民仁者不用也〕此れ乃ち上句の「民不樂後也」の意義を、人主の方によりて申說したるなり、力盡は軍事力役に疲弊して、力盡きたるなり、〔求得而反靜聖主之制也〕此れ上句の「人主不再行也」の意義を申說したるなり、求は我が欲求欲望なり、靜は動の反對にて、欲求の爲に動きて事を爲せども、欲求既に達すれば、又本との靜に反るといふことなり、制は節制にて、きまりといふことなり、

今用兵終身不休、力盡不罷、怒趙必於其己邑、趙僅存哉、然而四輪之國也、今雖得邯鄲、非國之長利也、意者地廣而不耕、民羸而不休、又嚴之以刑罰、則雖從而不止矣、語曰、戰勝而國危者、物不斷也、功大而權輕者、地不入也、故過任之事、父不得於子、無已之求、君不得於臣、故識乎微之爲著者強、察乎息民之爲用者霸、明乎輕之爲重者王、

る所を御明察下されて、之を一時の御用に御使用あらんことを願ひ奉ります、(是れ後の說を述べんとする前置きなり)さて臣承はりまするに、貴重なる寶物を持ちたるものは、夜行を致さず、大功を以て自ら任ずるものは、敵を輕んぜずと申せり、是を以て賢者は、己れの任務が、重大なれば重大なる程、其の行ひは恭敬にして、事事に謹愼なり、又智者は、己れの功が、大なれば大なる程、益〻謙遜に務め、其の言辭恭順にして、驕慢の氣なし、其れ故に、如何程身分尊しと雖も、誰れも其の尊を惡む者なく、又如何程功業が大なりとも、誰れも其の功業を妬むものなし、又臣之を承はりまするに、他に百倍するの大國の民は、最早其の努力を盡して滿足なる希望を達したれば、其後に又復師や賦役の事あらんことを願はず、世に高く傑出する大功業は、人君は再び之を行はず、一擧にして止む、力盡きて困弊せる人民をば、仁者は再び之を用ふることをせず、我が欲求既に得れば、再び事を擧げず、靜に反りて無事を樂むは聖主のきまりのおきてなり、其の功績大にして存分の功が成らば、民力を休養するのが兵を用ふるの道なりと申すことで御座ります、

【解義】〔蘇子爲謂秦王曰〕蘇子は蘇代なり、爲は「ために」と訓ず、趙の爲になり、一本爲字なし、〔明王之於民也博論而技藝之〕民は猶人の如し、論は論撰とあり、大勢の中より彼れか是れかと評議撰擇することなり、技二藝之一とは之は其の人を指す、其の人の技藝に應じて、適材を適處に用ふること、卽ち論語にある器二其人一といふに同じ、〔官無乏事而力不困〕官は役向きのこと、乏事は、其の職に在るもの皆其の任に適し居る故に、善く事が擧るなり、力不レ困は、適材を適處に用ふる故に、職務に堪へずして力の困弊する樣なることなし、〔多聽而時用之〕時は適當なる時をいふ、多く聽き取りたる言を、其の時時の時宜に、適當なる場合に之を應用するなり、〔事無敗業而惡不章〕惡は惡事過失なり、章は明なり、顯なり、善く衆言を用ひて事を爲す故に、過失なく、隨ひて惡事の世間に顯はるゝ事なし、〔察臣之所謁〕謁は音「エッ」、說文に白也、爾雅に告也とあり、申し上ぐるといふことなり、〔效之於一時之用也〕效は音「カウ」、「いたす」と訓ず、猶致の如し、〔懷重寶者不以夜行〕重寶は貴重なる

聞明王之於其民也、博論而技藝之、是故官無乏事、而力不困、於其言也、多聽而時用之、是故、事無敗業、而惡不章、臣願王察臣之所謁、而效之於一時之用也、臣聞懐重寶者、不以夜行、任大功者、不以輕敵、是以賢者任重而行恭、智者功大而辭順、故民不惡其尊、而世不妬其業、臣聞之、百倍之國者、民不樂後也、功業高世者、人主不再行也、力盡之民、仁者不用也、求得而反靜、聖主之制也、功大而息民、用兵之道也、

【大意】秦、趙の邯鄲を攻む、蘇代、趙の爲に秦王に説くに、邯鄲を取るも秦に益なきの故を以てす、秦王は、兵を息むれば天下諸侯合從して秦に敵對するの恐れあるを言ふ、蘇代更に天下の形勢を論じて、合從の必ず成らざる理由を述ぶ、是に於て秦王、邯鄲の圍みを解き、兵を收めて軍を與さゞりし爲に、天下久しく兵禍を免れたる事を述ぶ、

【通釋】秦數〻趙を攻む、因りて蘇代、趙の爲に秦に入り秦王に説いて申すに、臣の承はる所にては、賢明なる君主は其の人を採るに於ては、一方に褊狹（ヘンケフ）ならず、博く才器あるものを論撰して、而して之を用ふるには、各〻其の長ずる所の技藝によりては之を使用す、是の故を以て官職各〻其適任を得て、仕事を闕く樣なることは之なく、各〻其の適材を適處に用ふること故に、力の困乏することもなし、又明主は人の言を聽くに誰れ彼れの別なく、多く人言を聽取り置きて、必要の場合に應じて之を施用す、是の故を以て事業に失敗なく、過失も外に顯はれぬと申しますれば、臣願はくは、何卒王樣に於かれまして、臣の申し上ぐ

り、〔果惡王稽杜摯以反〕惡は毀也とあり、惡言を以て其の人を誹毀すること、杜摯は王稽の部下の者なり、以反は反逆のことを以て兩人に惡名を負はしむるをいふ、〔秦王大怒而欲兼誅范雎〕兼は猶幷の如し、秦法、人に任じて善からざれば、任ずる者を連坐して之を罪す、王稽は范雎が任用する所故に、范雎を幷せて之を誅せんとせり、〔臣東鄙之賤人也〕魏は秦の東方に當る故に、東鄙といふ、鄙は「かたゐなか」といふことなり、〔開罪於魏〕開罪は猶作罪の如し、罪を魏に作りしといふこと、後の齊策に、孟嘗君謝馮煖曰、沈於國家之事、開罪於先生と、注に得罪於煖、自我啓之とあり、鮑氏註に開言始得罪とあるは宜しからず、〔臣無諸侯之援親習之故〕習は狎なり、君主の側にありて君に狎れ親み、君の御用を達す近臣のこと、卽ち近習なり、〔王舉於羈旅之中使職事〕羈は音「キ」、寄なり、羈旅は、他國より來りて寄留する、たびの者といふと、職は爾雅に主也とあり、登用して官事を掌らしむるなり、〔今愚惑與罪人同心而王明誅之〕愚の字元と遇に作る。安井仲平曰く、遇惑爲人所惑也、或未定之辭、唯本不與王稽同心、但秦法峻、不敢直言抗論、欲使秦王得之言意之表、故其言如此、惑字明字、上下相照、筆力千鈞、鮑改遇爲愚、又削或字、則爲自稱之辭、是唯自甘陷罪人也、有此理乎、不思甚矣と、是の說に從へば、遇惑與罪人同心と讀むべし、明は公然其の罪を鳴らして誅戮すること、〔是王過舉顯於天下而爲諸侯所議〕過擧とは人を見るの明なく、罪を犯す樣なる者を、過り登用するをいふ、今王、范雎の罪を鳴らして明かに之を誅せば、是れ取りもなほさず、王が自分の過ちを天下に暴露することになりて、諸侯の物笑ひとなるべしとなり、〔請藥賜死〕藥は毒藥、古へは多く鴆毒を用ふ、人に死を命ずる時に毒藥を賜ふなり、〔而恩以相葬臣〕相は宰相なり、君の御恩を以て願はくは宰相の禮を用ひて葬られたしとなり、〔王必不失臣之罪〕竊かに自殺を命じても、范雎を誅するの刑罰を失はず、〔而無過舉之名〕名は名聲なり、過ちて登用したるの不名譽なからん、〔王曰有之〕之は范雎を擧用せしことを指していふ、如何にも吾れ此の事ありしといふ意なり、

○秦攻趙、蘇子爲謂秦王曰、臣

援、親習之故、王擧臣於羈旅之中、使職事、天下皆聞臣之身與王之擧也、今愚惑與罪人同心、而王明誅之、是王過擧顯於天下、而爲諸侯所議也、臣願請藥賜死、而恩以相葬臣、王必不失臣之罪、而無過擧之名、王曰、有之、遂弗殺而善遇之、

【通釋】王稽は竟に莊の忠告を聽かず、軍吏に物を給與せず、軍吏果して窮乏に陷り、深く王稽を怨み、莊の言の如く、稽王、杜摯兩人の事を惡しざまに王に讒するに、兩人の謀反を起すことを以てす、そこで秦王は大に怒りて、王稽、杜摯は勿論、之を推擧せる范雎をも、併せて之を誅戮せんとす、范雎乃ち王に申すに、臣は本と東方邊鄙の身分賤しき者なり、罪を本國魏に得たるにより、遁れて御國へ來奔して參りしこと故、臣の身には諸侯の後援は無論なく、王の御近習には一人の故舊なじみも之なく、至りて賴りなき身なり、而るに全く王樣の御眼識にて、私し如きものを羈旅浪人の中より御登用下されて職業を授けられ、天下の人皆臣の身の素生と、王の御登用のこととを聞き知り居れり、今臣、人の誘惑に遇ひ、罪人王稽等と心を同じくするの罪を得たり、而して王今其の罪を鳴らして、明らさまに臣を誅戮なさるれば、曩に臣を御拔擢下されしは、王の御鑒定違ひといふことに相成り、天下中に其事が顯はれ廣まりて、遂には諸侯の誹議を招くに至らん、それでは誠に恐れ多きこと故、臣願はくは何卒竊かに臣に毒藥を下されて自殺を賜ひ、而して殊更に臣の死體をば、一國宰相の儀式を以て葬るの恩典を賜はりたし、さすれば、臣の罪も誅罰を失はず、大王の思召しも通り、而して王の臣を擧ぐるの眼識を過たれたるを知るものなく、過擧の誹りを免れ賜はんと、王、范雎の言を聽きて申さるるに汝の言ふ所尤もなりと、遂に范雎を釋し、益〻之を善く待遇せり、

【解義】〔軍吏窮〕窮は手當てなき爲に窮乏せるな

那人は妾を置くに金を出して之を買ひ、時によりては又之を相當の價をとりて人に賣ることあり、「守閭嫗」閭は里門とて、村里の入口にある門なり、守は門の番人をいふ、嫗は音「オウ」、老婦なり、「某孺子內某士」孺、音「ジュ」、本と乳兒の事なれども、亦少女の事をも孺子といふ、齊策に王有ニ七孺子一、注に孺子幼艾美女也とあり、內は「いるゝ」と訓ず、室に引入るゝこと、卽ち密會のことなり、士は未婚の男子なり、「貴妻已去愛妾已賣而心不有」心不有は、妻妾を去りしことは、父の命により強ひて之に從ひしにて、本と本人の心にはなきことなりとの意、敎は人に告げ知らすること、此の如きことを見たる時は、人に之を告げ知らするは、普通の人情に固より有ることなりと、「且君擅主輕下之日久矣」擅主は主人の寵を賴み擅橫にすること、輕下は我れより目下のものを輕蔑すること、「聞三人成虎」魏策に、龐葱與ニ太子一質レ於ニ邯鄲一、謂ニ魏王一曰、今一人言ニ市有レ虎、王信レ之乎、王曰、否、二人言ニ市有レ虎、王信レ之乎、王曰、寡人疑レ之矣、三人言ニ市有レ虎、王信レ之乎、王曰、寡人信レ之矣、龐葱曰、夫市之無レ虎明矣、然而三人言而成レ虎、今邯鄲去ニ大梁一也遠レ於レ市、而議レ臣者、過レ於ニ三人一矣、願王察レ之矣云云とあり、蓋し此の譬喩は古へより有りし諺ならん、實際なきものも、多人數之を有りといへば、終には之を信ずるに至るといふ譬へなり、「十夫揉椎」十夫は十人なり、揉音「ジウ」、「たわむ」と訓ず、木をやはらかにし、屈伸自由にすること、椎は音「ツヰ」、槌に同じ、「かけや」の類なり、鐵にて造るを鐵椎といふ、堅き鐵椎の如き者にても、大勢の力を用ふれば、自由に屈伸が出來るとなり、「衆口所移毋翼而飛」移は其の物の位置を他に移すこと、翼なき物は飛ぶ能はざるが普通の理なるに、衆人の口の力は恐ろしきものにて、翼なき物をも飛びたることにしてしまふなり、衆口爍レ金も是れと同理なり、

王稽不レ聽、軍吏窮、果惡ニ王稽杜摯一以反、秦王大怒、而欲ニ兼誅ニ范睢一、范睢曰、臣東鄙之賤人也、開ニ罪於魏一、遁逃來奔、臣無ニ諸侯之

の愛妾を賣却せよと申せば、子は父の嚴命已むを得ず、心につらき事と思ひても、必ず父の命に從ひて其の妻妾を離別せん、此れ命令の必ず行はるゝものなり、然しながら父が其の上に子に向ひて、其の離別せし妻妾の事を敢て心に思ひてはならぬと申さば、是れはとても行はれぬ命令なり、如何となれば、其の妻妾を去るは、父の命により已むを得ざるに出で、固と我が本心にあらざれば、思慕の念を止むるは、到底出來ざることなればなり、今茲に里門の番をする老嫗ありて、若し人に告げて、何日の夕に、某家の少女が某男を引入れて密會せりと申したならば、之を聞く人は必ず之を信ぜん、何となれば、最愛の妻妾を去りしは、本と我が心にあらず、故に之を思慕せざるを得ず、而して老嫗の告ぐる所は、普通人の皆有する固有の心なれば、聞く人は疑はずして之を信ずるなり、今君は何如に王に寵幸せらるゝと雖も、父子の間柄の親密なるにはとても及ばず、而して軍吏共の身分は賤しと申しても、守閭の老嫗より卑しからず、故に軍吏の言は王に信ぜられ易し、且つ其の上に君は主君の威權を專らにし、配下を輕蔑する日も久しきとなり、嘗て承はりし事に、三人のものが市に虎ありと言へば、如何に莫迦らしき話なれども人が之を信ずるに至り、又十人かゝれば鐵椎を揉ますことが出來ると申すことも之れ有り、衆人の口の力は畏るべきものにて、理も非となり、無き事も有りとなり、翼なき者は元來飛行はむづかしきものなれども、衆人の口は遂に翼なきものも飛ぶに至る、畏るべきは實に衆口なり、故に私しは軍吏に厚く物を賜ひて、之をよく禮遇なさるゝに如かずと申上ぐる次第なりと、

【解義】〔莊謂王稽曰君何不賜軍吏乎〕莊は鮑注に人名也とあり、姓を詳かにせず、王稽は秦の將なり、軍吏は將校を謂ふ、賜は物を與へて慰勞することを謂ふ、〔吾與王也不用人言〕與は許なり、約束を爲しゝこと、乃ち王より決して他人の言說を聽用する勿れ、一切の指圖悉く王に受けよと命令せられたるを謂ふ、〔令有必行者必不行者〕上の者の下に有の字ある心にて見るべし、父の命令必ず行はるゝものあり、又必ず行はれざるものあり、〔去貴妻賣愛妾〕貴妻は愛妾に對していふまでにて、深き意味あるにあらず、貴重なる妻と解して可なり、去は離緣すること、賣とは、支

王稽曰、君何不賜軍吏乎、王稽曰、吾與王也、不用人言、莊曰、不然、父之於子也、令有必行者、必不行者、曰、去貴妻、賣愛妾、此令必行者也、因曰、毋敢思也、此令不行者也、守閭嫗曰、某夕某孺子内某士、貴妻已去、愛妾已賣、而心不有、欲教之者、人心固有、今君雖幸於王、不過父子之親、軍吏雖賤、不卑於守閭嫗、且君擅主輕下之日久矣、聞三人成虎、十人揉椎、衆口所移、毋翼而飛、故曰、不如賜軍吏而禮之、

【大意】 秦、王稽を將として趙の邯鄲を攻め、久しく下らず、軍吏の手當行屆かざりしかば、遂に軍吏の譏する所となれり、秦王大に怒りて、王稽を信任せし廉を以て應侯范雎をも連座して共に之を誅せんとす、范雎乃ち巧辨を以て其誅を免るゝ事を敍せり、

【通釋】 秦、王稽を大將として趙の邯鄲を攻めしむ、趙軍善く拒ぎ、凡そ十七箇月の久しきに亙りて下らず、王稽も殆んど當惑の折柄、莊といふ者ありて王稽に忠告して申すに、長陣にて味方も大分困迫の有樣なり、此際軍吏共に夫々手當て心付けをなさずば、彼等必ず不平を抱くに至らん、君は何故に軍吏に物を賜はざるやと、王稽之を聽き答へて申すに、折角の事ながら吾れは秦の王に固く御約束申したり、決して他人の言を用ひず、一切萬事王の御命令を待ちて仕らんと、されば今王命のなき以上は子の言を用ひて手當等を渡すことは出來得ぬと、莊又申すに、否左樣では御坐りませぬ、たとへば彼の父子の如き、極めて親密なる間柄に在りても、父の命令の必ず行はるゝものもありますれば、又必ず行はれざるものも御坐ります、今父が其子に命令して、汝の貴妻を離縁し汝

將之」强は上の强に同じ、ムリにも寡人の爲に病を推して戰地に赴き、病體を床に臥したるまゝにて統帥の任に當られたしとなり、「有功寡人之願」武安君にして行けば、必ず勝利の功あることゝ信ず、是れ寡人の願ひなり、「將加重於君」重は重賞なり、更に君の身に重賞を加へんとなり、「寡人恨君」恨は「うらむ」なり、深く遺恨に思ふこと、「武安君頓首」頓首は九拜の一種、頓は首を下ぐること、周禮の注に拜シテ頭叩ク地也とあり、「臣知行雖無功得免於罪雖不行無罪不免於誅」行の下に則の字を加へて看るべし、雖不行の雖の字、正解に不行の下に在るべしと爲せり、上文を以て例するに其説取るべし、「惟願大王覽臣愚計」惟は唯と通用す、覽は聽覽なり、聽き取ること、「釋趙養民」釋は趙の圍みを解くこと、民は秦の民なり、趙を攻むるの軍をやめ、人民を休養するなり、「以觀諸侯之變」變は形勢の變なり、以は上の二句を承けて、此の如くにして以て諸侯各國形勢の變化を觀察するを謂ふ、「撫其恐懼」撫は撫恤なり、其は諸侯を指す、秦の威を畏れ、恐懼屈伏する者をば撫恤すること、「伐其憍慢」憍はおごり高ぶるなり、慢はあなどるなり、憍慢にして我れに抗するものは之を征伐すること、「誅滅無道」暴逆無道、人民を苦むる者は之を誅滅す、「以令諸侯」令は號令なり、「何必以趙爲先乎」先は先務なり、趙の上に伐の字を添へて見る、「爲一臣屈而勝天下也」一臣は武安君自身を指す、武安君の言を用ふれば、一人の臣下に屈することとなれども、其の言の如くにすれば、諸侯に號令して天下を一定すべし、故に天下に勝つといふ、「必欲快心於趙以致臣罪」快心は、俗に胸がすくといふやうなることなり、致臣罪は、王命に從はざれば罪せらるゝをいふ、必欲は、是非とも左樣に思召すならばといふことなり、「夫勝一臣之嚴焉孰若勝天下之威大邪」嚴は威嚴なり、下の威字と互に言ひたるまでなり、一人に勝つの小威嚴は、何ぞ天下に勝つの大威嚴に及ばんやとなり、「忠臣愛其名」名とは名譽なり、忠臣は名譽を愛し、名譽を毀傷するををしむ、下の「不レ忍レ爲ニ辱軍之將一」をいふ、「不忍爲辱軍之將」辱は其の軍の名譽を辱しむるなり、卽ち敗軍之將に同じ、

○秦攻ニ邯鄲ヲ一、十七月不レ下ラ、莊謂ニ

之を愛撫し、其の驕慢にして我れを侮る者をば之を征伐して懲し、又無道にして人民を虐ぐる者をば之を誅滅し、天下の人心を我れに歸せしめ、以て諸侯に號令せば、天下を一定して天下に霸たるを得べし、されば何ぞ必ず獨り趙のみを先きにして、空しく兵力を費すを用ひんや、大王若し今枉げて臣の計を用ひ給はゞ、此れ所謂る私し一人の爲に屈して、而して天下に勝たるゝなり、大王若し又臣の愚計を察し給はず、どこ〳〵迄も只一筋に、是非とも趙を攻め滅ぼし、御胸を晴らさせられ、快心の事を爲して、臣を王命に背くの罪人とし給はんと欲せらるゝならば、此れ亦所謂臣一人に御勝ちなされて、而して天下の人心を失はれ、天下に屈するなり、夫れ一人の臣下に勝たるゝ小威嚴と、天下萬民に勝たるゝ大威嚴と、大王は孰れを御取りになりますか、臣嘗て承はるに賢明の君主は、其の國を愛し、能く人民を撫恤し、忠臣は其の名を愛し、名を辱めざらんことを務むと、一旦國が破壞せば、最早再び元の通り完全には出來ず、既に死亡せし兵卒は再び生かすことならず、此の際御國の事を思へば、臣は寧ろ大王の命に逆ひ、重き御仕置きを受けて死すとも、見込みのなき戰爭を爲して、戰ひに敗れ我が軍を辱むるの大將たるに忍びず、願はくは大王熟〻之を察し給はんことをと、武安君の言ふ所、道理至極なれば、昭王何とも返す辭もなく、其の儘答へずして立ち去りぬ、

【解義】〔應侯慙而退〕慙、音「ザン」、「はづ」と訓ず、心に病しき所ありて、はづかしく思ふこと、韓魏の兵を罷め、趙の和を許す、皆范雎が秦王に説きて爲す所、而して今白起に一一之を指摘さるゝ故に、心中深く慙愧に思ひたるなり、〔微白起吾不能滅趙乎〕微は無なり、吾の下豈の字を加へて見る、〔更使王齕代王陵〕王齕も亦秦の將なり、〔趙王出輕鋭以寇其後〕輕鋭は、兵士の慓悍にして精鋭なるものを云ふ、寇其後は竊かに秦兵の後に廻りて、背後を撃たしめたるなり、〔不聽臣計今果如何〕趙は圍みを受けしより、趙王、平原君をして救ひを楚に求めしむ、有名なる毛遂の事、此時にあり、楚魏の援兵相踵ぎて至り、秦之と戰ひ、數〻利あらず、武安君の「外救必至」の言、果して的中せり、〔强起之〕强はムリヤリすると、辭退するものをムリに起たせて軍に赴かしむるなり、〔强爲寡人臥而

【通釋】應侯范雎は武安君の言を聽き甚だ赤面し、心に慙ぢて暇を告げて退き歸り、其の事を王に言上せるに、王も頗る當惑せしが、憤激して申すには、白起が左樣なることを申せしか、なに白起が居らなくても、吾れには趙を打ち滅すことが出來ぬであらうか、吾れ必ず趙を滅して見せんと、是に於て重ねて復益、軍勢を增發して更に此度は王齕と申す者をして王陵に代りて趙を伐たしむ、そこで王齕は王命を受けて趙の都邯鄲を圍み攻むること八九箇月に及びしかども、死傷のみ多くして容易に下らず、趙王は反りて選拔きの輕銳の兵を出して、秦の地に入り寇を爲すといふ有樣にて、其の後も秦が數、戰ひに敗北せり、武安君は己れの言を用ひずして敗を取りしを歎じ、且つ冷笑して私かに申すに、王は拙者の申し上げたる計說を聽かれず、軍を止められざりしが、今日となりては果して如何、定めて御後悔の事で御坐らうと、王は此の言を傳聞して忿怒を催せしが、他に方法もなき故、因りて自身武安君の宅に至り武安君に面會して、むりやりに强ひて之を起たせて、戰地に向はしめんとして申すに、今我が軍數、趙に敗る、是れ大事の秋なり、君も病中にて氣の毒なれども、何卒强ひて寡人の爲に枉げて彼の地に出張し、床に臥したるまゝにて宜しき故、其の統帥の任に當り、盡力ありたし、君が往かば必ず勝利を得べし、其の勝利の功あるは寡人の願なり、勝利の上は、出來得る限りの重遇を君の上に加へんとす、寡人の君を信賴懇請する、此の如し、それでも尙君は肯んぜず、戰地に出張されぬとあらば寡人甚だ君を恨めしく思ふぞと、そこで武安君は頓首の最敬禮をなして曰く、御懇命誠に恐縮の至りなり、臣は今大王の命に從ひて戰地へ出張致さば、たとひ戰爭の方にては打ち負けて、勝利の功はなくとも、大王の命に從はざるの罪を免るゝことを得ん、若し又命に從ひて戰地へ參らざる時は、何も別に是れと申す罪狀なくとも、必ず王命に背けるの故を以て誅戮を免れざることは、能く存じ居れり、然れども臣は一身の利害を顧みるの時にあらず、實に國家の御爲と存じて、敢て嚴命に背きて苦言を具陳す、惟だ願はくは大王はとくと臣の申し上ぐる愚計を御勘考ありて、先づ趙をゆるし、趙を伐つの軍勢を御引き上げなされ、天下諸侯の我れを恐るゝ弱者をば能く

野一必無レ所レ得」までを指す、睹、音「ト」、見なり、「又病未能行」又とは其の上になり、

應侯慙而退、以言於王、王曰、微白起、吾不能滅趙乎、復益發軍、更使王齕代王陵伐趙、圍邯鄲八九月、死傷者衆而弗下、趙王出輕鋭以寇其後、秦數不利、武安君曰、不聽臣計、今果如何、王聞之怒、因見武安君、強起之曰、君雖病、強爲寡人臥而將之、有功寡人之願、將加重於君、如君不行、寡人恨君、武安君頓首曰、臣知行雖無功、得免於罪、雖不行無罪、不免於誅、然惟願大王覽臣愚計、釋趙養民、以觀諸侯之變、撫其恐懼、伐其憍慢、誅滅無道、以令諸侯、天下可定、何必以趙爲先乎、此所謂爲一臣屈而勝天下也、大王若不察臣愚計、必欲快心於趙、以致臣罪、此亦所謂勝一臣而爲天下屈者也、夫勝一臣之嚴焉、孰若勝天下之威大邪、臣聞明主愛其國、忠臣愛其名、破國不可復完、死卒不可復生、臣寧伏受重誅、而死不忍爲辱軍之將、願大王察之、王不答而去、

兵といふ、是處にては兵器のことなり、甲は鎧なり、戰爭に破壞せし武器甲冑の類を修繕するなり、繕、音「ゼン」、補なり、又善なり、治なりとありて、物の傷みたるをつくろひ善くする意なり、〔增城浚池〕增は「ます」なり、防備を嚴にする爲に、今迄ある上に更に城を增し築くなり、池は城の池、浚、音「シュン」、深なり、〔主折深以下其臣〕節は君臣の節なり、折は屈なり、君臣間の禮節を廢し、己れの地位を屈して、其の臣下に頭を下げて、其の臣下を禮遇するをいふ、〔臣推體以下死士〕推は推赤心の推の如し、我が一身を人に推しやる、卽ち我が誠を人に推しやり、彼れと一身同體になるをいふ、死士は人の爲に一身を擲つ所の俠氣の勇士なり、〔至於平原君之屬〕平原君、名は勝、上に出づ、屬は猶類の如し、平原君の一類をいふ、〔令妻妾補縫於行伍之間〕闔君長曰く、卒伍有闕、令妻妾補縫其間、若所謂彌縫其闕と、〔猶句踐困於會稽之時也〕句踐は越の王なり、吳王闔廬と戰ひ、大に敗れて會稽山に栖籠り、竟に力盡きて吳王に降參し、あらゆる恥辱を嘗め、僅かに其の身を全うして還り、それより薪の上に臥し、膽を嘗め、寸刻も會稽の恥

を忘れず、上下同心協力後に至り復讐の軍を興し、遂に吳を破るに至る、事、史記に詳かなり、今趙が長平に敗れたる已來、秦に對する決心は、恰も句踐の會稽に困みし時吳に對する心と同じなりとなり、〔挑其軍戰必不肯出〕其軍は趙軍を指す、以下其の字皆同じ、挑、音「テウ」、「いどむ」と訓ず、或は弱きを示し、或は敵を怒らし敵の鬪心を誘ひ出すこと、肯は音「カウ」うけがひがへんずること、此方より戰を挑みても、敵は其の手に乘りて出でゝ戰ふを肯ふまじとなり、〔圍其國都〕國都は趙の都邯鄲を指す、〔攻其列城〕列は「つらなる」と訓ず、城は一にあらず、數多くある故に、列城といふなり、〔兵出無功諸侯生心〕上の「趙必固守」已下、「掠其郊野、必無所得」に至るまでは、目下の處、趙を伐つも利なきを言ふ、是に至りて單に益無きのみならず、反りて害有るをいふなり、此の如く我れ兵を出して寸功なければ、天下の諸侯は之によりて秦を輕蔑するの心を生じ、終に趙を救ふの援兵を出すに至らんとなり、〔外救必至〕外救は諸侯の救援をいふ、〔臣見其害未睹其利〕害は卽ち「諸侯生心」を指し、其利を睹ずは、「趙必固守」以下「掠其郊

つに專らにし、全軍の精鋭を一方に併合して、之を魏の方へ向けるなり、觸は觸れ撃つなり、「乘勝逐北」乘は「のる」なり、北は背と同じ、廣韻に奔なりとあり、勝ちたる勢ひに乘りて敵の敗北遁走を逐ひかくるなり、「皆計利形勢自然之理何神之有」高注に云ふ、謂人謀地利、軍之形勢」と、利を地利、形勢を軍の形勢と解す、正解に言 伐楚韓魏、而能立功者、皆計三國形勢、而利之也」と、是れは計利と連讀するなり、今之に從ふ、楚及び韓魏と戰ひて勝ちしは、皆其の當時の敵の實情形勢を考へ計り、我れ之を利用して勝ちたるもの、是れ固より自然に勝つべき理ありて勝ちたるにて、何の神などゝ申す樣なることが御坐らうや、誰れにも出來得る平平凡凡たる自然のなりゆきのみと、上文「楚王恃其國大」云云と、楚には此の如く亂弱なる上に、其の土地に在りて戰ふ故に、士卒家を顧み、決死の勇なし、之に反し秦軍は「士卒以軍中爲家」云云の如く、精鋭なる上に、深く敵地に入り、皆決死にて生還の心なし、是れ兩軍の形勢、未だ戰はざるに勝敗の數歷然たるものあり、又韓魏のことにしても、互に難儀を避けて、己れの便利のみを計り、一致協力せず、我れ其の一方を破れば、他の一方は必ず戰はずして敗るゝを知り、疑兵を設け、一方を牽制し、全鋭を以て彼れの孤弱を衝く、是れ未だ戰はざるに勝敗の數歷然たり、是れ自然に勝敗の分るゝ理なり、「不遂以時乘其振懼而滅之」遂は「つひに」と訓ず、引きつゞきて其の事を遂行する意なり、長平の勝に乘じ趙の振懼に乘じて之を撃てば、趙を滅ぼすは必然の勢ひなりしに、それをせぬといふこと、振は震に同じ、懼は恐懼なり、震懼は甚しくおぢおそるゝこと、「畏而釋之」畏は趙が畏るゝをいふ、趙が我れを畏れて我れに屈伏せりとして之を釋すと也、卽ち范雎が勸めて趙の和を聽しゝをいふ、「使得耕稼以益蓄積」耕稼は田を耕し稼穡することにて、農事をいふ、使得とは趙に蓄積以下種種の準備を爲すの猶豫を得しむるを云ふ、「養孤長幼」孤は父無きみなしご、戰後は父を失ひし孤兒多し、それを養育し、幼は幼孩なり、幼孩を扶助生長せしめ、それ等の生長を待ちて軍隊雜役の用に供す、其衆は重に軍事をいふ、一般の人口といふ義にあらず、「繕治兵甲」兵は兵器にて、武具をいふ、兵器を執る人間故に、轉じて軍人のことをも

とる」こと、軍食は兵糧なり、〔以軍中爲家將帥爲父母」秦の士卒既に生還の念なく、故郷を思ふの心を斷ち、陣中を以て我が家となし、上官將帥を以て我が父母と爲し、軍中の將卒殆んど一家團欒なる有樣なり、將帥の上に以の字を加へて見るべし、〔不約而親不謀而信」將卒、約束を嚴にせずして自ら相親み、豫め相談せずして自ら信を失はず、〔死不旋踵」死に至るまで奮進し、踵を旋回し逃走するものなし、踵は音「シヨウ」、足のかゝとなり、旋は音「セン」、回なり、旋踵とは今迄向き居りし方とは反對の方向に向ひて行くをいふ、卽ち敵に向ひて居りし者が踵を旋回すれば、敵を背にして逃走することになるなり、〔楚人自戰其地咸顧其家」是れ楚の方は、秦と反對に在るをいふ、秦は客軍にして深く敵地に進入し、所謂死地に陷り、死物ぐるひなるに引替へ、楚の方は自ら其の土地に在りて戰ふこと故、將卒皆其の父母妻子を案じ、其の家を顧みて、死ぬ氣にならぬなり、〔各有散心莫有鬪志」散心とは、上の「專二民心一」に對していふ、散は散亂なり、將卒悉く其の家を思ひ心散亂して、戰鬪に專らならず、〔韓孤顧魏」孤は孤立なり、吳師道曰く、勢孤也と、從ふべし、韓は勢ひ孤なるが爲に、魏を顧み、魏をして敵に當らしめ、先づ自國の兵を用ひて戰ふを欲せず、〔魏恃韓之銳欲推以爲鋒」銳は精鍊の兵、鋒は先鋒なり、〔二軍爭便之力不同」二軍、一に二國に作る、韓魏を指す、便は便宜にて、己れの方の便宜になり都合のよきことを爭ふなり、之力は其力に同じ、韓魏互に己れの利益を爭ひ、同心協力せず、上の「一心同力」に對す、〔設疑兵以待韓陣」疑兵とは、少數の人數を大數の如くに敵に思はしめ、或は敵の右を衝かんとするに殊更に其の左を衝くの勢ひを示し、或は無きものを有るが如くに見せかくる等、總べて敵に疑惑の心を起さしむる樣にするを疑兵といふ、是處にては我が眞意は、精銳を集めて魏軍の不意を衝くに在るを、殊更に韓陣に向ひて、大軍の之に對持する如く見せかけ、敵の心を之に引附け置きて、手薄なる魏軍の方に全力を用ひたるなり、待は取扱ふこと、正解は改めて持に作る、對持にて、兩軍相持不レ戰などの持にして、敵に向ひて手出しを爲さず、ジットひかへて居るをいふ、〔專軍幷銳觸魏之不意」韓の方へは既に疑兵を以て之をあしらひおきて、全軍の力を一

て、以て能く死を見る、歸するが如き勇士に下り、名望勢力共に高き平原君の屬に至るまでも、皆其の妻妾をして軍隊行伍の間に在りて其の闕を補はしめ、君臣上下一心協力して、前年の報復を圖ること、猶越王句踐が吳の爲に會稽に困みたる時に、深く其の遺恨を肝膽に銘じて、他日の報復を謀りし如くなり、此の如く趙は上下協同して恢復を圖りつゝあるの時なれば、今是の時を以て趙を伐たば、必ず固守して、我れより其の軍に戰ひを挑みても、必ず之に應じて肯て出で戰はざるべく、其の國都を圍み攻むるも、必ず之に克つ能はざるべく、其の諸城を攻むるも、必ずまた容易に之を拔く可からず、其の郊野を掠めんと欲しても、必ず何も得る所なかるべし、我が軍兵出でゝも此の如く何も功なければ、諸侯は之を見て必ず異心を生じ、外より來て趙を救ふの援兵必ず至らん、今日の形勢此の如くなれば、此度趙を伐つの擧は、臣に於ては只其の害のみを見て、未だ其の利の有る所を睹ず、故に折角の嚴命なれども御承を致すことは出來申さず、且つ又病氣も未だ全快致さず、とても軍に行くこと相叶はずと、

【解義】〔是時楚王不恤其政〕楚王は楚の項襄王なり恤、音「ジュツ」、「うれふ」と訓ず、憂なり、政事上の事を以て憂と爲し、心配とせざるなり、〔羣臣相妬以功〕妬、音「ト」、妒に同じ、「ねたむ」と訓ず、人の功を忌み妬むをいふ、〔諛諂用事〕諛、音「ユ」、諂、音「テン」、共に「へつらふ」と訓ずれども、面從曰レ諛、佞言曰レ諂とありて、諛は行に屬し、諂は言に屬す、人の意を迎へて、人の機嫌取りを專らとする小人が事を用ふるなり、〔良臣斥疎〕斥音「セキ」、「しりぞく」と訓ず、疎、音「ソ」、「うとんずる」と訓ず、奸邪諛諂の小人輩、專ら事を用ふる故、忠良の臣は自然疎まれ遠けらるゝなり、〔引兵深入多倍城邑〕倍は背と同じ、兵を引きて敵地に入り、敵國の城邑を取りては進み、取りては進み、數多く敵の城邑を背後にして深く進入するをいふ、吳師道曰く、倍如レ字言二深入所レ過城邑多一也と、〔發梁焚舟以專民心〕梁は橋梁なり、發は開なり、橋梁を破壞すること、橋梁を毀ち舟を焚くは、味方を死地に陷れ、生還逃走の念を絕ちて、專心敵に向つて勇進せしむる手段なり、〔掠於郊野以足軍食〕郊野は敵地城外の田畝なり、掠、音「リャク」、奪掠なり、「かすめ

替へ、我が秦軍を看れば、此の時に當りて、秦軍の士卒は皆軍中を以て己れの家となし、相親むこと一家兄弟の如く、將帥を視ること父母の如く、互に約束せずして親睦し、互に謀り相談せずして皆能く信を守り、將卒上下一心同力、皆必死を期し、一人として踵を旋し、逃走するものなし、之に引替へ楚人の方は、自分の生れ故郷の土地に於て戰闘するにより、將卒皆其の父母妻子の家事を顧念し、各〻心を其の方に奪はれ、一向眞面目に敵に向つて戰闘する心あるなし、此の如き次第故に、私しも彼の如き大勝の功を立つるを得たるなり、又伊闕の戰ひに致しても、彼の韓國は勢ひ孤立にして魏を顧み、自ら先づ其の兵衆を用ひて戰ふを欲せず、魏の方にても亦韓の精銳の兵を恃みにし、之を推して先鋒となし、敵に當らしめんと欲す、此の如く兩軍相互に人に骨を折らせ、己れは樂を爲し、便利を圖ることを爭ひ、其の力分れて一致協同せず、是を以ての故に臣は疑兵を設けて、以て韓の軍兵を宜き加減に取扱ひ、韓軍をして他に向ふ能はざらしめ、而して我が軍の全力をば、專ら魏の方に向ふの手筈を爲し、精銳の力を一つに併せ集めて、魏の不意に觸れ、其の備へなき所を撃ち、魏軍を敗ることを得たり、魏軍既に敗れたれば、韓軍は戰はずして自ら潰散す、因りて勝に乘じ北ぐるを逐ひ、以て彼の如き大勝の功を立つるを得たり、是れ皆當時敵國の情實形勢より計りて勝利を得たるものにて、固より我れは勝つべく、敵は負くべき自然の理數によりて勝敗ありしまでなり、何も「取レ勝如レ神」と御稱贊下さる樣な不可思議の事にては之なし、今秦は趙の軍を長平に撃ち破りし際に、直樣其時を以て、趙人が敗衄に振ひ懼れ、人心恂恂たる時に付け入り乘じて之を滅ぼし取りたらんには、容易く取り得べかりしものを、それを見す〳〵是の好時機を逸して取らず、彼れ我れを恐怖震懼せりとなして之を釋し、彼れに餘裕を與へ、耕作稼穡の農事を勵み、以て穀粟の蓄積を益し、孤兒を養育し幼童を成長せしめて、以て其の人口を益し、兵器甲冑を修繕して、以て其の強みを益し、城郭を增築し、城池を浚渫し、以て其の防御の固めを益すことを得しめ、糧食兵員武具城郭悉く完く、其の上に其の君主は君臣上下の節分を屈折して、以て能く其の臣下に下り、其の臣は又己れの身體を推讓し

神之有哉、今秦破趙軍於長平、不遂以時乘其振懼而滅之、畏而釋之、使得耕稼以益蓄積、養孤長幼、以益其衆、繕治兵甲、以益其强、增城浚池、以益其固、主折節以下其臣、臣推體以下死士、至於平原君之屬、皆令妻妾補縫於行伍之間、臣人一心、上下同力、猶句踐困於會稽之時也、以令伐之、趙必固守、挑其軍戰、必不肯出、圍其國都、必不可克、攻其列城、必未可拔、掠其郊野、必無所得、兵出無功、諸侯生心、外救必至、臣見其害、未睹其利、又病未能行、

【通釋】 武安君之に對へて申すに、其の賞贊は甚だ痛み入れり、されども楚に攻入りて勝利を得たるは、何も私しが偉いのではなく、楚の方に敗るゝ原因の存する故なり、是の時に當りて、楚王は其の國の强大を恃み、心驕りて其政治を疎にして熱心ならず、而して王のみならず、其の羣臣も亦相互に人の功を妬みて相陷れ、王の御機嫌を取る諛諂の小人が蔓りて事を用ひ、忠良の臣は反りて斥け疎ぜられ、其の爲に政治亂れて、百姓人民は皆心を離し、上を怨み、驕奢に無用の失費多きがため、肝腎の城地の修理も行屆かず、國防守備殆んど廢す、既に朝に良臣なく、國に守備なき有樣なる故に、私しも軍兵を引連れて深く敵地に進入し、夥多敵の城邑を取り拔き、橋梁を開き斷ち、舟を焚き棄て、我が軍の歸路を絶ち、以て我が士卒をして戰鬪に專らならしめ、必死の決心をなさしめ、城外の郊野を掠め取りて、以て軍食兵糧を充足し、糧に敵に據るを得たる所以なり、敵國の亂脈に引

血流漂鹵に作る、孟子の書經を引きて血流漂杵とあるも亦是れと同意なり、〔以故至今稱東藩〕韓魏は秦の東方に當れり、故に東藩といふ、藩は本と藩籬藩屏の義にて、藩屏の宮室を蔽護せる如く、防禦擁護の任に當るをいふことにて、其の屬國配下となるの意なり、一本、以故の下に至今の二字なし、〔已十七八〕已は「すでに」と訓ず、十のものなれば、其の七八分は長平の役に死せりとの意、〔是以寡人云云〕寡人は昭王自ら言ふ辭なり、是の處は應侯が昭王の意を受けて王の言辭のまゝに傳ふる故、寡人といふなり、〔君嘗以寡擊衆取勝如神〕嘗、一本常に作る、勝利を取ること恰も神の如く、人間業に非ずとの意なり、

武安君曰、是時楚王恃其國大、不恤其政、而羣臣相妬以功、諛諂用事、良臣斥疎、百姓心離、城池不修、既無良臣、又無守備、故起所以得引兵深入、多倍城邑、發梁焚舟、以專民心、掠於郊野、以足軍食、當此之時、秦之士卒、以軍中爲家、將帥爲父母、不約而親、不謀而信、一心同力、死不旋踵、楚人自戰其地、咸顧其家、各有散心、莫有鬭志、是以能有功也、伊闕之戰、韓孤顧魏、不欲先用其衆、魏恃韓之銳、欲推以爲鋒、二軍爭便、之力不同、是以臣得設疑兵、以待韓陣、專軍幷銳、觸魏軍之不意、魏軍既敗、韓軍自潰、乘勝逐北、以是之故能立功、皆計利形勢、自然之理、何

〔五校大夫王陵〕五校は下に解せり、大夫は之を帥ゐる官なり、王は姓、陵は名、〔亡五校〕校は高注に、五校軍營也、言レ亡二其營校之部一也とあり、通鑑注に、校猶二部隊一也、立レ軍之法、五人爲レ列、列有レ頭、二列爲レ火、十人有レ長、立二火子一、五火爲レ隊、隊五十人、有レ頭二隊爲レ官、官百人立レ長、二官爲レ曲、曲二百人立レ候、二曲爲レ部、部四百人立二司馬一二部爲レ校、校八百人立レ尉云云とあり、卽ち校は部隊の名なり、〔王欲使武安君〕欲使は武安君をして王陵に代りて將たらしめんと欲するなり、〔稱疾不行〕通鑑に據れば、是の時武安君の疾既に癒ゆ、故に稱すといふ、言を疾に託して辭するをいふ、〔王乃使應侯往見武安君責之曰〕責は詰責なり、應侯の言を見るに、一も詰責のことなし、寧ろ武安君の功を稱へて、其承諾を懇願せるなり、史記本傳に據れば、王既に自ら命じたれども、武安君辭して行かず、乃ち應侯をして懇請せしめしなり、〔君前率數萬之衆入楚云云〕史記に昭王二十八年、白起攻レ楚、拔二鄢鄧五城一、其明年、攻レ楚拔レ郢、燒二夷陵一、遂東至二竟陵一、楚王亡去レ郢、東走徙レ陳とあり、〔拔鄢郢〕鄢は楚の別都の名、卽ち襄陽の地、郢は今の安陸府鍾祥縣、楚の都、餘は上文に解せり、高誘曰く、秦兵出二武關一則臨レ鄢、下二黔中一則臨レ郢と、〔焚其廟〕其廟は楚の先王の廟を謂ふ、卽ち上に引ける史記に燒夷陵とあるは是れなり、〔東至竟陵〕竟陵は地の名、索隱に曰く、楚有二七澤一、竟陵其一、蓋亦財富之地と、呉師道曰く、郢州長壽縣の南に在りと、〔楚人震恐〕爾雅に震は懼なりとあり、震は本と雷鳴又は地震のことにて、其の震動皆人の恐怖する所、以に「おそるゝ」の義を生ず、〔東徙而不敢西向〕東徙は陳に徙るをいふ、楚より見れば、陳は其の東方に當り、而して秦は其の西に當れり、故に不二西向一は秦に手向ひせざるをいふ、〔韓魏相率〕率は「ひきゐる」と訓ず、韓魏の二國相率牽し其の行動を共にすること、〔君所將之卒不能半之〕將は本と將帥の將にて、「ひきゐる」と訓ず、統帥の義なり、之に半ばする能はずとは韓魏の軍の半數にも充たざるをいふ、〔戰於伊闕〕伊闕は地名、既に前に見えたり、〔流血漂鹵〕鹵は音「ロ」、韻會に櫓通作レ鹵、說文に櫓大盾也とあり、死傷多くして其の出血夥しく、大なる盾をも漂流すといふことにて、死傷の多きを形容したる語なり、流血は一本に血流に作る、史記も

したる故、今更之を中止する能はずとて、乃ち五校大夫の王陵と申す者を大將と致して趙を伐たしむ、然るに王陵は戰爭不利にて、五校の人數を損失せり、是に於て昭王何如ともする能はず、武安君をして、王陵に代りて往いて其の軍を統率せしめんと欲し、之を武安君に命せしに、武安君は病氣と稱して、之を斷りて行かず、王乃ち應侯范睢を使者とし、武安君の許に遣はし、之を詰責せしめて申すに、楚國は其の地四方五千里の大國にして、戟を持てる戰鬪勇士は百萬の大衆なり、然るに君は前年僅かに數萬の人數を引率して楚に打入り、鄢、郢を攻め拔き、其の宗廟を焚き、東の方竟陵まで進入して大勝を博せり、之に由りて楚人は震ひ恐れ、其王は逃亡して、遠く東の方に徙りて、再び西の方秦に手向ひを致さぬ様になれり、又韓と魏と相共に協同して我れに敵對し、軍兵を興すこと甚だ衆かりしに、君の將ゐる兵卒は、其の半數にも及ぶ能はず、而るに其の少數の兵を以て韓魏の大軍と伊闕の險阻な地に於て戰ひ、遂に大に二國の軍を打敗り、敵の死傷甚だ多く、爲に流血は多くして大楯を漂はし、敵の首を斬ること凡そ二十四萬といふ大

勝利を得たり、其の故を以て韓魏の二國は、是の一戰已來全く我れの威力に屈伏し、今日に至るまで、東藩と稱し、臣屬の禮を執れり、此の如き顯著なる君の大勳功は、滿天下の者一人として聞かざる者なく、皆知る所なり、今や趙は長平の一敗によりて、其の軍卒の死亡する者已に十の七八に及び、其の國力は甚だしく虛乏貧弱となれり、趙を取るべきは方に是の秋にあり、是を以て寡人は大に軍隊を徵發して、趙に打向はしめ、其の數實に趙國の人衆に數倍せり、戰士は已に十分なり、此上は統率者に其人を得れば勝利疑ひなし、何卒願はくは君を煩はして之が大將となし、此度は必ず趙を滅ぼさんと欲すれば、是非とも大將の任を引受けて、寡人の願ひを容れられたし、君は前方寡兵を以て衆敵を擊ち、而も猶能く勝利を取ること實に神の如く、とても人間業とは思はれざりし、況んや此度の如く我れの强兵を以て敵の弱卒を擊ち、我れの衆軍を以て敵の寡兵を打つに於ては、其の勝算は寔に明白なりと、

【解義】〔既以興師矣〕以は已と同じ、既以は重語なり、興師とは動員命令を發し、出師の準備を爲すと、

して、是非に屹度此の失敗を取り戻さんと思ひて、早く朝廷へ出勤し晏く退出して政事に勉強し、謙遜の辭を用ひ聘物を鄭重にして十分なる敬意を表し、四方の列國に使者を派遣し、親交を燕や魏に結び、好誼を齊や楚に連ね、此の四國を己が援助と爲し、君臣上下打揃ひて思慮を積み累ね心を一つに併せて、秦の來擊に備へ手當を致すことを務めと爲し、其の國富內に充實し、其の交際外に成功せり、故に秦が昔しの秦と異りて盛大なると共に、趙も亦同じく昔しの弱かりし趙にあらざれば、今の時に當りて趙國は未だ伐つ可からざるなり、

王曰、寡人既以興師矣、乃使五校大夫王陵將而伐趙、陵戰失利、亡五校、王欲使武安君、武安君稱疾不行、王乃使應侯往見武安君、責之曰、楚地方五千里、持戟百萬、君前率數萬之衆入楚、拔鄢郢、焚其廟、東至竟陵、楚人震恐、東徙而不敢西向、韓魏相率、興兵甚衆、君所將之卒、不能半之、而與之戰於伊闕、大破二國之軍、流血漂鹵、斬首二十四萬、韓魏以故至今稱東藩、此君之功、天下莫不聞、今趙卒之死於長平者、已十七八、其國虛弱、是以寡人大發軍人、數倍於趙國之衆、願使君將、必欲滅之矣、君嘗以寡擊衆、取勝如神、況以强擊弱、以衆擊寡乎、

【通釋】王は武安君の言を用ひずして申すに、君の説は尤もの樣なれども、寡人は既に出師の準備を爲

【大意】秦の將軍白起が連戰連捷して大に趙を破りたるを以て、秦王は更に新鋭休養の兵を帥ゐて趙を滅さしめんとしたりしに、白起は戰餘持重の說を唱へ動かざれば、秦王は別に兵を興して趙を攻めしめしが捷利を得ず、終に白起と隙を生ぜし事を記せり、穆文熙曰く、詳觀前後、蓋應侯既許趙和、以阻撓武安、(白起)、而又勸秦王、强起武安、以重其罪、而杜郵(地名、秦王、劍を白起に賜ひて自殺を命ぜし處)之禍始成矣、雖眞殺起哉、

【通釋】秦の昭王既に趙を破りたる後、軍を罷め國民を休息せしめ兵甲を繕ひ、鋭意に軍備を一新にし、再び趙を伐たんと欲し、武安君白起に相談したるに、武安君の言ふに、其れは不可なりと謝絕したり、王の申すに、前年我が秦國は貧しくして虛しく、人民は飢ゑて困窮せしに、君は我が百姓の堪ふる堪へざるの力を酌み量らず、軍隊兵糧を增益して趙を伐ち滅さんことを請求したり、然るに今度は寡人が人民を休息さして兵士を撫で養ひ、糧食を蓄へ積み、三軍卽ち全軍の士卒に與ふる俸祿は前年度に倍加すること有り、斯の如くに先づ十分に準備が整ひたるに、而も君は反りて趙を伐つを不可と曰へり、甚だ前後矛盾致さずや、其の言ひ譯は何如ぞやと詰責したり、武安君對へて申すに、前年長平の戰爭に、秦軍は大いに克ち、趙軍は大いに破れたり、秦人は歡喜し、趙人は之に反し畏懼したり、然れども戰爭後は、大勝を獲たる故に、秦の人民が從軍して戰死したる者は手厚く葬式を爲し、負傷せし者は手厚く療養を爲し、勞働せし者は相互に饗應して慰め、飮み物食ひ物を食はしたり賜りたりして其の財寶を散らし使ひて、自然に奢侈に傾きたり、之に反して趙人は大敗の後なれば、戰死者は其の儘にして遺骸を取り形付くることをも得ず、負傷者は碌に療養することを得ず、國民は涙を流して互に悲み、全國の人共共に力を勠せて互に輔け働き、憂慮を同じくして互に注意をなし、田地を耕し休息せずして疾かに作りて、其の財用を生み出して國力の充實を務めたり、今大王の軍隊を發遣し給ふことは、成程十分の準備相整ひて、前廉趙を伐ちし時に倍加すとは申せども、臣は料るに、趙國の守備も其の以來右の如くに勉强したれば、既に前廉より十倍增加せり、又趙は、長平の大敗以來君も臣も皆深く憂懼

逆犯なり、誅は責なり、公然憚らずして、秦王の誅責を受くるを知りながら、其の意に逆らひ犯して、范雎が取れる地を奪ひたるは、是れ即ち秦王を辱め、及び蒙傲が將軍たる才略なきを侮りたる所爲なることを謂ふ、〔願委之卿〕卿は蒙傲を謂ふ、委は委任なり、〔以其爲汝南虜也〕虜の字疑ふべし、正解は以以爲也、關君長曰、虜恐慮字訛、蓋言王以爲雎爲亡汝南之憂慮也と、安井息軒は曰く、欲汝南之情爲蒙傲所獲、猶敵所生獲、故云爲汝南虜也と、今其の說を用ふ、

○昭王既息民繕兵、復欲伐趙、武安君曰、不可、王曰、前年國虛民飢、君不量百姓之力、求益軍糧以滅趙、今寡人息民以養士、蓄積糧食、三軍之俸、有倍於前、而曰不可、其說何也、武安君曰、長平之事、秦軍大克、趙軍大破、秦人歡喜、趙人畏懼、秦民之死者厚葬、傷者厚養、勞者相饗、飲食餔餽、以靡其財、趙人之死者不得收、傷者不得療、涕泣相哀、勠力同憂、耕田疾作、以生其財、今王發軍、雖倍其前、臣料趙國守備、亦以十倍矣、趙自長平已來、君臣憂懼、早朝晏退、卑辭重幣、四面出嫁、結親燕魏、連好齊楚、積慮并心、備秦爲務、其國內實、其交外成、當今之時、趙未可伐也、

宜しく篤と吟味して、其の實情卽ち眞相を突き留めて申上げんと、蒙傲聽て應侯の邸に往き、應侯に面會して申すやうは、拙者蒙傲は死せんと思ふなりと、應侯驚きて申すに、其は何の譯にてなるか、蒙傲の申すに、方今我が秦王の尊君を師範として厚く御親任あることは、天下誰れ聞かぬものなし、況して我が秦國に於ては勿論の事なり、而して拙者蒙傲は、勢威の上に於て十分に秦王の御爲を致すことを得るものと信ず、何となれば、將軍と爲りて多數の軍隊を引き廻はす者なればなり、就いては拙者は考ふるに、彼の韓が細小なる國なるに拘はらず、敢て顯に公然と秦王の御手打ちにもなるべき罪を犯し、失禮にも尊君の新たに取られたる土地を奪ひ回すなどとは、誠に不敬極まれる事を爲せり、我が大王の尊敬し給へる御師範の尊君に對して斯くも不埒千萬を働くものを、此の儘打ち捨て置くやうなことでは、拙者蒙傲は武士の面目に對して相濟まず、尙此の上に何ぞ此の世に生存して赤恥を曝さんや、寧ろ死するに如かずと思ふなりと、之を聞くと應侯は、蒙傲の兵力を以て取り回さんとの決心あるを見て大に喜び、蒙傲を拜し厚く敬意を表して申すに、願はくは一切の事を卿に委任致さん、何卒宜しく計られたしと、蒙傲は此の一語にて應侯の實情を突き留め、還りて昭王に報告に及びたり、是れより後は應侯が韓國に關する事件を申す每には、秦王に於て應侯の說を一切聽き入れず、其は彼の應侯が汝南の事件に付て甘く蒙傲に生捕られたるを以ての故なり、

【解義】〔臥不便席〕便は安なり、席は衾褥なり、〔此其情也〕情は實情なり、〔今傲勢得爲秦王爲將將兵〕勢は勢威なり、爲は助なり、護なり、「ため」と訓ず、乃ち己れの勢威は秦王に對して助護をなすことを得、而して其の次第は、秦の將と爲りて秦の兵を將ゐて居る故なりとの意味なり、關君長は、勢恐　幸字訛と云ひ、橫田惟孝は爲將の二字を衍と爲せども、未だ必しも然らず、今安井息軒の說に據り、間ふるに臆見を以て解を爲せり、〔臣以韓之細也〕臣は蒙傲自ら稱する謙辭なり、戰國秦漢の間、君臣にあらざるも謙して臣と稱すること、當時の書往往あり、以は以爲と同じ、「おもへらく」と訓ず、細は小なり、小國を謂ふ、〔顯逆誅奪君地〕顯は明白なること、乃ち公然と同じ、逆は

の爲レ子の子は乃ち餘子の意味なるを示さんが爲に、特に終りに臨んで「乃卽與レ爲二梁餘子一同也」と云へるなり、後世文家の點睛法、大略之と相同じ、正解の說、其一を知りて未だ其二を知らずと謂ふべし、〔梁餘子〕餘子は漢書食貨志に餘子亦在レ于二序室一とあり蘇林が注に未レ任二役一爲二餘子一とあり、乃ち我が邦の部屋住、居候の類なり、趙策の燕封二宋榮岔高一の章に今士大夫餘子之力とあり、史記の范雎傳に欲レ事二魏王一、家貧無二以自資一、乃先事二魏大夫須賈一とあり、

秦王以爲レ不レ然、以告二蒙傲一曰、今也寡人一城圍、食不レ甘味、臥不レ便レ席、今應侯亡レ地而言レ不レ憂、此其情也、蒙傲曰、臣請得二其情一、蒙傲乃往見二應侯一曰、傲欲レ死、應侯曰、何謂也、曰秦王師レ君、天下莫レ不レ聞、而況於二秦國一乎、今傲勢得レ爲二秦王一、爲レ將將レ兵、臣以韓之細也、顯逆レ誅奪二君地一、傲尙奚生、不レ若レ死、應侯拜二蒙傲一曰、願委二之卿一、蒙傲以報二於昭王一、自レ是之後、應侯每レ言二韓事一者、秦王不レ聽也、以二其爲二汝南虜一也、

【通釋】　秦王は應侯の申し譯を聞けども、其の心には眞逆新領土を失ひて憂へないでも無からうと思ひて、應侯の說を道理と爲さず、因りて將軍の蒙傲と申せる人に告げて申さるゝに、今や寡人は、假りに僅かに一城を敵に包圍されても、憂慮の餘り食物も其の味ひを甘しと感ぜず、臥眠も其の牀席に安息せず、乃ち寢ねても食うても能く安心せず、然るに彼の應侯は、一城どころか堂堂たる新領土を亡失して敵に取られても憂へざることを言へり、此れ定めて其の實情なるか、又は態と右の樣に詐り飾りて申す事なるか、甚だ疑はしき義なりと、蒙傲對へて申すに、愚臣

此飾レ詐也、臣既詐ニ其君一、君亦使ニ人以レ詐探ニ其情一、君臣之間交相詐而已と、

【通釋】秦の相應侯、韓の汝南と申す地を取りしが、後復之を韓國に取戻されて失ひたり、秦の昭王、應侯に謂ひけるに、君は折角得たる國を失ひたるが、其れ憂ふるか、嘸殘念ならん、應侯對へて申すに、何も臣は憂へ申さずと、昭王問うて申すに、其れは全體何うしてなるか、應侯の申すに、昔し梁國に東門呉と申せる人が有り、其の愛子が死亡仕りましたけれども、一向憂へ申さずして平氣で居りましたが、其の執事が不思議に存じて尋ねて申しますに、我が君が御子を愛し給へることは天下に雙ぶもの有ることなし、然るに今や其の御子が死去されたるに一向憂へ給はざるとは全體何う遊ばしたるか、御平生に似合はざることで合點仕り難しと、東門呉答へて申すに、自分は最初子供無かりき、子供の無かりし時は別に子供の爲に憂へざりき、然るに只今子供が死したるが、斯くなりて見れば取りも直さず子供の無き最初と同じきことなり、乃ち元の通りと諦むれば何ぞ之を憂ふることあらんと申されたりき、今臣も亦嘗て梁國の餘子卽ち梁國の部屋住の若者にて候ひしが、其の時別に知行とて無かりしも憂慮致さざりき、されば今汝南を亡ひしも前の梁の餘子卽ち昔しの部屋住と同じことにて、矢張り元々通りの祿の無きものと思へば何も憂慮仕らず、乃ち別に之が爲に殘念とも思考仕らずと、

【解義】〔韓之汝南〕汝南は今の河南汝寧府、〔梁人有東門呉〕梁は魏の別名なり、既に見ゆ、東門は姓、呉は名、〔其相室〕相室は家來の長なり、諸侯に相國のあるが如し、一に室老又は家老とも云ふ、今の我が邦の家令、執事の類、〔臣奚憂焉〕臣の字、列子に本文と同事を載せて巨の字に作る、巨は詎と同じ、又遽に作り、距に作る、何なり、「なんぞ」と訓ず、巨奚は疊語なり、同義を重複して用ひたるなり、語氣を重からしめんが爲に、古文此例頗る多し、〔臣亦嘗爲子爲子時不憂〕正解に兩爲レ子、疑竝當レ作レ爲ニ梁餘子一、蓋脫文と云へり、今按ずるに、爲レ子とは乃ち餘子たるを謂へるなり、餘子と云はずして單に爲レ子と云へるは、上文の「其子死」より以下、頻りに子の字を疊ねて云へるを承け、語氣を強めんが爲に餘の字を省き、而して此

有たりしならんと云ふ、正解に邢丘に作るは非なり、此れ魏の地、今の河內縣に在り、「因於上黨」史記に、韓惠王九年、秦擊我大行、我上黨郡守降趙の事を載す、即ち是れなり、「皆返爲趙」上黨、秦に攻められながら、秦に降らずして趙に降り、趙の爲に之を守る、故に返と云ふ、「不樂爲秦民」樂は願なり、音「カウ」、「今亡趙」亡の字もと攻に作る、史記には亡に作る、上文に趙亡の文兩見すれば、亡に作るを是とす、「不如因而割之」因とは趙より地を割きて和せんと請へるに因りてなり、按ずるに史記の白起傳に曰く、秦軍射殺趙括、括軍敗、卒四萬人降武安君、武安君計曰、前秦已拔上黨、上黨民不樂爲秦而歸趙、趙卒反覆、非盡殺之、恐爲亂、乃挾詐而盡坑殺之、遺其小者二百四十人歸趙、前後斬首虜四十五萬人、趙人大震、四十八年十月、秦復定上黨郡、秦分軍爲二王齕攻皮牢拔之、司馬梗定太原、韓趙恐、使蘇代厚幣說秦相應侯曰、武安君擒馬服君乎云云とあり、文少しく異同あれども、旨意は概ね同じ、此れに由りて觀れば、蓋し割地約和の議趙より提出したるならん、「無以爲武安功」無の字もと因に作る、正解は史記に依りて無に訂す、今之に依る、

○應侯失韓之汝南、秦昭王謂應侯曰、君亡國、其憂乎、應侯曰、臣不憂、王曰、何也、曰、梁人有東門吳者、其子死而不憂、其相室曰、公之愛子也、天下無有、今子死而不憂何也、東門吳曰、吾嘗無子、無子之時不憂、今子死乃即與無子時同也、臣奚憂焉、臣亦嘗爲子、爲子時不憂、今亡汝南、乃即與爲梁餘子同也、臣何爲憂、

【大意】應侯范雎が秦王の信任を失ひし端緒を記せり、許相卿曰く、失地而憂人情也、應侯以爲不憂、

宰相、呂望は、呂は姓、望は名、一に呂尙と云ふ、卽ち周の武王、成王を輔けし太公望なり、高本には本文の邵の字なし、安井息軒の說に據れば、周邵共に治績を以て顯はれ、未だ嘗て軍功をもつて稱せられず、此の周は國號を指す、乃ち周の呂望が功と雖も云云の謂なり、召の字のあるは非なりと、然れども既に三公を以て言へば、周邵呂望の三人に解して可なり、呂望の大師たり、召公の大傅たりしことは古史に見えたり、〔趙亡秦王王矣武安君爲三公〕此れ前語を重疊して言ひ、以て深く范雎を刺戟して反抗の心を起さしむるなり、

秦嘗攻韓邢、困於上黨、上黨之民皆返爲趙、天下之民、不樂爲秦民之日固久矣、今亡趙、北地入燕、東地入齊、南地入楚魏、則秦所得無幾何、故不如因而割之無以爲武安功、

【通釋】されば今尊君の爲に計らんに秦は曩きに嘗て韓の邢丘を攻め又韓の上黨の地を攻めて困めたるに上黨の人民は何れも秦に降參せずして、反りて趙に降りて趙の爲に守禦に力を盡したり、右樣の次第にて天下の人民は降りて秦國民たるを願はざることは今日此頃にあらずして固より久しきことなり、故に今度武安君が愈々趙君を亡ぼさば矢張り秦に從はずして趙の北部の地は北鄰の燕の手に入り東部の地は東鄰の齊國に入り南部は楚若くは魏の領土に入るならん、右の如く分裂する時は肝腎の秦國が得る所の土地は幾何も無くして僅かなることなるべし、故に今度趙國が戰敗の結果恐れて和親を乞ふに因みて其の領土を割きて秦國に獻ぜしめ平和の間に此の解決を告げて戰爭して趙を亡ぼすを以て、彼れ武安君が功勳と爲すこと無きやうにする方に如かず、然るときは文治派は最後の勝利を得て武人派が益々跋扈するやうなこと無るべし、乃ち尊君の地位は益々安固にして尊榮なるべきなり、

【解義】〔攻韓邢〕邢は地名、蓋し今の順德府邢臺縣の地にして、上黨を距ること遠からざれば、當時韓の

君爲三公、君能爲之下乎、雖欲無爲之下、固不得之矣、

【大意】范睢の爲に、其の政敵たる武安君白起を排斥せんと謀りたることを記せり、時に范睢の政權を握れるに對し白起は武功を以て抗立せしに、今又趙を亡ぼし軍功を立てたるときは、范睢は竟に屈して下位たらざるを得ず、故に客、爲に計りて平和を講ぜしめて白起の勢を挫かしむるなり、

【通釋】或る策士あり、應侯范睢に謂うて申すに、秦の將軍武安君白起は愈、敵國趙の將軍馬服君趙括を撃ち破りて殺せしや、應侯答へて申すに、然り之を殺したり、策士直に繼ぎて申すに、果して趙が亡びたる曉には秦王が天下の天王たるに相違なし、さすれば武安君は天王の三公たるべし、何となれば武安君が只今迄に秦の爲に働き、戰ひて敵に勝ち、攻めて地を取りたること七十餘城の多きに達せり、南方は楚の鄢や郢や漢中の地を亡して取り、又今度は趙の馬服君が率ゐる大軍を打取り、而かも一の甲兵を失はず、全勝を得たり、其の勳功は古への周公や邵公や太公望の功と雖も、亦此の武安君の勳功より過ぎ越えず、されば趙が一旦亡びたる時は、秦王が天王となり、武安君が其の三公となるべし、斯の場合には、尊君は甘んじて彼れが下位に就くことが出來得るか、私しは出來得ないと信ずるが、然し彼れの下に就くことを望まずとも是非とも就かざるを得ざるべし、此れ如何にも殘念に思ひ給はざるか、

【解義】〔謂應侯曰〕史記を按ずるに、此れ韓趙より蘇代をして應侯に說かしめたるなり、〔君禽馬服君乎〕史記には君の上に武安の二字あり、秦の將白起、武安君に封ぜらる、故に白起を武安君と稱す、此の本文武安の二字を脫落せるなり、安井息軒は、武安秦將、故稱君、馬服趙將、故不稱君、主客之辭也と云へども、其の說、下文の「君能爲之下乎」に至りて窮す、未だ强解たるを免れず、禽は擒と同じ、古へは殺戮も亦擒と稱す、馬服君は、趙の將趙奢、馬服君に封ぜられ、其の子括亦襲封せらる。此には括を指して云ふ、〔爲三公〕三公は時代によりて異同あり、周の世は大師、大傅、大保を三公と爲す、〔周邵呂望〕周は周公旦、邵、一に召に作る、召公奭共に周の成王を輔けし

り豫て范雎が訓令の如くに高會を致し、盛んに金を散らして策士の買收に掛りしが、五千金の內三千金を費さゞる內に、果して天下の策士は利益に眩んで、最初の計畫は打棄てて內輪同志にて大いに相爭鬪して合縱攻秦の策は自然に立消えになれり、乃ち秦は范雎の計に因りて僅僅三千金足らずの買收にて、天下の策士の大企圖を破壞したるなり、

【解義】〔予之五千金〕金は黃金なり、金方寸、重一斤爲二一金一と莊子の注に見えたり、正字通に、或曰、古十兩爲二一斤一、兵法興レ師十萬、日費二千金一、燕昭王以二千金一養レ士、皆此數也、非レ若下今人以二二十四銖一爲中一金上也と、〔居武安〕武安は趙の地、今の河南彰德府武安縣の西南十里に在りと、地名考に見えたり、〔高會相與飮〕高會は大會なり、〔謂邯鄲人誰來取者〕謂とは范雎が唐雎に謂へるなり、邯鄲は趙の國都の名、既に見ゆ、誰來取者とは、何人が能く此の金を取り得る者ぞと、乃ち唐雎よりして金を與ふるを得べき人は如何なる人物たるかと、先づ其の予ふべき資格を議定する語なり、從來解者聵聵、了ならず、或は以て下に缺文ありと爲す者あるは亦誤れり、〔其謀者固未可得予也〕謀は秦を攻むるを謀るを謂ふ、此れ應侯の唐雎と謀議せる辭、故に未レ可レ得レ予と云ひ、又下に其可レ得レ予者と云ふ、得の字、宜しく著眼して看るべし、〔與之昆弟矣〕昆弟は兄弟と同じ、昆の上に宜しく爲の字を加へて看るべし、〔公與秦計功者〕者の字は則の字と同義に解すべし、大者爲レ王、小者爲レ侯の者と同例、下の「金盡者」の者も亦同じ、〔散不能三千金〕不能は、不足と同じ意味なり、韓退之が董生行に淝水出二其側一、不レ能二千里一、百里入レ淮流とあり、亦此の不能と同例、

○謂二應侯一曰、君禽二馬服君一乎、曰、然、又卽圍二邯鄲一乎、曰然、趙亡、秦王王矣、武安君爲二三公一、武安君所二以爲レ秦戰勝攻取一者、七十餘城、南亡二鄢郢漢中一、禽二馬服之軍一、不レ亡二一甲一、雖二周邵呂望之功一、亦不レ過二此一矣、趙亡、秦王王矣、武安

【解義】〔天下之士合從〕從は縱と同じ、〔王見大王之狗〕何洛文曰く、王見當作臣見と、然れども字の如くなるも亦妨げなし、〔輕起相牙〕鮑注に輕は猶忽のごとし、牙は牙を以て相噬むを謂ふとあり、

於是使唐雎載音樂、予之五千金、居武安、高會相與飮、謂邯鄲人、誰來取者、於是其謀者、固未可得予也、其可得予者、與之昆弟矣、公與秦計功者、不問金之所之、金盡者功多矣、今令人復載五千金隨公、唐雎行至武安、散不能三千金、天下之士大相與鬬矣、

【通釋】是に於て范雎は、唐雎と申す人に音樂の器を車中に載せ、又唐雎に五千金を予へて、趙の武安と申す處に往きて居り、此處にて盛大なる宴會を開き、例の音樂を奏して、策士共を招待して相與に酒を飮み交際を結ばしめ、因つて趙の首都なる邯鄲の人にて如何なる人物が參られて、此の五千金を取る者ぞ、卽ち秦からは如何なる人物に此の金をくるゝかと、其授予すべき者を前以て定め置くべし、就いては趙に聚れる策士の中にて、其の秦を攻めんと謀れる者は、申す迄も無く此の方よりして謝絕して、近付けずして金を與ふべからず、其の金を予へて然るべき者、卽ち秦を攻めんと謀らざる策士に對しては宜しく金を予へたる上に、之と宛も兄弟同樣、極めて親密なる交際を爲せよ、又交際費に要する金は決して心を置く勿れ、貴公が眞實に我が秦の爲に成功を計ることならば、金の使ひ途は如何樣になるとも問はず、乃ち貴公が自由に爲すべし、尙此の五千金を殘らず使ひ果して盡くれば、卽ち其れだけ成功が多き譯なるぞ、尙今に人をして復前額と同樣なる五千金を車に載せて、貴公の後から行かしむるに因りて、金は心置き無く使用して、十分な成功を收むべしと、右の如く范雎は申し渡したるが、さて唐雎は行きて武安に至

貴耳、王見大王之狗、臥者臥、起者起、行者行、止者止、毋相與鬪者、投之一骨、輕起相牙者何、則有爭意也、

【大意】六國の策士合縱して秦に對抗せんと圖りし時、范雎が秦の爲に黃金買收策を行ひて之を離散せしめたる事を記せり、〇田汝成曰く、見利則爭先、見害則爭避、小人之情狀、大都如此、而此策以狗相牙爲喩、切實精當、景象在目と、吳師道曰く、秦記尉繚說秦王曰、願大王毋愛財物、賂其豪臣、以亂其謀、不過亡三十萬金、則諸侯可盡、大事記云前此范雎之散從、後此陳平之間項羽（史記陳丞相世家）、同出一術、蓋亂世風俗貪鄙、故此術每中、有言禮義廉恥、於多事之際、必以爲迂濶、不知撥亂之策、莫要於此、愚謂、郭開之間李牧（史記李牧傳）、晉鄙客之譏信陵（史記信陵君傳）、后勝之勸王建（本書の齊策及び史記田敬仲世家）、秦卒亡此三國者、皆應侯之術也、高祖購陳稀將、亦陳平之故智歟と、

【通釋】天下の策士互に合縱し、趙國に相聚りて秦國を攻めんとしたり、秦王は深く之を憂へしが、秦の宰相應侯范雎が申すには、大王憂へ給ふことなかれ、臣請ふ一策を運らして其の計畫を止めん、全體申すと、秦は天下の策士に對して不都合の行爲とて無ければ、何等の怨みを受くべき筈は無し、然るに彼等が相聚りて秦を攻めんと企つる者は、畢竟彼等自分が之を勳功として富貴にならんと欲するに過ぎず、之を一つ譬へを以て申し上げん、大王よ、大王が飼ひ給へる狗を御覽遊ばせ、彼の臥せる狗は臥せしめ、起つ狗は起たしめ、行く狗は行かしめ、止まる狗は止らしめ、各〻の勝手に任し置けば、決して相鬪ふこと無し、然るに試みに其の處へ一つの骨を投げ與ふるときは、狗は忽ち起き來りて互に牙を以て嚙み合はん、其れは狗に各〻己れ先きだちて骨を取らんと爭へる心があればなり、されば只今彼の策士と申す群れる狗に一つの利益と云ふ骨を投げ付けんには、彼等同志に忽ち爭ひが起りて、內割が致すに相違なし、姑らく臣に御委任下されたしと申されたり、

當代の趙王には不孝の子たらしめ、平原君自身は不忠の臣たり、然るに天下列國の王に於て、其れでも矢張り平原君を尊敬して賢者と爲せり、如何にも目の見えぬ仕方なり、是れでは天下列國の王は反りて僅かな鄭の商人の智慧にだも若かず、何となれば鄭の商人は能く實物を見て其の名が間違ひ居れることを辨別したれども、列國の王は徒らに彼の賢者と云ふ空名に眩み惑ひて、其の實際の不賢なることを辨へ知らざればなりと申されたり、

【解義】〔謂玉未理者璞〕理は治なり、「をさむ」と訓ず、璞は音「ボク」、璞の上に爲の字を加へて看るべし〔謂鼠未腊者樸〕腊は音「昔」、說文に乾肉也、从㆓殘肉㆒、日以晞㆑之とあり、「ほじし」と訓ず。樸の上に爲の字を加へて看るべし、〔鄭人曰欲之〕璞と樸と音相同じきを以て璞なりと思ひたれば、之を買はんと欲すと云へるなり、〔因謝不取〕謝は辭去なり、斷ると、此の鼠璞の事は尹文子及び漢書の應奉傳にも見えたり、〔今平原君〕名は勝、趙の惠文王の弟、惠文王の子孝成王に相と爲り、平原君と號す、平原は其の封邑の名なり、史記に傳あり、〔自以賢顯名於天下〕自は平原君自身を謂ふ、乃ち平原君自身に賢者振りて名譽を天下に博すとなり、〔然降其主父沙丘〕降は貶損なり、其の地位を引き下げること、主父は趙の惠文王並に平原君の父にして、曾て趙の君主たりし武靈王の老後の稱號なり、既に前に見ゆ、沙丘は地の名、卽ち主父の居れる處、父の下、沙の上に宜しく於の字を加へて看るべし、語勢上故らに省きたるなり、吳師道曰く、趙記書㆓公子成李兌㆒、非㆓平原㆒也、平原字必有㆑誤と、〔尙猶尊之〕尙も猶なり、亦「なほ」と訓ず、同義の字を重複して用ひたるは、語氣の敦厚なるを欲してなり、古文往往此の例あり、左傳に一薰一蕕、十年尙猶有㆑臭の類卽ち是れなり、〔眩於名〕眩は目に常主なきを眩と謂ふ、故に轉用して惑の義と爲す、「まどひて」と訓ず、

○天下之士合從、相㆓聚於趙㆒而欲㆑攻㆑秦、秦相應侯曰、王勿㆑憂也、請令㆑廢㆑之、秦於㆓天下之士㆒非㆑有㆑怨也、相聚而攻㆑秦者、以㆔己欲㆓富

に、幾は近なり、此れ不レ幾ニ割レ地而韓盡一と言ふべきを、倒語を用ひたるなり、莊子に幾乎僥倖而不レ喪ニ人之國一乎とあり、鈴木氏の引ける左傳の二語皆倶に倒語なり以て國策の此の文と互に援證とすべし、「更與不如張儀者市」市は交易すること、乃ち張儀と其人を取り換ふるを謂ふ、

○應侯曰、鄭人謂ニ玉未レ理者一璞、周人謂ニ鼠未レ腊者一樸、周人懷レ樸過ニ鄭賈一曰、欲レ買レ樸乎、鄭賈曰、欲レ之、出ニ其樸一視レ之、乃鼠也、因謝不レ取、今平原君自以レ賢顯ニ名於天下一、然降ニ其主父沙丘一而臣レ之、天下之王尚猶尊レ之、是天下之王不レ如ニ鄭賈之智一、眩ニ於名一、不レ知ニ其實一也、

【大意】　璞樸の混同し易きを辨別したる鄭の賈人の事を援きて、當時の人主が徒らに平原君の虛譽に眩惑して實才を辨別せざるの愚なるを譏刺せるなり、穆文熙曰く、大抵人之徒有レ名而無レ實者、皆樸類也、然物之樸易レ辨、而人之樸難レ識矣と、

【通釋】　應侯范睢が申すに、世間には隨分間違ひ易きとあり、同じく「ボク」と名くる物にても、鄭の人は未だ磨き上げぬ玉のことを名けて璞と謂ふ、周の人は未だ乾かして固まらぬ鼠のことを樸と謂ふ、樸と璞と、呼び聲は倶に「ボク」と云へるが、或る時周の人、樸即ち鼠を懷中して鄭の商人の處へ立寄りて、樸を買ふ考へは無きかと尋ねければ、鄭の人は未だ磨き上げぬ玉のことなりと思ひて、買ひたしと答へたり、そこで其の樸を懷中より出して見せたるに、乃ち玉には非ずして鼠の乾物にてありければ、鄭の商人は謝絶して買ひ求めざりしと、右は全く一場の話なるが、今や趙の平原君趙勝と申す人は、自ら己れを賢なりとて名譽を天下に顯はして得意がりて居るけれども、然しながら其の君の先代たる主父と仰する方を沙丘の別宮に押し込みて、臣下の位に引き下げて、

は如何にするかとならば、大王韓を攻めて陘を圍み給ふに、先づ敵の權力ある大臣の張儀のことを口實と爲し給へ、卽ち張儀が不都合なる故に韓を攻むるなりと仰せらるべし、然るときは果して張儀の勢力が多くして盛んなれば、張儀は己れを攻むるを緩和せんが爲に將に韓の土地を秦に分割して、自身に己が罪を赦されんことを大王に乞ひ奉るならん、斯くするときは、土地を割きたるが爲に韓國が盡くるに近からずや、必ず終には韓は亡ぶべし、將た又張儀の力が案外に少くして、土地を分割して己が罪を赦されんことを乞ふだけの勢力なければ、大王は韓國に御照會になりて張儀を韓より放逐して、更に才能智略が張儀に劣る人と交換なさるゝときは、新たに張儀の代りと爲りたる人は大王の御恩を報ずると共に、元來が平凡なる人物なれば、此の方の自由にする事が出來得て、大王が韓國に向つて御請求なさることは、一から十まで盡く達し得らるべし、是れが土地を攻め落さずして人を攻め落すと申す者なりと申されたり、

【解義】〔攻韓圍陘〕陘は韓の邑、既に見ゆ、〔所樂爲死也〕樂は五敎反「カウ」、「ねがふ」と訓ず、願なり、〔以張儀爲言〕言は口實なり、乃ち張儀に罪あるに因りて陘を攻むと申し立つること、鮑注に儀死至睢之相、四十四年矣、儀亦未嘗在韓、此必誤とあり、田汝成曰く、張儀代遠、此或別一張儀と、倶に此の張儀を蘇秦に對抗せし張儀にあらずと爲せり、安井息軒曰く、案、爲魏謂魏冉策亦有張儀、詳文意亦似在韓、儀雖變詐百端、其名雷震於當時、恐不得有所謂陳驚坐者、當定爲一人、田說非是と、然れども鮑田二說の如く年代合はず、姑らく錄して疑を存す、〔自贖於王〕儀自ら其罪を秦王に對して贖ふことを謂ふ、〔幾割地而韓不盡〕幾は豈と通ず、莊子の人間世篇に不爲社者、且幾有翦乎と、荀子榮辱篇に是其爲相縣也、幾直夫芻豢稻粱之縣糟糠爾哉の如き、皆幾を豈の字に用ひたり、其の說、尙經傳釋詞に詳らかなり、鈴木注曰く、幾は無幾なり、地を割くこと幾もなくして韓必ず盡くるを言ふ、左傳の昭十六年に、大國之人不可不愼、幾爲之笑而不陵我と、昭二十六年に、王壹動而亡二姓之師、幾如是而不及郢とあり、皆同句法なりと、今按する

強也、其所攻者地也、地者人主所甚愛也、人主者、人臣之所樂爲死也、攻人主之所愛、與樂死者鬪、故十攻而弗能勝也、今王將攻韓圍陘、臣願王之毋獨攻其地而攻其人也、王攻韓圍陘、以張儀爲言、張儀之力多、且削地而以自贖於王、幾割地而韓不盡、張儀之力少、則王逐張儀而更與不如張儀者市、則王之所求於韓者、盡可得也、

【大意】范雎が秦王に韓國を攻むるの策を敎へたることを記せり、毋獨攻其地而攻其人の一句、最も本章の主旨たり、

【通釋】 秦の兵が韓を攻めて陘と云へる地を圍みたる時、范雎は秦の昭王に言上して申すに、同じく敵を攻むるにも、人を攻むると申すことと地を攻むると申すことの二通りあり、其の所以は、曩に穰侯が十たび魏を攻めながら而も魏を傷ふこと能はざりしは、何も我が秦が弱くて彼の魏が强き故にあらず、乃ち穰侯が目的として攻むる者は彼れの土地を取らんが爲なればなり、全體土地と申す者は、人の君主たる者が非常に愛惜する者なり、而して君主と申す者は、人臣たる者が何れも其の爲に一死を棄てんと願ひ望める者なり、然るに其の君主が愛惜して第二の生命とも爲せる土地を攻め取らんとて、人主の爲に一死を棄てんと願ひ望める卽ち君の爲めには生命も惜まぬ人臣と相鬪うて之を爭ふ故に、此の方が十たびも攻めながら而も勝つこと能はざるなり、是れ穰侯が執れる政策が謬れるなり、今や大王將に韓を攻めんとて陘の地を圍み給へり、就いては臣は願ひ奉ることは大王が前きの穰侯の策を踏襲して、獨り土地ばかりを攻むるやうな拙劣なる事を爲し給はずして、敵の人物を目的として攻め給はんことを、乃ち其の事

ち魏醜夫を以て殉死者と爲して、我が墓所へ共に埋めくれよと、魏子は斯くては是非死なゝければならぬに因りて之を患へたり、そこで庸芮と申す人が魏子の爲に宣太后に說いて申すに、太后には死したる人を以て矢張り現世に居るが如く能く物事を承知致す者と思召さるゝか、太后の申さるゝに、否死したならば最早何事でも承知致すこと無しと、庸芮の申すに、若し太后の御靈が果して仰せの如く一旦死したる者は最早何事をも承知致さゞることを明白に御承知遊ばすことならば、何ぜに理由なく御生存中に寵愛なし給ひたる魏醜夫を殺して、以て何等承知なさざる死人の御供に仰付けらるゝことを爲し給ふか、誠に無益なる殺生にて魏子は憫むべき事ならずや、尙又若し死したる者が萬一矢張り物事を承知すること現世の如きことにてあらば、御先代樣には太后が生前の御身持に對しなされて御立腹を累ね積むこと一日や二日にあらず、卽ち多年の御立腹と存ずるなり、されば太后は御先代樣に對しなされて、御自身の過失を救ひ繕うて先王の御立腹を御解き遊ばすに御多忙にて、その時間が足らざる位なるべし、何の御暇がありて其の場合に御生前の如くに魏醜夫を私かに寵愛し給ふことを得んや、太后之を聞きて申さるゝに至極の尤もなる事なりと、乃ち魏醜夫を殉葬と爲すことを止めたり、

【解義】「秦宣太后」宣は諡なり、惠文王の妾にして昭襄王の母なること、史記の秦本紀に見えたり、「愛魏醜夫」魏人にして秦に仕ふと鮑注に見えたり、或は曰く、醜夫は名にあらず、其の人醜行あるを以て、人呼んで醜夫と爲すなりと、然れども本文に據るに、庸芮明らかに太后に告げて「何暇乃私魏醜夫乎」と云へば、亦其の名なるに似たり、「必以魏子爲殉」魏子は卽ち醜夫を謂ふ、子は男子の通稱、殉は以人從葬曰殉と鮑注に見えたり、「庸芮」秦の臣、庸は姓、芮は名、「先王積怒」太后の不品行に對して惠文王の怒れることと久しきを謂ふ、

○秦攻韓圍陘、范雎謂秦昭王曰、有攻人者、有攻地者、穰侯十攻魏而不得傷者、非秦弱而魏

邑」汾水は漢志に、汾水出太原縣汾陽縣北山と、正義に曰く、安邑在絳州夏縣、汾水東北歷安邑西河入河、と安邑は魏桓子の邑、既に前章に見ゆ、「絳水利以灌平陽」絳水は括地志に、一名白水、今名弗泉、源出絳山と、平陽は韓康子の邑、鮑注に屬河東とあり、程恩澤曰く、漢志、河東郡有平陽縣、應劭曰、縣在平河之陽、故名と、「魏桓子肘韓康子」肘は臂なり、此にては肘を「ひぢつきぬ」と讀みて、乃ち肘を以て突くを謂ふ、智伯を憚りて敢て正しく語らず、但だ肘を以て之を突けるなり、蓋し兵車、將は車の中央に居り、御は左に居り、驂乘は右に居る、故に二人互に肘と足とを以て陰かに警むることを得るなり、「躡其踵」躡は蹈なり、「ふむ」と訓ず、踵は跟なり、「きびす」又は「くびす」と訓じ、又「かゞと」と訓ず、「肘足接於車上」肘足一に踵肘に作る、文に於て優なるに似たり、「願王之勿易也」易は輕易なり、

○秦宣太后愛魏醜夫、太后病將死、出令曰、爲我葬、必以魏子爲殉、魏子患之、庸芮爲魏子說太后曰、以死者爲有知乎、太后曰、無知也、曰若太后之神靈、明知死者之無知矣、何爲空以生所愛、葬於無知之死人哉、若死者有知、先王積怒之日久矣、太后救過不贍、何暇乃私魏醜夫乎、太后曰、善、乃止、

【大意】明白なれば略す、穆文熙曰く、死之無知、婦人何足以知之、太后雖強、言無知、而實畏其有知也と、張洲曰く、殉葬敝俗也、蓋西戎之遺風、大抵以所愛殉、穆公嘗殺三良矣、悲夫、

【通釋】秦の宣太后淫亂にして、魏醜夫と呼べる男子を私かに寵愛せり、其の後太后病んで將に死せんとするに方り命令を出して申すらく、我れ死去の節、我が葬式を爲すときは、我が生前寵愛したる魏子郎

知らざりしが、只今になりて始めて水の力の偉大なるを知れり、獨り此の晉水が晉陽を亡ぼすべきのみならず、彼の汾は以て安邑に灌ぐに便利なり、絳の水は以て平陽に灌ぐに便利なりと、之を聞きて陪乘せる魏桓子は、是れ人の上にあらず、吾が身の事なりと思ひて、密かに肘にて御者たる韓康子を突きて氣附けたる處、韓康子も魏桓子の足を蹴んで、態と其の踵を踏み付けて互に注意を爲したり、斯の如く兩人の肘と足と互に車上に接觸したるが動機となりて、遂に兩人は趙襄子に裏切りを爲したれば、憐むべし智伯は敗軍に及び、自身は死し國は滅亡して、徒らに天下の笑ひ者と爲れり、今や秦國の强さ加減は、比較的に申さば昔しの智伯に左程拔き出で過ぎ越ゆる能はず、現今の韓魏は弱しとは申し乍ら、尙彼等が昔し智伯に從ひて晉陽城の下に在りたる時に賢れり、然るに大王は此れを侮り輕んじて左樣な大言を吐き給へるときは、彼の現在の韓魏は何時滅さるゝか知れずと思ひて互に結託すべければ、此れ恰も彼の祖先が互に肘足を用ひて約束を爲したる時と同樣の事を造出すと申すべきなり、願はくは大王には左樣なる御言葉を輕易に發し給ふこと無きやう、深く御注意遊ばされたしと申されたり、

【解義】〔中期推琴〕中期は秦の臣なり、鮑注に曰く、武王時已出二此人一、至レ是四十四五年矣と、或は曰く、中期は秦官名と、推琴は吳師道曰く、此記二其推レ琴而起一對、猶二論語記一レ舍レ瑟也、莊子云、孔子推レ琴と、〔料天下過矣〕料は量なり、「はかる」と訓ず、〔六晉之時〕晉の六卿、智氏、范氏、中行氏、韓氏、魏氏、趙氏各、晉國を分割して有す、故に之を六晉と稱す、〔晉陽〕趙氏の居城、卽ち今の山西太原府太原縣、〔晉水〕山海經に、懸甕之山、晉水出焉とあり、今の山西太原府太原縣の西南十里に懸甕山あり、一に龍山と曰ふ、〔城不沈三板耳〕毛萇曰く、築レ墻者一丈爲レ板と、何休曰く、八尺爲レ板と、胡三省曰く、二尺爲レ板と、此にては水の深くして城の危きことを言へるなれば、胡說を可とす、〔智伯按水〕按一に行に作る、巡視すること、〔韓康子御〕康子は諡にして、名を虎と曰ふ、韓氏の主人なり、御は智伯の爲に馭者となるなり、〔魏桓子驂乘〕桓子は諡にして、名を駒と曰ふ、魏氏の主人なり、驂乘は車右とて車の右側に陪乘すること、〔汾水利以灌安

りしことあり、既に周策に見ゆ、〔芒卯〕魏の將、既に見ゆ、

中期推琴對曰、王之料天下過矣、昔者六晉之時、智氏最强、滅破范中行、又帥韓魏以圍趙襄子於晉陽、決晉水以灌晉陽、城不沈者三板耳、智伯出按水、韓康子御、魏桓子驂乘、智伯曰、始吾不知水之可亡人之國也、乃今知之、汾水利以灌安邑、絳水利以灌平陽、魏桓子肘韓康子、康子履魏桓子、躡其踵、肘足接於車上而智氏分矣、身死國亡、爲天下笑、今秦之强、不能過智伯、韓魏雖弱、尙賢其在晉陽之下也、此乃方其用肘足時也、願王之勿易也、

【通釋】是に於て中期と申す人、王の前に於て琴を彈じ居りしが琴を傍へ推し除けて態度を肅み對へて申さく、大王の天下の事を料り給へること過ちあり、左樣な御料見で入らせられては飛んだ間違ひと存じ候、昔し晉國が六卿の家に分れて六晉と稱せし時、其の一なる智伯が最も强かりき、范と中行と申す二氏を滅し破り、又韓氏、魏氏の兵を帥ゐて趙襄子を晉陽城に攻めたり、その時晉水と申す川を決して、其の水を晉陽城に灌ぎ込みて水攻めに致し、城が水に浸りつからざること僅かに三板ばかり、卽ち三丈位を餘したる外は滿城皆水となれり、智伯は陣を出で丶水の模樣を視察せしが、韓康子と魏獻子と申す韓魏の兩主人が、一は智伯の乘れる車の御者と爲り、一はその陪乘を勤めたり、其の時智伯は申すに、前廉は自分に於て水が人の有てる國を破滅する樣な力の有ることを

なるなり、

○秦昭王謂左右曰、今日韓魏孰與始强、對曰、弗如也、王曰、今之如耳魏齊、孰與孟嘗芒卯之賢、對曰、弗如也、王曰、以孟嘗芒卯之賢、帥强韓魏之兵以伐秦、猶無奈寡人何也、今以無能之如耳魏齊、帥弱韓魏以攻秦、其無奈寡人何亦明矣、左右皆曰、甚然、

【大意】秦の昭王が韓魏の劣弱なるを侮り驕慢の心を生じたるを、其の臣中期、智伯の故事を援きて之を戒めたることを記せり、意旨分明なれば、逐節の大意は略す、以下往往此例に遵ひ、必ずしも毎節に大意を掲げざることあり、

【通釋】秦の昭王或る時左右近侍の臣に語りて申さるゝに、今日現在の韓や魏の國は、彼れが始め强かりし時と孰れが强きか、近侍の臣對へて申さるゝに、其れは始め强かりしに如かず、今日は大いに弱きなり、昭王又申さるゝに、現今韓魏の宰相たる如耳や魏齊と申す人は、昔年彼の國の宰相たりし孟嘗や又芒卯など申す人人と孰れが賢明なるか、近侍亦對へて申さるゝに、其れは孟嘗や芒卯の賢明なるに如かず、今日の彼等は頗る劣り居れり、昭王の申さるゝに、さて其處である、彼の孟嘗や芒卯の賢明なるを以て强き韓や魏の兵を帥ゐて我が秦を伐ちてすらも、猶此の拙者を奈何とも爲すこと無く、卽ち彼等は自分に向つて手の著けやうが無かりしなり、況して今は無能なる如耳や魏齊の身を以て弱き韓魏の兵を帥ゐて我が秦を攻むるとも、彼等が此の寡人を奈何とも爲すこと無きことは亦已に明白なり、さらば我れは何ぞ彼等を畏るゝに足らんや、左右對へて曰く、如何にも至極御尤もな御仰せなりと、

【解義】「如耳」韓の相なり、「魏齊」魏の相なり、「孟嘗」卽ち齊の孟嘗君田文のこと、齊を出でゝ魏に相た

に他國の諸侯をその組合中より裂き分けて、秦の兵符は天下各地に布き、秦てふ大國の勢力を操りて種種な策略を運らし、天下の强兵を徵召して諸侯を伐ち、戰爭して敵に勝ち、攻伐して地を取り、利益は殘らず己が知行所たる陶國へ送り込み、其の【戰利品たる幣帛は亦一つも殘さず皆太后の御殿に入れ、秦の國境內の利益は華陽君に分ちて移し與へり、斯くなるときは、古へに申す所の餘りに臣下が强盛になり過ぎて、竟に君主の地位を危くし國家を滅ぼすの遺り方は、必ず此れよりして起り始まるならん、詮ずる所、太后、穰侯、華陽君の三貴人が胥共に秦の一國の利益を殘らず吸ひ竭して自ら安樂を計るときは、法令は何ぞ大王より出づることを得んや、政權は何ぞ分かるゝ無きことを得んや、二者共に必ず得ざるなり、是れ結局大王は名は秦王に在しましながら、實は秦國を太后、穰侯と各、三分に割りて、大王は其の一分の處に居り給ふ割合ひに相成る事にて、誠にはや御子孫を待つまでも無く、大王御自身の末來が如何やら心配に存じ奉るなり、

【解義】〔其威內扶〕扶は持なり、乃ち其の威力は能く內に於て維持し失墜せざるを謂ふ、〔其權外布〕權の字、諸本に輔の字に作る、關修齡、岡井文皮共に權の字に作るべしと爲せり、今按ずるに、此れ上章に「臣聞善爲レ國者、內固二其威一、而外重二其權一」とあると同一の意味なれば、權に作るを可とす、〔今太后使者〕は太后の任命せる使者を謂ふ、卽ち穰侯を謂ふ、上章に「穰侯使者」とあると語例相同じ、正解には太后當レ作二穰侯一と云へども、今按ずるに、彼れは穰侯を主として云ひ、此れは太后を指して云ふ、意もと相同じからず、〔分裂諸侯而符布天下〕上章に「決二裂諸侯一、剖二符於天下一」とあると意義相同じ、〔利盡歸於陶國〕陶は穰侯の封邑、乃ち上の太后使者の領有せる處なり、〔之幣帛入太后之家〕之は此と同じく、又其と同じ、乃ち此にては其の幣帛の謂にて、戰ひて攻取せし諸侯の國より獲たる幣帛を云ふ、按ずるに、上章の「幣二御於諸侯一」を幣歸レ於二太后一に作らば、本章は太后を主として說ける中に忽ち穰侯の「利盡歸レ於二陶國一」の一語を挿み、上章は穰侯を主として說ける中に忽ち幣歸レ於二太后一の一句を挿み、以て其の各、相關聯して互に利益を私したる事を見はせる意味と

有と爲らんかと恐るゝなり、されば大王今日に於て決して御油斷ある可からざるなり、

【解義】「木實繁云々」以下「臣强者危其主」に至るまで、解は既に前章に見ゆ、「自斗食以上」食は音「シ」、斗食は年俸百斛未滿にて、日給とて一斗二升の粟を賜はる小役人を謂ふ、漢書百官表に百石以下有斗食佐史之秩」と、正義に曰く、一日得斗粟爲料、是也と、「至尉內史」尉は官の名、郡守を佐くるを掌り、兼ねて武職甲兵を典る、內史はもと周の官、秦は以て京師を治むるを掌る官と爲せり、「相國之人」相國は穰侯魏冉を謂ふ、

臣聞古之善爲政者、其威內扶、其權外布、而治政不亂不逆、使者直道而行、不敢爲非、今太后使者分裂諸侯、而符布天下、操大國之勢、徵强兵伐諸侯、戰勝攻取、利盡歸於陶國之幣帛竭入太后之家、境內之利、分移華陽、古之所謂危主滅國之道、必從此起、三貴竭國以自安、然則令何得從王出、權何得毋分、是王果處三分之一也、

【大意】君主は當に內治外交の大權を總べて國家を治むべきに今秦國の權は太后及ひ貴戚に攪亂せられて秦王の地位甚だ危ければ、宜しく警戒すべきことを說き以て言外に早く太后等を處置して禍を防ぐべきを勸告せり、

【通釋】臣又之を聞けり、古への善く國を治むる明君は其の威力は內に向うて扶持し、其の權威は外に向うて弘布し、而して治め方や政事は整ひて亂れず、道理に逆はず、外國へ命を奉じて使ひする者は道を正直にして物事を行ひ、大膽不敵的に非理な事を爲さず、卽ち君命を畏みて正直に行動して使命を果す者なりと、然るに現今我が太后の使者たる穰侯は、擅

人誠與瓢」誠は「もし」と訓ず、若と意義略同じ、〔瓢必裂」正解に必を心に作る、今鮑本に依りて改む、〔不稱瓢爲器」稱は適なり、秦國が恰も瓢が器用と爲ると同じきに適はざるならば其れ迄の事にて、別に議論は無しとなり、〔稱瓢爲器國必裂矣」器の下に則の字を加へて看るべし、岡井彪曰く、省二則字一徑下二國字一、筆勢甚雄勁而奇峭と、

臣聞レ之、木實繁者枝必披、枝之披者傷二其心一、都大者危二其國一、臣强者危二其主一、且今邑中自二斗食一以上、至二尉内史及王左右一、有下非二相國之人一者上乎、國無レ事則已、國有レ事、臣必見三王獨立二於庭一也、臣竊爲レ王恐、恐三萬世之後有レ國者非二王子孫一也、

【大意】　秦の勢力は君主にあらずして相國穰侯等にあるを以て、前途に於て甚だ懼るべきことを言ひ、以て秦王の心を激動す、

【通釋】　臣又之を聞けり、樹木の實が餘り繁くなり過ぐるときは、重量の壓抑よりして其の枝は必ず屈みて折るゝなり、枝の屈み折れたる樹木は、其の木心を傷め害す、都邑の過大なる者は、其の勢力が本國に逼りて危くす、臣下の威權强き者は、其の君主の位置を危くすと、さて現今郡邑の中にて、斗食とて聊かなる祿を頂戴せる小役人より以上段段と上へ溯りて、尉や内史の高官及び大王の御左右に近く仕ふる侍臣に至るまで、凡そ有らゆる官吏は相國穰侯の味方の人にあらざる者が御坐るか、卽ち一人も穰侯の味方にあらざるは無きなり、されば秦國が無事なるときは、先づ其れ限りで可なれども、萬一秦國に緩急の事あるとき、卽ち何か騷動が起りたるときは、屹度穰侯の一味に國を奪はれて、愚臣は必ず大王の獨り朝廷の上に立ちて、誰れも援くる人の無きを知るなり、臣竊かに大王の爲に恐る、何を恐るゝかと申さば、今より萬世の後卽ち大王が萬一の曉には、此の秦國を有つ者は大王の御子孫にあらずして、他人の所

生命と云ふべきを王之神と云へるなり、乃ち正喩を混合し說きたるなり、後世此種の筆法頗る多し、

臣未嘗聞指大於臂、臂大於股、若有此則病必甚矣、百人輿瓢而趨、不如一人持而走疾、百人誠輿瓢、瓢必裂、今秦國、華陽用之、穰侯用之、太后用之、王亦用之、不稱瓢爲器則已、稱瓢爲器、國必裂矣、

【大意】主權の統一せざる可からざるを言ひて、秦國の然らざるを以て危きことを說けり、

【通釋】大物は大物と、小物は小物と定りて居るは、天地自然の道理なり、臣は未だ嘗て指が臂より大いに、臂が股より大いなることを聞かず、若し左樣な逆さまな物があらば、其の本人の身の病は必ず甚しきに相違なし、乃ち物が既に非常なる事故に、必ず非常の病あるなり、是れにて大王には矢張り君主は、君主と、臣下は臣下と、各〻身分に相當の權勢の輕重なかるべからざることを悟り給はるべし、又物は統一するが肝用なることとなり、今試みに百人の多數が一つの瓢を荷うて走るは、單純に一人が持ちて走る方が疾きに如かず、若し百人が瓢を荷ふときは、多數の者が皆各〻思ひ〳〵に爭ふが故に、瓢は互に引張り凧となりて必ず裂くるなるべし、今秦なる一國を、華陽が之を自由に用ひ、穰侯が之を自由に用ひ、太后が之を自由にし、大王も之を自由にし給ふ、乃ち國は一國なれども之を自由に使ふ者が澤山なれば、秦なる國が例の瓢其物と同じからざらんには別に彼れ此れと申す筋なけれども、若し瓢其物と同じき理ならんには、右の如く一國を多數の人にて自由にさるゝときは、秦國は彼の瓢が百人に引張られて裂くると同樣に、必ず分裂すべし、豈に危からずや、

【解義】「百人輿瓢而趨」輿はになふと訓ず、又載なり、「のす」と訓ず、輿の物を載するが如きよりして、凡そ物を荷ふことを載と云ふ、趨は「はしる」と訓ず、走なり、疾行を趨と曰ふ、「持而走疾」疾は速なり、「百

たることを聞き給はざるか、其れは如何と申さんに、恆思に或る悍惡な少年がありて、叢の神と博奕を致さんと請ひて申すに、自分が叢に勝たば、叢は宜しく自分に神靈を借すこと三日間借し給はるべし、若し自分が叢に勝たざるときは、叢は宜しく如何なりとも自分を困め給ふべし、我れは決して不服を申さゞるべしと、斯く約束を致し、そこで其の人は左の手にて叢に代りて玉を投げ、亦右の手にて自分の爲に玉を投げたる處、勿論左手は不便にして右手は便利なれば、叢に勝ちたり、因りて約束なれば叢は己が神靈を少年に三日間借して遣はせり、滿期の後、叢が少年の處へ往きて借したる神靈の返却を求めたる處、少年は彼れ此れと苦情を唱へ、遂に叢に歸さざりしかば、五日程すると叢は神靈を奪はれたるに因りて枯れ、七日程して叢は遂に滅亡したり、今や秦國は即ち大王の叢とも申し上ぐべき大切なる場處にして、權勢は即ち大王の神靈とも申すべき極めて肝要なる者なり、然るに大王は他人に借すに此の肝要なる權勢を以てし給へることは、豈に危險事が無くして止まんや、私しは何時か彼の恆思の叢樹が枯死せしが如き運命に至るやも知れずと存じ、甚だ憂慮に堪へずと、

【解義】〔應侯謂昭王曰〕應侯は、秦の昭王、范雎を封じて應侯と爲す、故に應侯と曰ふ、下同じ、〔恆思有神叢〕恆思は地の名、叢は、高誘曰く、神祠叢樹也と、鮑注に灌木中有神靈託之と、吳師道曰く、墨子、建國必擇木之脩茂（長茂と同じ）者、以爲叢位とあり、乃ち我が邦に謂はゆる鎭守の森の類なり、〔請與叢博〕博は局戲なり、「すごろく」と訓ず、〔叢藉我神三日〕藉は借なり、神は神靈なり、「みたま」と訓ず、〔乃左手爲叢投〕左は貴く右は賤し、故に外面は神を尊ぶやうに粧ひて先づ左手を以て投じたるなり、投は瓊を投ずるなり、乃ち雙陸の采を投ぐること、〔右手自爲投〕右の手は强くして便なり、自ら勝たんと欲するが故に己れの采は右手を以て投じたるなり、此れ叢神の正直なるに乘じて、外は左手を以て神を尊び、右手を以て己れを謙遜したる風を示して、其の實は勝手を計りたるなり、班固が奕指に曰く、博懸於投、不必在慧巧と、〔國者王之叢勢者王之神〕前文に叢を以て秦國に喩へ、神を以て秦王の權に喩へたれば、此處にて王の根據地と云ふべきを王之叢と云ひ、又王の

秦王懼、於レ是乃廢二太后一、逐二穰侯一、出二高陵涇陽華陽於關外一、昭王謂二范雎一曰、昔者齊公得二管仲一、時以爲二仲父一、今吾得レ子、亦以爲レ父、

【通釋】 秦王は范雎が危言を聞きて大いに懼れ、是に於て母の宣太后を廢して政事に干渉するを停め、穰侯を朝廷より逐ひて陶に引取らしめ、高陵、涇陽、華陽の三人を函谷關外に追放したり、昭王その時に范雎に謂ひて申すに、誠に幸ひなることなり、吾れは先生の忠言に依りて助かりたり、昔し齊の桓公は管仲を得て他日の霸業を開きたるが、其の當時管仲を尊敬して父に比べ、以て仲父と崇め稱へたり、今日吾れは先生を得て秦國の一新を爲したれば、亦桓公の管仲に於けるが如く先生を以て父と爲して尊敬を致さんと、

【解義】〔逐穰侯〕史記の穰侯列傳に於レ是秦王悟、乃免二相國一、令下涇陽之屬皆出上レ關就中封邑上、穰侯出レ關、輜重千乘有餘、穰侯卒二於陶一、而因葬焉とあり、〔時以爲仲父〕時は卽時を謂ふ、

○應侯謂二昭王一曰、亦聞三恆思有二神叢一與、恆思有二悍少年一、請二與レ叢博一曰、吾勝レ叢、叢籍二我神一三日、不レ勝、叢困レ我、乃左手爲レ叢投、右手自爲投、勝レ叢、叢籍二其神一三日、叢往求レ之、遂弗レ歸、五日而叢枯、七日而叢亡、今國者王之叢、勢者王之神、藉レ人以レ此、得レ無レ危乎、

【大意】 前章と同じく、主權の他人に假すべからざるを說きて、昭王の心を刺戟し、以て太后、穰侯の徒を驅斥し、自ら取りて代はらんことを圖りたるを記せるなり、而して本段先づ譬喩を以て說き起し、國勢の人に假すべからざるを言へり、

【通釋】 應侯范雎或る時秦の昭王に說いに申しけるは、大王も亦嘗て恆思と申す處に神社の叢樹があり

下が尊くなりて君が卑くなりたる結果なり、現今秦の太后竝に穰侯が政事を我が思ふ通りに爲し、高陵、涇陽、華陽の三君が之を佐けて、相互に表と爲り裏と爲りて私利私欲を縱にすれば、結局、大王は有れども無きと同じ、此れ亦楚の淖齒、趙の李兌の同類なり、臣雎は今に於て大王が何人の味方も無く、全く朝廷の中に孤立し給へることを承知致すなり、且つ臣は將に後世になりて秦國を有ちて君たる者は、必ず大王の御子孫に非ずして他人が代りて有つならんかと恐るゝなり、乃ち或は彼の閔王や主父の如き悲慘なる禍ひが起るやも計り難し、

【解義】〔詩曰木實者〕詩とあれば詩經の詩を指せるなれども、詩經には此辭なし、且つ辭調は詩語と類せず、蓋し詩曰は語曰の謬ならん、正解は恐諺訛と云へり、〔披其枝〕披は折なり、〔傷其心〕心は木心なり、〔大其都者危其國〕都は凡そ諸侯の子弟が封ぜられたる邑を都と曰ふ、國は其の本國卽ち諸侯の國を謂ふ、左傳の隱元年に都城過二百雉一國之害也とあり、又同書の桓十八年の竝レ后匹レ嫡兩レ政耦レ國亂之本也とあり、此れ皆本文と同義、〔淖齒管齊之權〕淖は姓、齒は名、楚の將なり、燕の齊を伐ちし時、楚、齒を將として齊を救はしめ、因りて閔王の相と爲す、〔管齊之權〕管は管理の管、乃ち齊の政權を專にするを謂ふ、〔縮閔王之筋〕縮は摍と通ず、摍は抽なり、筋は身の筋なり、〔宿昔而死〕昔は夜なり、一夜を宿と爲す、宿昔は一夜なり、〔李兌用趙〕李は姓、兌は名なり、用レ趙とは用レ兵用レ事の用の如く、凡そ能く事を左右するを用と曰ふ、乃ち趙國の政事を己が自由自縱にすること、坊本用レ於レ趙と同解して「趙に用ひられて」と讀めるは非なり、〔減食主父〕主父は、趙の武靈王、位を其の子惠文王に讓り、自ら主父と稱す、其の相李兌、惠文王の幼に乘じて政を專にし、遂に主父を幽し、其の食を絕ちて給せず、主父乃ち雀鷇（雀の雛）を探りて之を食ひ、三月餘にして餓死す、事は史記の趙世家に詳らかなり、〔王獨立於廟朝〕廟朝は朝廷正堂なり、爾雅釋宮に室有二東西廂一曰レ廟とあるを、疏に凡大室有二東西廂夾室及前堂一有二序牆一者曰レ廟とあり、又六書故に前曰レ廟、後曰レ寢、今王宮之前殿、士大夫之廳事、是也、虞箴曰、民有二寢廟一、傳曰、夫鼠不レ穴二寢廟一、畏レ人故也、猶三後世言二廟朝一、廟堂也と云へり、

の「弊御於諸侯」は本と「幣歸於太后」とありしを、上文に決裂諸侯とある諸侯と混訛脱漏して遂に此の誤りを爲しゝにあらざるか、但し史記には決三制於二諸侯一、弊三御於二天下一に作る、姑らく錄して考を俟つ、

詩曰、木實繁者、披其枝、披其枝者、傷其心、大其都者、危其國、尊其臣者、卑其主、淖齒管齊之權、縮閔王之筋、懸之廟梁、宿昔而死、李兌用趙、減食主父、百日而餓死、今秦太后穰侯用事、高陵涇陽華陽佐之、卒無秦王、此亦淖齒李兌之類也、臣今見王獨立於廟朝矣、且臣將恐後世之有秦國者、非王之子孫也、

【大意】 君權强くして臣下服從するが道理なるに、今秦の上下は之と反對なれば、秦王の孤立するに止らず、終には秦國を幷せて簒奪に遇はんも知る可からずと云ひて、昭王の太后、穰侯の權を收めて國政を一新にせられんことを望みたるなり、

【通釋】 さて全體一國の大權は必ず君主が主持すべきことは、古語に樹木の實が繁く多きときは、重量に堪へかねて其の枝を折り、其の枝を折るときは其の心を傷るなり、其れと同理にて、物は釣り合ひと云ふことが大切にて、餘り其の分國の城を宏大にするときは、勢力に對抗しかねて其の本家の國が危し、其の臣下を餘りに尊ぶときは、威勢が下に移りて反りて下の者が其の君主を卑み侮ると申されてあり、更に之を歷史上に照らすに、近世楚の將軍淖齒が齊の燕に伐たれたるを救ひに來りて、一時齊國の政權を管理せし時、齊の閔王を捕へ、閔王の筋を抽き出して之を宗廟の梁の上に引き懸けて虐待したれば、閔王は一夕間苦み悶えて遂に死したり、李兌が趙國の政事を自由に致したる時、趙王の先代なる主父と申す君を宮中に囚へ、減食して苦しめたれば、主父は百日許り生きて居て遂に餓死したり、此れ皆共に餘りに臣

臣聞善爲國者、內固其威、而外重其權、穰侯使者、操王之重、決裂諸侯、剖符於天下、征敵伐國、莫敢不聽、戰勝攻取、則利歸於陶國、弊御於諸侯、戰敗則怨結於百姓、而禍歸社稷、

【大意】 穰侯の事を爲すや、利益は自己に歸し、損害は國家に歸し、甚だ秦に不忠なることを論ず、

【通釋】 臣聞きしことあり、善く國家を治むる政事家は、內に向うては國家の威力を堅固にし、外に向うては國家の權力を重厚にすと、然るに今や穰侯の所爲は之と正反對にして、彼の穰侯が外國へ遣はせる使者は、表面は大王の重き御威光を巧みに操り、乃ち秦國の威力の下に立ちて外國の諸君主を分裂せしめて合縱の約束を破り、秦國より發する兵符を天下各國に剖き與へて、秦王の命令に託して國國の兵を動かし敵國を征伐せしむ、因つて天下は大王の御威令を畏みて敢て其の指圖を聽かざるはなし、而して戰うて敵に勝ち攻めて地を取るときは、其の利益は悉く自領の陶國へ贈りて、外は天下の諸侯の政事を決斷制定して大いに權威を振ひ、若し不幸にして戰ひが敗れたるときは、その怨恨、秦國の百姓に結び固まりて、禍亂は秦の國家に押し付けて、毫も君國の爲に計らず專ら私利を營めるのみ、

【解義】 〔善爲國者〕爲は治なり、「をさむ」と訓ず、〔操王之重〕操は操持なり、乃ち秦王の重威を利用すること、〔決裂諸侯剖符於天下〕決裂は、決は「きる」と訓ず、裂は「さく」と訓ず、乃ち諸侯の互に合縱して團結するを約せるを決り裂きて、離ち散すこと、〔剖符於天下〕剖は分なり、符は兵符なり、兵符を各國諸侯に分ちて其の兵を徵發すること、〔利歸於陶國弊御於諸侯〕利は戰利なり、陶は穰侯の私邑なり、既に前に見ゆ、弊は蔽と通ず、斷なり、御は制なり、天下の諸侯を戰捷の餘威に乘じて制御するを謂ふ、又按ずるに、本章は下章と大概相似たる事を記せるものなるが、下章には「戰勝攻取、利盡歸於陶國、之幣帛竭入太后之家」に作れり、此に由りて之を觀るときは、本文

即ち國王と申し上ぐるなり、人を殺したり生したりすることを自由になさるゝ權威ある御方、之れ即ち國王と申し上ぐるなり、乃ち以上の諸權が有りてこそ國王なれ、若し之が無かりせば、たとひ各自は國王と申せども實際は空位も同じきなり、然るに方今王の御母君たる太后には御自恣ばかり行ひ遊ばして御考へなさらず、其の御兄弟たる方方にて穰侯には、使ひに外國へ出でながら大王に報告を爲さず、皆自己の獨斷にて極めて仕舞ひ、涇陽、華陽の兩君は擅に人を處刑に爲して避け除くることをせず、さて右の如く穰侯以下の四人の貴き者の如きが揃ひ備はりて、而かも國家が安全にして危からずと申すことは古來未だ嘗て例しなきなり、然るに現在に於て大王は此の四人の貴き者の下と爲り給ひて、四人が實權を掌握すれば、乃ち此れが前きに申し上げたる秦國には肝腎の王が無しと云へる者なり、此の如くにして王權が焉んぞ横に傾かざるを得んや、是非傾かざる可らず、政令が焉んぞ大王の御手元より出づることを得んや、乃ち是非出づることを得ざるべし、

【解義】〔臣居山東〕山東は魏を指して云ふ、〔齊之有田單〕田は姓、單は名なり、本と齊王の疏族なりしが、燕を撃退し大功あるを以て安平君に封ぜらる、〔太后穰侯〕俱に既に見ゆ、〔涇陽華陽高陵〕涇陽は太后の弟芈戎にして、涇陽君と號す、華陽君、高陽君は俱に太后の寵子なり、〔穰侯出使不報〕出使は出でゝ諸侯に使ひすること、報は報告の報にて、乃ち擅に出で使ひして、其の結果を王に報告せざること、下文にある「穰侯使者」云云は即ち此事を細說せるなり、鮑彪は曰く、報猶ㇾ白也、言不ㇾ白ㇾ王、而擅遣ニ使於ㇾ外と、亦一說として存すべし、〔撃斷無諱〕撃斷は人を刑戮にするを謂ふ、諱は忌諱なり、乃ち遠慮して差扣ふること、〔進退不請〕進退は人を進用し又は退罷すること、不請とは王に伺はずして擅に爲すこと、一說に、進退は出入と云ふが如し、乃ち己が身の出入倶に自ら縱にして王の許可を待たざることにて、公族の身を以て君主の命令を奉ぜざるを謂へるなりと、〔四貴者備〕四貴は上文の太后を除き、穰侯、涇陽、華陽、高陵の四人を謂ふ、范睢の意は太后をも并せて五貴と言はんと欲すれども、秦王に對し故らに太后一人を除外したるなり、

行之道」太行は山の名、呂氏春秋に、天下九山、太行其一とあり、朱子曰く、太行山一千里、河北諸州皆旋二其趾一、潞州上黨在二山脊最高處一と、程恩澤曰く、今の山西鳳臺縣南の三十里と、河南の河內縣北の二十里に在りと、「上黨之兵」上黨は韓の地、既に上文に見ゆ、「一擧而攻滎陽」滎、或は宜に作るは非なり、安井仲平曰く、此れ上文を覆說して大勢を見し、以て韓の必ず聽くことを斷ず、上文と相ひ礙せずと、

○范雎曰、臣居二山東一、聞三齊之有二田單一、不レ聞二其有一レ王、聞三秦之有二太后穰侯涇陽華陽高陵一、不レ聞二其有一レ王、夫擅レ國之謂レ王、專二利害一之謂レ王、制二殺生之威一之謂レ王、今太后擅行不レ顧、穰侯出使不レ報、涇陽華陽擊斷無レ諱、高陵進退不レ請、四貴備而國不レ危者未二之有一也、爲二此四者下一、乃所レ謂無レ王已、然則權焉得レ不レ傾、而令焉得レ從二王出一乎、

【大意】本章は范雎が、秦の太后及び穰侯等が秦王を無視して權勢を恣にする弊害を論じ、秦王に之を罷免し政權を總攬すべきを勸告したることを記せり、而して此段先づ太后以下の非違を槪論して秦王の有名無實なることを言へり、

【通釋】范雎或る時秦の昭王に申し上ぐるに、臣雎が昔日山東に居て未だ秦王に至らざりし時、豫て齊國には田單と申す權勢家が有ることを承はりて居たれども、齊國に王樣が在せらるゝことを承知致さず、秦國には太后を始め穰侯、涇陽君、華陽君、高陵君と申し上ぐる權勢家が有ることを承知致して、大王が在せらるゝ事を承知致さざりき、全體國王と申し上ぐる御方は如何なる者なるかと申さんに、其の御所有の國を御自身の勝手になさる、權力ある御方、之れ卽ち國王と申し上ぐるなり、一國に關する事の利なり害なりを御自身一個に勝手になさるゝ御方、之れ

て秦に附き從はんと請ひ出でたり、そこで范雎は又昭王に說いて申すに、秦と韓との地、相互に組み入りて居ること、宛かも繡が雙方より出でたり入りたりして居るが如き狀態なり、而して秦の國に韓と云ふ國があるは、韓の國疆を包圍して、韓は秦の疆內に在る姿なれば、其の危害なることは、宛かも木心に蠹が有り人の身體が心や腹を病氣せるが如く、誠に內部の患にて困り切りたることなり、他日天下に萬一の變があるときは、秦の危害を爲す者は韓國より大いなるものなし、故に何は扨て置きて先づ韓を此の方の味方に取り込むが急務なりと申されたり、昭王の申すに、如何にも其の通りにて、寡人は韓を取り込まんとは思へども韓が不承諾なるを如何にすべきや、范雎が申すには此れ矢張り武力で壓迫するの外なし、兵を差向けて彼の滎陽と申す處を攻めば、流石の險岨も往來が通ぜず、孤立すべし、北の方へ出でゝ太行山の道を斷ち切りて仕舞へば、上黨方面の兵隊は高地より下りて來ること能はず、右の如く我が兵が一擧して滎陽を攻め掛くるときは、彼の國內は斷ち切れて三つに分れて、相互に氣脈を通じて援助すべからず、韓國は到底叶はずして亡ぶるに間違ひなしと見て取りたるときは、何處に於て秦に聽き從はざるべきや、卽ち之を救ひ止めんが爲には是非に秦の命令を聽き從はざるを得ず、韓國既に秦の命令を聽き從ひたる以上は、魏は既に夙より秦に親附せるが故に、韓魏の兩國卽ち天下の中國にして樞要の地が秦の手に落ちたる事なれば、前に申し上げたるが如く、霸者となりて天下諸侯を從はすることは成就すべきなりと申されたり、秦王の申すに、如何にも至極なりと、其の後昭王は范雎の策によりて韓を攻め南陽を取り、太行の往來の道を絕ちたり、

【解義】〔魏多變之國〕變は變詐なり、〔擧兵而伐之〕穆文熙曰く、雎謂レ親レ魏、非二眞親一、伐乃眞伐也、惟親レ之、乃可レ伐レ之也と、今按ずるに此の說非なり、雎の意は惟伐レ之而俾レ懼、乃可二以親一也と云へるなり、〔而攻邢丘〕邢丘は魏の地の名、〔不如收韓〕收は收め取ると、〔而攻滎陽〕滎陽は韓地の名、今の河南開封府滎澤縣の西南に滎陽故城あり、〔成皐之路〕水經注に、成皐故城、在二大伾山上一、縈二帶伾皐一、絕岸峻周、高四十許丈、城張翕險崎而不レ平と、今河南の開封府に屬す、〔太

繡、秦之有韓、若木之有蠹、人之病心腹、天下有變、爲秦害者、莫大於韓、王曰、寡人欲收韓、韓不聽、爲之奈何、范雎曰、擧兵而攻滎陽、則成皋之路不通、北斬太行之道、則上黨之兵不下、一擧而攻滎陽、則其國斷而爲三、韓見必亡、焉得不聽、韓聽、而霸事可成也、王曰善、

【大意】先づ魏に就いて、前きに韓魏を親むといふ事は、眞に幣を厚くして親密を爲すに非ずして、兵力を以て威壓して彼れをして親附の已むを得ざるに出でしむべきを謂へることを説き、魏既に親附すれば、韓の孤立せるに乘じて之を伐ち、韓をして亦秦に親附の已むを得ざるに出でしむる事を説き、前に謂はる遠交近攻の策に反顧囘繞して結を爲せり、鮑彪曰く、遠交近攻雎之策當矣、語未卒而復欲親之、既親之又欲伐之、立談之間、矯亂如此、使人主何適從乎と、此れ未だ深く本文の意を玩索せずして妄りに訾說を爲すものにして、取るに足らず、

【通釋】秦王は雎が先づ韓魏を親むべしと說けるを聞きて申すに、成程仰せの如く寡人は魏國に親しく交らんと思へども、何分魏は詐り多く變り易き國にて約束が當てにならず、淺智なる寡人の能力にては之を親み交はること能はず、就いては魏を親むことは如何にせば可なるか、一つ其の方法を伺ひたしと、范雎對へて申すに、此の方よりして辭を卑下し幣物を厚くし敬意を表して彼れに事ふることは可ならず、さらばとて此の方の土地を割いて彼れに賂ひてその懽心を取ることは尙更に可ならず、就いては此れより兵を擧げて彼れを伐ち、武力を以て威壓服從するが可なり、さするときは彼れは畏懼して服從すべし、是れが私しが彼れを親む方略に候と、是に於て秦は其の言に從ひ、兵を擧げて魏の邢丘と申す處を攻めしが、邢丘は秦に拔き取られて、魏は果して畏れ

理的勢力を利用して楚と趙とを威壓し給ふべし、斯の如くなれば、若し趙が强き時は楚が先づ畏れて從はん、楚が强きときは趙が先づ畏れて從はん、又楚趙共に强からずして畏れて從ふ時は、極東の齊は、只今まで南の楚と西の趙とが倔强にして秦に抗敵すればこそ相扶け合うて秦に對立したれ、斯くなりて楚趙兩國が秦に附きたる上は齊は孤立となれば、必ず深く懼るゝに違ひなし、齊が懼るゝときは秦よりして齊を攻むる迄も無く、彼れは必ず言前を謙遜し進物を手厚くし、大いに敬意を盡して秦に事ふるに相違なし、齊が右の如くなりて秦に附き從ひたる上は、韓魏は最早何事をも致すこと能はざれば、秦は之を滅して其の國都をば城跡と爲すことを得べし、然れば只今秦が韓魏を親密にする事も全く一時的謀略に過ぎず、長い間にては無く暫時の辛抱なれば、大王には一つ御勘考遊ばさずや、

【解義】「不亦繆乎」繆は謬と通ず、「あやまる」と訓ず、「昔者中山之地」中山は國の名、張琦曰く、攷ニ中山之境ー、自ニ今直隸保定府之唐縣完縣正定府之獲鹿井陘平山靈壽無極定州新樂行唐曲陽ー、兼ニ有ニ冀州之地ーと、「中國之處」處は居なり、處ニ于中國ーと云ふべきを倒字法を用ひたるなり、「天下之樞」樞は「とぼそ」と訓ず、又「くるゝ」と云ふ、戶を維持開閉する要機なるよりして、凡そ肝要なる處を樞と謂ふ、卽ち天下の目拔きの場處の意、「必親中國而以爲天下樞ー」句として讀むべし、乃ち韓魏を謂ふ、「趙强則楚附」鮑注に曰く、言雖ニ兼制ー、必有ニ一附ーと、通鑑に趙强則附レ楚、楚强則附レ趙に作る、胡注に曰く、强者未レ易ニ柔服ー、故先親ニ附　弱者ーと、今按ずるに、本文に依れば前説を可とす、「韓魏可虛」虛は墟と同じ其の國　夷滅して城池都邑を丘墟と爲すを謂ふ、

王曰、寡人欲レ親レ魏、魏多變之國也、寡人不レ能レ親、請問親レ魏奈何、范雎曰、卑レ辭厚レ幣以事レ之、不可、削レ地而賂レ之、不可、擧レ兵而伐レ之、於レ是擧レ兵而攻ニ邢丘ー、邢丘拔而魏請レ附、曰、秦韓之地形、相錯如

名立、利附焉、天下莫能害、今韓魏中國之處、而天下之樞也、王若欲霸、必親中國而以爲天下樞、以威楚趙、趙强則楚附、楚强則趙附、楚趙附則齊必懼、懼必卑辭重幣以事秦、齊附而韓魏可虛也、

【大意】 秦王に教ふるに遠交近攻の策を以てす、乃ち韓魏の樞要に據り、近き楚趙を威壓して遠き齊國を脅迫するときは、皆秦に服從して、韓魏は亡して取るを得べきことを言ふ、茅坤曰く、秦之伯業、定於遠交近攻之一言と、揚一奇曰く、遠交所以抵乎近者也、近攻所以罷乎遠者也、就彼言之、殆亦知取天下之勢者と、

【通釋】 上述の如く、秦が韓魏二國を打越えて齊を伐つことは失計なるが、就いては其れよりは大王に於て遠き國に交際を結んで近き國を攻むる方針を執り給ふに如かず、さすれば土地が秦と密接なるが故に、他國の一寸の土地を得給ふときは大王の一寸の土地を增し、一尺を得るときは亦大王の一尺の土地を增すことになりて、苟くも土地を得れば得る程、すぐに大王の御利益となるなり、然るに只今は此の策を捨てゝ、徒らに近き國を越えて遠き國なる齊を攻むると云ふことは亦謬らずや、乃ち間違ひたる計略と云はざるを得ざるなり、且つ昔し中山と申す國の土地は方五百里にて可なりの國なる處、趙は隣國を以て之を伐ち、卽ち近攻の策を執りしが故に、趙獨り其の五百里の地の利益を擅に占領し、功績は成就し、名譽は立ち定りて、又利益が之に附隨し、乃ち功名利益を獨占したるなれ共、何分に趙よりは地理が近くて便利なれば、天下列國何れよりも干渉して妨害すること無し、是れ近攻の效能利益なり、方今韓魏の二國は支那に於ける中心の國なる至極便利な位置に居られて、天下列國の樞要なる場處なり、大王若し天下に霸者たらんと思召さば、必ず彼の中心の國にして天下諸國の樞要たる韓魏と親密にし、韓魏の地

韓魏を肥し太らして勢を附け過ぎたる結果なり、此れが世間に申す所の態々賊に兵器を借して盗に食物を持たしむる者にて、即ち自分に骨折り物を入れて、己が妨害者に強みを付けると申すものにて、物數寄にも亦程の有る事なり、然しながら今秦國も御油斷あると此の覆轍を踐むべきが故に、只今の内に御勘考が必要と考ふるなりと、

【解義】〔越韓魏而攻强齊〕秦齊の間に韓魏の二國あり、故に齊を攻むるに韓魏の道を假らざるを得ず、此の事既に前きの黄歇の上書の中に見えたり、〔今見與國〕與國は相與せる國、即ち韓魏を謂ふ、〔昔者齊人伐楚〕齊の閔王十二年に、楚を重丘に敗りて大いに功ありたる事、史記に見えたり、〔再辟千里〕辟は闢と同じ、開拓なり、史記に辟の下に地の字あり、此れ宜しく補ふべし、〔膚寸之地〕鮑注に集韻、側手曰扶、通作膚、春秋傳、膚寸而合とあり、又正韻に四寸曰膚とあり、要するに僅少の土地を謂ふ、〔形弗能有也〕形は形勢なり、史記には形勢に作る、此の文恐らくは勢の字を脱せるならん、魏策に夫郢寡人固形弗有也とあるを、注に形猶勢也と云へり、〔見齊之罷露〕罷露は史記に罷弊に作る、義同じ、罷は疲と同じ、露は羸なり、亦「つかる」と訓ず、岡井文皮曰く、罷露連語也、齊策、其百姓罷而城郭露、又云、罷士露國、而多與天下爲仇、竝罷敝之義、史作罷弊、又可證也と、今按ずるに、露亦通じて路に作る、孟子にも是率天下而路也とあり、亦同じ、〔擧兵而伐之〕鮑注に魏昭十二年、與秦趙韓燕伐齊敗之、又史記の樂毅傳に見えたり、〔此所謂藉賊兵而齎盜食者〕藉は借と通ず、兵は兵器なり、此の語蓋し古語ならん、後李斯、始皇に上る書にも亦之を引けり、按ずるに、范雎前きに昭王の失計を論ずるに唯「疏於計矣」と云ふに過ぎずして、未だ十分に其の非を言はず、故に齊王の事を論ずるに方りて痛切に之を言ひ、以て昭王も亦終に此の覆轍を踐むの危きを諷諫したるなり、

王不如遠交而近攻、得寸則王之寸、得尺亦王之尺也、今舍此而遠交、不亦繆乎、且昔者中山之地、方五百里、趙獨擅之、功成

下笑所以然者、以其伐楚而肥韓魏也、此所謂藉賊兵而齎盗食者也、

【大意】前段を承けて昭王が己の失計を問はれたるに對し、范雎は其の隣國を越えて强敵を攻むるの非計なるを陳じ、以て下文の遠交近攻の説の起因となしたるなり、

【通釋】昭王は因りて問うて申すに、願はくは有レ所レ失レ計の御説を承はらんと、范雎對へて申すに、其れは他にあらず、曩きに大王は隣國の韓魏を越えて强盛なる齊國を攻むることを謀り給ひたり、此れ良き計にあらざるなり、如何となれば、今秦が之が爲に少しく師を出すときは、齊は强國なるが故に少少計りの兵にては彼れを傷ひ弱らすに足らず、去りとて多く兵を出すときは、爲に軍費も浩繁にして秦國に害あらん、乃ち出兵の多少共に何の途秦の損害なり、臣雎竊かに王の御爲に考へ奉るに、今大王御自身は後者の少し計り師を出す方法を取りて、彼の韓魏兩國の兵を殘らず悉して出征せしめんと思ひ給ふとも、其れは餘りに御自分勝手と申す者にて、不義理の爲され方なり、又今與國の韓魏が何時離畔するか分らず、親むべからざるを承知しながら、其の國を打越えて敵國を攻むると申すことが果して可なる者ならんや、一朝事故が中間國との間に生じたる時は、早速其れに奪ひ取らるべし、計略上甚だ疎く手落ち多き者と申すべし、昔し齊國の人が楚國を伐ちて、戰ひ勝ちて楚軍を破り楚の將を殺し、再度土地を拓開すること一千里なりき、然れども實際は膚寸の地卽ち手を側め立てたる位の僅少な土地をも獲得すること無かりしことは、豈に齊國が土地を欲し望まざるならんや、大いに欲したるも地形の實質上餘り隔離せるを以て、保有すること能はざれば致し方なく取らざりしなり、又他國の諸侯は、齊が連戰の結果疲勞して君と臣との間が自然に仲惡くして相親しからざるを看取し、此の機乘ずべしとて兵を擧げて齊を伐ちしかば、齊の君主は殺されて恥辱を受け、軍は破れて畢竟天下の笑ひ物と爲りたり、左樣な事に立ち到ると申すは、彼の齊が自國より遠方の楚國を伐ちて、近國の

焉、在今涇陽縣西北百二十里と、谷口は顏師古曰く谷口在九嵕山東仲山西、當涇水出山之處、故曰谷口と、顧祖禹曰く、在今涇陽縣西北百二十里と、(南帶涇渭)涇は水の名、今の甘肅平涼縣西北の西幵頭山より出で、今の陝西高陵縣西南三十里陽陵に至りて渭に入る、渭は渭水なり、今の甘肅蘭州府渭源縣西七十六里の鳥鼠同穴山より出で、今の陝西華陰縣の東北五十里に至り河に入る、程恩澤曰く、以今地圖按之、倶在咸陽西北、而策云南帶涇渭、殊不可解と、(右隴蜀)隴は隴首山、一に隴坻と名づく、顧祖禹曰く、隴坻在鳳翔府隴州西北六十里、山高而長、北連沙漠、南帶汧渭、關中四塞、此爲西面之險と、蜀は既に上に見ゆ、程恩澤曰く、廣雅蜀山謂之嶓山(一に岷山に作る)、蜀讀爲獨、或作瀆、水經注、嶓山卽瀆山、水曰瀆水、元和志曰、卽隴山之南首也、故稱隴蜀、蜀地蓋因此得名と、(左關阪)關阪は鮑注に函谷關隴阪とあり、程恩澤曰く、張氏琦曰、關阪當作商阪、卽今商州之商洛山也、恩澤案地理通釋、關阪卽殽函也、以左字審之良信と、(馳韓盧而逐蹇兎)韓盧は駿犬の名、齊策に韓子盧天下之疾犬也とあり、博物志に韓有黑犬、名盧とあり、(穰侯爲國謀)穰侯は卽ち魏冉、太后の弟、昭王の外舅、時に秦の政を執れり、既に前に見ゆ、

王曰、願聞所失計、睢曰、大王越韓魏而攻强齊、非計也、少出師則不足以傷齊、多之則害於秦、臣意王之計、欲少出師而悉韓魏之兵、則不義矣、今見與國之不可親、越人之國而攻、可乎、疏於計矣、昔者齊人伐楚、戰勝、破軍殺將、再辟千里、膚寸之地無得者、豈齊不欲地哉、形弗能有也、諸侯見齊之罷露、君臣之不親、擧兵而伐之、主辱軍破、爲天

范睢再拜、秦王亦再拜、范睢曰、大王之國、北有甘泉谷口、南帶涇渭、右隴蜀、左關阪、戰車千乘、奮擊百萬、以秦卒之勇、車騎之多、以當諸侯、譬如馳韓盧而逐蹇兎也、霸王之業可致、今反閉關而不敢窺兵於山東者、是穰侯爲國謀不忠、而大王之計有所失也、

【大意】　秦國の地利と兵力とを以て諸侯に當るは極めて容易なれば、夙に天下の霸王ともなるべきに、反りて自ら畏縮して敵する能はざるは、大臣穰侯の不忠と秦王の失計とに因れることを言ひ、以て秦王の問を誘起せり、

【通釋】　范睢は秦王の敬意を表して跪きて懇切の辭を以て應接せるに對して、再拜して謝意を表したりしに、秦王も亦再拜して答禮を爲し、全く賓主の禮を執りて、王者が臣下に臨む態度と殊なれり、是に於て范睢は愈、秦王が謙遜誠實に自分の說を聽かんと熱望せるを知り、乃ち決心し口を開きて申すには、今や大王の御國即ち秦國は、北には甘泉や谷口などを控へ、南には涇水や渭水などを帶の如く繞らし、隴や蜀やの地を右に控へ、關や阪やを左に控へて要害宜しきが上に、軍備と申せば戰車が千乘、奮うて敵を擊つ強勇の兵士が百萬人の多きあり、秦の軍卒の勇武と車や騎の衆多なるを以て、其れで列國の諸侯に敵對するときは誠に之を擊ち破るに容易なることは、譬へば天下に名高き韓盧と申す駿犬を引きて足の鈍き兎を追懸くるが如く、直ちに始末が付きて、秦が天下の霸王となる事業は出來得べかりし筈なり、然るに今は反りて函谷關を閉鎖し、敢て軍兵をして山東の諸國を窺ひ攻めざるものは、是れ秦の執政たる穰侯魏冉が國家の爲に謀り營むことが不忠實にして、亦大王の計略が失錯あればなり、

【解義】　〔甘泉谷口〕甘泉は山の名、顧祖禹曰く、甘泉山、周廻六十里、一名磨盤嶺、又名車盤嶺、甘泉出

先王之廟也、寡人得受命於先生、此天所以幸先王而不棄其孤也、先生奈何而言若此、事無大小、上及太后、下至大臣、願先生悉以教寡人、無疑寡人也、

【大意】 范雎の説が能く秦王の意に投合して、秦王の益〻傾注するの切なることを言へり、

【通釋】 秦王は范雎の言を聴きて大いに喜び、更に敬意を表し、跪いて申すに、先生の御仰せは是れ全體何と申し上げて可なる仰せ方なるか、實に滅相も無い御仰せと存ずるなり、夫れ我が秦國は西北の僻遠な地にして、其の主人たる寡人は愚昧にして不肖なれば、誠に此れ、一として取り處なき國なるに、先生乃ち悠悠と遠方より幸ひにも此の國に光來を賜ひたり、此れ全く天帝が不肖なる寡人を先生に輔佐の御苦勞を掛けて、我が祖宗先王の宗廟の祀が亡びずして永存するやうに取計らひ給へるなり、不肖なる寡人が御世話に預りて御指圖を先生に承はることを得るは、此れ全く天が我が先王に幸福を垂れて、我が先王の相續者たる、此の孤兒同樣に依少き自分を棄て給はざるなり、されば先生は天帝よりして我が秦國を存せんが爲に降し給ひし御方なれば、宜しく十分に御指圖を賜はるべき者なるに、先生奈何ぞ仰せらるゝことが此の如く死ぬの亡ぐるのなどゝ忌々しきことを仰せらるゝや、何卒秦國の事は、上は我が母太后の事から、下は大臣の事に至るまで、願はくは先生決して御腹藏なく悉く以て寡人に、斯くしては可なり斯くしては不可なりと御敎へ下されたく願ふなり、寡人を御疑ひ無く御信用ありて、御懸念なく敎へ給はんことを切望の至りに堪へずと申されたり、

【解義】 〔是何言也〕言ひ方も有るべきに、其れは亦何の云ひざまぞと驚き怪める辭なり、〔慁先生〕慁は音「コン」、汚し辱めること、又辱なり、擾なり、勿體なくも御苦勞を掛けてと云ふ意なり、〔幸先王而不棄其孤〕幸は福を與ふるなり、先王もと先生に作る、今史記に依りて訂正す、其孤は昭王自ら稱す、〔得受命於先生〕命は敎なり、孟子に夷子曰命之矣の命と同じ、乃ち先生より敎誨を承はるを得と云ふ意なり、

の意を動かせるなり、

【通釋】 以上の如き譯なる故に、臣は死を畏るゝにあらず、但だ臣が恐れ憂ふることは餘の義にあらず、臣が死したる後は、天下の人人咸臣が忠義を國家に盡しながら身體は斃れたるを見るときは、是れよりして何人も恐れ懲りて、口を杜ぎて沈默し足を裹みて歩まず、秦國に向ひて來ることを承知する者が無くなるより外なけん、足下は現在に於て、上に向ひて太后の嚴重なるを畏れ給ひ、下は奸臣の妖しき態素振りに欺かれ惑はされ、平生深宮の中に居て御保御傅の手より離れず、終身の間何等世間の事を知り給はずして、智識は闇く事物に惑ひ、而かも臣下の內に與に御相談役となりて、奸惡のものを見分くるやうな大人物はなし、右の如くなるときは禍ひが大いなるときは、宗廟が滅び覆りて御先祖の御祭りが絕え、禍ひが小さきときは、御自身が孤立となりて危かるべし、此れ臣が恐るゝ所のみ、彼の自分が厲と爲り狂と爲りて困窮したり辱められたりする事や、誅戮になりて死したり、伍子胥の如く出亡したりする難儀は、臣敢て左程畏れざるなり、臣の如き輕き者が死したるが爲に秦國が治まることとならば、臣の死は誠に生存せるに賢りたる者にして、光榮の至りと存ずるなりと云はれたり、

【解義】 〔盡忠而身蹷〕蹷は音「ケツ」、僵なり、卽ち身の誅を受けて死するを謂ふ、〔杜口裹足〕杜は「ふさぐ」と訓ず、杜口は口を噤んで言はざるなり、裹は「つつむ」と訓ず、裹足は足部を包みて行かざるなり、〔莫肯卽秦〕卽は就なり、「つく」と訓ず、卽秦とは秦に至ること、史記には卽を鄉に作る、鄉は嚮と同じ、〔太后之嚴〕太后は昭王の母宣太后、既に見ゆ、〔姦臣之態〕態は態度の態にて、卽ち媚び諛ひて人を惑はす態を云ふ、〔保傅之手〕保傅は女の御守役や御附き役を云ふ、〔大者宗廟滅覆〕者の字は下句の小者の者と共に、則の字の義と倣して看るべし、史記の齊田橫傳に大者爲レ王、小者爲レ侯とある者の字と同じ、

秦王跽曰、先生是何言也、夫秦國僻遠、寡人愚不肖、先生乃幸至レ此、此天以二寡人一慁二先生一而存二

に用ひらるれば、縦ひ身に漆して厲と爲り、被髮して狂となるとも、復恥ぢざるの意を言ふ、

【通釋】 昔し殷の箕子とか魏の接輿とかと申す君子は、亂世に逢ひて己が身を藏さんが爲に、身體に漆を塗りて故らに皮膚を腫らし、惡瘡を生じ、癩病人の態と爲り、又髮を覆ひ散らして狂人を粧ひたれども、其れが格別に國家に益なかりしが、若し臣をして行爲を箕子、接輿と同じくして、或は癩病人と爲り或は狂人と爲るとも、苟くも其れで以て臣が賢主と仰げる大王に御益になることならんには、臣は毫も厭はずして爲さん、是れ寧ろ臣が大いなる光榮なり、臣又何ぞ之を恥ぢんや、此れ乃ち如何に漆身や被髮して身を貶すとも臣が恥辱となすに足らずと申しゝ所以なり、

【解義】 〔箕子接輿〕箕子の箕は國の名、子は爵なり、殷の皇族にして、殷の紂王無道なれば、箕子禍を畏れ、佯狂して奴と爲りたる事、史記及び十八史略等に見えたり、接輿は楚の隱君子なり、論語に楚狂接輿とあり、莊子の齊物論にも見ゆ、高士傳に、楚人陸通、字接輿とあり、〔是臣之大榮也〕林西仲曰く、「二子無レ益

レ於レ主、猶肯爲レ之、今行同レ於レ彼、又有レ所レ補、豈不レ爲レ榮」と、

臣之所レ恐者、獨恐臣死之後、天下見臣盡レ忠而身蹙一也、是以杜レ口裹レ足、莫ニ肯卽一レ秦耳、足下上畏ニ太后之嚴一、下惑ニ姦臣之態一、居ニ深宮之中一、不レ離ニ保傅之手一、終身闇惑、無ニ與照一レ姦、大者宗廟滅覆、小者身以孤危、此臣之所レ恐耳、若夫窮辱之事、死亡之患、臣弗ニ敢畏一也、臣死而秦治、賢ニ於生一也、

【大意】 自己の秦國に對して恐るゝ者は自分の誅死にあらずして、秦王の孤立に陥り、終に危滅の禍を招くに在り、且つ自分の一死によりて秦國が治まるを得ば、死は寧ろ生より光榮あることを言ひ、以て秦王

【通釋】　昔し伍子胥は魏國にて罪を獲て脫走せる時、己が身體を橐中に入れ、外面は大いなる包み物の如くに見せて、車上に載せて楚の昭關と申す關所を出でたり、元より逃亡の罪人なれば公然とは行かれず、夜分になると歩み行き、晝間は隱伏して人目を避け、蔆水と申す川まで至りたる處、路用無きが故に其の口を餬するを得ず、飢ゑ疲れたる結果、坐ながら行き、手を突き匍匐ひて進み、食物を吳の都市に乞うて僅かに露命を繋ぎ居れり、然れども一旦其の意見が行はるゝ段になりては、終に吳國を隆んにし、吳王闔閭は霸者と爲りたり、若し今臣雎をして己が存じ付きの謀を申し進むるを得ること、昔しの伍子胥が闔閭に於けるが如くならしめば、縱ひ彼の伍子胥が嘗めたる苦勞の上に增すに幽囚の厄事を以てし、終身復王に拜謁が出來ずとも、臣が意見だに行はるれば滿足の至りにて、臣何をか憂へんや、さらば臣が身は放逐せられて逃亡するの止むなきに至るとも、其の位の事が憂へとなる者にあらず、

【解義】〔伍子胥橐載而出昭關〕伍子胥は既に見ゆ、橐は音「託」「ふくろ」と訓ず、袋なり、無レ底曰レ橐、有レ底曰レ囊と、孟子の注に見えたり、吳師道曰く、後語注ニ云、韋橐と、卽ち韋にて造れる袋なり、昭關は楚の關の名、吳楚の境にあり、顧祖禹曰く、今和州含山縣北二十里有ニ小峴山一、一名ニ昭關一、兩山峙立、爲ニ廬壽往來之衝一、卽伍員所レ出處と、〔至於蔆水〕蔆は史記に陵に作る、司馬貞曰く、卽ち溧水なりと、溧水は今の鎭江府溧陽縣の西北四十里にあり、一に瀨水と名づく、地理志に之を中江と謂ふ、縣西七十里に昇平湖あり、亦舊中江の所經の地、相傳へて伍子胥乞レ食投レ金の處とす、〔無以餌其口〕餌は餬なり、〔坐行蒲服〕蒲服は匍匐と音義共に同じ、〔乞食於吳市〕卽ち溧陽、〔闔閭爲霸〕闔閭は吳王の名、卽ち夫差の父なり、史記の吳世家に見えたり、

箕子接輿、漆レ身而爲レ厲、被レ髮而爲レ狂、無レ益ニ於殷楚一、使ニ臣得ニ同行於箕子接輿一、可ニ以補ニ所レ賢之主一、是臣之大榮也、臣又何恥乎、

【大意】　箕子、接輿の事を引きて、己れの意見が秦王

は仕らず、大王に於かせられて信實に臣が言を御採用下されば、誅死と云ふ畏るべき者も差して臣が身を困むるに足らず、亡ぶと云ふ難儀も臣が心を勞するに足らず、即ち誠に身に取りて光榮の至りにて、死沒、出亡共に何等の苦痛を感ぜざるなり、又如何に身を貶し身體に漆を塗り付けて癩病の人の形と爲り、髮を解き放し亂髮となりて狂人となるとも、臣の恥辱と思ふに足らず、即ち臣が生命なり身體なりは如何樣に爲るとも更に構ひ申さゞるなり、全體死と申す者は到底人生の免れ得ざる者なり、されば昔し五帝の樣な聖人にして、而かも矢張り命が盡くれば死せり、三王の樣な仁人にして、而かも矢張り死せり、五霸の樣な賢人にして、而かも矢張り死せり、烏獲の樣な力士にして、而かも矢張り死せり、孟奔、夏育の樣な勇氣を持ちたる者にして、而かも矢張り死せり、凡べて生あれば死あるは當然の理にて、死と云ふ者は人間の免れざることは是非なき理りなり、均しく死するからには、申し上げたる意見が多少なりとも秦國の御益に立つべきことあらば、此れ臣睢が大いに願ふ所なり、さらば臣何ぞ此の期に臨んで死を患へんや、

【解義】「漆身而爲厲」厲は癩と通ず、司馬貞曰く、癩、惡瘡、凡漆有毒、近之多患瘡腫、若癩病然と、「被髮而爲狂」被は覆なり、被髮は髮を以て頭を覆ふを謂ふ、我が邦に云へる亂髮の類、「五帝之聖而死」以下「而死」の下に、史記には皆各、焉の字あり、「烏獲之力」烏獲は古への力士の姓名、「奔育之勇」奔は一に賁に作る、即ち孟賁なり、育は夏育なり、亦共に古への勇士の姓名、

伍子胥橐載而出昭關、夜行而晝伏、至於蓤水、無以餌其口、坐行蒲服、乞食於吳市、卒興吳國、闔閭爲霸、使臣得進謀如伍子胥、加之以幽囚、終身不復見、是臣說之行也、臣何憂乎、

【大意】伍子胥を以て自ら比し、闔閭を以て秦王に比し、己が死の患ふるに足らざることを言ふ、

んと願へる事件は、皆是れ君臣間の大切なる事を取り直して他人の親しき身柄の間を取扱ひ致す極めて込入りたる難事なり、如何に臣が愚忠を致し盡さんとは願ふものゝ、此の場合に臨みては昔し呂尙が立てゝ太師と尊ばれたる身分と違ひ、矢張り疎遠の身なれば、未だ大王の御心に如何に思召し給へる者なるかを承知仕らず、此れが大王の先刻來三度の御尋ねが有りながら、臣が未だ一度も奉答仕らざる次第なり、

【解義】「羇旅之臣」羇は寄と同じ、既に上章に見ゆ、「皆匡君之事」匡は正なり、過れるを直すこと、「處人骨肉之間」人は他人なり、暗に秦王を指す、骨肉は親戚なり、下文にある太后、穰侯を指して云ふ、「願効忠」効は致なり、

臣非有所畏而不敢言也、知今日言之於前而明日伏誅於後、然臣弗敢畏也、大王信行臣之言、死不足以爲臣患、亡不足以爲臣憂、漆身而爲厲、被髮而爲狂、不足以爲臣恥、五帝之聖而死、三王之仁而死、五霸之賢而死、烏獲之力而死、奔育之勇而死、死者人之所必不免、處必然之勢、可以少有補於秦、此臣之所大願也、臣何患乎、

【大意】秦王が己が意見を採用するときは、爲に殺されて死するも又出亡するも、共に患ふるに足らざるを言ふ、而して此段先づ其の死の以て患と爲すに足らざる事を說けり、

【通釋】臣が意見を申し上げざりし譯は上述の通りなれども、臣は心に畏るゝことが有りて敢て言はざるには非ず、臣は今日臣が意見を王の御前に陳述仕れば、必ず明日は王の御後に於て誅戮に遭ふことを承知致し居れり、然れども其れは臣に於て敢て避け

遇ひし時、呂尙は高が賤しき漁父と爲りて渭水の濱に釣を營業と致せる身分のみ、是の若く漁父と國君となれば固より平生の懇意柄でなく、交りは疎遠な者なり、然しながら已に呂尙を悅ばれたる上は、早速に之を立てゝ太師となし、文王自身の車に太師を載せ、同乘して倶に周の都に歸られたる故は、彼の呂尙と互に言ひ交はせる言が一應二應の事で無く、非常に意味深ければなり、左れば文王は遂に成功を呂尙より收め取られ、卽ち呂尙との間に好結果を得て終に天下に王者となりたり、若し前きに文王をして、呂尙の賤しき漁父なるを以て疎疎しく遠けて相手とせずして深く言ひ交はさゞりせば、是れ周國は天子たるべき恩德なくして、文王武王の父子共に其の王業を成就することも無かりしなり、

【解義】「秦王跽曰」跽は長く跪くこと、兩膝を地に著けて半ば立つなり、一本に亦跪に作る、「始時呂尙之遇文王」始時は昔時なり、古文析義には昔者に作る、呂尙は太公望なり、史記に齊太公望世家あり、文王は周の文王なり、呂尙の文王に遇ふとは蒙求及び十八史略等に見ゆ、著明の事なれば今は略す、「釣於渭陽之濱」渭は水の名、水に在りては北を陽と曰ふ、「已一說而立爲太師」說は悅と同じ、太は尊稱、呂尙を師とし尊んで太師と稱せしなり、「卽使文王」卽は若の字と意義同じ、假定の辭、「是周無天子德」德は恩德、德澤の德なり、下に施せる仁政を云ふ、

今臣羈旅之臣也、交疏於王、而所願陳者、皆匡君臣之事、處人骨肉之間、願以陳臣之陋忠、而未知王心也、所以王三問而不對者是也、

【大意】己が秦王の三たび問へるに對へざりし所以を言ふ、「交疏於王」は上節の「若是者交疏也」に對し、皆匡君臣處人骨肉とは卽ち上文の言深に對して云ふ、國語に交淺而言深者罪也とあり、亦此の意、

【通釋】彼の呂尙文王の事に引き換へ、只今此の臣睢は全く旅人の仕へて臣たる者なれば、大王と交り疎遠なること呂尙と同樣にて、而かも臣が陳述致さ

たるなり、今秦王乃ち之を范雎に行ふ、其の尊敬の狀、亦想見すべし、〔會義渠之事急〕義渠は既に前に見ゆ、曩に秦之を取りて郡縣とし、其の君を臣とす、是に於て義渠の戎王、秦に在りて秦の太后と亂し、二子を生めり、太后、戎王を欺き、甘泉に殺し、遂に兵を起して義渠を滅せり、〔竊閔然不敏〕閔は病なり、敏は達なり、自ら其の愚にして通達せざるを傷めるを謂ふ、然は語助なり、〔秦王跪而進〕跪は「ひざまづく」と訓ず、朱子曰く、兩膝著レ地、以レ尻著レ膝、而稍安者爲レ坐、伸二腰及股一、而勢危者爲レ跪、因レ跪而益致二其恭一、以レ頭著レ地爲レ拜と、〔范雎曰唯唯〕唯は諸の速なる者なり、曲禮に父召無レ諾、先生召無レ諾、唯而起とあり、以て唯と諾との差を知るべし、

若レ是者三、秦王跽曰、先生不三幸教二寡人一乎、范雎謝曰、非二敢然一也、臣聞、始時呂尙之遇二文王一也、身爲二漁父一、而釣二於渭陽之濱一耳、若レ是者、交疏也、已一說而立爲二太師一、載與俱歸者、其言深也、故文王果收二功於呂尙一、卒擅二天下一、而身立爲二帝王一、卽使下文王疏二呂望一而弗中與深言上、是周無二天子之德一、而文武無三與成二其王一也、

【大意】文王が呂尙を漁父の中より擢でゝ用ひたる故事を引きて、秦王の己れを用ふべきことを云ふ、交り疎なれば、呂尙も漁父たりしと同時に周も亦興らず、深く言へば、呂尙も功立ちて周も天下に王となりしを說きたる處、是れ雎の主意なり、

【通釋】以上の如く秦王は跪き請ひ、范雎は唯唯と答ふること凡べて三度なりき、是に於て秦王は長く跪きて申すに、先生には先刻來屢、同樣の事を繰り返す計りなるが、先生には私しを愚な物と思召して終に敎へ給はざるかと、そこで范雎對へて申すに、既に罷り出でて拜謁仕るからには決して左樣な譯にあらず、臣嘗て承はれり、昔し太公望呂尙が周の文王に

食則六倍之食、所三以卒竝二于秦一者、蓋秦知二天下之勢一、而六國不レ知故也、秦之所三以知二之者、其謀出レ於二范雎遠交近攻之策一、取二韓魏一以執二天下之樞一也、天下之樞、既在レ我矣、則齊楚安得而不レ滅哉と、

【通釋】　范雎既に秦王の召しに由りて王宮に至れり、秦王は恭しく庭に出迎へて、之と堂上に面會したり、其の時秦王范雎に申さるゝには、先生には前日より秦國へ御來遊なりしが、寡人宜しく早速に一身を其の事に專らにして先生の仰せを拜承仕るべき筈なる處、折惡しく義渠の事件が差迫り、其の處分の義に就いて、寡人は日日に自身に太后の指圖を請ふが爲に非常に多忙を極め、甚だ延引仕りて實に失禮致したり、然るに現今義渠の事件も結了したり、寡人乃ち始めて我が一身を其の事に專らにして、先生の仰せをば謹承致すことが出來得るなり、誠に不肖極まる躬にて、心中內內に己が不才なるを自ら閔然とあはれに氣の毒に思ふ心地せり、敬んで賓客主人の禮儀を執行し、先生を我が對等なる國賓として御取扱ひ致すべしと、范雎は、決して左樣なる過當の待遇は受けじとて辭退したり、さて是の當日、秦の臣下のものにて范雎が秦王に謁見せる模樣を見たる人は、何人も皆秦王の敬意を表する厚きに驚愕し、顏色を變へ容態を易へて、悚然として恐懼せざる者は無かりき、秦王は范雎が遠慮して言はざらんかと氣遣ひて左右に附添へる臣下を屏け拂ひたれば、宮中空虛にして復人なく、誠に森閑として靜肅を極めたり、秦王其の場に跪き范雎に請うて申すに、先生前日、語至者不レ得レ載二之書一とありて會見を御申込みなりしが、今日は此の如く無人にて何等漏泄の憂へも無ければ、十分に御意見を仰せられたし、全體何うして此の不肖なる寡人に敎へ下さるやと、范雎畏まりて、唯はいはいと申したり、

【解義】　「秦王庭迎」庭迎は堂を下り庭に出でて迎ふるなり、聘禮に君迎三賓於二大門外一の禮あり、卽ち庭迎は主人が賓客に對する敬禮なり、故に下文に「敬執二賓主之禮一」と云へるなり、史記の信陵君傳に、趙王掃除自迎、執二主人之禮一、引二公子一就二西階一、公子側行辭讓、從二東階一上とあり、是れ禮記に主人入レ門而右、客入レ門而左、主人就二東階一、客就二西階一、客若降等、則就二主人之階一とあるが如く、賓主相敬の禮を用ひ

愚見を披瀝して尊聽に入れ奉らんと申されたり、

【解義】〔語之至者〕至は極深を謂ふ、乃ち下章に陳述せる太后、穰侯に關する祕密事情を指す、〔不闔於王心耶〕闔は音「カフ」、合と同じ、史記には概に作る、索隱に策を引きて闔に作る、〔亡其言臣者〕吳師道曰く、亡其猶亡乃也と、亡乃は無乃と同じ、「むしろ」と訓ず、言臣者は王稽を指す、〔將賤而不足聽耶〕將は其れと同意、推量の辭、賤は王稽を賤んずるなり、〔游觀之間〕觀は游なり、間は暇隙なり、〔望見足下〕敢て直接に王を指斥して云はず、其の足下に侍せる人と云ふ義にて、猶後世の陛下若くは殿下と云ふがごとし、敬稱なり、

書上、秦王說之、因謝王稽、使人持車召之、

【通釋】范雎の書既に上りし處、秦王は書を見て之を悅び、因つて王稽に賢才を推薦したる事を謝し、早速人を迎へとして遣り、馬車を持ちて范雎を召して延見せられたり、

○范雎至、秦王庭迎、謂范雎曰、寡人宜以身受令久矣、會義渠之事急、寡人日自請太后、今義渠之事已、寡人乃得以身受命、躬竊閔然不敏、敬執賓主之禮、范雎辭讓、是日見范雎、見者無不變色易容者、秦王屏左右、宮中虛無人、秦王跪而請曰、先生何以幸敎寡人、范雎曰、唯唯、有閒、秦王復請、范雎曰、唯唯、

【大意】全篇の主旨は、范雎が秦王に說いて、先づ宮中を廓清し、大權を總攬し、而して後に國是を定め、遠交近攻の策を施し、天下を統一する基業を立つるを敎へたることを記せり、而して此節先づ秦王と面謁應接の狀況を錄し、一章の發端と爲す、○此の章、遠交近攻の四字、最も秦の天下に關繫あり、林之奇曰く、六國之於秦其地則六倍之地、其兵則六倍之兵、其

【通釋】物は各、黑徒專門的の事あり、病氣は醫者が巧者なり、良き醫者は病人の容態を見て、その死するか生くるかを豫知す、政事は君主が專門なり、聖明の君主は事の成るとか敗るとかを前に明らかに知れり、されば利益ある事ならば之を決行し、損害ある事ならば之を罷め捨てゝ行はず、果して利益あるか損害あるか疑はしき事ならば、少少之を試みに行ひて實驗す、右の道理は實に幾代を經とも動かすべからざる眞理にて、昔しの堯舜禹湯の如き大聖人が復生れ來るとも、此の道理に適合したる行と舍と試との三者は、到底改易すべからざるのみ、果して然りとせば、大王に於かせられて少しく臣が言に耳を傾けて、御熟考の上に何とか遊ばすべき者と存じ奉るなり、

【解義】〔疑則少嘗之〕疑は利害果して孰れなるかの疑ひあるを謂ふ、嘗は試なり、

語之至者、臣不敢載之於書、其淺者、又不足聽也、意者臣愚而不闔於王心耶、亡其言臣者、將賤而不足聽耶、非若是也、則臣之志願少賜游觀之閒、望見足下而入之、

【大意】己が言はんと欲する所の者は區區の文書に能く載すべきにあらざるを以て、秦王が閑暇の時に於て延見し親しく聽かんことを願ふを言へり、

【通釋】言語の至極に大切なる者卽ち機密に涉る話は、漏泄の恐れあれば臣敢て之を文書に書き載することを致さず、言語の淺薄なる者卽ち左程重要ならざる話は、又取り立てゝ聽き給ふ迄の價なし、但だ竊かに考ふるに、本來臣睢が愚劣にして大王の御心に合はず、卽ち御意に召し給はざるか、左なくば寧ろ大王に推薦申し上げたる王稽が殆んど賤しき身柄にて、聽き入れ給ふ程の人物にあらざる故に臣を御信用なき者なるか、若し右二件の如き譯にあらざる以上は、臣が心に抱ける志しに對し、願はくは大王に於て少しく游觀を爲し給ふ時間を臣に割き下されよ、畏れながら親しく大王の御足下を仰ぎ望みて、臣が

國者取之於諸侯、天下有明主
則諸侯不得擅厚矣、是何故也、
爲其凋榮也、

【大意】明主は善く他の諸侯の棄てたる賢士を用ひて、自ら己を益することを言ひ、以て暗に昭王の自己を用ひんことを諷したるなり、

【通釋】臣又之を聞けり、物は勢力ある者に奪はる者なり、善く自家を厚く益する大夫は、己が採用する賢臣をば、その事ふる君の國の中より拔き取りて用ひ、善く自國を厚く利益する者は、己が採用する賢臣をば、他の諸侯の國の中より拔き取りて用ふ、されば天下に明主があるときは、諸侯の賢臣は之に網羅されて取らるゝが故に、外の諸侯は己れ獨り擅に厚く利益することを得ず、是れ何の故ぞと云へば、明主が悉く諸國の賢臣を己れの許に吸ひ寄せて、宛かも開き榮ゆる花の心髓を拔きて凋萎せしむるが如きが故なり、今大王何ぞ明主となりて、臣を厚く用ひ給はざるか、

【解義】〔善厚家者〕厚は利すること、家は大夫の家を云ふ、封建の制、祿を世にす、而して大夫以上采邑あり、其の家世之を領す、故に家を以て稱す、〔取之於國〕國は諸侯を謂ふ、凡そ家國對稱のときは、皆大夫を家と稱し、諸侯を國と云ふ、論語に在國必達、在家必達と云ふが如き、其例極めて衆し、〔爲其凋榮也〕凋は榮の反對なり、凋榮は榮を凋萎せしむるなり、漢書の京房傳に、夏霜冬雷、春凋秋榮、勰の新論に、喧然而春榮華者不謝、悽然而秋凋零者不慽、榮凋有命、困遇有期とあるが如き、又令狐晅が詩に、江山入秋氣、草木凋晩榮とあるが如き、竝に凋榮の互に反對たるを見るべし、

良醫知病人之死生、聖主明於
成敗之事、利則行之、害則舍之、
疑則少嘗之、雖堯舜禹湯復生、
弗能改已、

【大意】秦王に於て宜しく己が言へる所を熟察して、取捨從違を決定すべきことを言ふ、

の說に依る、〔嘗試於王〕嘗も試なり、「こゝろむ」と訓ず、〔獨不重任臣後無反覆於前者邪〕前者、高注に王前に作る、任は保任なり、責任を以て引受くること、後は後日なり、反覆は丁寧反覆して人才を論薦するを謂ふ、鈴木注は曰く、秦法、任レ人而所レ任不レ善者、以ニ其罪一罪レ之、是任レ人者以レ身保レ之、而王得レ不レ重ニ其所一レ保乎、後無レ反ニ覆於一レ前、是任レ人者之所レ保也、韓非子南面篇、王道者使ニ人臣前言不一レ復ニ於後一、後言不レ復ニ於前一、復反覆也と、此れ反覆を反覆無レ信の反覆に解したるなり、亦一說として存すべし、

臣聞周有ニ砥厄一、宋有ニ結綠一、梁有ニ縣黎一、楚有ニ和璞一、此四寶者良工之所レ失也、而爲ニ天下名器一、然則聖主之所レ棄者、獨不レ足ニ以厚ニ國家一乎、

【大意】上の「雖ニ以レ臣爲一レ賤」の意を承けて、己れの故國魏に棄てらるゝも、亦用ひ方によりては秦國の用を爲すべきことを言ふ、林西仲曰く、曰ニ良工一曰ニ聖王一、爲ニ父母之國一而言也と、

【通釋】大王或は臣が魏の脫走の臣なるを以て賤み給はんなれども、或る一方に棄てられたからと云ふて、全然廢棄すべきにあらず、臣嘗て聞けり、周には砥砨と申す寶玉あり、宋には結綠と申す寶玉あり、梁には懸黎と申す寶玉あり、楚には和璞と申す寶玉あり、此の四寶玉は、最初は流石の良工と雖も見別けが付かずして、見誤りたる者なり、而かも眞の寶は爭はれぬもので、遂に天下に名高き寶物となれり、然らば聖明の君主が見棄てたる人と雖も亦此の道理に漏れず、豈に獨り其の中に英傑俊才の士ありて、國家を厚く利益する者が無しとは限り申されず、就いては臣が魏の脫走人なればとて、強ちに輕侮すべきにあらざるかと存するなり、

【解義】〔周有砥厄〕砥は音「シ」、厄は史記に砨に作る、音「アイ」、〔結綠懸黎和璞〕皆寶玉の名なり、〔良工之所失〕舊本に良の字なし、今史記に依りて補ふ、失は鑒定を誤ること、

臣聞善厚レ家者取ニ之於國一、善厚

椹質、要不足以待斧鉞、豈敢以疑事嘗試於王乎、雖以臣爲賤而輕辱臣、獨不重任臣者後無反覆於前者耶、

【大意】明主は能く賞罰を愼み能否を鑑別すれば、己れも亦確たる所見あればこそ、意見を陳述するものなるを說くと共に、若し己れを輕棄するときは、將來之に懲りて秦に忠謀を獻ずるもの無かる可きを言ふ、

【通釋】尙古語に、凡庸の人主は己が愛する者を賞し、己が惡む者を罰し、全く愛憎偏頗の沙汰ばかり致すことなれども、聰明なる賢主はさにあらず、賞は必ず有功者に仕向け、刑は必ず有罪者に對して斷決し、正しく道理に由りて公平に行ふものなりと、因つて愚考致すに、今や臣が胸は誅罰を受けて椹質に當て斬罪に當つるまでも無く、臣が腰は斧鉞で切斷せらるゝまでもなく、卽ち國家よりして生命を奪ふの、又助けるのと御詮議を蒙るべき樣な一人前の人で無く、初めより言ふに足らざる至微至賤の身分なれば、豈に敢て自信なき疑はしき事件を以て、畏れ多くも大王に試みに申し上ぐると云ふやうな考へならんや、卽ち不肖ながら確と所見あればこそ申し上ぐる次第なれ、尙又秦の御國に於かせられて、縱ひ臣を以て微賤取るに足らずとして臣を輕蔑侮辱なさるとも、獨り左樣な事にては、今度臣が一身を保證して推薦したる者は、決して後日に至りて前日保證したる事を反覆して責任を負はざるやうな者で無き確乎たる人物なるを重んじ給はざるか、卽ち賤しき私しは論ずるに足らざるも、私しを推薦したる人王稽を重視し給はざるか、

【解義】〔語曰人主〕史記に人を庸に作る。庸は凡庸なり、〔臣之胷不足以當椹質〕椹は玉篇に鐵椹斫木櫍也とあり、唐韻に櫍椹也、行刑用斧櫍、本作鑕、亦借用質と、說文に櫍柎（柄の足）也とあり、此れに依れば椹質、斧鉞は共に一物を指すものにて、其の柎を椹質と云ひ、其の刃を斧鉞と云ふ、互文を以て言ふ、皆腰斬の具なり、後章に白刃在前、斧質在後と、燕策に恐抵斧質之罪とあり、竝に同じと、右岡井文皮

【大意】本章は范雎が始めて秦に入りて、昭王に求めんとして書を上りしことを記せり、而して此節は獻書の由來を敍し、又書の發端を揭ぐ、卽ち先づ有功有能の士を擧ぐるは明主の道なるを說き、尙自己の身事に及び、以て一篇の引子と爲せり、林西仲曰く、以上言㆜秦王當㆛使㆔己面㆓陳其言㆒、察㆓其能㆒以決㆚用舍㆙と、

【通釋】范雎と申す人、魏の國を亡げて、秦の使者王稽と申す人に因みて意見書を秦の昭王に獻上して申すに、「愚臣曾て之を聞きしことあり、聰明なる君主が政事に臨み、卽ち君位に卽きたるときは、苟くも功勳ある者は褒賞せざるを得ず、才能ある者は官に用ひざるを得ず、其の勤勞の大いなる者は其の賜はる祿秩隨ひて厚く其の功勳の多き者は其の授くる爵位隨ひて尊く能く羣衆を治むる者は其の任ずる官職隨ひて大いなる者なり、それが故に誠に不能の者は己れ自ら戒め、初めよりして敢て其の官職に當らず、亦才能ある者必ず拔擢せられて、自ら蔽ひ隱れて跡を晦ますことを得ざるなり、就いては臣が言を尤も至極なりと思召さば願はくは之を實行して、益〻臣が抱負せる經世濟民の道を都合好く實現せしめ給へ、若し臣が言を惡しと思召して行はずとの御考へならんには、徒らに久しく臣を秦に留め置かるゝは實に無益なれば、宜しく早く御暇を賜はりたしと存ずるなりと、

【解義】〔范子因王稽入秦〕范子は范雎なり、王稽は秦の人、雎初め魏に仕へ、魏の相國魏齊に辱められ、殆んど死せんとす、會〻秦の使者王稽、魏に至る、載せて與に歸り、之を昭王に薦めたり、其の事、史記の范雎傳に詳らかなり、十八史略卷の一にも載せり、〔明主莅正〕莅は臨なり、正は政と通ず、〔能者亦不得蔽隱〕亦の字は上の「不能者」に對して言ふ、不能者の自ら其職に當るを敢てせざると同時に、能者も自ら其の才能を蔽隱して責任を逃るゝを得ずとなり、〔則行而益利其道〕林西仲曰く、宜㆜行㆓其言㆒使㆛益通㆚其經濟㆙と、

語曰、人主賞㆑所㆑愛、而罰㆑所㆑惡、明主則不㆑然、賞必加㆓於有功㆒、刑必斷㆓於有罪㆒、今臣之胸、不㆑足㆓以當㆒

【解義】〔段干越人〕段干は姓、越人は名、鮑注によればもと魏人にして、時に秦に在りと云へり、〔王良之弟子〕王良は晉の趙簡子の御者にして、善く馬を馭するを以て名高き人、孟子にも見ゆ、〔駕云取千里馬〕駕は鮑注に馬在車下負軛とあり、乃ち馬を車に付くること、取は取路の取にて、行くことを謂ふ、馬の字、或は以て焉の字の誤と爲す、亦一說とすべし、〔造父之弟子〕造父は、周穆王の時、能く馬を御するを以て王に仕へて著名なる人、王良とは時代相合はず、蓋しもと寓言なれば、深く拘はらずして可なり、古文往往此例あり、莊子の書尤も多し、〔服千里之服也〕服は馬を馭し使ふことなり、鈴木注曰く、梅君云、服謂調習、余云、書武成歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下不服、漢書公孫弘傳、虎豹馬牛禽獸之不可服者也、及其敎訓服習之至、可牽持服駕、史記趙馬服注云、取其善服馬也、凡此服字、皆謂駕御馴服也と、〔子纆牽長〕纆は音「ボク」、索なり、「なは」と訓ず、卽ち轡を謂ふ、轡は手綱なり、岡崎允明は曰く、纆牽長、則六轡不如組、何以能健歩と、〔不釋塞者〕釋は解なり、塞は障塞なり、乃ち我が二人の間を障塞して事を妨害する者を解き去らざるときは、大局から見れば微細なるが如しと雖も、終に大事に妨げあることを謂ふ、

○秦下

昭襄王下

○范子因王稽入秦、獻書昭王曰、臣聞明主莅正、有功者不得不賞、有能者不得不官、勞大者其祿厚、功多者其爵尊、能治衆者其官大、故不能者不敢當其職焉、能者亦不得蔽隱、使以臣之言爲可、則行而益利其道、若將弗行、則久留臣無爲也、

服千里之服也、而不能取千里、何也、曰、子纆牽長、故纆牽於事、萬分之一也、而難千里之行、今臣雖不肖、於秦亦萬分之一也、而相國見臣不釋塞者、是纆牽長也、

【大意】　千里の馬も、僅かに一纆牽の長きが爲に千里の技能を見はすこと能はざるの喩へを借りて、己れの秦國に於ける、極めて微力なれども、亦能く臣下の一人として國家に關係なきにあらざれば、宜しく厚遇を加ふべき事を言ひ、以て新城君に干むるなり、

【通釋】　段干越人と申す人あり、新城君に說いて申すに、昔し王良と申す有名な御者ありしが、其の弟子が或る馬を馬車に付け試みて申すに、誠に千里の路程を行き得べき良馬なりと、或る時造父と申す名高き御者の弟子に遇ひたるが、造父の弟子は異議を唱へて申すに、此の馬は千里の名馬ならずと、王良の弟子が申すに、馬も能く千里を走る名馬なり、服卽ち馬の使ひ方も能く千里を走らする使ひ方なり、然るに千里の道を行く能はずとは何ぞや、王良の弟子の申すに、其れは何も馬其物の可否によるにあらず、子が馬を御する手綱が餘り長きが故に子の使ひ方も十分に伎倆を揮ふ能はずして、馬も健脚を展ぶるに由なければなりと、されば手綱が馬を使ふ仕事の上に於ては至りて微細な關係にして、全體から云へば萬分の一位にしか當らざるものなれども、少しく常度に外るゝときは、折角千里の名馬でありながら千里の步行を得がたきなり、今や私しは不肖の身とは申せども、秦國に關係ある點から云へば矢張り萬分の一位はあり、而かも相國たる尊公が私しを見給ふに、私しと尊公との間を妨げ塞ぐ者を解き去らずして、其の儘に放任し置き給ふは、是れ彼の手綱が餘り長きが爲に千里の道に障害あると同じく、全體から云へば至りて微細な事なれども、結局は大いなる妨げとなる者なり、故に尊公にも其の思召しにて彼等中間者の言を聽き給はぬことを切望致す次第なりと申したり、

能無爲奸、而不能令狗無吠己、今臣處郎中能無議君於王、而不能令人毋議臣於君、願君察之也、

【大意】段産の、己が秦王の近臣にて、人を王に讒議するに便利なる地位に居ればとて、敢て新城君を秦王に向ひて論議せざるが故に、新城君に於ても他人が段産の事を誹るとも敢て信用せざらんことを願望せる旨を陳べたるなり、

【通釋】秦王の近侍に段産なる者あり、新城君に説いて申すに、物は時と處とによりて隨分迷惑な事を受くるものなり、彼の夜中出行する者なればとて、必ずしも盡くが闇に紛れて惡事を爲すと云ふ譯にあらず、卽ち能く謹敕にして奸惡を爲す無き者も、何分時が時なれば嫌疑を受け易く、狗に吩付けて、己れ獨りを吠えさゝぬ事は出來得ず、其れと道理は同じことにて、現今私しは郎中と申す王の御側役を勤めて居れば、能く謹愼して尊君の事を我が王に論議するやうな事は致さゞるが、然しながら何分役が役故に、何か尊君の事を我が王に論議致さずやと、他人が尊君に向ひて私しの事を疑ひて申すを差止むることは出來得ず、誠に彼の謹敕の人が夜行を爲したばかりに狗に吠えらるゝと同樣、私しも郎中を勤むるが故に痛くもない腹を探らるゝことにて、誠に迷惑な次第に候、又就いては何卒尊君に於て能く之を洞察し給ひて、他人の言を信用し給はざらんことを願ふなりと、

【解義】〔段産〕秦人、〔新城君〕鮑注によれば、姓は芋、名は戎と曰ふ、秦王の外舅なり、〔夫宵行者〕宵は夜なり、宵行は夜行なり、〔今臣處郎中〕郎中は王に親近の官、〔能無議君於王〕議は誹議なり、「そしる」と、

○段干越人謂新城君曰、王良之弟子駕云、取千里馬、遇造父之弟子、造父之弟子曰、馬不千里、王良弟子曰、馬千里之馬也、

外氣の侵入を禦ぐものなるよりして、今假りて前方に當りて蔽障せる要害を襟と稱す、此所にては山東の險要が前部を閉ぢ塞げるを謂ふ、山東は史記に東山に作る、義同じ、胡三省曰く、東山謂華山以至崤塞諸山、皆在咸陽(秦の都)之東と、〔帶以河曲之利〕黃河は一曲千里、故に河曲と云ふ、帶も亦圍み繞らすことを謂ふ、〔韓必爲關中之候〕候は史記に侯に作る、關中は、秦の地、西は隴關、東は函谷關、南は武關、北は臨晉關、西南は散關ありて、其の中に在り、故に秦の地を關中と稱す、關中に居て侯爵を授かる故に關中之侯と云ふ、後世秦漢の爵に關內侯あり相似たり、〔王以十萬戍鄭〕鄭は韓の都、既に見ゆ、〔梁氏寒心〕梁は魏の都、故に魏を梁氏と曰ふ、亦既に見ゆ、〔許鄢陵嬰城〕許は今の河南許州東三十里故許昌城即ち舊の許なりと、鄢陵は今の許州鄢陵縣の西北十五里にあり、嬰城は、或は以て地名となせども、史記、新序、共に城の下に而の字あり、說既に上に見ゆ、〔上蔡召陵〕上蔡は今の河南汝寧府に屬す、召陵は今の郾城縣の東三十五里に在りと、〔注地於齊〕秦齊の間に從來韓魏ありて、之を隔てしを、今秦、韓魏を服する時は、直ちに地を齊に接するを得、宛かも水の流注して通ずるに似たり、故に地を接するを形容して注地と曰ふ、〔一經兩海〕經は亙なり、「わたる」と訓ず、兩海は兩方晦遠の地を謂ふ、乃ち東西の兩邊境に亙るを謂ふ、遠方を海と曰ふことは既に上の司馬錯與張儀爭論於秦惠王前の章に解せり、〔要絕天下〕要は腰と同じ、要絕は中斷するを謂ふ、〔危動天下〕危動は危く思うて動搖すること、乃ち天下の人をして危懼の心を懷きて動搖せしむるを謂ふ、〔持齊楚〕持は堅く持ちて離れざるやうに爲すこと、乃ち劫持なり、史記、新序、共に持を搖に作る、〔不待痛而服矣〕痛は痛擊にて、乃ち攻伐を謂ふ、按ずるに史記に依れば此の下に、昭王曰、善、於是止白起、而謝韓魏、發使賂楚、約爲與國の文字あり、○俞桐川曰く、主意在善楚、善楚之故在防韓魏、韓魏怨秦、本不可信、而假道起兵、又節節可慮、善楚不但制韓魏、幷可威服燕趙齊楚、似止爲秦計、非爲楚計也、文勢雄瀾氣吞萬夫と、

○段產謂新城君曰、夫宵行者、

斷絶せられ、楚も竟に孤立となりて秦に從ふの外なければ、秦は必ずしも深く力を勞せずして、諸侯を降すを得べきことを說きたるなり、

【通釋】 就いては愚臣、大王の爲に思慮仕るに、大王は楚と親しくし給ふに如かず、今秦楚の兩大國が合して一團と爲りて韓國に臨み、其の去就を問はゞ、韓は必ず恐れて手を引き、何等の敵對を爲さゞるべし、大王、山東の險要を襟(エリ)の如くに前方に搔き合はせ、黃河の曲流を帶の如くに橫たへ引き廻はして、堅固な要害に據りて韓を制し給はゞ、韓は屈服の外なく、必ず秦の關內侯と爲りて臣事すべし、是の若くにして大王、十萬の兵を以て韓の國都なる鄭を戍(マモ)らしむるときは、其の鄰國の魏は心膽を寒くして恐惶すべし、許や鄢(エン)陵も城に籠りて守り、上蔡や召陵も氣脈を斷たれて相往來せず、各、孤立無援の苦境に陷らん、此の如くなる時は、魏も韓と同じく矢張り關內侯たるべし、去れば大王一たび楚と親しくし給ふときは、韓魏の二萬乘の君主を降して關內侯と爲し、直接領土を齊に接續し給ひて、齊の右壤の土地は、手を拱(コマヌ)きながら即ち勞苦せずして取り給ふことを得べし、是れ大王の御領地は、一に西海より東海に亙りて所有し、天下の地を、宛も腰部より斷ちたるが如く中程の處より絶ち切りて、相互に救助することを得ざらしむるなり、果して然らば、是れ燕趙二國は齊楚と氣脈が切れて齊楚の兩與國が無く、齊楚も燕趙の二援國が無き道理なり、右の如く何れの國も支離滅裂したる後、一方は燕趙を危險の廉(カド)を以て威(オド)し動かし、一方は齊楚を劫迫して把持するを得べし、斯くなるときは、此の齊楚燕趙の四箇國は最早大王の御所有たるも同樣にて、格段に之を痛むることを待たず、即ち攻伐などを爲す必要なくして、自然に服從することとなるべしと存ずるなり、

【解義】 〔韓必授首〕授、一に受に作る、字相通用す、授首は罪に服して頭首を我に引き渡して刑罰を受くるなり、史記には斂手に作り、新序には拱手に作る、亦義同じ、黃丕烈曰く、古或借レ首爲ニ手字一、授受皆有レ誤也と、此の說によれば首の字は手の字と相通じ、授受は共に字の誤ならん、〔王襟以山東之險〕襟は「えり」と訓ず、釋名に襟禁也、交ニ於前一、所ニ以禁一禦風寒一也とあるが如く、襟は衣の前面に於て相交はりて

報復するを謂ふ、〔而齊南以泗爲疆〕史記、新序、倶に而の字なし、泗は水の名、既に見ゆ、〔齊魏得地葆利〕葆は保と同じ、保有すること、〔詳事下吏〕詳は佯と通ず、下吏は執事と云ふが如し、敢て王を指斥せざる辭。〔兵革之强〕兵は兵器、革は甲冑の謂なれば、卽ち軍隊のことなり、〔一擧衆而注地於楚〕擧衆は兵を起すを謂ふ、注地は土地を接續することなり、乃ち僅かに一たび兵を起して秦の地を楚に接續せんがために、下句の如き大損を來たすとなり、史記、新序には、擧衆を擧事に、注地を樹怨に作る、正解之に從ふ、又高注に事は戰事也とあれば、國策も本と衆を事に作りしものなるべし、〔詘令韓魏〕詘は屈と同じ、韓魏を强盛にして、その命令に屈從するを謂ふ、史記に詘を遲に作る、遲は待なり、〔歸帝重於齊〕歸は贈なり、帝重は皇帝の重位なり、是より先き秦は齊と雄を爭ひ、齊は東帝と稱し、秦は西帝と稱し、未だ幾ならずして倶に帝號を去りし事、史記に見えたり、故に黃歇今特に之を以て秦を動かせるなり、

臣爲王慮、莫若善楚、秦楚合而爲一、以臨韓、韓必授首、王襟以山東之險、帶以河曲之利、韓必爲關中之候、若是、王以十萬戍鄭、梁氏寒心、許鄢陵嬰城、上蔡召陵不往來也、如此、而魏亦關內侯矣、王一善楚、而關內二萬乘之主、注地於齊、齊之右壤、可拱手而取也、是王之地、一經兩海、要絕天下也、是燕趙無齊楚、齊楚無燕趙也、然後危動燕趙、持齊楚、此四國者、不待痛而服矣、

【大意】秦楚聯合して韓魏を屈服せしめ、齊に臨むときは、齊は必らず敵する能はず、燕趙も爲に氣脈を

の四方何れへも達し通はれて、地味は作物が十分に出來る膏腴の地なり、而かも大王は彼の魏楚をして獨り之を攻めしめ給はんとす、斯くして大王は楚の國を破り弱らして、韓魏二國を中央樞要の國に於て肥厚ならしめて、齊國を強くせんとす、韓魏兩國の强さ加減は、此れにて最早秦と對抗して遺讎を返報するに十分なり、又齊は南方を經略し、泗水を限りて國境と爲し、東は勃海を背負うて、北は黃河に倚りて守らば、至極安全にして後患無かるべし、斯くなるときは天下の國に於て何れの國も齊國より强きは莫し、齊魏は土地を得、利益を保ち、而かも表面は弱きを粧ひ、佯りて大王の下吏に事へて秦を油斷せしめ、其の間に益、勢力を養ひ蓄ふるときは、今より一箇年後に至れば、必ず天下の帝王たるべし、若し未だ帝王たる能はずとも、齊の力を以て大王が帝王たるを妨害して禁止する上には十分にして餘りあるべし、卽ち少くとも其の勢力にて秦を押へ付くることは屹度出來得るなり、夫れ全體が大王程の土地の博きと人數の衆きと軍隊の强きとを以ちながら、一たび兵を擧げて、徒らに怨みの種を楚に蒔きて敵を造り、一方は己れ自分と命令を韓魏に受くるやうに屈下し、折角榮譽ある帝位と云ふ重き大名を齊國に贈遺して、秦は何等の利益すること無きは、是れ全く大王の失計と申し上ぐべき者かと存ずるなり、

【解義】〔秦楚之構〕構は兵を構ふるなり、史記、新序、共に構の下に兵の字あり、鮑本國策には兵の字を補へり、〔留方與銍〕留は今の江蘇徐州府沛縣の東南五十里にあり、方與は今の山東濟寧州魚臺縣の北にあり、銍は音「チツ」、今の安徽鳳陽府宿州の西南九十里にあり、〔胡陵碭蕭相〕胡陵は今の魚臺縣の東南六十里にあり、碭は今の江蘇徐州府碭山縣の東三里にあり、蕭は今の沛縣に屬す、相は亦今沛縣に屬す、又宿州の西北にもあり、〔故宋必盡〕留、方與等の地、もと宋國に屬し、當時楚の有たり、故に故宋と云ふ、〔泗北必擧〕泗は川の名、今の山東兗州府泗水縣の東五十里の陪尾山より出づ、泗北は卽ち今の山東兗州濟寧等の處、程恩澤曰く、此れ皆齊の地、意ふに必ず楚境と相錯せる者ありしならんと、〔四達膏腴〕四達は四方に達する便宜を謂ふ、膏腴は地質肥沃にして物の產し易き良土なり、〔足以校秦矣〕校は報なり、抵抗して

地」地質惡くして耕作すべからざる處を謂ふ、不毛之地と同じ、

且王攻楚之日、四國必悉起應王、秦楚之構而不離、魏氏將出兵而攻留方與銍胡陵碭蕭相、故宋必盡、齊人南面、泗北必擧、此皆平原四達膏腴之地也、而王使之獨攻、王破楚以肥韓魏於中國而勁齊、韓魏之强、足以校秦矣、而齊南以泗爲境、東負海、北倚河而無後患、天下之國、莫强於齊、齊魏得地葆利而詳事下吏、一年之後爲帝、若未能、於以禁王之爲帝有餘、夫以王壤土之博、人徒之衆、兵革之强、一擧衆而注地於楚、詘令韓魏、歸帝重於齊、是王失計也、

【大意】 秦の楚を攻むるは、適〻韓魏齊趙が楚と戰ふの便に供し、就中魏齊二國を强く且つ安全ならしめて、秦は自ら苦しむの愚計たるを説き、以て秦王をして楚を攻むるを止めしめんと圖りたるなり、

【通釋】 且つ大王が愈〻決心して楚を攻め給ふ時は彼の齊趙韓魏の四箇國は豫てより楚の强きを嫉み居れば、必ず悉く起りて大王に御味方仕らん、秦楚の兩大國が負けず劣らずして、相互に兵を構へて解け離れず、國力を集注して他を顧みる暇なくんば、此の機に乘じて魏氏は將に兵を繰り出して、留や方與や銍や胡陵や碭や蕭や相などと申す土地を攻め取らんとす、左すれば故の宋國が領有せし土地は必ず相盡きん、卽ち全部悉皆魏に領有せらるべし、齊國の人は南に向うて楚を攻め、泗水附近の土地は必ず擧りて齊に取らるべし、此等の處は皆平坦な原野、東西南北

之地、王雖レ有レ之、不レ爲レ得レ地、是王有レ毀二楚之名一、無レ得二地之實一也、

【大意】　秦王の路を韓魏に借りて楚を攻むるは、徒らに韓魏の强を益すのみにて、秦の失敗に歸し、又楚を毀壞するの名ありて、其の實益なきを說けり、〇文中に「仇讎之韓魏」の語を疊出すること凡そ三次、是れ上文に「有二累世之怨一」の言より來り、以て秦王をして韓魏の忘るべからざる敵國たるを思はしむ、亦辯士、人を鼓動する方たり、

【通釋】　且つ秦と楚とは國境を接せる國にあらず、韓魏と申す二大國が其の間に介在せり、されば大王、に於て愈〻楚を攻め給はんときは、全體何處に兵隊を出さんと思召し給ふか、假りに大王將に路を秦と積年の仇讎たる韓魏に借りて、此れを經過して楚に攻め入らんと計り給はんか、韓魏は多年の恨みを報ずるは正に此の時に在りとて、必ず秦兵を要擊すれば、大王は秦兵が國を出づる日と共に、其の韓魏に擊たれて再び立ち返らず、皆殺さるゝを憂へ給ふこととならん、是れ大王は態々秦兵を以て仇讎たる韓魏に與へて、その怨みを報ぜしむるものにて、誠に拙策の至りと存ずるなり、大王又若し路を仇讎たる韓魏に借らずして楚を攻め給はんと思召さば、此に一つ路があり、必ず隨陽の右手の土地を攻め給ふならん、此の土地は何れも廣川や大川や山林や谿谷で、產物の出來ざる不毛の土地なれば、大王之を有ち給ふとも、土地を得たりとは申されず、是れ大王には徒らに楚國を毀壞したる名義があるのみにて、土地を得たる實益は無きなり、誠に他人の國を破壞したる惡名を取りて其の割りに實益なし、詰らぬ事と申すべし、

【解義】　「王將藉路」藉は音「シャ」、借なり、「隨陽右壤」隨は水の名、陽は水北を陽と曰ふ、壤は土なり、地名考に依れば、隨はもと春秋の隋國、今の湖北省德安府隨川の地なり、程恩澤曰く、案 正義楚都レ陳、而隨故國在二西南一、是楚之右壤、胡三省曰、右壤蓋其地在二楚都之右一、蓋自二荊州一觀レ之、則隨在二楚右一矣と、「此皆廣川大水」大水は大河なり、一本に「此皆」の上に隨陽右壤の四字を重疊せり、「山林谿谷」谿も「たに」と訓ず、爾雅に水注レ川曰レ谿と一に溪に作る、又水注レ谿曰レ谷とあり、「不食之

方を居ながら安定し、必ずしも親しく其の地に涉らざるなりとの說あり、此れ宅は安定の義に解す、今前說を用ふ、〔詩云他人〕詩は大雅巧言の篇なり、〔予忖度之〕忖は音「ソン」、度なり、「はかる」と訓ず、〔躍躍毚兎〕躍は音「テキ」、躍躍は跳走の貌、毚は音「ザン」、狡なり、〔遇犬獲之〕遇を正解に見也、遇犬獲之、謂見獲於犬也、下遇奪釜鬲於涂、與之同と說けども、必ずしも拘らず、字の如くに看て可なり、鮑注には言兎雖善走、或時遇犬、犬能得之、人心難知、或可忖度と說けり、〔此正吳信越也〕前の吳越の事を引けるに顧應して云ふ、〔接踵而死〕踵は「くびす」又は「きびす」と訓ず、接踵とは前人の踵に相接して後者が繼ぐとにて、乃ち其場を去らず引き續きて戰死するを云ふ、〔死於秦者百世〕百世を、史記、新序、共に將十世に作る、高注には、百、一に累に作るとあり、〔本國殘〕本國は國都を謂ふ、凡そ國の字に三義あり、全國を國と曰ひ、國都を國と曰ひ、朝廷を國と曰ふ、此の國は孟子に偏於國中の國と同じく、國都を謂へるなり、〔宗廟隳〕隳は音「キ」、毀なり、〔刳腹折頤〕刳は音「コ」又は「コウ」、玉篇に空物腸也屠也とあり乃ち屠腹のこと、頤は音、「ヰ」頷なり、「おとがひ」、〔暴骨草澤〕暴は曝と同じ、音「ボク」、日乾なり、〔頭顱僵仆〕顱は頭骨なり、僵も仆なり、仆は音「フ」、〔係虜相隨〕係は纍なり、「つなぐ」と訓ず、虜は獲なり、〔鬼神狐祥〕鬼神は乃ち戰死者の靈を云ふ、狐祥は、史記に孤傷に作り、新序に潢洋に作る、太玄經に井潢洋終不可食とあり、皆彷徉と音相通ずるを以て、假借して用ひたるなり、彷徉は徘徊なり、楚辭に無所倚とあり、亦皆同じ、〔百姓不聊生〕聊は安なり、生は生業なり、〔流亡爲臣妾〕妾は婢と同じ、左傳に男爲人臣、女爲人妾とあり、

且王攻楚之日、則惡出兵、王將藉路於仇讎之韓魏乎、兵出之日、而王憂其不反也、是王以兵資於仇讎之韓魏、王若不藉路於仇讎之韓魏、必攻隨陽右壤、此皆廣川大水山林谿谷不食

り出づるにあらずして、全く一時貴國を欺きて油斷をさする手段ならんと、此れ其の故は何ぞと申さんに、大王は既に是れまでに韓魏に對して、先王より相繼ぎて恩惠を施し給ひしこと無くして、而かも累世の怨恨を受くること有り、されば韓魏は大王を怨み奉ることこそあれ、決して大王を難有く思ひ奉る筈無ければ、何時その復讎を試みて反抗致すか知るべからざればなり、夫れ韓魏の人民に取りては、父子や兄弟が互に踵を接けて幾人とも知れず秦と戰爭して或は殺され或は自ら討たれて死せる者、既に百世の久しき間續續と相繼げり、爲にその本國は殘破し、社稷は壞られ、宗廟は墮たれ、一個人の身に就いて云へば、腹を割き刳り頭を折き損じ、首と身體と相分離し、死後何人も改め葬るもの無ければ、骸骨を草原や澤の中に曝し、頭顱は僵れ仆れたる儘にて、國境に相望んで引き續きて哀れ墓なき限りなり、生存せる人人に就いて申さば、父子や老弱は捕虜となりて、路上に前後相隨ひて護送致され、鬼神卽ち死亡並に戰死にて鬼籍に入りたる者は、其の血筋に生存者ありて祭る事無きが故に、狐祥とて彼れ此れぶら〳〵として倚りて飢を凌ぐこと無く、生きて居る人民は、何れも失業の餘り安心して生業を營むもの無く、一纒の仲間は離れ〴〵に分散流浪逃亡して、男子は人の臣と爲り女子は人の婢と爲り、稍く露命を繫げるものは、海內に滿ち溢れる計りなり、右の如く韓魏は散散に秦に遣り込められて、遺恨骨髓に徹し居れば、彼の韓魏二國が亡びざる限りは、何時復讎が來るか知れざれば、此れ秦の社稷に取りての深き心配と存ずるなり、然るに今や大王は左樣な危險なる韓魏が目前に在るを打ち棄てゝ遠くて關係薄き楚を攻めて韓魏の强味を增加し給はんと思召すことは、矢張り御失策にては候はずや、一應篤と御勘考遊ばされ度く存じ奉るなり、

【解義】〔而忘毀楚之强魏〕史記、新序、共に强の下に韓の字あり、今宜しく據りて補ふべし、〔詩云大武遠宅不涉〕詩は逸詩にて、今の詩經には無し、鮑注に武は足跡なり、宅は居なり、遠宅は遠方の居のことにて、猶遠地と云ふがごとし、乃ち如何に大足の人なればとて、足の力は限りあれば懸け離れたる遠地に涉り入ることは能はずとの意なり、又大いなる威武は、遠

殘、社稷壞、宗廟墮、刳腹折頤、首身分離、暴骨草澤、頭顱僵仆、相望於境、父子老弱、係虜相隨於路、鬼神狐祥無所食、百姓不聊生、族類離散、流亡爲臣妾、滿海內矣、韓魏之不亡秦社稷之憂也、今王之攻楚不亦失乎、

【大意】秦の楚を攻むるは韓魏の術中に陷るものにして、韓魏と秦とは累世の讐敵なれば、到底兩立する者にあらず、然るに韓魏を含いて楚を攻む、是れ失計なることを言へり、

【通釋】誠に初めに勝利あればとて、終りを愼まざれば此の如くなるに拘らず、只今大王は楚國の毀損せざるを妬み給へるが、然しながら楚國を毀損なさるゝことが韓魏二國を強くして御遣はしになる譯を御承知なきなり、愚臣聊か大王の爲に思慮致して御尤もな事とは存じ奉らず、古への詩に申せるに、大いなる足跡のものと雖も、遠方の場處には涉り至ること能はずと申されてあり、されば遠方の楚國は秦に取りては互に相侵さゞるが故に援助たるものなり、韓魏は秦と接近の國なるが故に、攻伐なし易くして敵國なり、又詩に申せる他人が心に思ふことと有れば、予は能く之を推して度り中つる得、流石に躍躍と善く跳回る狡黠な兎も、犬に出遇ふときは之に獲らると申してあり、大抵先方の心は其の素振り等を見れば當推量の付くもので御坐る、因りて大王にも韓魏の今迄の事を御考へになれば、彼れが心底は御分りになるならん、如何に秦が強大なりとも油斷なさると、韓魏に亡されぬとも限り申さず、今大王韓魏を伐ちながら中途にして之と和親して、韓魏が大王に仲善く致すを信用し給へるは、是れ正しく昔し呉が越を半殺しにして中途より俄かに信用したると同理にて、後悔し給ふことは必定なり、愚臣之を聞けり、敵は決して輕んじ易るべからず、時機は決して取り外すべからずと、愚臣は恐れますには、彼の韓魏が辭を卑下謙遜し患難を思慮して心配を粧ふとも、誠心よ

汔濟、濡二其尾一と、乃ち狐は尾を水に濡すときは濟ること能はざるものなるが、小狐の大川を渉るや、殆んど濟りを畢へんとして少しの大切な處で其の尾を濡し、終に濟る能はざるを云へるなり、〔智氏見伐趙之利〕既に本策の謂秦王曰の章に解せり、〔楡次之禍〕亦既に謂秦王曰の章に解せり、〔吳見伐齊之利〕亦同上、〔干隧之敗〕亦同上、〔沒利於前〕沒は溺なり、〔易患於後〕易は慢易なり、輕しめること、〔從而伐齊〕從は隨從なり、按ずるに下の〔智氏信二韓魏一從而伐レ趙〕の例を推せば、蓋し越王の吳王に從ひて齊を伐つを謂ふなり、〔攻齊人於艾陵〕艾陵は今の山東兗州府にあり、〔還爲越王禽於三江之浦〕爲は被なり、高帝紀に今爲二赤帝斬一レ之とある爲と同じ、禽は擒と同じ、古へは殺をも擒と云ふ、三江は婁江、東江、松江なり、浦は水濱なり、三江之浦は卽ち上に云へる干隧なり、〔從而伐趙〕既に上の謂秦王曰の章に見ゆ、〔攻晉陽之城〕趙襄子の奔りて保てる城の名、既に上の謂秦王曰の章に見ゆ、〔智伯瑤〕瑤は智伯の名、〔鑿臺之上〕卽ち上文の楡次の地に在り、もと晉陽を水攻めに爲す時、渠を鑿ちて汾水を灌ぐ爲めに掘り上げたる土を聚めて作れる臺なるを以て、鑿臺と名づけたるなり、

今王妬二楚之不一レ毀也、而忘二毀レ楚之强レ魏也、臣爲二大王一慮而不レ取、詩云、大武遠宅不レ涉、從レ此觀レ之、楚國援也、鄰國敵也、詩云、他人有レ心、予忖二度之一、躍躍毚兎、遇レ犬獲レ之、今王中道而信二韓魏之善一レ王也、此正吳信レ越也、臣聞敵不レ可レ易、時不レ可レ失、臣恐三韓魏之卑レ辭慮レ患而實欺二大國一也、此何也、王既無三重世之德於二韓魏一、而有二累世之怨一焉、夫韓魏父子兄弟、接レ踵而死二於秦一者百世矣、本國

と何れも、多くは怠り油斷して失敗することとなると申されてありと、又易の書の中に、狐が河を渡るとき自ら其の尾を濡さざるやうに注意するものなるが、殆んど向う岸を近くして一寸の油斷で尾を水に濡しゝが爲に水を渡り果さぬことありと申してあり、此の詩易共に凡そ物事の始めは爲し易きも、終りは滿足に貫くことの難きことを、右の如く誡めて申されたるなり、然しながら以上は理窟で申すもので、さて其の事實は何せに其の然るものなるかを承知すべしとならば、一つ近世の歷史に就いて證明仕らん、戰國時代の初期に當りて、智伯は趙家を伐ちて土地を取ることの利益なるを思ひまして、頻りに其れに熱中して居りましたが、己れの身が趙襄子に榆次と申す處にて殺さるゝ禍ひのあることを氣附かざりき、吳王夫差は齊國を伐つことが便利なるを思ひまして、頻りに齊と戰ひましたが、己れの國が干隧と申す處にて越に敗らるゝことを知らざりき、此の智伯や吳王や共に一旦は大いなる功績が無きにあらず、卽ち最初は極めて有望有利なりしが、餘り利益にのみ前に沒頭致して、患難が後に起り來ることを油斷して輕易して居られましたから、終に不覺を取りたるなり、倘委しく申しますれば、吳王が越王を信じまして、越王を從へて共に齊を伐ち、既に齊人と艾陵に戰うて勝ちましたが、國へ還りまして越王に伐たれて、三江の浦にて擒にせられました、智伯は韓魏の二氏を信じて、之を從へまして趙を伐ち、晉陽の城を攻めて勝つに日取りが極りて、愈、何日に落城とまでに漕ぎ付けましたが、韓魏が一朝之に反きて趙氏と一緒になりて、智伯瑤を鑿臺とて晉陽城を水攻めに致すときに鑿ちたる溝渠の掘り上げた土にて築ける臺の上にて殺したり、此れ何れも初めは兎も角も善かりしが、終りを克くせざりし證據で御坐ります、

【解義】〔肥仁義之誡〕肥は厚くすること、誡の字、史記に地に作る、高誘が國策注に地猶ㇾ道とあり、此れに由りて觀れば、本書も本と地に作れるを知るべし、今之を用ふ、〔三王五霸〕既に本策の謂ニ秦王一曰の章に出づ、〔壹毀魏氏之威〕壹は專壹の壹にして、卽ち專ら恃みにするを謂ふ、史記、新序、竝に壹を乘に作る、可なるに似たり、〔詩云靡不有初云云〕既に上文に出づ、〔易曰狐濡其尾云云〕周易の未濟彖辭に曰く、小狐

主、臣恐有後患、詩云、靡不有初、鮮克有終、易曰、狐濡其尾、此言始之易、終之難也、何以知其然也、智氏見伐趙之利、而不知榆次之禍也、呉見伐齊之便、而不知干隧之敗也、此二國者、非無大功也、沒利於前而易患於後也、呉之信越也、從而伐齊、既勝齊人於艾陵、還爲越王禽於三江之浦、智氏信韓魏、從而伐趙、攻晉陽之城、勝有日矣、韓魏反之、殺智伯瑤於鑿臺之上、

【大意】秦王の、攻伐を省き平和を務むれば、自然に盛大になりて、三王五霸にも賢り、之に反して徒らに強きに誇り兵を好むときは、終には大禍あるを言ひ、尙詩を引きて終始共に愼むべきを說き、又智伯、夫差の故事を援きて勝ちに誇り勢ひに乘じて警戒せざるときは、敗亡を免れざるを說き、以て秦王に休戰の事を勸告せり、

【通釋】最早是迄に成功し給ひし以上は、大王若し能く此處にて成功を維持し、威力を墜さぬやうに守り、他國を攻伐する野心を省滅して、仁義を以て萬民を憐む素地を厚く肥して、復と起るやうな後の患が無きやうにし給ふときは、昔しの三王も大王と並びて四王と爲すに足らず、五霸も大王と併せて六霸と爲すに足らず、卽ち實に空前の偉き明君と申し上ぐべきなり、亦其れに反して大王若し此處にて人徒の衆多なるを負み、甲兵の强盛なるを恃みて、彼の魏國を擊ち破りたる威勢に乘じて、力づくにて天下各國の君主を押し付けて從はさんと思召すときは、此の愚臣は必ず後日の患あらんことを恐るゝなり、古き詩の辭に、何人も最初の良きことが有らざるはなし、卽ち最初は誰れでも良く物事を愼みて致すが、克く終局を良く致し遂げることが鮮し、卽ち終りになる

故胙城縣の東三十里にあり、當時共に魏に屬す、〔雲翔而不敢校〕翔は「かける」と訓ず、雲翔は雲の飛翔するが如く起れるを謂ふ、鮑注に散なり、校は報なりとあり、〔蒲衍首垣〕蒲は今の河南陳留長垣縣に蒲城ありと、衍は卽ち衍氏、今の河南開封府鄭州の北三十里に衍氏城ありと、地理通釋に見ゆ、首垣は一に長垣と曰ふ、今の長垣縣の東北二十五里に長垣故城あり、或は曰く首は牛首を謂ふ、故城陳留縣西南十一里にあり、垣は卽ち長垣と、〔仁平丘小黃濟陽嬰城〕仁は地名、程恩澤曰く、魏收が地形志に、蕭梁の時、漢の己吾縣に於て仁州を置くとあり、今の歸德府寧陵縣たれば、彼の時名を取る、必ず據る所あらんと、平丘は今の長垣縣西南五十里にあり、小黃は陳留に在り、濟陽は河南の開封府蘭陽縣と曹州府曹縣とにありて、地相接すと云ふ、嬰城は鮑注に、嬰猶レ縈也、蓋二邑(小黃、濟陽)一環レ兵自守とあり、高注竝に正義には未詳とあり、錢大昕曰く、蓋誤以爲ニ地名一、故曰未レ詳と、但し劉向が新序には此れを引きて頸城に作る、卽ち鄄にして、今の山東曹州府濮州東二十里に在りて、其の地、平邱黃濟陽と俱に相近し、二書(國策、新序)俱に劉向に出でゝ、而して其の文是の如し、是れ或は別に據れる所あるならんと、〔濮磨之北〕濮はもと水の名、因りて地名とす、卽ち濮陽のこと、もと衞の都、今の山西大名府開州の西南にあり、磨は歷と相通ず、歷は濮の近邑と云ふ、〔斷齊秦之要〕關君長曰く、此說ニ秦王ニ不レ宜ニ謂レ秦、或韓字訛と、今之を用ふ、要は腰と同じ、人身の上下の中なれば、以て中央に喩ふるなり、〔絕楚魏之脊〕君長又曰く、脊は人身左右の中なれば、亦以て中央に喩ふるなり、以上の二句、秦の四國の地を中斷して、相救援せしめざるを謂ふ、〔王之威亦憚矣〕憚は畏憚なり、秦王にも人の畏憚すべき威權あるを云ふ、史記に憚を單に作る、索隱に曰く單盡也、言ニ秦王之威盡行一也と、新序、通鑑俱に殫に作る、

王若能持レ功守レ威、省ニ攻伐之心一、而肥ニ仁義之誡一、使レ無ニ復後患一、三王不レ足レ四、五霸不レ足レ六也、王若負ニ人徒之衆一、恃ニ甲兵之强一、壹毀ニ魏氏之威一、而欲ニ以レ力臣ニ天下之

申すべき肝要な處を絶ちて、彼れ各國の聯絡氣脈を切りて互に通ぜざらしめ給ひしが、天下は此れに由りて五たびも六たびも聚り合うて如何せんと相談に暮れるのみにて、誰れも敢て之を救はず、此れにて大王の御威光も亦既に天下諸侯に畏れ憚られたり、

【解義】〔楚人有黄歇者〕黄は氏にして、歇は名なり、世に謂はゆる春申君即ち是なり、史記に春申君傳あり、〔襄王以爲辨〕辨は辯と同じ、雄辯を謂ふ、〔臣聞之〕以下を戰國策原文と爲す、〔物至而反冬夏是也〕胡三省曰く、至極也、物極則反也、冬至陰之極而陽生焉、夏至陽之極而陰生焉と、又冬至は日の短きと極りて長きに反り、夏至は日の長きこと極りて短きに反るが如き是なり、呂子の似順論にも、至長反短、至短反長の語ありと、正解に見えたり、〔致至而危累棊是也〕致も極も同義、一本に極に作る、新序には高に作る、〔有二垂〕垂は陲と同じ、邊陲なり、二垂は正義には極東西とあり、正解には西北の邊陲を謂ふと爲せり、〔先帝文王武王〕當時秦は、他の六國と共に王と稱し、帝と稱せざれども、黄歇其の懽心を博せんとて、帝號を以て之に與へたるなり、深意あるにあらず、〔而不忘接地於齊〕忘の字、原文に無し、史記の春申傳に不の下に忘の字あり、通鑑亦同じ、此れ宜しく補入すべし、〔以絶從親之要〕索隱に要讀曰腰、以言山東合從韓魏是其腰とあり、或は解して要約也となせり、〔使成橋守事於韓〕成橋は秦人成、史記に盛に作る、姓なり、守事は政事に關與するを謂ふ、當時各國往往所親の人を互に推薦して、國政に關與せしむる事あり、既に前文に解せり、〔成橋以北入燕〕史記、新序、共に以其地入秦に作る、正解に據て訂正すべしと爲す、是なり、通鑑亦同じ、入は韓よりして秦に贈るを云ふ、〔出百里之地〕出も韓之を出すなり、〔擧河内〕河内は魏の地、正義に云く、即懷州也、在南河之北、西河之東、東河之西と、史記正義に曰く、河從龍門南至華陰、東至衞州、即東至衞州、即東北入海、曲繞冀州、故曰河内と、又古帝王之都、多在河東河北、故呼河北爲河内、河南爲河外と、〔燕酸棗虚桃人〕燕は古南燕の國、時に魏の地、今の河南衞輝府延津縣の北、故胙城縣の南に南燕故城あり、酸棗は今の延津縣の北十五里に故城あり、虚は今の延津縣、故胙城縣の東南にあり、桃人は今の延津縣の北、

仕らん、臣之を聞けり、物は至極の推し詰りに至るときは、復後へに反ることで御坐るが、其の例は、冬が來りて日短の至極になれば、復夏の日長の至極に立ち反るやうな者が卽ち是れで御坐ります、又物事の推し詰りの果てが至りますと危きもので御坐るが、其の例は碁石を累ね累ねて澤山積みますとき、終に崩れ倒れますことが卽ち是れで御坐ります、因つては物事餘り十分致し過ぎまするは、其の反動として危險が伴ひて參ることなれば、決して盛大なればとて驕り怠るべきことにあらず、今や貴國の御領地は天下の半分に達して、中國の西北二方の邊陲を御持ちなされて居ります、此れは斯の世界に人類が生れてから以來萬乘の大國も可なり御坐りましたが、未だ是れ迄には斯程の盛大な國家は御坐りませぬ、御先代の帝の文王武王から大王の御身代まで御三代まで御坐りますが、而も何れの王も倶に秦の御領地を擴大にし、韓魏の二國を突き貫きて直ちに齊に續けて、彼の諸侯同士が互に相語らひて合縱の組合ひを爲す偏强な土地を絕ち切ることを御忘れは成さら無かつた、乃ち成程秦が盛大とは申せ、未だ至極の處までは屆か無つたので御坐りました、然るに今や大王は成橋をして政事を韓國に守り掌らしめ給ひしが、成橋は韓に說き付けてその土地を割きて秦へ差上げました、是れ大王は別に是れぞと云うて兵を出したり、威力を伸したり遊ばさずして、他國をして百里の廣き地を獻上仕るやうに成された事で御坐ります、大王又甲兵を起し給ひて魏を攻め、魏都大梁の門を閉ぢ杜ぎ、河內を其儘に取り上げ、燕、酸棗、虛、桃人などと云へる土地を拔き取らしめ給ひしに、楚燕より魏を救ひに出しましたる兵は、秦の强き威勢を畏れて救ひたくはあり畏くはありして、宛かも雲の翔り回るが如く唯ぶら〳〵して居りまして、押し切りて抵抗を致しませぬ、此れにて大王の御功は亦旣に多きことで御坐ります、其後大王は甲兵を休止し衆民を安息すること二年、然る後に之を再び御用ひなされて戰爭をなし、又蒲、衍、首垣の地を攻め取りて仁、平丘の地に臨み、小黃、濟陽の二邑の人は皆城に立籠りて手向ひ致さず、而して魏の國は到頭降服したり、大王又濮磨の北方を取りて之を燕に連續し、齊秦の腰部とも云はるゝ中樞地を切斷し、楚魏の背面とも

以絶從親之要、今王使成橋守事於韓、成橋以北入燕、是王不用甲、不伸威、而出百里之地、王可謂能矣、王又擧甲兵而攻魏、杜大梁之門、擧河內、拔燕酸棗虛桃人、楚燕之兵、雲翔而不敢校、王之功亦多矣、王休甲息衆二年、然後復之、又取蒲衍首垣、以臨仁平丘、小黄濟陽嬰城、而魏氏服、王又割濮磨之北、屬之燕、斷齊秦之要、絶楚魏之脊、天下五合六聚而不敢救也、王之威亦憚矣、

【大意】此より主題に入り、黄歇の上書を掲ぐ、而して此の段先づ其の大旨を總挈す、「不レ如レ善レ楚」の一句、其の主腦を掲げ「物至而反」の四語、其の大綱を提げ、下の議論を開出し、「王可謂能矣」、王之功亦多矣、「王之威憚矣」と、層層摺疊して秦の威盛を侈寫し、所謂「物至」、「致至」の義を陳べて、後段の無後患、有後患の兩說を胚胎せしむ、

【通釋】是の時楚人の中に黄歇と云へる者あり、他國に游學し、博く物事を聞き、優れる人なりしが、楚の頃襄王は黄歇を以て雄辯なりとし、因りて秦に使者として至り、秦の昭王に說かしめて申しけるに、天下の各國に於きて秦楚の兩國より強きは莫し、然るに其の強き國の大王が強き國の楚王を伐たんとの思召しありと聞けり、此れ譬へば兩つの負けず劣らざる虎が相鬪ひて互に勝敗が付かずして弱り果てたる處を、老いぼれた犬が付け込みて切り盛りするやうなもので、格別力が無くても勝利を得るやうなもので、反りて他の弱國に秦楚の兩強國共に付け込まるる譯なり、其れよりは寧ろ秦より楚を善く親みて、此の兩強國が提携するに如かず、臣請ふ其の譯を說明

〔通釋〕 楚の頃襄王の二十年、秦の白起、楚を攻めて西陵を拔き取り、又鄢郢夷陵などを拔き取り、楚の先王の陵墓を燒き打ちにしたり、楚王は國都の郢を立ち退きて東北方面に徙り、陳城を保ちしが、楚は遂に秦國に輕しめらるゝやうになれり、そこで益〻侮られて、白起は又兵を引き連れて楚を伐ちたり、

【解義】〔頃襄王二十年〕頃襄王は楚王名は横の謚なり、此策は秦策なれば、秦を主位として秦の年代にて書すべきに、楚を主として彼の王の年代を以て記せしは、既に前に述べしが如く國策の原文にあらず、姚氏が後語の文を取りて補ひたる者なればなり、〔秦白起〕既に前に出づ、〔拔楚西陵〕西陵は夷陵の附近にあり、荊州記に、自夷陵縣泝江二十里、入峽口、名爲西陵と、顧祖禹曰く、今自巴東歷三峽〔巫峽、瞿唐峽、西陵峽〕下夷陵、連山疊障、江行其中、廻旋湍激、至西陵峽口、始漫爲平流、故國於東南者、必以西陵爲重鎭と、〔鄢郢夷陵〕鄢は楚の別都、即ち襄陽なり、荊州記に曰く、襄陽舊楚之北津、從襄陽渡江、經南陽、出方城關、是通周鄭晉衞之道、其東津經江夏、出平澤關、是通陳蔡齊魯之道と、郢は楚の國都、今の湖北荊州府江陵縣の東北三里にあり、夷陵は今の湖北宜昌府東湖縣治なり、〔保于陳城〕故の陳國、楚の頃襄王、郢より此に徙り、故都の名を取り、名けて郢と曰ふ、即ち今の河南陳州府治なり、

楚人有黃歇者、游學博聞、襄王以爲辯、故使於秦、說昭王曰、天下莫彊於秦楚、今聞大王欲伐楚、此猶兩虎相鬭而駑犬受其敝、不如善楚、臣請言其說、臣聞之、物至而反、冬夏是也、致至而危、累棊是也、今大國之地、半天下有二垂、此從生民以來、萬乘之地、未嘗有也、先帝文王武王王之身、三世而不忘接地於齊

速かに齊を攻めたならば、天下國國のものが、何れも喜び勇みて尊君に従うて共に齊を伐つこと、宛かも父が子の仇を討ち子が父の仇を討つが如く、皆己が當然の務めとなして勵み勉めざるはなけん、右の如くにして誠に能く齊國を亡ぼしたる上は、尊君を河南の地に封じて、その格式を進めて萬乘の大國と爲し、道路を中國に通じ、四方へ往來の便利を開き、南方は尊君自國の陶と鄰り同士と爲り、相互に援け援けられて行くときは、世世子孫に至るまで永く患難なけん、是れこそ何と大いなる利益には御坐らぬか、願はくは尊君の、決心して志を齊を攻むるに專一にし、而かも他の思惑を爲すこと無からん事を切望の至りに堪へずと、右の趣を以て燕の相國に説かしめて、早く齊を伐ちて君が功名を建て、同時に君が國の陶の基礎を固め給ふが上策と存ずるなりと、

【解義】〔封君於河南〕鮑注に河之南非レ郡、此蓋寓封とあり、乃ち河南は後世の郡名にあれども、此にては唯黄河の南方に當る地を謂ひ、又之を以て名義上燕の相國の領地と爲すまでにして、眞の封建にはあらずとの注解なり、〔達途於中國〕達は通なり、途は道途なり、乃ち中國の諸侯と使者を往來せしめて、對等の交際を爲すことを謂ふ、

○頃襄王二十年、秦白起拔二楚西陵一、或拔二鄢郢夷陵一、燒二先王之墓一、王徙二東北一、保二于陳城一、楚遂爲二秦所一レ輕、於レ是白起又將レ兵來伐、

【大意】楚の臣黄歇が楚の爲に使命を奉じて、秦の楚を伐つを紓べんとて、秦王に上書せし事を記せり、而して此の段上書の原由を敍す、○「頃襄王」以下、下文の「臣聞之」に至るまで、舊本に無し、而して下文の「物至云云」の上に、說秦王曰の三字あり、姚宏曰く、此段首有二闕文一、史記、新序、後語、皆有レ之、文亦小異、今以二後語一聊足二此段之闕一と、此に由て觀れば、此の本文は國策の原文にあらず、鈴木汪曰く、章首物至致至二語、突起峻甚、如二千尺斷崖峭壁一、下文汪洋渺茫、如二長江大河滾滾東走一、可レ謂二奇甚一、如補二前文一、直是常調耳と、

切な時を以て君が功績を成就し、君の妨害を取除くに非ざれば、若し秦國が猝に他の事情が出來て齊國に從ふやうなことに爲りて、齊秦の兩國が相合同したるときは、彼の齊が尊君を讐として惡むことは必ず深かるべし、君に對する讐敵の關係よりして燕國を誅責するときは、君が後になりて如何に之を悔しく殘念がり給ふとも、追ひ及ぶべからざるのみ、故に何卒今日の好時を失はざるやうに速かに決斷して齊を攻め給ふべし、

【解義】「書云」書は書經を云ふ、此の言は今の尙書泰誓の篇に見ゆ、後世學者は泰誓を以て僞書と爲せども、今其の穿鑿は玆に姑らく置かん、鮑本には詩云に作る、注に逸詩とあり、「樹德莫如滋云云」德は恩德なり、樹は立なり、此の語此にては下句の除害を主とす、泰誓には樹レ德務レ滋、除レ惡務レ盡に作る、「此除疾不盡也」上文の書云樹德云云の「除害莫レ如レ盡」の語を回顧して云ふ、「非以此時也」下の一句を管到す、乃ち上文の「此君之大時也」及び「君之大名也」の語を顧みて云ふ、「秦卒有他事」卒は猝と同じ、他事とは現今と變りたる事故にて、卽ち燕と提携を絕つやうな都合の生ずるを云ふ、「其讐君必深矣」其とは齊を指す、齊國にては、從來燕の相國が齊を攻むる方針を執れるを怒りしも、秦の强援あるを恐れて忍耐して居りたりしが、今は秦が己れの味方と爲りし故に、燕の相國を讐として惡むこと必ず深かるべしとなり、「挾君之讐」挾は挾持なり、君之讐とは君を讐とするなり、「以誅於燕」誅は責なり、燕の罪を責むるを云ふ、

君悉燕兵而疾攻之、天下之從君也、若報父子之仇、誠能亡齊、封君於河南、爲萬乘、達途於中國、南與陶爲鄰、世世無患、願君之專志於攻齊而無他慮也、

【大意】前述の優柔不斷にして後悔を取るに反し、斷然決心して齊を攻むる時の利益を說いて、燕相の心を動かすことを論じ、以て前に引ける書旨を結び、竝に穰侯に說ける言を結びたるなり、

【通釋】因つては尊君に於て燕國の兵を悉く出して

じて燕を伐ち、燕王噲を殺し、其寶器を取りし事、史記及び孟子等の諸書に見えたり、〔報惠王之恥〕惠王は燕の王なり、齊の田單、卽墨に在りて燕の兵を破り、齊の七十餘城を恢復せし事は、史記に見えたり、而して惠王の時代に在り、是れ惠王の耻辱なれば、今齊を攻めて其の恨みを報ずべきを云ふ、〔成昭王之功〕昭王は惠王の父にして、燕王噲の子なり、名將軍樂毅を用ひて齊を破り、七十餘城を下し、先王の讐を報ぜり、今燕が齊を攻むるときは再び其の業を繼ぐことなれば、故に其の功を成すと云ふ、

書云、樹德莫如滋、除害莫如盡、吳不亡越、越故亡吳、齊不亡燕、燕故亡齊、齊亡於燕、吳亡於越、此除疾不盡也、非以此時也、成君之功、除君之害、秦卒有他事而從齊、齊趙合、其讎君必深矣、挾君之讎以誅於燕、後雖悔之、不可得也已、

【大意】既に讐敵となりて相戰ふ以上は、宜しく斷然邁進して彼れが屈服を見ざれば已む可からず、然らざるときは反りて他日の大害を貽し、後悔を爲すとも及ぶ可からざるを言ひ、以て燕の相國が齊を攻むるの決意を促しゝなり、

【通釋】書經の中に、恩德を樹て施すからには、區區たる惠みで無くして、滋く盛んなるに越すこと無し、禍害を取除くからには、姑息的で無く大勇斷を以て根本から盡し絕すに、越すこと無しと申されて御坐る、昔し吳王夫差は越王句踐に勝ちたなれども、中途にて和議を聽き納れて越を思ひ切りて亡ぼさなかつた、故に越が後再び盛り返して遂に越に滅ぼされたり、齊の湣王は燕を伐ちたれども、亦思ひ切りて亡ぼさなかつた、故に燕が再び盛り返して遂に燕に亡ぼされたり、此れ疾を取除きながら思ひ切りて絕ち盡さざるが故に、病毒再び起りて遂に取返しの付かぬことに爲りたるなり、就いては尊君も此の現在の大

舜湯武之賢、不遭時、不得帝王、今攻齊、此君之大時也已、因天下之力、伐讎國之齊、報惠王之恥、成昭王之功、除萬世之害、此燕之長利而君之大名也、

【大意】此の以下、穰侯が燕の相に告ぐる言を擬設し、穰侯に燕と結託して共に齊を伐つべきを勸告せしことを言ふ、

【通釋】尊君に於て上述の五霸の事業を成さんと思ひ給はば、何ぞ相當の人を差遣して燕の相國に說いて曰はしめざるや、卽ちその辭は如何に聖人なりとも時勢を造り出すことは出來得申さず、但だ聖人は、時勢が到來したならば能く之を捕捉して、取り失ひ外すことを致さぬまでなり、昔し帝舜は如何に賢人とは申せども、帝堯と云ふ明君に遇は無かつたならば、誰れも引き擧げてくれぬ、故に一平民に終りて萬乘の天子と爲ることを得ない、殷の湯王、周の武王が如何に賢人とは申せども、夏の桀王、殷の紂王と云ふ暴主に遇は無かつたならば、終に諸侯で止まり、天下の王とはなられぬ、されば帝舜湯武のやうな賢人ですらも、或は明君の禪讓を受くるとか或は暴主の革命を必要とするとかの時勢に出會さなかつたならば帝王と爲ることは出來申さず、卽ち彼れ帝舜湯武は能く各〻其の時勢を失はずして捕捉した故に、天子と爲れたので御坐る、さて今度齊を攻むると云ふことは、此れ尊君の大切な時で御坐るぞ、天下の衆力に因みて之を味方となして、讐敵たる齊國を伐ち燕の御先代惠王が齊に敗られた恥辱を報い返し、御先代昭王が一旦齊を滅亡せんとまでに敗り給ひし功績を繼紹して成就し、萬世子孫の大害を取り除かると申すことは、此れ燕國の長久なる利益にして、而かも尊君の大切な名譽と申すもので御坐るぞ、

【解義】〔時至而弗失〕而は則と古へ相通ず、〔聖人不能爲時〕鮑注に時天時、非人所能爲とあり、〔此君之大時也〕天時の好都合なること、此より大なる無きを云ふ、〔因天下之力〕此の天下も上文と同じく晉楚を指して云ふ、〔伐讐國之齊〕齊の湣王、燕の內亂に乘

陶、本曹國、古陶堯所居、水經注穰侯封于穰、益封于陶、其免相也、出之陶而卒、陶有穰侯冢、顧祖禹曰、今山東曹州府定陶縣西有陶城と、〔藉君天下〕藉は借なり、天下は天下を制する權を云ふ、案ずるに此の天下は、東周策に請爲王入齊、天下不能傷齊とあり、子因令最居魏以共之、是天下制於子、子果東重於齊、西貴於秦とあり、秦得天下、則伐齊深矣とある天下と同じく、三晉を指して云へる也、當時齊秦に對して三晉を天下と云ふは其中原に在るを以てなり、是より先き秦は、魏冉をして晉と聯合して齊を伐たしめ、和戰の權、冉が手に委任したれば、故に藉君天下と云へるなり、〔率以朝天子〕朝は入朝して覲ゆること、天子は、雕題に所謂天子指秦王、業已稱王、王卽天子矣と解したれども、既に前文の司馬錯與張儀爭論於秦惠王前章に、據九鼎、按圖籍、挾天子、以令天下、天下莫敢不聽とあり、謂秦王曰の章に、驅十二諸侯、以朝天子於孟津とあるが如く、當時皆倶に周の天子を指して云へるなり、蓋し此時周室衰微甚しと雖も、尙天子の位號は有したり、故に往往挾みて號令を爲さんと唱ふる者ありしなり、〔陶爲鄰恤〕鄰は鄰國なり、陶は今の山東にありて、齊國と境を接す、故に齊を指して鄰と爲す、恤は憂なり、乃ち陶は鄰國の齊に苦めらるゝ憂を生ずとなり、鈴木汪は曰く、此句爲夾注、陶之爲鄰恤、不由攻齊不成、國形固若此、今欲見莫據之害、故言之也、蓋小國之在大國之旁、必據其力而存、陶小而鄰齊、勢不能獨立、宜存恤于齊、而莫之據、陶必不能存也と、此れ陶の如き小國の宜しく齊に存恤せられて始めて立つべきに、今齊に依據すること無きが故に、陶は鄰國の厚意を離れて存立すること能はずと解したるなり、鈴木弘曰く、陶爲鄰を句とす、陶は齊と鄰國たれば齊必ず之を伐つが故に、憂恤して之に據有する能はざるなりと、倶に一說として存すべし、

君欲成之、何不使人謂燕相國曰、聖人不能爲時、時至而弗失、舜雖賢、不遇堯也、不得爲天子、湯武雖賢、不當桀紂不王、故以

天子天下必聽、五霸之事也、攻齊不成、陶爲鄰恤、而莫之據也、故攻齊之於陶也、存亡之機也、

【大意】本章は穰侯に、齊を伐ちて功を樹て、穰侯の封邑なる陶を鞏固にして、永久の計を建てんことを勸めたる事を記せり、蓋し當時燕は齊に復讎をなさんと欲すれども、其の力微弱にして未だ能はず、故に穰侯に依りて秦の力を假りて齊を弱まさんと謀り、造をして說かしめたる者に似たり、唯其の說たるや如何にも依違躊躇せる燕相を動かすに力めて、絕えて燕の爲に謀れる痕跡を見ず、是れ乃ち策の巧なる者なり、而して此段先づ伐齊の成功不成功は陶の存亡に關するを論じて、全篇の提綱となせり、

【通釋】秦の客卿の職に居れる造と申す人が宰相穰侯に說いて申すに、秦王が尊君を取立つるに陶てふ國を以てして、その地の君主と爲し、尊君に借さるゝに天下を自由に切り盛りする權勢を以てしたることと、既に數年の久しきに及べり、就いては只今その權勢を利用して齊を攻むる事が成功して、秦が捷ちたならば、陶は誠に萬歲で御坐る、卽ち陶は萬乘の大國と爲り、多くの小國に首長となりて仰がれん、因りて小國の君達を引き連れ天子に入朝謁見して號令を出したならば、天下の國國は必ず尊君の命令を聽き從ふに違ひなし、さすれば是れ古への五人の霸者の事業に相當したる誠に立派なる功勳なり、其れに反して若し齊を攻めて不成功に終るときは、非常な難儀となり、陶の御國は唯憂恤に近くのみにて、到底陶に據りて持ち堪ふることは得ざるなり、故に齊を攻めて成功すると不成功に終はるとは、尊君の自國なる陶國に取りては國が存在するか亦滅亡するかの兼ね合ひにて、卽ち君の爲され方一つで何れにでも向ふことなれば、寔に大切至極なる處なり、善く注意し給ふべき者なりと申されたり、

【解義】〔秦客卿造〕客卿は、他國人にて秦國の卿となれる者なり、既に前文に出でたり、造は其人の名なり、未だ其の本國は何國たるを知らず、疑ふらくは燕人ならん、〔秦封君以陶〕陶は地の名、穰侯の別邑、鮑注に今濟陰定陶とあり、程恩澤曰く、案漢志濟陰郡定

其の意義を丁寧明確にせり、張洲、本文を評して曰く、益レ甲伐レ齊本齊之不利、而反言下不二利於レ秦者五上、使二有レ所レ恐、而不レ爲、又先以二明智一擧二其君臣一、張弛闔闢、罔レ不レ出二嚢中一、斯正蘇氏兄弟（蘇秦、蘇代）揣摩之故術、文氣縱横、議論明悉、又詞家所レ當二深加一レ意者と云へり、

【通釋】前述に引換へて秦が晉國即ち魏を伐ち、魏の安邑を得て、一方に齊と交りを善くして安邑を保ちたらんには、亦必ず差迫りて來る難儀なかるべし、又秦が安邑を得て領有としたならば、韓魏は到底上黨の地を持ち果するを得ず、上黨は秦に取らるゝより外なかるべし、夫れ秦國に取りては、進んで三晉の宛かも人の腸胃とも申すべき極めて大切肝要の土地なる安邑上黨の地を占領して、天下の權を掌握する素地を作ると、晉楚に加勢し援兵を出して、全敗全滅して國へ返られざるやうにならぬかと心配すると、全體孰れが利益なる事と思召さるゝか、それが故に私しは竊かに之を弊國の齊王に請合ひて申すに、秦王は聰明にして計略に熟練し給ひ、その宰相の穰侯は智者にして物事に習てありて、君臣共に經驗に富まれてあれば、必ず趙に援兵四萬人を增益して齊を伐つやうな拙策を爲さゞるに相違なしと、右の如く說き付けたる處、穰侯は其書を讀んで成程と感じ、進んで趙に加勢せず、兵を引き連れて秦に歸れりと、

【解義】〔秦得安邑〕安邑は魏の舊都既に上文に出づ〔亦必無患矣〕亦の字、魏を敵として戰はざるに對して云ふ、乃ち安邑を魏より奪へば、魏が敵國となりて來り攻むる患があるべき筈なれども、齊てふ援國があるが故に魏は畏れて來り攻めざれば、安邑を奪はざると同樣に魏の患無きを謂ふ、〔韓魏必無上黨〕當時上黨の地は韓魏二國に分有せり、今秦進んで魏の安邑を占領する時は上黨は之に近き故に、韓魏の力にて守る能はず、亦秦の領有となるべきを云ふ〔三晉之腸胃〕腸胃は腹心と云ふが如く、至要の地に喩ふるなり、卽ち此にては上文の安邑上黨を指して云ふ、

○秦客卿造謂二穰侯一曰、秦封レ君以レ陶、藉二君天下一數年矣、攻レ齊之事成、陶爲二萬乘一、長二小國一、率以朝二

せらるとは、情理に於て愜はず、蓋し是の役や、晉楚主となり、秦は援助の側に立つものなり、然るに今秦兵多く勢強くして、權力之に歸し、晉楚反りて秦の指揮を聽かざるを得ず、因りて必ず其の意中に不平のこと多きをいふ、「則必不走於秦」晉楚の智にして秦の愚なるを見て、秦を侮りて從はざる事を謂ふ、「且將走晉楚」且も將なり、重語とて故らに同義の字を重複して語氣を敦厚にするは、古文往往其例あり、正解本に且の字を削るは非なり、「齊割地以實晉楚則晉楚安」此句は、下の「齊舉兵而爲之頓劍、則秦反受兵」と、兩者を對照して云へるなり、實は充實なり、乃ち其の力を附けて空虛を充實さすること、「齊舉兵而爲之頓劍」爲之の之とは兵を舉げて敵對したる事を謂ふ、頓劍は、史記の范睢傳に士辱兵頓とあり、左傳襄四年に甲兵不頓とあり、疏に壞也と解し、孫子に頓兵挫銳、力屈貨殫、則諸侯乘其弊とあり、又諸葛亮が文に頓兵相持、坐而須老と云ひ、本書の趙策の秦攻趙の章に不鬬一卒、不頓一戟と云へるが如く、概ね久持の末、兵の疲れ鈍る義に用ひたり、韻會に頓徒困切、與鈍同とあり、此れ皆頓の鈍たることを證すべし、正解に謂爲晉楚強戰也とあるは、甚だ謬れり、「秦反受兵」秦はもと主軍にあらずして援軍なるに、今多く兵を出したる結果、齊の攻擊を蒙ること尤も衆し、故に反受と云ふ、

秦得安邑、善齊以安之、亦必無患矣、秦有安邑、則韓魏必無上黨哉、夫取三晉之腸胃、與出兵而懼其不反也、孰利、故臣竊必之弊邑之王曰、秦王明而熟於計、穰侯智而習於事、必不益趙甲三萬人以伐齊矣、

【大意】　此の段は、魏の安邑を取れば、韓魏の上黨の地も自然に秦の有に歸すべければ、危險を冒して晉楚と共に齊を攻むるの不利なるに勝りて大利益あるを說き、以て秦兵を他方面に向けて齊の難を脫せんことを圖りたるなり、結尾の辭は起語と照應して、

則晉楚爲制於秦、齊恐、則必不走於秦、且將走晉楚、三也、齊割地以實晉楚、則晉楚安、齊擧兵而爲之頓劒、則秦反受兵、四也、是晉楚以秦破齊、以齊破秦、何晉楚之智而齊秦之愚、五也、

【大意】上節の繼き、

【通釋】假りに援兵を出すと致した處が、秦が少しく援兵を出すときは、晉楚は秦を信用せず、多く援兵を出すときは、秦の權力が強くて、晉楚が秦に制せられて晉楚の二軍は意に不平を抱くは分り切りたることなり、齊は聯合軍の強勢を恐れますときは、必ず秦の軍に駈附けて降參を乞はずして、晉楚の不平に附込みて晉楚の陣に駈附け行きて聯合を求むべし、左すれば少しく兵を出すも多く出すも何の途秦は不利益なり、斯様な愚策を明智なる秦王穰侯が取るべき筈なし、是れ私しが秦は援兵を出し趙と共に齊を伐たずと斷言する三の理由なり、齊は敵軍に迫られた結果、土地を分割して晉楚に與ふるときは、晉楚は落ち著くことで御坐る、又窮鼠猫を噬むの道理と同じく、齊が兵を擧げて之が爲に飽くまで敵對して、劒を鈍らし壞るゝまで力戰苦鬪を續けたならば、比較的多く兵を出して居るは秦なれば、主たる晉楚よりも反りて敵兵を受くることゝなりぬべし、左様な愚策を秦王穰侯が行ふ筈なし、是れ私しが秦は援兵を增して趙を助けずと斷言する理由の四なり、要するに今秦が援兵を趙に益すことは、是れ晉楚は秦を利用して齊を破り、亦齊を利用して秦を破り、自己は其間に居て利益を占むることで御坐る、何ぞ晉楚の智慧深くして、而かも齊秦の愚なること甚しきや、左様な事が秦王穰侯に有るべき筈なし、是れ私しが秦は援兵を益して趙を助けずと斷言する理由の五で御坐る、

【解義】〔晉楚爲制於秦〕正解に多出兵、則爲晉楚所制とあり、是れ關修齡の說なるが、乃ち秦は全く晉楚の煽動に乘りて、彼れが前驅に利用せらるゝ事を謂ふ、又一說に、兵多く勢強きが故に反りて人に制

今秦が援兵を出して齊を破りて趙を肥して遣るときは、趙は即ち三晉の一にして、兼てより秦の深讎なれば、秦に取りて不利益なり、左樣な間違ひたる計を秦王なり穰侯なりが揃うて居る秦が爲す筈なし、是れ私しが秦は趙を援けて齊を伐たずと斷言するの一の理由で御坐る、秦の謀を爲す者は必ず斯く申すに相違なし、それは先づ齊を擊ち破り晉を戰爭に疲弊さして、然る後に晉と楚との二國に對して勝利を自由に制御すべしと申すならん、然しながら此の謀者の計は誤れり、夫れ齊は疲れ切りて居る國なり、其れを天下の聯合軍を以て擊つときは、譬へば千鈞の强弩を以て早くも潰れんとして居る至りて脆き癰の腫物を射るが如きもので、其一と溜りも無く亡ぶるは分り切りたることなり、されば其の齊と戰うたからとて晉楚が格別疲弊する譯もなければ、斯樣な事で秦王が安くに能く晉楚を自由に制御し得べきや、左樣な分り切りたる愚策を秦王穰侯が採用さるゝ筈はない、是れ秦が趙を援けて齊を伐たずと斷言する二の理由で御坐る、

【解義】「往來者之言」全く路上往來の人の話にして、別に責任ある當路者の話にあらざれば、强ち其の言に信用を置いて云ふにあらずと、謙遜して愼重を執りて云へる辭なり、「必之弊邑之王」必は期なり、請合ひて保證すること、弊邑は弊國と同じ、齊を云ふ、「不爲不信不爲無行」兩句共に上の不の字の上に豈の字を加へて看るべし、又不爲とは爲の義にて、不は發語の辭なり、逸周書の大匡篇に二三子不尙助不穀とあるを、孔晁が注に不尙尙也とあり、秦策に楚國不尙全事とあるを、高注に不尙尙也とあり、孟子の公孫丑篇に吾不惴焉とあるを、不惴惴也と解するが如き、皆其例なり、尙、說は經傳釋詞に詳かなり、正解に三晉數背欺、而秦不以爲不信無行者、蓋欲其不相結也と云へるは、上下の文意に於て頗る解を費す、從ふ可からず、「必曰破齊弊晉」史記には弊晉の下に楚の字あり、下文に照らせば、楚の字闕くべからず、「制晉楚之勝」當時秦の尤も大國にて忌む者は楚を第一と爲す、故に楚を補入して云ふ、「夫齊罷國」罷は疲と同じ、「千鈞之弩」三十斤を一鈞と爲す、

秦少出兵、則晉楚不信、多出兵、

曰、秦王明而熟於計、穰侯智而習於事、必不益趙甲四萬人以伐齊、是何也、夫三晉相結、秦之深讎也、三晉百背秦、百欺秦、不爲不信、不爲無行、今破齊以肥趙、趙秦之深讎、不利於秦、一也、秦之謀者必曰、破齊弊晉、而後制晉楚之勝、夫齊罷國也、以天下擊之、譬猶以千鈞之弩潰癰也、秦王安能制晉楚哉、二也、

【大意】此の以下は、蘇代が齊の爲に書を穰侯に獻じて、秦が趙を援けて齊を伐つの不利なるを說きたるを記す、乃ち餘りに迂愚なる計なれば、己れは齊王に向ひて、秦王及び穰侯の明智なるや、斷じて之を爲さずと明言したることを言ひ、以て穰侯の心を動かす處、是れ文章辭令の妙にして、抑も策士立說苦心の痕、亦歷歷として觀るべし、

【通釋】是に於て蘇代は當時齊に事へしが齊の爲に秦の相國穰侯に書面を獻じて申すに、私しは路上往來の人即ち汎く世間の人が申す言を聞けり、其の言に申すに、秦は將に趙に援兵四萬人を增加し、共に齊を伐たんとせりと、さりながら私しは竊かに此の事を私の國の齊王に請け合ひて申すに、秦王は聰明にして計略に熟練し給ひ、相國の穰侯は智者にして物事に能く習て居れり、屹度趙に援兵四萬人を增加して、共に我が齊を伐つやうな愚擧を爲さざるべし、是れ何ぞと申すならば、仔細は下の通りで御坐る、夫れ韓魏趙の三晉が相結託して親密にすることは、秦に取りては中原へ乘り出す出口を塞がるゝことなれば、是れ秦の深き讎敵なり、其の上に只今迄三晉が秦に對して百たびも背き百たびも欺きて不都合な事ばかり致して居りますれば、秦に於ては三晉を豈に不信義なる者と爲しますまいか、即ち如何にも不信の奴と爲せり、豈に操行の無き者と爲しますまいか、即ち無行の奴と爲して居りますに相違なし、然るに

伐つことは拙者が申し出したるにあらずして、貴國よりの御依頼なり、然るに今となりて貴國は又違約なされて、當然出すべき兵を差止めて出さず、反りて齊に合同して彼れが寄贈せる土地を受け給はんとす、誠に意外千萬にて、使者の私共が善いか惡いか知りたことで御坐らぬ、就いては其の御挨拶として今後兵員四萬人を増加して御加勢申し上げん、貴國は宜敷之を裁決し給ふべしと、

【解義】〔陘山之事〕陘山は地の名、既に本策楚魏戰㆑於㆓陘山㆒の章に見ゆ、事は戰ひを謂ふ、亦既に前に見ゆ、鮑注に依るに、史記の穰侯傳に魏背㆑秦與㆑齊從親、秦使㆓穰侯㆒攻㆓趙韓魏於華陽下㆒、且益㆑趙以㆑兵伐㆑齊とあるは則ち此の役なり、史記に華陽と書し、國策に陘山と書す、其の實は一なりと、〔令田章以陽武〕田章、姓は田にして章は名なり、齊の同姓の臣、陽武は地の名、鮑注に、河南に在り、此時、齊に屬すとあり、吳師道曰く、此れ開封陽武を指す、齊の地にあらずと、程恩澤曰く、今の河南開封府蘭儀縣とす、是の時齊の地曹濮を據有す、蘭儀を距る遠からず、既に以㆓陽武㆒合㆑於㆑趙と云はゞ、當に必ず趙と接壤の楚なるべし、未だ鮑注を以て非とすべからずと、〔以順子爲質〕順子は齊の公子、蓋し順は其の名なり、齊策に田嬰を嬰子と云ひ、田盼を盼子と云ふが如く、名の下に子の字を加へて稱するは、當時の一風習たり、〔敢告下吏〕下吏とは下位の吏にして、自ら謙下して敢て王を指斥せざる辭也、〔二社之地〕史記の索隱に依れば、古へは二十五家を里とし、里に各〻社を立つとあり、されば二社とは僅かに五十家のみ、餘りに少なければ、或は二百社の脫誤ならんとも云ひ、又索隱は周時代の制を說けるにて、戰國當時は其制異れるかとも云へり、〔以奉祭祀〕國家は宗廟社稷を重しとなすが故に、國家永遠の計に利益を與ふることを奉㆓祭祀㆒と云ふなり、〔今又案兵〕案は止なり、〔非使臣之所知也〕使臣は公子他の自稱に託して秦王自ら謂ふなり、

蘇代爲㆑齊獻㆓書穰侯㆒曰、臣聞㆓往來者之言㆒曰、秦且㆘益㆓趙甲四萬人㆒以伐㆑齊、臣竊必㆓之弊邑之王㆒

を謂ふ、蓋し此の時、趙人魏冉に依りて和を秦に求むるなり、正解に關君長の說を引き、毋多割疾和に作るべしと云へり、然れども今必ずしも改めざるも亦通ず、

○陘山之事、趙且與秦伐齊、齊懼、令田章以陽武合於趙、而以順子爲質、趙王喜、乃案兵、告於秦曰、齊以陽武賜弊邑、而納順子、欲以解伐、敢告下吏、秦王使公子他之趙、謂趙王曰、齊與大國救魏、而倍約、不可信恃、大國不義、以告弊邑、而賜之二社之地、以奉祭祀、今又案兵、且欲合齊而受其地、非使臣之所知也、請益甲四萬、大國裁之、

【大意】蘇代が齊の爲に秦に游說して、秦趙の聯合して齊を伐つの擧を止めんとしたることを記せり、而して此段その發端を掲ぐ、

【通釋】陘山の戰役に、趙は將に秦と合同して、共に齊を伐たんとせり、齊は之を懼れて其の臣田章をして、陽武と申す土地を趙に贈與して趙と合同せしめ、而して又順子と申す齊の公族を質子として趙に送りたり、趙王は嬉しく思はれ、乃ち秦と聯合すべき兵を止めて使を以て秦に告げて申すには、齊は陽武の土地を弊邑の趙に賜ひて順子を質子に納れたり、其の意は、此を以て攻伐を解除し貰はんとの考へより起れり、憚りながら此段を御下役人衆まで御通知申すと、そこで秦王は公子他をして趙に往かしめ、趙王に說かしめて申すに、齊は貴國と共に魏を救ひながら約束に違背し、信用して恃みにならぬ、貴國はこれを不義の國と思ひ給ひて拙者の國へ御告げになり、拙者が國へ、責めては祖先の祭祀料にでもせよと仰せて二社ばかりの土地を御贈與になりて、貴國へ加勢せよとの事を御賴みになれり、卽ち約り申さば、齊を

に往き、魏の勢を挾みて齊を刧さんとす、故に珉は齊秦の力を以て困めんと欲するなり、〔佐欲定其弟〕佐は負芻の兄の名、蓋し其の弟負芻の王位を定めんと欲し、秦の懽心を取らんことを務むるを謂ふ、〔歿世事秦〕歿世は終身なり、

○謂魏冉曰、和不成兵必出、白起者且復將戰、勝必窮公、不勝必事趙從公、公又輕、公不若毋多則疾到、

【大意】魏冉の爲に、白起の武功を成すを妨げ、冉の權力を維持せんことを謀れるなり、然れども其の實は、趙の說客、趙の爲に平和の速かに成らんことを圖れるものならん、

【通釋】秦の將軍白起頻りに趙を敗りて大功を立てし時、或る人、秦の相國魏冉に說いて申すに、趙と講和の事が成就せざる時は、秦の兵は必ず出征すべし、大將白起は又再び將に戰爭せん、さて白起が趙に勝ちたらば、豫て尊公と仲惡き故に必ず其功勳の勢威を恃みて尊公を困らすに相違なし、若し又勝たざる時は、彼れ白起自ら主となり、趙と講和の局に當りて、尊公を隨伴者の取扱ひと爲さん、然る時は尊公の威光は又輕くなりて、趙人にも侮りを受くることとなるべし、故に尊公は戰ひの勝不勝に關せず、彼れ白起に對するには警戒して當らざるべからず、就いては尊公は、趙に對して餘り多き條件を附せずして講和を早く成立さするに如かず、然るときは趙も速かに從うて秦に來朝すべし、されば白起が出て彼れ是れの事を爲す暇が無くして、尊公彼の爲に困らさるゝ事なければ、公は長く安全なるべしと、

【解義】〔和不成〕鮑注に與趙和也、二十七年白起擊趙、因伐光狼とあり、〔必事趙從公〕事とは戰ひなり、先づ趙と戰ひて、後に魏冉をして和を講せしむるを謂ふ、又一說に、事とは講和の事を指す、乃ち白起先づ和議の口開きを爲して、後に魏冉をして其の事を取り纒めしむるを謂ふとなり、後說を可とす、〔公不若毋多則疾到〕毋多とは、土地を割き、質子を求むる等の條件を多くすること無くして、趙をして從ひ易からしむるを謂ふ、疾到とは趙の速かに來附する

こと仔細なきなり、叉齊秦合同して、彼の齊王の女が豫て魏王の夫人たりし時に生みたる王子の負芻を魏の王に御立てなさるべし、負芻が大王の御蔭で王に立ちて、其の母は秦に在りて大王の夫人と爲らば、負芻は母子の關係より必ず秦に事ふるに因り、魏は全く秦の郡縣と申すべし、卽ち實に內地同樣なり、さて叉魏の大臣韓珉は薛公と本來仲惡き人なれば、齊秦の外援を以て薛公を困(コマ)らせんと思ひ、叉負芻の兄の佐と申す王子に於きては、自分の弟なる負芻が爲に王位を取り極めて安全にせんが爲に、必ず其妨害者たる薛公を排斥すべし、そこで愚臣は請ふ大王の御爲に、彼の韓珉と王子佐とに因り之を煽動して魏を刧(クルシ)迫して薛公を困めて遣りませう、魏は此の刧迫を懼れて、前きに去りたる齊の女卽ち負芻の母を再び魏に呼び返すとならん、果して然る時は負芻は己が母が復歸せるを喜び、必ず魏てふ國を控へて一生涯秦に御奉公申し上ぐるに相違なし、齊王の女再び魏に歸りたならば、彼れは薛公が己を去りたるを怨むるに相違なし、そこで秦を深く恩惠者と思ひ、必ず己が里方(サトカタ)たる齊國を說き付け大王に御奉公申し上ぐるに相違なし、されば大王姑らく御辛抱なされて、彼の去られたる魏王の夫人卽ち齊王の女を王妃と遊ばしたる節は、是坐(ヰナ)がらにして齊魏二大國を服從せしむるを得べし、何と此れ良策にあらずやと申されたり、

【解義】〔薛公入魏〕薛公田文、もと齊の王族なれども、齊王と善からずして魏に往きて其の相となれり、事既に周策及び上文に見ゆ、〔而出齊女〕出は逐ひ出すこと、齊女とは齊王の女なり、田文深く齊王を怨めるより、遂に其の女の魏王に嫁せる者を復讎的に逐へるなり、〔王何不取爲妻〕取は娶と同じ、〔以齊秦刧魏〕刧は劫と同じ、〔則上黨秦之有也〕此の時、上黨、魏に屬すと鮑注に見えたり、程恩澤曰く、案(ズルニ)魏策韓魏易(フルノ)レ地章云、韓兼(ネテ)二兩上黨(ヲ)一以臨(ムト)レ趙(ニ)、是時韓魏各有(スト)二一上黨(ヲ)一、魏欲(ス)丙以(テ)二上黨(ヲ)一易(ヘント)乙韓之南陽鄭地三川(ニ)甲、韓本有(シ)二一上黨(ヲ)一、叉得(タリ)二關之上黨(ヲ)一、故曰(フト)二兩上黨(ト)一、叉西周策の犀武敗(ルノ)レ於(テ)二伊闕(ニ)一章にも、魏王以(テ)二上黨之急(ヲ)一辭(ス)レ之の文あり、〔而立負芻〕負芻は魏の王子の名、卽ち齊の女の生めるもの、〔珉欲以齊秦〕珉、一に呡に作る、人の名、按ずるに韓釐王策に韓珉相(タリ)二齊(ニ)一の文あり、もと韓人にして此の時齊に相たり、薛公、罪を齊に獲て魏

田」藍田は地の名、故城は今の陝西西安府藍田縣の西十一里にあり、顧祖禹曰く、縣の東三十里に藍田山あり、又東南藍田關あり、卽ち秦の嶢關なりと、「乃南襲至鄧」楚は韓魏の南方に在り、故に南襲と曰ふ、鄧は楚の地の名、「三國之兵且去楚」且は將と同じ、高注によれば去は舍なり、楚を舍て往きて秦を攻めんとするなりと解せり、「況於楚之故地」故地は漢中を謂ふ、楚に告ぐる辭は此に止まる、「楚之應之也必勸」勸は勉なり、樂なり、勵み進むこと、「是楚與三國謀出秦兵矣」鈴木汪曰く、前曰恐秦之救、蓋楚已與秦媾而請救也、今楚應三國之言、則其請救也、與三國謀誘秦出兵矣と、按ずるに、楚は全く三國と共に秦の兵を誘き出さんとしたるに非ずして、眞に秦の援を請ひたるなれども、其の形迹上右の如くに見らるゝ樣になる意なり、「秦爲知之」爲は之を知るに力を用ふることなり、

○薛公入魏而出齊女、韓春謂秦王曰、王何不取爲妻、以齊秦刦魏、則上黨秦之有也、齊秦合而立負芻、負芻立、其母在秦、則魏秦之縣也已、珉欲以齊秦刦魏而困薛公、佐欲定其弟、臣請爲王因珉與佐也、魏懼而復之、負芻必以魏歿世事秦、齊女入魏而怨薛公、終以齊奉事王矣、

【大意】秦王の爲に齊の一女を娶り、之を利用して魏齊の二國を制する策を建てたるなり、

【通釋】齊の公族薛公は齊王と隙あり、齊を亡げ魏に入りて其の相と爲りしが、齊を怨むの餘り魏王に離間して、齊王の女が魏王の夫人と爲れる者を逐ひ出して齊に還したり、その時韓春と云へる策士がありて秦王に說いて申すに、大王何せに彼の魏王に去られたる齊王の女を娶りて夫人と爲し給はざるや、其の緣によりて、齊と秦と二箇國合同の力を以て魏を刦迫し給はば、魏恐れ入りて唯大王の仰せに從ひますれば、彼の魏の上黨の地は、大王の御所有になる

が連戰連敗して困めるを聞き込み、好機乘ずべしと爲して、乃ち南に向ひて楚を襲ひて鄧と申す地に至りたれば、楚王は己が國を救はんとて兵を引き歸りたり、其後齊韓魏の三國が聯合して楚を攻めんと謀りしが、三國は、楚が窮したる餘り秦に助けを請ひて、秦が楚を救ふならば大變なりと恐れたり、其の時或る策士が三國の爲に薛公に說いて申しけるには、先づ此方より使者を發遣し楚に告げしむべし、その口上は、只今三國の兵は大分持倦みて將に楚を引揚げんと致し居れり、因つては楚が能く三國に應援して共に秦を御攻めなさつたならば、秦の所領の藍田と申せども此方へ取るを得べし、況して楚がもと領せし土地は申すまでも無しと、右の通り尊公より楚王に說かしめたならば、楚は秦の援兵を恃みに致しては居れども、何分にも此の二國は先達つてまで敵國たれば、今必らずしも十に十まで確かに自分を救つてくれるに相違なしと受合はれないと疑つて居る處へ、而かも今や三國から、共に秦を攻めて土地を取らぬかとの申込みがあるときは、楚が之に應じて加勢することは、必ず勵み進んで行るに相違なし、左するときは前廉楚が援を秦に賴みたるは、是れ楚が三國と共謀して、表面上援兵を乞ふに事寄せて秦兵を誘き出す計畫と申すことに相成るなり、而して秦もさる者なれば其の事を探偵して知りたるときは必ず楚を救はざるに相違なし、そこで三國が疾かに楚を攻むるときは、楚は必ず秦に使者を馳せ走らして國家の火急を告げて援兵を催促すべし、然れども秦兵は楚が己れを誘き出す手段ならんと疑ひ、押し切りて出でざるべし、さするときは是れ我が三國は秦を楚と分離さして孤立無援の楚を攻むる譯なり、我が兵必ず功ありて捷利疑ひなしと說きたり、そこで如何にも尤もなりと、遂に大切なる使者を發遣して楚に往かしめ、共同して秦を攻むる事を約定せしめたる處、楚は之に應じて同意すること、案の如く勵み進みたり、是に於て三國力を併せて楚を攻めたる處、楚は亦案の如く火急を秦に告げて救ひを請ひたれども、秦は此れ全く楚の計略ならんと疑ひ、敢て援兵を出さゞりしが故に、三國の兵は大勝利を得て手柄有りたり、

【解義】〔楚漢中〕漢中は既に上文に見ゆ、〔再戰於藍

反對、得意のこと、〔亦能翕其心乎〕翕は合なり、其は成陽君を指す、乃ち成陽君が窮時に顧みずして、達時に及んで俄かに之を收むるは、時機已に晩きを謂ふ、〔王曰未也〕未とは未だ晩からざるを謂ふ、〔窮而不收達而報之〕關君長曰く、窮而不收者、達則能報其怨と、乃ち窮時に顧み收めざるときは、達したる時は必ず己れを收めざりし怨みの仕返しを爲すとなり、

○秦取楚漢中、再戰於藍田、大敗楚軍、韓魏聞楚之困、乃南襲至鄧、楚王引歸、後三國謀攻楚、恐秦之救也、或說薛公、可發使告楚、曰今三國之兵且去楚、楚能應而共攻秦、雖藍田豈難得哉、況於楚之故地、楚疑於秦之未必救己也、而今三國之辭云、則楚之應之也必勸、是楚與三國謀出秦兵矣、秦爲知之、必不救也、三國疾攻楚、楚必走秦以告急、秦愈不敢出、則是我離秦而攻楚也、兵必有功、薛公曰善、遂發重使之楚、楚之應之果勸、於是三國併力攻楚、楚果告急於秦、秦遂不敢出兵、大勝有功、

【大意】薛公、魏に相たる時、秦が楚を敗りたる後を承けて、齊韓魏の三國より楚を攻めんと謀りしが、而かも楚が秦の援を乞はんことを恐れたり、時に或る策士ありて、三國の爲に薛公に、秦楚二國を離間して楚を孤立に陷れ、以て之を敗るべきを教へたるなり、

【通釋】秦が楚の領地の漢中の地を取り、再度藍田の地にて戰爭して大いに楚軍を敗りたり、韓魏は楚

爲す時、秦王は成陽君を韓魏の相に推薦せられしを、秦の太后の弟魏冉が講和に就きて周旋して功名を博せんとせる際なれば、成陽君の用ひらるゝときは魏冉の成功を妨げんことを恐れて、秦王に其の不可なることを說きたるなり、

【通釋】 楚齊趙韓魏の五國が秦を攻め、久戰の結果、成皐に於て疲弊して引き揚げんとしたる際、秦王は成陽君と申す人を韓魏に推薦して兩國の相と爲し、講和の周旋に當らしめんと想ひたれども、韓魏の二國は之を承諾せざりき、其の時秦の太后の弟魏冉が四國の講和を取り持たんとして居る時なれば、太后は魏冉の爲に成陽君の妨害を試みて秦王に申しけるに、成陽君はもと王の爲に窮困して齊國に居りたれば、王に怨みこそあれ、恩義はなし、然るに王は彼れが昇達して得意になるに及んで俄かに彼れを收用せらるゝが、それでも矢張り彼れの心に叶へる事と思はるゝか、平生の仕向けを粗末にしながら何うして宜かるべきやと申されたり、秦王の對へには、未だ左樣な運びには至り兼ねまするると申されたる處、太后の申すに、彼れが困窮したる時に收めざりし故に必ず怨みて居れば、一朝得意になりたるときは、之に相當なる復讐をなすに相違なし、されば王が彼れを用ひられたればとて、恐らくは彼れは王の御役に立たざるべし、又其の上に、王が成陽君を收め用ひて、韓魏二國が彼れを厭がる者を押し付けて其の相に推薦なさるゝことは、是れ韓魏の感情を損じて、折角の味方を取り放す成され方にて、善いことには思ばれずと申されたり、

【解義】 〔五國罷成皐〕五國は楚齊趙韓魏なり、罷は疲なり、成皐は地の名、今の河南開封府に屬す、水經注に、成皐故城在ニ大伾山上一、縈ニ帶伾阜一、絕岸峻周、高四十許丈、張翕險崎而不レ平と、韓釐王策に、五國約而攻レ秦、楚王爲ニ從長一、不レ能レ傷ニ秦兵一、罷而留レ於ニ成皐一とあり、〔太后爲魏冉〕太后は昭王の母宣太后、魏冉は卽ち太后の母弟、時に秦の相と爲り、五國と平和の事を主どる、后は成陽君の其事を害せんことを恐る、故に之が爲に言へるなり、〔成陽君〕姓名を詳かにせず、鮑注に、以ニ趙魏策一知レ爲ニ韓人一、此十七年入朝、時在ニ其國一とあり、〔以王之故窮而居於齊〕事蹟未だ詳かならず、〔今王見其達〕達は通なり、乃ち困窮の

利益は猶千里の地を有つが如し、故に特に利の字を抽出して利有千里と云ふ、二とは前の千里と合計したる數なり、諸注、多く齊楚二國の地を合して二千里と爲すは非なり、史記の蘇秦傳に、楚王に說いて地方五千餘里の語あり、是れ辯士誇張の言と雖も、楚は秦と相對して七雄最大の國たれば、千里に止るべきにはあらず、〔富擅越隸〕越は今の浙江紹興府會稽縣の地とす、是れ越王句踐の居りし處、後徙りて瑯邪に治す、今の山東青州府諸城縣と爲す、通典に、南越有二甌越駱越一、種類甚多、故曰二百越一、又謂二之揚越一（もと揚州に居るを以て）、大約今廣東廣州府等處皆是と、程恩澤曰く、大約在二廣東廣西一者爲二南越一、亦名二揚越一、芋姓、在二福建浙江一者爲二東越一、亦名二甌越一（甌は東甌にして、浙江にあり、越は閩越にして、福建に在り、合して皆東越と稱す）、娰姓と、是れ其の貨財物產貿易の富や、千里の利に敵すること知るべし、越隸とは、隸は奴隸隸僕の隸にて、賤稱なり、中井履軒曰く、越隸賤レ之之辭、猶レ言二胡虜一と、乃ち當時越は野蠻未開の地なるを以て此の如く云へるなり、〔支分方城膏腴之地〕支は枝と同じ、支分は分割と同じ、膏腴は肥沃なり、〔以薄鄭〕薄は迫と同じ、鄭は韓の都の名、既に前に見ゆ、方城は今の河南の南陽府葉縣の西四十里にあり、鄭は卽ち今の河南の新鄭縣にして、相距ること甚だ遠からず、故に此の附近の地を割きて韓に與ふるを約して之を誘引するを謂ふ、正解に言下韓魏支二分楚地一取レ之、以轉至上鄭と釋せるは誤れり、

○五國罷二成皐一、秦王欲下爲二成陽君一求中相韓魏上、韓魏弗レ聽、秦太后爲二魏冉一謂二秦王一曰、成陽君以レ王之故、窮而居二於齊一、今王見二其達一而收レ之、亦能翕二其心一乎、王曰、未也、太后曰、窮而不レ收、達而報レ之、恐不レ爲レ王用、且收二成陽君一、失二韓秦一之道也、

【大意】五國が成皐より兵を引き揚げて秦と講和を

は、惠王、武王、昭襄王を謂ふ、「積節於韓魏」節は、關修齡曰く符信なり、行者(使者)の執るもの、此にては好みを結び使を通ずること、既に三世に及べるを謂ふと、山本北山曰く、節は符節なり、將に授くるものにて、乃ち其の數〻兵を出しゝを謂ふと、中井履軒曰く、節は相與し相助くる勞を謂ふ、臣節の節の如し、而して鮑注は節猶事也、言累戰伐之事とあり、吳注は劉辰翁云、積往來之節とあり、是れ前注は北山と同じ、後注は修齡と同じ今姑らく闕說を用ふ、「東聽則秦伐矣」鮑本は東の上に韓魏の二字を複す、高本は齊秦交爭韓魏、東聽則秦伐矣に作る、安井息軒曰く、東聽は韓魏なり、韓魏を言はざるは省文なり、國策例多しと、「權縣宋衞」權縣は權衡に懸けて輕重を比較するなり、宋衞は二國の名、宋は、今の河南歸德府以東、江蘇の徐州府、安徽の宿亳二州と、北に山東曹州府の荷澤曹縣定陶單縣城鉅野濟寧の金魚臺皆是なり、衞は今の山東の濮州以西、直隸の大名、河南の衞輝懷慶及び開封の儀封皆是れなり、當時秦は宋衞をして齊韓魏三國の間に牽制を爲さしむ、故に今之を云へるなり、「乃當阿甄耳」阿は地の名、今の山東兗州府穀縣の東五十里にあり、甄は鄄の假借、今の山東曹州府濮州の東二十里に舊城集あり、卽ち故の鄄城と云ふ、「權縣宋衞」より以下、鈴木弘の說を用ひて此處に移す、「秦烏能與齊縣衡韓」鈴木弘の說に依て此に移す、韓の下に魏の字あり、今同上の說に依りて之を削る、弘曰く、魏の字、補ふ可からず、魏巳に齊に聽けり、今爭ふ所は唯韓のみと、「楚包九夷」九夷は九箇の夷狄、其細目は未だ詳かならず、「符離之塞」符離は今の安徽鳳陽府宿州の東北二十五里に符離の故縣あり、「甘魚之口」川口の名なり、程恩澤曰く、案水經注、巾水出竟陵縣、東西逕巾城下、謂巾水戍、又西合楊水、謂之巾口水、西有古竟陵大城、旁有甘魚陂、卽左傳楚公子次于魚陂者也、地理今釋、戰國多用水攻、故楚守甘魚之口、祝氏鎰曰、蓋自方城以南、武關之東、秦楚之地、表裏控帶と、顧棟高曰く、今の湖北安陸府天門縣の西北にありと、張琦曰く、南有北有の南北は宜しく位を易ふべしと、「利有千里者二」此れ專ら楚に就いて云へるのみ、乃ち富擅越隸、利有千里者二と云ふべきを、倒裝法を用ひたるなり、既に地方千里を有ち、又越隸の富を擅にす、是れ其の

魏を手馴けて味方にせんが爲に、使節を年久しく遣はして好みを修めて居られますが、而して齊の方でも恩惠を韓魏に新たに仕向けて、是非に己の味方と爲さんと務め居りまする、斯樣に齊秦の二國が交〻韓魏を各〻其の味方に付けんと爭ひつゝ居りますが、若し韓魏が東の方の齊の言を聽きて之と聯盟するときは、齊は只今まで秦との間に韓魏の國が夾まり居ればこそ直接に秦を伐たざれ、一旦韓魏と聯合の上は必ず秦は齊に伐たるゝに相違あるべからず、齊は東方の國の地を統べ有ちて四方千里の大國であります、貴國の秦には宋や衞の國を使ひて之を禦がんとなされども、宋衞の二國を秤に掛けてはかりて見ますと、やとこさ始めて齊の領地なる阿とか甄とか云へる邑に相當する位で御坐る、とても御話にならぬ、これで秦が何として能く齊と均勢を保つことが得ませうか得られないことは分りて居る、尙其の上に楚が破れて齊に附きたる節は、楚は九夷の部落を包有して益〻强大となり、さすれば秦に取りては、既に千里の齊てふ敵國がある上に又千里の楚てふ敵國を增す譯で御坐る、さて其の楚は又南に符離と申す要害があり、北には甘魚と申す要害があり、尙外に千里の地を一つ持ちまして、都合二千里の地を持ちて居ります、それは他にあらず、越隸と申す廣大な富を蓄へ藏める土地を持ち居るからであります、斯樣の大國が思ひ切りて方城界隈の膏腴な善き地を分割して、其れを以て韓を釣り出す餌と爲して韓の國都なる鄭の地に迫り、卽ち一方には利で誘き一方では勢力で脅し、韓を味方に引き入れて、其の地の秦に近きを利用して、兵が休みたるかと思ふと復起ると云ふやうにして、持久的戰爭で秦を攻めたならば、楚の一國で十分に秦を傷ひ弱らすことが出來得ることで御坐る、齊の助力を仰がずして可なりであります、就いては早く秦より援兵を楚に出して置くが秦の得策と存ずるなり、

【解義】〔楚破〕句絕、破の下に宜しく則の字を加へて看るべし、諸注皆下句の秦を上句に屬す、故に其の解終に謬れるのみ、梅津定曰く、此時蓋齊欲レ伐レ楚、或爲レ楚求二秦之援一と、〔與齊縣衡〕縣は懸と同じ、衡ははかりの棒なり、懸衡とは衡を懸けて輕重を量るが如く、勢力の均等を保つことなり、〔秦三世〕三世と

之地方千里楚包九夷又方千里南有符離之塞北有甘魚之口權縣宋衞宋衞乃當阿甄耳利有千里者二富擅越隸秦烏能與齊縣衡韓魏支分方城膏腴之地以薄鄭兵休復起足以傷秦不必待齊

【大意】楚の爲に援を秦に請ふの計と爲す、蓋し此の時齊强大にして秦と對抗し、東西の帝號を稱せし時にして、楚は齊に伐たれて助けを秦に求むるに、若し楚が齊に屈服して齊楚一となりて秦を伐つときは、秦の大患なるを以て之を脅迫したるなり、但し此の章錯簡あり、諸家の解、概ね謬る、今鈴木汪、鈴木弘二氏の說を參酌し、間ふるに鄙見を以てし、之を改訂して解を爲すこと左の如し、

〔今考本文〕謂魏冉曰、楚破、秦不能與齊縣衡矣、秦三世積節於韓魏、而齊之德新加焉、齊秦交爭韓魏、東聽則秦伐矣、齊有東國之地方千里、權縣宋衞、宋衞乃當阿甄耳、秦烏能與齊縣衡韓、楚包九夷、又方千里、南有符離之塞、北有甘魚之口、利有千里者二、富擅越隸、支分方城膏腴之地、以薄鄭、兵休復起、足以傷秦、不必待齊、

【通釋】或る人がありて、楚の爲に秦の相魏冉に說いて申すに、今度齊が楚を攻めますが、若し楚が破れたときは齊は益〻强くなりて、秦は齊と、衡を懸けて物の輕重を見るが如くに、其の勢力の均衡を保つことと能はざるべし、其の仔細は、秦は只今まで近隣の韓

邑在河東、秦可兼取故云爾と、洪亮吉曰く、今解州夏縣戰國魏都也と、程恩澤曰く、魏自魏絳(魏の先代)徙此、武侯二年城之、惠王去安邑徙大梁、至昭王十年遂以與秦と、〔且以恐齊〕且は將と同じ、恐齊とは齊國を恐すなり、鮑注に曰く、燕趙交於秦、故齊必恐と、〔爲先知之〕許應元曰く、曰知之、以動秦王と、

○謂穰侯曰、爲君慮封、莫若於陰、宋罪重、齊怒深、殘伐亂宋、德强齊、定身封、此亦百世之一時也已、

【大意】穰侯に齊を助けて宋を伐つを勸む、横田惟孝曰く、按、此語再見趙策、彼爲李兌、此爲穰侯、蓋一時之事也と、

【通釋】或る人、齊の爲に穰侯に說いて申すに、尊君の爲に君が封邑は何地が宜しきかと心配して見るに、其れは陰の土地に若く場處は御坐らぬ、只今彼の宋の國は國王が甚しく暴虐にして罪惡は重大で御坐る、齊は宋に侮辱を受けて宋に對して怒ることが甚だ深きことで御坐る、因りて君は齊に加勢して彼の亂れたる宋を殘ひ伐ちて、一方は齊に恩德を被せて齊を君の外援と爲し、一方は宋の領地なる陰を取りて君が封を取り定め給ふべし、君の一身から云へば此の樣な好機は輒く得られぬことで、百世の久しき間にたまにある一と時と申すべきもので御坐る、因りて何卒奮發努力して齊を助け給へと申されたり、

【解義】〔莫若於陰至齊怒深〕舊本に莫の字なく、陶を除に作り、深を須に作る、正解に曰く、趙策に、莫如於陰、失今之時、不可復得已、宋之罪重、齊之怒深に作る、蓋し此の君の上に莫の字を脫し、除は陰の訛、須は深の訛なり、陰は卽ち陶にして宋の地、穰侯の所封なりと、今之を用ふ、

○謂魏冉曰楚破秦不能與齊縣衡矣秦三世積節於韓魏而齊之德新加焉齊秦交爭韓魏韓魏東聽則秦伐矣齊有東國

則向之攻宋也、且以恐齊而重王、王何惡向之攻宋乎、向以王之明、爲先知之、故不言、

【大意】冷向、齊を助けて宋を攻めしが、秦王は其の齊の强きを增さんことを恐れて之を悅ばざりしを以て、冷向は爲に其の結局秦王の重きを增して利益となる事を辯じて、其の不平を慰諭したるなり、

【通釋】秦の臣に冷向と申す者ありて、齊に加勢して宋を攻めたる處、秦王は不機嫌なりしかば、因りて秦王に辯解して申すに、愚臣冷向は齊國を自由に引き舞はして大王に事へしめんと思へばこそ、齊に加勢して宋を攻むるなれ、左も無くば何とて左樣な事を致すべきや、乃ち其の仔細は、今宋を攻めて宋が負けて破れたる節は、魏の國は之に接近すれば何時齊に攻めらるゝか知るべからず、誠に危くして自ら救ふに暇あらざる有樣となるが故に、其の領地の安邑などは自然に不行屆きとなりて、大王の御領有となる外なけん、燕や趙は、秦が齊を助けて宋を攻めたることが動機となりて齊秦の聯合を氣味惡く思ひて、必ず其の土地を分割して秦に獻じ、以て大王に親み交るに相違なし、然るときは齊に於きては、秦の强盛なるを畏れて益〻大王を尊重致すに相違なし、されば、臣冷向が宋を攻むるは其の目的や、將に此れを以て齊國を恐れしめて、大王を尊重せしめんと思へるが故なり、然るに大王何ぞ冷向が宋を攻むるを左樣に御惡み遊ばす事なるや、甚だ不可解の義に存ずるなり、さて此の義は疾くに申し上ぐる筈なれども、愚臣冷向は、大王の英明なるを以て夙に此れ式の事は御承知と存じ奉りたるが故に、別に事事しく申し上げざりしなりと申されたり、

【解義】〔冷向〕冷は姓、音「レイ」、向は名、音「キヤウ」、秦の臣、或は曰く齊の人、故に齊の爲に說けるなりと、〔欲以齊事王〕以は左傳に凡師能左右之曰以とありて、我が力にて自由に動し得る義なり、高注に以猶使也とあり、意義ほゞ同じ、〔宋破晉國危〕晉は魏を云ふ、此にては其の都を指す、〔安邑王之有也〕安邑は魏の邑なり、高誘曰く、晉國魏都大梁也、宋在其東、若齊攻宋破之則大梁危、不能復護其安邑、安

て、君を重んずるに相違なし、左すれば是れ君一方には齊を破りて功を立て、一方には魏を操りて重きを爲す譯なり、豈に名利兩得の計ならずや、

【解義】〔齊破晉強〕晉は魏國を謂ふ、按ずるに、楚策に張子曰、王無レ求二於晉國一乎と云ひ、魏策に王鍾曰、此晉國之所二以强一也と云ひ、又孟子に梁惠王曰、晉國天下無レ强レ焉と云へり、此れ皆魏を指して晉と云へるなり、蓋し當時の通稱ならん、〔齊予晉敝邑〕敝の字、正解には疑ひて、城に作るべし、齊は魏の秦に合ふを惡みて之に城邑を與ふと雖も、秦を支へて魏を取る能はずと解せども、聵說にして取るに足らず、今按ずるに、史記に晉國弊二於齊一、而畏レ秦、晉必重レ子、以取レ秦に作る、蓋し本文の邑の字は、上文に涉りて竄入せしならん、予は與と通ず、乃ち齊と晉と、與に戰爭の結果疲弊したれば、秦を畏るとの意なり、〔操晉以爲重〕操は操縱の操にて、卽ち魏を操りて己が位地の重からんことを圖るなり、正解には史記に操を挾に作るに從へども、必ずしも改めずして可なり、

破レ齊、定レ封、而秦晉皆重レ君、若齊不レ破、呂禮復用、子必大窮矣、

【大意】己が策に從ふの利と、從はざるの不利とを對勘して、魏冉をして自ら取捨を決定せしむ、亦是れ前章公子池の說と同一論法たり、

【通釋】以上の如き譯柄なれば、今君が魏を助けて齊を破りたならば、君の封邑を確かに取り極めて、而かも秦と魏との兩國、共に君の功勞威勢に對して君を尊重すべし、若し之に反して魏を助けずして齊が破れざるときは、君の反對者たる呂禮が復重く用ひられて權勢を握り、君は其の時こそ散散に苦められて、必ず大いに困窮するならん、此の二者の利害は何れを取るか、一に君の決定選擇に任し申すにより善く熟考し給ふべしと、

○冷向謂二秦王一曰、向欲下以レ齊事レ王、故攻上レ宋也、宋破、晉國危、安邑王之有也、燕趙惡二齊秦之合一、必割レ地以交二於王一矣、齊必重二於王一、

う取持ちを致しませう、何と此の方が君の御利益ならずやと申されたり、

【解義】〔薛公爲魏〕此の時薛公は魏に相たり、事は既に周策に見ゆ、〔文聞秦王欲以呂禮收齊〕文は薛公の名、呂禮の事と共に既に周策に見ゆ、禮は時に秦を亡げて齊に相たり、秦因りて呂禮を親みて齊に取り入らんと謀るを云ふ、收は取り擧ぐること、〔以濟天下〕濟は成就するなり、〔以臨三晉〕韓、魏、趙を三晉と曰ふ、既に前に出づ、〔君必輕矣〕史記の孟嘗君傳に、此の句の上に、齊天下之强國也の七字あり、徐孚遠曰く、呂禮亡レ秦、必與ニ穰侯一（魏冉）有レ隙、若見レ用ニ於レ齊、亦穰侯所レ嫉也と、〔是君收齊以重呂禮也〕收は史記に取に作る、義同じ、以重呂禮とは、故らに魏冉の本意に反したる言を爲して、其の呂禮を嫉惡する情を激發せしむるなり、〔其讎君心深〕岡井文皮曰く、其の字は呂禮を指すなり、初め魏冉、秦に相たりし時、呂禮を誅せんと欲したり、而して今や禮は齊に用ひらる、故に禮の冉を讎とすること必ず深しとなり、諸家の說、考を失せりと、按ずるに、魏冉相レ秦、欲レ誅ニ呂禮一、禮出ニ奔齊一と、史記の穰侯傳に見えたり、文皮の說亦一說として存すべし、〔令敝邑卒攻齊之事〕敝邑は魏を謂ふ、卒は終なり、攻齊の事は既に東周策に見ゆ、

齊破晉强、秦王畏ニ晉之强一也、必重レ君以取レ晉、齊予レ晉敝邑而不レ能レ支レ秦、晉必重レ君以事レ秦、是君破レ齊以爲レ功、操レ晉以爲レ重也、

【大意】此れ又更に一策を劃して魏冉を動かさんとしたるなり、卽ち今魏冉が魏を助けて齊を攻めしめば、其の結果、秦魏齊の三國共に魏冉を重んずべしと說きて、益々魏冉の決心を固くせしめたるなり、

【通釋】又今君が晉卽ち魏國をして齊を攻むる事を終へしめて、齊は破れ魏は强くなりたるときは、秦王は魏の强きを畏るゝ結果、君が魏と親密なる處よりして君を透して魏に結託せんとて、必ず君を重んずるに相違なし、其れと共に魏の方にても、齊には拮ちたりとは申せ、戰爭に疲弊して秦の强きに抵抗し得ざるを以て、魏も亦必ず君を透して秦に結託せんと

必并相之、是君收齊以重呂禮也、齊免於天下之兵、其讎君必深、君不如勸秦王、令敝邑卒攻齊之事、齊破、文請以所得封君、

【大意】 薛公田文が魏に相たる時、魏國の爲に秦の相魏冉に向うて、秦王が齊を援くるなくして魏をして齊を攻むるを仕遂げさする方が、終に魏冉の身上に取りて得策たるを説きたる事を記せり、而して此の段先づ魏冉に其の反對者たる呂禮の計の裏を掻くことを勸むると共に、封邑の利益を以て魏冉を勸誘せしを敍す、

【通釋】 薛公田文はもと齊の公子なりしが、此の時出奔して魏に仕へて相と爲り、怨みあるを以て齊を伐ちたる處、秦はもと秦の臣なる呂禮が齊に相となりたる關係よりして齊を援けんとしたるを以て、乃ち魏の爲に秦の執權役たる魏冉に說きて申すに、拙者田文が承りたる處によれば、今般秦王は呂禮を御遣はしになりて齊國を助け、之を秦の味方に付け、秦齊聯合して豫ねて御計畫の天下を取る事業を爲果せんと御企てなされたるが、若し左樣なると尊君は必ず秦に於て輕くなりて勢力失墜するならん、何ぜならば齊秦が相互に聚合し一團となりて、韓魏趙の三晉に臨みて治むる事となりたる曉には、彼の呂禮は必ず齊秦の兩國に同時に相國となりて權威を振ふならん、是れぞ尊君は今垂亡の齊國を秦に拾ひ揚げ助けて御遣りなされて、君の反對者たる呂禮の地を重くして御遣りになる譯なり、齊は只今まで三晉の兵に困められて居りましたのが、秦に聯合致した爲に其の困みを免れましたる處から、彼の齊は只今まで三晉に困められしは全く君が三晉を助くる政策を採りたるがためと思ひて、必ず君を讎敵として惡むことは深からん、然れば君は獨り呂禮の爲に秦に輕んぜらるゝのみにあらず、亦齊の爲にも惡まるゝ譯なり、左樣な拙き事をなさるよりは、君は斯くなされよ、秦王に勸めて、敵國の魏をして齊を攻むる事を爲し遂げさするやうに御周旋下さるが得策なり、然る時は拙者田文に於きまして、魏が齊を攻めて取り得ましたる土地を以て尊君の知行所として差上ぐるや

らん、其の時には大王又仰せらるゝで御坐らう、惜しきことを致したり、吾れは僅かに三城ばかりを惜みて和議を講ぜざりしが爲に此の樣な困難に陷りたりと、此れが卽ち土地不分割にて講和せざる時の御後悔で御坐ります、されば講と不講とに拘らず何の途御後悔なさるゝことゝ存じ奉ると申されたり、

【解義】〔王必曰惜矣〕もと「惜矣」の二字は「吾特以三城從之」の下に有るべきを、倒裝法を用ひて此の如くに置きたるなり、下文亦之に倣へ、〔咸陽必危〕咸陽は秦の都の名なり、鮑注に扶風渭城とあり、吳師道曰く、大事記、山南曰陽、水北亦曰陽、其地在渭水之北、猶之諸山之陽、故曰咸陽と、顧祖禹曰く、今の陝西西安府咸陽縣の東三十里にありと、

王曰、鈞吾悔也、寧亡三城而悔、無危咸陽而悔也、寡人決講矣、卒使公子池以三城講於三國、三國之兵乃退、

【大意】秦王その利害を比較の結果、割地講和に決定して、三國の兵退きたる事を記して局を終ふ、

【通釋】秦王そこで申すには、何の途均しく後悔するからには、寧ろ早く三城を分割して平和をなして悔ゆとも、國都の咸陽まで危險に陷れて致し方なくして後悔することは無用なり、寡人は思ひ切りて講和を致さんと、卒に公子池をして河東の三城を三國に分割する條件を以て講和を周旋せしめたる處が、三國は兵を引き揚げて退却したりと、

【解義】〔寧亡三城〕岡井文皮曰く、三城は、武遂、封陵と、其の一は未だ詳かならず、吳注に齊城とあり、按ずるに、年表に秦昭王三十一年、齊韓魏擊秦、秦與韓武遂、與魏封陵とあり、齊城は年表に見えずと、〔以三城講於三國〕文皮曰く、周策に、韓慶爲西周說薛公、令臨函谷而無攻、而秦出楚王以爲和とありたるは卽ち此の時なり、

○薛公爲魏謂魏冉曰、文聞秦王欲以呂禮收齊以濟天下、君必輕矣、齊秦相聚、以臨三晉、禮

同姓の元老を謂ふ、既に前に見ゆ、〔公子池〕池、一に他に作る、公子は族なり、池は名なり、卽父兄の一人、

王召公子池而問焉、對曰講亦悔、不講亦悔、王曰何也、對曰、王割河東而講、三國雖去、王必曰、惜矣、三國且去、吾特以三城從之、此講之悔也、王不講、三國入函谷、咸陽必危、王又曰、惜矣、吾愛三城而不講、此又不講之悔也、

【大意】此の段は、公子池が土地を三國に分割するに就いての秦王の心事を忖度して、其の必ず割と不割とに拘はらず後悔あるべきことを陳べて、暗に秦王の自決を催せることを記せり、許應元曰く、池之策樓緩之策、緩不敢言、池不敢決、乃令其主自擇之、此所謂首鼠之計也、然策其必悔、則深中其主之病、而權輕重於兩悔之間、不得不從割地之悔、夫然後可任割地之計と、

【通釋】そこで秦王は、父兄の一人たる公子池を召されて、此の事を諮問せられたり、公子池は對へて申すに、此の土地分割の事は至極難件たり、只今土地を割きて講和を致すとも大王は矢張り後悔し給はん、又頑張りて講和致さずとも、大王は矢張り後悔し給はん、兩途何れ共に難題と存じ奉ると、秦王は怪みて問はるゝに、其れは全體何と申す譯なるや、其譯を申し述べよと、公子池は對へて申すに、只今大王は三國の早く退かんことを御熱望の餘り、河東を分割して之と講和を遊ばすときは、三國は其れにて納得して退くとも大王は必ず仰せらるゝに相違なし、誠に惜しき事を爲したり、彼の三國は打遣りて置いても將に退却せんとしたるを、吾れは特別に態態河東の三箇城もある良き土地を之に付けて讓り渡したることは、實に殘念な事をしたりと、此れが卽ち土地分割講和の時の御後悔で御坐ります、又大王が土地を割きて講和をなされざるときは、彼の三國の兵は函谷關へ攻め入りまして、秦の國都の咸陽は必ず危險に陷

せしなり、〔公孫消〕秦の人、消は其の名、〔辛戎者太后之所親也〕太后の名稱、支那の古書に在りて始めて此に見はる、太は尊稱なり、王の母后なるが故に太后と稱す、此の太后は昭王の母にして楚の女なり、世に宣太后と稱す、辛戎は太后と同父の弟、華陽君と稱する人なり、吳師道曰く、辛當レ作レ芊と、芊はもと楚の王族の姓にして、戎はその名なり、

○三國攻レ秦、入二函谷一、秦王謂二樓緩一曰、三國之兵深矣、寡人欲下割二河東一而講上、對曰、割二河東一大費也、免二於國患一大利也、此父兄之任也、王何不下召二公子池一而問上レ之、

【大意】秦が三國の來攻に畏れて地を割き和を講ぜんとして、樓緩、公子池の二人に謀りたるに、二人は秦王の性質を知れるが故に、唯其の利害を陳述するに止めて、王をして自ら決定せしめたることを記せり、而して此段先づ樓緩の策を敍せり、

【通釋】齊韓魏の三國は秦を攻めて函谷關に入りたり、秦王は畏れて樓緩に相談して申すに、さて三國の兵は深く入り込みたり、誠に困りたる事なり、就いては寡人は寧ろ河東の地を三國に分割して平和を講ぜんと思ふが如何にと、樓緩は秦王が只今こそ右の如く思ひ切りたることを申せども、必ず後悔するに相違なきを知れるが故に、對へて申すに、仰せの如く河東を分割するは國家に取りては大いなる費で御坐ります、然しながら其れにて平和が出來て國家の難儀を免れまするることは、亦國家の大いなる利益で御坐ります、そこで此の二者は何れも共に重大事件なれば、私し共では何れとも申上げ兼ねますが、此の樣な大事を取り極めまするのは、父兄卽ち元老達の責任と存じまする、大王何せに公子池を御召しになりて諮問遊ばさゞるやと、

【解義】〔三國攻秦〕三國は齊韓魏なり、〔樓緩〕樓は姓、緩は名、趙の人、史記の穰侯傳に見ゆ、此の時來りて秦に仕へて相となれり、〔割河東而講〕河東は地名にあらず、黃河の東方に當る土地を指して云ふ、講は媾と同じ、既に前に見ゆ、〔此父兄之任也〕父兄は王と

しも然らず、〔彼以甘茂之賢〕彼は甘茂を指さず、以甘の間宜しく如の字を加へて看るべし、乃ち彼の甘茂は甘茂とも云はるゝ賢人で居てと云ふ意味にて以彼甘茂之賢とあるとは文義同じからず、〔命而處之〕處は居なり、留め置くこと、

○獻則謂公孫消曰、公大臣之尊者也、數伐有功、所以不為相者、太后不善公也、辛戎者、太后之所親也、今亡於楚、在東周、公何不以秦楚之重資而相之於周乎、楚必便之矣、是辛戎有秦楚之重、太后必說公、公相必矣、

【大意】 公孫消、太后に寵なくして、功あれども重んぜられざるを以て、獻則之に告げて、太后の親める人に取り入りて太后の歡心を博し、重用せらるゝを謀るべきを敎へたるなり、

【通釋】 獻則と申す策士あり、公孫消と申す秦の大臣が、功勞の有りながら重く用ひられざるを以て、之が爲に謀りて申すに、尊公は秦の大臣中の尤も尊き人にて、數〻征伐に出でられて功勞あるに拘らず、未だ相國と爲りて「政權に近付かざることは、秦王の母君宣太后が尊公を善しとせず、卽ち公は宣太后の氣に入らざるが妨げとなりてなり、彼の辛戎と申す人は宣太后の親める人なり、然るに今や楚國を逋れ亡げて東周に居れり、此れ幸ひと尊公は何ぜに秦楚兩强國の重き助勢卽ち後楯を以て、其の力によりて彼の辛戎を彼れの現住せる周國の相國に推薦し給はざるや、果して然る時は、楚國は、彼の辛戎が周の相となるを以て、己れと周との氣脈が相通ずるよりして之を便利と致すこと必定なり、是れ辛戎は尊公の計略によりて外は秦、內は楚と兩强國の後楯が有る事となれば、太后は尊公を悅んで氣に入り給ふや必定ならん、然るときは尊公は一躍して重く太后に用ひられて秦に相國と爲ること、亦必定ならん、是れ何と名案の一ならずやと申されたり、

【解義】 〔獻則〕楚の人、此の章、蓋し辛戎の爲に游說

殽山、既に上に見ゆ、塞は障塞なり、〔重其贄〕多く進物を持して之に贈ることを謂ふ、贄は音し」、「にへ」と訓ず、集韻に贄與ㇾ摯通、握持也とあり、左傳の莊二十四年に、男贄大者(諸侯)玉帛、小者(卿、大夫、士)禽鳥、(卿は羔、大夫は雁、士は雉)とあり、〔置之槐谷〕槐谷、一に鬼谷と名づく、顧祖禹曰く、今の西安府(陜西)三原縣の西二十里に淸谷あり、一に鬼谷に作る、即ち槐谷なり、鬼谷先生(蘇秦の師)の居りし鬼谷は、今の河南登封縣にあり、

蘇代僞謂齊王曰、甘茂賢人也、今秦與之上卿、以相迎之、茂德王之賜、故不往、願爲王臣、今王何以禮之、王若不留、必不德王、彼以甘茂之賢、得擅用強秦之衆、則難圖也、齊王曰善、賜之上卿、命而處之、

【通釋】 そこで蘇代は態と知らぬ風を爲して齊王に謂うて申すに、全體彼の甘茂は賢人で御坐ります、今秦王は彼れに上卿の位を與へて、又相臣を使者として之を秦に喚び迎へんとせしに、甘茂は齊國に御世話になりて居る所から深く大王の御恩に感じまして、秦の厚き禮遇をも謝絶致して、往きませぬ、斯樣な賢人を大王は何して禮遇遊ばす思召しで御坐りまするか、彼れの大王を慕ひ奉ること此の如くなるに、大王若し甘茂を齊に留め給はざるときは、彼れは必ず其の反動が參りまして大王の御恩に感じませずして、甚だ惡感情を持つならんと存ずるなり、彼の甘茂ほどの賢人を以て、而かも己が自由に強秦の多勢を使用することを得るときは、仲仲之を除くことを圖り難きなり、因つては大王至急の內に彼れを厚遇してその甘心を買ひ、以て齊國に留め置くに如かずと存ずるなりと、齊王の申すに至極なりと、乃ち甘茂に上卿の位を賜ひ、申付けて之を齊國に置くこととせり、

【解義】 〔蘇代僞謂齊王〕僞謂、一本に僞爲に作る、爲は謂と通ず、正解に僞疑當ㇾ作ㇾ爲と云へども、必ず

如重其贄、厚其祿、以迎之、彼來則置之槐谷、終身勿出、天下何從圖秦、秦王曰善、與之上卿、以相迎之齊、甘茂辭不往、

【大意】 蘇代、齊をして甘茂を重んぜしめんが爲に、先づ秦王に甘茂を陽に優待し陰に幽囚するの計を以てしたることを敍す、田汝成曰く、比說善揣二主心事者、故皆中と、

【通釋】 蘇代乃ち西行して秦に至り、秦王に說きて申すに、今度齊國に往きたる彼の甘茂は、元來賢士にて候、平凡の士にて御坐なく候、彼れは秦國に居りて王室に事ふること、既に大王御一代のみならず、先王の御代よりして御代代の君に事へ來れり、されば殽山の要塞や谿谷の樣子、地形の險岨平坦などは盡く之を熟知せり、故に彼れが若し一朝翻覆して齊國を自由にして、韓魏の二國に約束を結びて秦國を攻むるを謀りたらんには、決して秦國の御利益にあらず、就いては甘茂が齊に往きたるは實に秦の爲に困事なりと、秦王の申すに、左樣ならば之を奈何にせば宜しきかと、蘇代の申すに、其れは何分早く甘茂を此の方に御呼び返しが第一にて候、其れには秦より甘茂を迎ふる贄即ち進物を鄭重にし、甘茂に賜ふ祿を厚くして彼れを迎ふるが上策なり、而して彼の甘茂が秦へ歸參の後は最早此方の物なり、彼れを槐谷の僻地に置きて、終身の間外へ出でざるやうに禁錮致さば、天下の諸侯何の手蔓を以て秦を攻むることを圖るを得べきや、乃ち秦の實情地理を知る者なければ、攻めんと思ふとも得べからず、是に於て大王は枕を高くして御安心を爲し給ふべしと、秦王の申すに、如何にも尤もなりと、そこで甘茂に上卿の位を與ふることとして、秦の相臣を使者として重き禮を以て甘茂を齊より迎へしめたるが、甘茂は斷りて往かざりき、

【解義】 〔其居秦累世矣〕累世とは秦王の累世を謂ふ、甘茂の累世を謂ふに非ず、史記の留侯世家に、張良の祖並に父が、韓の昭侯、宣惠王、襄哀王、釐王、悼惠王の五世に事へたるを敍して、五世相韓と云へると同例なり、甘茂初め秦の惠王、武王に事へ、以て昭王に及べり、故に累世と曰へるなり、〔殽塞谿谷〕殽は即ち

途室の四方の壁を照らすべき餘りの光を今更私しに讓り下さることを惜み給ふぞや、其の位の物は幸ひに妾に賜ればとて、何ぞ貴女達の差支へにならんや、妾は自分に斯くすれば、貴女達も御出で早早掃除や敷物を布く手間なくして御便利ならんと思へり、何ぜに妾を左樣に御嫌ひなされて去らんとし給へるやと、少女達其の言を聞きて如何にも尤もなる事と思ひ、相談の結果、其の貧女を從前の通り留め置くこととせり、是れが卽ち江上の少女の話と申すもの、只今僕は不肖にして秦國より棄てられ放逐されて、御覽の通り函谷關を出でたるなり、願はくは足下の爲に、彼の貧女が他の少女達に代りて室內を掃除して敷物を布きて待ち受けたるが如くに、足下の齊に來らざるに先だちて齊に至りて足下の御出でを御待ち受けすべきが故に、何卒足下齊に歸られたる曉には、僕を齊より放逐せざるやうに願ふことなりと、蘇子答へて申すに、如何にも御尤もなり、僕は請ふ貴公の爲に一工夫を運らし、貴公を我が齊國に重からしめんと申されたり、

【解義】〔甘茂亡秦〕史記の甘茂傳に、〔宜陽の役後〕甘茂竟言ニ秦昭王ニ、以ニ武遂ニ（地の名）復歸ニ之韓ニ、向壽公孫（奭）爭レ之不レ能レ得、向壽公孫奭由レ此怨讒ニ甘茂ニ、茂懼輟レ伐ニ魏蒲阪ニ亡去とあり、〔出關遇蘇子〕關は函谷關なり、蘇子は鮑注によれば蘇代なり、史記の蘇代傳によれば、蘇代燕の天子が齊に質たるに侍して、終に齊に臣となれりとあり、〔夫江上之處女〕夫は彼と同じ、處女は女在レ室者と鮑注に見えたり、未婚の少女なり、〔願爲足下掃室布席〕上の處女の語を應用して、己が蘇子の爲に先づ齊に於て便利の地を造り置かんと云へるなり、正喩渾合して說く、此の如くして文章多少の用筆を省くを得、後世八家善く此の法を用ふ、

乃西說ニ秦王ニ曰、甘茂賢士、非ニ恆士ニ也、其居レ秦累世矣、自ニ殽塞谿谷ニ、地形險易、盡知レ之、彼若以レ齊約ニ韓魏ニ、反以謀レ秦、是非ニ秦之利ニ也、秦王曰、然則奈何、蘇代曰、不

家貧而無燭者、處女相與語、欲去之、家貧無燭者將去矣、謂處女曰、妾以無燭故、常先至掃室布席、何愛於餘明之照四壁者、幸以賜妾、何妨於處女、妾自以爲有益於處女、何爲去我、處女相語以爲然而留之、今臣不肖棄逐於秦而出關、願爲足下掃室布席、幸無我逐也、蘇子曰善、請重公於齊、

【大意】 甘茂が秦より出亡して齊に行く時、蘇子に託して己が地位を高めたる事を記せり、而して此の段先づ甘茂が己が身上を蘇子に依類せしことを敍す、男子として己が身の引き立てを人に依頼するは、もと口に發し難し、故に處女の喩を引きて婉曲に其の情を述べたるなり、然れども其の醜状は終に掩ふべからず、此の點、古人已に之を論じたり、

【通釋】 甘茂、秦にて不都合の廉あり、脱走して將に齊に行かんとす、函谷關を出でたる時、途中に蘇子に出遇ひたり、甘茂は蘇子に告げて申すに、君には彼の江の上に居る乙女の話を聞き給はざる乎と、申されたり、如何にも突然の話なれば流石の蘇子も當惑して申すに、其の話は聞かざりきと、是れ甘茂が蘇子に態と斯く出拔けに云ひて、其の注意を引き起したるなり、そこで甘茂が改めて申すに、其の話と申すは彼の江の上に居れる少女達が、夜分に寄りて女の仕事卽ち績を爲すものがありしに、其の中に內方の貧乏にして、夜分になると燭を點けることのならぬ者がありたり、外の少女達互に相談して、其の貧女を排斥して逐ひ去らんと思ひし處、其の燭を點けざる貧女は己を排斥せんとする少女達に申しけるに、妾は貧家にして燭なくして貴女達の御厄介に成りて居る故を以て、其の代りに平生貴女達より先だちて此處に至り、室內を掃除し敷物を布き、ちやんと貴女達の御出を御待ち申して居れり、然るを貴女達は何せに何の

秦王因不罪中期、

【大意】中期の爲に秦王の怒を宥めし事を記せり、故らに甚く中期を譏りて大に秦王を褒め、一抑一揚の間秦王をして釋然として悟り、自然に怒を發し威を振ふに由なからしむ、是れ亦諫説の妙を見るべし、

【通釋】秦の惠王、或る時、中期と申す人と議論を鬪はしたる處、秦王は中期に負けたるを以て大いに之を怒りたり、中期は恐れず騷がず徐に行きて去りたり、或る人、中期の爲に秦王に説きて申すに、如何にも悍く傲れる人なるかな、彼の中期と申す人幸ひに我が君の樣な明君に御遇ひ申したるが故にこそ、誅戮を免れたれ、若し昔しの暴虐なる桀紂に遇はんには、必ず疾くに其無禮を怒り之を殺し給ふべしと、是に於て秦王之を殺すときは自然に桀紂と同じき暴虐なる君主となるに因りて、勢ひ許さゞるを得ざる羽目となりて、終に中期を罪せざりき、

〔解義〕〔中期〕中は姓、期は名、秦の人、〔或與中期〕與は爲と同じ、「ため」と訓ず、解説に見ゆ、〔悍人也中期〕悍は勇なり、勇悍なる人は多く人に逆ふ、故に悍人と曰ふ、此れもと中期悍人也と云ふべきを、倒句法にて右の如く云へるなり、孟子に死矣盆成括とあると、語例略ぼ同じ、〔適遇明君〕適は恰も折善くもと云ふ意味なり、〔向者遇桀紂〕向者は假定せる詞なり、乃ち折善くも明君に遇ひたればこそ能く虛心坦懷にして己れより賢れる人を忌みて罪せざれ、若し不幸にして桀紂の如き暴主に遇はしめば、怒りに乘じて殺さるゝは必定となり、

昭襄王上

武王の弟、武王卒して子なし、故に立ちて秦王となれり、名は則と云ひ、又稷と云ふ、其の卽位は卽ち周の赧王の九年にして、我が朝紀元三百五十五年孝安天皇八十八年、西曆紀元前三百六年に當ると云ふ、

〇甘茂亡秦且之齊、出關遇蘇子、曰、君聞夫江上之處女乎、蘇子曰、不聞、曰、夫江上之處女、有

くるが如くに自然に屈服して、之が與國たる楚は、孤立にして秦兵の攻擊を受くることならん、楚が先づ齊宋を味方に得たるときは、魏が韓と同じ運命に陷り、秦が孤立して楚兵の攻擊を受くることとならん、乃ち詰る處若し此の如き拙劣なる計に隨ひて、堂堂たる秦楚の二大國を以て而かも齊宋の如き國に操らるゝやうな事にては、秦楚の二大國は如何にも腑甲斐なきものとて天下の物笑ひとならんのみ、されば只今大王に於かせられて一と先づ篤と御分別遊ばさるべき義と存じ奉るなりと、

【解義】〔詩云〕此の詩は逸詩と云ひて、今の詩經には逸失して無きものなり、孔子、古詩を刪りて三百五篇と爲せり、其刪中に入るものは皆逸詩と稱す、或は此に下に引ける言は詩體にあらざるを以て、詩云は語云の訛となせり、〔行百里者半於九十里〕鈴木弘曰く、謝宣遠答靈運詩注、李善引戰國策云、曰行百里者半於九十、今國策脫曰字と、〔今大王皆有驕色〕正解に、大王の下、疑ふらくは楚王の二字を脫するならんと云へり、今按ずるに、皆有の二字に據れば、楚王の二字有るを優れりとす、〔而未能復戰〕高本に未の字を末に作る、注に末は無也とあり、是の說を是と爲す、〔在繩墨之外〕繩墨は「すみなは」と訓ず、工匠の用ひて直を畫くものなれば、因りて一定の規約に喩へ、此にては盟約の外に在ることを言ふ、卽ち今の局外中立の類なり、〔以爲權〕權は權衡の權にて、物の輕重を定むる器なるよりして、汎く能く輕重を爲すを謂ひて權と曰ふ、此にては其の味方次第にて雙方孰れかが重くなり、反對するときは輕くなるを謂ふ、〔韓氏鑠〕韓氏は韓國なり、氏の字解は既に上文に見ゆ、鑠は音「シヤク」、消鑠なり、「とらく」又「とろく」と訓ず、熱を受けて金の熔くること、因りて其の衰亡に喩ふ、〔先得齊宋者伐秦〕秦の字削るべし、下句に因りて誤りて一字を複したるのみ、

○秦王與中期爭論、不勝、秦王大怒、中期徐行而去、或與中期說秦王曰、悍人也中期、適遇明君故也、向者遇桀紂、必殺之矣、

其然也、秦人援魏以拒楚、楚人援韓以拒秦、四國之兵敵、而未能復戰也、齊宋在繩墨之外、以爲權、故曰、先得齊宋者伐秦、秦先得齊宋、則韓氏鑠、韓氏鑠、則楚孤而受兵也、楚先得之、則魏氏鑠、魏氏鑠則秦孤而受兵矣、若隨此計而行之、則兩國者、必爲天下笑、

【大意】上段を承けて、末路の愼まざる可からざるに、秦楚の二國皆共に驕心ありて、局外の齊宋を援助となさずして相戰ひ、倶に傷き倶に疲るゝの非計なるを言ひ、以て秦王に、齊宋を親み楚韓を敗るべきを勸めたるなり、

【通釋】詩經に申されてあり、たとへば百里の途を行く者は、後の十里を殘したる九十里が恰も百里の半分の處に懸け合ふことなりと、此の詩の意味は、人は初中の處は比較的容易に爲せども、終りの末際處が爲し難きことを言へるなり、然るに只今愚臣私かに大王及び楚王を見奉るに、何れも各、只今までの成功を恃みて驕り給へる顏色あり、愚臣の心から觀察致すに現今天下の事柄は世の君主の心に依りて如何樣にも成る者なり、卽ち楚の國が兵を受けて攻めらるゝこと無くば、必ず秦が兵を受けて攻めらるゝことなり、何ぜに其の然ることが知れるかと申さば、現に秦の國は魏を援けて楚の兵を拒ぎ、楚の國は韓の兵を援けて秦の兵を拒ぎつゝあり、此の四箇國の兵力は相匹敵して、何れとも勝負が付き兼ぬるが故に、敵味方雙方倶に弱りて復戰爭を能くせず、而して齊と宋との二國は共に繩墨の外卽ち局外の地位に立てば、此の二國が孰れかに付き次第にて勝敗が定まると云ふやうな至極の權を握り居れり、故に四箇國の孰れを問はず、先づ齊宋を味方に得たる者は一方の敵を伐つを得べしと申上ぐる次第なり、秦が先づ齊宋を味方に得たるときは、韓が火で金類が消え解

はず、斯の如く只今までの御事業は誠に立派なる御成功なれば、尙此の上に大王に於て若し能く此の終尾を付け給ふときは、其れこそ實に何とも申上げ樣も無き御名譽にて、昔しの三王卽ち夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王をも、大王に比して四王と申す程の價値なく、五霸卽ち齊桓公、晉文公、宋襄公、秦穆公、楚莊王をも、大王に配して六霸と申す程の價値なし、誠に古今獨步の大聖人大英雄と申上ぐべき明君に在せるなり、然しながら其れに反して、大王に於て若し能く此の終尾を付け給はざるときは、必ず後來の患が起るべし、斯くなるときは愚臣恐るゝには、各國の君主竝に河濟流域地方の諸士は、大王の成され方を以て、全く昔しの呉王夫差や智伯などの事業卽ち謂はゆる初めありて克く終りあらざるものと同樣なものと致すならん、是れ誠に如何にも殘念の事と思召さずや、

【解義】〔破宜陽殘三川〕宜陽、三川、倶に韓の地、既に上文に見ゆ、〔雍天下之國〕雍は壅と同じ、宜陽、三川の天下控扼の地たることは、既に上の秦武王謂ニ甘茂一章に見ゆ、鮑注には雍擁同、言レ擁ニ有之一とあり、恐らくは非ならん、〔陽侯之塞〕陽侯は地の名、古へ陽侯の國なり、鮑注には河東の陽とあり、〔取黃棘〕黃棘は地の名、正義に曰く、蓋在ニ房襄二州一と程恩澤曰く今の河南南陽府新野縣の東北七十里に棘陽城あり、或は曰く、今の湖北鄖陽府鄖西縣の黃山にあり、〔王若能爲此尾〕尾は終なり、卽ち上文の能終の義なり何孟春曰く、前言ニ驕矜始終等字一、此獨言ニ尾字一、能尾卽不レ驕不レ矜能レ始能レ終之意、而文法之妙有ニ如レ此者一と、〔河濟之士〕河は黃河、濟は濟水にて、乃ち謂はゆる中國の地を指して言ふ、呉師道曰く、濟水出ニ絳州垣曲縣(今の山西絳州)王屋山一、伏流至ニ孟州濟源縣一(今の河南懷慶府濟源縣)出、二源合流至レ溫入レ河、出ニ河南一溢而爲レ滎、自レ鄭(河南に屬す)以東、貫ニ滑曹鄆濟齊青一(皆今の山東に屬す)、入レ于レ海と、

詩云、行ニ百里一者、半ニ於九十一、此言ニ末路之難一、今大王皆有ニ驕色一、以ニ臣之心一觀レ之、天下之事、依ニ世主之心一、非ニ楚受兵一、必秦也、何以知ニ

〔齊於艾陵〕艾陵は齊の地、今の山東泰安府泰安縣の東南にあり、吳王夫差、齊を伐ち艾陵に戰ひし事、春秋左氏傳哀十一年に見えたり、〔爲黃池之遇〕黃池は今の河南衞輝封丘縣の西南にあり、春秋の時、宋の地たり、吳、諸侯を黃池に會し、晉と長を爭ひし事、春秋左氏傳哀十三年に見えたり、〔無禮於宋〕吳、宋を伐たんと欲し、其の大夫を殺し、其の婦人を囚へし事、亦同書に見えたり、〔遂爲句踐禽〕禽は擒と同じ、古へは殺戮も亦擒と云ふ、〔梁君伐楚勝齊〕梁は魏の都の名、梁君は卽ち魏の惠王を謂ふ、〔制韓趙至於孟津〕鮑注に史記の魏世家を引きて曰く、惠王二年、敗韓于馬陵、敗趙于懷、十五年、魯衞宋鄭君來朝、二十八年、中山君、爲相、不見齊楚及朝天子事と、孟津はもと渡の名、今の河南懷慶府孟縣、〔後子死〕史記の惠王三十年に齊敗魏馬陵、虜申(太子の名)とあり、〔身布冠而拘於秦〕布冠は喪中の冠なり、拘は執なり、高注に太子見殺、故布冠而拘執於秦とあり、

今王破宜陽、殘三川、而使天下之士不敢言、雍天下之國、徙兩周之疆、而世主不敢窺陽侯之塞、取黃棘、而韓楚之兵不敢進、王若能爲此尾、則三王不足四、五霸不足六、王若不能爲此尾、而有後患、則臣恐諸侯之君、河濟之士、以王爲吳智之事也、

【大意】秦王の現在に就いて、其の初めを能くしたれば其の終りを能くせざる可からざることを言ふ、以て之を勸奬したるなり、

【通釋】昔しの人の事は暫く置き、只今大王には韓を伐ちて宜陽を破り、三川を殘ひ、而かも天下の士をして誰れ一人として敢て其の是非を言ふもの無く、皆畏れて沈默を守らしむ、又天下列國の交通を壅ぎ絕ち、東西兩周を逼り侵して其の國境を徙し易へ、而かも世間の君主は何れも畏れ屛息して、敢て陽侯と申す處の塞を取らんとの望みを抱かず、又黃棘と申す處を取れども、韓楚の兵は畏れて敢て進んで爭

ひ物となれり、呉王夫差は越王句踐を破り、越を會稽山の中に立て籠らせ、又齊國と戰ひ、齊の兵に艾陵と申す地に勝ち、尙進んで中原に出でゝ、晉國と、黃池と申す處に出遇ひて互に霸權を爭ひ、又宋國に對して無禮を仕向けて、誠に一時は非常の勢力なりしが、運命忽ち傾き、遂に句踐に討ち滅されて、干隧と申す處に自殺して死せり、梁の惠王は楚を伐ち、齊に勝ち、韓趙の兵を切盛りし、十二の諸侯を逐ひて、周の天子に孟津と申す地に朝見せしめ、一時の盛大を示し、後に齊國に敗られ、其の太子は戰死し、惠王自身は太子が死せし故に布にて製したる喪中に用ふる冠を著けて秦國に拘留せられたり、さて以上の三人は何れも功なきにあらず、然れども其の始めに於て能く驕らず恐らずして務めしかど、其の終りに於て之を貫くこと能はず、卽ち物事の始めは大切に愼みたれども終りは怠りたるが故に、此の如く悲慘なる末路に歸したるなり、

【解義】〔詩云靡不云云〕詩は今の詩經の大雅の蕩の篇なり、〔智伯瑤〕智は氏にて、伯は長なり、瑤は其の名なり、智氏は晉の世卿にて、其の一門一族澤山ありて、瑤の家其の本宗たれば、故に智伯と稱す、春秋の末、晉の公室衰微し、韓、智、趙、魏、范、中行の六家、世世卿位に據り政權を握り、晉國を分割して有し、六卿と稱せり、〔殘范中行〕殘は殘滅なり、范は范吉射、中行は中行寅卽ち共に六卿の一人なり、智伯之を滅して其の地を奪ひし事、史記及び通鑑に見えたり、〔圍逼晉陽〕晉陽は趙氏の居城なり、程恩澤曰く、今の山西平陽府翼城縣の西北二十里に三角城あり、其城三面あり、一に徒人城と名づく、又捍胡城と曰ふ、相傳へて趙簡子の築く所と云ふと、智伯、韓康子、魏獻子と共に趙襄子を晉陽に圍みし事、史記の趙世家及び通鑑、十八史略等に見えたり、〔卒爲三家笑〕卒は終なり、三家は趙韓魏の三氏を云ふ、趙襄子、密かに韓魏に約し、共に智伯を襲ひ、之を滅して其の地を分ちし事、亦同書に見えたり、〔呉王夫差〕夫差は呉王の名なり、呉はもと子爵なれども、僭して王と稱す、〔棲越於會稽〕棲は山中に籠ること、索隱に曰く、鄒誕云、保レ山曰レ棲、猶ニ鳥棲レ於レ木以避一レ害也、故六韜曰軍處ニ山之高一者、則曰レ棲と、越は越王句踐を指す、會稽は山の名、今の浙江紹興府東南十三里にあり、一勝

從一とありて、隣國が我が國に服し從ふやうに爲すことなり、然れども今按ずるに、上の「服レ世」は我が德の力能く一世を服從せしむることにて、此の從レ隣は我が量洪大にして忍耐强きが故に、鄰國に從うて妄りに敵とならざるを謂ふ、下文の智伯、吳王夫差、梁君の事は、乃ち鄰國に從ふ能はざりし者なり、「廣得魏趙」廣は自ら其の功を廣大として矜ること、「非霸王之業」霸王を正解に一本に依り霸主に作るは非なり、上文證すべし、

詩云、靡レ不レ有レ初、鮮二克有一レ終、故先王之所レ重者、唯始與レ終、何以知二其然一也、昔智伯瑤殘二范中行一、圍二逼晉陽一、卒爲二三家笑一、吳王夫差、棲二越於會稽一、勝二齊於艾陵一、爲二黃池之遇一、無二禮於宋一、遂爲二句踐禽一、死二於干隧一、梁君伐レ楚勝レ齊、制二韓趙之兵一、驅二十二諸侯一、以朝二天子於孟津一、後子死、身布冠而拘二於秦一、三者非レ無レ功也、能始而不レ能レ終也、

【大意】詩語を援き史例を擧げて小量にして盈ち易き者は必ず敗るゝを言ひ、以て前段の霸王は驕らず怠らざるの反證と爲せり、

【通釋】詩經の中に申してあり、何人も初めを大切にせざるもの無けれども、克く終りを愼むものは鮮し、乃ち終始一貫して變らざる者は稀れなりと、故に古へ聖人の王者が最も重んじ大切に致さるゝ者は他にあらず、唯物事の始めと終りとが一致することのみ、何を以て其の然るを知れるかと申さば、之を歷史に觀て明らかなり、昔し晉の卿なる智伯名は瑤と申す人は、同僚の范氏中行氏を殘ひ滅し、又同僚の趙氏が居城の晉陽と申す處を圍みて之に逼り、最早勝利は大丈夫と信ぜしに、一旦味方たる韓氏、魏氏が裏切りして、反りて趙氏に滅されて、終に趙韓魏三家の笑

言名爲楚魏地、實爲秦有、若寄附然、注以爲誤非と、正解には、一本の注に寄は割の誤と云へり、

○謂秦王曰、臣竊惑王之輕齊易楚而卑畜韓也、臣聞王兵勝而不驕、霸主約而不忿、勝而不驕、故能服世、約而不忿、故能從隣、今王廣得魏趙而輕失齊、驕也、戰勝宜陽不恤楚交、忿也、驕忿非霸王之業也、臣竊爲大王慮之而不取也、

【大意】 秦王の驕忿の心を去りて、與國の交に心を用ふべきことを云へり、而して本段先づ其の要旨を揭げて提綱と爲す、

【通釋】 或る人、秦王に謂ひて申すに、愚臣竊かに大王の何ぜに齊を輕蔑なされ、又楚を易く侮りて、而かも韓を卑く見下げて畜ひ給へる乎を疑惑致し居れり、愚臣は承はりたるに、王者の兵は敵に勝つとも決して人に驕り高ぶらず、霸者たる君は窮阨しても決して忿ることをなさず、勝つとも決して人に驕り高ぶらず、故に能く其の德は一世の人人を服從せしむるなり、窮阨しても決して忿ることを爲さず、故に能く其の度量は忍耐して隣國に從ひて妄りに抵抗せず、今や大王は魏趙を味方に附けたるを重大なる事として矜り、而かも齊の加勢援助を失ひ給うて輕視し給ふは、驕り高ぶり給へるなり、戰爭して韓の宜陽に勝ちて最早大丈夫と安心し、楚との交際を支配し給はざるは狹き局量にて忿り給へるなり、然しながら此の驕り高ぶると忿るとは到底褊狹なる人の遣り方にして、天下の霸たり王たる者の業にあらず、愚臣は大王の爲に取りて御尤もな事と存じ奉らず、

【解義】 〔而卑畜韓〕畜は養なり、「やしなふ」と訓ず、卑畜は卑下に視て宛扶持を施せるやうな考へで居ること、〔約而不忿〕約は窮困なり、又鮑注には 主天下之要約 とありて、天下の約束を主ることとなり、吳注には斂約なり、乃ち物を內輪に詰めて爲すことなり、今前說を用ふ、〔故能從隣〕從隣は鮑注に使鄰國 服

恐傷矣、王不如使魏制和、魏制和必說、王不惡於魏、則寄地必多矣、

【大意】秦魏の楚を攻め、楚の和を講ずるに當りて、虛榮を魏に與へて實利を秦に收むる策を以て、甘茂が秦王に說きたることを記せり、

【通釋】甘茂は秦と魏とを約し、二國の聯軍を以て楚を攻めしが、楚の推薦にて秦に相國たる屈蓋と申す人、故鄕の楚の爲に秦國に和議を周旋し、秦は函谷關を開きて楚の使者を引き入れて、其の申込みを聽き納れんとせり、其の時甘茂は秦王に謂へらく、只今秦國は楚の國に欺かれて平和を講ずるに當り、同盟の友邦たる魏をして講和の事を取扱はしめざるときは、楚の方では必ず魏を煽動して此れ秦は魏を巧く賣りて利益を占めたるなりと、乃ち魏は全く秦に使はれたるなりと、以上の如く申して魏を煽り立つるときは、魏は此の事を聞けば秦を不愉快に思ひて、必ず怒りて秦を棄て〻從來の敵たる楚に聯合致すべし、斯くして楚魏兩國が一團と爲りて秦に敵したるときは、我が秦國必ず傷害を蒙るならん、就いては左樣な拙策を取らんよりは、此の所秦は姑らく讓步して、魏をして和戰の可否を決定せしめて、先づ魏に一と花持たすに如かず、斯くして魏は一と先づ名譽を獲て面目を施せば、必ず秦を恩惠ある國として悅ぶべし、右の如くにして大王、魏國に惡しからずして受けの善きときは、魏より秦に寄贈する土地は必ず多からん、是れ大王、虛名上は魏に讓步し給ひて、實際には非常な利益を秦に收むるを得給ふべし、豈に百利ありて一害なき長策に候はずやと、

【解義】〔屈蓋〕屈は氏にして、蓋は名なり、もと楚の王族、〔秦啓關〕啓は開なり、〔怵於楚〕怵音「ジュツ」又、訹に作る、誘なり、〔楚必曰秦鬻魏〕鈴木汪曰く、楚必告魏以秦之鬻王也、是楚之本謀、故上曰怵於楚と、今按ずるに是の說用ふべし、正解に楚を魏に作るべしと云へるは謬れり、〔必合於楚〕必の上に鮑本魏の字を重ねたるは非なり、安井仲平曰く、不悅者魏也、不言魏者、蒙上省文と、〔寄地必多矣〕寄は寄附なり、許相卿曰く、寄地字最隱約有蘊藉、

暇の時なり、立は共に立ちて居ること、鈴木汪曰く、間は隙なり、茂は衍と隙ありて相ひ善からざるなり、有所立は人を立てゝ官と爲すこと、下の「因自謂レ之曰、寡人且レ相レ子」の句を觀て知るべし、蓋し王、人を議し官と爲すに因りて、遂に之を衍に語りたるなり、關修齡曰、謂二間時王與レ衍共立一也と、余謂へらく、此の説は有所の二字通ぜず、韓非子の外儲説に、有レ所レ立を有レ所レ言に作る、鮑注に因レ暇與語、將レ置レ相也と、卽ち所立を解して、人を立てゝ宰相に任ずると爲せるなり、〔道而聞之〕鮑注に聞二之於一レ道とあり、乃ち道路の取沙汰にて承知することなり、安井仲平曰く道とは、吏たま〳〵道を王と衍との二人の立談の間に取りて過ぎたるなり、又一本に道而を道穴に作り、又通穴に作る、吳師道曰く、按韓非子道而作レ道レ穴、云、秦王欲レ相二犀首一、樗里疾恐二代レ之將一也、鑿下穴於中王之所二常隱語一者上、王果與二犀首一計レ人、境内盡知レ之、蓋樗里疾道レ穴聽レ之矣と、此の説に依れば道を道穴の二字に作り、王の便殿の下に設けたる地道の中に潛匿して、其の密議を偸み聞けるを云ふなり、今按ずるに之を道路に於て聞くとすれば、是れ已に二人の中に於て自ら其の密議を漏らしたるなり、王の漏ならば、王以て衍を怒る可からず、衍の漏ならば衍亦罪あり、茂の言必ずしも險譎と爲すべからず、又道を王と衍との間に取ると解せんか、一屬吏の賤、何を以て此の貴重なる所を道路として往來するを得んや、要するに此の二説俱に謬れるに似たり、道穴の事、韓非子には樗里疾に係けたれども、甘茂も亦此を爲しゝならん、或は曰く、當時戰國傳聞の異、諸書各多少の異同あり、韓非、國策の所載、孰れか其一方事實ならんと、〔對曰犀首〕犀首は魏の官名なり、公孫衍もと魏の人、嘗て此官と爲る、故に一に犀首と號す、史記に、犀首者魏之陰晉人也、名衍、姓公孫氏とあり。

○甘茂約二秦魏一而攻レ楚、楚之相レ秦者屈蓋、爲レ楚和二於秦一、秦啓レ關而聽二楚使一、甘茂謂二秦王一曰、怵二於楚一而不レ使二魏制一レ和、楚必曰秦鬻レ魏、不レ說而合二於楚一、楚魏爲レ一、國

需弱者」需は懦と同じ、

○甘茂相秦、秦王愛公孫衍、與之間有所立、因自謂之曰、寡人且相子、甘茂之吏、道而聞之、以告甘茂、甘茂因入見王曰、王得賢相、敢再拜賀、王曰、寡人託國於子、焉更得賢相、對曰、王且相犀首、王曰、子焉聞之、對曰、犀首告臣、王怒於犀首之泄也、乃逐之、

【大意】 甘茂が公孫衍の相たらんとするを排斥したることを記せり、機事の祕密にすべき事を利用し、漏泄の罪を衍に歸し、秦王をして斥けざるを得ざらしむ、陰險の計策と謂ふべし、

【通釋】 甘茂、秦國に相と爲れり、秦王は公孫衍を愛せり、或る日、衍と、閒暇無事なる時に共に立ち居たり、秦王因りて自ら衍に話せるに、寡人將に子を相と爲さんとすと、甘茂の屬吏、道に於て其言を聞き、之を甘茂に告げたり、甘茂忽ち王の裏を搔き、因りて宮中へ入朝し、秦王に見えて申すに、大王には此度賢き宰相を御見當りになり、敢て再拜して賀し奉ると、秦王は出拔けに先を越されたるに因りて故らに呆けて申すには、寡人は國家を子に委託し、安心致し居れり、此の上に何所にか更に賢き宰相を見當り申すべきや、其の必要なきは自明の理なりと、甘茂對へて申すに、大王何も御隱しには及ばず、大王は將に犀首卽ち公孫衍を宰相と爲さんとの思召しあることは愚臣承知仕り居れりと、秦王の申すに、其れは亦子は何所にて之を承はりしぞ、甘茂對へて申すに、何所にて承はると申す迄も無く、現に本人の犀首が愚臣に其の事を直接話し仕りたりと、是に於て秦王は犀首が宮中の御內旨を泄らしたるを怒り、左樣なる不謹愼の者は國中に置く可からずとて、乃ち之を秦の國外に放逐したり、

【解義】 〔公孫衍〕已に見ゆ、〔與之間有所立〕間は閒

此好機を利用して彼れ甘茂を排斥するを得べしと、

【解義】〔楊達〕楊は姓、達は名、鮑注には秦の人と云へり、〔公孫顯〕前の秦惠王の策に見ゆ、吳師道曰く、乃ち張儀の讐にして、甘茂と國を爭ふ事なしと、姑らく疑ひを存す、

○秦王謂甘茂曰、楚客來使者多健、與寡人爭辭、寡人數窮焉、爲之奈何、甘茂對曰、王勿患也、其健者來使者、則王勿聽其事、其需弱者來使、則王必聽之、然則需弱者用、而健者不用矣、王因而制之、

【大意】雄辯の使者は來るも其の功を奏せず、訥辯の使者來るに使事を果さしむれば、使者の用を果さんとて、訥辯の使者來るべし、因つて之を制するときは勝利を得べきことを云へり、

【通釋】秦王或る時甘茂に相談して申さるゝには、楚の賓客にて秦へ來り使ひする人は多く健かなる辯士なり、寡人と相手になりて議論を致すが、寡人は數言ひ込められて敵はず、さて之をどうすれば宜しかるべきやと、甘茂對へて申すに、それは大王左程御困り遊ばすに及ばず、先づ箇樣に遊ばすべし、彼の楚の健かにして雄辯の人が使ひに參りたるときは、大王必ず彼れが用向きの事を御聽き入れ遊ばすな、而して彼の國の懦弱なる人が使ひに參りたるときは、大王必ず彼れが用向きを御聽き入れ遊ばせ、左樣なる時は、楚より我が國へ參らす使者は懦弱なる者ばかり用ひられて、健かに辯舌ある者は用ひられず、是に於て大王は彼の使者が懦弱なれば制御し易きに因りて之を御自由に遊ばせ、必ず捷利を獲給ふこと疑ふべからずと、

【解義】〔來使者多健〕健は「すこやか」と訓ず、其の強くして辯舌のあるを云ふ、〔其健者來使者〕下の者。の字は則の字と義相通ず、下の「則王勿聽其事」の則の字は、後世淺人妄りに下の「則王必聽之」の則に據りて之を加へたるなり、宜しく削るべし、吳注に、者の字、疑ふらくは衍とあり、先づ我が心を獲たり、〔其

に爲しながら、中途にて秦に畔きて韓に聯合したり、是に於て秦王は之を懼れたり、その時甘茂は秦王に申すに、楚は韓に聯合致すとも、楚も亦さる者なれば、容易に韓の御先棒と爲りて韓に先だちて戰爭致さざるべし、韓も亦輕率に秦と開戰して、而かも楚が其の後日に於て變約して韓を救はざらんことを恐れて、容易に手を出さざるべし、斯くして韓楚の二國は互に疑ひて必ず相禦ぎて、仲仲秦に敵對するどころに非ず、楚は表面韓に與して味方を爲すと申せども、亦辛く秦に敵對して後後まで永久に秦に怨まるゝやうな拙き事を致さず、臣は是の故を以て、彼の韓楚の相防禦して油斷をなさざることを承知仕れりと、

【解義】「楚有變其後」變は背約するを謂ふ、其後は上文の「先戰」の先と相對し、共に時日を以て言ふ、「韓楚必相御」御は禦と同じ、其の變あらん事を疑ひ、相互に防禦して心を許さゞるを謂ふ、「不餘怨於秦」餘は遺なり、一說に曰く、前日の餘怨あらずと解し、乃ち秦を怨むることの深からざるを謂ふなりと、今前說を用ふ、

○宜陽之役、楊達謂公孫顯曰、請爲公以五萬攻西周、得之、是以九鼎抑甘茂也、不然秦攻西周、天下惡之、其救韓必疾、則茂事敗矣、

【大意】甘茂の敵黨たる公孫顯の爲に、甘茂の成功を阻止せんと圖れるなり、

【通釋】宜陽の戰役の時、楊達と申す策士ありて、甘茂の反對者たる公孫顯と申す秦の貴族に說いて申すに、私は請ふ尊公の爲に五萬人の軍隊を引き連て西周を攻めん、若し捷利ありて之を占領せば、是れ公は周を攻めて天子の寶器たる九鼎を手に入れたる大動功を以て甘茂の勢力を抑へ付くるを得べし、若し又左樣無くとも、秦が西周を攻むるときは、天下の諸侯は秦が周を滅して天子とならんかと懼れて、之を嫌ひ惡むべし、因つて天下の師が周を維持せんが爲に韓を救ふことに火急なるは間違ひ無く必定なり、然るときは韓は益〻強くなるに引き換へ、秦は大敵を受けて、甘茂が宜陽を攻むる事は失敗せん、是れ公は

大なり、然らば是れ彼の樗里疾、公孫衍が如何に爲すとも最早政權を執ることは出來得ざるなり、何となれば尊公のやうな大勳功ある者を何ぜに彼等は之を嫉みて其の成功を妨げしか、又目下之を排斥せんとなすかと、秦の萬民が盡く彼等を怨むこと深きに極まりて居ればなり、故に只今宜陽の攻伐は實に尊公の死活浮沈の大問題なれば、仲仲戰爭を止むるなどは思はざるの甚しきものなりと申されたり、

【解義】〔外與韓朋爲怨〕韓朋は人の名、韓の執政、韓策に見ゆ、〔是樗里疾公孫衍無事也〕無事とは政事を事とせざる義にて、威權を失ふを謂ふ、岡井文皮曰く、高注に、無レ事、樗里疾、公孫衍、無下以復攻二毀甘茂一之事上也と、彪按ずるに、策（國策）に多く事と云ふ者は、率ね國事、戰事を指して言ふ、蓋し甘茂功多ければ、二人、國事を失ふを謂ふ、韓策に、今公取二宜陽一、以爲レ功、收二楚韓一以安レ之、而誅二齊魏之罪一、是公孫郝、甘茂無レ事也とあり、亦此と同例なり、〔秦衆盡怨レ之深矣〕、關修齡曰く、文有二錯亂一、或作二今公用レ兵無レ功、秦衆盡怨レ之深矣一、文義似レ順、言 秦人怒二死傷多一、欲レ拔二宜陽一、而茂息レ兵、則衆怨レ之深矣と、鮑注には曰く、謂死傷多使二茂攻一、二人持レ之故也と、今按ずるに此の二說共に不情に近し、蓋し甘茂功高きに、二人之を排せんとす、故に秦人皆二人を怨むこと深きを謂ふ、乃ち上の「是樗里疾公孫衍無レ事也」の句を承けて、其の故を說きたるなり、

○宜陽之役、楚畔レ秦而合二於韓一、秦王懼、甘茂曰、楚雖レ合レ韓、不下爲二韓氏一先戰上、韓亦恐レ戰而楚有レ變二其後一、韓楚必相御也、楚言レ與レ韓、而不レ餘二怨於秦一、臣是以知二其御一也、

【大意】楚韓の聯合して秦に敵すれども、其の實兩國互に相疑うて眞の戰意なければ、患ふるに足らざるのみならず、彼の味方同士陰然相ひ禦ぐに汲汲たれば、何事をも爲す能はざるを言ふ、

【通釋】宜陽の戰役に楚は一度秦に與して韓を孤立

に堅固の宜陽城も到頭拔き取りたり、

【解義】〔三鼓之而卒不上〕鼓は「つゞみ」と訓ず、此にては動詞として鼓を擊つの義とす、凡そ師進むときは鼓を擊ち、退くときは金を擊つを古への軍法と爲す、周禮の鼓人に軍動則鼓其衆とあり、三鼓は、三次、鼓を擊つこと、〔秦之右將有尉對曰〕鈴木文臺曰く、對字恐衍、以下與上尉字形似重書、遂訛爲對耳と、岡井文皮曰く、對恐謂訛と、右將は將官の一なり、尉は軍尉なり、〔公不論兵〕論は「選なり、兵の强弱の力を選擇せざるを云ふ、〔我以宜陽餌王〕餌は「ゑさ」と訓ず魚に啗はす具なり、因りて一轉して陰に利を以て人を誘くを餌と曰ふ、乃ち必ず宜陽を攻取するを說きたるを以て、王より重く用ひられて相となりたるを云ふ、〔是無茂之日已〕茂は甘茂なり、茂の字舊本多く伐に作る、正解に曰く、無伐韓之日と、非なり、今一本に據りて訂す、已は矣と通ず、

○宜陽未得、秦死傷者衆、甘茂欲息兵、左成謂甘茂曰、公內攻於樗里疾公孫衍、而外與韓朋爲怨、今公用兵無功、公必窮矣、公不如進兵攻宜陽、宜陽拔則公之功多矣、是樗里疾公孫衍無事也、秦衆盡怨之深矣、

【大意】甘茂も一度は宜陽の攻伐を悲觀して戰ひを止めんと欲したるを、左成の忠告に依りて奮勵したる事を記せり、

【通釋】甘茂が宜陽を攻むれども未だ落城致さず、秦軍の死傷者衆ければ、流石の甘茂も、兵を引き取りて戰ひを止めんと欲したり、其の時左成が甘茂に申すに、尊公、內に於ては樗里疾、公孫衍に攻擊せられて苦しみ、外に於ては韓の相臣の韓朋と怨を結び仇敵となれり、斯く內外に敵を受けながら、今尊公、宜陽に於て兵を用ひ、戰爭して功勳なきときは、それこそ諸處より非難攻擊せられて、尊公後にも前にも推詰りて、動きが取れぬ樣になるべし、就いては尊公には思ひ切りて速かに兵を進めて宜陽を攻め給ふに如かず、斯して宜陽が拔けたるときは尊公の勳功は多

相秦者、我以宜陽、餌王、今攻宜陽而不拔、公孫衍、樗里疾挫我於內、而公中以韓窮我於外、是無茂之日已、請明日鼓之、而不可下、因以宜陽之郭爲墓、於是出私金、以益公賞、明日鼓之、而宜陽拔、

【大意】 宜陽の戰ひは、甘茂の決心によりて捷利を獲たることを記せり、羇旅の二字、甘茂前に既に之を王に言ひ、今又下に言ふ、其の自ら病と爲す處、是れ乃ち其の功を成せる所以なり、

【通釋】 甘茂、韓の宜陽を攻めしが、堅固にして三度も之に鼓を鳴らし進軍の號令を掛けたれども、味方の軍卒進んで城に登りて敵を攻めようとせず、時に秦の右將の部下に軍尉の官を勤むる者あり、其人、甘茂に申しけるに、公は味方の兵の强弱を取調べずして早りて此の堅城を攻め給ふ、是れ必ず失敗して大いに困却し給はん、因つては只今の中に戰ひを止むるが上策かと存ずと、甘茂の申すに、自分はもと羇旅の臣なるに而も秦に相となるを得たるものは、自分が此の宜陽てふ好き餌差を以て秦王を釣りたればなり、然るに若し今に至りて宜陽を攻めながら而かも拔き取らざるときは、我れの反對者たる公孫衍樗里疾の二人は其の機會に乘じて我輩を秦の國內にて挫き黜けて、我が敵國たる韓國の相の公中は、韓の勢力を以て我輩を國の外に於て迫り困らし、我輩は內外より壓迫脅制を受くることゝならば、是れこそ此の甘茂と云ふ男は世に無くなりて亡ぶる日なるぞ、卽ち我が公生涯は滅亡の時節と見るより外なし、左樣に相成りては、何うして堪へ得べきや、請ふ明日今一應之に鼓を鳴らし進軍を令し、而かも仍敵城を下すことが叶はざるときは、因つて宜陽の外郭を以て我が戰死の骨を埋葬する墓所となさん、卽ち討死の外なきなりと、是に於て自分の手許金を出して國家の公賞に增足し、大いに士卒を犒ひ、明日之に鼓を鳴らして攻めたる處全軍何れも必死の働きを爲し、流石

込みて來るときは、吾が秦國は必ず危からん、就いては秦よりして楚に漢中の地に讓與することを許して、楚國の懽心を攬るが上策なり、楚が懽んで秦に懇意にならば、韓に援助せざる故に韓は必ず孤立して勢ひ弱り、秦を如何ともする事無かるべし、さらば宜陽は必ず諦めて早く降參仕るならんと、秦王の申すに至極なりと、果して馮章を使者として楚に漢中を與ふることを許さしめたる處、楚は韓を棄てゝ救はざりしかば、秦は遂に宜陽の城を拔き取りたり、後楚王は馮章の約束せし通り漢中を楚に與へよと秦に請求せし處、馮章は秦王に申し上ぐるに、大王は愚臣が逃亡することを御聽き濟み下されて、因つて楚王に仰せらるべし、馮章は如何樣な事を申し上げたか承知致さゞれども、寡人は最初よりして王の仰せらるゝ樣な土地がありて、王に御讓り致すやうな餘地は御坐らぬ、恐らくは彼の馮章がいゝ加減の言を申せしならんと、右の如く全く白を御切りなされても、最早私てふ當の責任者が脫走して不在なれば、楚王は只泣き寢入りの外なかるべしと、

【解義】〔宜陽之役〕役は事なり、戰爭を謂ふ、〔馮章〕馮は音「ハウ」姓なり、章は名、秦の人、〔乘吾敝〕敝は弊と同じ、〔果使馮章〕果の字、恐らくは衍ならん、凡そ戰國策中に果の字を用ふること、他書と往往同じからず、中井履軒は以て不可曉と爲せり、今按ずるに、先秦諸子の文、往往特色の用字あり、墨子の故の字、荀子の案の字の如き、其例乏しからず、未だ他書を以て一律にすべからず、大抵策中の果の字は遂の字と看做して解すべし、〔王遂亡臣〕亡は、逋亡なり、亡臣とは臣をして逋亡するを得しめよの謂なり、遂の字、正解に逐に作り、亡を以て衍となせども非なり、〔固無地而許楚王〕而は以と古へ通用す、墨子の尚同篇に、上用二之天子一、可三以治二天下一矣、中用二之諸侯一、可三而治二其國一矣、下用二之家君一、可三而治二其家一矣とあり、魏策に無二河山以闌一レ之、無二周韓以間一レ之とあるを、史記の魏世家に以を而に作る、是れ其の證なり、一本に地を他に作れるは誤れり、

○甘茂攻二宜陽一、三鼓レ之而卒不レ上、秦之右將有レ尉對曰、公不レ論レ兵、必大困、甘茂曰、我羈旅而得

ことを告げられたるが、甘茂は對へて申すに、さて息壤の地は彼の處に依然と存在せり、大王は彼の處の盟ひを忘れ給ひたるかと、武王之を聞くと前日の事を思ひ出して申すに、如何にも前日汝と盟ひたる事は之あり、決して忘れじと、因りて悉く兵を起して人數を增し、復甘茂をして宜陽を攻めしめ、遂に宜陽を拔き取りたり、

【解義】「果攻宜陽」果の字は下の「爭ニ之王一」の句に至る二十二字を管到し、一大長句として讀むべし、乃ち甘茂が前きに宜陽は攻むること難く、容易の業にあらず、又樗里疾、公孫衍が異議を唱へて邪魔なすならんと思料せるが、後それが一一に適中したるを以て、果の字を置きて之を示したるなり、或は曰く、果の字は茂の字の誤にて、「二人在」の在は、新序に據りて果の字に作るべしと、「息壤在彼」兪桐川、此の文を評して曰く、「魏聽レ臣矣、然願王勿レ攻也」の十字、奇瀾を幻出し、「息壤在レ彼」の四字、疑陣を收還す、千鈞の筆力、張儀、樂羊、曾子の三證、分ちて兩層と作し、正意其中を蒙繞す、沈致最も妙と、

○宜陽之役、馮章謂ニ秦王一曰、不レ拔ニ宜陽一、韓楚乘ニ吾敝一、國必危矣、不レ如下許ニ楚漢中一以懽上レ之、楚懽而不レ進、韓必孤、無ニ奈レ秦何一矣、王曰善、果使下馮章許中楚漢中上、而拔ニ宜陽一、楚王以ニ其言一、責ニ漢中於馮章一、馮章謂ニ秦王一曰、王遂亡レ臣、因謂ニ楚王一曰、寡人固無ニ地而許ニ楚王一、

【大意】秦の爲に漢中の地を餌とし、韓楚の交を割きたる馮章の策を記せり、然れども地を餌として他國を欺くは、一時に施すべし、以て常計とすべからず、鮑彪曰く、此策可ニ以無一レ出ニ地矣、如ニ後不一レ可レ爲レ約何と、信に然り、

【通釋】甘茂が宜陽を攻たる戰役の時、馮章と申す策士が秦王に說いて申すに、甘茂が宜陽を拔き取らずんば、韓楚の二國が聯合して吾が秦の疲弊に附け

名、曾子名は參、（曾子の名の參は所金反にて、音「シン」なり、或は「サン」と讀むは誤れり。）魯の人、孔子の弟子少時より孝行を以て聞ゆ、〔同名族〕族は姓なり、もと姓氏族の三者は別あれども、此にては姓と同義に通用したり、其の別は、左傳の隱公八年の衆仲の言に詳かなり、〔織自若〕自若は平氣にて易はらざること、〔其母投杼〕杼は「をさ」と訓ず、機の緯を持するもの〔不適三人〕適は啻と同じ、「たゞ」と訓ず、吳曾祺曰く、適音翅、「たゞ」と訓ず、史記に不適を不特に作る、〔臣恐王爲臣之投杼也〕上文の投杼の喩を承けて萬一を疑ふことを喩へて云ふ、正喩渾合して意愈〻緊張明白なるを覺ゆ、正解に「王爲臣之投杼」を王之爲臣投杼に作るべしとあれども、必ずしも改めずして可なり、是れ古文の佳妙なる處、文に深き者は自から之を知らん、史記には爲臣の二字なし、

王曰、寡人不聽也、請與子盟、於是與之盟於息壤、果攻宜陽、五月而不能拔也、樗里疾公孫衍二人在、爭之王、王將聽之、召甘茂而告之、甘茂對曰、息壤在彼、王曰有之、因悉起兵復使甘茂攻之、遂拔宜陽、

【大意】武王の甘茂に聽きて遂に能く成功を收めたることを記し、結案と爲す、「息壤在彼」の語は疑團を指破し、「遂拔宜陽」の句は乃ち其の成功を見はしたるなり、

【通釋】そこで武王の申すに、寡人は如何なる言ありとも聽かず、一切子に委任致すからは、請ふ子と神に掛けて盟はんと、そこで武王は甘茂と息壤に於て、決して約束に違背せざることを盟ひたり、甘茂は其の思料致したる通り宜陽を攻めし處、仲仲堅固にして、五箇月になりても拔き取ることが出來ず、時に樗里疾、公孫衍の二人が秦に居りしが、此の事を以て武王に向ひて諫止したり、武王は其の說に動かされて、將に之を聽き納れんとして甘茂を戰地より召還して、韓を伐つの師卽ち宜陽を攻むるを止めんと思ふ

及曾子、而王之信臣、又未若曾子之母也、疑臣者不適三人、臣恐王爲臣之投杼也、

【大意】前文の謗書の事を承け、曾子の故事を引き、秦王の必ず羣議に動かされて茂を疑ふことの免れざるを言ふ、

【通釋】尙臣が心配に堪へざるは羣議の力なり、昔し孔子の弟子曾子名は參と申せる賢人が、費と申す地に居りしに、費の地の人に曾子と同姓名で矢張り曾參と申す者がありて、人を殺したり、或る人が誤りて孔子の弟子の曾子と思ひ違ひを致して、曾子の母親に告げて申すに、御許の令息曾參が人を殺したりと、曾子の母は平生より篤く曾子の人格を信用して居れる故に、之を信用せずして申しますに、吾子に限りて人を殺したりは致さずと、左樣申して平氣で機を織りて居られたる處、頃く時を經て又別人がありて告げて申すやう、令息の曾參が人を殺したりと、それでも曾子の母は尙驚かず平氣にて機を織りて居りし處、其の內に頃くして又他の別人が來りて、又之に告げて申すやう、令息の曾參が人を殺したりと、斯く一人ならず二人ならず三人までが同樣に告げますと、流石の母も若しやと思ひけん、之はしたりと大いに懼れて、機を織れる杼卽ち梭を投げ棄て、門戶を開きて出づる間も待ち兼ねて急に墻を乘り踰えて走りたり、右樣の道理にて、全體曾子の如き賢明なると其の母の如き篤く信用せるとの間柄を以てすらも、三人も共に之を疑ひますときは、如何に慈愛ある母親でも自然に其の事を信ぜざる能はざるものなり、此れにて多數の言は寔に偉き效力を有することを知るべし、只今愚臣が、賢なることは勿論曾子に及ばずして、而かも大王が愚臣を御信用あるは、又曾子の母が曾子を信用致す程には若かず、而して愚臣を疑ふ人は、仲仲三人に止らずして澤山あり、されば愚臣は大王が宛も彼の曾子の母が其の子の人を殺せしかを疑ひて杼を投じたるが如くに、只今は御信用下さる愚臣を疑はせられんことを恐る、故に韓を攻むるを御止め申したるなりと、

【解義】〔昔者曾子處費〕處は居なり、費は魯の邑の

の公仲侈より韓を伐ちたるは全く甘茂の發意にて、大王の御心より出でたるにあらず、其の證據には秦王は師を止めたるにあらずやと云はれて、怨みを受くる樣になりて、我が君臣共に不利益なりと存じ候、

【解義】〔宜陽大縣〕宜陽は本と山の名、卽後世の福昌山、因りて縣に名づく、當時韓の地たり、吳師道曰く、今、河南府福昌縣、城東南三面峭絕大險、黽池二殽皆在二竟內一、蕰控阨之地と、程恩澤曰く、此れ韓の大郡なり、伐ちて之を取れば、三川の路乃ち通ずと、〔上黨南陽〕共に韓の地、既に周策に見ゆ、〔名爲縣其實郡也〕春秋の時、郡は縣に屬す、戰國の時、縣は郡に屬す、〔今王倍數險〕倍は背と同じ、「そむく」と訓ず、後面に廻はすことにて、打越ゆること、胡三省曰く、數險は函谷及び三崤の險と、〔巴蜀之地〕巴蜀既に上文に見ゆ、〔西河〕魏の地、〔上庸〕本の庸國、今の鄖陽妙山縣、〔多張儀〕多は賢なり、〔攻中山〕中山は國の名、後策に見ゆ、〔謗書一篋〕謗は訕なり、毀なり、「そしる」と訓ず、篋は「はこ」と訓ず、〔再拜稽首〕稽は至なり拜して頭の地に至るを稽首と曰ふ、〔羈旅之臣〕他國より來仕の者を云ふ、羈は寄と同じ、旅は客なり、甘茂はもと齊人、故に自ら羈旅の臣と稱す、〔樗里疾〕既に上に見ゆ、〔公孫衍〕亦秦の公族、衍、史記には奭に作る、〔挾韓而議〕挾は挾持なり、樗里疾、公孫衍の二人の母は韓の女なり、故に其の外家を援けて甘茂の行動を非議することを謂ふ、〔公仲侈〕韓の相なり、公仲は氏、侈は其の名なり、

昔者曾子處レ費、費人有下與二曾子一同二名族一者上、而殺レ人、人告二曾子母一曰、曾參殺レ人、曾子之母曰、吾子不レ殺レ人、織自若、有レ頃焉人又曰、曾參殺レ人、其母尚織自若也、頃之一人又告レ之曰、曾參殺レ人、其母懼投レ杼踰レ墻而走、夫以二曾參之賢一與二母之信一也、而三人疑レ之、則慈母不レ能レ信也、今臣之賢、不

也、

【大意】甘茂が韓を攻むるに付ての意見を陳べし事を記せり、高様亭曰く、三引二故事一（張儀、樂羊、曾子）、兩醒二本意一（張儀樂羊と曾參）、總使下王掃二除讒言一開中破疑心上、不二是退以避一レ事、乃是要レ于二必成一と、

【通釋】已にして甘茂、息壤に至れり、武王は果して曩に甘茂が向壽を以て魏は約を聽けども韓を攻むるなかれと申せし故は如何と問はれたり、甘茂對へて申すに、韓を攻めんには宜陽を取るが肝要なれども、其の宜陽は大いなる縣でありて、それに上黨や南陽の地より納むる租税穀物は皆此の宜陽に積み貯へしこと年久しくして、糧食等は十分なり、名義は縣と申せども、其の實は縣に幾倍せる郡なり、而して今大王の兵は、一二箇處のみならず數個處の險岨を打越え、千里の長途を行きて之を攻むること故に、仲仲容易ならざる業にて候、臣聞きしことあり、近世張儀は我が先王惠文王を輔け奉りて、西は巴蜀の地を幷合し、北は西河の外を取り、南は上庸の國を取れり、然しながら天下の人は以て張儀の功勞を多大とは爲さずして、矢張り善く張儀を信用し給ひし先王を賢君と稱贊し奉れり、又時は少しく古けれど魏の文侯は、其の臣樂羊をして大將と爲りて中山の國を攻めしめたりけり、三箇年の日子を費して始めて中山を拔き取りたり、樂羊、魏國に返りて功勞を物語り致したる處、文侯は其方の不在中に其方の不成績を攻撃したる者は此の通りありとの意味にて、樂羊を謗れる文書を入れたる一箱を示されたる處、其れを見ると樂羊は成程と感じ入り、再拜稽首して恭しく最敬禮を表して申しけるには、此の戰は決して臣の功にあらず、全く我が君が他言に惑はずして終始渝らず御委任ありし御力なりと申されたり、只今臣は羇旅の臣とて他國より參りて御奉公申して居る者なり、大王の御一族なる樗里疾竝に公孫衍の二人は、共に韓の王室と親戚關係ある方なれば韓國に肩を持ちて臣が韓を攻むる事を議論非難致すときは、大王は何うしても羇旅の臣よりは御一族の親しきに引かされて、之を御聽き遊ばすは必定なり、左樣な事になりますと、是れ大王は魏と共に伐つの約束に御背きになりて魏を欺き給ふことになり、而して臣は又魏の執政

しながら大王には韓を攻むることは御無用に遊ばせと、是れ丈を申し上げてくれよ、而して此事業が成就したる曉は、盡く讓りて貴所の功勞となさん、くれぐれも右を宜しく賴むぞやと、向壽秦に歸りて、甘茂より申し付かりし通り武王に申し上げたり、武王は、魏が承知したるに何ゼに韓を攻むるは無用なるか、一向合點せざる故に、早く其の理由を聞かんとて、急ぎて甘茂を召し返し、王は一刻も早く聞かんとて、息壤と申す處まで甘茂の歸るを出迎はれたり、

【解義】〔欲車通三川〕或は曰く、車は東の誤りと、然れども新序に寡人欲容車至周室者、其道乎韓之宜陽」とあり、車の字謬りに非ず、三川は韓の地、既に上文に見ゆ、〔死不朽乎〕死すと雖も生くるが如く、誠に有り難しとの謂なり、〔令向壽輔行〕向は姓、壽は名、秦の臣、輔行は副使なり、孟子にも王使王驩爲輔行の語あり、〔魏聽臣矣然願王勿攻〕故らに矛盾に似たる語を用ひて、秦王の質問を挑發せるなり、〔事成盡以爲子功〕向壽が疑うて王に告げざらんことを恐れ、先づ甘言を以て之を籠絡せるなり、〔王迎甘茂於息壤〕息壤は秦の邑の名、

甘茂至王問其故、對曰、宜陽大縣也、上黨南陽、積之久矣、名爲縣、其實郡也、今王倍數險、行千里而攻之難矣、臣聞張儀西幷巴蜀之地、北取西河之外、南取上庸、天下不以爲多張儀、而賢先王、魏文侯令樂羊將攻中山、三年而拔之、樂羊反而語功、文侯示之謗書一篋、樂羊再拜稽首曰、此非臣之功、主君之力也、今臣羈旅之臣也、樗里疾公孫衍二人者、挾韓而議、王必聽之、是王欺魏而臣受公仲侈之怨、

侍の言葉を以て扁鵲に告げ、治療を止めたり、扁鵲は怒りて其の砭を投げて申すらく、君に於かせられては、善く御病氣の事を知れる黑徒と共に治療を御相談なさりながら、御病氣の事を知らざる白徒と共に治療を破壞なさるゝことにて、誠に申し上げ樣なき事なるが、若し左樣な御心得にて秦國の御政事を知し召すときは、君は一たび御仕事を遊ばすと、忽ちに御國を亡ぼし給ふことと疑ひなしと云へり、

【解義】〔醫扁鵲〕扁鵲は渤海郡の人、姓は秦氏、名は少齊、亦越人とも云ふ、或は曰ふ越人は其の字なりと、又盧に家し、盧醫と號す、史記に傳あり、然れども年代は秦の武王より先だつこと大約二百餘年なれば、此れ必ず別人にして、其名を襲げるものならん、〔而投其石〕石は砭なり、石針を謂ふ、鮑注に砭は臃腫を砭彈するもの、吳注に砭所以刺病と、

○秦武王謂甘茂曰、寡人欲車通三川、以闚周室、而寡人死不朽乎、甘茂對曰、請之魏約伐韓、王令向壽輔行、甘茂至魏、謂向壽、子歸告王曰、魏聽臣矣、然願王勿攻也、事成盡以爲子功、向壽歸以告王、王迎甘茂於息壤、

【大意】秦の武王、其の將甘茂をして宜陽を伐たしめたる事を記せり、而して本段は其の起案たり、

【通釋】秦の武王、甘茂に謂うて申すに、寡人豫てより我が車が韓國の三川に通行して洛陽に臨み、周の王室の模樣を窺ひ、都合によりては周に代りて天子とならんと思へるなり、若し此が出來得るならば、寡人たとひ此の儘に死すとも朽ち果てはせざるかと、深く希望の至りに堪へず、さて如何にして可なるやと、甘茂對へて申さく、然らば臣請ふ先づ魏國に行き、彼れを味方と爲し、約束して韓を伐つことと致さん、武王乃ち向壽をして副使とし、正使甘茂と共に魏に行かしめたり、已にして甘茂魏に至り向壽に申すには、貴所一先づ秦に歸り、我が王に申し上げよ、其の口上は、魏は早速臣甘茂の協商を承知仕りたり、然

に改め移せしことを云へり、然れども、此れ謬れり、說已に大意の下に見ゆ、禹は昔し洪水を治めて大智を以て推され、神禹の稱あり、孟子にも所レ惡二於智者一爲レ鑿也、禹之行レ水行レ於レ所レ無レ事と云へり、故に爲レ禹とは、大智者乃ち先見者と爲るを謂ふ、〔而務敗公之事〕鈴木注曰く、此章もと客卿造謂二穰侯一の章後にあり、彼の章の說く所は、正に穰侯齊を攻めて陶〔穰侯の封邑〕を廣めんと欲せし時にあり、故に彼の章に曰く、攻レ齊之事成、陶爲二萬乘一と、又曰く、攻レ齊之於レ陶也、存亡之機也、君欲レ成レ之、何不レ使下人謂二燕相國一曰上云云と、乃ち本文に「公之事」とあるは、蓋し亦此の事を謂へるならんと、〔反公國德魏〕鮑注に公國は秦を謂ふとあり、正解以て魏冉の封邑陶となせるは非なり、魏もと楚に作る、今龜井氏の說に依りて改む、德は恩惠なり、〔觀三國之所求〕三國は、鮑注に韓魏齊と爲せり、姑らく考を俟つ、

○醫扁鵲見二秦武王一、武王示二之病一、扁鵲請レ除、左右曰、君之病、在二耳之前、目之下一、除レ之未二必已一也、將レ使二耳不レ聽目不一レ明、君以告二扁鵲一、扁鵲怒而投二其石一曰、君與二知レ之者一謀レ之、而與二不レ知者一敗レ之、使二此知二秦國之政一也、則君一擧而亡レ國矣、

【大意】 大醫扁鵲が、武王の病を治療する事に託して治レ國用レ人の事を論じたるを記せり、唐順之曰、扁鵲言レ疾也、而亡レ國者鮮レ不レ由レ此、哀哉、秦以二百里蹇叔由余一〔穆公の三賢臣〕興、與二智者一謀レ之也、而以二高〔趙〕斯一〔李〕亡、不レ知者敗レ之也と、

【通釋】 大醫の扁鵲、一日秦王に謁見せり、武王は扁鵲に己が病氣を示しゝが、扁鵲は其病を取り除けんと請へり、王の左右の臣共は之を危險に思ひ、王に申し上ぐる樣は、我が君の御病氣は御耳の前方、御目の下方に在り、今之を取り除くる共屹度御平癒遊ばすとは定らず、萬一誤りたる時は、恐れ多くも御耳は十分に聞えず、御目は十分に見えぬ樣にならんとす、因りて御見合はせが然るべしと存ずと、武王は左右近

秦の政を專にし、穰に封ぜられ、穰侯と稱す、史記に傳あり、〔東方之語〕東方は山東諸侯の國なり、〔辛張陽毋澤〕鮑注に辛は疑ふらくは韓人、張は張儀、毋澤は疑ふらくは齊人と云へり、吳注に、下文に「張儀與レ澤」とありて又毋澤を云はざるを觀れば、當に闕くべしと云へり、正解には辛張陽毋澤は二人、皆魏の臣と云へり、今姑らく疑を闕かん、〔說魏王薛公公叔〕薛公は卽ち田文、魏の相たり、公叔は韓の相たり、〔載主契國〕主は神主なり、契は約令なり、古へは、軍の出づるとき必ず祧廟（遷廟とも曰ふ、先祖の廟）の神主を車に載せて行くを禮とす、故に此の禮に據りて神主を軍中に置きて國都に號令するを謂ふ、又一說に云く契は要約なり、與國の祧主を軍中に置きて互に要結を爲す、蓋し與國變あらば之を執りて責めんが爲なりと、〔必無患矣〕是れ二人其王に必勝疑ふべからざるを誓ふの辭〔臣請挈領〕挈は持なり、頸を兩手にて支持して誅戮を受くとて、謹んで刑戮を待つの意なり、橫田惟孝曰く、挈契通、斷也、挈レ領猶レ刎レ頸也、說苑、契二領於一庭、以遂二吾行一とあり、〔夫楚王之以其臣請挈領然而臣有患也〕此の十六字は衍文なり、諸說皆同じ、〔而事臣之主〕鮑注に、事は征伐なりと、正解に、攻伐なり、秦楚合して魏を伐つことを謂ふなりと、然れども正解の說に依れば、張澤の二人は共に魏の臣にして、上文既に「臣戰」云云と陳じて盟約決死の固きを示しながら、此に至りて秦楚の攻伐を患ふるを言ふは、終に矛盾の說たるを免れず、今按ずるに、事は本事の事にて、乃ち臣等は上述の如く盟約決死の意なれども、楚王の乞憐と魏冉の周旋とにより、臣が主の爲に軟化して終に振はずして止むことを患ふるなりとの謂なるべし、但し此の臣之主とは何國の王を指すか、未だ考へを得ず、〔此臣之所甚患也〕以上は辛張陽毋澤の辭を述べたるものなり、故に上文に魏冉の名を斥して冉と曰へり、〔今公東而因言於楚〕此より以下說者の辭、故に魏冉の名を斥せずして公と曰ふ、鮑注に東謂二東之一レ楚也、因與レ楚好言とあり、乃ち東方楚國に行きて、楚と親好の言を取換はすなり、〔是令張澤之言爲禹〕張澤は諸本に張儀に作る、正解に依りて訂す、鮑注に儀以二武二年一死、故此章必次レ之とありて、武王の二年以後は張儀既に死したれば、本章の秦客卿造謂二穰侯一章の次に在りたるを、此

るは、未だ何の據(ヨリドコロ)あるを審にせず、亦武斷と謂ふべし、

【通釋】或る人、魏の爲に秦の相魏冉に說きて申しけるに、尊公は東方諸侯間の話を聞き給へるか、魏冉の申すに、未だ承はらずと、或る人申すに、辛張、陽母澤の二人、魏王、及び魏の相薛公、韓の相公叔に說いて申すには、臣が戰爭に出るには、宗廟にある先君の神主を車に載せて卽ち先君の代理者と爲りて出で、又下は國民に契約し、衆心一致を求め、臣が國王に約束するに、必ず敵を敗るべければ御苦勞遊ばすに及ばず、若し武運拙くして敗軍に及ぶときは、臣請ふ自ら臣が首を手に持ちて甘んじて斧鉞(エツ)の誅戮を受けんのみと、さて臣の覺悟を定むることは此の如くなれども、獨り臣は患ふることあり、如何とならば、彼の楚王が楚國の萬事を擧(コゾ)りて秦の相魏冉に依賴し、臣が主人に事へて其懽心を攬(ト)るを務むることなり、若し左樣なるときは、臣の計畫は根本的に破壞されん、此れ臣が非常に患ふる所なりと、以上の如く彼れは深く秦楚の接近せんことを恐れて居る際に方りて、今尊公は秦より出でて東國へ行き因りて楚が公に依賴せし事件を言ひ給ふときは、其れ辛張、陽母澤二人の言をして果然的中せしめて、其先見の明あることは、昔しの神禹と同じき智者たらしむるなり、而して一方には務めて公が素願の事を公自身に敗る譯なり、左樣な事をなさるよりは尊公一先づ御國へ返り給ひて、一番魏の面目が立つやうに爲し遣はして魏に恩惠を被(キ)せ、彼の魏の相田文が向後尊公に對して如何なる仕向けを致すかを觀る事と、次に彼の三國が是れ迄秦國に請へども而かも其思ふ樣に出來得ざる事件を觀て、爲に秦に請うて其の願が達するやうに爲し遣はし、其の旨を遍く三國に申し傳へて尊公自ら信義の厚きを示す事と、次に彼の辛張と陽母澤との二人が薛公に向うて我が思ふ樣に出來得ざる件を觀て、爲に之を薛公に請うて其の目的を達し遣はして、二人に尊公の威重を示す事とを爲し給ふが是れ上策なりと、

【解義】〔爲魏謂魏冉〕爲魏は一本に爲魏文の三字に作る、當時田文魏に相たり、故に魏文と云ふ、亦一說として存すべし、魏冉は楚の人、其の姉秦王の后と爲り、昭王を生む、後宣太后と稱す、冉亦王の外舅を以て

戰國當時の通語、既に周策に於て辯ぜり、〔卽天下有變〕卽は若なり、「もし」と訓ず、〔何以市楚也〕市は賣買することにて、此にては、秦が漢中を楚に與ふる報酬として、楚が秦に加勢し、互に利益を交換することを謂ふ、

○爲魏謂魏冉曰、公聞東方之語乎、曰、弗聞也、曰、辛張陽毋澤說魏王薛公公叔也、曰、臣戰載主契國、以與王約、必無患矣、若有敗之者、臣請挈領、然而臣有患也、「夫楚王之以其臣請挈領然而臣有患也」夫楚王之以其國依冉也、而事臣之主、此臣之所甚患也、今公東而因言於楚、是令張澤之言爲禹、而務敗公之事也、公不如反公國、德魏、而觀薛公之爲公也、觀三國之所求於秦而不能得者、請以號三國、以自信也、觀張與澤之所不能得於薛公者、而公請之以自重也、

【大意】此章もと錯簡あるに似たり、鈴木汪曰く、按此章事實應在儀死後、故舊本次于秦客卿造謂穰侯章後、鮑彪不深考、妄易舊次、不可不察と、今姚本を按ずるに、鈴木氏の言の如く、章次、秦客卿造謂穰侯章後に在り、蓋し是の時、薛侯田文、齊を去りて魏に相となり、秦兵と共に齊を伐つ、〔既に周策に見え、又本策の後章に見ゆ〕而して楚は秦に因りて三晉に求むることあれば、穰侯將に三晉に之きて楚の請を成さんとす、魏之を利とせず、客因りて爲に穰侯に說きて其の東行を止めたるなり、正解に蓋冉將合楚於秦以伐魏、故客爲魏說也となせ

せて、其の時に於て之を楚國に餌として味方に引き入るゝ餘地を留め置かんと云へるなり、

【通釋】張儀は兼て楚と約束もある事なれば、秦の領土なる漢中の地を以て楚に譲與せんと思ひ、秦王にその許可を請うて申しけるに、我が秦國にて漢中の地を所有致すことは宛かも木に蟲が入りたると同じものにて、甚だ障害たり、譬へば樹木を植うるに、不適當なる處に植うるときは、人が必らず之を殘害すべし、一家の内に不義理なる財貨があるときは隨ひて傷害あり、只今彼の漢中の南邊の一部は秦に取りては遠隔の處にて、寧ろ楚に近ければ、楚國の利益となる土地なり、而かも秦の領土なれば、その政治向き萬端は秦の負擔に歸し、產物の富みは楚人に吸收せられ、誠に秦國の厄介なる土地なり、故に寧ろ之を楚に贈與して、彼れの懽心を收むるが得策なりと、甘茂は之に反對し、秦王に申しけるに、土地の大なる國は自然に敵國も多き譯なれば、心配の有り勝ちのものなり、因りて萬一天下に變事が起りて、秦國が列國の師と開戰をなす場合が有りたらんには、大王は漢中を分割して、其れを啗せて楚と和親を爲し給ふべし、楚は必ず天下列國の同盟に畔き離れて大王に御味方仕らん、然るに只今天下平穩無事の時なるに、大王に於かせられて漢中を楚に與へて和親を爲さるゝときは、若し一旦天下に變事が起りて秦が孤立の地に立ちたるとき、大王は何を以て楚と利益を交換して、之を大王の御味方に付け給ふべきや、就いては只今は先づ其の儘に爲し置きて、他日楚を懷柔する具と爲し給ふに如かずと、

【解義】〔漢中〕地の名なり、索隱に曰く、其地在二秦之山南、楚之西北、漢水南之地一、名曰二漢中一と、元和志に、秦惠王取二漢中六百里一、置二漢中郡一、因レ水而名と、胡三省曰く、漢中郡、漢屬二益州一、自レ晉以後爲二梁州一と、顧祖禹曰く、今陝西府城東北二里有二漢中城一、相傳、卽秦厲公所レ築と、〔有漢中蠹〕蠹は木中の蟲也、以て國の害たるに喩ふ、〔種樹不處〕處は場處を謂ふ、不處とは場處ならざるの地なり、〔今漢中南邊〕漢中の南邊を謂ふ、漢中六百里の全體を擧げて楚に與ふるにあらず、地名考に曰く、漢中之南鄭、興安之郇陽、亦楚北境也と、正解に漢中在レ南、近邊レ於レ楚と云へるは非なり、〔天下有變〕天下は山東の六國を謂ふ、是れ

しめんとしてなり、然るに今樗里疾は既に楚國に在り、楚王因りて樗里疾が爲に秦の相國に任ぜんと推薦し來れり、何んだか怪しむべき事に候はずや、臣張儀は竊かに彼の樗里疾が楚王に申されし言を承はりしに彼れが楚王に申すには、大王に於かせられて兼ねて怨み給へる彼の張儀を秦國に於て困らして御遣り遊ばさんとならば、臣樗里疾、不肖なれども大王を御助け申し上げんと、楚王は以て如何にもと思はれて、故に今度樗里疾が爲に骨折りて秦の相と爲さんと推薦致したる次第なりと、さて彼れは右の如き陰謀を抱けるが故に、只今大王に於かせられて誠に楚王の推薦を聽き納れて、樗里疾を秦の相と爲し給ふならば、彼れは秦國の上下を甘く操りて楚王に奉事し、只管楚王の懽心を取ることゝ計りを務め、實に秦國の御不爲は甚しきものならんと存じ候と申されたり、秦王之を聽き、大いに樗里疾の不忠を怒りければ、樗里疾は秦國に居り難く、遂に出奔致したり、

【解義】〔殘樗里疾〕殘は忌みて害ふこと、乃ち其の才能を邪魔物として嫌ふこと、〔重而使之楚〕鮑注には重猶レ貴、貴レ之者、欲レ使三楚亦貴二重之一とあり、亦一說とすべし、〔請相於秦〕戰國の時、列國互に相臣を推薦する事あり、本策及び史記の甘茂傳に、呂不韋が張唐を以て燕の相と爲すが如き類、亦以て見るべし、

○張儀欲下以二漢中一與上レ楚、請二秦王一曰、有二漢中一蠹、種レ樹不レ處者、人必害レ之、家有二不宜之財一則傷、今漢中南邊爲二楚利一、此國累也、甘茂謂レ王曰、地大者固多レ憂乎、天下有レ變、王割二漢中一以爲レ和レ楚、楚必畔二天下一而與レ王、王今以二漢中一與レ楚、即天下有レ變、王何以市レ楚也、

【大意】　張儀が漢中の地を以て楚に與へんとしたるに、甘茂が其の不可を陳じて反對したることを記せり、儀は、國有として不便有害の地なれば、寧ろ楚に與へんと云ひ、茂は廣大なる版圖を擁せる國家は自然に多事の秋に際會すること多ければ、姑く見合は

不去秦張子必高子」正解に曰く、下張子當作秦不、蓋傳寫之誤也、言儀不去秦、秦不必貴茂也と、今按ずるに此說非なり、劉辰翁曰く、不去秦、萬一不行救魏也、亦必高茂之行、高茂之忠と、蓋し左成の意は甘茂に於て張儀の爲に其の希望を達し、儀をして魏を救ふを得しめば、儀は必ず其の成否に關せず魏に留りて秦に反らざれば、甘茂は因りて志を秦に得べし、若し張儀に於て魏を救はんとの志を達するを得ずして秦を去らずとも亦必ず甘茂の己れを援けし厚誼を高しとして尊敬すれば、甘茂は、儀の秦を去ると去らざるとに論なく、何れの方よりするも利益たるを失はずと計畫せし者なり、

○張儀之殘樗里疾也、重而使之楚、因令楚王爲之請相於秦、張子謂秦王曰、重樗里疾而使之者、將以爲國交也、今身在楚、楚王因爲請相於秦、臣聞其言、曰王欲窮儀於秦乎、臣請助王、楚王以爲然、故爲請相也、今王誠聽之、彼必以國事楚王、秦王大怒、樗里疾出走、

【大意】張儀が樗里疾を秦王に離間排斥せし事を記せり、歸有光曰く、茂之去儀、則重之於魏而錮之、儀之去疾、則重之於楚而殘之、同出一轍耳と、

【通釋】張儀が、同僚にして秦の公族たる樗里疾を排斥するとき、其の手段と申すものは、故らに樗里疾を重く待遇して、楚國に使ひに赴かしめ、以て先づ楚王に如何にも樗里疾が秦王に信任せられて居るやうに思はし置きて、因りて一方より陰かに楚王の方へ手を廻はして、楚王をして樗里疾を秦に推薦して秦の相國とせんことを請はしめ、以て秦王に如何にも樗里疾が楚王と何等か祕密關係のあらざるかと疑はしめ、而して張儀は知らぬ顏して秦王に上申すらく、我が秦國が樗里疾を重く待遇して楚に使ひに行かしめたる者は、將に樗里疾を使ひて秦楚の國交を結ば

武王

名は蕩、惠文王の子なり、元年は卽ち周の赧王五年辛亥にして、我が朝の孝安天皇八十三年に當る、

○張儀欲假秦兵以救魏、左成謂甘茂曰、不如予之、魏不反秦兵、張子不反秦、魏若反秦兵、張子得志於魏、不敢反於秦矣、張子不去秦、張子必高子、

【大意】左成の甘茂に、張儀を秦より疎外するの策を敎へたるを記せり、王應麟曰く、儀不去秦、茂必不重於秦、儀不得罪于秦、必不終去秦、乃假魏以錮儀、而固己寵、且取名高焉、左成亦險哉と、

【通釋】張儀久しく秦の權勢を執りしが、時に魏が他國より侵されて居るを、秦の兵を假りて之を救はんと思ひたり、策士左成は、兼て甘茂が張儀の秦に居て上位に在るが故に十分の目的を達するを得ざるを殘念に思へるが爲に、甘茂に策を授けて申すに、尊公此度張儀が申出でを幸ひに、秦兵を魏に假し予ふるが上策なり、魏が戰ひ敗れて秦兵を戰死せしめて秦國へ反さゞるときは、張儀は自己の責任に顧み秦より誅戮せられんことを懼れて敢て秦に反らざるべし、又魏が若し戰ひ捷ちて秦兵を殺さず喪はずして秦へ反したるときは、張子は益、魏の信任を受けて、目的を魏國に十分達するを得べし、然るときは彼れは魏が慕はしくて、敢て復び秦に反らざるべし、是れ魏の勝敗如何に關せず、張子を國外に葬り去るの好機會ならずや、又尊公が右の如く張儀に厚意を表して置かば、若し自然の都合を以て張子が秦を立退かざることありとも、張儀は尊公の厚意に感服し、必ず尊公を高尚の士として敬重することならん、是れ尊公は此度張子の希望を達し得るやうに王の御前を取り成し給ふときは、張子は必ず流石に尊公の義氣に感じて尊公を高く尊ぶことは必定なり、是れ尊公は何れに向ふとも利を得、又名譽を得べきことにて、誠に面白き事ならずやと申されたり、

【解義】〔左成〕策士の姓名、既に周策に見ゆ、〔張子

りて亦頗る解を費さざるべからず、且つ此の言を以て楚王の過失を論ずるは又過刻失窾たるを免れず、故に今浦説を用ふ、呉師道は史記の韓信傳を引きて曰く、蒯通說韓信曰、聽者事之候也、計者事之機也、聽過計失而能久安者鮮矣、聽不失一二者、不可亂以言、計不失本末者、不可紛以辭と、亦此の段と語意相似たるものあり、以て參考とすべし、

○秦惠王死、公孫衍欲窮張儀、李讎謂公孫衍曰、不如召甘茂於魏、召公孫顯於韓、起樗里子於國、三人者皆張子之讎也、公用之、則諸侯必見張子之無秦矣、

【大意】 故らに多く現得意者に反對なる人人を用ひて、當路者が無勢力なる事實を發表し、以て之が權威を挫くことを謀りたるなり、歐大任曰く、後世宰相相傾也、皆以此故智、可鄙哉と、

【通釋】 秦の惠王死去せられたり、是より以前に張儀が頻りに權勢を振ひ居たりしが、同僚の公孫衍は之が排斥を試みて、張儀を困らしくれんと思ひたり、時に李讎と申す人、公孫衍に說いて申すには、此れには一計あり、甘茂を魏國から秦に召寄せ、公孫顯を韓國から秦に召寄せ、樗里子を秦國の中から起用するが上策なり、何となれば、右の三人と申す者は何れも張儀の讎敵にして、久しく張儀より排斥せられて、或は他國に行き、或は國中に蟄伏するものなり、然るを今尊公が一旦之を厚く用ひ給ふときは、外の諸侯の國國では、張儀が平生威張りて申す程に、秦に幅利にて無きことを承知致すことは必定なり、左れば張儀の威勢名望は俄然として挫け落つるなるべしと、

【解義】 〔公孫衍〕公孫は氏、衍は名なり、一に犀首と曰ふ、もと魏の臣、時に秦に仕ふ、史記に傳あり、〔李讎〕李は姓、讎は名、秦の人、〔甘茂〕秦の臣、既に周策に見ゆ、史記に傳あり、〔公孫顯〕秦の人、傳未詳、〔樗里子〕秦の公族、既に周策に見ゆ、〔張子之無秦〕秦の援助なきこと、乃ち何等の勢力を秦に有せざるを謂ふ、〔張子〕張儀を謂ふ、

【大意】 能く人言を聽きて計策を決するは王の責めなるべきを言ひ、以て楚王をして自ら忖りて取捨せしむ、或は本段を以て錯簡と爲す者は非なり、

【通釋】 上述の吳人吳吟を爲せしが如くに、私はもと秦に舊關係あれば楚の爲に計らずして秦の爲に計り、又管莊子の事の如くに、秦の利は齊楚の勝負が付きかけて動くが利なるやうに考へまするが、さて計略と聽決とに就いて能く覆逆とて未だ露れざる事や未だ至らざる事を先ちて知る者、卽ち能く見積りを立て能く聽きて決定することは、唯大王御自身に御考へ遊ばして可なり、何も他人の指導を御待ちなさるに及ばず、亦待つべき者にあらず、乃ち王の御責任と申し上ぐべき者で御座ります、全體計と申すことは物事の本始にて、何物を造るにも何事を作すにも皆其の見積りが肝要なり、聽と申すことは聽き方の善い惡いによりて存在するか亡滅するかの機會なれば、是れ亦極めて大切なり、されば若し計略が失し、卽ち見積りが放れて、而かも聽き方が過り間違うても能く國家を有ち維持繼續して行く者は世に寡し、卽ち多分は滅亡せり、故に申すことで御座ります物の計卽ち見積りに於て一二と順序次第が立ちて居る者は、他よりして其の計に違背し難く、聽く上に於て能く本と末との始終顚末を取り違ふこと無き者は他よりして欺惑をなし難しと、乃ち前に申し上げし言は、篤と利害得失を御考へ遊ばすが返す返すも必要と存ずるなりと、

【解義】 〔計聽知覆逆者〕計聽は計と聽となり、吳師道曰く、覆は反覆を謂ふ、逆は逆料を謂ふ、覆は卽ち下文の「一二」逆は卽ち下文の「本末」と、李蓑曰く、事の未だ露れざるを覆と曰ひ、事の未だ至らざるを逆と曰ふと、鈴木汪曰く、覆は飜覆なり、飜覆すれば背裏を見るなり、逆は未だ至らざるを測るなり、〔計有一二者難悖〕鈴木汪曰く、一二は陰(二)陽(一)奇(一)偶(二)なり、故に事物の表裏面背を一二と謂ふ、計は計數なり、故に一二の數の言を爲せりと、亦一說とすべし、悖は亂なり、〔聽無本末者難惑〕正解は、上文の「計聽知覆逆」より以下を以て、上章の「過聽於張儀」の下に移すべしと云へり、浦二田は曰く、就聽言決計者令王自忖寬緩收拾と、按するに、正解の如く之を上章の下に移すも、「唯王可也」の句に至

虎は負けずとも身に傷つくに相違なし、詰る處二虎共に大いに弱り果つるなり、貴所には其の大きい虎が傷ける虎となるを待ちて之を刺し殺すときは、是れ一たび働きて二匹の虎を一時に兼ね獲ることなり、其の實は一匹の虎を刺し殺す苦勞だも無きに、而かも二匹の虎を刺し殺したる勇名あらん、それ故に今少しく忍耐して時を待ち給ふときは、誠に格別骨折らずして實利と榮名とを兼有することなりと、今之を本問題に引き直して見るときは、齊楚の兩大國が只今戰爭せんか、戰爭するときは、勝利は何れに在るにしても共に雙方ながら敗るゝに相違なし、敗るるに及んで始めて大王が兵を起して齊國を救ひ給ふときは、是れ大王には片方は齊を救ふ利益が有りて、而かも又片方は楚を伐ちて敗を取る損害なかるべしと存じ候と、

【解義】〔管莊子〕古への勇士なり、吳師道曰く、索隱引策作館、館謂逆旅舍、其人字莊子と、〔管與〕管は氏、與は名蓋し管莊子の子弟なりと云ふ、〔虎者戾蟲〕戾は貪暴也、蟲はもと動物の總名、大戴禮に、有羽之蟲三百六十、而鳳凰爲之長、有毛之蟲三百六十、而麒麟爲之長、有甲之蟲三百六十、而神龜爲之長、有鱗之蟲三百六十、而蛟龍爲之長、有倮之蟲三百六十、而聖人爲之長とあり、乃ち鳥獸鱗介人物悉く蟲の屬たり、虎は性貪戾なれば、故に貪蟲と云へり、〔人者甘餌〕餌は餅餌なり、餅菓子の類、人肉は虎に於て美味たり、故に以て喩ふ、〔齊楚今戰戰必敗〕齊は楚に比すれば國小なり、故に以て前に云へる「小者必死」に比して、必ず敗れんと云へるなり、〔有救齊至之害〕乃ち前に云へる「一擧而兼兩虎也」に比して云へるなり、「無伐楚之害」とは、楚の敗れざるも亦戰に疲れて弱りしことを、前の虎の「大者必傷」に比して云ひ、以て楚を伐つまでも無く、楚は自然に服すべきを謂ふ、

計聽知覆逆者、唯王可也、計者事之本也、聽者存亡之機、計失而聽過、能有國者寡也、故曰、計有一二者難悖、聽無失本末者難惑、

判定遊ばせよと、右様の話が御座りますが、只今此の陳軫に於きましても、將に大王の爲に呉國流の口吟を仕らんと存じ候、乃ち彼の呉客が故郷戀ひしく〳〵て呉吟をなしたるが如く、此の陳軫も矢張り故の秦國を思ひ慕うて居りまするから、決して楚に仕へたからと云うて秦の事を疎略には仕りませぬ、

【解義】〔故使人問之〕故は特なり、「ことさらに」と訓ず、態々なり、〔意亦病乎〕意は抑と古へ通用す、論語に抑與之與とあるを、蔡邕の石經に抑を意に作るが如き、其例甚だ衆し、經傳釋詞に詳かなり、

王不聞夫管與之說乎、有兩虎爭人而鬪者、管莊子將刺之、管與止之曰、虎者戾蟲、人者甘餌、今兩虎爭人而鬪、小者必死、大者必傷、子待傷虎而刺之、則是一舉而兼兩虎也、無刺一虎之勞、而有刺兩虎之名、齊楚今戰、戰必敗、敗王起兵救之、有救齊之利、而無伐楚之害、

【大意】又一喩を引きて、秦の齊を援けずして齊楚の弊を待ちて後に動くの利なるを云ひ、以て暗裏に楚をして兵を被るの厄を脱せしめたることを記せり、〔穆文熙曰く、陳軫雙虎之喩、似若不忠楚、然楚不被兵、而齊遂失援、不言彼事、而其事自解、策士之巧無以加矣と、

【通釋】さて又大王は彼の管莊子と申す人が話を聞き給はざるか、二匹の虎が人を食はんと爭うて互に鬪へる者あり、管莊子は勇者なれば將に其の虎を刺し殺さんとせり、其の時管與と申す人が之を差し止めて申すには、先づ姑らく待ち給へ、虎と申すものは戾蟲とて甚だ貪慾な動物なり、人類と申すものは虎に取りては甘き食ひ物なり、然るに今や二匹の虎がその甘き物たる人類を食ふことを爭ひて互に相鬪ふときは、小さい虎は負けて死するに相違なく、大きい

れ誠に遺憾の次第なり、然るに只今一つ相談致したきことあり、今度齊と楚と相攻伐致すが、或る者は寡人に取りては齊を救ふが便利なりと謂ひ、又或る者は齊を救ふは不便利なりと謂へり、寡人に於て如何致して宜しきかと當惑致し居れり、就いては其許は獨り先づ忠實を以て現在の主たる楚王の爲に計り、其の餘暇を以て舊き主人たりし寡人が爲に其の孰れが便利なるかを計りてくれ間敷き哉、まあ一つ舊き昵み甲斐に宜しく賴むぞやと、

【解義】〔齊擧兵伐楚〕高梅亭曰く、此時齊秦之交合、秦將二助レ齊出一レ兵と、〔寡人與子故也〕故は舊誼あるを言ふ、軫もと秦に仕ふ、故に云ふ、〔寡人不佞〕佞は高才なり、〔以其餘爲寡人乎〕寡人の下に計の字あるべきを、修辭上省きたるなり、楚王の爲に計る餘暇を以て我が爲に計れと云へる意にて、彼の現在の君を先にして己れを後にしたる謙辭なり、

陳軫曰、王獨不レ聞二吳人之遊レ楚者一乎、楚王甚愛レ之、病、故使二人問一レ之曰、誠病乎、意亦思乎、左右曰、臣不レ知二其思與一レ不レ思、誠思則將二吳吟一、今軫將レ爲二王吳吟一、

【大意】陳軫も亦秦王の問に接し、直に譬喩を援き、身は楚にあれども心は舊國を戀ふと云ふを以て引頭として、一は專ら楚の爲に計るの嫌疑を釋き、一は仍秦の爲に慮るの志を表す、辭意婉曲にして痕跡融然たり、

【通釋】陳軫直ちに秦王の舊情を以て問へるを利用し對へて曰く、大王獨り吳國の人が曾て楚國に遊びし事に就きての話を聞き給はざるか、其の事如何とならば、楚王は楚に來遊せる吳人を甚だ寵愛せしに、ふと其の吳人が病氣に罹りたり、楚王氣の毒に思ひ、態々人を使ひに遣りて其の病氣を見舞はしめたり、其の時楚王の申さるゝには、本當に彼れは病氣なるか、抑も故鄕を思ひ焦れて居るものなるかと、王の左右の臣對へて申すに、私共も彼れが果して故鄕を思ひ焦れて居るか否かを承知仕らず、然しながら本當に故鄕を思ひ焦れて居るならば、將に彼は吳國流の口吟を仕るならん、先づ其れに因りて彼の病症を御

て楚を伐つて、韓は兵を以て之に從ふを謂ふ、〔杜陵〕楚の地、〔故楚之土壤〕故は字の如く「ゆゑに」と解して可なり、正解に故を固と通ずと解せるは非なり、乃ち此れ以下は記者の辭なり、〔計失於陳軫過聽於張儀〕計失は宜しく失計に作るべし、韓策の秦韓戰于濁澤の章に、韓氏之兵非削弱也、民非蒙愚也、兵爲秦禽、智爲楚笑、過聽於陳軫、失計於韓朋也とあり、語氣亦略之と同じ、

○楚絕齊、齊擧兵伐楚、陳軫謂楚王曰、王不如以地東解於齊、西講於秦、王使陳軫之秦、秦王謂軫曰、子秦人也、寡人與子故也、寡人不佞不能親國事也、故子棄寡人、事楚王、今齊楚相伐、或謂救之便、或謂救之不便、子獨不可以忠爲子主計、以其餘爲寡人乎、

【大意】　秦の齊を助けて楚を伐たんとしたる時、陳軫、楚の爲に秦に說いて之を止めたることを記せり、而して本段は秦王先づ親熱的言辭を以て陳軫を籠絡せんとしたることを敍せり、

【通釋】　楚は齊と和親の國なりしが、齊國と交りて絕ち、齊は兵を擧げて楚を伐ちたり、時に秦は齊との交り相合へるを以て、將に兵を以て齊を助けんとせり、陳軫、楚に仕へ居りしが、楚王に說いて申すに、大王は土地を提供して、東の方に向ひては齊に與へて之と仲直りを爲し給ひ、西の方又秦國と講和をなし給ふに如かずと申せしが、因りて楚王は陳軫を使者として秦に行き、其の周旋をなさしむ、陳軫既に秦に至れば、秦王は陳軫を延見し、之に謂うて申しけるに、其許は今楚に居れども、元來我が秦國の人なり、寡人は其許と古き心易き者なり、然るに寡人が不調法なる身よりして我が國政を親ら爲すこと能はず、他人委せに致せし故に、其許は寡人に見込みなしと思ひ、寡人を見棄てゝ楚に行き、楚王に事へたり、是

事者、秦果負約、而王欲伐秦、則又勸曰、不如因而賂以地、齊本與國、反無故而絕之、不義甚矣、然則當如何、移某賂秦者賂齊、以修舊好、庶乎師出有名矣、乃知魯仲連虞卿爲豪傑之士、非軫輩所能及也と、

【通釋】 楚王は張儀に甘く愚弄されたるを以て、大いに怒り、兵を興し秦を伐ちて、此の遺恨を霽さんと企てたり、陳軫之を諫めて申すに、大王は曩に臣に口を弭めて言ふ勿れと仰せられしが、只今となりては臣に於て意見を申し上げて可なりや、抑も未だしなりやと、楚王の申すに、勿論可なり、早く意見を申すべしと、陳軫の申すに、只秦を伐つは良計にあらず、大王は此上に秦に思ひ切りて一の名高き都邑を賂ひに贈與し給ひて、秦を我が味方に付け、因りて共に齊國を伐ち給ふに如かず、是れ取りも直さず我が楚國は秦に土地を失ひ取られて、其の代償を齊國から取る譯なり、されば損得相埋合せて、楚國は尙完全にして大したる損害なきに止まるべしと存じ候、然るに大王には只今已に齊と絕交なされたるに、又王を欺きし罪を秦に向ひて責め給ふ時は、齊も秦も共に楚の敵となりて互に相援くるやうになれば、是れこそ反りて楚國が齊秦二國の交際を繫ぎ合せて固めて遣はすやうなものなり、誠に楚に不利益なる計にて、楚國は必ず大いに傷害を蒙るならんと、右の通り陳軫は深切に申し述べたれども、楚王は剛愎頑固にして聽かず、遂に兵を擧げて秦を伐ちしが、果して秦と齊と連合し、韓國又之に同盟し、共に楚に敵し、楚の兵大いに杜陵と申す地に於て敗れたり、記者因りて批評して申すに、されば楚の土地なりし士民なりが削られ弱きが故にあらず、然るに僅かに國の亡びることだけが助りたるのみにて散散に失敗せしは、全く計に就いては陳軫の計畫を棄てゝ用ひず、而かも張儀の申す言を過りて聽きたればなり、

【解義】〔臣可以言乎〕初め楚王より秦に口を弭むるを命ず、故に今日となれば意見を申すべき乎と問ひたるなり、〔楚國不尙全乎〕乎の字、一に事に作るは非なり、〔韓氏從之〕氏はもと姓氏の氏なれども、戰國時代には國號の下に加へて國の意義に用ひたり、從レ之とは、高注に依れば、韓王、齊秦の合うて一となるを見て、故に復之に合ふなり、今按ずるに、秦齊聯合し

六百里と六里と、百倍の違ひを以て楚の使者を愚弄したれば、使者は早速返りて此の事を楚王に報告したり、

【解義】〔使者未來〕來は還なり、〔齊秦之交陰合〕陰は陽の反にて、陽は表面を、陰は裏面を意味す、乃ち表面は楚王に無關係の風を示して、内内で親密にすること、〔張子以寡人不絶齊乎〕以は謂なり、「おもふ」と訓ず、〔張儀稱病不朝〕史記の張儀傳に、張儀至秦、詳（佯と同じ）失綏（車に升る時把持するもの）墮車、不朝三月とあり、〔張子以寡人不絶齊乎〕正解に以は謂の如しと注し、「おもふ」と訓じたれども、字の如く讀みて亦妨げなし、〔乃使勇士宋遺〕通鑑に、乃使勇士宋遺（姓名）借宋之符、北罵齊王、齊王大怒、折節以事秦、齊秦之交合、張儀乃朝となり、胡注に、既閉關絶約則、齊楚之信使不通、故使宋遺借宋之符以至齊とあり、〔廣從六里〕廣は横を謂ふ、從は縱と同じ、地、東西を横と曰ひ、南北を縱と曰ふ、史記に、儀曰、臣有奉邑六里、願以獻大王左右とあり、〔儀固以小人〕以は已と通ず、「すでに」と訓ず、小人は貧賤の稱なり、

楚王大怒、欲興兵伐秦。陳軫曰、臣可以言乎。王曰、可矣。軫曰、伐秦非計也。王不如因而賂之一名都、與之伐齊。是我亡於秦而取償於齊也。楚國不尚全乎。王今已絶齊而責欺於秦。是吾合齊秦之交也。國必大傷。楚王不聽、遂擧兵伐秦。秦與齊合。韓氏從之。楚兵大敗於杜陵。故楚之土壤士民、非削弱、僅以救亡者、計失於陳軫、過聽於張儀。

【大意】楚王、張儀の欺負を怒り、陳軫の計謀を聽かずして秦と戰ひ、遂に大敗を取りたることを記せり、凌約言曰く、陳軫逆張儀之詐而獨吊、可爲善料

士往罵齊王、張儀知楚絕齊也、乃出見使者曰、從某至某、廣從六里、使者曰、臣聞六百里、不聞六里、儀曰、儀固以小人、安得六百里、使者反報楚王、

【大意】楚王の約を踐みて齊を絕ちたる事と、張儀の約に背きて楚王を欺きたる事とを記す、楚王の駭愚、張儀の黠詐、兩兩相對し、千載の下、人をして啞然たらしむ、

【通釋】楚王は張儀の言を信用し、使者を齊に遣りて齊と絕交せしむ、使者未だ齊より歸り來らざるに、待ち遠しとや思ひけん、更に又使者をして重ねて齊と絕交せしめたり、其內に張儀は齊より秦に返れり、是に於て秦は使者を齊に遣はし、齊王の楚を怒れるに乘じて甘く之を己が味方に抱き込みたれば、齊と秦との交際は陰密に相ひ合うて、親密となれり、楚は其の事を知らざれば、張儀が秦へ返るに就いて或る一人の將軍を派遣して、豫て約束せる商於の地を秦より受取らしむ、然るに張儀は楚の將軍と前後に秦に歸りしが、病氣なりと言ひ立てて參朝せざりき、因りて土地受取りの事も延引致せしが、楚王は其の事を聞きて益〻待ち焦れて申すに、張先生は拙者が齊と交りを絕たずと思ひて土地授受の事も延引致すことならんと、乃ち愈〻齊と絕交の事を示さんが爲に勇士をして齊に往きて齊王を罵詈して侮辱せしめたり、張儀は愈〻楚が齊と絕交せしことを突き留めて知り、乃ち始めて出勤して楚の使者に面會し愈〻土地を授受せんとて申しけるに、御約束致せし土地は某所より某所に至るまで廣さと縱と六方里なり、いざ御渡し申さんと、楚の使者は承知せずして申すに、私は六百里の土地を受取るべしと申付られたり、僅僅六里の地を受取るべしとは承知せずと、張儀答へて申すに、其れは飛んでも無き事なり、大槪私しの身分を御考へになれば相分ることとなり、此の張儀は只今申すまでも無く固より已に輕き身分の者なるに、安くにか六百里からの廣大な土地を所領致し得申さうぞや、此れは全く貴所の聞き違ひなるべしと、斯く

致すにあらず、大王が齊と云ふ强國の後盾があるを以てなり、然るに只今張儀が獻ぜんとしゝ、商於の土地は未だ御手に入るべからずして、楚と齊との交誼は先づ斷絶したり、是れ楚は援助を失うて孤立せるなり、果して然らば秦國は何ぞ孤立の國を尊重致さんや、且つ楚の都合宜しきやうに秦が先づ土地を出して楚に與へたる後に、楚が齊と絶交するとは、彼の秦の打算上不利なれば、必ず爲さゞるなり、さらばとて楚が先づ齊と絶交し、而して後に土地を秦に請求するときは、將に張儀に欺かれて土地を得べからざることは必定ならん、斯くなるときは、大王は必ず如何にも口惜しきことなりと歎き恨み給ふことならん、是れ我が楚國は西に向ひては秦國に對する患を生じ、北に向ひては齊國の交際を斷絶することとなれば、秦齊兩國の兵は必ず來りて攻むるなるべし、以上の如き事なる故に、臣は敢て祝賀を申し上げずと申されたり、楚王は其の諫言を聽き納れずして申すに、吾れが行る仕事は善きに極りて居れり、其許は其れ口を止めて何事をも言はず、沈默して吾が仕事の出來上りを待てよ、今に見よ、屹度大成功を示しくれんと、

【解義】〔宣言之於朝廷〕宣は徧なり、宣言は徧く漏れ無きやうに言ひ觸らすこと、〔不穀不煩一兵〕不穀は諸侯の謙辭、穀は善なり、老子に侯王自稱二孤寡不穀一とあり、〔以王有齊也〕有齊とは齊國の援助あるを謂ふ、〔王必捥之〕捥は駭恨なり、驚きて殘念がること、〔是西生秦患〕史記の張儀傳には、是西生二患於秦一に作る、〔子其弭口云云〕弭は止なり、史記には、願陳子閉レ口無二復言一、以待二寡人得一レ地に作る、〔以待吾事〕吾事とは上の「吾事善矣」の吾事を指す、卽ち商於の地を得る事を謂ふ、上解に引ける史記の文、以て證すべし、

楚王使人絶齊、使者未來、又重絶之、張儀反、秦使人使齊、齊秦之交陰合、楚因使一將軍受地於秦、張儀至、稱病不朝、楚王曰、張子以寡人不絶齊乎、乃使勇

不敢妄賀、王曰、何也、對曰、夫秦所以重王者、以王有齊也、今地未可得而齊先絕、是楚孤也、秦又何重孤國、且先出地絕齊、秦計必弗爲也、先絕齊後責地、且必受欺於張儀、受欺於張儀、王必惋之、是西生秦患、北絕齊交、則兩國兵必至矣、楚王不聽曰、吾事善矣、子其弭口無言、以待吾事、

【大意】 楚王が張儀の甘言に欺かれて、陳軫の苦諫を聽かざることを記せり、凌約言曰く、儀之詭計、不下待二智者一而後知中其詐上、楚王顧深信而宣二言於一レ朝、王之騃戇無レ足レ怪、而羣臣皆賀、則擧朝可レ知矣、設無二一軫一、楚幾無レ人哉と、

【通釋】 楚王は張儀の言を信じ、大いに悦び、百官が參列せる朝廷に於て宣べて申すに、拙者は今度別に師などを爲さず、斯く〱の譯にて商於の地六百里を手に入れたりと、羣臣の其事を聞き傳へ、又直接に見たるものは、何れも畢く祝賀を申し上げたり、その時陳軫は他の人人より後れて楚王に謁見し、獨り祝賀を申し上げざりき、楚王甚だ不機嫌にて申しけるに、拙者今度一の兵をも苦勞させず、一人をも負傷せしめず、卽ち別に戰爭などをせずして、坐ながらに商於の土地六百里を手に入れたり、拙者自ら以て自分ながらも誠に智慧ある者と爲して誇り居れり、我が諸の臣達は何れも皆我に祝賀を申しゝに、其許獨り祝賀を申さゞるは如何なる譯なるやと、陳軫對へて申すに、大王は左樣に思召して御悅び遊ばせども、尙陳軫に於きては、彼の商於の土地は御希望通りに御手に入らずして、而かも困難な事が湧いて參ることと見て居れば、祝賀を申し上げずと、楚王の申すに、其れは何ぜであるかと、陳軫對へて申すに、一體彼の秦が大王を尊重して、張儀などを以て右の如く申し上げさして御機嫌を取る次第は、別に楚が畏くて

六百里を楚國に獻ずるやう取計らひ仕らん、此の如きときは齊は楚の援助を失ふが故に必ず弱くならん、齊が弱くならば必ず大王の使役と爲りて甘んじて楚に服從せん、されば是れ大王は北の方は齊を弱くし、西の方は恩惠を秦に施し、而して商於の地六百里を御手に入れて利益と爲し給ふことを得べし、此れ僅かに一の齊と絕交の計のみにて齊を弱くし、秦に恩を被せ、六百里の地を得ると云ふ三つの利益が一時に俱に至るなり、何と御愉快なる事に候はずやと、

【解義】〔無大大王〕大大の間に於の字を加へて看るべし、無大とは過ぐる無しと云ふと同じ、下の三句皆同例と知るべし、〔唯儀之所甚願爲臣者〕唯は雖の字と古文相通用す、說、經傳釋詞に詳かなり、〔不得事大王〕事大王は舊本に事令に作る、安井仲平曰く、事は事を行ふなり、令は號令なり、乃ち楚王の令を聽きて行ふを得ざるを謂ふと云へり、正解に、一本に事王に作る、疑ふらくは大王の二字が訛して令の一字と爲りしならんと、今其の說を用ふ、〔大王苟能閉關〕苟は誠なり、〔商於之地〕商於は商と於との二邑、共に秦に屬す、地名考に、通典、今內鄉東七里有二於村一、亦曰二於中一、或曰、商卽商州、於卽內鄉也、自二內鄉一至二商州一凡六百里、皆古商於地、洪亮吉曰、今河南陽縣淅川西有二商於城一と、〔西德於秦〕德は恩德を施すなり、秦は楚が齊と絕つに因りて曲沃の役に報ずるを得、是れ楚が恩惠たるを謂ふ〔一計而三利俱至〕一計は絕楚の事を指す、三利は北弱レ齊、西德レ於レ秦、私二商於之地一の三事を謂ふ、

楚王大說、宣二言之於朝廷一曰、不穀得二商於之地方六百里一、羣臣聞見者畢賀、陳軫後見、獨不レ賀、楚王曰、不穀不レ煩二一兵一、不レ傷二一人一而得二商於之地六百里一、寡人自以爲レ智矣、諸士大夫皆賀、子獨不レ賀何也、陳軫對曰、臣見二商於之地不レ可レ得而患必至一也、故

願爲臣者、亦無大大王、敝邑之王所甚憎者、無先齊王、唯儀之所甚憎者、亦無先齊王、今齊之罪、其於敝邑之王甚厚、敝邑欲伐之、而大國與之懽、是以敝邑之王不得事大王、而儀不得爲臣也、大王苟能閉關絕齊、臣請使秦王、獻商於之地方六百里、若此齊必弱、齊弱則必爲王役矣、則是北弱齊西德於秦、而私商於之地、以爲利也、則此一計而三利俱至、

【大意】張儀が楚王に說くに、齊の交りを絕たば、秦をして商於の地六百里を獻呈せしめん事を以てしたるを記せり、○王鏊曰く、此段文氣爽朗跌宕、連用四大字、不覺其複と、

【通釋】是に於て張儀は南方楚に行き、楚の懷王に見えて之に說いて申しけるに、弊邑の王卽ち秦王が悅び慕へることの甚しき御方は、諸國の王の中に於て大王卽ち楚王より大いなるは無し、此の張儀が甚しく臣となりて御事へ申したく存ずる御方と申せども、亦大王より大いなるは無し、又弊邑秦國の王が甚しく憎める御方は、諸國の中にて齊王より大いなるは無し、此の張儀が甚だ憎める御方と申せども、亦齊王より大いなるは無し、今齊王の不都合なる罪と申せば、其の敝邑秦の王に對して不都合な罪は甚だ厚く、仲仲尋常一樣の罪にあらず、敝邑秦國は齊を征伐せんと存ずれども、大國卽ち楚の御國が齊と御懇親なるを遺憾とせり、されば敝邑秦王は大王に事へて御近づきに成るを得ず、而して不肖張儀も大王の御家臣となりて御奉公申し上ぐるを得ざるなり、大王誠に能く楚と齊との境の關門を閉ぢて兩國人の往來を止め、齊と絕交なし給ふときは、其の御禮として臣請ふ秦王に勸めて、商竝に於と申す處の土地四方

謂張儀曰、吾欲伐齊、齊楚方懽、子爲寡人慮之奈何、張儀曰、王其爲臣約車幷幣、臣請試之、

【大意】張儀が秦の爲に甘言を以て楚王を欺きし事と、陳軫が楚王の爲に之を救はんとして成らず、楚の終に秦に敗られし事とを記せり、而して此段先づ其の事由を略敍し、以て後段の引子となせり、

【通釋】齊は當時山東六國中にて尤も雄を張りしが、或る時楚を助けて秦を攻めて曲沃の地を取れり、其の後秦は齊を伐ちて復讎せんと思ひしが、齊と楚との兩國間の交際甚だ善くて親しければ、秦の惠王は齊を伐つときは楚が必ず齊を援くることを思ひ、之を患へたり、因りて張儀に相談して申すに、自分は齊を伐たんと思へるが、困る事には齊楚の兩國只今正に仲善き間柄なれば、必ず楚が齊を救ふならん、就いては子其れ寡人が爲に如何にして宜しきか、一つ心配してくれまじき乎と、張儀對へて申さく、然らば大王には其れ臣が爲に車と幷に進物とすべき幣帛との用意を有司に仰付けられたし、臣に於て聊か存寄りあれば一應楚に出向きて之を試し見んと、

【解義】〔取曲沃〕曲沃は地の名、もと鮑注には晉の地、當時秦に屬するとあれども、地名考に依れば、曲沃に三處あり、其の一は漢の河東郡聞喜にして、晉の桓叔の封ぜられし處なり、又後魏の太和十一年絳邑縣（晉の新田）を改めて曲沃縣と爲し正平郡に屬す、今の平陽府に屬す、此れ皆往古晉の地にして、秦の曲沃にあらず、秦の曲沃は今の河南陝州の西南四十里にありと云へり、〔齊楚方懽〕懽は悅なり、親密なること、〔約車竝幣〕高注に約は具なりと、幷は與の義なり、乃ち車と與に幣をも具ふること、又一說に、約車は馬を車に繫ぎて出發の用意すること、幷幣とは幷に幣を具ふること、幷の下にもと具の字あるべきを、省略して云へるなりと、〔臣請試之〕試とは自ら成功を必とせざる辭、乃ち自分の思ふ通りに出來得るか否やを試み見んとなり、

張儀南見楚王曰、敝邑之王所說甚者、無大大王、唯儀之所甚

にまた「而未必利也」と云ひ、下に「又有二不義之名一」と云ひ、「攻二天下之所一レ不レ欲危矣」と云ふ、是れ皆以て張儀が爭レ名爭レ利の議を破りたるなり、〔而攻二天下之所一レ不レ欲危矣〕當時周室衰微して徒らに虛位を擁するに過ぎずと雖も、兎に角表面は天子なれば、天下の人人皆之を攻むるを欲せざるを、秦獨り天下の人心に逆ひて之を攻む、是れ天下を敵とするを以て、故に危と云ふ、〔臣請謁其故〕謁は告なり、〔天下之宗室〕宗は尊なり、諸侯の共に天子として尊宗する室なるを以て、故に云ふ、〔韓周之與國〕與國は相與する國を云ふ、韓の上に舊本みな齊の字あり、今吳注に依りて削る、〔求解乎楚魏〕張儀の策に從ふときは其の親レ魏善レ楚と云へるが如く、楚魏は既に秦の味方たるを以て、韓周は齊趙に因りて之に取り入り、以て己が援助とし、且つ秦を孤立にする計を爲すなり、求解は秦より壓迫せらるゝ難を解かんことを求むるなり、〔此臣所謂危〕謂は爲と相通ず、啻不利なるのみならず、又危しと爲すとなり、更に層進するの辭、

惠王曰善、寡人聽レ子、卒起レ兵伐レ蜀、十月取レ之遂定レ蜀、蜀主更レ號爲レ侯、而使二陳莊相一レ蜀、蜀既屬、秦益强富厚、輕二諸侯一、

【大意】秦王の司馬錯に聽きて後效を收めたることを記し、上の富强の二字に應じて結となす、

【通釋】是に於て秦王は司馬錯の說を採用して云はるゝには、如何にも至極なり、寡人は其許の言を聽納して蜀を征伐せんと、終に兵を起して蜀を伐ち、十箇月にして遂に蜀の地を鎭定せしかば、蜀の主即ち蜀王は秦の屬國となり、王の位號を降し、更めて侯爵となり、而して秦は陳莊なる者を任命して、蜀に相となりて政治を取扱はしめたり、右の如く蜀が既に秦に服屬したれば、秦國は益〻强く富厚になりて、他の諸侯を輕んずるやうになりたり、

【解義】〔陳莊〕陳は姓、莊は名なり、

○齊助レ楚攻レ秦、取二曲沃一、其後秦欲レ伐レ齊、齊楚之交善、惠王患レ之、

教訓と爲すべからず、而かも中國同士の戰爭の事なれば、秦が十に十まで韓に捷ちて利益ありとも限られず、其の上に第一臣下を以て天子を劫すてふ義理に叶はざる惡名ありて、而かも天下諸侯の伐つことを望まざる天子の都を攻むることなれば、申さば天下を總相手にして敵對するものなれば危險なる事なり、臣司馬錯請ふ更に其の譯を申し上げん、彼の周は目下衰へたりと雖も何分天子の事なれば、天下一般の國國が共に本家本元と仰ぎ尊べる國柄なり、又韓國は周と隣接せるものにて、周の與國即ち同盟國なり、然るに今秦が大軍を以て之に相迫る時は、周は到底持ち切れずして、天子の寶物たる九鼎を取られて失ふべきを自覺し、韓は己が領地の三川を持ち果す可からざるを自覺することならん、されば此の二國は將に互に力を幷せ謀を申し合はせ援け援けられて、齊と趙との二國に因みて其の周旋を依賴し、秦國より壓迫せらるる難儀を解決せんことを楚魏の二國に請求せんとす、而して其の報酬謝禮として周は九鼎を以て楚に贈與し、韓は三川の地を以て魏に贈與するときは、我が秦の大王に於て左樣は相成らずと御差止め遊ばさるゝことは出來得ざるなり、此れが臣司馬錯の韓を伐つは危險なりと申す處なり、左樣なる冒險的の業を爲し給ふよりは、蜀を伐つの完全無難なるに如かずと存ずるなりと、

【解義】〔劫天子惡名也〕上に既に「劫二天子一」の語あれば、正解には、此の劫二天子一の三字は衍文にして削るべしとの說あれども、今按ずるに、上句は今攻韓劫二天子一と一頓して云ひ、此の句は直ちに上の劫天子の語を疊み承け、特に之を一提して、其の惡名たるを嚴格に論じたるなり、古文、此法頗る衆し、決して衍文にあらず、○按、劫二天子一惡名也、司馬錯戰國一策士、猶且能辨二此大義一矣、孟子何者也、乃勸二齊梁之君一以レ王二天下一、是果何心也、世之非二孟子一者、或以レ此爲レ辭矣、浦起龍曰、儀錯異レ議、要歸レ于レ覬二覦神器一一也、但速劫不レ如二寛等一、錯豈畏二名義一哉、錯實操二完策一耳、故篇議主レ錯、蓋孟子則心誠憂レ世救レ民、故不下肯爲二一時因循之說一而圖中私人之利上也、所レ謂天聰明自二我民聰明一、天明畏若二我民明威一、如レ是而已矣、「而未必利也」上文に「名實兩附」と云ひ、又「有二禁レ暴正レ亂之名一」と云ひ、「劫天子惡名也」と云ひ、此

然に王と爲るを謂ふ、〔夫蜀西僻之國也而戎狄之長也〕張儀の非難せる其の語を直ちに逆用して、彼れの説を駁したるなり、謂はゆる入レ室操レ戈の手段と謂ふべし、〔辟如使豺狼〕辟は譬と同じ、〔得財足以富民繕兵〕繕は治なり、左傳の隱元年に繕二甲兵一とあるを、杜注に繕治也と云へり、繕兵の二字、舊本多く下句に屬す、岡井文皮曰く、繕の上、恐らくは不の字を脱せしならんと、然れども富レ民繕レ兵と連讀して上句に屬するに如かず、是れ此の一句は上文の「欲レ强二其兵一者務富二其民一」の語に照應して云へるなり、〔利盡西海〕海は晦なり西方、極遠の地なるが故に西海と曰ふのみ、索隱には曰く、西海謂二蜀川一也、海者珍藏所二聚生一、猶下謂二秦中一爲中陸海上然也、其實西亦有レ海、所三以云二西海一と、〔而又有禁暴正亂之名〕上句に「名實兩附」とありて、而して又茲に「有下禁レ暴正レ亂之名上」とあるは、重複なるに似たり、按ずるに是の句上文の「是我一擧」の句の是我の間に移すときは、文章更に順なるに似たり、姑らく考を俟つ、

今攻レ韓、劫二天子一、「劫二天子一」惡名也、而未二必利一也、又有二不義之名一、而攻二天下之所レ不レ欲、危矣、臣請謁二其故一、周天下之宗室也、齊韓周之與國也、周自知レ失二九鼎一、韓自知レ亡二三川一、則必將二二國幷レ力合レ謀、以因二于齊趙一而求レ解二乎楚魏一、以レ鼎與レ楚、以レ地與レ魏、王不レ能レ禁、此臣所レ謂危、不レ如二伐レ蜀之完一也、

【大意】次に韓を伐つは、其の目的、周の天子を劫すに在りて、利益の必有を保證する能はざると共に惡名を受け、名實竝び失へることを說き、以て伐レ蜀の完全の利益あるに如かざるに歸著して結びたり、

【通釋】上述の如く蜀を伐つの易くして、名實俱に利なるに反し、只今秦が韓を攻め二周の郊に陣して、天王を劫迫して權威を天下に奮はんとなれども、全體天子を劫迫するでふことは甚だ惡しき名目にて、

を骨折り、兵を強くせんと欲するときは、先づ其の民を富裕にすることを骨折り、天下に王たらんと欲するときは、先づ其の道德を博めて億兆人民に恩澤を遍くすることを骨折るべし、以上の三資本が打揃ひ、始めて王業は自然之に伴ひて至るなり、然るに只今大王の御領地は狹小にして其の人民は貧弱なれば、未だ上述三資本が打揃ふ處に至らざるが故に、臣の考へには、先づ今日の秦國の力で爲し易き方を擇びて、それに取掛らるゝ事を願ふなり、さて全體彼の蜀と申す國は、成程張儀の申しゝが如く西方僻遠の國なり、戎狄の長なり、而かも又其君無道にして、宛も昔しの桀紂の如き暴虐なる亂あり、さればこそ私しは之を攻めたく存ずるなり、乃ち斯の如き國を我が秦の力を以て攻むるとは、之を譬へば豺や狼やの猛き獸をして羣り集れる弱き羊を逐ひ拂はすがごとし、誠に造作なきことなり、而して其利益と申せば、先づ彼の蜀の地を占領するときは秦國の地を廣むるに十分なれば、前に申しゝ富國の目的に叶ひ、次に彼の蜀の財物を獲得するときは、我が秦國の人民を富裕にし兵備を治むるに十分なれば、前に申しゝ强兵の目的に叶ひ、格別に我が民衆を傷害せずして彼の蜀は已に降服するに極りたること疑ひなし、左樣な次第なるが故に、只今秦が蜀を伐ちて其の全國を拔き取りても、天下の諸侯は秦に伐つ理由ありて伐つことなれば、秦を以て暴虐とは致さず、利益は西方の遠國の利益を秦の一國で取り盡すとも、元來西方の僻遠にて秦より外は何れの國も直接に關係無き地なれば、秦を以て貪欲のものと致さず、是れ正しく我が秦國は一たび兵を擧げ活動して、貪暴ならずと云ふ名譽と、一國を占領し西海を取り盡すと云ふ利益と、兩つながら附きて添へ、尙其の上に桀紂同樣な國を征伐するが故に、暴虐を禁止し亂政を救ひ正すと云ふ美しき名譽あれば、前に申しゝ「欲レ王者務レ博ニ其德ニ」とある意にも相叶ふべしと存ずるなり、

【解義】〔臣聞之〕「欲富國者」以下の三語は古人の格言なるが故に、「臣聞レ之」の辭を以て起したるなり、〔務廣其地〕凡そ力を用ひて爲すを務と曰ふ、骨折ること、〔三資者備〕三資は上の廣レ地、富レ民、博レ德を謂ふ、資は資本なり、〔而王隨之矣〕隨は「したがふ」と訓ず、付いて來ること、乃ち別に競爭等を爲さずとも自

上文に儀自ら「親レ魏善レ楚」と云ひ、又「魏絕二南陽一、楚臨二南鄭一、秦攻二新城一」と云へり、而して突然此に「侵二楚魏之地一」と云へるは、亦矛盾の甚しきものなり、藤說用ふべし、〔據九鼎〕據は依なり、又扶持なり、「たよる」と訓じ、又「こだてにとる」と訓ず、胡三省曰く、昔夏禹、貢二金九牧一（九州の長）、鑄レ鼎象レ物、桀有二昏德一、鼎遷二于商一、商紂暴虐、鼎遷二于周一、成王定二鼎于郟鄏一、寶レ之、以爲二三代共器一（天王の神璽の類）と、〔按圖籍〕按は據なり、考驗なり、取調ぶること、圖籍は天下の圖竝に臺帳、戶籍の類、胡三省曰く、周官職方氏所レ掌是也と、〔戎狄之長〕史記に長を倫に作る、倫は類なり、〔敝兵勞衆〕敝は弊と同じ疲弊なり、〔今三川周室〕三川の地は利益多く、周室は名譽の存するを以て の故に、天下の朝市と曰へるなり、

司馬錯曰、不レ然、臣聞レ之、欲レ富レ國者、務廣二其地一、欲レ强レ兵者、務富二其民一、欲レ王者、務博二其德一、三資者備、而王隨レ之矣、今王之地小民貧、故臣願從二事於易一、夫蜀西僻之國也、而戎狄之長也、而有二桀紂之亂一、以レ秦攻レ之、辟如下使二豺狼逐一羣羊上也、取二其地一、足二以廣一レ國也、得二其財一、足二以富一レ民繕レ兵、不レ傷レ衆而彼已服矣、故拔二一國一、而天下不二以爲一レ暴、利盡二西海一、諸侯不二以爲一レ貪、是我一擧而名實兩附、而又有下禁レ暴正レ亂之名上、

【大意】司馬錯の說を敍す、先づ蜀を伐つの易くして且つ利なるを說く、富强の二字、是れ主腦とす、

【通釋】司馬錯、之に對して申すには、左にあらず、臣司馬錯は豫て之を承はりたることあり、國家を富まさんと欲するときは、先づ其の領地を廣めること

下の諸侯に號令を下して從はしめば、天下の諸侯誰れ一人として聽從せざる者なかるべし、此れ堂堂たる天下に王となる事業なり、之に反して蜀を伐つの非なる事を申さん、今彼の蜀と申す國は西方僻遠の國にして、戎狄野蠻の長たる者なり、左樣な未開の僻地なれば、我が秦に於て兵士を疲らし衆民を勞らして戰ふ共、格別名譽を成す迄も無し、縱ひ戰捷ちて其の土地を得るとも、格別利益と爲す迄も無し、甚だ拙き事なり、臣張儀は嘗て承はりし格言あり、名譽を爭ふからには全國萬民の仰ぎ見る所の堂堂たる朝廷の上に於てすべく、利益を爭ふからには貨物輻湊の市場に於てすべしと、只今彼の三川や周の王室は天下の中の市場朝廷と同じく、即ち天下の名譽利益を爭ふべき場所柄なり、而かも王は此の如き檜舞臺に於て名利を競爭し給はず、反りて蜀の如き僻遠なる戎狄に於て競爭し給はんとす、此れにては天下の王と爲る事業と距離のあること非常に遠し、到底王業などとは仲仲の事にて、思ひ寄らぬことゝ申すべしと、

【解義】〔下兵三川〕韓の地、河洛伊の三川あり、故に以て地名とす、上流より發して下流に赴く故に下と曰ふ、〔轘轅〕山の名、孔穎達曰く、在二緱氏縣東南三十里一、道路險阨、自レ古爲二控守處一と、〔緱氏〕山の名、因つて地名とす、河南偃師縣にあり、〔屯留之道〕屯留は地名、上黨に屬す、今の潞安府屬縣、〔魏絕南陽〕南陽は既に見ゆ、〔楚臨南鄭〕地の名即ち今の河南新鄭也、正義曰、絕二南陽一、是當二屯留之道一、斷二韓上黨之路一也、臨二南鄭一、是塞二轘轅之口一、斷二韓南陽之兵一也と、〔新城宜陽〕括地志に、洛州伊闕縣、本漢新城縣、在二州南七十里一、隋文帝改二新城一爲二伊闕一、取二伊闕山一爲レ名とあり、亦以て其の險要の地たるを知るべし、宜陽は既に見ゆ、〔以臨二周之郊〕韓周の地相接す、秦の韓を伐つは其志、周を圖るに在り、故に以臨と曰ふ、二周は即ち西周東周、既に周策に見ゆ、〔以誅周主之罪〕誅は責也、正解に周主を周王に作りて曰く、坊本に周主を周主に作ると、然れども周王に作るときは、下文の「挾天子」と矛盾相容れず、今高本に依りて訂す、鈴木汪曰く、誅二周主之罪一、將下逐二二周(西周東周)君一而代上レ之也、下文挾二天子一以令二天下一、是也、此段本言下既得二三川一之後乃可上レ行二此事一也、以見下得二三川一之利大上也と、〔侵楚魏之地〕藤澤南岳曰く、此五字衍と、今按するに

秦惠王」正解に史記を引きて曰く、苴蜀相攻、各來告急於秦、秦惠王欲發兵伐蜀、以爲道險狹難至、而韓又來侵秦、欲先伐韓後伐蜀、恐不利、欲先攻蜀、恐韓襲秦之敝、猶豫未能決、司馬錯與張儀爭論於惠王之前と、

對曰、親魏善楚、下兵三川、塞轘轅緱氏之口、當屯留之道、魏絶南陽、楚臨南鄭、秦攻新城宜陽、以臨二周之郊、誅周主之罪、侵楚魏之地、周自知不救、九鼎寶器必出、據九鼎、按圖籍、挾天子、以令天下、天下莫敢不聽、此王業也、今夫蜀、西僻之國而戎狄之長也、敝兵勞衆、不足以成名、得其地、不足以爲利、臣聞爭名者於朝、爭利者於市、今三川周室、天下之市朝也、而王不爭焉、顧爭於戎狄、去王業遠矣、

【大意】 張儀の說を敍す、先づ韓を伐つ利を說き、次に蜀を伐つ非計を說く、王業の二字を主腦とす、

【通釋】 是に於て張儀對へて申すには、先づ韓を伐つ利益から議論致さんに、我が秦に於て魏と親密にし、楚と仲を善くし、此の兩國と聯合し、兵を三川地方に下し、轘轅や緱氏と申す要害の口を塞ぎ止め、屯留と申す險しき山道に當りて敵兵を擊ち、魏の兵は南陽方面を絶ち切り、楚の師は南鄭の地に臨み、我が秦の軍は新城や宜陽の地を攻め、右の如く包圍攻擊を加へて、東西兩周の郊外に臨み、周の天王の不都合なる罪を責むる時は、周は迚も救ふとの出來得ざるを自覺して降參を申し出で、彼の天子の印たる九鼎及び歷朝傳來の寶器は必ず周の王室より出でて秦に獻上致すべし、然る時は其の九鼎を楯に取りて利用し、地圖戶籍を取調べて、周の天子を抱き込みて天

犀首と稱す、史記に傳あり、〔請謁事情〕謁は告なり、〔中國無事於秦〕事は論語に季氏將有事於顓臾の事と同じ、戰を謂ふ、左傳に國之大事、在祀與戎と云へり、戎は卽ち戰なり、古へは宗廟の祭祀と戰爭とを以て最も國の大事と爲せり、故に此の二者を單に稱して事と曰へり、〔秦且燒焫獲君之國〕且は將と通ず、焫は如劣切、音ゼツ、爇と同じ、燒なり、舊本に焫に作りて、一畫を多くするは非なり、鈴木汪曰く、戎以山林爲居、以禽獸爲糧、故秦燒其山林、焫其郊原、以攻之也と、〔中國爲有事於秦〕正解に依れば爲は若なり、呂子に、爲我死、王則封汝とあり、是れ其の證なり、今按ずるに、爲の字は字の如く讀むも亦可なり、上文の「中國無事」には爲の字なし、而して此の句爲の字あるものは、「中國果爲有事於秦」の意味にて公孫衍の意、本と彼れにあらずして此れに在ればなり、〔輕使重幣〕輕使は疾行せる使者、卽ち急使なり、〔五國代秦〕五國は楚齊趙韓魏なり、事は趙策の惠文王篇に詳らかなり、〔李帛之下〕李帛は秦の邑、又李伯に作る、程恩澤曰く、後漢書西羌傳亦云、義渠敗秦師於李伯、注云、李伯地名、未詳と、

○司馬錯與張儀爭論於秦惠王前、司馬錯欲伐蜀、張儀曰、不如伐韓、王曰、請聞其說、

【大意】司馬錯、張儀の二人、蜀韓を伐つの利害を論じ、秦は竟に錯の說を用ひて蜀を伐ち、益〻富强なりしことを記せり、而して此節先づ綱要を敍す、張儀の論は名を取るを主とし、司馬錯の說は實を取るを主とす、虛名を舍て實利を取りたるは、是れ秦の興りし所以なり、俞桐川曰く、儀欲攻腹、錯欲據邊、是對手棊攻腹者橫、據邊者穩と、

【通釋】苴蜀相攻め、兩國共に援兵を秦に乞ひ、又韓國來りて秦を侵せし時、秦の謀臣司馬錯、張儀と秦の惠王の前に於て爭論をなせり、司馬錯は先づ蜀の國を伐たんと欲し、張儀は先づ韓の國を伐たんと欲す、兩人共に其の說を主張せしかば、秦の惠王は問はれて申すに、何れも各〻見込みあることならんが、請ふ其の理由を聞かんと、

【解義】〔司馬錯〕司馬は氏、錯は名、秦の臣、〔爭論於

人、遺義渠君、義渠君致羣臣而謀曰、此乃公孫衍之所謂也、因起兵襲秦、大敗秦人於李帛之下、

【大意】公孫衍が義渠の君に說いて、秦國の甘言厚賂に欺かるゝ無く、反りて彼れの厚遇を與ふるほど益、其の乘ずべき釁隙あるを以て敎へたることを記せり、

【通釋】義渠と申す野蠻國の君ありて、魏の國に行きたる處、魏の策士公孫衍は義渠の君に注意して申しけるは、貴國は我が魏國と相隔りて道路遠ければ、臣衍二度と御尋ね仕り難し、因りて或る事情を申し上げんと、義渠の君申しけるは、何卒之を拜聽致したしと、公孫衍對へて申すに、中國筋の諸侯即ち魏を始め其他の國が秦國に向つて戰爭致さゞるときは、秦は後顧の憂なきが故に、將に燒燬とて放火侵掠して君の御國即ち義渠を攻め取らんとす、亦中國の諸侯が果して秦國に向つて開戰するときは、秦は是非に貴國の援を假らんとて、將に輕捷な使者を發遣し、重き進物を捧げて、君の御國に事へて其の歡心を取ることを務むるなるべし、されば其の際に臨みて君に十分利益を見逃さざるやうに御注意を請ひたしと、義渠の君承知して申すに、謹んで先生の御命令を聞けり、委細承知仕りたりと、居りて幾何の日も立たざる內に、五國の聯合軍共に秦國を伐ちたり、其の時陳軫、秦に居りしが、秦王に申すらく、義渠の君は蠻夷の中の賢き君長なり、秦より之に賄賂を贈りて、彼れが心を撫安して我が味方と爲すが上策なりと、秦王申すに、至極の事なりと、因りて使者に文繡千匹と美女百人とを以て義渠の君に贈遣せしめたり、義渠の君は羣臣を召し寄せて評議して申しけるに、此の贈り物が是れこそ豫て前日魏の公孫衍が自分に向うて忠告せし事柄にて、必ず諸侯の兵が秦を攻めたるに相違なかるべしと、因りて此の機會を逸すべからずとて急に兵を起し秦を攻め、大いに秦兵を李帛と申す處の附近に敗りたり、

【解義】〔義渠〕西方の戎狄なり、鮑注に、北地郡有義渠道と云へり、〔公孫衍〕魏の臣、當時の辯士、一に

答、非實話、特蹶起之楚與否一言、使解人言下釋然耳、秦王意喩、易辭拒儀、或疑、後半重出而異文者、非也と、今按ずるに、此の段秦王又陳軫の言を誦して張儀に告ぐ、文氣豐厚、古文の腴處と知るべし、周秦文往往此例あり、

【通釋】陳軫既に秦王に辯解して王の前を退き出でたり、引き違へて張儀が入りて王に見え、問ひて申すに、彼の陳軫は畢竟何れへ參られんとすると、秦王の申すに、夫れ陳軫は天下に稀なる辯士なるぞ、拙者の面を熟視て、王様は最早何事をも御承知ならんと云ふやうな素振りにて申すに、私し陳軫に於きては、御察し通り必ず楚に參らんと答へたり、右の如く彼れに先を打たれしが故に二の句が繼げず、拙者は如何樣とも爲すことが出來得ず、そこで拙者は因りて彼に問うて申すに、（以下は前章と大同小異にして、大體既に釋したれば省く、宜しく彼の章に就いて看るべし、）

【解義】「熟視寡人」高梅亭曰く、熟視則知其已悉己情、故無奈何と、「軫必之楚」浦二田此の文を評して曰く、一意也、陳軫自解、楚王代述、竟分兩種境界、玩此可悉文心之變と、又曰く、略本其意、而變化其詞、妙人妙文復設一喩（僕妾、出婦の喩）、與前（兩妻の喩）相映相配、極有章法と、「不出里巷而取者」前章には售に作る、取の下宜しく見の字を加へて看て、「取らるゝ」と讀むべし、

○義渠君之魏、公孫衍謂義渠君曰、道遠、臣不得復過矣、請謁事情、義渠君曰、願聞之、對曰、中國無事於秦、則秦且燒焫獲君之國、中國爲有事於秦、則秦且輕使重幣而事君之國、義渠君曰、謹聞令、居無幾何、五國伐秦、陳軫謂秦王曰、義渠君蠻夷之賢君、王不如賂之以撫其心、秦王曰、善、因以文繡千匹、好女百

の機密を漏らしたるか否かを明し申さんと存ずるなりと申されたり、

【解義】〔人誂其長者〕誂は「そゝのかす」と訓ず、微言を以て心を動かすこと、〔長者詈之〕詈は罵詈也、〔欲其爲我詈人也〕鮑本に我の字なし、今高本に依りて補ふ、〔昭陽〕楚の相、已に周策に見えたり、〔明臣之楚與不〕不は否と通ず、安井仲平曰く、之は適なり、心の楚に適くを謂ふ、東周策に秦以趙攻、與之齊伐趙其實同理とある、之の字も亦此と同じと、

軫出、張儀入問王曰、陳軫果安之、王曰、夫軫天下之辨士也、熟視寡人曰、軫必之楚、寡人遂無奈何也、寡人因問曰、子必之楚也、則儀之言果信矣、軫曰、非獨儀之言也、行道之人皆知之、昔者子胥忠其君、天下皆欲以爲臣、孝己愛其親、天下皆欲以爲子、故賣僕妾不出里巷而取者、良僕妾也、出婦嫁於鄉里者、善婦也、臣不忠於王、楚何以爲臣乎、軫爲忠尙見棄、軫不之楚而何之乎、王以爲然、遂善待之、

【大意】此の一段、秦王が陳軫に代りて張儀に辯解せることを記せり、○但し文中、「子必之楚也」以下、大抵前章と相同じ、或は疑がうて前章の錯簡なり、宜しく末尾の「王以爲然、遂善待之」の句を本章上段の次に移し、「軫出張儀入問」より「不之楚而何之乎」までを前章の末に移すべしと、然れども同一事の稍辭を異にして再出せるは、國策の中往往あり、西周策に司馬翦左倘の周太子を立てんと謀りたる事と、司馬錯左成の之を謀りたる事とを竝び載するが如き、即ち其の例なり、蓋し著書の者、所聞の駁異なるを以て然るなり、浦二田曰く、儀以輸楚誑軫、軫之楚之

將不與臣從事矣、以此明臣之
楚與不、

【大意】一の譬喩を設けて、己れが若し秦に不忠ならば楚も亦之を用ひざるべきを言ひ、全く楚に國情を輸せりと云へるは張儀の讒口なることを辯じたり、浦二田曰く、諸譙相間、令人頤解、令人心釋と、

【通釋】昔し楚の人に一人にして兩妻を持てる者あり、或る人私かに其の年長の妻を挑みて情を通ぜんとしたるが、年長の妻は其の不都合なるを咎め、散散に惡口を突きたり、又其の年少の妻を挑みたる處、年少の妻は之を許諾したり、然るに其の內間も無くして兩人の妻を有てる者死したり、或る客がありて前きに兩妻を挑みたる人に尋ね申すに、さて今度兩妻共に其夫に死なれたれば何れ外へ嫁するならん、貴樣は豫て彼れを慕ひ居たるが、愈汝が娶る時は、兩妻の內にて年長者を取らんか、抑も年少者を取らんかと、挑みたる人直ちに答へて申すに、予は年長の方を取らんと、客怪みて問うて申すに、それは意外なり、彼の年長の方は豫て貴樣が挑みたる時貴樣を惡口申して恥辱を與へたり、之に反して年少の方は汝に好意的返辭を與へて靡きたり、然るに貴樣は何せに惡口を突きし年長者を娶らんとするかと申したる處、答へて申すに、其れは自分の立ち場によりて見やうが同一ならず、前廉彼の亭主の手許に居たるときは、自分の考へは彼の女が自分の望みを承諾して靡かんことを欲したり、然しながら今正しく我が妻と爲るときは、彼の女が夫たるが爲に外の挑める者ありたるときは惡口申して恥辱を與へんことを欲するなり、されば彼の豫て我れを惡口せし年長者を取らんと思へるなりと、右の話の如く、只今楚王は英明の君主なり、而して其の大臣たる昭陽は賢良の臣なり、されば若し臣陳軫が大王の臣下となりて其の位や祿を受けながら、平素不斷に秦國の祕密なる要事を楚に漏らしたことが眞實ならば、臣の秦國に居ながら楚國へ味方を爲すを惡みて、楚の王は必ず臣を楚國に留め置かざるべし、又楚の宰相昭陽も、將に臣陳軫と相仲間となり共同して仕事に取掛らざるべし、以上の事を以て果して臣陳軫が楚國に心を寄せて秦國

國へ行かんと思へるにや、吾れ請ふ其許の爲に馬車を準備せん、就いてはその行く先きを語れよと、陳軫對へて申すやう、下臣陳軫は楚に行きたく存じ候と、秦王之を聞くと成程と思ひ申すには、張儀は其許を以て楚に行くならんと申せり、拙者も又自身に其許が必ず楚に行くべきことを知れり、然し乍ら若し楚に行かずとするときは、將に何國に行かんとするかと、陳軫對へて申すに、斯くなるからは臣は秦國を出づれば必ず是非に楚に赴きて、大王と張儀とが御籌りなされたる通りに順ひまして、臣が眞實楚に行くものか否かを證明仕らん、

【解義】〔常以國情〕國情は國の隱情なり、卽ち國家の機密を云ふ、輸は致なり、〔卽復之楚〕卽は若なり、假定して云へる辭、〔軫安敢之楚也〕軫の楚に行かんとするを咎むる辭、語氣、左傳の莊六年に、齊侯曰、彭生安敢見也と相似たり、〔請爲子約車〕約は纒束なり、約車とは駕車と略ぼ同じ、馬車の用意を命ずること、〔臣出必故之楚〕必は預期なり、故は特なり、態々のこと、〔而明臣之楚與否也〕臣が眞實楚國に之きて事ふる者なるや否やを證明せんとなり、乃ち自分が決して秦に不忠ならざればこそ、楚に仕ふることを得るなれ、若し不忠なるときは、楚が初めより自分を相手にせずとの意を含みて言へるなり、尚下文を見よ、岡井文皮曰く、言明臣以國情輸楚與否也と、

楚人有兩妻者、人誂其長者、長者詈之、誂其少者、少者許之、居無幾何、有兩妻者死、客謂誂者曰、汝取長者乎、少者乎、曰、取長者、客曰、長者詈汝、少者和汝、汝何爲取長者、曰、居彼人之所、則欲其許我也、今爲我妻、則欲其爲我詈人也、今楚王明主也、而昭陽賢相也、軫爲人臣、而常以國情輸楚王、王必不留臣、昭陽

途なり、增韻に直曰レ街、曲曰レ巷と見えたり、「嫁郷曲」曲は里の一曲なり、後世亦韋曲、杜曲等の稱あり、乃ち我が現今の字の類、

○陳軫去レ楚之レ秦、張儀謂二秦王一曰、陳軫爲二王臣一、常以二國情一輸レ楚、儀不レ能二與從一レ事、願王逐レ之、卽復之レ楚、願王殺レ之、王曰、軫安敢之レ楚也、王召二陳軫一告レ之曰、吾能聽二子一、子欲二何之一、請爲レ子約レ車、對曰、臣願レ之レ楚、王曰、儀以レ子爲レ之レ楚、吾又自知二子之一レ楚、子非レ楚且安二之一也、軫曰、臣出必故之レ楚、以順二王與一レ儀之策一、而明二臣之楚與否一也、

【大意】陳軫自ら秦王に對して其の秦を去りて楚に往くべき理由を陳辯して、張儀が讒言を破りたることを記せり、而して此の一段張儀が讒言を以て陳軫の楚に往かんとすることを蹴起したるなり、「臣願之楚」の一語尤も妙、

【通釋】陳軫初め楚國に居りしが、楚を立ち去りて秦國に來れり、張儀は陳軫の才能を妬みて秦王に申して云へらく、彼の陳軫は秦に仕へ大王の臣となりて居ながら、平常秦國の祕密を楚國に漏らし告げり、私し張儀は左樣な不忠なる臣と相竝びて大王に事ふること能はず、願くは大王には速かに彼れを放逐し給へ、若し彼が再び楚國に往くやうなれば、彼は機密を承知して居れば秦國の御爲に宜しからず、願はくは大王には速かに彼れを殺し、以て國家の禍根を絕ち給ふべしと、秦王是に於て稍張儀の言に動かされて申すに、實に不都合な事なり、彼の陳軫安くにか申し分ありて、憚りも無く楚に往くなどと申すにや、いざ自分に一應之を詮議しくれんと、因りて秦王は陳軫を殿中へ召し告げて申すやう、吾れは能く其許の言を聽きて遣はさん、全體其許は秦を去りて何れの

は信實詐りなき話なるか、又は虚言なるかと、陳軫、王に對へて申すやう、如何樣、信實の話に候、臣は楚に往かんと欲するなりと、秦王嘆息して申すに、成程、左樣致すと張儀が申せし話は案の定實なりと、陳軫申すに、どうして、臣が楚に往かんと欲する事は獨り張儀一人のみが知れる計りで無く、假りにも道路を往來する人人卽ち全く緣故の無き純然たる他人すらも皆之を承知致し居れり、其の譯如何と申さんに、昔し孝己と申す孝子は其の親を愛せしかば、天下の親たるものは皆此の如き孝子を以て自分の子と致さんと思ひ、伍子胥と申す人は其の君に忠義を竭せしかば、天下の君たるものは皆此の如き忠臣を以て自分の臣と致さんと思ひたり、又只今譬へを取りて申さば、奉公人たる下僕や女中を賣りますにも、同じ村里の内にて奉公口がありて售れるものは善良な下僕女中なればなり、離緣されたる妻女が同じ部落の内に嫁くものは、善良な妻女なればなり、若し平素より惡しき下僕女中や妻女にてあらんには、何人も召使ひ若くは結婚するもの無かるべし、其れと同理にて、若し私しが秦の君に不忠ならんには、楚も亦何ぞ私しを以て楚に忠なる者と爲して其の臣に致すべきや、乃ち私しが秦に忠なるが故にこそ、楚も亦私しを臣として使はんとするなり、私しに於ては秦に於て忠を竭してすら將に見棄てられんとすれば、楚に往かずして何國に依りて往くべきや、楚に往くより外に致方なきなりと申されたる處、秦王申すに、至極尤もなることとなりとて、乃ち陳軫を厚遇して秦に止めたり、

【解義】〔王何不聽乎〕聽は高注に察也とあり、鮑注に猶レ許也とあり、孰れも皆通ず、〔孝己愛其親〕孝己は殷の高宗の賢子、其の母早く死す、繼母の爲に讒せられ、放たれて死せり、尸子に曰く、孝己事レ親、一夜而五起、視ニ衣厚薄、枕之高下一也と云へり、〔子胥忠乎其君〕子胥は伍員、呉王夫差の臣、太宰伯嚭の讒を蒙りて自殺せり、事、史記の伍子胥傳及び十八史略卷之一に詳らかなり、〔賣僕妾〕僕は奴僕なり、妾は婢女なり、古へは支那にては、僕妾の身は皆主人之を賣買する事を得たり、故に甲より乙に轉じて事ふるを賣と曰ふ、〔售乎閭巷〕售は賣なり、閭は里門なり、二十五家を里と爲す、里に門あり、閭と名づく、巷は里の

○張儀又惡陳軫於秦王曰、軫馳秦楚之間、今楚不加善秦、而善軫、然則是軫自爲而不爲國也、且軫欲去秦而之楚、王何不聽乎、王謂陳軫曰、吾聞子欲去秦而之楚、信乎、陳軫曰、然、王曰、儀之言果信也、曰非獨儀知之也、行道之人皆知之也、孝己愛其親、天下欲以爲子、子胥忠乎其君、天下欲以爲臣、賣僕妾售乎閭巷者、良僕妾也、出婦嫁鄕曲者、良婦也、吾不忠於君、楚亦何以軫爲忠乎、忠且見棄、吾不之楚何適乎、秦王曰、善、乃止之、

【大意】 張儀、讒言を以て陳軫を秦王に遠ざけんとせしを、陳軫反りて儀が讒言を信實の事なりと證明し、以て張儀の計の裏をかきたる事を記せるなり、

【通釋】 張儀前きに陳軫を排斥せんとして失敗せしが、又復陳軫を秦王に惡樣に申すやう、陳軫は只今迄秦と楚との二國の間に驅廻はりて、頻りに其の交誼を厚くするやうに見えたれども、只今よりして見るときは、楚國は之が爲に秦國と親善なることを增さずして、而かも陳軫を親善して厚く待遇をなせり、然らば是れ陳軫は自ら己が身の利益のみを謀りて、而かも秦の國の利益を謀らざるなり、誠に外面は秦國の御爲に假託して、內實己れの身勝手のみを營めるものにて、不埒のものなり、且つ其れ計りでなく、陳軫は或る機會を待ち秦國を立ち去りて楚國に往かんと思ひ居れり、左樣な浮き腰の不忠臣を置くとも益なきこと故、大王何せに彼れの楚に往かんとの願を御許しなさらざるやと、秦王之を疑ひて陳軫に語りて申すやう、吾れ聞きしが、其許は我が秦國を立ち去りて、彼の楚國に往きて仕へんと思ひ居れりと、此れ

王は先入の言があれば、此れ全く楚王の爲に離間策を行ふものと思ひ、怒りて張儀の言を信用せざりき、

【解義】〔田辛之〕田は姓、辛之は名、〔陳軫〕陳は姓にて軫は名也、鮑注に皆齊姓とあり、乃ち田氏陳氏共に齊王の姓にて、本と一族なるを云ふ、〔臣恐王之如郭君夫〕語例、張儀傳、見卞莊子之刺虎乎とあると同じ、夫は哉と同じ語の已む辭、又は耶と同じ、論語に唯我與爾有是夫とあるは、唯我與爾有是哉と云ふが如し、秦策に、是以侯王孤寡不穀、是其賤之本非夫とあり、非夫は非耶と云ふが如しと助字辨略に云へり、以て證とすべし、舊本に夫の字を下句に屬せるは非也、郭は虢と同じ、國の名、今の山西解州府平陸縣の東北十五里の太陽廢縣、卽ち其の都の墟也と云ふ、〔晉獻公〕獻公は謚、晉の君なり、伐虢の事、左傳の僖公の二年に見ゆ、〔舟之僑〕郭の賢臣、舟は姓、之は語助、意味なし、僑は名なり、按ずるに姓の下に語助を加へて呼ぶは、論語に孟之反あり、左傳に石之紛如あり、尙其の例甚だ衆し、〔荀息〕荀は姓、息は名、晉の大夫、〔周書有之〕周書は周代の書なり、今の尙書には見えず蓋し逸書ならん、〔美女破舌〕舌は諫臣を指す、乃ち美女の讒口は能く以て諫臣の忠言を破壞して、行はれざらしむべきを言ふ、〔又欲伐虞〕虞は國の名、今の山西解州平陸縣の東北四十五里に古への虞城あり、伐虞の事、亦左傳僖公五年に見ゆ、〔宮之奇〕虞の賢臣、宮は姓之は語助なり、奇は名、〔美男破老〕老は老成の謀臣なり、破は壞なり、乃ち美男の辯口は能く君主の聰明を惑はし、老成人の計謀を破壞せしむべきを云ふ、吳師道曰く、汲家周書、美男破老、美女破舌、武之毀也、注云、所以毀敵也と、〔宮之奇以諫〕一說に以の字衍文なり、宜しく削るべしと、〔今秦自以爲王〕王は王者なり、乃ち秦國は其の富强を自負し、天下の王者を以て居るを謂ふ、蓋し王の字の下に者の字を脫せしならん、下句證すべし、〔能害王者之國者楚也〕正解に者の字を削る、今高本に依りて補ふ、〔橫門君〕秦の將、姓名未詳、〔故驕張儀〕驕は高慢ならしむるを謂ふ、卽ち張儀の氣を高慢ならしめんが爲に、五國と共に事を以て委任し、其の權力を重くし、高慢の氣を煽り揚ぐるを云ふ、〔以五國〕五國は韓魏趙燕齊なり、

致さず候ふ處、獻公の臣に荀息と申す者ありて、その者が申すには、何に構ふことは無い、周代の事を記せる周書と申す書中に、美しき婦人は能く媚を呈し言を艶にして老臣忠士が諫言をする舌を破りて、折角の忠告を散散に攪き亂すものなりと相見えて候ふと申されたり、獻公如何にも其の通りなりと思ひ、乃ち郭の君に女の音樂卽ち女藝人を贈りて、郭君を溺らし惑はして郭國の政事を攪亂せしめたり、舟之僑之を歎きて郭君を諫めたれども、郭君は諫を聽き納れざれば、遂に自ら郭國を暇を乞ひて立ち去れり、此にて秦の妨害物視せる豪傑は居なくなりたれば、因りて郭を伐ち、遂に之を破りて兼ての素志を遂げたり、獻公他日又虞と申す國を伐たんと思ひ立ちしが、宮之奇と申す賢臣が其の國に存立せるを畏れ憚りて決行致さず候ふ處、荀息又申すやう、是れも亦周書に、色の美しき男は能く老成宿臣を破滅するを得べしと申してありと、獻公其の言ひ用ひ、乃ち虞の君に美男を贈遺し、その美男に吹き込みて、宮之奇を惡樣に虞君に言はしめたりしが、宮之奇果して君の行事に就いて諫言をなせども虞君は聽き納れざりしかば、宮之奇は遂に虞を見限り、亡げて他國に去れり、晉は因りて虞を伐ち、遂に虞の土地を取りたり、以上の事が卽ち徵臣が申し上げし郭君の事又虞君の事蹟にて候ふが、徵臣は何卒大王が此の如く他國の廻はし者の爲に惑はされ給はざらん事を願ひ奉るなり、只今秦の御國の君臣達は其の富强を誇り、自身に眞の帝王なりと思はれて居れども、能く帝王の國なる秦を妨げ害ふものは楚國なり、楚は平素より秦の將軍横門君が勝れて巧者に師を爲すと、陳軫が卓越せる智慧とを承知致し居れり、さらば張儀と申す辯士を特別に厚く待遇して其の氣分を驕らし、五箇國の諸侯に大切なる用事を依囑せしめて彼れ個人の重みを付けて、之に抵抗せしめんとせり、就いては彼れ張儀が秦に來らば、先づ是の二人卽ち横門君と陳軫とを惡樣に申し上ぐるならん、然しながら是れ乃ち敵國楚の祕密的離間を以て破滅する計略なれば、願はくは大王には彼の張儀が申す言を御取り揚げ遊ばさゞるやうに願ひたしと、右の如く先づ秦王に注意したれば、張儀果して秦に來りて秦王に申し述べ、因りて其の序らしく粧うて陳軫の事を惡樣に申したれども、秦

にあり、而して記者の是の年に係けし者は、蓋し其功、張儀の此策に因れるを以てなり、〔與魏犀首〕犀首は魏の官にて、武官なり、史記の犀首傳に、犀首者魏陰晉人、名衍、姓公孫氏とあり、

○田辛之爲陳軫說秦惠王曰、臣恐王之如郭君夫、晉獻公欲伐郭、而憚舟之僑存、荀息曰、周書有言、美女破舌、乃遺之女樂、以亂其政、舟之僑諫而不聽、遂去、因而伐郭、遂破之、又欲伐虞、而憚宮之奇存、荀息曰、周書有言、美男破老、乃遺之美男、教之惡宮之奇、宮之奇以諫而不聽、遂亡、因而伐虞、遂取之、今秦自以爲王、能害王者之國者楚也、楚知橫門君之善用兵與陳軫之智、故驕張儀以五國、來必惡是二人、願王勿聽也、張儀果來辭、因言軫、王怒而不聽、

【大意】說客田辛之が秦の臣陳軫の爲に其の仇張儀が之を秦王に讒言するを豫防せし事を記せり、

【通釋】田辛之と云へる策士ありて、陳軫と張儀との二人は互に相惡しき間柄なれば、張儀が秦に來るときは必ず陳軫を秦王に讒言せんことを恐るゝ餘り、張儀の未だ至らざる以前に、豫め陳軫が爲に、秦の惠王に說いて云ひけるには、甚だ唐突なれども微臣に於きましては、大王が昔しの郭國の君の如き御身の上に成り給はんかと氣遣ひに存じ奉るとあり、さて其の仔細如何と申さんに、昔し晉の獻公と申す君が郭と申す國を伐たんと思ひ立ち候ふが、さて郭には舟之僑と申す賢臣が存在せるを畏れ憚りて決行

せんことを恐れ、張儀の計りし如く、果して西河の外の土地を秦國に獻上せしかば、秦は別に兵力を假らずして、坐ながらにして土地を取りたり、

【解義】「楚攻魏」岡井文皮曰く、按年表、魏襄王五年、秦敗我龍賈軍、圍我焦曲沃、予秦少梁河西之地とあり、是れ秦の惠文王八年、周の顯王三十九年なり、明年、秦度河、取汾陰皮氏、圍焦降之、與魏會、應是歲楚威王卒、魏聞楚喪、伐楚陘山、又其明年、秦張儀相公子桑、圍蒲陽降之、魏納上郡と、年表に是歲を以て楚の懷王元年と爲せるなり、是に由りて之を觀れば、此の章、楚の魏を攻めたるは、蓋し陘山の役にして、秦、皮氏を取りたる歲なり、而して「獻西河之外」と云へるは即ち上郡を納れしなりと、「不如與魏勁之」與は助勢すること、勁は强なり、「魏戰勝復聽於秦」復は元の通りになること、乃ち初め秦に指圖を受けたる通り、戰後にも指圖を受くるを謂ふ、乃ち魏、楚と戰ひて、勝つと雖も、兵疲れ力竭くれば、竟に西河を持ち續くること能はずして之を秦に納むべしとなり、下文の「魏兵罷敝、恐畏秦、果獻西河之外」とあるは即ち是れなり、「西河之外」國策地名考に依れば西河に二說あり、一は華州より北、同州に至る、今の陝西に屬す、一は太原汾州にして、今の山西に屬す、蓋し古への西河郡、原と今の陝西山西の地を兼有す、惠王(魏)の初年に在りては、當に龍門以西に據りて言ふべし、惠王の末年に在りては、當に龍門以東に据りて言ふべし、岡井文皮曰く、西河の外は上郡を指して言ふ、少梁河西の地を謂ふにあらず、正義に曰く、括地志云、上郡故城、在綏州上縣東五十里と、按ずるに鄜延綏等の州、北、固陽に至るまで、竝に上郡の地なり、是れ乃ち西河の西にあり、魏は河の東にありて之を納る、故に西河之外と曰ふなりと云へり、「取皮氏卒」皮氏は地の名、もと魏の所有なりしを、當時秦之を取りしなり、文皮曰く、蓋秦用儀言、啗魏以嚮所得皮氏中卒萬人、車百乘、陰勁犀首、令魏與楚戰于陘山なり、「戰勝威王」文皮曰く、陘山の役は威王の死後なれども、策に「勝威王」と云へるは、懷王(威王の子)立てども、父の喪に在るを以て、故に之を威王の世に係けて云へるなり、「魏王罷敝」罷敝は疲弊と同じ、「果獻西河之外」文皮曰く、魏の西河の外を秦に入れたるは、翌年

看るべし、〔爲昆弟國〕昆弟は兄弟なり、〔齊魏有何重〕有は又と通ず、後策に、陳軫曰、又何重ニ孤國一とあり、卽ち此れと同じ、〔殺景鯉更與不如景鯉者〕岡井文皮曰く、案 昭王策云、王逐ニ張儀一而更與ニ不レ如レ儀者一市と、策中に此類多し、蓋し戰國の時、他國の相臣を擧措すること、猶己れの人を用ふるより易きがごとし、今を以て之を考ふれば、殆んど曉るべからざる者ありと、

○楚攻レ魏、張儀謂ニ秦王一曰、不レ如ニ與レ魏以勁一レ之、魏戰勝、復聽ニ於秦一、必入ニ西河之外一、不レ勝、魏不レ能レ守、王必取レ之、王用ニ儀言一、取ニ皮氏卒萬人、車百乘一、以與レ魏、犀首戰ニ勝威王一、魏兵罷敝、恐ニ畏秦一、果獻ニ西河之外一、

〔大意〕秦王、張儀の計を用ひて、弱魏を助け強楚と戰はしめ、魏の戰捷ちて兵疲るゝに乘じ、因りて戰はずして西河の地を取りたる事を記せり、李夢陽曰く、張儀之爲ニ秦計一、可レ爲ニ萬全一、而戰國取レ地之法、多用ニ此術一と、

【通釋】楚の兵、魏を攻めたる時、張儀、秦の爲に計り、秦王に說いて申すに、楚は強く魏は弱く、同日の敵にあらず、就いては大王には弱き魏に御加勢なされ、魏の力を強くして楚と抵抗せしめ給ふに如かず、然るときは魏が戰爭して楚に勝たば、復從前通りに秦の指圖を聽きて、必ず西河の外の土地を秦國へ入れ贈る事とならん、若し魏が楚に負けて勝たずんば、魏の微力にては到底西河を守ること能はざるべし、大王が必ず其の土地を取り給ふやうに立ち至るべし、然れば魏の勝敗に拘らず秦は利益ありと申されたり、是に於て秦王、張儀の言を用ひて、皮氏と申す地の兵卒一萬人と兵車百乘とを取りて魏の將軍犀首に與へて加勢と爲し、楚と戰ひて楚の威王に勝ちたり、されども元來貧弱なる兵を以て強大なる敵と戰ひたることとなれば、戰爭には勝ちながら魏兵は甚だ疲弊せしかば、秦國の強くして、其の機に乘じて來擊

【通釋】 楚王或る時其臣景鯉を使者として秦に往かしめたり、或る人、秦王に謂ひけるには、楚の使者景鯉は楚王の甚だ寵愛せらるゝ者なれば、此の際大王に於て景鯉を秦國に留め置き之を交換的に楚の土地を秦に贈るべく請求し給ふに如かず、若し楚王が此方の請求を聽く時は、秦は兵を用ひ戰爭を爲さずして、而かも坐ながらに土地を手に入るゝ譯なり、又若し楚王が此方の請求を聽かざるときは、彼の景鯉を殺害して、更めて景鯉より劣れる人物を代りに秦に與ふるに如かず、さすれば其の人は必ず別段楚の益に立たざるが故に、秦に取りては便利なる計なりと、秦王其の言を聽き納れて、乃ち景鯉を秦に差し留めて楚に歸るを許さず、景鯉は之を患へて、或る辯士を以て秦王に說かしめて申すやうは、小臣景鯉は、大王の權威天下に輕くして畏れられず、而して御希望なさるゝ土地は御手に入らざることを承知仕りたり、如何となれば、小臣が楚より秦へ使ひに來る時、齊魏の兩國が互に相談して、皆將に己が領土を分割獻上して、秦に事へんと計りつゝあることを承はれり、さて齊魏が斯く致す譯と申すは、秦と楚との兩大國が兄弟分の國となりて、相互に親めるを以て、秦を敵に廻はすの大不利なるを以てなり、然るに只今大王には楚の使者たる小臣を留め給はんか、是れ正しく天下に秦には楚といふ援國の無きことを吹聽し給へる道理なり、さするときは齊魏の兩國に於て、何ぞ孤立無援たる秦を重んじ憚りて、土地を獻上仕らんや、楚國は秦の孤立援なきを知らば、如何に大王が小臣を御留めなされて土地と交換を望み給ふとも、土地を與へずして、而かも外に向ひて交際を諸侯に結び其の助力を求めて、秦國を伐ち滅さんことを圖るべし、其のときは秦の社稷即ち國家は必ず危からん、されば仲仲臣を留めて土地と交換なさるどころにあらず、事によりては王の御國が根本から覆りて亡びるかも知れず、左樣な危險極りなき計を行ひ給はんよりは、寧ろ斷然と臣を釋放して楚に歸らしむるに如かずと、利害を陳べて申さしめたり、秦王如何にも尤もな事と思ひ、乃ち景鯉を釋放したり、

【解義】「使景鯉如秦」如は往也、「留之以市地」市は貿易すること、景鯉を還す交換として土地を楚に求むるを謂ふ、「王之權輕天下」輕の下に於の字を加へて

之を迎へたることを謂ふ、乃ち楚策に「臣賀鯉之與於遇」と云へると、辭を異にして意を同じくせり、乃ち彼れは楚王に向うて其の有益なりしを賀し、此れは景鯉に就いて其の用心の厚きを稱して云へるなり、正解は、善之、謂秦於與鯉遇魏時善待鯉也と云へり、此れ關修齡の說に依りたるが、非なり、〔故齊不合也〕上の楚策に「秦魏之遇也、將以合齊秦而絕齊於楚也、今鯉與於遇、齊無以言魏之合己於秦而攻於楚也、齊又畏楚之有陰於秦魏也、必重楚」と云へるもの、以て參考とすべし、〔而德周秦〕正解は「周秦」を周最に作るべしと云へども非なり、今按ずるに周の字衍文なり、乃ち秦國を德として感謝したるを云へるなり、

○楚王使景鯉如秦、客謂秦王曰、景鯉楚王所甚愛、王不如留之以市地、楚王聽、則不用兵而得地、楚王不聽、則殺景鯉、更與不如景鯉者、是便計也、秦王乃留景鯉、景鯉使人說秦王曰、臣見王之權輕天下、而地不可得也、臣之來使也、聞齊魏皆且割地以事秦、所以然者、以秦與楚爲昆弟國、今大王留臣、是示天下無楚也、齊魏有何重於孤國也、楚知秦之孤、不與地、而外結交諸侯以圖、則社稷必危、不如出臣、秦王乃出之、

【大意】　秦、景鯉を留め、地を楚に求めんとしたる時、景鯉辯士をして秦に、此れ反りて天下に楚と交を絕ちて孤立なるを示すものにして、甚しき愚計なることを說かしめ、以て其の災厄を脫せし事を記せり、

て秦に合はんと勸めたる策を疑ひ、進んで秦國と連合せず、以て楚と從來の交誼を持續して全くしたるなり、されば景鯉が此度の會合に預りたる事は、魏國が陰謀を挫きたる上に功績こそあれ、決して罪すべきことは毫もあらずと申されたり、楚王其の說を聞きて、如何にも尤もなりと思ひ、因りて景鯉を罪に行はずして、秦國が己れに深切を盡しくれたるを恩德あるものとして難有く感じたり、

【解義】〔景鯉〕既に周策に見えたり、〔楚怒〕楚時に方に齊と睦し、故に景鯉の秦魏二王に會合したるを以て、齊に疑はれ因りて其の國交を破らんとを恐れ、之を怒れるなり、楚策に此の事を詳記して曰く、齊楚之交善、秦與レ魏遇且三以善レ齊而絕二齊于レ楚、（齊を孤立にせんとしたるなり）楚王使二景鯉之レ秦、鯉與二於秦魏之遇一、楚王怒二景鯉一、恐下齊以二楚遇一爲上レ有レ陰（密約）レ於二秦魏一也、且レ罪二景鯉一、爲請二楚王一曰、臣賀二鯉之與一レ於レ遇也、秦魏之遇也、將下以合二齊秦一而絕中齊於上レ楚也、今鯉與レ於レ遇、齊無下以言中魏之合二己於一レ秦而攻上レ於レ楚也、齊又畏二楚之有一レ陰レ於二秦魏一也、必重レ楚、故鯉之與レ於レ遇、王之大資也、今鯉不レ與レ於レ遇、魏之絕二齊於一レ楚、信明矣、齊信レ之、必輕レ王、故王不レ如下無レ罪二景鯉一以視中齊於上レ有レ秦、魏齊必重レ楚、而疑二秦魏於一レ齊、王曰諾、因不レ罪而益二其列一と、今按ずるに、楚策の言、此章と互に參照して、其の情狀を推解すべし、〔魏請無與楚遇而合於秦〕楚策に據れば、「無二與レ楚遇一」の請は、其の實は魏より出でたるにあらずして、秦より魏王を味方に引き入れて齊と善くし、齊楚の交を破らんが爲になしたるなり、然るに今本文の如く云へるは、罪を魏に嫁して秦自らは責を逃れたるなり、正解に「合レ於レ秦」を合レ於レ齊に作るべしと云へり、今按ずるに、宜しく楚策に依りて、合レ於二齊秦一に作るべし、然らざれば下文の「故齊不レ合也」の句甚だ唐突にして、接せざるに似たり、〔是以鯉與之遇也〕之とは魏を指す、乃ち故らに魏と遇ひ、以て齊をして疑はしめたるなり、卽ち上の解に引ける楚策に云へる「今鯉與レ於レ遇、齊無下以言中魏之合二己於一レ秦而攻上レ於レ楚也」あるは是なり、〔敝邑之於與遇善之〕與は預と同じ、「與レ遇」とは、乃ち楚策に云へる「鯉與レ於二秦魏之遇一」とあると同義なり、善之とは、流石に景鯉なりと褒揚し、厚意を以て

と、〔以魏地德寡人〕德は恩德なり、卽ち恩惠を施すこと、〔秦之楚者多資矣〕之は於の字と意義略同じ、大學に之其所親愛而辟焉とあるを、朱注に之猶於也とあり、助字辨略に曰く、案之得爲於者、詩國風、于以采蘩、箋謂、于以猶往以、然則之有往義、故轉訓爲於也と、資は助なり、乃ち秦が楚より資助を獲ること多きを謂ふ、高注は之は至也、資財幣也とありて、關修齡は謝楚之德也と釋したれども、此處は秦王より楚王に告ぐる辭として云へる者なれば非なり、〔揚言〕宣言と云ふが如し、〔恐效上洛〕效は致なり、

○楚使者景鯉在秦、從秦王與魏王遇於境、楚怒、秦令周最謂楚王曰、魏請無與楚遇而合於秦、是以鯉與之遇也、敝邑之於與遇善之、故齊不合也、楚王因不罪景鯉而德周秦、

【大意】　齊楚交際の親しかりし時、楚の使者景鯉、秦國に在りて、秦魏の王が會合せる席に陪從せしを以て、楚王は齊が楚に對して何等か陰謀あらんかと疑はんことを恐れ、景鯉を罪せんとしたるを、秦は周最をして景鯉が爲に辯解せしめたる事を記せり、

【通釋】　楚國の使者景鯉と云へる人、秦國に在りし時、秦王に隨從して魏王と國境に於て出遇ひたり、楚の王は、景鯉が擅に他國の王の會合に列りて、爲に同盟國たる齊王より楚と秦魏との間に何等か祕密約束でも有らんかと疑はれんことを恐れて、景鯉の所爲を怒りたり、秦は景鯉が爲に周最をして楚王に說かしめて申すやうは、全體今度の會合は、魏の國より、楚王と出遇ひて親むこと無く、卽ち楚を捨てゝ專ら秦と連合致したしと請ひ出でたり、さるに因りて景鯉は故らに秦王に從ひて魏王と出遇ひたるなり、敝國の秦に於きては、景鯉が此度の會合に預りしを深く尤も至極なりとして歡迎致したり、されぱこそ齊國にては此の狀態を見て、此れは必ず秦楚の間には斷つべからざる關係あるが故に斯くの如く其の使者を善遇したるなりと思ひて、魏が齊に向うて楚を棄て

效上洛於秦、

【大意】 戰挫の後、魏が約に背きて地を秦に與へざりしを、秦は管淺の計を以て、地を魏より取りたることを記せり、

【通釋】 楚魏の兩國、陘山に戰ひたる時、魏は秦が楚の援國たるを患へ、秦に上洛の地を分割する事を條件として、秦を楚より分離絶交せしめたり、既にして魏が戰爭して楚に勝ちて、楚の兵を南陽即ち陘山の所在地に於て敗りたり、是に於て秦は約束に基き賄賂即ち上洛の地の分割を魏に請求したり、魏は違約して之を與へず、此の時管淺と申す策士、秦王に說いて申しけるに、此れには一策御座候、大王は何せに楚の王に御申し遣はしになりて仰せ給はざるや、彼の魏王は兼て拙者に土地を分割すべしと約束したり、然るに今戰爭が勝ちしが、魏王は寡人に背きて約束を履行致さず、誠に不都合極れり、就いては大王何せに寡人と一應御出遇ひ下されざるか、若し大王に於て寡人と御遇ひ下さらば、彼の魏は之を見聞致して秦楚兩國の連合せんことを畏れ、早く秦の歡心を取り、味方を失はぬやうに爲すべしとて、秦に約束致したる土地を與へますことは必定ならん、左樣なるときは是れ魏は一方楚に勝ちたれども、亦一方に土地を秦に失ひて勝利の效益は少きなり、さすれば是れ大王は魏の土地を以て寡人に御惠み下さることにて、秦が楚に對しましては御助けを受くること多く、誠に難有き仕合せと存ずるなり、又魏が戰ひに勝つどころでは無くて弱からんか、若し土地を出して秦に與へざる時は、大王は魏の南部を御攻め下され、寡人は魏の西方を絶ち切りて彼れを孤立無援の地に陷るべし、然るときは魏は必ず危からんと、右の如く楚王に仰せらるべしと申されたり、秦王曰く、至極なりと、乃ち管淺が是の言を以て其の通り楚王に告げたるに楚王は果して秦に同情して、近日に秦王と出遇はんと言ひ觸らしたり、魏王は之を聞き恐縮して、兼て約束せし上洛の土地を秦國に讓り渡す事となりたり、

【解義】 〔陘山〕魏の地の名、南陽に在り、〔上洛〕魏の地の名、今陝西商州に上洛の廢縣あり、〔南陽〕即ち陘山の在る處、應劭曰く、河內殷國也、周名レ之爲二南陽一、杜預曰く、在二晉山南河北一、故曰二南陽一、又曰、今河內地

士の號と見えたり、〔蘇秦欺寡人〕欺は鮑注に依れば詐なり、虛聲を以て之を恐喝することなり、正解には、欺與楚懷王策是欺儀也之欺同、蔑也と云へり、今後說を取れり、〔猶連雞之不能俱止於棲〕連は繩にて繫ぐこと（鮑注）、又連は列なり（關注）の兩說あり、棲は雞の宿止する處、「ねぐら」と訓ず、雞は善く鬪ふ、故に俱に一棲に止まる能はざるなり、〔武安子起〕卽ち武安君白起の事なり、白起の傳は史記に在り、又一說に白起は惠文王の子なる昭襄王の世に著はれたる人にて、張儀の後にあれば、此の武安子とは別人也とも云へり、〔往喻意焉〕喻は諭と同じ、告なり、諸侯に告ぐるに「不可一」の意を以てするを謂ふ、〔夫攻城墮邑〕城邑を敗るを墮と曰ふ、〔善我國家〕吳師道曰く、能美善我國家と、〔客卿張儀〕張儀は魏の人、蘇秦と同じく鬼谷先生に師事して學友たり、其の傳、史記にあり、就いて看るべし、客卿は官の名なり、橫田惟孝曰く、秦有客卿之官、以待自諸侯來者、其位爲卿、而以客禮待之也、見通鑑注と、今按ずるに、史記蘇秦傳にも、蘇秦亡燕走齊、齊宣王以爲客卿の文あり、蓋し戰國の世、秦獨り之あるにあらざるなり、

○楚魏戰於陘山、秦許魏以上洛、以絕秦於楚、魏戰勝楚、敗於南陽、秦責賂於魏、魏不與、管淺謂秦王曰、王何不謂楚王曰、魏許寡人以地、今戰勝魏王背寡人也、王何不與寡人遇、魏畏秦楚之合、必與秦地矣、是魏勝楚而亡地於秦也、是王以魏地德寡人、秦之楚者多資矣、魏弱、若不出地、則王攻其南、寡人絕其西、魏必危、秦王曰、善、以是告楚、楚王揚言與秦遇、魏王聞之恐、

於て之を破らんが爲に張儀を用ひたる所以を記せるなり、按ずるに史記の張儀傳に、張儀の秦に入りたるは、蘇秦の用ひて秦兵を抑止せんが爲なるを記し、且つ張儀の言を載せて、蘇君之時、儀何敢言とあれば、寒泉子の儀を薦めて惠王の儀を用ひたるは、蘇秦が成功せし少しく後に在りたるものと承知すべし、

【通釋】(言) 蘇秦既に六國を合縦して秦國に當りたれば、函谷關は爲に往來の通ぜざるに至りたるが、秦の惠王、或る時に寒泉子と申す策士に相談して申しけるは、さても惡きかな、蘇秦は拙者を輕蔑し、彼れ一人の智辯を以て、山東に在る諸國の君主の秦國に親み服しけるを打獲して、相互に合縦をなして我が秦國を侮辱致さんと企てたり、同じく諸國の中にても趙國は固より自國の強盛なるを恃みて、天下に功名を爲さんとの野心を抱くが故に、眞先に蘇秦をして幣帛の進物を以て諸侯の國國に派遣して合縦を約定せしめたり、然しながら各諸侯は亦それ〳〵に己が勝手な野心があれば、如何になすともそれを打ちて一團と爲すべからざることは、譬へば猶連り並べる多くの鬪雞が倶に一の棲に止りて居ることが出來得ざると同じ、其の不可能たるや亦明白なり、されば此れは合縦の事を左程に深く畏るゝに足らざるも、何分彼の眇たる一辯士の蘇秦ふぜいに欺蔑されたるかと思へば、拙者は忿然と怒りを心に持ちてゐることは久しきことなり、就いては自分は我が國の名將軍武安君白起をして、諸侯の國に往きて自分が考へを說き諭して、速かに元の如く秦國に親しみ服せんことを勸告せしめんと欲するが、全體如何なるものであらうかと、寒泉子之を諫めて申すやう、其れは宜しからず、人には各〻長所の有るものにて候、夫れ兵を引き連れて敵城を攻め敵邑を墮して占取することは、流石は名將軍武安君の長所にて候、請ふ彼れをして之れが任務に當らしめ給へかし、然しながら我が秦の國家を最善の方法を以て甘く取繕ひ、諸侯の國に使者となりて外交上の事に當らしむるは、只今客卿の官たる張儀が適任にて候と申されたり、秦の惠王之を聞きて申すに、如何にも至極の事なり、拙者敬んで子の教命を受けて其許の言はるゝが如く致さんと、

【解義】「寒泉子」名未だ詳かならず、鮑注に秦の處

洛陽は蘇秦の故鄕なり、〔淸宮除道〕宮は家なり、古へは上下共に住家を宮と稱す、除は塵を掃ふなり、〔郊迎三十里〕敬意を表すると共に、早く蘇秦と語らんと欲してなり、前の「父母不與言」と相反す、〔妻側目云云〕前の「妻不下紝」と相反す、〔嫂蛇行匍伏〕蛇行は敢て直行せずして紆曲して行くこと、匍伏は地に伏するなり、〔四拜自跪而謝〕拜は起立して首を垂れて敬禮をなすなり、跪は膝を地に付けて禮を爲すこと、鮑注に既拜復膝地とあり、四拜とは四度拜することなり、鈴木汪曰く、按儀禮、凡婦人見男子、先一拜、男子拜、又一拜、謂之俠拜、則四拜猶男子再拜と、地は堂上の磚を敷きたる處、此の二句、前の「嫂不爲炊」と相反す、〔前倨而後卑〕倨は「おごる」と訓ず、傲慢不遜なること、〔以季子之位尊〕季子は嫂より夫の弟を呼びて云へる通稱なり、我が邦の小舅殿と云ふが如し、一說にに季子を以て蘇秦の字と爲せり、〔蓋可以忽乎哉〕蓋は盍と通じ、何と同じ、陸深曰、末數句乃一篇結構、則戰國之習俗、蘇秦之人品、居然可見矣と、穆文熙曰く、方惠王之時、秦方始盛、未有併呑之志、而蘇秦卽以此說、宜矣其說之不行也、厥後張儀知秦志在於和、故爲之連衡國、范睢知秦厭內亂、故爲之驅逐四貴、凡以中其欲耳、比蘇秦之揣摩成、而六國厭苦秦兵者、卽響然爲之合從矣と、

○秦惠王謂寒泉子曰、蘇秦欺寡人、欲以一人之智、反覆東山之君、從以欺秦、趙固負其衆、故先使蘇秦以幣帛約乎諸侯、諸侯不可一、猶連雞之不能俱止於棲、亦明矣、寡人忿然含怒日久、吾欲使武安子起往喩意焉、寒泉子曰、不可、夫攻城墮邑、請使武安子、善我國家使諸侯、請使客卿張儀、秦惠王曰、敬受命、

【大意】蘇秦の合縱を約し秦を擯斥せし後、秦國に

嫂何前倨而後卑也、嫂曰、以季子之位尊而多金、蘇秦曰、嗟乎貧窮則父母不子、富貴則親戚畏懼、人生世上、勢位富厚、蓋可以忽乎哉、

【大意】　又紀事に入りて、蘇秦が得意の情況を寫し、末文、感慨の語を以て結べり、浦二田曰く、此段敍二往說レ楚以終二諸侯一、富貴歸二故鄕一、光寵之至と、又曰く、以二世態炎涼一作二文勢之抑揚一、敍事議論相間而行、儲同人云、一部史記縱橫變化、由レ此而開と、

【通釋】　蘇秦それより兼ての宿圖を遂げんが爲に楚王に往きて說かんとして、途中故鄕の洛陽を經過したり、其の時蘇秦の家族は往年秦國より失意にて歸りし日とは全く打つて變りたる態度なりき、先づ父母兩親は我が子蘇秦の出世して歸ると聞き、家屋を淸め道路を掃除し、音樂を囃し立て、飮み物を用意し、態々郊外三十里計りに出迎へたり、既に家に歸れば、蘇秦が妻は恐れ入りて、蘇秦に對して目を橫向けにして敢て正面に視得ず、蘇秦が言葉を聽くに耳を傾けて聽きて、敢て正當に聽き得ず、嫂は蛇が行くが如く紆り行き地上に兩手を突き乍ら俯向きて又四度拜し、自ら跪き畏りて前度の失禮を謝したり、蘇秦も餘りの事に驚き怪み、之に問うて曰く、嫂殿には何ぜに前度には傲慢に構へながら今度は左樣に卑下し給ふや、矛盾の至りに候はずやと、そこで嫂は自白して申すに、如何樣、小舅殿が位は尊くして金は澤山持ち給へるを以てなりと、蘇秦是に於て嘆息して申しけるに、さてもさても人間と申すものは淺間敷きものなり、假りにも貧窮なるときは、他人は愚か、現に生みの父母までが自分の子として取り扱はず、前日の如く言葉も交して給はらず、それが一旦富貴になるときは、目前の如くに外處の人人は勿論、親戚までが畏み懼れて敬意款待、力のあらん限りを盡せり、是れ皆富貴の力なり、さて人間の勢威位置、財力の富厚なることは、何ぞ忽にして棄つ可けんや、是非必要なるものなりと、

【解義】〔路過洛陽〕史記に蘇秦者洛陽人也とあり、

に能く抵抗するものあらざりき、流石に偉大なる豪傑ならずや、

【解義】〔賢於兄弟〕賢は勝なり、〔故曰式於政〕式は用なり、卽ち活動を爲すこと、以下四句は古語なり、〔廊廟之下〕廊廟は政事を爲す處なり、吳師道曰く、文穎云、廊殿下外屋、顏師古云、堂下周廂(囘り廂)、又巖廊高屋也、愚按、此言宮與廟也、廟堂字、見徐樂梅福傳(前漢書)劉向九歎、王逸注、人君爲政擧事、告於宗廟、議於明堂と林西仲は曰く、式法也、所以使人服從也、承上文不費斗粮五句而極寫之と、〔當秦之隆〕秦は蘇秦を云ふとの說と、秦國を指すとの兩說あり、林西仲曰く、當秦强趙弱之時、公然馳辭約結、不顧秦忌、使趙重於天下、極寫其難立功處能立功也と、鈴木汪曰く、此段再提上封爲武安君受印一段、秦之隆與上强秦字相應、林西仲之說是也と、今案ずるに、此の說拘はる、秦は乃ち蘇秦を指す方を可とす、〔黃金萬鎰爲用〕用は經用なり、費に供すること、鈴木汪曰く、再說黃金萬鎰與前黃金盡、下文季子多金語照應と、〔炫熿於道〕炫熿は光り輝くこと、〔從風而服〕從風は草を以て譬ふるなり、〔且夫蘇秦〕林西仲曰く、此又極寫其難發跡處能發跡と、〔窮巷掘門〕掘門は貧にして門なく、垣に穴を鑿ちて門と爲すなり、康熙字典に、掘渠忽切、音倔、又與窟通とありて、戰國策の本文を引き、又注に、掘卽窟古字、通とあり、〔桑戶棬樞〕棬は屈木、盂なりと正解に見えたり、「まげもの」と訓ず、樞は門牝なり、「とぼそ」と訓ず、貧にして眞の樞を爲る能はず、木を揉めて樞と爲す、其の形、棬の如くなるを以て、此の如く云へるなり、〔伏軾撙銜〕軾は車前の横木なり、撙は抑なり、銜は馬勒なり、「くつわ」と訓ず、〔廷說諸侯之士〕諸侯の士は諸國の大臣等を云ふ、廷說は朝廷に於て堂堂と說き付けること、鈴木汪曰く、庭見其尊嚴之勢、與上窮巷掘門二句相照應と、

將說楚王、路過洛陽、父母聞之、淸宮除道、張樂設飮、郊迎三十里、妻側目而視、傾耳而聽、嫂蛇行匍伏四拜、自跪而謝、蘇秦曰、

熿於道、山東之國、從風而服、使趙大重、且夫蘇秦特窮巷掘門桑戶棬樞之士耳、伏軾撙銜、橫歷天下、廷說諸侯之士、杜左右之口、天下莫之能伉、

【大意】此の段、前後の紀事の中に忽ち議論を夾み、口を極めて蘇秦の功效を稱賛せり、浦二田の云はゆる夾敍夾起とあるは、此の論議を中間に置きて、前後の兩段、敍事を以て夾めるを謂へるなり、

【通釋】記者、中間に於て論を挿みて申しけるに、さて此の時に當りて廣大なる天下も、衆多なる萬民も、威力ある王侯も、權勢ある謀臣も、何れも皆一個人たる蘇秦の計策に依りて方針手段の執り方を決定せんと欲したり、因りて一斗の糧粟をも費さず、未だ一箇の兵を煩さず、未だ一人の戰士を戰はさず、未だ一線の弦をも絕たず、未だ一本の矢をも折らず、卽ち毫も費用を掛けず戰爭を爲さざるに、蘇秦の合縱策に依りて諸侯と諸侯と相互に親密になりて、兄弟の親みより更に親しくなりたり、全體賢人が在れば天下は其の德を慕うて歸服し、一人の豪傑が用ひらるれば天下は其の勢を見て就き從ふものなり、されば古語に、天下を服從さするは政事の上に働きて、勇氣の上に働くにあらず、廊廟卽ち政府の上に經營して、四方の國境外に兵力を用ひて爲すにあらずと申されてあり、彼の蘇秦が得意隆盛なる時に當りては、黃金萬鎰は之が用度に供せられ、車を轉回し騎者を伴ひ連れて行列堂堂と、道中を目映き計りに耀かし、殽山以東の六箇國何れも其の威風に靡き從ひて服し、彼が合縱策を採用して、其の首唱たる趙國の威力をして太だ重からしめたり、且つ其の上に彼の蘇秦と申す男は、本來特貧乏横町の九尺二間とも申す可きやうなる窮巷の、見る影も無き處に住したる一浪人に過ぎざりき、然るに一旦奮起游說して其の國に至り、車の横木に憑れ馬車の馬の銜を抑へて差止まり、各諸侯の國の士臣と、其の朝廷にて相見えて說き論し、諸侯の左右近習の人人の口を杜ぎ、一言半句の反對異議を出さしめず、天下の萬人誰れ一人として蘇秦

は不通となり、秦は畏れて復六國に兵を加へざりき、

【解義】〔摩燕烏集闕〕摩は卽ち上の揣摩なり、燕烏集闕は義未だ詳かならず、或は曰く陰符中の篇名と、或は曰く、疑ふらくは此句缺文あらんと、〔華屋之下〕正解に曰く、華は麗なり、華麗なる宮殿を云ふと、又華は夏と通ず、夏屋は大屋なり、詩經にも夏屋渠渠の語あり、〔抵掌而談〕抵は側擊なり、手を側け掌を擊ちながら談ずること、卽ち其の豪爽雄視の氣の、王侯を憚らざることを形容したるなり、〔封爲武安君〕武安は地の名、時に趙に屬す、〔受相印〕受は授と通ず、相印は宰相の官印なり、釋名に、印信也、所二以封一レ物以爲レ驗也と、器物叢談に、印所二以示一レ信也とあり、事物紀原に、七雄之時、臣下璽始稱曰レ印、史記蘇秦佩二六國相印一是也と、續事始に、商鞅書曰、法令之長印以封レ劵、則有司之賜レ印始二於秦孝公之時一と、〔革車千乘〕革車は兵車なり、古へは兵車一乘に甲士三人と、步卒七十二人と、之に屬するものと爲せり、〔錦繡千純〕純は音「トン」、束なり、束は帛十端なり、帛一丈八尺を端と爲す、小爾雅には、倍レ丈、謂二之端一、倍レ端、謂二之兩一、倍レ兩謂二之疋一とあり、〔白璧百雙〕兩物一對を雙と曰ふ、〔黃金萬鎰〕鎰は音「溢」、或は溢に作る、もと十六兩を一斤と曰ふ、斤に過ぐるを以て之を鎰と名づく、卽ち定量より溢れ出づるの義なり、卽ち二十兩を一鎰と爲すと、二十四兩を一鎰と爲すとの兩說あり、前說を可とす、〔而關不通〕史記の列傳に、投二從約書於一レ秦、秦兵不三敢闚二レ關とあり、卽ち是なり、

當二此之時一、天下之大、萬民之衆、王侯之威、謀臣之權、皆欲レ決二於蘇秦之策一、不レ費二斗糧一、未レ煩二一兵一、未レ戰二一士一、未レ絕二一弦一、未レ折二一矢一、諸侯相親、賢二於兄弟一、夫賢人在而天下服、一人用而天下從、故曰、式二於政一、不レ式二於勇一、式二於廊廟之內一、不レ式二於四境之外一、當二秦之隆一、萬金爲レ用、轉レ轂連レ騎、炫二

なり、後世に陰符經と稱する書あれども僞作なり、〔伏而誦之〕伏は頭を低れ心を潜むること、誦は諳誦なり、熟讀すること、〔簡練以爲揣摩〕簡は簡擇なり、「えらぶ」と訓ず、練は練熟なり、「ねる」と訓ず、乃ち其の意義を簡擇して精緻ならしめ、其の方法を熟練して深く自ら納得するやうに爲すこと、揣は量度なり「はかる」と訓ず、摩は切なり、適合すること、乃ち善く先方の情狀を揣りて之に宛嵌むるを謂ふ、〔出其金玉錦繡〕其は上の人主を指す、人主をして金玉錦繡の貴重品を提供せしむるを謂ふ、下文の趙王に說きたる處に「錦繡千純、白璧百雙、黄金萬鎰、以隨其後」とある、は卽ち此の語の結果を示したる者なり、或は金玉錦繡を解して計策の善美なるものを喩へて云へるものと爲し、出の字を以て蘇秦より出すと解せる者あり、誤れり、

於レ是乃摩二燕烏集闕一、見二說趙王於華屋之下一、抵レ掌而談、趙王大說、封爲二武安君一、受二相印一、革車百乘、錦繡千純、白璧百雙、黄金萬鎰、以隨二其後一、約レ從散レ橫、以抑二强秦一、故蘇秦相二於趙一而關不レ通、

【大意】蘇秦遊說の成功、得意の情況を敍せり、〇浦二田曰く、後幅極レ力揭起、夾敍夾起、摹二寫得志氣象一、分二三段一、與二前文一兩相激映と云へり、

【通釋】蘇秦は是に於て乃ち燕烏集闕の篇を揣摩し、趙に赴きて、趙王に華屋とて立派に宏大なる宮殿の下に謁見して、己が意見を說き、手掌を抵ちて形勢を指畫しながら談話を爲せり、趙王其の說を聽きて大いに悅び、蘇秦を封じて武安君と申す小諸侯と爲し、趙國の政事を委任されて相國の官印を授け、革車とて兵車が百乘護衞として附き、錦や繡が一千純と、白き璧が百對と、黄金が一萬鎰とを賜ひて、蘇秦の後に隨ひ持たせて、他の諸國を歷巡して說諭し、互に合縱して援助すべきことを約し、秦に連横して味方を爲す組合を離し散して、强勢な秦國の力を取り抑へたれば、秦の國境なる函谷關の出入りは塞りて、往來

曰」喟然は太息の貌、

乃夜發書、陳篋數十、得太公陰符之謀、伏而誦之、簡練以爲揣摩、讀書欲睡、引錐自刺其股、血流至足、曰、安有說人主不能出其金玉錦繡取卿相之尊者哉、朞年揣摩成、曰、此眞可以說當世之君矣、

【大意】前を承けて蘇秦が志願の傾注せる處を掲ぐ、

【通釋】既に大いに自覺したると共に奮興し、乃ち夜分に書物を出し、本箱數十計りを陳列し、彼れ此れと選擇したる結果、昔し周の太公望が述べたる陰符經と申す兵法の書を見當てたり、因りて之を取りて伏して誦讀し、簡練とて其の精粹を簡びて熟練をなし、又揣摩とて之を當時に實現するには如何にせば可なるかと推揣り適合することを務めたり、斯く勉強して書を讀み、時に或は倦み疲れて睡氣を催すれば、卽ち鋭き錐を引きて自分に己が股を突き刺して警醒を與へ、血が淋漓と流れて足に至るも毫も挫け屈せず、勇氣を鼓舞し自ら奬勵して申すに、斯く世界に生れたる以上、安くに人主に說き付けて彼れが金玉錦繡を出して富を占め、卿相の尊位を取りて貴を致すこと能はざるの理あらんやと、斯く非常の奮發をなせしかば、滿一年にして簡練に簡練を積みたる結果、揣摩の工夫成就したり、是に於て自ら其の成功すべきを確認して申すに、此の如く成就したる上は、以て當世の君主に說きて豫ねての宿望を遂ぐるを得べしと、

【解義】〔乃夜發書〕乃は繼事の辭、「そこで」と云ふ意味なり、正解に乃夜は卽夜と解すれども、義自ら異れり、〔陳篋數十〕篋は書を入れたる箱なり、數十は其の多數なるを言ふ、林西仲曰く、史記に出其書、遍觀之とあれば、數十の篋倶に閲過して、悉く陳せしにはあらずと、〔太公陰符〕太公は卽ち太公望にて、周の文王の師呂尙なり、陰符は其の著はせる兵書の名

まで上りたれども、秦王は用ひずして蘇秦が說は行はれず、其の內久しき滯在なりしが故に、黑色なる貂の皮衣も弊れ、黃金百斤も使ひ盡して、旅費に充つべき財用乏絕になりしかば、秦國を立ち去りて故鄕を指して歸りたり、其の時の樣子と云へば、羸縢履蹻とて脚に行絆樣の物を結び、草履をはきて、背に書籍を負ひ肩に囊を擔ひ、悄然として形容枯れ衰へ、面目は黃ばみて黑く、狀は歸色とて疲れ切りたる模樣なりき、既に己が家に歸り至れば、流石の妻も愛憎をつかして、織機より下りて出迎へを爲さず、嫂も飯を焚きてくれず、兩親も言語を交さず、家族一同より慘めなる冷遇を受けたり、蘇秦之を見て喟然と太息を突き、歎きて申しけるは、此の如く我が妻も我れを以て夫と爲さず、嫂も我れを以て義弟と爲さず、兩親も我れを以て子と爲して取り扱ひくれず、冷酷な待遇を受けしは、今更に誰れをか怨むべき、是れ皆もと我が愚昧なる罪なるぞと、

【解義】〔黑貂之裘敝〕貂は「てん」と訓ず、鮑注に、鼠の屬、形大にして色黑し、丁零國より出づとあり、敝は壞なり、趙策に蘇秦以三見李兌、而得貂裘黃金とあれば、此の裘はもと貴人の服なるを、蘇秦は他より貰ひて著たるものなり、又高注に蘇秦仕趙、趙王資貂裘黃金、使說秦王破關中之橫、使與趙同從、從則相親也、秦王不肯從、故蘇秦用金盡而貂裘壞弊也と、此れ未だ何に據る所なるかを審かにせず、史記の本傳に依れば、蘇秦、初め秦に往き、用ひられずして趙に往きたる事と爲せり、姑らく錄して疑を存す、〔黃金百斤〕十六兩を一斤と爲す、〔資用乏絕〕資は貨なり、〔羸縢履蹻〕羸は纍纍と皆同じ、纏繞なり、縢は行脛を束ぬる邪幅、即ち脚絆のこと、履は踐なり、蹻は音「キャク」、履と通ず、草履なり、「わらぐつ」と訓ず、〔形容枯槁〕槁も枯なり、形狀の生氣なくしを〳〵したる模樣、〔面目黧黑〕黧は音「リ」、黃黑なる色、〔狀有歸色〕歸色は倦疲の色なり、孫子に曰く、朝氣銳、晝氣惰、暮氣歸と云へり、蓋し暮氣其外に見はる、故に歸色と曰ふ、高注に歸當終愧、愧慙也、音相近、故作歸耳とあるは、未だ字を望んで解を爲すを免れず、鮑注改めて愧色に作る、淺薄笑ふべし、〔妻不下紝〕紝は機縷なり、即ち織り機を云ふ、〔嫂不爲炊〕兄の妻を嫂と曰ふ、「あによめ」と訓ず、〔喟然歎

と云ふが如し、卽ち萬民のことなり、〔忽於至道〕忽は「ゆるかせ」と訓ず、油斷すること、至道は兵を用ふるを指す、〔皆惛於敎〕惛は昏と同じ、「くらし」と訓ず、敎は上の政敎を指す、〔亂於治〕亂は治の反對にて、此れ本と治むべき筈が、反つて其れ處ではなく亂るゝとて、其無益有害なるを謂ふ、上の「惛於敎」も亦同例に看るべし、林西仲曰く、敎治二句、破他道德政敎四字と、今按ずるに、此れ上の「諸侯亂惑」及び「科條旣備」云云の語を顧みて言へるのみ、必ずしも一一拘らず、〔迷於言溺於辭〕文士の巧みなる言語辯辭に迷惑沈溺して、自ら悟らざるを謂ふ、言語辯辭は大概相同じきものを、蘇秦一時の口舌に任せて、此の如く分析的に言ひ立てたるのみ、林西仲曰く、言語辯辭四句、破他文章二字と、今按ずるに、此れ亦上の「明言章理」及び「繁稱文辭」云云の語を顧みて言へるのみ、西仲の解、迂に失すと謂ふべし、〔以此論之王固不能行也〕林西仲曰く、通段止言當用兵、不過數語可了、乃玩其行文、重複拖沓、生疎雜亂、且有許多不成語處何也、蓋重複拖沓之病在于不簡、生疎雜亂之病在于不練、作者故意選出此等文字、爲下文簡練爲揣摩句預設落著處と、

說秦王、書十上而說不行、黑貂之裘敝、黃金百斤盡、資用乏絕、去秦而歸、羸縢履蹻、負書擔囊、形容枯槁、面目黧黑、狀有歸色、歸至家、妻不下紝、嫂不爲炊、父母不與言、蘇秦喟然嘆曰、妻不以我爲夫、嫂不以我爲叔、父母不以我爲子、是皆秦之罪也、

【大意】　蘇秦が秦王に力說すれども、用ひられずして困歸せる狀を記せり、○浦二田曰く、中幅入勢利正文、從不遇上極力再作抑揚、先寫其困頓之情狀、次寫其發憤之攻苦、後揭其志願之傾注、全爲後幅作頓跌也と、

【通釋】　斯くて蘇秦は秦王に勸め說くこと、書十回

莫ノ一作スレ轉ヲと、

【通釋】 戰爭程殺生を爲し損害たるもの莫ければ、無事に處りて利益を致し安坐しながら土地を廣むることが得ると云ふことは、古への五帝三王五霸明主賢君に於て常に坐ながらに之を得たしと望めども、其の實際の勢に於て不可能なり、故に已むを得ず戰爭を以て之を繼續して行ふなり、既に戰爭となれば、寬やかなるときは、彼我の兩軍旗鼓列を立て相攻め合ひ、近く迫るときは、杖や戟を以て手づから相撞き合ひ、雙方共に死生を賭して爭ひ、然る後に始めて孰れかゞ捷利を得て大功を建つべし、是の故に軍兵が悍然と國外に勝てば、人人の義氣が凜然と國内に强くなり、威權が上に確然と立てば、人民は靡然と下に服從するものなり、されば今天下を併合し、萬乘の大國を凌駕し、敵國を屈服せしめ、海内を制御し、億兆人民を御自分の子供同樣に爲し、諸侯を懷け從はしめんと欲するときは、到底兵力に賴らざれば不可なり、然るに方今の國を嗣がるゝ君主は此の至極肝要な道を油斷し、何れも皆教への上に惛く、治の上に亂れ、言葉の上に迷ひ、語の上に惑ひ、辯の上に沈み、辭の上に溺れ、卽ち從來の因襲的道德文章に囚はれ、文士學者の說に攪亂せられて、自ら奮發覺醒することを爲さゞるなり、失禮ながら此の點よりして大王の事を觀察するときは、矢張り今の嗣主の習慣に漏れざる御方なればこそ、臣が進むる計略を用ひ給ふことを得ざるは御尤もと存ずるなり、

【解義】〔夫徒處而致利〕徒は空なり、「いたづら」と訓ず、〔五帝〕兩說あり、黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜、是れ一說なり、伏羲、神農、黃帝を三皇とし、少昊、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜を五帝とす、是れ一說なり、〔三王〕夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王の父子を一人と看做し、これを三王と曰ふ、〔五霸〕亦兩說あり、齊桓、晉文、宋襄、秦穆、楚莊を五霸とす（白虎通）、夏の昆吾、殷の大彭、豕韋、周の齊桓、晉文を五霸とす（丁公著）、〔杖戟相撞〕矜は音「キン」（ほこのえ）、方言に矜謂二之杖一とあり、註に矛戟矜卽杖也と云へり、卽ち矛戟の柄なり、戟は「ほこ」と訓ず、撞は手擣なり、「つく」と訓ず、〔凌萬乘〕萬乘は已に東周策に見ゆ、〔詘敵國〕詘は屈と同じ、〔子元元〕元は長なり、首なり、人は萬物の長たり、故に人を呼びて元と爲す、元元は人人

上云三科條既備民多二偽態一、故此云下雖二明言章理一而兵甲愈起上、愈字語勢可レ見と云へり、此の說非なり、按ずるに此れ列國交際應接の上に就いて云へるなり、「繁稱文辭」此れ亦上句と同じく繁き稱文ある辭と解すべし、正解に文辭を繁稱すと釋せしは非なり、韓非子解老篇に、實心愛而不レ知、故好言繁辭以信レ之とある好言繁辭と同例と知るべし、「綴甲厲兵」綴は連綴なり、甲は甲札なり、厲は礪と同じ、磨礪すること、「效勝於戰場」效は致なり、勝利を取極むること、○按ずるに、此の段韻文を用ふ、卽はち結は音「吉」にて、古韻は一と協ふ、橫は黃藏と相協ひ、飭惑相協ひ、起理相叶ひ、態は音「替」濁は樞玉の反にて、足と相協ひ、聊は此の處にては音「留」にて、愁と相協ひ、章理の理と愈起の起とまた相協ひ、服は蒲服の反にて、息と相協ひ、辭治相協ひ、彊功相協ひ、信は音「新」にて、親と相協ひ、武と士とはまた古韻相協ひ、兵と場と相協ふ、

夫徒處而致レ利、安坐而廣レ地、雖三古五帝三王五霸明主賢君、常欲二坐而致一レ之、其勢不レ能、故以レ戰續レ之、寬則兩軍相攻、迫則杖戟相撞、然後可レ建二大功一、是故兵勝レ於レ外、義強レ於レ內、威立レ於レ上、民服レ於レ下、今欲下幷二天下一、凌二萬乘一、詘二敵國一、制二海內一、子二元元一、臣中諸侯上、非レ兵不可、今之嗣主、忽レ於二至道一、皆惛レ於レ教、亂レ於レ治、迷レ於レ言、惑レ於レ語、沈レ於レ辯、溺レ於レ辭、以レ此論レ之、王固不レ能レ行也、

【大意】 前節を承け、反掉を作し、「今之嗣主」以下反激を用ひ、前文に應じて繳結す、○高梅亭曰く、此段是進說正旨、只在レ用レ戰、按所レ陳只是泛言レ用レ戰、緣二於連橫一毫無二貼切語一、宜不レ能レ動二秦王之聽一也、緣二作者一故爲二寬引膚衍一、爲二上書失レ志作レ跌、爲二簡練揣

諸侯を欺き、諸侯は辯士の舌に惑ひ亂れて離合反覆し、天下の事は千緒萬端一時に紛然として起り、殆んど手を着けて理めやうも無し、國家の法令は條件盡く具備して、如何にも立派に見ゆれども、人民には反りて詐僞の情態多く、文書記錄は繁縟になりて、濁亂して整理が就かず、百姓は益〻窮乏して不足を訴へ、上下相互に愁懼して、人民の倚賴すべき場處なし、國と國との取換はす條約ごとは、表面如何にも明確なる言辭や章著な道理にて尤も至極に聞ゆれども、兵甲は反りて愈〻起りて戰爭絕え間なし、應接談判に當る人人の風采態度は如何にも雄辯に如何にも偉き服裝にて、さも俊傑人才らしく見ゆるも、實際の平和は仲々望むべからずして、戰攻は息まず、引き言唱へ言は繁多にして、辭は文章ありて如何にも立派綺麗なれど、只口先きのみにて誠實なければ、天下は服し治まらず、言ふ者は舌の敝れ聽く者は耳の聾せん計りに、雙方共に言ひ厭き聽き厭けども、徒らに空言徒勞に止まりて何等の成功を見ず、義理を行ひ信實を約束すれども、矢張り精神的にあらずして唯形式的なれば、天下は互に疑ひて親密ならず、さて此の如く文飾の弊害は殆んど極點に達したれば、是に於て餘儀なく文を廢し武力を用ひ、厚く決死の勇士を養ひ、甲札を綴り連ね、兵器を銳利に礪ぎ立てゝ、始めて勝利を戰場にて致す事となれり、

【解義】〔使車轂相擊馳〕轂は車軸の外へ出でたる處、擊馳とは相擊ちて馳せることにて、其の使を遣るの多きを云ふ、〔兵革不藏〕兵は兵器、革は甲冑なり、鈴木注曰く、此の一句は上の三句を結ぶ、好を通じ交を修め、諸侯に約結すれども、兵革時に出で、終に武を廢する能はざるを謂ふ、一說に、兵革を用ひず、故に藏蓄せずと、此の說に依れば、以上は平和にして戰ひ無きを言ふなり、〔文士竝飭〕文士は文章辯說ある士なり、飭は飾と同じ、〔科條既備〕科條は法律の章程なり、既は盡なり、〔書策稠濁〕稠は多なり、濁は亂なり、林西仲曰く、章程適以叢レ姦、案牘徒以滋レ累、此言二文章不一レ足レ爲レ治と、〔民無所聊〕聊は賴なり、卽ち倚賴すること、〔明言章理〕林西仲曰く、章理以レ言闡二出道理一と、按ずるに、此れ下の辯言、偉服と共に形狀の辭にて、明白の言、章著の理と解すべし、章は彰と同じ、鈴木注は曰く、此下五段、更叙二前段一、毎レ事斷レ之、

伐共工〕山海經に大荒西經有共工國と見え、楚辭天問の注に共工康回とあり、路史に地在弘農と見えたり、程恩澤曰く、此の共工は、舜の流刑に處せし共工とは別なりと、〔湯伐有夏〕湯は殷の湯王なり、有は發語の辭にして別に意義なし、夏は安邑に都せり、即ち今の山西解州の地、此れは桀王を謂ふ、〔文王伐崇〕崇は崇侯、名は虎、紂の臣、紂を導きて惡をなせし者なり、崇國は今の陝西鄠縣にありきと云ふ、〔武王伐殷〕殷は殷の紂王を謂ふ、〔齊桓任戰〕齊桓は齊の桓公、名は小白、五霸の一なり、

古者使車轂擊馳、言語相結、天下爲一、約從連横、兵革不藏、文士竝飭、諸侯亂惑、萬端俱起、不可勝理、科條既備、民多僞態、書策稠濁、百姓不足、上下相愁、民無所聊、明言章理、兵甲愈起、辨言偉服、戰攻不息、繁稱文辭、天下不治、舌敝耳聾、不見成功、行義約信、天下不親、於是乃廢文任武、厚養死士、綴甲厲兵、效勝於戰場、

【大意】文弊の極まれる、武力に訴へて勝敗を決するの已むなきを言ふ、

【通釋】昔しの帝王霸者、共に戰爭を廢すべからざることは臣既に申し上げたり、尙少しく降りて近古の事に就いて申さんに、古へ天下封建の餘勢を承けて列國對峙の時は、其の無事なる日には各國の使者が互に入れ違ひて往來し、其の乘れる車の轂は相擊ちて東西に馳せ回はりて、言語談判を以て互に好みを結び、天下が一團と爲りて、或は合縱を約し或は連横を誓へども、眞實の平和にあらざればこそ、戰爭攻伐の事已む無く、兵革は始終使用して、府庫に藏め置く暇なし、辯說の士は竝に辭令言語を巧みに飾りて

矜荘の貌、「おごそか」と訓ず、

蘇奏曰、臣固疑大王之不能用也、昔者神農伐補遂、黄帝伐涿鹿、而禽蚩尤、堯伐驩兜、舜伐三苗、禹伐共工、湯伐有夏、文王伐崇、武王伐紂、齊桓任戰而霸天下、由此觀之、惡有不戰者乎、

【通釋】 蘇秦尚繰り返して申すに、成程臣は初めから大王が餘り御自重の結果、臣の説を用ひ給ふこと能はざらんかと疑惑せり、然しながら古來の歷史に據るに、昔し神農氏は、補と遂との二國を伐ち、黄帝は涿鹿を伐ちて蚩尤と申す主帥を擒にし、堯帝は驩兜を伐ち、舜帝は三苗を伐ち、夏の禹王は共工を伐ち、殷の湯王は有夏を伐ち、周の文王は崇を伐ち、武王は殷の紂を伐てり、又齊の桓公は戰爭によりて諸侯を征服して、天下に霸者となれり、此の點よりして觀察致せば、古へより天下に於て何處にか戰爭せずして霸王たりし者あらんや、皆戰爭によりて霸王たりしなり、然れば大王の御持重は餘りの事と存ずるなりと申されたり、

【解義】〔神農伐補遂〕神農は炎帝神農氏にして、支那太古の天子、謂はゆる三皇の一人、補は一に輔に作る、程恩澤曰く、路史炎帝紀、補遂不供、乃伐補遂、而萬國定、注云、補遂二國、其地當在今河南新鄭縣、然別無他證と、又曰く、遂國、一は舜の後、今の兗州寧陽縣の西北に遂鄕あり、一は今の保定府安肅縣の西二十五里に遂城廢縣あり、然れども其の封國倶に神農の後にあり、未だ據りて是とすべからずと、〔黄帝伐涿鹿〕黄帝は黄帝軒轅氏、亦三皇の一なり、程恩澤曰く、涿鹿は蚩尤の都せし處、今の山西保安州の東南に涿鹿城ありと、〔堯伐驩兜〕堯は帝堯なり、驩兜は高注に國の名とあり、呂氏春秋の恃君覽篇に、縛婁陽禺驩兜之國多無君と、注に皆南越之夷と、路史に、濟之乘邱有驩亭、或曰驩兜國と、〔舜伐三苗〕舜は帝舜なり、三苗は五帝本紀に、三苗在江淮荊州、數爲亂と、正義に曰く、今江州鄂州岳州皆古苗地とあり、〔禹

威勢の强きを意味す、左傳の襄二十一年に、齊莊公朝指殖綽郭最曰、是寡人之雄也と、林堯叟曰く、雄猶勇也と、楚辭に雄雄赫赫と、註に威勢盛也とあり、〔臣請奏其効〕効は驗なり、俗に云ふ効力、効能と同じ、奏は進なり、言上すること、林西仲曰く、奏其所以效力之處と、

秦王曰、寡人聞之、毛羽不豐滿者、不可以高飛、文章不成者不可以誅罰、道德不厚者不可以使民、政教不順者不可以煩大臣、今先生儼然、不遠千里而庭教之、願以異日、

【通釋】　秦王は蘇秦の說を聞けども格別感心も致さず、體能く斷りて申すに、拙者嘗て之を承りたることあり、鳥に譬へて見ましても、毛や羽が豐かに滿ちて十分ならざる時は身體を支ふる力が薄弱なるが故に、以て高飛びは爲すべからず、人もそれと同樣にて、法律規則が成就せざる時は處置の標準が取り惡きが故に、罪人を誅罰すべからず、君たり上たる者の道德が厚からざるときは人が心服せざるが故に、國民を使用すべからず、政事敎令が民心に順はずして逆ふときは上の權威が立たざるが故に、大臣を苦勞せしむべからず、凡べて物には設備が必要なれば急速に成功を望むべからず、今先生には儼然と莊重なる態度にて、千重の遠方を御苦勞とも思召さず、態々此の事を朝廷の上にて敎へ給はんと御來臨下されたり、然しながら願はくは後日の折良き時に緩りと伺ひたし、とても今日は承はるとも其の効なしと、

【解義】　〔文章不成〕文章は法令なり、安井仲平曰く、文章は禮樂を謂ふ、禮樂不興則刑罰不中、故云不可以誅罰と、此說恐らくは拘ならん、下の「道德不厚」云々は此れ正に禮樂德化の治を謂ふ、〔政敎不順〕不順は逆なり、道理に無き、人情に違ふ、皆不順なり、煩は勞なり、大臣は當局用事の重臣なり、凡そ政敎理に乖き情に違ふときは行ひ難し、故に當局の大臣をして苦勞せしむるを謂ふ、林西仲曰く、煩大臣勞大將於外也と、非なり、〔今先生儼然〕儼然は

中郡、因レ水而名とあり、此れ皆倶に蘇秦が秦に連横を説きし後にあれば、本文に云へる所も實に秦國が其の地を有したるにはあらず、唯其の利益を貢獻貿易等に於て享くるを誇張的に云へるのみ、「北有胡貉代馬之用」胡は北方の夷狄、貉は一に貊に作る、音は「ハク」、東北夷の一なり、周禮の夏官職方氏に、四夷八蠻、七閩八貉の文あり、代はもと國の名、當時趙に屬す、今の山西大同府及び代州の繁峙直隷宣化府及び易州の廣昌、皆古への代の地なり、今按ずるに、胡貉代は是れ三處の地名、馬は是れ其産出せる獸なり、古文此の例頗る衆し、用は利用の用なり、正解に、鮑注に依り、胡胡國、貉以爲レ裘とあれども非なり、李斯傳にも北逐二胡貉一、南定二百越一の語あり、「巫山黔中之限」限は阻なり、險しき要害の地を謂ふ、巫山は山の名、今の四川夔州府巫山縣の東三十里にあり、江行記に曰く、自二巫峽一東至二西陵峽一、皆連山無二斷處一、非二亭午（日中）夜分一不レ見二日月一、風無二南北一、惟有二上下一と、以て其の險深を想見すべし、顧祖禹曰く、巫山爲二三峽之一一、長一百六十里、所レ謂巴東三峽巫峽長也と、黔中は地の名、大約今の湖南の常德辰州沅州永

順澧州靖州岳州の華容、及び湖北荊州の公安、宜昌の長陽、みな古へ黔中の地なり、按ずるに、此れ亦當時の秦の實有せし地にあらず、若し當時秦の實有とすれば、史記の楚世家に、頃襄王二十二年、秦拔二巫黔中郡一とあり、水經注には、秦昭襄王三十年、取二楚巫黔及江南地一、以爲二黔中郡一、漢高祖二年、更名二武陵一とあり、共に本文と合はず、蓋し蘇秦未だ揣摩の術を知らず、大概辯口の言のみ宜なり、惠王の「毛羽不豐滿」の婉辭を以て之を卻けたるや、「殽函之固」殽は二殽、山の名、函は函谷關、今の河南靈寶縣の南十里にあり、西征記に、關城路在二谷中一、深險如レ函、故以爲レ名、其中旁通、東西十五里、絕岸壁立、崖上陌林、陰二谷中一、殆不レ見レ日と云へり、「民殷盛」殷は盛なり、衆なり、「奮擊百萬」奮つて敵を擊つ勇士を、略して奮擊と云ふ、「地勢形便」林西仲曰く、關中扼二天下之吭一、而拊二其背一、戰守兩利、此句合二天下大勢一論と、「此所謂天府」所謂の二字、以て此語の蘇秦に始りしに非ざるを見るべし、府は物を藏むる處、「くら」と訓す、天府とは天然に物の聚れる處にて、人爲の結果にあらざるを言ふ、「天下之雄國」雄は雌に對して云へる辭にて、

不自由なく、戰爭用の車は壹萬乘の多きに及び、奮擊とて勇氣を奮つて敵兵を擊ち攘ふに足る精鋭なる兵は一百萬人あり、沃野とて地質の物產に適當せる平野は一千里の廣きに達し、國内に蓄へ積める糧食財貨は饒かに多く、地勢は戰爭して攻めたり守りたりするに恰當に便利に出來居れり、以上の如く何れも好都合に揃ひに揃うて居ることは天然自然府庫と申すものにて、寔に天下に優秀なる國柄なり、而して大王の賢明なると、士民の衆多なると、車や騎の働きあると、戰術の訓練あるとを以てせば、是れ其の力で他の諸侯を併合し、天下を一と呑みに取りて、天子と名乘りを揚げて四方を統べ治め給ふ可き」ものなり、願はくは大王に於かせられて、敢て澤山にとは申し上げず、少々計りにても宜きが故に、此の點に御注意し給はんことを、されば臣蘇秦は、請ふ宜しく其の事を行ひ給ひたるときの効驗如何を一應申し進ずべし、善く御聽きあらんことを願ひ奉るなり、

【解義】〔始將連横〕地の東西を横とす、秦の地形横に長し、故に六國を合はし、秦に連ねて和を講ずるを連横と曰ふ、此の連横策は後に張儀專ら之を行ひたるが、蘇秦も始めは秦の强大に依りて功名を取らんと欲して連横を圖りたるなり、林西仲曰く、全篇精神在二末段一故用二始將一引起、此追敍之法と、〔巴蜀漢中〕皆地の名、程恩澤曰く、三巴記、禹貢梁州之地、古巴國也、閬白二水東南流、曲折如二巴字一、故謂レ巴と、今の四川重慶府に巴縣あり、顧祖禹曰く、今四川保寧、順慶、夔州、重慶、及瀘州等處、皆其地と、蜀は今四川成都、雅州、邛州、茂州、及松潘廳等處、皆蜀故地なり、陳子昂曰く、昔蜀與二中國一不レ通、秦以二金牛美女一啖二蜀侯一、侯使二五丁力士一、棧二褒斜一（山谷の名）、鑿二通谷一、迎中秦之饋上、秦隨以レ兵、而地入二中州一と、漢中は漢の時には益州（今の四川）に屬し、晉より以後は梁州と爲れり、卽ち今の陝西漢中府の地、司馬貞曰く、其地在二秦之山南、楚之西北一、漢水南之地、故曰二漢中一と、今按ずるに、華陽國志に、周顯王時、蜀王封三其弟葭萌于二漢中一、號曰二苴侯一、苴侯與二巴王一爲レ好、巴蜀仇也、蜀王怒伐レ苴、苴侯奔レ巴、求二救於レ秦、秦遣三張儀一伐上蜀、滅レ之幷滅レ巴とあり、陳子昂は秦の蜀に入りしは、蔡澤所レ云范睢相レ秦、棧道千里、通二于蜀漢一者也と云へり、元和志には、秦惠王取二漢中一、六百里、置二漢

黔中之限、東有殽函之固、田肥美、民殷富、戰車萬乘、奮擊百萬、沃野千里、蓄積饒多、地勢形便、此所謂天府、天下之雄國也、以大王之賢、士民之衆、車騎之用、兵法之教、可以幷諸侯、吞天下、稱帝而治、願大王少留意、臣請奏其効、

【大意】　蘇秦の列國に遊說し合縱を策したるは、其の初め秦國に用ひられずして屈辱に逢ひたるが動機と爲りしことを記せり、全篇を三大段に分ちて看るべし、本節より後節の「以此論之王固不能行也」に至るまでを第一大段とす、即ち秦に說けども用ひられざりし事を敍せり、通篇、勢利に感慨せるを以て主と爲す、此段只是れ借徑のみ、先づ抑勢を作せり、（高梅亭の說に依る）○鈴木江曰く、此章先敍蘇秦說秦不用、極言落魄憔悴之狀、後又敍其刻苦修進飛騰得志、極言約從散橫抑秦重趙之功、蓋深幸其不用於秦也、其落魄憔悴也、術之所以精也、志之所以達也、功之所以大也、且用於秦者、所以毒天下也、所以毒身也、夫以蘇秦雄駿之材、而乘秦富强之勢、山東之害可勝言哉、而秦刻深寡恩之國也、功如商鞅、至身車裂、故蘇秦之不用於秦、非獨蘇秦之幸、亦六國之幸也、余嘗論國策以爲、此書雖成於秦、必周之遺民、懷古傷今者作之矣、此章稱蘇秦多溢美之辭、前章論商鞅多譏刺之意、亦可相徵矣と、

【通釋】　六國組合の合縱策を唱へて有名なりし大策士蘇秦、始めは矢張り六國を連ねて秦に從はしむる連橫策を行はんとして秦に至りたり、その時秦の惠王に說き勸めて云ひけるに、先づ地理から申しても、大王の御國の秦は、西には巴、蜀、漢中の利益なる處あり、北には胡、貉並に代の土地より產出せる名馬の用に立つものあり、南には巫山、黔中の險阻なる處あり、東には殽山、函谷の固めあり、次ぎに富强の點から申せば、田地は肥えて美しく、人民は殷んに富みて

り、平生の壓迫を怨みたる結果、秦の國人は、何人も之に同情して氣の毒なりと思ふものは無かりき、

【解義】〔惠王代後〕舊本は代の字を句絶とし、後の字、下に屬す、鈴木汪曰く、後は爲二人後一の後と、乃ち世繼ぎのことなりと、今案ずるに、恐らくは本文此の處に訛脱あらんか、姑らく其の說に依る、〔有頃〕未だ久しからざること、〔商君告歸〕告は請暇なり、漢の制に、吏病んで三月に滿つるときは免に當す、天子其の告を優賜し、本官の印綬を帶びながら官屬を將ゐて家に歸り病を養はしむ、之を賜告と謂ひ、又予告あり、商君の告歸も蓋し其の類なり、〔大臣至身危〕韓非子亡徵篇に曰く、大臣甚貴、偏黨衆强、壅塞主斷而重、擅レ國者、可レ亡也とあり、又三守篇に曰く、人主惡二自治之勞憚一、使三群臣輻二湊用事一、因傳レ柄移レ藉、使下殺生之權、奪予之要在中大臣上、如レ是者侵と、亦皆以て參攷とすべし、〔商君歸還〕衛鞅誅を恐れ、亡げて魏に之けども、魏人受けざるが故に秦に還れるなり、其の事の顚末は史記の本傳に詳かなり、〔惠王車裂之〕車裂は、車を以て兩足を繫ぎて、各、左右に輓いて身體を分裂するなり、又車裂を一に轘と名づく、左傳の桓公十八年に、齊人殺二子亹一、而轘二高渠彌一とあるは卽ち是なり、按ずるに周禮の大司馬に、九伐之法、放二弑其君一則殘レ之とあり、殘は其の支體を裂くなり、卽ち此の車裂の刑と同じ、今惠王之を衛鞅に施しゝは、蓋し弑逆の大惡と同罪として處分したるなり、亦以て其の慘酷の死狀を想見すべし、

惠文君

名は駟と云ひ、孝公の子なり、元年は周の顯王三十二年甲申に當る、孝公に代り立ちて、十三年始めて王と稱す、惠文は其諡なり、史記には惠文王と稱す、按ずるに、戰國の時稱呼濫雜、或は王と稱し、或は君と稱す、必ずしも一樣ならず、故に前章には又惠王とも云へり、皆同一の人なり、

○蘇秦始將二連橫一說二秦惠王一曰、大王之國、西有二巴蜀漢中之利一、北有二胡貉代馬之用一、南有二巫山

注に傳猶禪也とあり、國を讓り與ふること、○以上、
商君の得意、絶頂に達せるを寫したるなり、

孝公已死、惠王代後、莅政、有頃商君告歸、人說惠王曰、大臣太重者國危、左右太親者身危、今秦婦人嬰兒、皆言商君之法、莫言大王之法、是商君反爲主、大王更爲臣也、且夫商君、固大王之仇讎也、願大王圖之、商君歸還、惠王車裂之、而秦人不憐、

【通釋】其後孝公已に死し、太子の惠王が孝公の後に代はりて、秦の君主と爲りて政事を臨みて爲せり、其の内に間も無くして商君は惠王の太子たりし時に餘り深刻に其の違犯を正したるが故に、自然に心に不安を懷き、休暇を願うて自分の領地なる商邑に歸りたり、商君の都に居りし時は何人も畏れて言はざりしが、一旦不在になると、人あり惠王に說いて申しけるに、國の大臣の權力が餘り重くなり過ぎる時は、其の君主の位を簒ひ取らんと野心を起し易くして、其の國家は何時亡びるか分らぬ故に、誠に危險なり、君の御側に侍る近習達が餘りに君の御身に親み過ぎるときは、終には寵愛に相狎れて君に不敬を仕るやうになりて、君の御身が危險なり、今秦國の婦女子供の無智識なる者に至るまで、何れも皆一樣に商君の定められし法令の事を申して、我が君大王の御法を申すものなし、是れこそ商君は大王の臣にてありながら反りて秦國の君主と爲りて、君主たる大王は之と入れ代りて彼が臣下と爲れる道理なれ、卽ち私が申上げたる大臣太重者國危と申すものに候はずや、且つ夫れ商君は、今更申す迄もなく兼て大王に對して不敬をなせしものにして、大王の深き怨みある仇讎なり、右の如き人物を御信任ありては實に危險至極なり、願はくは大王之を篤と圖り給へと申されたり、既にして商君又秦に歸還せしが、惠王は商君の罪を糺して、商君を車裂の酷刑に處せられたり、而かも餘

商君衞鞅が秦國を治むることは、政府より發布せる法令は寔に善く行き渡り、取捌き事は公平にして聊かも依估偏頗なし、惡者を罰するに、勢力の强大なる者なればとて毫も諱み憚ること無く、苟くも罪ある者は何人といへども早速召捕りて仕置を爲し、善き者を賞するに、國君の親近なればとて依怙偏頗をなさず、一例を擧ぐれば、法律上の處分は君の相續人たる太子に對しても枉ぐることを爲さず、太子が法律を犯したりとて、太子の傅育役たる人を處刑して其の額に入墨を爲し、又其の鼻を斬りて其の責任を正したり、されば滿一年の後、國中上下となく咸法令を守りて惡事をなさず、途中を往來するに、他人の落し物がありても決して拾ひ取りて私有せず、理由なき物を取らず、軍勢は大いに强く、他國の諸侯は何れも秦國を畏懼して、敢て抵抗を試むるものなし、然しながら商君は深刻にして恩情寡く、特に法律の權威を以て國民を壓迫して服從せしめたる外何等の道德も無ければ、國民は何れも心服せざりしなり、その後秦の孝公は商君の定めたる政治を行ふこと八ヶ年なりしが、病氣に罹り、追々危篤に瀕く、とても快復せざるを自覺し、寧ろ秦國を商君に讓り渡さんとまで思ひしが、商君は其れは恐れ多しと斷りて、其の讓りを受けざりき、

【解義】〔衞鞅〕衞は氏、鞅は名なり、衞はもと國の名、地理、序說に見ゆ、鞅は衞の君の庶流なるが故に衞鞅と云へり、史記の商君傳は卽ち鞅の傳なり、宜しく就いて見るべし、〔亡魏入秦〕衞鞅始め魏の相公叔座に事へて、中庶子たりし事、史記の本傳に詳かなり、〔封之於商〕商は地の名、もと先祖契が封ぜられし地にして商州の東八十里にあり、〔法令至行〕至は極なり、大なり、〔黥劓其傅〕黥は「いれずみ」と訓ず、墨を以て其顙に涅するを黥と曰ふ、劓は「はなきる」と訓ず、鼻を截るを劓と曰ふ、皆當時の刑罰なり、傅は、もと太子を護立つるに師傅保の三役ありて、師は太子を敎へ、傅は德義を仕付け、保は身體を保護する事を掌る、今太子の法を犯すは是れ其の傅が平生仕付けの不行屆きより來るものなればとて、之を黥劓の刑に處したるなり、史記に、太子犯レ法、鞅曰、法之不レ行、自レ上犯レ之、太子君嗣也、不レ可レ刑、刑ニ其傅公子虔一、黥ニ其師公孫賈一とあり、〔欲傳商君辭不受〕高

石行秦果して秦の爲に謀りしものならんには、此の章は宜しく秦策の中に置くべし、周策の中に置くべからず、羅洪先曰く、戰國時天下不レ知レ有レ周矣、石行秦乃欲二爭一於レ秦以尊レ周、此豪傑之義也と、姑く一說として存參す、

○秦上

秦は國の名、其解竝に地理は序說を見るべし、

孝公

孝公、名は渠梁、獻公の子、

○衞鞅亡レ魏入レ秦、孝公以爲レ相、封二之於商一、號曰二商君一、商君治レ秦、法令至行、公平無レ私、罰不レ諱二强大一、賞不レ私二親近一、法及二太子一、黥二劓其傅一、朞年之後、道不レ拾レ遺、民不二妄取一、兵革大强、諸侯畏懼、然刻深寡恩、特以レ法服レ之耳、孝公行レ之八年、疾且レ不レ起、欲レ傳二商君一、辭不レ受、

【大意】 衞鞅の秦孝公に用ひられ政法を改革し、孝公の死後慘酷を以て誅せられたる事を記せり、○鈴木汪曰く、敍二商鞅本末一極詳、語二其治一曰、法令至行、公平無レ私、稱二其功一曰、兵革大强、諸侯畏懼、而斷レ之曰、然刻深寡恩、特以レ强服レ之耳、至レ終又曰、惠王車二裂之一而秦人不レ憐、蓋商鞅之法、則秦之所二以致レ强、而亦所二以致レ亡也、言二商君之深刻寡恩一、所二以見二秦國之深刻寡恩一、言二商鞅慘酷之報一、所二以見二秦國後來之報一也と、

【通釋】 衞鞅初め魏の國に居りしが、魏を逃亡して秦國に入りて仕官せしに、秦の君孝公は衞鞅の說を聞きて喜び、以て相國と爲して政事を委任し、又其の勳功を賞し、商と申す土地に取り立てゝ君と爲し、因りて諸侯の榮號を授けて商君と號けたり、さて此の

仕遂ぐること困難なりと、先づ右の如く秦の權臣に說得して置きて、又一方には自ら周へ還りて周君に說いて申さるゝに、我が周は何を申すも古來天子の都會にて人智の開けし處なるも、如何せん今日は國勢微弱にして振はず、各國の侮蔑を受け居れば、我が君には一つ大奮發をなし給ひて、我が周國の特產的なる雄辯材智ある士を派遣して、當今列强中の最大國たる秦國へ赴かして、我が君の爲に秦國に於て利害得失を爭はしめ、以て我が國光を示すに如かずと、右の如く周秦兩國の間に周旋して辯士策士の地をなしたれども、終ひに甚しくは振はざりき、

【解義】〔石行秦〕鮑注に周人とあり、〔大梁造〕一に大良造に作る、秦の爵の名、鮑彪曰く、秦孝公十年衞鞅、惠文王五年公孫衍、昭襄王十五年白起皆爲ㇾ之、此蓋起也と、〔欲決霸王之名〕決は決定なり、秦策に張儀が周を伐たんとせし時の言を載せて曰く、臣聞、爭ㇾ名者於ㇾ朝、爭ㇾ利者於ㇾ市、今三川周室天下之市朝也と、此に由りて觀るときは、當時周室衰へたりと雖も、天下の帝王たらんとする者は亦其の此に於て爭はざる可からざる者となせり、故に石行秦亦此の言ありたるなり、〔不如備兩周辨智之士〕備は置なり、辨は辯と同じ、關修齡誤りて此の句を解して、蓋辨士將ㇾ敗二伯王之名一、宜下拒二絕其說一而不上ㇾ聽、故曰ㇾ不ㇾ備也と云ひ、又下文の謂周君曰云云を解して、客既敎三秦備二辨士一、則爭不ㇾ能ㇾ得焉、秦必成二伯王之名一矣、蓋石爲ㇾ秦欺二周君一也と云へるよりして、橫田惟孝は、石爲ㇾ秦謀、既敎三秦備二辨士一、又敎二周君一令二辨士爭一、是激而成ㇾ之也と云へり、其の說皆牽强笑ふべし、夫れ一方に於て辯士を拒絕するを敎へながら、又一方に於て辯士を派遣するを勸め、而して其の至るを待ちて之を拒絕すれば、辯士其の智辯を奮ふ能はずして秦は必ず霸王の名を成さんとの說なれども、是れ甚だ拙策にして、徒に人を激怒して敵國を作るに止りて何等の效も無きなり、天下霸王の用ふべき計にあらず、又秦の强大國を以て斯くまでに辯士を畏るゝ必要なかるべし、橫田氏の是激而成ㇾ之也の說に至りては、未だ其の謂はゆる成ㇾ之とは、果して何事を成すを指すかを知る能はず、從來學者古書を解するに、深く思索を爲さず、徒に文を望んで强解をなすの弊、往往此の如き者あるを見るなり、且つ

全に作る、今正解に依りて訂す、〔戰勝秦且收齊而封之〕勝の下に則の字を加へて看るべし、且は將なり、下の十五字を管到す、收は拾ひ揚ぐること、封は厚なり、乃ち戰ひ敗れて危殆なる齊國を拾ひ揚げて、厚く世話して之に恩惠を被せて、我が味方と爲すなり、〔聽天下之戰〕聽は許諾すること、乃ち天下が齊の事に就て秦と戰はんとすれば、秦は敢て辭せずして、何時にても相手と爲りて戰はんとの意氣込みを示すを謂ふ、〔秦盡韓魏至秦之有已〕上黨は地の名、既に前に見ゆ、當時韓魏に屬す、太原は趙の地の名、今の山西太原府晉陽縣即ち是なり、國策地名考に程恩澤曰く、案太原趙地、卽晉陽也、言秦誠盡得韓魏之上黨、則趙之太原以西亦當爲秦有、故曰制三晉之命、鮑(鮑彪)以爲魏地非是と、今按ずるに本文の西止の二字を鮑叔は改めて西土に作る、黃丕烈は此有誤、但所收未是と云ひ、安井仲平は改めて而止に作り、秦盡く韓魏の上黨太原を取らんのみと解せり、然れども太原は趙の地にして、且つ下文に「制三晉之命」とあれば、程恩澤の説を可と爲す、〔三晉之命〕韓魏趙の三國は、其の祖先共に晉國の大夫たりしが、子孫に至りて各、其の君の地を分割し、獨立して國を建てたり、因つて之を總稱して三晉と曰ふ、

○石行秦謂大梁造曰、欲決霸王之名、不如備兩周辯智之士、謂周君曰、君不如令辯智之士爲君爭於秦、

【大意】秦の兩周の辯士を拒絕して、國中に置かざる時に當りて、石行秦なる者、周の爲に秦に說いて其の拒絕を開破せんと謀りし事を記せるなり、

【通釋】秦は游說の士を惡みて、國內に納るゝを欲せざりしが、周人に石行秦と云へる者ありて、周の大梁造と云へる權威ある爵に居れる大臣に說いて申しけるに、貴國は進んで中原に押出して天下の霸者と爲り、王者と爲りて、世界を統御する名譽を取り極めんと欲し給ふならば、彼の東西兩周は殊に雄辯材智ある士の澤山居る處なるが、其の雄辯材智の士を召し抱へて、いざと云ふ時の御用に備へ置くに如かず、然らざるときは、到底國威を天下に耀かして大業を

策にあらず、反りて失策なるべしとなり、

○周最謂金投曰、公負合秦、與强齊戰、戰勝、秦且收齊而封之、使無多割、而聽天下之戰、不勝、國大傷、不得不聽秦、秦盡韓魏之上黨、太原西、止秦之有已、秦地天下之半也、制齊楚三晉之命、覆國且身危、是何計之道也、

【大意】 金投に說くに、趙の齊を伐つは勝敗共に徒に秦の利益と爲りて、趙は不利なる事を以てし、其の周を伐つを圖るを止めんとしたるなり、

【通釋】 周最自身に又金投に說いて申しけるに、貴公は趙が秦と云へる大國に合同し、步調を一にせるを恃みて心强く思ひ、當時强盛なる齊國と戰はんとせり、然しながら公の爲に憂慮すべきことは、趙が戰うて齊に勝ちたるときは、秦は將に戰敗國の齊を自分の方へ收めて、合同して、之を厚く世話を爲し、齊國の後押となりて、齊をして澤山に土地を分割して戰勝國へ讓與すること無からしめて、天下諸侯の聯合軍は戰爭を爲さんとすれば勝手に自ら滿足し得るまで戰爭をなさしめ、其の久しく戰へる間には自然に疲弊して爭ひを罷むるを待たんとするならん、若し不幸にして趙が齊に勝たざるときは、趙の國家は大痛手を受けて弱り果てたる結句、是非共一から十まで悉く秦の命令指揮を受けざるを得ざらん、而して秦の版圖は益、擴張されて、韓魏の所領なる上黨を盡く占領するときは、之に隣接せる趙國の太原の土地も外へは行かずして、自然に秦の所有とならんのみ、さるときは秦國の領地は天下列國の半數に位して、他の齊楚並に韓趙魏の三晉の死命を自由にすることを得べし、扨て此の如く觀じ來るときは、貴公は其の間に於て如何なる利益を占めらるゝや、徒に自國を顚覆して又自身を危くするのみ、是れ何と云ふ計の立て方なるや、實に無謀輕擧にはあらざるかと申されたり、

【解義】 〔公負合秦〕負は恃なり、合本令に作り、或は

に前章にも「秦知三趙之難一與レ齊戰一也」とあり、參すべし、〔恐齊趙之合〕趙もと韓に作る、安井仲平曰く、時に韓は齊と和す、故に齊韓之合と云ふ、下文に韓を言はざるは、重んずる所齊に在ればなり、鮑彪、下文に依りて韓の字を削るは非なりと、然れども其の說亦終ひに强解を免れず、正解は韓を當に趙に作るべしと云へり、按ずるに、前章に「秦知三趙之難一與レ齊戰一也、將下恐二齊趙之合一也、必陰勁レ之、趙不二敢戰一、恐三秦不二已收一也、先合レ於レ齊、秦趙爭レ齊、而王無レ人焉、不可」とあるに徵するときは、正解の說當を得たり、今之を用ふ、岡井文皮は鮑本に從ひ、韓の字を削り、齊を秦の字に改め、恐二秦之合一也、必先合レ於レ齊に作りて曰く、此時金投負レ合レ秦、與二强齊一戰、或爲二周最一欲レ救レ齊、故說レ投、以下投雖二負レ秦而攻一レ齊、然秦既以二周最一入レ齊而疑レ魏、又知二趙之弱一而難レ敵レ齊也、必先合レ於レ齊、不レ合レ於レ趙也と、亦通ず、〔公之國虛矣〕虛は墟と同じ、故城なり、〔上黨長子〕共に韓の地名、上黨は既に上に見ゆ、長子も韓の地、程恩澤曰く、唐十道圖、長子城丹朱所レ築、丹朱堯之長子、因名、亦曰二丹朱城一、今山西潞安府長子縣治西南有二長子城一と、〔公東收寶於齊〕齊は舊本に秦に作る、說者、秦は西方に在れば、東收を西收に改むべしと爲せり、然れども寶を秦に收むることは、事理に於て合はず、岡井文皮は秦を以て齊の誤と爲して曰く、齊を救ひたる故を以て、東方に向ひ寶を齊に求むるなりと、今其の說に依りて改む、〔南取地於韓魏因以困〕安井息軒曰く、もと南取三地於二韓魏一、韓魏因以困とありしを、下の韓魏の二字を脫せしなりと、此の說從ふべし、岡井文皮は曰く、伐の故を以て南方は地を韓に取り、而して魏も亦因つて以て困まん、是れ齊韓魏の三國共に趙の命令を聽きて、趙は必ず重からんとの意なりと、然れども上文既に明かに「因佐レ秦而伐二韓魏一」とあれば、韓魏を連讀する方、可なり、〔徐爲之東則有合矣〕東は齊を指す、爲之東とは東方の齊を伐つを謀るを謂ふ、有レ合とは秦の必ず趙に合ふこと有るを謂ふ、乃ち趙既に三國をして己が命を聽かしめ、而して後に徐に齊を伐つを謀るときは、秦は天下各國の中に就いて唯强を是れ視て親密にする國なれば、必ず彼れより進んで趙に聯合することあるべし、故に秦に聯合を求めんが爲に齊を伐つを急ぐことは、決して趙の得

ゝを救ひたるを記せり、

【通釋】　趙の將金投が齊を伐たんとしたる時、齊國に居て齊王に親任せらるゝ周最は甚だ之を患へたるが、或る人ありて周最が爲に金投に謂うて申すに、彼の秦は周最が魏國を去りて齊國に之きたるを以て、天下の諸侯が表面秦に親密を表しながら其の實は齊と私約あらんことを疑へり、而して又趙が齊人の强きを畏れて之と戰ふことを畏れ憚るを知れり、因つて趙が齊と握手して合同せんかと氣遣ひ居れば、秦が趙を舍て置きて己れ自身が先づ齊に合同することは必定なり、扨右の如く秦齊の兩强大國が合同したる時は、趙は到底之に敵すべきにあらざれば、尊公の國即ち趙國は氣の毒ながら亡滅して、其の都は空しく城趾とならん、されば尊公の策としては、只今齊を伐つを止めて齊國を救ひ、因りて秦の軍を佐けて鋒先を向け易へて、韓魏を伐たんには如かず、然る時は彼れの領土たる上黨及び長子と申す地は、彼れの力にては守られずして貴國趙の所有となる外なきなり、斯くして尊公は齊を救ひたる功を以て、其の報酬として東の方にては寶物を齊國より收め取り、南の方にては土地を韓魏より收め取らば、韓魏は益〻以て困みて、當分趙は韓魏に乘ぜらるゝ患無けん、然る後落ち付きて又齊國を伐つことを謀るときは、是れ必勝疑ひなきが故に、秦は必ず趙國に合同を申込みて來らん、さらば右の如く今尊公が齊を伐つは趙の甚だ不得策にして、之に反し齊を助くるときは以上の如き大利あり、是れ大いに考量を要すべき問題ならずやと、

【解義】〔金投〕金は姓、投は名、趙の臣、〔疑天下〕天下は魏趙等の國を指す、前策に「子因令最居魏以共之是天下制於子」と云ひ、「且反齊王之信以禁天下之率」と云ひ、「秦得天下則伐秦深矣」と云へるの天下と同じ、乃ち秦は曾て齊王に親交ある周最が魏を去りて齊に往きしを以て、必ず天下と齊との間に祕密關係あるを疑ふならんとなり、〔趙之難予齊人戰〕予は舊本に子に作る、今一本に從うて改む、予は與と同じ、史記の游俠傳序に、誠使郷曲之俠予季次原憲、比權量力效力於當世、不可同日而論矣とあり、是れ其一證なり、乃ち金投は齊を伐たんと欲するも、趙は齊の强を畏れて之を難んずるなり、既

其の點より推して見れば、私は取りも直さず王臣なれば、矢張り周國の住人なり、此の上に何ぞ外來の客人と申すべきや、されば尋問に對へて主人なりと申したりと申されたり、周君如何にも一理ある事と思ひ、乃ち役人に命じて之を囚獄の中より出して赦したりと、

【解義】〔溫人〕溫は地の名、時に魏に屬す、〔周不納至主人也〕諸本に周不レ納レ客、卽對曰主人也に作る、安井息軒曰く、客の字を句とす、當時周の法、客を納れず、客至れば辭して之を卻くることあり、此れ特に其の法を舉げて、辭せしことと自ら其の中に在り、故に下に、之を承けて卽對曰と云へるなり、古文健勁此の如しと、今按ずるに、姚宏曰く、一本に客邪對曰に作る、韓非子亦此の事を載す、文一本と同じ、息軒の說、頗る牽强に失するに似たり、〔周其巷〕巷は「ちまた」と訓ず、里中の道なり、直きを街と云ひ、曲れるを巷と云ふと、字書に見えたり、〔詩曰普天至莫非王臣〕詩は今の詩經小雅の北山の篇に出づ、普は徧なり、率は循なり、普天之下とは、天の下を徧くして、世界の有らん限りはとの意なり、率土之濱とは、土地の涯に循ひ、ぐるりと引廻はして、土地の續かん限りはとの意なり、

○或爲周最謂金投曰、秦以周最之齊疑天下、而又知趙之難予齊人戰、恐齊趙之合、必先合於齊、秦齊合、則公之國虛矣、公不如救齊因佐秦而伐韓魏、上黨長子、趙之有已、公東收寶於齊、南取地於韓魏、因以困、徐爲之東、則有合矣、

【大意】周最、魏を去りて齊に在りし時、趙の將軍金投が趙王の命を以て秦魏と共に齊を伐たんとするを恐れたりしを、或る策士ありて周最が爲に金投に、近き將來に於て齊秦の合同あるべければ、其の機に乘じて齊秦を佐け、兵を韓魏に移して、趙の版圖を廣むるの利なるに如かざるを說き、以て齊の趙に伐たる

毀なり、〔故衆庶成彊增積成山〕成と强とは其の力に就いて云ふ、成と山とは其の形に就いて云ふ、此の二句、以て國人の大臣に相黨し、遂に君を弑するに至るに喩へたるなり、正解に曰く、蓋し古語と、按ずるに、上文に故大臣得譽非國家之美也とあり、今又故の字を重複す、恐らくは故衆の間に曰の字を脫せるならん、

○溫人之周、周不納、問曰、客耶、對曰、主人也、問其巷而不知也、吏因囚之、君使人問之曰、子非周人、而自謂非客何也、對曰、臣少而誦詩、詩曰、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、今周君天下、則我天子之臣、而又爲客哉、故曰主人、君乃使吏出之、

【大意】當時周國游說の士を畏惡して、國に納れず、故に溫人此の奇對を設けて、其の惑ひを解きたるなり、

【通釋】 魏の國に溫と申す處あり、溫の人、周に之きしが、周の役人は他國人なればとて、國境內へ納れず、因つて役人は之に問うて申すに、汝は全體當國の住人なるか、又は他國より來れる客にてはなきかと、溫の人對へて申すに、私は主人卽ち當國の住人なりと、さらば汝の住居せる市街は何と申すかと尋ねしに、其れは一向知らずして、何の答も出でざりき、周の役人は怪しき者なりと思ひて之を囚へたり、周君は其の事を聞き、人を遣はして溫の人に問はしめて申すに、其の許本來周國に住めるにあらざるに、自分は他國より來りし客人にあらずと申さるゝは何ぞやと、溫の人對へて申すに、小臣少き時古詩を諳誦致したり、其の詩に普天の下王土に非ざるなく、率土の濱王臣に非ざるなしと申して、兼ねて苟くも此の世に有らん限り廣き天下は何れも王の御領分で無きはなし、一捲の土地に住せる人人は何れも王の臣下で無きはなしと承知致し居れり、然るに只今周の御國は天王と仰がれて、天下各國に君と爲りて臨み給へば、

の論なり、鮑彪の說に依れば、史に東周を書すること甚だ略せり、豈に惠公の後に此の君(文君)あるか、然らざれば惠公の別稱なり、淮南子の道應訓に亦周昭文君ありと、「閔閔之心」閔は憂なり、國人の呂相を悅ばざるを憂ふるなり、「國必有誹譽」誹は謗なり、「そしる」と訓ず、「宋君奪民時」民時は農作の方に多忙なる時節を謂ふ、「而民非之」非は誹と同じ、「無忠臣以掩蓋之也」蓋は音「カフ」、覆なり、「おほふ」と訓ず、此の句、正解に、以て他策の錯簡或は注文の混入と爲せるは謬れり、乃ち正しく上の「忠臣令誹」云云の句を顧みて、其の然らざる時は此の如しと論注を下したるなり、尙下文の「以掩桓公非」云云の句と互文法を用ひ、相照映して云へるものと承知すべし、「子罕釋相爲司空」釋は舍なり、釋相は相の職を罷むることなり、司空は官の名、工事を總轄することを掌る、闞井文皮曰く、左傳の襄公十七年に、宋皇國父爲太宰、爲平公築臺、妨於農功、子罕請俟農功之畢、公弗許、築者謳曰、澤門之晳、實興我役、邑中之黔、(子罕)實慰我心、子罕聞之、親執扑、以行築者、而抶其不勉者曰、吾儕小人、皆有闔廬、以辟燥濕寒暑、今君爲一臺、而不速成、何以爲役、謳者乃止、或問其故、子罕曰、宋國區區而有詛有祝禍之本也とあり、又曰く、左傳の桓六年に、宋以武公廢司空とありて、宋の武公、名は司空と云へるを以て、宋に限りて司空の官名を諱み改めて司城と爲せり、故に宋には司空の官名なし、宜しく司城に作るべしと、「齊桓公」名は小白、姓は姜氏、桓公は謚にして、謂はゆる五霸の一人なり、「宮中七市女閭七百」七市は場處を以て言ふ、宮中に七市を置けるは婦人の便利を圖るなり、七百は人數を以て言ふ、正解に曰く、閭は里の門なり、市に必ず閭あり、女子をして之に居らしむ、毎閭百人あり、故に七百と曰ふと、韓非子に、宮中二市婦閭二百とあり、「管仲」管は姓、仲は字、名は夷吾と云ふ、齊の桓公の相なり、史記に傳あり、「三歸之家」婦人、嫁を謂うて歸と爲す、三歸とは諸侯、妻を娶るとき、一娶九女を法と爲す、卽ち其の一人を嫡夫人と爲し、同姓二國之に媵し、各姪娣あり、管仲之に倣ひて三家より娶る、故に三歸の家と曰ふ、論語の八佾篇に、管仲有三歸とあり、其の說、尙論語正義に詳かなり、今之を略す、「自傷於民也」傷は

に於て或る人、呂相が爲に周文君に謂うて申すやうに、凡そ國家には必ず人の誹と譽とありて、卽ち片方に譽むる者あれば亦片方には誹る者あるべし、されば誹りと申すことは到底世間に有り勝ちの事なり、就いては眞實に君主に忠義なる臣下は、世の誹りを自分の身に引受けて譽れを主君に持たしむるやうに爲せり、昔し宋の君が土木工事に耽り、農民の仕事の最中なる大切の時節を妨げて、其の力を用ひて君の快樂に供する臺を造りたれば、國民は君の事を誹謗せしが、是れ全く前に申すやうな忠臣がありて、世の非難の矢面に立ち、君の惡事を掩ひ蔽して外方に示さざるやうに爲す者が無ければこそ、右の如く衆民の怨謗が直接に君の身に集りたるなれ、是に於て當時宋の賢臣なる子罕と申す人が相國の官位に居れるを辭退し棄てゝ、土木工事の監督の長官たる司空の官と爲り、直接に其の責任を明かにしたれば、國民は輔弼たる子罕の行動を誹謗して宋君を善良と爲したりき、又齊の桓公は女色を好みて、宮中に女市七百とて、女子の商賣せる場處七箇所を設け、又女閭とて、其の市に各〻閭門を置き、女子を其の中に圍ひ置くこと一閭毎に百人にて、七閭を合はせて七百人の多數に上りたれば、國人は之を誹謗せしが、其の臣管仲は故らに自分の方に三歸の家とて、多くの婦女を置ける場處を設けて桓公の非なる點を掩ひ隱し、自分の身に國民に不評判を取るやうに爲したり、孔子の作られたる春秋の書中に、臣下が君主を弑したる賊臣を記載せること何百人と申す程の多數なるが、其の賊臣は何物が多きかと云はんに、此れ皆一國の大臣にして國人より譽められたる者が、輿望を恃みにして慢心の增長したる結果なり、されば一國の大臣が餘り國民より譽れを得ることは反りて國家の美事にあらず、故に衆庶の力は能く强を成し、物が增し積れる形は能く山を成すと云へる古語あり、卽ち大臣も餘り衆民の好評判を博する時は味方が多く出來て勢力が强大になり、遂に君の御爲宜しからざるべし、されば今日彼の呂相が國人に不評判なるこそ反りて主君の御爲ならずやと申しければ、周文君も如何にも其の通りなりと思ひけん、遂に呂相が相國の官を免せざりき、

【解義】〔國人說〕說は悅と同じ、〔周文君〕文は周君

を以て周君に說いて申さしむるやう、此度謁見する客人は誠に雄辯家なり、然しながら其の缺點として不可なる次第は、兎に角他人の事を惡樣に申して毀ることを爲したがる僻あり、されば彼れの申すことは輕輕しくは受取るべからざるなりと申さしめて、先づ周君の心に厭氣を持たしめたり、

【解義】〔周相呂倉〕呂は姓、倉は名、〔工師籍〕工師はもと工匠を掌る官なるが、官を以て氏と爲せるなり、籍は其の名、〔傷亡也〕傷は毀害すること、〔好毀人〕毀は傷なり、「ソシル」と訓ず、

○周文君免工師籍、相呂倉、國人不說也、君有閔閔之心、謂周文君曰、國必有誹譽、忠臣令誹在己、譽在上、宋君奪民時以爲臺、而民非之、無忠臣以掩蓋之也、子罕釋相爲司空、民非子罕而善君、齊桓公宮中七市、女閭七百、國人非之、管仲故爲三歸之家、以掩桓公非、自傷於民也、春秋記臣弑君者以百數、皆大臣見譽者也、故大臣得譽、非國家之美也、故衆庶成強、增積如山、周君遂不免相、

【大意】 相の相呂倉が國人に不人望なるを以て、周君は之を免職せんとしたるを、或る策士、呂倉の爲に周君に說くに、彼の不人望なることこそ反りて君の爲には忠益の臣たることを以てして、之が免職を救ひ止めたる事を記せり、

【通釋】 周の文君と申す君あり、其の相國工師籍を免官して呂相を代りに相國となしたるが、周國の人は呂相を悅ばずして頗る不人望なりければ、周文君も流石に心に掛ると見えて、閔閔と憂慮の心あり、是

ことは勿論なるのみならず、而して其の原因は何れより起るかと云へば、大王が初め祝弗の言を聽用して周最を逐ひて呂禮を相とし給へるに因れば、彼の祝弗を用ひ給ふことは卽ち天下諸侯の爲に彼等が秦に取り入るの動機を作り遣はすやうなるものにて、齊の利益にはならずして反りて天下諸侯の利となるなり、是れ寔に良計にあらずと申されたり、

【解義】〔聽祝弗〕既に前章に見えたり、〔外周最〕外は疎外なり、又外に放逐するなり、〔則伐齊深矣〕深の字は、上文の「欲深取秦也」の深と相映ず、乃ち深く秦に親しくならんと豫期せるに反して、深く秦に伐たるとの意なり、正解に深を以て術と爲すは非なり、〔則趙恐伐〕前章の謂薛公の章に、君不如急北兵趨趙以秦魏の解參看すべし、鈴木注曰く、秦之謀、本在下搆諸侯兵而坐收漁人之利上、故勸天下以伐齊、天下不聽則亦將合於齊以圖諸侯也、故齊合則趙恐伐也、魏策云、齊秦不合天下無憂、正謂此也、趙欲止齊秦之合、則急兵以示秦、可見齊趙相鬬、是秦之所禱祠而求也と、〔與之齊伐趙〕之は與の字と同義に用ふ、左傳の文十三年に主父之二子死焉とあるを、賈注に皇父與穀甥牛父二子皆死と云へり、杜注亦同じ、正解に之を合の誤とす、今按ずるに必ずしも然らず、〔其實同理〕理は利と音同じ、蓋し義亦相通ず、或曰く、其音同じきを以て訛すと、鈴木注曰く、秦之本謀、唯在鬬兩虎、故使趙攻齊、與使齊攻趙、其實無異矣と、〔不必處矣〕安井仲平曰く、處は猶、制のごときなり、必ずしも趙の兵を急にして齊を伐つを制せざるなりと、〔卽天下之理也〕理亦利の字と倣して看るべし、說、上に見ゆ、

○周相呂倉、見客於周君、前相工師籍恐客之傷己也、因令人謂周君曰、客者辨士也、然而所以不可者好毀人、

【大意】明白なれば解を要せず、

【通釋】周の相臣呂倉が或る客を周君に謁見せしめたるが、前の相臣工師籍と申す人は、其の客が現相臣の引立てなれば、反對者たる自分卽ち前相の事を周君に讒して傷はんことを恐れしかば、因つて或る人

字を決の字に代へて用ふる亦多し、史記には果を集に作る、鈴木江曰く、齊無レ秦、與レ有レ齊秦必輕レ君句ニ相反對、前言下秦得レ齊則輕中薛公上、此下言三齊失レ秦則重二薛公一、天下果言レ伐レ齊之事成一也と、

○齊聽ニ祝弗一、外ニ周最一、謂ニ齊王一曰、逐ニ周最一、聽ニ祝弗一、相ニ呂禮一者、欲ニ深取一レ秦也、秦得ニ天下一則伐レ齊深矣、夫秦齊合則趙恐レ伐、故急レ兵以示レ秦、秦以レ趙攻、與レ之齊伐レ趙、其實同理、必不レ處矣、故用ニ祝弗一卽天下之理也、

【大意】此れ亦或る策士がありて周最が爲に齊王を說いて、其の齊に逐はれたるを救はんと謀りたるなり、

【通釋】齊王は祝弗の言を聽用して、兼て信任せる周最を疎外して他國へ放逐したり、時に或る策士ありて周最が爲に齊王に說いて申しけるに、大王が周最を放逐し、祝弗の言を聽用して秦の臣呂禮を齊の相と爲し給へるは、全く此れに因りて深く秦に取り入りて、其の援助を假り給はんとてならん、然しながら結果は其の反對にて、秦が天下の諸侯を味方に得るときは、齊を伐つことは深く甚しからん、何せとならば、事改めて申せば、元來天下の諸侯は、齊秦が聯合するときは己等の敵せざるを恐れて、何とかして兩國を分離せしめんと思ひ居りて、殊に趙は、尤も秦齊に比較的接近なれば、秦齊の合ふときは先づ己等の伐たれんことを恐るゝが故に、火急に兵を起して齊を伐つ事を秦に示し、秦を自國の味力に引き入るゝを努むるなるべし、秦の方面より申すときは、秦が趙と共に齊を伐つと、亦齊に味方して趙を伐つと、場處こそ異なれ、其の實は何れにするも同じく利益あるなり、されば秦たる者は趙の齊を伐つを見るとも、之を取り押へて止めざることは必定にて、斯くなるときは、齊が秦に聯合すれば聯合する程、天下は益〻秦に取り入らんとするが故に、齊は反りて益〻敵國を多く作りて、秦に乘ぜらるゝ譯なれば、秦の利益たる

て置くも秦に從はざる可からざるが故に、又薛公を重んずる必要なしとなり、〔君不如急北兵〕北兵は、趙は魏の北方に在り、故に趙兵を北兵と云ふ、前章に爲ニ周最一謂ニ魏王一曰、秦知ニ趙之難一與レ齊戰一也とあるが如く、蓋し是の時趙兵將に齊を伐たんとして未だ發せず、又次章にも夫秦齊合、則趙恐レ伐、故急レ兵以示レ秦とありて、趙も秦齊の聯合して己れを伐たんことを恐れて、一刻も早く齊と開戰せることを秦に示して秦を己れの味方と爲さんと熱中する際なれば、故に客は薛侯に急に趙兵を發するを勸めたるなり、〔趨趙以秦魏〕趨は音促、義も同じ、催促すること、以ニ秦魏一は、秦魏聯合して齊を伐つ事を以て趙に共同すべきを促すを謂ふ、此れ即ち上の「急北兵」の事實を說けるなり、史記には以の字の下に和の字あり、〔收周最以爲後行〕收は用なり、後行は輔佐なり、隨從して後列に在るよりして後行と云ふ、史記には爲の字なし、後行を厚行に作る、安井仲平曰く、后と厚と古字相通ず、蓋し后を假借として用ひしを、誤つて後に作れるなり、周最を收用して其の行を厚くするを云ふと、岡井文皮曰く、收は復の誤字、厚行は上文の茂行と同意、周最が齊に厚き故を以て、之を齊に復歸せしめて其の茂行を爲さしむるを謂ふと、〔且反齊王之信〕反は反覆なり、信は豫期なり乃ち齊王が祝弗の言を誠實と思うて其成功を豫期せるを飜覆して、王をして復祝弗を信ぜざらしむるを謂ふなり、鈴木汪曰く、秦將レ伐レ齊、故齊王以爲ニ祝弗欺一レ己也、信字、與下上聽ニ祝弗一之聽字上相喚應と、岡井文皮曰く、趙策云、周最以ニ天下一辱レ秦者也、蓋最不レ善レ秦者、故周逐レ之而相レ禮、以欲レ取レ秦也、今復收レ最、則是齊王之信反と、〔以禁天下之率〕率は鮑注に從なり、齊秦二國聯合するときは、天下皆之に從ふ、天下皆之に從ふ時は、周秦共に最早魏の宰相たる薛侯に必用なければ之を輕んずべきを、今齊王の信を反して齊秦の聯合を破れば、是れ天下の齊秦に從ふを禁じて薛侯の重きを維持すべしとなり、史記には率を變に作る、乃ち齊王の信約に反して秦を疏んじて、天下をして敢て變を爲さゞらしむるなり、〔齊無秦天下果〕果は決なり、魏策に臣又爭レ之以レ死而果とあり、趙策の富丁欲以レ趙合ニ齊魏一章に三國欲レ伐レ秦之果也、必聽ニ我欲レ和とある果の字と同じ、國策中に果の

受けて困めめる時、策士ありて周最が爲に活路を開かんと計りたる事を記せるなり、

【通釋】齊の公族薛侯が齊王に貳心を疑はれ、齊を出で魏に仕へて宰相と爲りし時、或る人が周最の爲に之に說いて申しけるに、周最が齊王に對する關係は一應の交り位の事にてなく、甚だ厚き親密の間柄なり、然るに大王は之を放逐し、祝弗の言を聽き用ひて秦の將軍呂禮を迎へて齊の相國となし給ひしものは、此れに因みて深く秦に交際を求めんとの尊慮に過ぎず、若し此の事が成立して秦齊兩國が互に親密になりて聯合するときは、其の功によりて祝弗と呂禮とは尊重せらるゝは極り切りたる義なり、斯くして齊と云ふ强國の聯合があるときは秦國は最早只今までの如く魏を味方に付くるを務めざるも可なるが故に、君を輕視して從來のやうに尊まざるべし、君は如何にも莫迦を見る次第なれば、今の內に急に北方の兵を起し、卽ち北の方趙の師を催促して秦魏の二國の軍に合はし、一方には彼の齊王の見棄てたる周最を收め取り立てゝ後備へと爲し、公然と齊に對する敵意を世に顯示するに如かず、然るときは其の勢ひにて將に齊王が呂禮の言に因つて秦が己れを援くべしと信ぜるを飜して秦を信用せざるやうになりて、天下が秦齊兩國の聯合を畏れて、兩國に順ひ服せんとするを押へ止むるならん、斯くして齊が秦の援なきときは最早畏るゝに足らざるを以て、天下卽ち各國聯合軍の齊を伐つこと果決して、遲疑することと無かるべし、祝弗は齊王に信用を失ひて其の立場に困窮の餘り、必ず齊國を逃れて他國に走るべし、其の曉には齊王は孤立の身と爲り、何人を王の相談相手と爲し齊國を治むべきか、乃ち尊公を故國へ呼び返して相談するより外なければ、畢竟是れ尊公の利益となる所以なりと、

【解義】〔有齊秦必輕公〕有齊の二字を句とす、此れもと秦有レバ齊必輕ンズレ公ヲと書すべきを、本書の趙策に、今從二强秦一國之伐レ齊とありて、常文を以てすれば國之の二字は從强秦の上にありて、今國之從强秦と云ふべきを、故らに其の下に置きたると同じく、倒裝句法を用ひたるなり、文意は、秦は魏を取りて味方と爲さんと思へばこそ、其の相臣たる薛公を重んじたるなれ、若し已に齊を與國に爲し得たる時は、魏は打ち棄

文皮曰く、此策恐くは最が自言の辭にあらず、句首恐らく爲の字を脫するならん、說は後に見ゆと、今據りて補ふ、〔子何不以秦攻齊〕攻の字疑ふべし、鮑注に曰く、秦攻齊禮使之也、齊欲免攻、故可使之相禮と、岡井文皮曰く、按ずるに前章に魏貴合於秦以伐齊、而周最不與伐齊の事あり、之に據れば、恐らくは最が禮に齊を攻むるを勸むるの理なし、且つ下文に據るに、最時に齊に逐はれて魏に居る、彼れ烏くに能く齊をして禮を相とせしめんや、因つて按ずるに、此の攻の字は疑ふらくは收の訛ならん、收は合なり、故に下に秦齊合と云へり、又秦策に云く、秦王以呂禮收齊と、皆以て證と爲すべし、下章に云く、齊逐周最相呂禮と、蓋し此の時最已に逐はれ禮未だ相たらず、而して最は齊を去り魏に居ると雖も、猶虛信を修め、秦魏の合ひて齊を伐たんことを憂ふ、故に客周最が爲に呂禮に謂ひて、子何ぞ秦の齊を攻むるを止むる事を以て能く齊を收めざるや、臣請ふ其の功を以て子をして齊に相たらしめんと曰へるなりと申されたりと、今按ずるに、此の說從ふ可し、但其の「以秦收齊」の句の以秦の二字を、秦が齊を攻むるを止むる事を條件と爲して齊に合同するの意に解すれども、以秦とは勢力强大の秦國てふ廉によりて云云と解する方佳なるべし、〔子因令最以共之〕共は秦に事ふるを共にするなり、文皮曰く、上文に臣と云ひ此に最と云ふ、最が自言の辭にあらざりしを見るべしと、

○謂薛公曰、周最於齊王厚也、而逐之、聽祝弗相呂禮者、欲取秦也、秦齊合、弗與禮重矣、有齊秦必輕君、君不如急北兵、趨趙以秦魏、收周最以爲後行、且反齊王之信、以禁天下之率、齊無秦、天下果、弗必走、齊王誰與爲其國、

【大意】此れ亦周最が齊より逐はれて魏に居り秦魏聯合して齊を伐たんとせしに、反對して魏の嫌疑を

使楚惡之と、「遽和東周」遽は急遽なり、遽の字、昭翦の惶遽して深く計るに暇あらざる狀を想見すべし、岡井文皮曰く、此詳玩全文、此客蓋非爲翦謀者也、謂東與翦有隙、且惡楚與西合、客因與東周謀、而欲壞之、故設告以宣言事、令翦懼而生其心也、其實決無西周賊翦之理矣、翦不知其意、却恐東周賊己者、實以爲勢當然也、故遂和之、遽和者正自墮其術中矣と、

○爲周最謂呂禮曰、子何不以秦攻齊、臣請令齊相子、子以齊事秦、必無虞矣、子因令最居魏以共之、是天下制於子也、子東重於齊、西貴於秦、秦齊合、則子常重矣、

【大意】　秦魏共に齊を伐たんとしたる時、周最、魏に居て不同意を唱へたるを以て、魏に安んぜざりしが、或る策士、爲に秦の將呂禮に說いて、最の地位を安全にせんと謀りたる事を記せり、

【通釋】　或る人、周最が魏に安んぜざるを氣の毒に思ひ、最が爲に秦の大將呂禮に說いて申しけるに、貴下何ぞ秦の威光を利用して、彼の齊が秦兵に攻められんとして困却憂懼せる中から拾ひ揚げて助けて遣らざるや、貴下若し左樣に爲し給はゞ、臣は請ふ、齊國をして其の報謝として貴下を齊の宰相に任ぜしめん、是に於て貴下、齊國を率ゐて秦國に事ふるときは、秦は固より貴下を援くるが故に、貴下は必ず安全にして何等の心配なかるべし、此の如く安全なる地位を占めたる上、貴下は推薦して周最を從前の通りに魏に落ち著き居て其の政事に與からしめ、彼と共同して益〻秦との聯絡を親密ならしむるときは、諸國より尊敬せられて、天下の事は皆貴下の一手に切り盛りさるゝやうになることとなり、是に於て貴下は東に於ては齊に尊重せられ、西に於ては秦に貴重せられん、此の如くにして秦齊兩國が聯合するときは、貴下は常に重からん、是れ實に萬全の得策ならずやと申されたり、

【解義】　「爲周最謂呂禮曰」舊本皆爲の字なし、岡井

也、以惡之於王也、昭翦曰、善、吾又恐東周之賊己、而以輕西周、惡之於楚、遽和東周、

【大意】或る人、東周の爲に、楚の大將昭翦が東周と相惡しくして、東周の不利なるを憂へ、之を調和せんとて、昭翦に生命の危險なるを說きて、之をして調和に心を傾けしめたる事を記せり、

【通釋】楚の臣昭翦、東周と其仲惡し、或る人、東周の爲に昭翦に說いて申しけるに、尊公は東周と交り善からざるが、今私は公の爲に內面的祕計を計畫致さんと、昭翦の申すに、其れは何如なることぞやと、或る人對へて申すに、彼の西周は、御承知の如く非常に東周を惡めり、常不斷に東周と貴國の楚とが互に仲違ひして惡くならんことを望み居れり、されば今日西周は公と東周との間が面白からざるに乘じ、刺客を使ひて尊公を暗殺せしめ、因りて此れは東周の所爲なりと言ひ觸らし、罪を東周に塗り付け東周を楚王に不首尾ならしむることは必定なり、故に尊公に於て餘り東周を惡まるゝ時は、終に西周の犧牲と爲りて殺さるゝやも計り難しと、昭翦答へて申すに、成程尤もの次第なり、自分は啻それ許りのみならず、其の上に東周の方にも西周と同じ考へを持ちて、從來西周と楚國との間を取り持ち居れる此の自分昭翦を暗殺して周楚の連絡を薄らげ、以て西周の權威を輕くし、其の事を我が楚王に惡く申して離間せんことを氣遣はるゝなりと、是に於て昭翦は早急に東周と和親せしかば、東周は因りて安心を爲すを獲たりとぞ、

【解義】〔昭翦〕楚の相、既に前に見ゆ、〔畫陰計〕畫は計畫なり、陰計は陰密の計なり、〔必令賊賊己〕上の賊は名詞、凡べて刺客の徒を盜と曰ひ、又は賊と曰ふ、下の賊は動詞、殺なり、〔吾又恐東周〕又の字、亦に作るときは彼れに對する詞なれども、又に作るときは更に一層を進めたる詞なり、乃ち唯西周の己れを殺さんことを恐るゝのみならず、其の上に東周の己れを殺さんことを恐るとなり、鮑注に曰く、翦惡東（東周）必善西、（西周）、西善翦則楚亦囘重西矣、東欲壞其交、故賊翦、翦死則西無內主於楚、東因得

謂二反間一、而傾危甚矣と、

【通釋】 昌他と申す人が西周の國を脫走して東周へ參り、西周の祕密を東周へ殘らず精しく語りたり、當時東周西周は其仲惡しければ、東周は大いに之を喜べるに引き換へ、西周は大いに之を怒りたり、其の時馮雎と申す西周の策士は西周の君に告げて申すに、臣の力、働きにて彼の昌他を殺して御目に掛けん、就いては少少都合あれば我が君には臣に金三十斤を下されたしと、西周君因つて三十斤を渡しゝに、馮雎は或る人に、其の金と一通の手紙とを程能く持ちて、祕密に昌他に贈らしむ、其の文句に申すに、さて昌他に告ぐることは、兼て計畫せる事件が成し遂げ得べくんば、願はくは勉强努力して之を成し遂げよ、若し成し遂げ得べからずんば、計の祕密が露顯せざる內に速かに逃げて此の方へ來るべし、因循して事が久しく埒明かざるときは、將に謀が泄れて露顯せんとす、是れ我と自身に己が身を殺す者にて、甚だ拙策なりと、右の如く書中に認めたる手紙を造り、因つてさる者をして東周の偵察係りの役に密告せしめて申すに、今夕は姦人が當に國內へ忍び込むことあるべし、決して油斷ある可からずと、是に於て偵察係りは非常警戒を施して居る處へ、前きの昌他へ贈らんとして遣はしたる書を持てる者が來合はせたれば、偵察係りは早速に捕へて其の書を東周の政府に獻じたり、東周は因つて昌他が西周の間諜なるを疑ひて、早速其場に於て昌他を殺したりき、

【解義】〔盡輸西周之情〕輸は「イタス」と訓ず、鮑注に輸言二委以告一レ之とあり、〔間遺昌他〕間は間隙なり、其の間隙を伺うて之に遺るなり、漢書の汲黯傳に黯務少レ事、間常言、與レ胡和、毋レ起レ兵とあるを、顏師古が注に每因二其間隙一而言也と解せり、間の字義、此れと正に同じ、遺は贈なり、〔亟亡來〕亟音「キョク」、速なり、〔東周之候〕候は偵候の吏なり、巡邏の如きもの、

○昭翦與二東周一惡、或謂二昭翦一曰、爲レ公畫二陰計一、昭翦曰、何也、曰、西周甚憎二東周一、嘗欲二東周與レ楚惡一、西周必令二賊賊一レ公、因宣二言東周

の正義に曰く、以秦輕易周相故、相國於是反歸周也とあり、正解に、鮑注に依りて周相見秦險於三國不進と解せるは非なり、此の輕の字は、下文の輕重の輕と皆同じ、〔三國之情〕情は實なり、〔留其行〕史記には行を還に作る、〔東方之處〕處は處置なり、乃ち東方を如何に處置するかを謂ふ、文章もと處東方に作るべきを、倒字法に用ひて此の如く處の字を下に置きたる也、〔以取秦〕取秦とは、交りを秦に取りて相親むを謂ふ、〔齊重故有周而已取齊〕此句、諸解紛紛明かならず、今姑らく臆を以て下の齊の字を秦の字に改めて解しつ、故は固と通ず、岡井文皮曰く史記には齊重則固有周聚、以收齊の十字に作る、因つて本文を考ふるに、而の字もと聚に作る、聚は古文に[illegible]に作る、蓋し字殘缺し、後誤つて而に作る、周聚は卽ち周最なり、（既に西周の部に云へり）索隱に曰く、最は古の聚の字と、故は固と通ず、已は以と同じ、取は收なり、正に史と合ふ、見るべし、策文に訛舛あるを、正義に曰く、周最事齊而和於齊、周故得齊重、今相國又得秦重、是相國收秦、周最收齊、周常不失大國之交也、今從之と、此の說、亦存參とすべし、

○昌他亡西周、之東周、盡輸西周之情於東周、東周大喜、西周大怒、馮雎曰、臣能殺之、君予金三十斤、馮雎使人操金與書、閒遺昌他曰、告昌他、事可成、勉成之、不可成、亟亡來、事久且泄、自令身死、因使人告東周之候曰、今夕有姦人當入者矣、候得而獻東周、東周立殺昌他、

【大意】西周の亡臣昌他が國情を東周に精しく告げたるを以て、馮雎と云へる策士が西周の爲に離間の計を行うて、之を殺せしことを記せるなり、穆文熙曰く、馮雎之遺書昌他、乃兵法之因其敵閒而用之者也、其告候者、蓋令吾閒以告彼閒者也、均之

重國之交也、

【大意】韓魏齊の三國が秦と抗敵せし時、周は相國を秦に遣はして敬意を表せんとせしが、秦は敵國と兵を構へながら周の使者の相國を輕蔑せるを以て、相國は不愉快に思ひたるを、客ありて相國に秦をして重んぜしむる策を敎へたるを記せり、

【通釋】韓魏齊の三箇國、聯合軍を以て秦國に當りて之を拒ぎし時、周は小國なるを以て、此の際秦に敬意を表して歡心を取り置かんとて、其の首相を使者として秦に赴かしめたり、然るに秦は大國なるを恃み、格別之を意に留めずして周の使者の相國を輕んじ、疎略に取り扱ふが故に、相國は途中にて其の秦に行くことを見合はせたり、時に或る客がありて相國に說いて申すに、果して秦が尊君を輕んずるか重んずるか、先方へ行きて見ざれば豫知すべからず、尊君を秦が尊重することを欲し給ふならば、彼の秦は敵國に苦められて居る最中なれば、三國の實情を承知したしと希望し居ることは極めて切なり、就いては尊公は斯樣になさるが上策なり、其れは矢張り往きて秦王に謁見して申さるべし、臣不肖なれども請ふ大王が如何に東方の諸侯即ち三國を處置遊ばす御考へなるやを伺ひたし、及ばずながら御參考までに臣が愚考をも申し上げんと仰せ上げらるべし、さすれば秦王は固より敵情を知らんと熱中せる折柄なれば、必ず大いに悅んで尊公を尊重するに相違なし、かくて秦が尊公を尊重すれば、是れ取りも直さず公が周の國を尊重して即ち周國の貫目を附けて、交際を秦に向うて取れるなり、齊國は貫目の重き強大な國なるが、固より周を味方として持てり、而かも今又已に秦を取り入れて交際を結ぶときは、是れ周は齊と秦との兩大國の援助あり、常に重き國即ち强國の交際を失はず、極めて安全な地位に立つを得べし、されば秦が三國に苦しめられて居る今日こそ、公が周の爲に謀るべき好機會なると同時に公が一身の重きを爲す好時機なれ、努め躊躇するなく、邁進し給へかしと、

【解義】〔三國隘秦〕三國は韓魏齊なり、隘は音「やく」、距なり、「フセグ」と訓す、史記の周本紀の赧王五十八年には此策を載せて、三晉距秦に作る、〔以秦之輕也〕秦之輕とは秦が周の相を輕んじ侮るなり、史記

般なり、然し亦君が御厚意を無勢力な小人に拂ひ給ふとも、身分の賤しき無勢力な小人には、是れぞと取り立てゝ君の方より求むべき御用筋も無し、又其の上に妄りに無益な散財を爲す計りなり、是れ宛も妄りに鳥無き處に羅を張ると一般にて全く無益なり、されば君には必ず現今の困窮せる士にて行末には必ず地位勢力ある大人たるべき見込みある者に御厚意を拂ひ給はるべし、是れ宛も鳥有り鳥無き場處に羅を張りて、鳥の取れるを待つと同じきなり、然る時は彼の士は君が御厚意に感激して、君が爲に心や力を盡し、君が御欲望通りに爲し遂ぐることが出來得べしと、

【解義】〔杜赫〕杜は姓、赫は名、周の臣なり、〔景翠〕楚の臣、既に前に見ゆ、〔張羅者〕羅は鳥を取る網なり「あみ」と訓ず、〔則又駭鳥矣〕駭は驚なり、無鳥の處に張ると共に得ること無きが上に、多鳥の處は他の鳥までを駭かすとなり、鮑注に、多鳥の處、羅に觸るゝ者あらば、傍鳥必ず覺る、覺れば羣驚して去るとあり、〔將施於大人〕施は禮遇を施すなり、大人は貴人なり、〔施於小人〕小人は賤人なり、〔又費財矣〕又とは、大人に施すも費用は入れども、小人多ければ、更に一層多く財を費すとなり、〔今之窮士而必且爲大人者〕暗に景翠を指して言ふ、窮士は困窮せる士とて得意ならざる人物なり、且は將と通ず、不は正解に之の字の誤とし、岡井文皮は而の字の訛とす、今其の說を用ふ、〔故能得欲矣〕故は則と字義相通ず、既に前に見えたり、鈴木注曰く、施二於大人一則大人反輕レ君者、爲三其有レ求而施一也、當二其窮一先施レ之則其所レ求不レ露、故彼感レ恩効レ報也と、

○三國隘レ秦、周令二其相之一レ秦、以二秦之輕一也、留二其行一、有レ人謂二相國一曰、秦之輕重未レ可レ知也、秦欲レ知二三國之情一、公不レ如遂見二秦王一曰、請爲レ王聽二東方之處一、秦必重レ公、重レ公是公重レ周、以取レ秦也、齊重故有レ周、而已取レ秦、是周常不レ失二

以事諸侯、不可不察也、譬之如張羅者、張於無鳥之所、則終日無所得矣、張於多鳥處、則又駭鳥矣、必張於有鳥無鳥之際、然後能多得鳥矣、今君將施於大人、大人輕君、施於小人、小人無可以求、又費財焉、君必施於今之窮士而必且爲大人者、故能得欲矣、

【大意】楚の將景翠と云ふ者に勢力を周に於て付けんとて、杜赫と云へる策士は爲に周君に說いて、彼れは前途に見込みある人物なれば、宜しく今の內に之を引き立て恩を被せ置くべきことを以てしたるを記せるなり、

【通釋】杜赫は楚の將景翠の爲に、其の人物の貫目の重みを周國に於て附けんと思ひて、周君に說き付けて申すに、我が君の御國周は殘念ながら小國なり、されば我が君の大切な寶物や珠玉を有らん限り盡して贈り物とし、多くの諸侯に事へて其の歡心を博するを務むることは注意を拂うて爲さざる可からず、卽ち能く利益的に働かして用ひざるべからず、因つて考へまするに、之を物に譬ふれば、羅を張り設けて鳥を取る者の如きなり、今鳥を取るに、一も鳥なき場處に羅を張りまするときは、終日かゝりても鳥を得ること無きに極り居れり、去りとて亦澤山に鳥が居りまする場處に羅を張り設くるときは、その上に肝心の鳥を愕りさして駭かすに極り居れり、故に此の兩場處共に宜しからず、是非に鳥が居るでも無し居ないでも無しと云ふ何方附かずの境目の處に羅を張り設けて、然る後に並一通り能く鳥を得るものなり、此の道理と同じ譯にて、只今我が君は將に御厚意を既に地位勢力ある大人に拂ひ給ふとも、左樣な大人は最早此の上に何も君の恩惠を受けたりとて左したる影響もなければ、自然に君を輕蔑して別に有り難く思はず、是れ宛も徒らに鳥多き處に羅を張ると一

字と爲し、臣、魏と與に齊を伐つときは、齊に怒られんと解せり、

○趙取周之祭地、周君患之、告於鄭朝、鄭朝曰、君勿患也、臣請以三十金復取之、周君予之、鄭朝獻之趙太卜、因告以祭地事、及王病使卜之、太卜譴之曰、周之祭地爲祟、趙乃還之、

【大意】説を要せず、明白なり、但し祭地なるが故に之を太卜に託し、神譴を以て威したる處、是れ策の存する處と知るべし、

【通釋】趙の國は、周の國が神を祭るに供ふる土地を強奪したり、周は微弱にして到底泣き寢入りの外なし、去りとて祭地を失ふときは忽ち困却するが故に、周君は如何にせばやと當惑して其臣鄭朝なる者に告げたり、鄭朝の申すに、我が君には左樣に當惑なし給ふに及ばず、臣請ふ三十金を使用致して之を取り返して奉らんと、周君はそこで其の言の如く三十金を鄭朝に與へたり、是に於て鄭朝は趙に赴きて、其三十金を趙の太卜とて卜筮を司れる役人の長官に賄賂として獻上し、因つて太卜に打明かすに斯く斯くの事にて祭地を取られし故に、善き折りを以て宜しく周に復るやうに取計らひを頼むとの事を以てしたり、其の後趙の王がふと病氣に罹りて、太卜をして病は何に因りて至りしかを卜なひて神慮を伺はしむる時に、太卜は鬼神の告げ詞に假託けて申すに、此れは全く前に周の祭地を取りたるが故に、それが祟りて此の如く王が御病氣に罹り給へるなりと、趙は之を聞くと大いに恐れ、是に於て其の祭地を周に還付したり、

【解義】〔鄭朝〕鄭は姓、朝は名、周の臣、或は曰く鄭の人と、〔趙太卜〕卜官の長を太卜と曰ふ、〔三十金〕一金の解は已に前の西周の部に見ゆ、〔太卜譴之〕譴は罪ありと責むるなり、

○杜赫欲重景翠於周、謂周君曰、君之國小、盡君之重寶珠玉、

羣臣據故主」羣の字、正解に君の訛とし、君臣の道を明らかにし故主の義に據ると解せり、諸家多く之に從へり、鈴木汪曰く、羣臣に明示するに、己れの故主に背かざるを以てするなりと、本文の獨の字、明の字、「忿强秦」の禍根を寫出す、此の二句、正に上は魏王を怒らし、下は薛公を辱しむるを見はす、是れ最が罪案の生ずる所なりと、〔不與伐齊〕仲平曰く、與は預なり、伐齊の謀に與らざるを謂ふ、〔產以忿强秦〕產は生なり、仲平曰く、言　田文封レ於レ薛、其恩渥矣、猶忘二故主一と、乃ち田文の如く、もと齊の王族にして薛に封ぜられし恩義ある身を以てしてさへも、魏に相と爲れば秦と與に齊を伐たんと欲するに、周最獨り頑强に故主の義に拘はりて、齊を伐つの議に從はず、其の結果は、强秦をして忿怒せしむるの禍を生ずるが故に甚だ不可なりとの意、鈴木汪曰く、此の一句、與下上修二虛信一爲中茂行上相顧、言　不レ能レ茂レ於レ行而茂レ於レ禍也、產字映二虛字一、最妙と、正解は產を贊の誤として、齊を贊くるを言ふと解すれども非なり、〔天下不能傷齊至王遂伐之〕鈴木汪曰く、據下前章及下謂二薛公一曰章、齊聽二祝弗一外二周最一、或爲二周最一謂二金投一章上併考レ之、是時秦將下以二天下一伐上レ齊也、天下不レ能レ傷レ齊而有レ變、卽前章趙不レ能レ伐レ齊而秦趙爭レ合レ齊也、救レ之卽合與收レ齊也、燕策云、齊秦不レ合天下無レ變、伐レ齊之形成矣、正與二此段一同と、岡井彪曰く、凡策言レ變者、皆謂二彼背レ我之變一也、秦策云、天下有レ變、王割二漢中一以レ楚和、楚必畔二天下一而與レ王、王今以二漢中一與レ楚、卽天下有レ變、王何以市レ楚也、又云、韓亦恐二戰而楚有レ變二其後一、韓楚必相御也、齊策云、有レ變則是君抱二空質一、而負三名於二天下一也、趙策云、智過入見二智伯一曰、二主殆將レ有レ變、燕策云、齊秦不レ合天下無レ變、伐レ齊之形成矣、變字義可二以見一已、此言レ變者、齊伐レ魏之變也、齊之强、天下不レ能レ傷レ之、故齊如有二負レ强以伐レ魏、則臣請爲レ魏救レ之、是乃所三以最爲レ王入レ齊也、此句宜レ言二齊而有レ變、此省二齊字一徑　下二而字一、文勢極勁陗と、今其說を用ふ、〔無變王遂伐之〕之とは齊を指す、上文に魏王貴二合レ於レ秦以伐レ齊とありて、齊を伐つは魏王の素志なれば、故に遂と言へるなり、〔且臣爲齊奴也〕岡井彪曰く、齊奴は齊の臣たるを言ふ、蓋し周最の謙辭と、此の說によれば奴は奴隷なり、正解は奴の字を怒の壞

ことを産み出すやうになる事は、尊公の爲に不可なり、其れより尊公に於て魏王や薛公に斯樣に仰せらるゝが上策なり、其は先づ魏王に仰せて、私は請ふ、大王の爲に齊國に入り込まん、何ぜならば今や天下の諸侯が秦趙を始め何れも齊國に打擊を與へて弱らすことと能はざる情態なるが、而して若し異變を生じて、彼の齊が更に優勢な位地に立ちて反擊を加ふるときは、私が齊に居れば魏の御國の爲に之を救うて、魏を伐たざらしめん、若し又異變を生ぜずして現今の儘なる勢ひにて、秦趙より壓迫を蒙りて弱り果てんには、其の時こそ大王の兼ての思召しなる齊を伐つことを遂行し給ふべし、且つ又私は昔しより齊王に親密なる關係がありて、齊の臣下同樣の身分なり、されば如し私が魏に居るが爲に飛んだ嫌疑を受けて、大王の天下列國に交際し給ふ上に御迷惑を掛けては相濟まず、今日まで大王が私に恩惠を垂れ賜ふことと至つて厚く、何とも御禮の申上げやうもなし、せめては今度萬一の御恩報じを仕りたし、私が一たび魏を去りて齊に入らば、私に於ては勿論の事、大王に於かせられても齊國の厄介は御無くなり遊ばして、幾分か御氣樂と御成り遊ばすならんと、右の如く魏王に仰せられて、早く魏を去りて齊に入り給ふが、是れ尊公の得策なりと、

【解義】〔以國與先生〕先生は周最を謂ふ、與は俱なり、魏王單獨にて政事を爲さず、周最と俱に爲すことにて、國家をそつくり周最に任すとの意なり、〔薛公故主〕薛は齊國の地の名、薛公は齊の宣王の弟なる靖郭君田嬰の子の田文なり、薛に封ぜらる、世に孟嘗君と稱す、史記に傳あり、故主は舊主と同じ、正解に時相ㇾ於ㇾ魏、薛其故邑、故曰二故主一と解せり、此にては田文其身が卽ち故主の義となるなり、下の周最が「明羣臣據故主」の故主とは、其の指す所同じからず、安井仲平曰く、言二齊者薛公故主之國一也、不ㇾ言ㇾ齊者、蒙二上伐ㇾ齊之齊一、省文と、此の說、之を獲たり、〔先君之丘墓〕丘墓は墳墓なり、古へ墳墓を丘陵に造る、故に丘墓と曰ふ、〔公獨修虛信爲茂行〕其の實なきを虛と曰ふ、外形上の信義にて實意なし、故に虛信と曰ふ、茂は盛なり、鈴木汪曰く、此言ㇾ非二茂行一也、茂字與二虛字一相反對すと、按ずるに、修は修飾なり、爲は自然的にあらずして、務めて作爲することなり、〔明

○謂周最曰、魏王以國與先生、貴合於秦以伐齊、薛公故主、輕忘其薛、不顧其先君之丘墓、而公獨修虛信、爲茂行、明羣臣據故主、不與伐齊者、產以忿強秦、不可、公不如謂魏王薛公曰、請爲王入齊、天下不能傷齊、而有變、臣請爲救之、無變、王遂伐之、且臣爲齊奴也、如累王之交於天下、不可、王爲臣賜厚矣、臣入齊、則王亦無齊之累也、

【大意】或る人周最が爲に、最が魏齊の間に立ちながら、因循躊躇して奮つて齊に入らざるは其の失策なるを諭し、又其の魏王に說いて齊に入る機會を作る可きを論せし事を記せり、○此章、文章、頗る解を費すに似たり、疑ふらくは、本文多少の誤脫あらん、

【通釋】周最、魏に居りながら、本と齊王と親交あるを以て、魏王を助けて齊を伐つを欲せざりしが、或人周最に說いて申すに、魏の王が自國の政事を以て先生と共同に爲すまでに極めて信任せるは、何が爲とならば、もと先生が秦國に聯合して齊を伐つならんとて貴重すればなり、然るに只今先生の所爲を觀るに甚だ意を得ざるなり、見られよ、彼の先生と同僚なる薛公田文はもと齊の王族にして、齊王は彼れの故主なるにも管はずして、己がもと齊國の薛邑を所領して居たることを輕んじ忘れ、自分が先代の君の墳墓が齊國に在るを顧み思はずして魏に味方して故國の齊を伐たんとせるにあらずや、然るに尊公は齊王ともと他人なるにも拘らず、獨り虛僞の信義を修め飾り茂んな行ひを粧ひて、如何にも長者君子振りて魏の多くの臣下に對して、自己がもと仕へし故主を管うて大切にする事を公然と相示し、魏王が齊を伐つ計畫に關係せずして如何にも冷淡に構へ給ふが故に竟に其れが原因となりて、強秦が不平を唱ふる

るを謂ふと、岡井文皮曰く、趙は秦の實に我れを助くるにあらざるを知る故に、先づ齊に合せんと欲するなりと、亦通ず、「秦趙爭齊」爭は趙策に天下散而爭秦の爭と同義にして、之に合はんことを爭ふを謂ふなり、趙固より齊に合はんと欲す、秦も亦齊に合はんとの意あり、故に上文に先合於齊の語あるなり、岡井文皮曰く、蓋秦方惡齊之强、而齊欲合秦、以故秦不敢自攻齊、乃使趙魏伐齊、故云陰勁之、其實欲先令彼相罷歛、而後己幷制之也、今趙知其意、不敢戰、欲先合於齊、而秦欲不使趙合齊、故云秦趙爭齊と、此の說に依れば、秦趙各〻自己の利害の見地よりして、一は齊に合はんとし、一は合はざらしめんとして、爲に相爭ふことを謂へるなり、「不去周最」去は棄なり、周最を用ふるを謂ふ、「令與收齊」令は、諸本皆合に作る、注亦與を解して與國と爲し、乃ち魏王の爲に其の與國に聯合して、共に齊の交を收むるを謂ふと爲せり、今按ずるに、是れ周最をして他の秦趙二國が交〻齊を味方に收めんとする仲間に參加せしめ、最の齊王と平生の親交あるを利用して齊の交を魏に收むるを謂ふ、卽ち上文の「秦趙爭齊」の中へ魏も亦割り込み入りて、魏は齊を己れの便利な方に引き寄するを務むべきを謂ふ、「而以兵之急至無因事也」安井仲平曰く、以兵之急は預め他日の爲に之を言ふ、言ふこゝろは、王今周最をして齊に行きて之を收めしめずして、齊に兵事の急あるに及んで之を伐つときは、他日齊に合せんと欲すとも、因緣とし取り附きやうもなきことなりとの事なりと、今按ずるに、下章に「謂周最曰魏王以國與先生貴合於秦以伐齊」とあり、此れ魏王の考へには、兵力を以て齊を爭はんと欲する意あり、故に客は周最が爲に魏王に說くに、周最を棄てずして悉く之を用ひ、最をして進んで齊に入り、秦趙等の國と相對抗して齊の交りを魏に收めしめ、然る後一旦急に兵を以て相交はることあらば、別に力を用ふるに及ばずして齊は容易に伐ちて下すを得べしとなり、諸註瞶瞶、皆取るに足らず、因事の事は、左傳に國之大事、在祀與戎と云ひ、又論語に、季氏將有事於顓臾とあるが如く、古へは祭祀と戰爭とは、倶に事と云へり、此にては戰爭を指して云へることにて、乃ち引繼いで戰爭する迄も無しとの謂なり、

必陰勁之、趙不敢戰、恐秦不已收先合於齊、秦趙爭齊而王無人焉、不可、王不去周最、令與收齊、而以兵之急、則伐齊、無因事也、

【大意】 周最もと齊に親み善し、時に魏に在り、魏王、秦と齊を伐たんとす、最乃ち魏を去りて齊に往かんと欲す、故に客之が爲に魏王に說くに、最をして齊に往かしむるの、反りて魏の利たるを以てせり、

【通釋】 或る客ありて周最が爲に魏王に說いて申すに、秦は趙が齊と戰ふことを畏難せるを知り居れば、若し趙が齊に講和を爲して反りて齊趙二國が聯合して益、齊が強くならんかと恐れて、必ず表面は齊の正面の敵手たるを避けて、豫め他日齊と同盟を爲す餘地を存しながら、裏面に廻りて陰密に趙に加勢し、強くならしめて齊に抗敵せしめんと致すだらうが、趙はそれにも關せず、押し切りて齊と戰はざる譯は、既に戰ひを開きたる上に於て、秦が趙自身を置き去りにして先きへ廻はりて齊に聯合するときは、誠に莫迦な目に逢ふだらうと心配致してなり、さて斯くの如くに秦趙二國、我れ先きにと競爭して齊に取り入らんとしつゝあるに、大王の御國即ち魏からは、齊に相當な人が派遣駐在せられて、其間に立ちて齊魏の聯絡を付くること無くんば不可なり、就いては大王に於かせられて彼の齊に親交ある周最を御棄てなさらずして彼を利用し、他の人人と共に齊國を味方に付くるやうに爲さしめ給へ、右の如くにして先づ彼れ實情を能く握り得て、而して後より兵を以て急に之に臨み給はゞ、齊國を征伐なさるゝことは眞の物の序になさるゝまでにて、別に態々師を與すに及ばず、即ち造作なく之に勝つことを獲べしと申されたり、

【解義】 〔必陰勁之〕勁は強なり、陰とは齊に對して陰密にすること、秦は趙の弱く挫けて齊に從はんことを恐るゝ故に、必ず陰に趙に兵を益し、之をして齊と戰はしむるを謂ふなり、或は以て陰かに齊の勢ひを勁くせんと解する者は非なり、〔恐秦不已收也先合於齊〕鮑君長曰く、十字を句とす、先合は秦が先合す

と、右の如く貴君よりして此の機に乘じて說き入るゝ運動を爲し給ふときは、是れ彼の仇赫が計畫の裏を搔きて、貴君の利益を圖るを得べきなりと申されたり、

【解義】（仇赫）仇は姓、赫は名、宋の人、或は曰く趙の人と、正解に曰く、趙、仇赫をして宋に相たらしめし事、本書の趙の武靈王の策に見ゆ、鈴木汪曰く、按ずるに趙策、魏敗二楚於陘山一、禽二唐明一（楚の將）、楚王懼、令下昭應奉二太子一以委中和於薛公上（齊の孟嘗君）、主父（趙の武靈王）欲レ敗レ之、乃結レ秦、連二楚宋之交一、令三仇赫相二宋、樓緩相二秦、楚王合レ趙、宋齊之和卒敗、是雖下與二此章一非中一時事上、仇赫之相レ宋、趙使レ之也と、「將以觀秦之應趙宋敗三國」應は應援の應なり、此の十一字を一句と爲すべし、或は趙宋を以て句と爲すは非なり、三國は魏齊韓なり、按ずるに史記の六國年表に、魏哀二十年、與二齊韓一共擊二秦于函谷一とあり、卽ち周赧十七年、秦昭九年、趙惠文元年なり、「三國不敗至以孤秦」東方は山東の諸侯、卽ち魏齊韓を謂ふ、孤は孤立なり、岡井文皮は曰く、是れ趙の秦を賣りて三國に合するなりと、「亦將觀韓魏之於齊也」岡井文皮曰く、亦の上に疑ふらくは一の秦の字を疊せしならん、蓋し孤秦より以上は仇赫が趙の計を爲すを言ひ、秦亦將より以下は秦の計を言ふ、秦趙各、三國の強弱を觀て、其の與國の情を輸して其の利を就さんと欲するなり、故に下文に欲レ觀二秦趙相賣一乎と曰へり、否ざれば秦の趙を賣りたる事、策に於て見るなしと、姑らく一說として存す、「將與趙宋敗三國」舊本に趙の字なし、今正解に依りて補ふ、「固則賣趙宋於三國」舊本に固の字なし、鵜士寧曰く、則の上固の字を脫す、然らざれば解せずと、今依りて補ふ、賣は賣友の賣なり、猶、欺と云ふが如し、安井仲平云く、賣とは人に背きて己れを利するを猶、市人の物を賣りて利を羅するがごとし、故に賣と曰ふと、岡井文皮は曰く、此れ秦の趙を賣るを言ふと、「視之不可離」文皮曰く、視は示と同じ、之は秦趙を指す、下策に据るに、周最方に齊に善き者、故に韓魏之を相とす、則ち二國の交知るべしと、

○爲二周最謂二魏王一曰、秦知三趙之難下與レ齊戰一也、將レ恐二齊趙之合一也、

觀秦之應趙宋敗三國、三國不敗、將與趙宋合於東方、以孤秦、亦將觀韓魏之於齊也、不固則將與趙宋敗三國、固則賣趙宋於三國、公何不令人謂韓魏之王曰、欲秦趙之相賣乎、何不令周最兼相視之不可離、則秦趙必相賣以合於王也、

【大意】　秦趙宋の三國と齊韓魏の三國と、互に兵を構ふる際に當りて、策士が周最の爲に、其の時に乘じて韓魏兩國の相を兼ぬるの策を建てたることを記せるなり、

【通釋】　或る人が周最の爲に謀りて之に說いて申すに、今般趙の人仇赫なる者が宋の國の相となりて政を爲す譯は、將に此によりて秦國が趙宋二國に味方して、共に齊韓魏三國と戰うて之を敗るか否かを觀察せんが爲なり、若し三國が秦に敗られざるときは、彼れ仇赫は飜然手の裏を反して、今度は將に趙宋二國と共に東方なる三國に合同して、秦を孤立にせんとの考へなり、亦それと一方に韓魏二國が齊に於ける關係の程度を觀察せんとするなり、即ち韓魏と齊との交際堅固ならざるときは、將に趙宋の二國と聯合して齊韓魏の三國を擊ち敗らんとし、若し齊韓魏三國の交際が堅固ならば、趙宋の二國を巧みに欺きて三國の利益になるやうに爲して、己れ獨りが善き面を爲さんと企て居れり、されば貴君は何ぞ相當の辯士を遣はして、韓魏の王に說き入れしめざるや、そは王(韓魏の王)に於て秦趙の二國が互に欺きあつて聯合せざる事を望み給へるか、若し然らば王は何ぞ彼の周最に韓魏兩王國の宰相を兼任せしめて、秦趙の二國に向つて韓魏の二國は到底相離る可からざる事實は此の如しと、其の證左を示し給はざるや、然る時は秦趙の二國は、是非に堅固なる强援ありて且つ强勢なる韓魏二國に取り入らんが爲に、秦は趙を欺き趙は秦を欺くといふやうに相互に欺きあつて、大王に聯合して親密ならんことを圖ることは必定なり

を以て重く楚國に用ひられて、强き楚の有らん限り、楚の役人達と共に代代祿を賜はりて安樂に子孫を產み育つるを得べし、卽ち我れ我れ蘇氏一家に取りては子孫永世の計なり、君若し周最が計畫せる事に因りて之を利用せんと思ひ給はゞ、以上の如く爲すときは、楚國を齊に合體せしめたる者は君の働きなり、土地を割きて齊に與へたる動機を作り出したる者は周最なり、是れ君と最と兩つながら齊楚に好都合を有することゝならんと、

【解義】〔爲周最〕鈴木汪曰く、此れ蓋し蘇秦、楚に居て、齊に合せんとする時に屬す、周最は楚の地を割きて魏を招き來たして楚に同意せしめんと欲せしに、蘇秦が之を妨げ塞がんことを恐れたるを、蘇厲乃ち最が爲に蘇秦に說きたるなり、鮑注に、本文の王を以て周王と爲せり、蓋し此章、周策に在るを以てなり、然れども下文の謂周最の章と爲周最の章と共に、その事必ずしも周に屬せざるも、周最の故を以て本策に收めたるまでなりと、〔故必怒合於齊〕故は則の字と倣して看るべし、故と則と古文通用す、墨子、莊子、其の例夥し、尙、王引之が經傳釋詞に詳かなり、怒はゝ或は曰く蘇秦怒るなりと、今按ずるに怒は楚王に屬すべし、是の時楚王、齊と戰ひ、互に勝敗ありしこと、史記の楚世家に見ゆ、故に地を以て和を爲さんと欲せり、故に地を以て韓魏に合ふを怒るなり、若し以て蘇秦の怒と爲すときは、故必の二字說き去る可からず、〔與强楚吏產子〕吏產子の三字、正解に曰く、疑ふらくは當に更贊レ子に作るべしと、其の說に依れば、贊は助なり、齊は楚と善し、故に蘇秦が齊を合はしたるを以て、楚と共に更〻蘇秦を贊助せんとなり、鈴木汪曰く、梅君曰く、產子、疑ふらくは當時此の語ありしならん、其の意義は、猶、其の家を世にすと云ふがごときなりと、安井仲平曰く、相與に久しく官に居るを謂ふと、今按ずるに漢書に爲レ吏者長ニ其子孫一の語あり、此れ亦之と同じ、蘇厲もと蘇秦の弟を以て其の兄に說く、故に特に一家の利益上に就いて之を勸誘したるのみ、〔君若欲因最之事〕一說に、君を王の謚なりと云ふ、因レ事とは、其の事を因用して功を爲すを謂ふなり、

○謂ニ周最一曰、仇赫之相レ宋、將ニ以

王に說得して申すに、大王の强き御威力を以て弱小なる周國を怒り給ふときは、彼の周は非常に恐縮の餘り、必ず其の國を擧りて彼れが兼て兵糧を與へたる國卽ち秦韓二國に合體することとならん、さすれば是れこそ反りて大王の敵勢の力を增して强くする道理なり、此れは甚だまづき計にて宜しからず、故に大王に於かせられては一刻も早く周が恐縮して居りまするを解除して、寬大の御處置あるが上策なり、然るときは彼の周は前廉に大王より罪を得て御咎めを受けたれども、後には解免を得て安心喜悅すべければ、益〻厚く大王に御事へ申すことは必定なり、

【解義】〔雍氏〕韓の地の名、既に西周の部に見ゆ、〔周粻秦韓〕粻は糧なり、本と名詞なれども、今此には動詞として使用す、乃ち秦韓に粻を餉る義と解すべし、〔勁王之敵〕勁は强なり、

○蘇厲爲周最、謂蘇秦曰、君不如令王聽最以地合於魏趙、故必怒合於齊、是君以合齊與强楚吏產子、君若欲因最之事、則合齊者君也、割地者最也、

【大意】周最が齊王に信用を博せんと欲するに當り、蘇秦の弟なる蘇厲が、爲に其兄に說いて之を助けしめんと試みたる事を記せるなり、○按ずるに此章、注家の諸說、聚訟紛紛たり、今姑らく鈴木汪の戰國策百一集に依りて解す、

【通釋】蘇秦楚に居りし時、周最は兼て韓王と交り親密なれば、楚國を齊と同盟せしめんと欲すれども、其の齊楚を聯絡すべき端緒無きに苦み居りしが、蘇厲乃ち兄の蘇秦が齊楚の交を結ばんと希へるを幸ひとして、周最が爲に之に說いて申すに、齊楚同盟の事は尊君が一つ楚の王に說き給ひて、楚王をして周最が土地を以て引手物と爲して魏趙の二國に贈り、之と合體して一致の行動を取らんと謀れるを聽許せしむるを上策と爲すなり、さるときは楚王は元來趙魏に土地を與ふるを快しとせざるを以て、必ず怒りて第三者の齊國に土地を與へて之と合ふならん、是れ尊君は楚國を齊に合體せしめて大援を造りたる勳功

して土地を望まざりしも、彼の韓より押し付けて土地を周に與へたるは彼れの計略にて、將に其れを以て周を秦國に疑はしめて、秦國の交りを離間せんとの策に外ならず、就いては拙者に於ても今態と彼れの計略に乘りたる風に見せかけて、敢て之を受けざる可からざるによりて受け取りたる迄にて、他に仔細あるにあらずと、右の如く明白に秦に報告し給ふときは、秦にてもその辭の上にて周をして韓の與ふる土地を受けては相成らぬと差留めやうの無きことは必定なり、左樣なるときは是れ周は一方には土地を韓から得て、亦一方には秦に其の言を聽かれて、道を假すにも及ばざるべしと申されたり、

【解義】〔假之而惡於韓〕而の字は則の字と同義に用ふ、「スナハチ」と訓ず、惡は音「ヲ」、憎なり、〔史黶〕史は太史の官、黶は其の名、黶音「エン」〔絶塞而伐韓〕絶は横ぎり渡ること、塞音「サイ」、障なり、垣壘を造りて鄰國の往來を遮止する者なり、「トリデ」又は「チンヤ」と訓ず、又邊界なり、今後説を用ふ、〔發重使〕鮑注に使周發使とあり、〔秦必疑不信周〕秦楚は互に雄を爭へる國なるに、周の使楚に至るときは、秦は其の

己れを圖るにあらざるかを疑はんとなり、〔無辭而令周弗受〕正解に、而は讀んで能と爲す、易の屯卦の釋文に鄭氏而を讀んで能と曰ふとあり、

○楚攻雍氏、周粻秦韓、楚王怒周、周君患之、爲周謂楚王曰、以王之强而怒周、周恐必以國合於所與粟之國、則是勁王之敵也、故王不如速解周恐、彼前得罪、而後得解、必厚事王矣、

【大意】楚王が周の秦韓に兵糧を贈れるを怒りたる時、或る辯士が楚王に說いて周の爲に其の怒りを解きたることを記せるなり、

【通釋】楚の軍が嘗て韓の雍氏と云へる地を攻めたるとき、秦の兵が韓を救ひたるを、周は兵糧を秦韓の兵に贈りて之を犒ひたることあり、楚王は周が敵兵を助けたりとて、周に對して怒られたるが、周君は之を恐れて困られたり、時に策士がありて周の爲に楚

公は亦もと爵なり、上の向公と同例、

○秦假道於周以伐韓、周恐假之而惡於韓、不假而惡於秦、史厭謂周君曰、君何不令人謂韓公叔曰、秦敢絕塞而伐韓者、信於周也、公何不與周地發重使使之楚、秦必疑不信周、是韓不伐也、又謂秦王曰、韓强與周地、將以疑周於秦、寡人不敢弗受、秦必無辭而令周弗受、是得地於韓而聽於周也、

【大意】當時周國微弱にして、秦韓の間に介立せしが秦の道を周に假りて韓を伐たんとするに際し、後難を恐れて決答に苦みたる時、其の臣史厭爲に策を建て、韓を語らひて楚に結ばんとする狀を示し、以て秦の脅迫を免れんとしたる事を記せり、

【通釋】秦が周國に向うて其の道路を借用して韓を伐たんとせり、周は秦に道路を假すときは、後日に於て秦より惡まれ、去りとて道路を假さゞるときは當面に於て秦より惡まれんことを恐れて、甚だ迷惑を感じたるが、史厭と申しゝ人、周の爲に周君に說いて申すに、君何ぞ相當なる人物を遣はして韓の相臣たる公叔に說かしめざるや、其の文句は彼の秦國が大膽的にも敢て國の邊塞を橫ぎり渡りて貴國（韓）を伐つことは、東周が秦の味方たることを信じて疑はざればこそ、右の如く遠征を爲すなれ、されば今尊公は何ぞ態と周國に土地を與へて、韓と周と相互に援助する密約にても有るが如く粧ひ爲し、又重き大切なる使者を秦の强敵たる楚國に發遣せしめざるや、さすれば秦は必ず疑ひを起して、今までの如くに周を信せざらんとす、然る時は秦兵敢て周國を踰えて師を發せざれば、韓國は秦に伐たれずして安寧なるを得べしと、我が君は右の如く韓の公叔に說かしめて、又一方には秦の王に告げて仰せらるべし、そは我が周より決

令相國往、若其王在陽翟、主君將令誰往、周君曰善、乃止其行、

【大意】周君が楚の相昭獻が陽翟に居るを以て、其の相國を遣はして敬意を表せしめんとせしが、相國內心に往くを欲せず、去りとて君命に畔き難く甚だ困却せるを、蘇厲爲に尊敬に程度あり、相國を遣はすは過重の禮なるを周君に說きて、之を止めたる事を記せり、

【通釋】楚の相臣昭獻、嘗て事を以て陽翟と云へる地に居りし時、周君は楚は大國なるに對し、敬意を表せんが爲に、周の首位の大臣たる相國をして往いて伺候せしめんとしたりしが、相國は未だ公然と申し出しは致さざれども、內心には往きたくなしと思へるを蘇厲が見て取り、相國の爲に周君に說いて申すに先般楚王と魏王と相遇ひたる時に、主君は陳封を楚王の許に之かしめ、向公を魏王の許に之かしめて、各、伺候して敬意を表せしめ給へり、又楚王と韓王と相遇ひたる時に、主君は葉公を楚王の許に之かしめ、向公を韓王の許に之かしめて、各、伺候して敬意を表せしめたり、右の通り從來の例に據れば、君主の會合さへも相國の往きたること無し、然るに今や昭獻は楚の臣下にして君主にあらず、而かも主君は相國を彼れが許に往かしむるときは、若し其の君主たる楚王が陽翟に在らば、主君は將に何人を往かしむる御考へなるか、卽ち此の上は主君御自身に往くより外はなきなり、然る時は詰り君の御威光にも關はらずやと、周君如何にもと思ひて申すに、其許の議論は善しと、乃ち相國の陽翟に往くことを止めたり、

【解義】〔陽翟〕地の名、潁川に屬す、〔相國〕官の名、既に前に見ゆ、〔相公將不欲〕正解に曰く、將の字、恐らくは衍ならんと、安井息軒曰く、「不欲」にして足れり、必ず將を言ふ者は、心に往くを欲せざれども口に敢て言はず、今將に其の意を君に白さんとす、故に「將不欲」と曰へるなりと、〔楚王與魏王遇〕左傳に不期相見曰遇とあり、乃ち略式的會合なり、〔陳封〕陳は姓、封は名、周の臣、〔向公〕向は地の名、公はもと爵なり、春秋の時、楚は僭して王と稱し、因つて其の邑を治むる臣を公と稱す、此人、向邑に食するを以て向公と曰ふ、姓名は詳かならず、〔葉公〕葉は地の名、

を壅ぎて流し下さゞりしかば、東周は之を困却したり、時に辯士の蘇子は東周の君に申し上ぐるには、臣請ふ西周に說き付けて、水を御國へ下さしめん、如何がの者にやと、東周君固より異議の有るべき筈無ければ、蘇子乃ち西周に往きて、西周の君に謁見し謂うて申すに、尊君は東周を困めんとの謀ならんも、此れは間違ひ居れり、只今御國より水を壅ぎて下さゞるは反りて東周を富裕になさるゝ道理なり、何ぜならば只今東周の農民は何れも皆到底水を獲られじと明らめて、乾燥地に宜しき麥を種ゑ付けて他の穀種なし、故にたとひ貴國より水を下さずとも苦痛を感ぜざるなり、されば尊君に於かせられて若し東周を害せんと思ひ給ふならば、此處にて一度水を東周に下し流して、彼れが折角種ゑたる麥を病み付かして、益に立たざるやうに爲すに如ず、然る時は東周は是れはしたりと驚きて、必ず復び急に水田に宜しき稻を種うるならん、斯くして稻を種ゑたるときを待ちて復び水を壅ぎ止めて、其の稻を益に立たざるやうに爲さるべし、是の若くんば東周の死活は全く尊君の御手中に在りて、彼の東周の民をして一樣に西周の御國を仰ぎ慕うて、凡べての命令を尊君に受けしむるやうに出來るならんと、西周君申すに如何にも尤もなる事なりと、遂に水を下しゝかば、東周は固より蘇子の功を謝し、西周亦蘇子の己れに計を授けたるを喜び、因りて蘇子は東西の雙方からの禮金を貰ひ得たりとぞ、

【解義】〔蘇子〕蘇秦、蘇代、蘇厲の兄弟三人、共に洛陽の產にして、卽ち東周の人なるが、此の蘇子は三人の內未だ孰れなるを知らず、鮑注に、代にあらざれば厲ならんと云へり、〔可令一仰西周〕仰は尊敬して望むこと、鮑注に、有望於上則仰とあり、

○昭獻在陽翟、周君將令相國往、相國將不欲、蘇厲爲之謂周君曰、楚王與魏王遇也、主君令陳封之楚、令向公之魏、楚韓之遇也、主君令葉公之楚、令向公之韓、今昭獻非人主也、而主君

に西周の寶物を己が手に入れたしと思へる餘り、彼の西周を援くるは愚か、反りて二國より我が東周を催促して一日も早くと西周を攻めしむるなるべし、是に於て西周の寶物は自然的に出でて楚韓の所有とならん、以上の如くなるときは、是れ我が東周は楚韓二國の爲に西周の寶物を取り出して楚韓二國に恩德を被するなり、楚韓二國我が恩德に絆されて西周を援けざるときは、西周は勢ひ弱からん、我が東周乘じて大いに目的を遂ぐるを得べきなりと申されたり、

【解義】〔齊明〕齊は姓、明は名、或は曰く楚の人、或は曰く齊の人と、當時の辯士、〔持二端〕端は緖なり、二端は兩端と同じ、卽ち二心と云ふが如し、〔卽且趣我攻西周〕且は將なり、趣は疾なり、火急に催促すること、

○東周欲爲稻、西周不下水、東周患之、蘇子謂東周君曰、臣請使西周下水可乎、乃往見西周之君曰、君之謀過矣、今不下水、所以富東周也、今其民皆種麥、無他種矣、君若欲害之、不若一爲下水、以病其所種、下水東周必復種稻、種稻而復奪之、若是、則東周之民、可令一仰西周而受命於君矣、西周君曰善、蘇子因得兩國之金也、

【大意】明白、別に說を要せず、但此策拙劣、殆んど兒戲に類す、田藝衡曰く、大河の水自ら下る、豈に人力の能く久しく遏むる所ならんや、鮑彪曰く、此の策行ふ可からず、東西周、壤地相接す豈に其の種うる所を候ふこと能はざらんや、蘇子は東人なり、東の爲に游說し、而かも豈に疑はれざるを得んや、且つ今水を下すとも安くに能く其の奪はざるを保せん、一たび下すを爲すとも何の補ひあらんやと、

【通釋】東周と西周と、共に黃河に臨みたる國なるが、但西周は河の上流に位置を占めて居れり、或る時東周は稻を種蒔せんとせしに、西周は意地惡く河水

は恩徳を施すなり、韓、西周を救はずして、東周をして之を敗り易からしめ、以て東周に恩徳を被するを謂ふ、

○東周與西周爭、西周欲和於楚韓、齊明謂東周君曰、臣恐西周之與楚韓寶、令之爲己求地於東周也、不如謂楚韓曰、西周之欲入寶、持二端、今東周之兵、不急西周、西周之寶、不入楚韓、楚韓欲得寶、卽且趣我攻西周、西周寶出、是我爲楚韓取寶以德之也、西周弱矣、

【大意】前章と略同じ、卽ち西周の寶を得るの利益を以て楚韓を誘ひ、西周を援くるを止めて東周に味方せしむるの計を畫したることを記せり、

【通釋】東周、或る時西周と事を以て相爭ひしが、西周は楚韓の二大國に和睦を結びて己が援助と爲さんと企てたり、齊明と申す策士あり、東周の爲に東周君に說いて曰ふやうに、今度の戰爭に就きまして臣齊明は竊かに恐れますに、彼の西周が楚韓の二國に思ひ切りて天子の寶物を與へて其の歡心を買ひ、以て其の代償として彼の二國の强大を利用して、二國をして壓迫的に西周自身が爲に土地の分割を我が東周に請求せしむるならん乎と思考致すなり、就ては東周の爲に計るに、下の如く謀を運らすに如かずと思考仕るなり、卽ち我が東周よりして楚韓二國の當局に向うて、彼の西周が救ひを求むるが爲に寶物を楚韓二國に入れんとせるも、その內實は勢ひを觀望して、國が危急ならんには入るべく、危急ならざらんには入れまじと、二心を持ちて居れり、されば只今東周軍兵が火急に西周を攻擊せざるときは、西周は先づ落ち付きて、何にも急ぐに及ばずと思ひ、當座一日逃れに逃れて、折角差上げんと致し居る寶物は楚韓の二國に入らざらんと、右の如く彼の二國に說き込ましめ給ふが上策なり、然る時は楚韓二國は何卒速か

るものと爲すを謂ふ、岡井文皮曰く、周紀に据るに、赧王西周に居れば、此策決して東周の事にあらず、且つ文多く東策に類せずして而して此に「徳二東周一」と云ふは、蓋し下文に因りて誤る、後章に信二東周一とあるを一本に東を於に作る、鮑本の多謬なること、是に於て見るべしと、

○東周與西周戰、韓救西周、爲東周謂韓王曰、西周者故天子之國也、多名器重寶、按兵而勿出、可以徳東周、西周之寶可盡矣、

【大意】東西周相戰ふに方りて、策士が東周の爲に敵の强援たる韓王に說いて、東周の利益を圖りたる事を記せり、

【通釋】東周が嘗て西周と、事を以て戰爭せしに、韓は西周を救ひ、東周は孤立となりて困りたるが、或る策士ありて東周の爲に韓王に說いて申すに、彼の西周は本來天子の居給へる國なり、隨うて歷代の王者が貯藏せる有名なる器物、貴重なる寶物が多し、今大王のために計るに援兵を殆んど早速にも出すやうに見せ掛けて、其の實は兵を押へ留めて繰り出すこと勿れ、然る時は、一方には東周に深く大王の御情を有り難く思はしめ、一方の西周には、一刻も速かに援兵の至るを渴望致して、惜氣もなく祖先傳來の寶器を獻上して援助を乞ふべきによりて、西周の寶器は殘らず取り盡すことを得べし、是れ一は東周に恩を著せ、一は西周より利益を收めて、誠に妙計なりと、

【解義】〔西周者故天子之國也〕岡井文皮曰く、西周は卽ち河南の王城、昔し武王鼎を定めし處、既に前の西周の下に解せり、平王東遷より以下、桓莊釐惠襄頃匡定簡靈景の十二王、相繼ぎて之に都せり、敬王に至りて、王子朝の亂を避け成周に遷る、成周は洛陽にして、王城の東にあり、武王、殷の頑民を遷しゝ處、卽東周なり、敬王以下、元・定・哀・思・考・威烈・安・烈・顯・愼靚の十王之に都し、赧王に至りて復西周の王城に居れり、則ち此策蓋し顯、愼靚の時にあり、故に西周を謂ひて「故天子之國」と爲すなりと、〔按兵而勿出〕按は止なり、按兵は兵を止むると、「可以徳東周」徳

の注に、楚爵ニ功臣一、賜以レ圭、謂ニ之執珪一、比ニ附庸之君一とあり、〔官爲柱國〕柱國は、楚は卿を稱して柱國と爲す、〔不如背秦拔宜陽〕舊本皆「不如背秦援宜陽」に作る、正解は解なし、鮑注に、翠時蓋援ニ宜陽一而有ニ秦私一、故說レ之と、此の說に依るときは、景翠時に楚の命を奉じ韓を救ふと稱すれども、其の實秦と私約ありて兵を進めず、故に其の斷然秦の約に背きて、表裏一致して韓を救援することを勸むるなり、然れども下文に「秦拔宜陽景翠果進兵」とあり、宜陽已に救援せられて後に景翠兵を進めたる者なりせば、失計たるを免れず、「果進兵」と謂ふ可からず、吳注は援を拔に作り、背の下に、或は之の字あり、或は秦の下に復秦の字ありたるならんと云へり、黃丕烈曰く、此れ必ず背の下に脫あり、但だ未だ何の字たるを詳にせずと、岡井文皮曰く、吳氏、援の字を拔の誤と爲せるは是なり、背の字、疑ふらくは當に眥に作るべし、背の字、古文に㫖に作る、本書の魏策に、王㫖ニ臣之反一而行とあり、集韻に眥待也と云へり、今背に作れるは蓋し傳寫の訛なりと、今其の說を用ひて本文を改訂し、仍舊文を存して他日の考を待つと云ふ、鈴木汪は曰く、上

既言ニ與レ秦戰之不利一、而云レ不レ如レ背レ秦、則背レ秦謂レ不ニ與レ秦戰一也、夫謂レ戰曰レ合、則當ニ謂レ辟レ敵爲一レ背也と、又「公進兵」を解して曰く、蓋秦韓方合則不レ進レ兵、既罷而後進レ兵、此所レ謂背レ秦援ニ宜陽一也と、安井息軒は曰く、背レ秦とは、秦の師を背にして陣し、之と逆へ戰はざるなり、援ニ宜陽一とは、秦既に宜陽を拔きたる時は、兵を進めて其弊に乘ずるなり、背の字、援の字、精妙神に入る、吳師道は秦の下に一の秦の字を補ひ、援の字を改めて拔と爲さんと欲すと云へるも、謂はゆる銀を點じて鉛と爲すなりと、今按ずるに、此の說亦頗る解を費す、要するに文を望みて說を爲せしに過ぎず、姑らく一說として錄す、〔慕公之爲已乘秦也〕慕は願の意味にて、希望すること、乘レ秦は上句の「秦恐ニ公之乘ニ其弊一也」の句を承けて來る、乃ち秦の疲弊に附け込みて、益〻之を弱らするを謂ふ、〔煮棗〕地の名、時に秦に屬す、地名考に曰く、煮棗二あり、一は今の直隷冀州棗强縣の西南十五里にあり、一は今の山東曹州府荷澤縣の西南にあり、或は曰く、直隷大名府東明縣の東南にあり、國策に云はゆる煮棗は此を指すと、〔德東周〕德は恩德なり、東周を以て恩德あ

皆在竟內、蓋控扼之地と、恩澤案ずるに、宜陽は卽ち今の福昌山、宜陽は本と山の名、蓋し山に依りて以て因めと爲し、卽ち山に因りて以て縣に名づくるなりと云へり、〔趙累〕周の臣、趙は姓、累は名なり、〔公仲〕韓の相臣、已に前に見ゆ、〔景翠〕景は昭屈景とて、もと楚の三公族の一なり、翠は其名なり、〔以楚之衆臨山而救之〕臨山とは楚と韓との國境に陣するを謂ふ、岡井文皮曰く、秦策に、宜陽之役、楚畔秦而合於韓、秦王懼、甘茂曰、楚雖合韓不爲韓氏先戰、韓亦恐戰而楚有變其後とあり、又宜陽之役、馮章謂秦王曰、不拔宜陽、楚韓乘吾敝、國必危矣、不如許楚漢中以懽之、楚懽而不進、韓必孤、無奈秦何矣と、是れに由りて之を觀るときは、楚は秦と私あり、故に韓の爲に兵を其の境に陣して、而かも未だ敢て進み戰はざるなり、此に「臨山」と云へるは、卽ち彼の不爲韓先戰及び楚懽而不進とある語と正に脗合す、若し之を其地に到りて韓を救ふの義と解するときは、下文に「景翠果進兵」の句に至りて窮すと云へり、〔甘茂羇旅也〕甘は姓、茂は名、秦の將軍、史記に傳あり、羇は音「キ」、寄なり、旅寓のこと、周禮の地官遺人に、野鄙之委積、以待羇旅とあり、注に、羇旅過行寄止者と解せり、左傳の莊二十五年にも、羇旅之臣云云の語あり、〔周公旦〕周の文王の子、武王の弟を以て武王の子成王を輔けて政を攝し、周一代の禮法を制定し、太平を開きし大政事家なり、旦は其の名、周（邑の名）に封ぜられたるを以て周公と曰ふ、〔削迹於秦〕迹は足跡なり、削迹とは足迹を絕たるゝことにて、卽ち追放せらるゝを謂ふ、〔羣臣父兄〕羣臣は多くの臣下、是異姓の大臣を、多數の上に就いて謂ふ、父兄は、君と同姓の貴族を、親密の關係に就いて父兄と謂ふ、既に前に見ゆ、〔子爲寡人謀且奈何〕且は將と同じ、岡井文皮曰く、秦嘗て師を興し、周に臨みて九鼎を求め、今復韓の宜陽を攻む、宜陽は周に近し、周君因つて其の兵を進めて復之を求めんことを懼るるなり、且つ秦策に、宜陽の役、楊達、五萬の兵を以て西周を攻めんと請ひたる事を載せり、されば此時既に周を攻めんと言へる者有りしなり、故に本文に「爲寡人謀」の語あり、是れ皆西周の事に屬せり、而して策には「德東周」と云へり、蓋し誤あらん、說後に見ゆ、〔公爵爲執珪〕執珪は楚の爵の名、淮南子の道應訓篇

なり、此の如く攻むる大將も攻めさする君主も、共に一心協力にて事に當る師に對抗することなれば、宜陽爭でか陷落せざらんや、臣故に宜陽は必ず秦が拔き取るべしと申し上ぐる次第なりと、周君が申すには、果して宜陽が秦に拔き取らるとすれば我が周に取りては由由敷大事なり、其許寡人が爲に謀るには將に如何にせば宜しきと思へるか、腹藏なく氣附けてくれよと、趙累對へて申すに、其れは斯樣に爲し給ふべし、先づ相當の辯士を遣はして、楚の將軍景翠に說かしめ給へ、そは貴公（景翠）楚國に於て爵位は執珪とて人臣の榮を極めたる尊きに居り、官職は柱國とて宰相の顯貴に陞りたれば、最早此の上に戰爭して敵に勝たるゝとも官位は之より加へて昇進の爲す可き樣なし、而して萬一不幸にして敵に勝たざるときは、敗軍の罪を問はれて誅死は疑ひなし、されば戰爭は公に於て寸毫の利益は無くして大なる損害あり、因つて公の爲に謀るに、今暫く隱忍して秦が愈宜陽を拔き取れるを待ちて後に兵を進むるに如かず、然るときは秦は戰爭の後なれば公が其の疲弊に乘せんことを氣遣ひて、必ず公の歡心を求めんが爲に重寶を出して公に事ふるならん、韓の相國公仲も、貴公が自分（公仲）を救はんが爲に秦の疲弊に乘ずるを希望して、必ず其の有らゆる寶物を盡して公に事へんと、右の如く一應景翠に說かしめ給ふときは、景翠は必ず自己の利害上より打算して心底より韓を救ふならん、韓國だに安全ならば、周は其の裏面に立てる國なれば固より無事なるべしと、周君其の計を用ひしかば、其後秦は宜陽を拔きしに、景翠果して豫定通りに兵を進めたりしが、秦は其の戰後の疲弊に乘ぜんことを恐懼し、急遽に煮棗と申す土地を差出して之に賂ひ、韓國も果して豫定の如く重寶を差出して謝意を表したり、其の結果景翠は、城を秦國より貰ひ寶物を韓國より貰ひ一擧兩得の巨利を博したれば、是れこそもと東周の忠告に基けるなりとし、深く東周を恩德ある者としたり、因つて周は啻に其の危難を免れたるのみならず、又楚國てふ强援を得たり、是れ皆趙累の智計の結果なり、

【解義】「秦攻宜陽」通鑑に、周赧王七年、秦甘茂伐㆓韓宜陽㆒とあり、宜陽は地の名、地名考に曰く、補に曰く、今河南府福昌縣東南北三面、峭絶天險、澠池二殽

爲焉矣、不勝則死、不如胥秦拔宜陽、公進兵、秦恐公之乘其弊也、必以寶事公、公仲慕公之爲己乘秦也、亦必盡其寶、秦拔宜陽、景翠果進兵、秦懼、遽效煮棗、韓氏果亦效重寶、景翠得城於秦、受寶於韓、而德東周、

【大意】　宜陽は韓の地なれども周と相近きが故に、秦の宜陽を攻めし時、周君は深く其の患の己れに迫るを恐れしを、其の臣趙累、爲に畫策し、利害を以て楚の將景翠に說き、因つて恩を景翠に賣り、周を安んせし事を記せり、

【通釋】　秦の昭襄王の時、其の兵、韓の領地なる宜陽を攻めしが、周君其臣趙累に尋ねて申すに、今度宜陽の戰は其許は如何に思へるかと、趙累對へて申すに、秦の目的通りに宜陽は必ず拔き取ることを得べしと、周君の申すには、然しながら宜陽の城は四方八里の大きさにして、材能武勇ある士、十萬人の多數にて之を守り、糧食の粟は數年を維持し得る丈あり、又一方には韓の相國公仲の率ゐる軍勢が二十萬人あり、援兵として來れる楚の將軍景翠は楚の大軍を引連れ、要害なる山に出張りて宜陽を救ふ時は、秦兵如何に武しとも必ず成功なからんと、趙累對へて申すに、君の仰せは一應御尤もなれども、秦の司令官たる甘茂と申す人は他國より來りて仕ふる臣にして、元來譜代の臣にあらず、故に今度の戰爭にて甘く宜陽を攻め取りて功勳あるときは、昔し周の大宰相にして周一代の元勳者たりし周公旦其人と同樣に、秦に於て信任と尊榮とを享けん、之に反して若し宜陽を拔く能はずして功勳なきときは、四面の攻擊を蒙り秦國を追放せられて、身の置き處もなけん、乃ち此の一役こそ甘茂に於て死活浮沈の大關繫の存する所なれば、彼れは固より一世一代の智勇を傾倒すべし、且つ秦王に於ても羣臣並に父兄の評議を聽き入れずして、獨斷的に甘茂に任して宜陽を攻めしめたり、されば宜陽が拔けざることは秦王に於て深く之を恥づる

年三百六十日、見施肩吾詩、十年三千六百日見北齊謠言、百年三萬六千日見李白詩、肩吾詩又出東漢周澤傳注と、〔士卒師徒〕士は甲士、卒は步卒なり、師徒は、正解に、卽ち鼎を輓く者と解すれども、鼎を輓く者は卽ち前に八十一萬人と明擧したれば、此れは其以外のものたること知るべし、師も徒も衆也と字書に見えたり、こゝにては士卒師徒と重疊して云へるに過ぎず、〔器械被具〕被具は士卒師徒の使服する具を謂ふ、〔猶無與耳〕猶は若なり、似なり、經典釋詞に据れば、物相若くときは均し、故に猶の字に又均の字義あり、左傳に、從之將退、不從亦退、猶將退也、不如從楚亦以退之とあり、論語の堯曰篇に、猶之與人也、出內之吝、謂之有司とあり、燕策に、柳下惠曰、苟與人異、惡往而不黜乎、猶且黜乎、寧於故國とあり、是れ皆俱に猶を均の義に用ひたる證なりと、蓋し猶を均と訓ずるときは、俗に云ふ何の道とか又は詰りとかの語と同じ、物の兩端を擧げて、詮ずる處異ならずとの意味なり、此にては、顏率が數來るも彼れ此れと辭を託して、何の道齊に與へざるが先づ到頭の詰りなりと、厭味を云へるなり、又猶は欲の字と同義に用ひたる例も墨子に多し、亦通ず、

○秦攻宜陽、周君謂趙累曰、子以爲如何、對曰、宜陽必拔也、君曰、宜陽城方八里、材士十萬、粟支數年、公仲之軍二十萬、景翠以楚之衆、臨山而救之、秦必無功、對曰、甘茂羇旅也、攻宜陽而有功、則周公旦也、無功、則削迹於秦、秦王不聽群臣父兄之議、而攻宜陽、宜陽不拔、秦王恥之、臣故曰拔、君曰、子爲寡人謀、且奈何、對曰、君謂景翠曰、公爵爲執珪、官爲柱國、戰而勝、則無加

實、只今となりては九鼎を惜みて、我が齊に讓與したくなく思へるが故に、左樣なむづかしき問題を申すことならんと、顏率對へて申すに、決して左樣な譯に候はず、敢て大國たる齊を詐り欺かず、全く實際上の御話を仕るなり、願はくは大王に於かせられて早く何れの道より出して宜しきかを取極め給へ、弊邑の周に於きては九鼎を動座致して十分の用意を仕り、何分の御命令を待ちて居れり、卽ち御命令の下り次第に早速差上げんと、此の如く如何にも眞實的に說き述べたれば、流石の齊王も如何にもと思ひけん、そこで九鼎を求むることを相止めたりき、

【解義】〔非效醯壺醬甀耳〕效は傚と同じ、「ナラフ」又は「ゴトシ」と訓ず、醯は虛宜の切、音「キ」、醯なり、「シホカラ」又は「ス」と訓ず、醯壺は醯を盛る器、「スガメ」と訓ず、又按ずるに、醯壺は鮑本に壺醯に作る、鈴木汪曰く、古文往往有此類、論語、迅雷風烈、秦策張儀說秦王章、淸渭河濁以爲防、左傳秣馬蓐食、史記、張儀曰、韓民之食、大抵飯菽藿羹の如き、皆此と同じと、亦一說とすべし、醬は「ヒシホ」と訓ず、甀は音「ツヰ」又は「スヰ」、小口の罌なり、「カメ」又は「モタヒ」と訓ず、耳の字は關君長、横田惟孝共に疑うて衍字となせり、戶崎允明曰く、恐らくは之の字の誤と、岡井文皮曰く、按ずるに、疑ふらくは而の字に作るべし、蓋し而と耳と音近しと、〔懷挾提挈〕懷は藏抱すること、挾は腋下に夾み抱へること、提は手にて持ち上ぐること、挈は携ふること、〔烏集烏飛〕集は止なり、〔灕然可至〕灕然は流通して壅塞なき貌、揚雄が甘泉賦にも灕乎滲灑の語あり、關君長曰く、灕義不可通、恐離字訛、離歷也、言非經歷可至於齊也と、岡井文皮曰く、燕策、我離兩周而觸鄭、五日而國擧、正義曰、離歷也、卽與此義同、止疑至之訛と、亦一說として存すべし、〔九九八十一萬人〕九九は算數を以て言ふ、今按ずるに王楙が野客叢談に曰く、史傳間有折計數目之語、如七八五十六見馬融、三七二十一見蘇秦、九九八十一見顏率、五七三十五見通典、六六三十六見魚經、三九二十七、七九六十三、三八二十四、四八三十二、見齊書、七九六十三、八九七十二、見考異、予又考之三三九、九九八十一、八九七十二、七九六十三、六九五十四、五九四十五、四九三十六、三九二十七、二九一十八、竝見子夏之語、又如一

而九萬人輓之、九九八十一萬人、士卒師徒、器械被具、所以備者稱此、今大王縱有其人、何塗之從而出、臣竊爲大王私憂之、齊王曰、子之數來者、猶無與耳、顔率曰、不敢欺大國、疾定所從出、弊邑遷鼎以待命、齊王乃止、

【大意】　齊王の答へに窮せるに乘じて、顔率終に九鼎を移すの容易ならざるを說きて、之をして鼎を求むるを止めしめたる事を記せり、

【通釋】　齊王は顔率より段段と質問されて推し詰めらるゝに窮し、終に曰く、然らば寡人は何れの途よりして九鼎を齊國に引取りて可なるかと、顔率對へて申すに、弊邑即ち私の國に於きましては、今更申すまでも無く竊かに大王の爲に之を困却せり、唯鼎と申すと何でも無き器物の樣に世間に思へるは間違ひなり、全體此の九鼎は、彼の世間に有り觸れたる醯壺や醬甀等の、前に懷き抱へ脇に挾み手にて提げ挈へて何等の障りなく直ちに齊國に至るべきやうなる手輕き物にあらず、又彼の鳥が止り鳥が飛び兎が興き上り馬が馳せ逝くがやうに、灕然とすら〳〵として齊國に至れるが如き無造作なる者にあらず、一の例を申さば、昔し周の祖先武王が殷の紂王を伐ち滅して九鼎を得たる時、之を周の國へ引取りしに、凡そ一つの鼎に付き九萬人の力を用ひて之を輓けり、因りて計算するに都合九九の八十一萬の人數を要せしが、其他監督警護及び雜務に供せる士卒、並に師徒とて人夫、又は器械や被服道具にて、此等の人人の使用に備ふる者は、此の八十一萬人の多きに相應して亦澤山を要したりき、只今大王の御力は縱ひ其れだけの人數あらんとも、結局前にも伺ひたるが如く何れの途より出して九鼎を引取り給ふ思召しなるか、即ち其の從りて出すべき道筋が無きにあらざるか、此の事に付きて微臣顔率に於ては、竊かに大王の爲に之を心配致し居れりと、齊王の申すに然しながら其許が一度ならず數〻此の齊へ來らるゝと云ふものは、其

齊王又申すに、左樣なれば寡人將に路を楚國に假り、卽ち楚國を經由して九鼎を引取らんと、顏率申すに、其れは宜しからず、楚國の君なり臣なりは、兼ねて齊が愈、周の九鼎を取寄するときは必ず己が領內を經由するならんと思惟し、その時之を途中にて奪ひ取らんとて、其の事を葉庭の中にて謀れること、中中久しき以前よりせり、されば一旦九鼎が楚に入りたるときは、必ず奪ひ取られて復出でざるべし、誠に危險至極の事なりと、

【解義】〔得君臣父子相保〕保は安なり、恃なり、君臣父子とは、公私に就いて各〻其の重き者を擧げて、上下一般の人人を包該して云ふ、孟子にも、內則父子、外則君臣、人之大倫也とあり、〔何塗之從〕塗は途と同じ、從は自なり、もと自二何塗一と云ふべきを、修辭上倒字法を用ひたるなり、意義は大差なし、〔將寄徑於梁〕寄は託なり、徑は路なり、寄徑とは、交涉して道を通過すること、正解に猶レ言二假道一也とあり、梁は魏の別號、既に上に解せり、〔暉臺之下〕暉臺は臺の名、國策地名考に曰く、今無レ考と、〔少海之上〕少海は、正解に淮南子地形訓を引きて曰く、東方曰二大渚一曰二少海一、注、東方多レ水、故曰二少海一、亦澤名と、國策地名考に少海を沙海に作る、曰く、原注（鮑注）、九域圖、開封有二沙海一、引レ此、恩澤案、寰宇記、沙海在二開封縣西北二十里一、卽顏率所レ云也、今無レ水、少海見二韓非子一、乃齊地、故從二鮑注一、輿地廣記、亦作二沙海一と、〔葉庭之中〕葉は地の名、卽ち西周の部に葉南陽とありし葉のことなり、吳師道曰く、姚云、後語作二章華之庭一と、程恩澤曰く、案楚章華臺甚多、然未レ有下以爲二葉庭一者上、當下依二本文一解レ之爲上レ是と、庭は廷と同じ、朝廷を謂ふ、

王曰、寡人終何塗之從而致之
齊、顏率曰、弊邑固竊爲大王患
之、夫鼎者、非效醯壺醬甀耳可
懷挾提挈、以至齊者、非效鳥集
烏飛、兎興馬逝、灕然可至於齊
者、昔周之伐殷、得九鼎、凡一鼎

不識大國何塗之從而致之齊、齊王曰、寡人將寄徑於梁、顏率曰、不可、夫梁之君臣、欲得九鼎、謀之暉臺之下、少海之上、其日久矣、鼎入梁必不出、齊王曰、寡人將寄徑於楚、對曰不可、楚之君臣、欲得九鼎、謀之於葉庭之中、其日久矣、若入楚、鼎必不出、

【大意】尋で齊王亦九鼎を求めたりしに、周君、顏率の計を以て再び之を卻けしことを記せり、○陸深曰く、秦之問鼎、本以窺周、不可謂無、但顏率至齊請救、與卻求鼎事、則似好事者飾之、且其文、又操縱爲不類、而中間寄徑于楚、尤可疑也と、

【通釋】周は齊の援助に賴りて、秦兵が九鼎を求むるの災厄を免れたりしが、今度は齊王が嘗て顏率の九鼎を獻ぜんと云へる言に依りて亦九鼎を周に求めたり、周君は又非常に之を困却したる處、顏率の申すには、大王御心配なさるゝこと勿れ、臣請ふ東行して之を解決致さんと、是に於て顏率、齊に至り、齊王に謁見して申すには、扨周は齊國の高義の御蔭によりて强暴なる秦兵を引き取らしめ、公に在りては國の君臣、私に在りては家の父子、何れもそれ〴〵に相互に保んじ落付くことを得たり、誠に感謝の至りに堪へざる次第なり、就いては御約束申上げし如く九鼎を獻上仕らんと存ずるが、一應伺ひたきは、御國と周とは直接境續きの國ならざれば、何の道路よりして九鼎を御國元へ御取寄せ遊ばすこととなるかと、齊王答へて申すに、寡人は兎に角道路を梁に假り、卽ち魏國を經由して齊に引取らんと思ふと、顏率申すに、其れは宜しからず、彼の梁の君なり臣なりは、兼ねて齊が愈、周の九鼎を取寄するときは必ず己が領內を經由するならんと思惟し、その時之を途中にて奪ひ取らんとて、其の事を暉臺の下、少海の上に於て謀れること、其の日數や中中久しき以前よりせり、されば一旦九鼎が梁の領內に入りたるときは、必ず奪ひ取られて復出でざるべし、是れ誠に危險の甚しき者なりと、

の義は大王深く憂へ給ふことを勿れ、微臣顏率及ばずながら一つ東の方へ出浮きて、助力を齊に借りて秦の請求を卻けんと、是に於て顏率は齊に至りて齊王に謁見して申すには、全體彼の秦國が無道なることを爲すや、誠に甚しき遣り方にて、物こそあれ、兵を興し周に臨み、武力に訟へて天子の寶たる九鼎を强奪的に求め取らんと企てたり、然しながら周の君なり臣なりは內部に於て自ら計畫致しますに、とても力叶はずして九鼎を他人に與ふるからには、暴虐なる秦國に與ふるよりは有道なる齊に贈呈するに如かずと、此の如く周國にては決心致して居れり、夫れ危くして亡びんとする國を保存するは美しき名譽なり、其の報酬として天子の神器たる九鼎を手に入ることは厚き實利なり、されば今周國を救ひ給ふときは名譽實利共に具備せることなれば、願はくは大王篤と御考へあらせられよと、齊王之を聞きて如何にもと思ひて大いに悅び、軍隊五萬人を發し、齊の王族なる陳臣思をして大將と爲し、以て周を救はしめしが、秦の兵は之を聞きて引き取りたりとぞ、

【解義】〔顏率〕顏は姓、率は名、周の臣、〔大王勿患〕大は尊稱、此にては周王を指す、本書他の文に在りては、周君を稱するに皆單に君と稱し、或は主君と稱し、絕えて王と稱せし者なし、唯此章のみ大王と稱するは疑ふべし、鈴木注曰く、蓋周君患レ之以告ニ顏率一、周君稱ニ天子之命一以訪レ策也、故顏率直對ニ王命一曰ニ大王一、非レ稱ニ周君一也と、姑らく考を俟つ、〔內自畫計〕畫は謀なり、一に盡に作る、鮑注に曰く、盡ニ其心思一と、今姚本に從うて改む、補正、正解等、亦皆盡に作る、內とは外に對する辭にて退自計畫と云ふと同じ、〔不若歸之大王〕歸は贈なり、之は九鼎を指す、大王は齊王を謂ふ、〔陳臣思〕陳は姓にして、臣思は名なり、齊王姓は田氏、もと陳氏と曰ふ、鮑注に、凡陳田皆齊公族と見えたり、

齊將レ求ニ九鼎一、周君又患レ之、顏率曰、大王勿レ憂、臣請東解レ之、顏率至レ齊、謂ニ齊王一曰、周賴ニ大國之義一、得ニ君臣父子相保一也、願獻ニ九鼎一、

く、齊閔王策、（本書）莒恃レ越而滅、蔡恃レ晉而亡、郯陳未レ詳レ恃二何國一と、（陰合於趙）鈴木汪曰く、陰合は、韓をして之を嫉ましめざらんが爲なり、（則不毀）毀は毀傷なり、上文の「國恐傷矣」の句と應ず、

○東周

東周の解は、已に西周に見ゆ、

惠王

解は西周赧王の下に見ゆ、惠王名は閬と云ふ、鼇王の子にして、安王に先だつこと十一世、固より謂はゆる東周に屬すべき者にあらず、鮑本は惠公に作り、以て東周の君と爲せり、

○秦興レ師、臨レ周而求二九鼎一、周君患レ之、以告二顏率一、顏率曰、大王勿レ憂、臣請東借二救於齊一、顏率至レ齊、謂二齊王一曰、夫秦之爲二無道一也、欲下興レ兵臨レ周而求中九鼎上、周之君臣、內自畫レ計、與レ秦、不レ若レ歸二之大國一、夫存二危國一、美名也、得二九鼎一、厚寶也、願大王圖レ之、齊王大說、興レ師五萬人、使二陳臣思將一以救レ周、而秦兵罷、

【大意】九鼎は歷代天子の寶たるを以て、秦齊二强國の迭に周を劫して之を求めんとしたるを、周君、其臣顏率の計に聽きて卻けたる事を記せり、此段先づ齊の援を借りて秦の求めを卻けたるを敍す、

【通釋】秦は兼ねて天下に臨みて帝王たらんとの野心を抱き居りしが、或る時兵を興し、周國に對して天子の神器たる九鼎を求めたりしかば、周君は、之を與ふるときは周が幷せて天子の位を失ふを恐れ、去りとて與へざるときは秦の强兵に敵すべくもあらざれば、非常に困却して周の臣なる顏率と申す人に、如何に爲さんかと相談に及びたり、顏率對へて申すに、其

國が飢饉に困みて外國の事を顧みるに暇あらざりしが、其の機に乘じて晉は宛を攻め、宛は秦の援助なきを以て亡びたり、河南に在りし鄭國は魏國の援助あるを恃みて、近き國の韓を輕蔑して居りしに、一旦魏が蔡國を攻め、他邦の世話を爲しかぬるに乘じ、韓は鄭を伐ちたるを以て、鄭は支へ切れずして亡びたり、其の外邾莒の二國は他國を恃みて齊を輕んじ居りしが、齊の爲に伐たれて亡ぼされ、陳蔡の二國は、亦それと同樣のことにて楚の爲に伐たれて亡ぼされたり、此の諸國は何れも皆援助の國あるを恃みて、近き處の敵國を輕んじたれば此の如く亡びたるなり、然し此れはたゞ昔しの事のみにあらず、今や我が君は專ら韓魏の二國の援助を恃みて、近くして且つ强大なる秦國を輕蔑し給ふ樣に見受け奉るが、萬一韓魏に故障が出來て周を救ふこと能はざるときは、矢張り前例に漏れず、周國は恐らくは毀ひ傷られんことを誠に危險至極に存ずるなり、故に我が君は只今の內に周最に仰せられて、彼をして陰かに周國を趙國に和合せしめて、萬一の時に秦國の來伐を禦ぐ備へを立て給ふに如かず、さすれば若し韓魏に故障ありて救ふ能はざるときは、趙國が來り援くるによりて、周國は毀ひ傷られずして無事を保つを得るならんと申されたり、

【解義】〔宮他〕周の臣、高本に昌他に作る、〔宛恃秦而輕晉〕宛は國の名、南陽に在り、既に上に見ゆ、戰國の時韓に屬す、晉は今の山西大原府にあり、後其の臣韓趙魏の三氏分割して簒立す、晉の宛を亡ぼしゝは春秋時代に在りしと云ふ、〔秦飢而宛亡〕穀の熟せざるを飢と曰ふ、〔鄭恃魏〕鄭は國の名、既に上に見ゆ、韓の哀侯之を滅ぼす、〔邾莒亡於齊〕邾は國の名、今の山東兗州府鄒縣卽ち是なり、莒は國の名、今の山東萊州府高密縣なり、〔陳蔡亡於楚〕陳は國の名、今の河南宛州府治なり、蔡は國の名、既に上に見ゆ、按ずるに「邾莒亡於齊、陳蔡亡於楚」の句、鮑注に、邾曹姓國、二十九世楚滅之、莒盈姓國、三十世楚滅之、蓋恃齊也、陳舜後、楚惠王十年滅陳、四十二年滅蔡、皆不見所恃、蓋卽恃楚不備之也とあり、此れに依れば、亡於齊、亡於楚とは、齊楚を恃みて倶に楚に亡されたるを謂へども、竟に高注の爲齊楚所亡と解するの、文義に於て穩當なるに如かず、正解に曰

國中齊最も强し、秦、西帝と爲り、齊、東帝と爲りし事史記に見えたり、故に諸國秦に親まざれば必ず齊を親み、以て己が援となせしなり、〔是天下欲罷秦〕罷は疲なり、鈴木汪曰く、是の字は攻周を指す、上文に論ずる所を指すにあらず、蓋し此章もと秦の周を攻めんと欲する上より說き起して、周を攻むるは恐らくは、國の計を爲す者の爲す所にあらず、是れ天下の秦を罷らさんと欲する者の爲す所なるを言へるなり、〔秦與天下俱罷〕鈴木汪曰く、天下の秦を罷らさんと欲する者、將に秦の弊を承けて之を伐たんとするを言ふ、故に秦は周を攻めたる後必ず天下の兵を受け、其の害たゞ兵の周に弊るゝのみならざるなり、語もと天下が弊を承けて來り、伐つときは秦必ず大傷するを言ふべきを、而かも只秦のみならず、與天下俱罷と云へるは、秦王に對し婉辭を用ひたるなり、〔令不橫行〕令は命令なり、橫は縱橫の橫にて自由の意味なり、史記には「令不レ行」に作り、橫の字なし、鈴木汪曰く、單に令不行と曰はずして橫行と曰へるは、亦婉辭なり、

○宮他謂二周君一曰、宛恃レ秦而輕レ晉、秦飢而宛亡、鄭恃レ魏而輕レ韓、魏攻レ蔡而鄭亡、邾莒亡レ於レ齊、陳蔡亡レ於レ楚、此皆恃二援國一而輕二近敵一也、今君恃二韓魏一而輕レ秦、國恐レ傷矣、君不レ如レ使二周最陰合一レ於趙以備レ秦、則不レ毀、

【大意】此れ周の臣宮他が、周君の韓魏の援助あるを恃みて、近國たる秦を輕んずべからざることを、史上の實例を引證して戒めたるなり、一說に、此れ宮他が周君の爲に謀れるにあらず、蓋し周最より賂を取りて、周最の爲に周君に說きたるなりと、亦通ず、

【通釋】周は韓魏と地理上相倚りて離るべからざる關係あれば、萬一の際は韓魏の援助あらんと恃みて、自然に近國にして强大なる秦を輕んずる形迹あるを以て、周の臣宮他と申す人之を憂へて、周君に申すには、昔し南陽に國を建てたる宛は秦國の援助あるを恃みて、近き强國の晉を輕蔑して居りしが、或る時秦

秦與二天下一倶罷、則令不レ横二行於一レ周矣、

【大意】周最その本國の周の爲に秦王に説いて、秦兵の周を攻むるを止めんと謀りたることを記せり、

【通釋】秦が兵を向けて周を攻めんとしたる時、周の公子周最は己が國を救はんが爲に秦王に謂うて申しけるに、今度秦が周を攻むることに相成りましたが、此れは御一考なさるべき者と存ずるなり、全體眞誠に大王の御國のためを計る者ならば周を攻めざるなり、何となれば、周は御承知の如き小國なるが故に、之を攻めたりとて實際は左程の物にあらざれば、著しく秦國を利益するまでも無し、而して名義の上にては天子の國を攻むるてふことに爲りて、天下の國國をして畏れ強く思はしむ、天下の國國、名義の上にて秦を畏れ強く思ふときは、必ず東方に向うて秦と抵抗の國たる齊國と合同して秦に敵對をなさん、然すれば秦の兵は周に勝つとも、既に多少の戰爭をなしたれば兵を周國に於て疲らし、而かもこれが爲に態々天下の國國を齊國に合同さして、其結果秦は全く孤立し、天下に帝王と爲る能はざればなり、誠に莫迦莫迦しき次第なり、是れ何ぜに此の如く致すかと申さんに、天下の國國が秦の甚しく強きに持て餘して、一つ秦國を疲らし弱めんと思へばこそ前の如く大王に勸めて周を攻めしむるなれ、誠に秦國のためを思ふときは決して左樣な無謀の師を爲さず、若し假りに秦が周を攻め、天下は齊に合同して秦と戰ひ、敵味方倶に疲れ弱りたるときは、秦の權威は全く地に墜ち、其の號令は周國に自由に行はれずして、終に弱國の周までに侮りを受くるならん、されば何卒速かに周を攻むるを止め給ふことが秦に取りては上等の策略ならん、

【解義】〔王之國計〕國計の間、一本に之の字あり、今之を削る、〔聲畏天下〕聲は名なり、畏天下とは天下をして畏れしむるなり、畏の字、大學に無レ情者不レ盡二其辭一、大畏二民志一とある畏の字と同じ、卽ち彼をして此を畏れしむるなり、秦策に、司馬翦、秦の周を攻むるの非を論じて曰く、攻レ韓劫二天子一惡名也、而未二必利一也、又有二不義之名一、而攻二天下之所一レ不レ欲危と、宜しく本文と參攷すべし、〔必東合於齊〕是の時六

善く事へて孝行なるを譽めて秦王の歡心を博し、因つて周君に勸めて原の地を秦へ贈り、太后の養生費に宛てがふ地と爲せよ、然るときは秦王は、孝子の名譽を得、太后は原邑の地を得て、秦王太后の兩所共に必ず喜ばん、是れ貴公は秦國てふ强大なる援助を得て、凡べての事に就いて便利なるは必定なり、而して秦周の交際が都合よく運ぶときは、周君は必ず貴公の周旋盡力による功と爲して、公は益、愛重せられん、若し亦不幸にして、秦周の交際が都合善く運ばざるときは、周君は兼ねてより秦に往くを欲せざりしを以て、彼の貴公の反對派にして周君を勸めて秦に入らしめたる人は、必ず相當の譴責を蒙りて罪に處分せらるゝことあらん、是れ周君が秦に於ける成功不成功に拘はらず、貴公は秦周兩國に於て强援と利益を得らるべきなりと申されたり、

【解義】〔以原爲太后養地〕原は地の名、當時周に屬す、顧祖禹曰く、今原鄕あり、河南懷慶府の西北十五里に在り、太后は、王の妻を后と曰ひ、王の母を太后と曰ふ、太は尊稱なり、此の太后は秦の昭王の母宣太后を謂ふ、養地は供養の地、卽ち後世に謂はゆる湯沐の邑なり、〔有秦也〕有秦とは、正解に曰く、猶レ得レ秦也と、乃ち秦を自分の味方と爲し得ることを言ふ、〔交善〕下に則の字を加へて看るべし、下文の交惡も亦同じ、〔勸周君入秦者〕正解に據れば周最を謂ふ、乃ち周君秦に入りて交り善きときは固より周最の功なれども、交り惡しきときは、もと周君に勸めて秦に入りたる者は周最なればば必ず罪を得るならん、故に秦王の孝を譽め原を入れて、秦國に結ぶに如かずと云へるなりと、今按ずるに、勸二周君一入レ秦者は周最を謂ふにあらず、別人を指す、

○秦欲レ攻レ周、周最謂二秦王一曰、爲二王之國計一者不レ攻レ周、攻周實不レ足二以利一レ國、而聲畏二天下一、天下以レ聲畏レ秦、必東合二於齊一、兵弊二於周一、而合二天下於齊一、則秦孤而不レ王矣、是天下欲レ罷レ秦、故勸レ王攻レ周、

も可なるの策を建てたることを記せるなり、

【通釋】　秦は強國の威力を以て周君を自國に召したるが、周君は往けば必ず脅迫せられんことを恐れて、往くことを億劫に思へども、去りとて周の弱小國にて斷り兼ねて憂慮し居たる處、或る人之を見て取り、周君の爲に魏王の力を假りて秦に斷りの口實を爲す策を運らし、往きて魏王に謂うて申しけるに、今般秦が突然周君を召し寄することは、大王に取り給ひては餘所事にあらず、是れこそ周は魏に近きが故に秦は周君をして魏の南陽の地を攻めしめんとする量見なり、大王に於て油斷なし給ふときは後悔及ぶなからんとす、大王は何ぞ速かに兵を河南の地卽ち周の方面に出して、攻勢的態度を取らざるか、此の如くにして周君は魏の兵が河南に向ひたりと聞ける時は、目前强敵たる魏兵の來侵に對して防禦の備へに多忙なるを名義として秦に往くを斷らんとす、斯くして周君が秦國に往かざれば、秦の一國のみにては獨り河を渡り越えて遠く南陽を攻むること無かるべし、左すれば大王の治め給へる魏國は安全にして無事ならんと、

【解義】　〔周君難往〕難往は往くを欲せざるなり、〔魏之南陽〕南陽は已に上に解せり、其地甚だ周に近し、〔出兵於河南〕河南は卽ち洛陽、周の地、〔爲辭於秦〕辭は口實なり、其の事を申し立てゝ言譯と爲すとなり、

○周君之秦、謂周最曰、不如譽秦王之孝也、因以原爲太后養地、秦王太后必喜、是公有秦也、交善、周君必以爲公功、交惡勸周君入秦者、必有罪矣、

【大意】　周君秦に往く時、或る人、周最一身の爲に進退兩得の策を立てたるなり、

【通釋】　周君終に秦國に往けり、其時或る人周最の爲に謀りて、周最に申すには、今度周君は秦の召に因りて秦國に往かるゝが、其の實は彼れの强威に壓迫せられて已むを得ざるに出でたれば、意中に畏懼と憤悶とを抱かるべし、故に貴公は其間に立ちて專ら和融疏通を計らるゝには、先づ秦王が其の母太后に

魏に在るを知らずして、必ず己が國を伐つならんと心配困却せしが、蘇秦、周君に說いて申すに、君苟くも楚の來使を免れんと欲し給ふならば、周より楚へ往來する道路を掃除して淸め、道幅を廣くして兩周間の河に通接し、天下に公然と楚の師を迎へんとする狀を示すべし、さすれば韓魏の二國は必ず楚が己が國に近づき逼らんことを恐れて之を忌み惡むならん齊秦は直接に自國に相逼る患は無きも、楚の周を劫して天子の寶器たる九鼎を取りて、周に代り天子と爲らんことを恐るゝなるべし、必ず兵を出して韓魏を救うて共に楚を攻むるならん、然る時は流石の楚も四强國を敵として戰ふが故に、遂に方城の外、卽ち方城山以北の地は守る能はずして、敵の手に委ねざるを得ず、其の上に安にか能く二周の道路を經過することを得んや、卽ち周國へ伐ち入らんと思ふとも終に不可能なり、其れに引き換へて君若し因循躊躇して拙者の獻策を用ひずして、韓魏齊秦の四國が共に楚を惡む事なくして楚の爲すが儘に放任するときは、如何に君が九鼎を楚に與へざらんと思ひ給ふとも、楚の勢力にて必ず將に自身に此方の九鼎を取らんとす、況んや道路を通行する位は何等の故障もなかるべし、斯くては君如何樣に思ひ給ふとも詮なき事なるべしと申されたり、

【解義】〔請道〕道路を假りて通行せんと請へるなり、〔以臨韓魏〕臨は臨みて攻むること、〔除道〕除は掃除なり、道路の濁穢を取り拂ふこと、〔屬之於河〕屬は連なり、通なり、〔方城之外〕方城は山の名にて、楚の塞たり、既に前に見ゆ、外は以外の外にて、楚は南にあれば北を外と云ふ、

○秦召周君、周君難往、或爲周君謂魏王曰、秦召周君、將以使攻魏之南陽、王何不出兵於河南、周君聞之、將以爲辭於秦而不往、周君不入秦、秦必不敢越河而攻南陽、

【大意】秦の周君を召すに當りて、周君往くを欲せざるを以て、周君の爲に魏王に說きて秦に往かざる

記の司馬穰苴傳に見ゆ、「因泄之楚」泄は漏泄なり、乃ち祕密的に爲したる事を楚國に漏泄して楚國をして如何にも伍得と周との間關係あるかと疑はしむるなり、「周君所以事伍得者器」周は天子の國なるを以て、九鼎を始め寶器尤も多し、故に器を以て言へるなり、藤澤南岳曰く、下文に「名曰謀楚」の語を以て推せば、此の器の鼎たること亦知るべきなりと、正解に器の字を下句に屬せしは非なり、「名曰謀楚」名は銘と同じ、器の款識なり、謀楚は乃ち銘の文字なり、故らに楚國を謀るの意義あるが如くに聞ゆるやうに倣すなり、按ずるに、此の上下二句、頗る諸説あり、戸崎哲夫曰く、因其事流言泄之於楚、周君所以厚禮事伍得者器之也、於是又果必爲名曰伍得謀楚、楚王聞泄言與謀楚、必求索其實、而後伍得無效其功、則王必罪之と、此の説、頗る鑿に近し、從ふ可からず、又一本に、「周君所以」云々の十四字を周君所以事伍得者器必多且歸楚に作る、此に依るときは、周君の伍得に事ふるとて用ひたる者は器にして、必ず一二の品にあらずして多數の品なるが、その器は將に楚國に送るならんと解すべし、亦通ず、「伍得無效」效は致なり、之とは謀楚と銘じたる器を指して云ふ、

○楚請道於二周之間、以臨韓魏、周君患之、蘇秦謂周君曰、除道屬之於河、韓魏必惡之、齊秦恐楚之取九鼎也、必救韓魏而攻楚、楚不能守方城之外、安能道二周之間、若四國弗惡、君雖不欲與也、楚必將自取之矣、

【大意】楚の道を東西周に假りて、韓魏を撃たんとし、周君は楚の因つて周を侵さんことを恐れて、憂苦せし時、蘇秦が周君の爲に其の難を救へる策を立てしことを記せるなり、

【通釋】楚の國、兵を周の近地に留め、通行の道路を東西周の間に假らんことを請ひ、以て韓魏の二國に臨みて之を攻伐せんと企てたり、周君は楚の目的は韓

間に立ちて周楚の交を害せんとする伍得を排除する策を、周君に教へたることを記せるなり、後世、漢の陳平、佯りて楚の使者を范增の使者と認め、饗應を以て之を怒らして項羽君臣を離間したるが如きは、卽ち此の故智を襲ぎし者なり、

【通釋】楚の兵、山南に屯在せし時、楚の將軍伍得と申すもの、將に楚王の爲に怨を周に結び付けて、周楚の交りを惡しくせんとせしが、或る人、周の爲に謀計を立て、周君に謂へるには、楚の兵が周に近き山南に屯在せるは、是れ必ず周國を攻め寄せんと謀れるなり、君には仲々油斷なし給ふ可からず、因つて斯樣に計り給ふに如かず、卽ち先づ周の太子をして軍の掛り役人を引率して國境に至り、謹んで護衞兵を以て伍得を出迎へせしめ、而して君も自ら郊外に出でて之を迎へ給へ、此の如く手厚き禮遇を爲して、天下の衆人をして、皆君が伍得を尊重し給ふとの一方ならざるを知らしめ給ふべし、因つて一方には君が伍得を尊重する事を私かに楚國に漏らして知らしめ、而して周君の厚禮を以て伍得に事へて其の歡心を博する道具に使用せる者は、周の特有せる寶器なり、其の器の銘を謀楚と刻したりと曰はしむべし、楚王之を聞かば、是は怪しき物と思ひて、其の銘ある器物を伍得に向うて徵求するならん、而して其の實伍得は、最初より一物も周より取りたること無ければ、如何に楚王が徵求すればとて之を王に差出すことを得べき筈なきなり、楚王は益々怒りて必ず伍得を罪して誅戮せん、然る時は周楚の間を離間する者なければ、周は無事なることを得べし、

【解義】〔楚兵在山南〕山南は周の國境たる山の南を謂ふ、地名考に曰く、案是時、周境之山、在今洛陽縣（河南省）南者、有伊闕大谷諸山、在今偃師縣南者、有轘轅緱氏諸山、在今鞏縣南者、有外方少室諸山、皆與楚相望、不知其何指也と、〔伍得將屬怨於周〕伍は姓、得は名なり、舊本に吾得に作る、高注に曰く、吾當作五と、鮑本には伍に作る、今之に从ふ、屬は連結なり、屬怨とは、孟子の構怨於諸侯（梁惠王上）とある構怨と相似て、戰を開いて怨讎を連結することなり、或本に怨を怒に作るは非なり、岡井文皮曰く、本書の魏策に、王固先屬怨於趙、而後與齊戰とあり、正に此と同じ、〔軍正〕軍正は軍吏なり、亦史

城ありと、〔是巧用兵〕一本に攻に作る、攻は工と通じ、巧と同じ、史記には善に作る、〔今攻梁〕梁は魏の都、〔白起〕白は姓、起は名、秦の將、史記に本傳あり、〔養由基〕養由は氏、基は名、善く弓を射る、以て有名なる人、事は左傳に見ゆ、又淮南子説山訓に曰く、楚王有白猨、王自射之則猨搏矢而熙（戲と同じ）、使養由基射之、始調矯矢未發、而猨擁柱號矣と、〔去柳葉者百步〕柳は木の名、「やなぎ」、本艸綱目に、柳樹枝弱而垂流、其葉狹長而青綠とあれば、射的として射ることは甚だ困難なることと知るべし、百步は、六尺を一步と爲す、〔善射可敎射也〕「善射」の二字、一頓して先づ其の射藝に長ぜるを譽め、然る後「可敎射也」を接して否定の詞を表す、正に其の射を正さんと欲するなり、〔子乃曰可敎〕乃は難辭、「やうやく」「はじめて」「しかも」「しかるに」「かへりて」の諸意あり、〔支左屈右〕左右は手に就いて云ふ、支は「さゝふ」と訓ず、乃ち左手に弓を張り支へ、右手に筈を屈め持つことにて、弓を射る狀態を謂ふ、吳注に列女傳を引きて、左手如拒、右手如附枝、右手發之、左手不知、此正射之道也と云へり、〔而不善息〕善息は恰善の時を以て止息するを謂ふ、鮑注に百中善也、此時宜息とあり、〔弓撥矢鉤〕撥は反撥なり、「そりかへる」こと、鉤は一に拘に作る、音義相通ず、屈なり、矢鉤は矢鋒の屈み曲ること、〔今公破韓魏至公也〕今公の公の字は衍なるに似て衍にあらず、鈴木注曰く、「今公破韓魏殺犀武」を讀とす、句法、上文と變ず、益〻其の功の多きを見はす、公の字、上下に在り、句讀當に此の如くなるべしと、〔出塞〕塞は音「さい」邊塞なり、

○楚兵在山南、伍得將爲楚王屬怨於周、或謂周君曰、不如令太子將軍正迎伍得於境、而君自郊迎、令天下皆知君之重伍得也、因泄之楚曰、周君所以事伍得者器、名曰謀楚、王必求之、而伍得無效也、王必罪之、

【大意】楚王の周を怒れるを解かんが爲に、其の中

惡みて、一つその鼻を折りくれんと思ひて申すやうに、我が左右に居らるゝ人人は皆我れを達者なりと譽めしに、其許は反りて教へ遣はすと云はるゝが、扨左樣に言はるゝからは其許は定めて更に達人ならん、其許何ぞ我輩に代りて此細き柳葉を射て示さゞるか、我輩は一應其許の手竝を拜見せんと、その客對へて申すに、我れは其許の如き專門の射士にあらざれば、其許に左手を支へ右手を屈むるが如き實地の射法を教ふることは出來得ず、去りながら我れは其許に射に就いて心得べきことを教へんと思ふなり、夫れ細き柳葉を遠くから射て、百たび矢を發ちて百たび中り一の損失なきは、成程可なれども、其の百中と云ふ善き頃を以て差控へざれば、少時して汝が氣力は倦み疲れ、弓は次第に撥り反り、矢の先きは次第に曲りたるときは、如何に汝が達人なればとて其の射損じが無しとは限らず、若し一發たりとも中らざるときは、詰り汝が名折となりて、其の以前の百發百中の功名は纔かに一發の爲に忽ち滅び盡きん、是れ射術に於て深く心得置くべきことにて、我が汝に教へんと申せしは、卽ち是れを申すなりと申されたり

き、今尊公の戰功も之と同じきことにて、彼の秦兵が韓魏を敗り、犀武を殺し、又北向して趙を攻め、藺、離石、祁の地を取りしは、皆是れ尊公の功勳なり、尊公の功勳は實に非常に多くして、宛かも養由基の百發百中なるが如く、決して他人の及ぶべきにあらず、然るに今尊公又秦兵を引き連れて國境を出で、西周、東周を經過し、韓を踐み通りて梁を攻む、誠に尊公の戰爭に於けるは偉きことなれども、若し一たび梁を攻めて思ふやうに行かざらん時には、彼の養由基に教へたる客の言の如く、從前の百發百中的の功名は滅び盡くるならん、豈に惜みて餘ることならずや、されば只今尊公の爲に此の際を機として病氣にて軍を帥ゐるに堪へずとて出でて戰はずして、梁を攻むるを止むるに如かず、左すれば尊公は永く現下の功名を維持して、失敗なかるべしと申されたり、

【解義】〔蘇厲〕前の蘇代と共に蘇秦の弟にて、洛陽の人、〔藺離石祁〕皆趙の地、藺音「リン」、「程恩澤曰く、今の山西汾州府永寧州の西に藺城あり、離石は今の山西汾州府永寧州寧鄉縣臨縣、皆其の地也、祁は、顧祖禹曰く、今の太原府(山西)祁縣東南の七里に故祁

以攻梁、一攻而不得、前功盡滅、
公不若稱病不出也、

【大意】此れ又前章に記述せる犀武の敗後、周の爲に秦の將白起に說きて、周を攻むるを止めんと謀りたるなり、張洲曰く、蘇厲雖有爲周之心、而爲武安君謀、寔爲忠告、且引喩精當、趨(利)避(害)明白、善詞也と、按ずるに史記の白起傳に、昭王四十八年白起韓趙を破る、韓趙恐れて蘇代をして秦の相范雎に說きて兵を罷めしむ、白起此れより范雎と隙あり、尋で秦復兵を發して趙を攻む、白起病みて行に堪へず、明年秦兵利あらず、白起病癒ゆ、秦王、起をして往きて將たらしめんと欲す、起辭して往かず、遂に病と稱す、秦兵果して敗る、白起曰く、秦、臣が計を聽かず、如何と、秦王怒る、范雎の譏を用ひて起を杜郵に遷す、遂に之に劒を賜ひて死せり、陸深曰く、武安(白起)杜郵之禍、蓋基于善息(即ち本文蘇厲の說)矣と、

【通釋】蘇秦の弟に蘇厲と曰ふ人あり、周君に謂うて申すに、今や秦軍が韓魏の二國を敗り、將軍犀武を殺し、又趙國を攻め、藺と離石と祁との土地を取りたることは、何れも皆秦の大將武安君白起の功勳なり、此の白起は是れ如何にも兵を用ひて戰を爲すに巧みにして、又天祐ある人なるに由りて、此の如く偉勳を爲したるなり、今又彼の白起が魏の首都たる梁を攻擊致す趣きを承はりたるが、梁の之に抗敵するを得ずして破れんとは必定なり、若し梁が破れば直ちに周に逼るに由りて、周國は危かるべし、されば今日の計としては、君公は速かに梁を攻伐しつゝある秦兵を止むることこそ最上策たるべし、扨て其の計如何にせば可なるかと申さんに、君は然るべき人を遣はして彼の白起に謂はしむべし、そは昔し楚の國に養由基と申す人あり、射術に達したる者なるが、其の一例を擧ぐれば、至つて細き柳の葉を、百歩の遠距離より射るとも、百たび矢を發ちて百たび共に柳葉に中りて之を貫き、一の射損じなし、左右に觀て居る者何れも皆感服して、眞に善巧なりと稱贊したりしに、或る一人あり、養由基の前へ立ち寄りて申すに、汝は射術に達したる者なり、汝位に出來得れば射術を敎へ遣はすべしと、養由基は其の態度の如何にも傲慢なるを

何れに對しても、公の利益なりと申されたり、
【解義】〔周足〕周足は周の相、足は名なり、〔主君〕周君を指す、主君はもと大夫の稱なり、左傳の昭二十九年に、齊侯唁レ公稱二主君一、子家子曰、齊卑レ君矣と、杜注に比三公於二大夫一とあり、然れども戰國の時、稱呼錯亂し、必ずしも深く拘はらず、韓非子亦往往主君を以て當時の君主を呼べり、〔又秦重而欲相〕按ずるに又は有と通ず、有二秦重一とは秦の重援あるを謂ふ、本書の秦策に、臣又レ知二其思與レ不レ思、誠思則將二吳吟一とあるを、劉辰翁解して曰く、注家訓レ有爲レ又、則又亦有也、此言レ有二以知一レ之と、本文の有も亦此れと同じ、正解疑うて必の字の殘剩となすは非なり、〔且惡臣於秦〕且は將と同じ、惡は毀惡なり、「そしる」と訓ず、〔而臣爲不能使矣〕而は則と通用す、既に上に解せり、〔是公之成事也〕一本に事成に作る、

○蘇厲謂二周君一曰、敗二韓魏一、殺二犀武一、攻レ趙取二藺離石祁一者、皆白起、是巧用レ兵、又有二天命一也、今攻レ梁、梁必破、破則周危、君不レ若レ止レ之、謂二白起一曰、楚有二養由基者一、善レ射、去二柳葉一者百歩而射レ之、百發百中、左右皆曰、善、有二一人一過曰、善射、可レ教レ射也矣、養由基曰、人皆善、子乃曰可レ教レ射、子何不二代レ我射一レ之也、客曰、我不レ能レ教二子支レ左屈一レ右、夫射二柳葉一者百發百中、而不二以レ善息一、少焉氣力倦、弓撥矢鉤、一發不レ中、前功盡矣、今公破二韓魏一、殺二犀武一、而北攻レ趙取二藺離石祁一者、公也、公之功甚多、今公又以二秦兵一出レ塞、過二兩周一、踐レ韓而

【通釋】魏の將軍犀武の敗れたる時、周君は秦兵の進んで周を攻めんことを懼れ、和睦を秦に請はんが爲に、周の相たる周足と申す人を秦國に使者として往かしめんとす、或る人周足に謂うて申すに、貴公今度秦に使せらるゝが、輕率に國を出發しては爲惡しかるべし、周君に斯くこそ談ずれば、貴公の好都合之に如くなかるべし、其は今般微臣周足、君命を奉じて使者となりて秦に罷り越しまするが、臣足が彼の邦へ出發するときは、君の望ませらるゝ目的と反對して、秦周二國の交際は必ず惡しからん、何ぜならば我が君の臣下の中に於て兼てより秦國に尊重せらるゝことが有りて、之を恃みて周の相と爲らんと望める者は、臣足が秦周の間を親密に結び付くるときは臣足が己れに代りて秦に尊重せられんことを恐れ、極力之を妨害し、將に臣足を秦國に向つて毀り惡く言はんと巧み居れり、然るときは秦は其の讒言を信じて臣の言を聽かざれば、臣は我が君の使命を全くする能はざる事となるらん、故に臣願はくは秦に往くに先立ちて相の官を免職して後に行かん、君は因つて彼の秦の尊重を恃みて相たらんと欲する者を臣の跡へ据ゑて相の官と爲し給ふべし、されば彼れは兼ての望み通り相の官を得たれば、滿足の結果、我が周を秦に惡しく申して臣が使事を妨害することあらざるべし、故に兎も角臣が相の官を免じて後に秦に赴かんと、さて大體以上の如く周君に仰せらるゝとも、元來周君は是非に和睦を秦に乞はんと思ひ、秦を尊重すればこそ相の官たる貴公を使者として秦に往かしむるなるを、今秦に使者に往くとて之を免職することあらば、是れぞ秦を尊重するにあらず、却つて秦を輕侮したる道理に當れば、貴公より辭職をなすとも、貴公が相を免ぜられざることは必定なり、而して貴公が是の事を先づ周君に申して後に秦に行かば、既に周君に駄目を押してあれば、何人も貴公の仕事に對して妨害を加ふること無く、周の交際が秦に親善なるときは、是れ貴公が使事を成功したる者にて、貴公は益〻周秦雙方より重んぜらるべく、若し萬一周の交際が秦に惡しからんには、周君は公の前言を思ひて、必ず公を妨害せんとて周を秦に惡口言ひたる者と爲して、兼て公に善からずして公の位を奪ひ取らんとせる者は將に周君に怒られて誅殺せられんとす、是

形なり、外面佯りて小利を好まざる爲するを謂ふ、小利の下、舊本に「事秦」の二字あり、藤澤南岳曰く、衍文なりと、今之に從ひて削る、〔而好小利〕南岳曰く、而の下、宜しく心の字を加ふべし、奪文なりと、今按ずるに、上句の形に對すれば、心の字あるを可とす、〔戍三萬人〕戍は邊を守る兵なり、〔父兄百姓〕父兄は同姓の臣なり、左傳の隱十一年に、寡人唯是一二父兄とあるを、杜注に父兄同姓群臣也と解せり、百姓は百官なり、異姓の臣を謂ふ、左傳に、天子建レ德、因レ生以賜レ姓とあり、乃ち天子は有德者を立てゝ諸侯と爲し、其の祖先の出でたる地に因みて、姓を賜ふを謂へるものにて、上古の時、姓は貴族に限りて天子より錫ふことと定まりたれば、凡そ姓のある者は皆貴者なり、因つて貴き公卿大臣を概稱して百姓と云へり、百とは多數を意味したる辭なり、〔而私溫邑〕私は愛なり、私の字、一に利に作るべしとの說あり、〔是上黨無患〕上文の周の合同して魏を伐つの不利を論じて「以攻南陽而兩上黨絕矣」と曰へるに反應す、〔贏四十金〕贏は餘りあること、卽ち儲かり物のあるを謂ふ、〔孟卯〕孟は姓、卯は名、魏の臣、

○犀武敗、周使二周足之一レ秦、或謂二周足一曰、何不下謂二周君一曰上、臣之レ秦、秦周之交必惡、主君之臣、又秦重而欲レ相者、且惡二臣於一レ秦、而臣爲レ不レ能レ使矣、臣願免而行、君因相レ之、彼得レ相、不レ惡二周於一レ秦矣、君重レ秦、故使二相往一、行而免、是輕レ秦也、公必不レ免、公言レ是而行、交善レ於レ秦、是公之成事也、交惡レ於レ秦、不レ善レ於レ公者且レ誅矣、

【大意】周の相周足が秦に使するに當り、或る人之が爲に謀りて、周足をして使事を完全に遂げしむると共に、之をして周秦二國に重んぜらるゝ策を立てたるなり、

を失へば、彼の上黨は秦兵に攻撃せらるゝ患なくして、又每歳差引き四十金の利益を餘分に得給ふべきなり、されば獨り周君の怨を解くのみならず、魏も賴りて利益を得べしと申されたり、是に於て魏王は綦母恢の言に從ひ、孟卯を使者とし、溫囿を周君に贈與し、又周君に守兵を遣はして援くることを承諾したりとぞ、

【解義】〔周君之魏求救〕前條に「秦攻魏將犀武軍於伊闕進兵而攻周」とあり、參看すべし、〔見梁囿而樂之〕梁は魏の都、一に大梁と曰ふ、囿は「ソノ」と訓ず、鳥獸を飼育する處なり、孟子に、孟子見梁惠王、王立於沼上、顧鴻雁麋鹿、曰賢者亦樂此乎とあり、又本書の魏策に、魯君が梁の范臺を論じて、前夾林而後蘭臺、强臺之樂也と云へるを觀れば、當時梁囿の盛大なるを亦想見すべし、〔綦母恢〕綦母は姓、恢は名、周の臣、〔溫囿〕溫は地の名、亦魏の邑なり、〔臣能爲君取之〕能は耐なり、其の力にて成し果することの出來得るを耐と曰ふ、蓋し綦母恢、曩に魏王の周君の請を卻けて救を出すを辭したる時、自ら不安の狀態ありしを看取して、以て乘じて說くべしと思へるなり、下句の「王曰周君怨寡人乎」の句、其の突出一語、以て其情狀を見るべし、〔不怨且誰怨〕不怨の下に王則の二字を加へて看るべし、語勢急なるを以て省きたるなり、且は將と通ず、且誰怨とは、周君にして王を怨みずんば、將に何人か王を怨みんとなり、〔周君謀主也〕謀主は謀略ある主を謂ふ、左傳の昭九年に、王曰、我在伯父、猶衣服之有冠冕、木火之有本原、民人之有謀主也と、杜預曰く、民人謀主宗族之師長と、鮑注此れに依りて周君を解して周王と爲せども、此にては謬れり、〔而設以國爲王扞秦〕扞は禦なり、設の字、疑ふ可し、恐らくは誤あらん、安井仲平曰く、設は立なり、以國は國力を盡すを謂ふ、言ふこゝろは、周はもと無事なるも、國力を盡し、以て王の爲に强秦を扞禦するの策を設立し、復己れの存亡を顧みざるなりと、今按ずるに設は心を設くることにて、乃ち心遣ひを爲すを謂ふ、〔塞外〕國境を塞と曰ふ、〔以攻南陽而兩上黨絕矣〕而は則と字義通用す、前文韓魏易地の條に「且魏有南陽鄭地三川而包二周則楚方城之外危」とあり、亦以て南陽と周との接近して、相關するの切なるを見るべし、〔形不好小利〕形は外

的相近くして便利なり、臣は魏王に説き付けまして、我が君の爲に溫囿を周國へ貰うて差上げ申さんと、それより綦母恢は魏の都へ引き返して魏王に見えたる處、魏王も周君に出兵援助の事を斷りたる者の、實は心に掛りて不安の處なれば、綦母恢に問うて申すに、卿が主公たる周君は折角態々魏に救ひを求めに來られたるを、拙者が無情に斷りたれば、定めて拙者を怨めるならん、如何と、綦母恢透さずして對へて申すに、如何にも畏れながら周君は大王を御怨み申さずして、將た世間に何人を怨み申し候ふぞ、抑ゝ臣恢は大王の爲に患ふる者あり、其の仔細は、周君は元來智謀ある君主なり、而して只今までに國力を竭して大王の爲に秦兵を防御するの計略を設立したるに關せず、而かも大王は周君の爲に秦兵を防御し給はず、されば恢は周君が、必ず怨み怒りて魏に叛き、周國を以て秦に從ひ事ふることならんと存じ候、果して然る時は、秦は國境外に出でたる兵を悉皆引き揚げて、周君の人數と共に協力して魏の南陽の地を攻むるならん、左すれば兩上黨の地は敵兵の攻擊を受けて、兩上黨の聯絡は斷絕して秦兵に陷落せらるべし、是れ臣が大王の爲に患ふる所なりと、魏王は之を聞き問うて申すに、然らば之を奈何にすれば可なるかと、綦母恢對へて申すに、一體彼の周君の人柄たるや表裏大いに相反して、外形は鷹揚に見えて小細な利益などを好まざるやうなれども、其內心は小細な利益を悅び好める人なり、故に今大王、周君が援兵を請へるに任せて、戍兵三萬人を遣はす事を許可し給ひ、又溫囿を割與し給ふときは、周君は表面に於て援兵三萬人を得たるを口實として同姓の人達竝に諸の官吏に、斯くの如き魏の厚意を無視し、自身が利益の爲に秦に味方することならず、全く義理上叛くべからずと言譯を爲すことを得て、而かも又一方には溫囿を自己の勝手都合に宜しきものと爲して悅ぶときは、必ず魏に叛いて秦に合同せざるべし、大王是の如く計り給ひなば周君の怨を解くを得べきなり、其の上に臣恢嘗て承りたるに、溫囿の收利は、計るに一歲に八十金の所得ありと、今若し大王之を周君に賜ひて周君溫囿を領するを得ば、周君より大王に上納することは、一歲に每に百二十金を獻上すべし、さすれば大王に於て周兵の味方を得ると同時に秦國には其の味方

乎、臣爲王有患也、周君謀主也、而設以國爲王扞秦、而王無之扞也、臣見其必以國事秦也、秦悉塞外之兵與周之衆以攻南陽、而兩上黨絶矣、魏王曰、然則奈何、綦母恢曰周君形不好小利、事秦而好小利、今王許戍三萬人與温囿、周君得以爲辭於父兄百姓、而私温囿以爲樂、必不合於秦、臣嘗聞温囿之利、計歳八十金、周君得温囿、其以事王者歳百二十金、是上黨無患而嬴四十金、魏王因使孟卯致温囿於周君而許之戍也、

【大意】犀武の敗軍に因つて、周君、魏の救ひを求むれども得ず、憂苦せる時、綦母恢、周君の爲に、魏王に説いて、温囿を獲得すると共に魏の援兵を求め得たる事を記せり、大體前章の蘇代の韓の公仲に説きて、高都を獲たると相似たり、但彼れは粟と甲との徴發を免れ、此は戍兵三萬人の援を獲たるとの異あるのみ、

【通釋】魏の將犀武の、伊闕に於て秦兵に破られし時、秦兵は進みて周を攻めしかば、周君は魏國に往きて、魏軍の周を救はんことを求めたり、然るに魏王は己が領内なる上黨の地が秦兵に侵されて火急なれば、援軍を出す能はずとて之を斷りたり、周君其の目的を達せずして反らんとせしが、憂鬱の餘り或る日魏の都なる大梁の地にある梁囿を見て之を樂めり、是に於て周君の臣なる綦母恢なる者周君に謂うて申すに、我が君は梁囿を左程に羨しく思召さるゝならば、魏に又温囿と名づくる囿あり、其の樂むべきことは決して此の梁囿の下に就かずして、又周國に比較

勢の重きは、亦盡く趙國に在り、されば今度秦が魏を敗りて周を攻むるを差し止むることは、趙の利益上から觀れば何れに向ふとも最上の良計なりと、

【解義】「秦攻魏將犀伊闕」犀武は魏の將の姓名、伊闕は地の名、史記正義に曰く、水經注に、禹疏二龍門一以通レ水、兩山相對若レ闕、故謂二之伊闕一、今洛南、猶謂二之龍門一也と、史記の魏世家に、昭王元年（秦の昭王十四年）秦拔二我襄城一、二年與レ秦戰、我不レ利、三年佐レ韓、攻レ秦、秦將白起敗二我軍伊闕一、二十四萬とあり、卽ち此の役を謂ふ、岡井叔皮曰く、攻は敗の訛、周紀の注に、徐廣此の策を引きて、敗二魏將犀武伊闕一、又一本に敗に作る、下章と合ふと、坊本に秦攻下魏將犀武軍上レ於二伊闕一と點せるは非なり、「李兌」趙の司寇（司法長官）と爲り、當時大に權を振ふ、その事、趙世家に見ゆ、「不如禁秦之攻周」禁は止なり、「秦魏復戰」鮑注に、趙魏は隣國なれば、魏に秦兵あれば趙は無事なり、故に上計と爲すと云へども、竅を失す、下文を見れば自ら明らかなり、「持周之得」得は戰利を謂ふ、持は保持なり、姚本に持を待に作る、按ずるに優に似たり、乃ち周を得て後に魏を攻めんと欲し、今急に之を攻めざるを謂へるなり、「今君禁之而秦未與魏講也」而は則と通用す、禁之とは上文の「君不如禁秦之攻周」を承けて云ふ、之は卽ち「秦之攻周」を指す、「全趙令其止」全趙は、秦魏相戰ひ、互に勞敗せるに對して趙國無事なれば、故に全趙と曰ふ、前文に周を稱して「完周」と云へると意同じ、燕策に全趙之時、南鄰爲レ秦とあり、亦此れと義同じ、關君長曰く、全趙蓋謂二擧國一也と、戶崎允明曰く、使三趙得二其全一、且使二秦止一レ攻レ周也と、皆非なり、「魏不能支」支は支持の支なり、「さゝふ」と訓ず、

○犀武敗二於伊闕一、周君之レ魏求レ救、魏王以二上黨之急一辭レ之、周君反見二梁囿一而樂レ之也、綦母恢謂二周君一曰、溫囿不レ下レ此而又近、臣能爲レ君取レ之、反見二魏王一、王曰周君怨二寡人一乎、對曰不レ怨且誰怨

【通釋】秦の昭王の時、將軍白起、魏の將軍犀武が軍を伊闕に於て攻め破り、尙進んで周を攻めしが、或る策士ありて周の公子周最が爲に周の危難を救はんとて、趙の大臣李兌に謂うて申すに、今や秦既に魏を破りて兵を周に進めたり、貴國の趙に取りては、是れぞ逸すべからざる機會なる、君は早く秦が周を攻擊する計を差し止むるに如かず、趙の上等の計は、彼の秦魏兩國をして復戰爭せしむるに如かず、然るに今秦が周を攻むる時は、固より强大國を以て弱小國を伐つが故に、勝利は秦に在らんなれども、秦も戰爭に疲れて軍勢は必ず負傷多からん、秦は周に捷ちたる成功を保持せんが爲に、必ず危險を冒して再び魏を攻めざらん、秦魏は相戰はざる時は趙の不利益たり、勝負は必ずしも全く定り居るものにあらざれば、秦が萬一周を攻むとも敗れて成功せずんば、前に既に伊闕に戰うて魏兵に勝ちし時の疲勞がありて創痍未だ癒えず、後に又周を攻むるの失敗あれば、其の勢愈、困難して、又必ず魏を攻めざらん、是れ亦秦魏は相戰はざるが故に、趙の不利益たり、されば今秦が新たに魏を敗りて周を攻むる場合に當りて君が秦の周を攻むるを禁じたらんには、秦は新たに捷ちたる計りにて未だ魏と講和せざれば、魏の盛り返し有らんも圖り難しと危懼せる際なり、然るを未だ敵と戰はずして完全なる國力を保持せる趙國が新たに踏み出して、彼の秦をして周を攻むることを止めしむるときは、秦は必ず畏懼して趙の仲裁的命令を聽かずんばあらず、卽ち相違なく趙の要求を承知して周を攻むることを止むべし、是れ君は强暴なる秦兵を退却せしめて、危亡に瀕き周國を安定するなり、君の功名既に大なりとす、而して秦兵周を去り退くときは、未だ講和の締約を爲して居らざれば、必ず再び魏を攻めて勝敗を定むべし、魏は伊闕敗軍の後にて、竟に秦兵を攻擊を支へて抵抗する能はざれば、必ず君に因りて趙國の援助を仰ぎて、秦と講和を爲すべし、然る時は君の勢力は又非常に重くなるべし、又若し魏が倔强にして能く秦に抵抗して講和せざれば、是れ君は周國を救ひ保存し、其の禍ひを魏に嫁して秦魏二國を相戰はしむるなり、此の兩强國が相互に戰爭するときは、趙の味方次第によりて、何れも勝敗に大關係あれば、兩强共に趙の懽心を求むるが故に、權

韓魏各、一の上黨を有す、魏は上黨を以て韓の南陽鄭地三川に易へんと欲す、韓はもと一の上黨を有し、又魏の上黨を得、故に兩上黨と曰ふ、釋名に、黨は所也、山上に在りて其の所最も高し、故に上黨と曰ふ、上黨は今の山西潞安府遼州沁州の地なり、地理通釋に曰く、兩上黨は蓋し韓魏の間に在りたるならんと、〔羊腸〕阪の名、鮑注に、上黨壺關に羊腸阪ありと、高注に、趙險塞、山形屈折如羊腸とあり、

○秦攻魏將犀武軍於伊闕、進兵而攻周、爲周最謂李兌曰、君不如禁秦之攻周、趙之上計、莫如令秦魏復戰、今秦攻周而得之、則衆必多傷矣、秦欲持周之得、必不攻魏、秦若攻周而不得、前有勝魏之勞、後有攻周之敗、又必不攻魏、今君禁之而秦未與魏講也、而全趙令其止、必不敢不聽、是君卻秦而定周也、秦去周必復攻魏、魏不能支、必因君而講、則君重矣、若魏不講而疾支之、是君存周而戰秦魏也、重亦盡在趙、

【大意】秦、既に魏の將犀武を敗りたる勢ひに乘じて周を攻むるに方りて、周最の爲に謀りて趙に說き、趙の重きを借りて秦兵を止めんとせし事を記せり、許應亨曰く、戰秦魏而坐收其弊、非直爲周、實爲趙と、蓋し戰國策士の策、己れを利せんと欲するときは、先づ人を利するを言ひ、己れの不利を除かんと欲するときは、先づ人の不利を除くことを言ひ、其の說を聽く者をして、說者の心眞に專ら聽者の爲に計るが如くに思はしめて其の言を聽用せしめんことを務めたり、故に後世讀む者、亦往往許評の如き感を抱く者あり、

すものは、新たに韓より手に入れんとする土地は、周に接近して、漸次擴張すれば盡く東西二周を包括するを得て、韓に亡失せし二縣の地より廣大にして、東西周の間には天子の大寶たる九鼎存在すれば、他日天下に君として臨むべき便宜あればなり、且つ又今度の交易によりて魏國は南陽鄭地三川の地を有する上に、更に東西二周を包括するときは、楚國に迫りて、御領内の方城より以外の地は危くして、或は魏の包括内に入るやも料られず、韓は只今まで魏と共有せし兩所の上黨の地を、今は之を兼有したれば、其れを利用して兵を差し向け趙國に臨めば、取りも直さず趙の羊腸阪の以北は危くして、或は韓の所有に歸するやも料られず、さすれば韓魏二國の土地交易が成立したる日には、楚趙二國共に隨うて勢力失墜し、權威の輕きこと寔に驚くの外なけん、是れ周の亡ぶるは、周國其物は固より小國にて言ふに足らざれども、竊かに楚趙二大國の爲に痛く歎息する所なりと申したり、楚王之を聞き、成程尤もなる事と爲し、恐懼の餘り急に趙國を語らひて味方と爲し、因つて韓魏の土地を交易するを止めしめたり、

【解義】〔盡包二周〕包は容なり、褢なり、「ツ、ム」又「カネル」と訓ず、二周は東周西周、〔九鼎存焉〕夏の禹王の時、九州の金を聚め九鼎を鑄造す、爾來天子の寶と爲る、周の成王に及んで、九鼎を郟鄏に遷す、郟鄏は河南に屬し、東周の地たり、〔南陽〕地の名、韓魏の地、共に南陽にあり、說、國策地名考に見ゆ、此の南陽は、もと韓に屬す、〔鄭地〕昔し鄭國の地なりし處なり、亦本と韓に屬す、地理志に、河南郡新鄭縣、詩鄭國、後爲韓所滅、韓自平陽徙都之とあり、〔三川〕地の名、〔方城〕山の名、今の河南南陽府葉縣の南四十里にあり、程恩澤曰く、案左傳云、楚國方城以爲城、杜注、方城山在南陽葉縣南、淮南子、天下九塞、方城其一、（中略）荊州記、葉東界有故城、始犨縣東、至瀙水、逕泚陽界、南北連連數百里、號爲方城、一曰長城、水經注、楚盛周衰、控霸南土、欲爭强中國、多築列城於北方、以通華夏、號曰萬城、亦曰方城、蓋置城於山上、以爲要隘、其山連接南陽唐縣葉縣之境、幾數百里、故曰長城、又曰萬城と、此等の說に依れば、其の要害の地たるや知るべし、〔兩上黨〕上黨は地の名、もと韓魏に兩屬す、程恩澤曰く、是の時、

に恐ると、後説を可とす、〔楚宋不利云云〕梅津常〔秋田藩儒梅津定之丞〕曰く、秦、三國を德とすれば、必ず楚宋を攻め、地を取りて之に與ふべし、故に楚宋利とせざるなりと、〔攻王之聚〕邑落を聚と曰ふ、卽ち都市郡村の類、一説に、聚は卽ち軍隊を指すと云へり、〔介軍設舍速東〕關君長曰く、設は疑ふらくは毀に作るべし、軍舍を毀壞して速かに東に去るなりと、一説に舍は草舍なり、乃ち唯草舍を設けて野外に宿し、周國の供給を待たず、速かに己が國に歸らしむるを謂ふと、鈴木汪曰く、軍疑當作車、齊策、昔者趙氏襲衞、車舍人不休傳、此寫襲衞疾也、車設舍卽車舍人也と、此の説に依るときは、車を以て宿舍とし、別に止宿の場處を設けざるを謂へるなり、

○韓魏易地、西周不利、樊餘謂楚王曰、周必亡矣、韓魏之易地、韓得二縣、魏亡二縣、所以爲之者、盡包二周、多於二縣、九鼎存焉、且魏有南陽鄭地三川、而包二周、則楚方城之外危、韓兼兩上黨以臨趙、卽趙羊腸以上危、故易成之日、楚趙皆輕、楚王恐、因趙以止易、

【大意】韓魏の土地を交換するに當りて西周尤も其の不利を感ぜしに、樊餘、卽ち楚趙を說いて之を止めたる策を記せり、其の楚王に說ける語中、少しも西周の不利を語らずして楚趙の危險なるべきを言ひ、之をして勢ひ自ら交換を止めざるを得ざらしむ、是れ策士の策たる所以なり、

【通釋】韓魏の二國、都合ありて互に或る土地を交易せんとせし時、西周は事情ありて甚だ不利益に感じ困却せる處、周の臣に樊餘と申す人あり、西周の爲に交易を止めんと思ひて、楚王に說いて申すに、周の國は必ず亡ぶるならん、何となれば、今度韓魏が土地を交易するに就いては、決して其の土地は平均にあらず、韓は因つて二縣を手に入れ、魏は因つて二縣を手放しする割合なり、然るに魏が之を爲す所以と申

者なり、〔楚王出必德齊〕德は恩德なり、高注に、齊の歸るを得しめたるを恩德と爲し、楚王は必ず東國を以て齊に與ふるならんと解せり、〔處之三晉之西〕處は居なり、三晉は、韓魏齊三國の先祖は、もと晉國の卿たりしが、晉を分割し獨立して各、國を立てたれば、故に之を三晉と稱す、

○三國攻秦反、西周、恐魏之藉道也、爲西周謂魏王曰、楚宋不利秦之德三國也、彼且攻王之聚以利秦、魏王懼、令軍設舍速東、

【大意】周は、魏軍の周國を過ぐるときは供給の費用に苦むを以て、速かに魏兵を退去せしめんとて、周の爲に魏王に說きたるなり、○此れ又前章を承けて云へるなり、故に單に三國と曰うて其の國名を詳記せず、

【通釋】齊韓魏の三國、既に前章に記せしが如く、秦國を攻めたれども、平和を講じて返る時、西周は、道の便宜よりして魏の兵が周國の道を借りて魏に引き揚げ、隨うて自國も供給の費用多からんことを恐れたり、時に或る策士ありて西周の爲に魏王に說いて申すに、今度貴國及び齊韓の三國は秦の和を請ひしを聽きて戰を罷め兵を返すことなるが、楚と宋との二國は、三國聯盟の外に立てるものなる處、秦が三國の和解を聽きくれたるを恩惠あるものと爲して、之と親密なるときは、聯盟外の自己に不利益なりと爲せり、就いては彼の二國背謀りて、秦の歡心を取らんが爲に、其の復讐を兼ねて將に大王の邑落即ち魏の地を攻伐して、秦國に利益を與へんと企て居れば速かに兵を御引き揚げなさるに如かずと、魏王は大に懼れ、乃ち早く魏に引き取らさんが爲に魏軍をして自ら假舍を結びて止宿し、周國の饗應等を辭退して、速かに東の方魏國に歸らしめたり、

【解義】〔恐魏之藉道〕藉は借なり、岡井叔皮曰く、楚請道の章（本章の後七章）に據れば、西周の恐れしは蓋し魏の九鼎を取らんことを恐れたるなりと、横田惟孝曰く、魏、西周に道するときは供給の費あり、故

齊と講和の資と爲すならんと云へるなり、懷王の秦に執らはれし事は、史記の楚世家及び十八史略卷之一に見えたり、

君令弊邑以此惠秦、秦得無破、而以楚之東國自免也、必欲之、楚王出、必德齊、齊得東國而益強、而薛世世無患、秦不大弱、而處之三晉之西、三晉必重齊、薛公曰善、因令韓慶入秦而使三國無攻秦、而使不藉兵乞食於西周、

【通釋】 君は弊邑周國に此の秦國の危難を救ひたる働きを以て恩惠を秦國に施さしめ給ふべし、秦は此に因つて破敗の患なきを以て幸福と爲し、唯楚の東國の土地を割かしむるのみにて別段己が國土に直接の影響なく、以て三國攻撃の患を免るゝ義なれば、必ず之を欲し望むことなるべし、又楚王は、齊の秦を攻めしが爲に思ひ掛けも無く秦に於ける危難を脱して己が國に歸ることを得ば必ず齊を恩德あるものと爲すならん、されば齊は楚の東國を得て其の勢力益々強盛にして、隨うて君が領有せる薛の國は子孫世世安全にして患難なかるべし、而して秦國も深き損害を受けざれば、少々の痛みありとも左程大いに弱くならずして其の強盛を維持するを得べし、秦を三晉（韓魏趙）の西に處きて相互に牽制せしむるときは、彼の三晉は、秦齊の相善きを以て秦を畏るゝと共に益々齊に倚賴するが故に、必ず齊國を尊重すべし、是れ君が一擧にして數利ある良策なりと申したりしが、薛公の申すに、其の說誠に善しと、因つて韓慶をして秦に入らしめ、而して齊韓魏の三國の軍に令して秦を攻伐することを無からしめ、又兵器及び糧食を周に借ることを止めしめたり、

【解義】 〔以此惠秦〕此とは上文の秦齊の中間に立ちて講和の計を爲せしことを謂ふ、惠は恩惠なり、〔めぐみ〕と訓ず、〔秦得無破〕鮑君長曰く、上の〔破秦〕に應ず、〔楚之東國〕高註に、楚の東國は齊の南境に近き

はるゝものは、齊國今は盛んにして實つれども、他日衰へ虚しき時來るやも知るべからず、韓魏の二國今日衰へ虚しくとも、他日盛んに實つるやも知るべからず、されば現今君の爲に計るに、先づ我が周をして陰かに秦國に合意せしめ、而かも君は默忍して周を攻むる無く、其の上に周に向うて兵器を借りたり糧食を乞うたり爲さず、表面は何處までも齊周は無關係の態度を粧ひ、君は齊韓魏三國聯合の軍を牽ゐて秦の國境なる函谷關に臨み、而してその境内に攻め入らず示威の行動を爲し、一方は我が周をして仲介者の地に立たしめて、君の實意なりとて秦王に說かしめて斯く申し込ましむべし、卽ち三國聯合軍の總司令官たる齊の孟嘗君は、强敵たる秦國を破りて一方の韓魏二國の勢力を張り大いにせんと欲するにあらず、然るに兵を遠く函谷關に進めたる譯は、彼れに一希望ありて然るなり、そは只今秦國の威力で楚國を自由にする事が出來得るが故に、秦王が楚王に申し付けて、楚の東邊の土地を齊國に分割して與へしめんことを欲するに外ならず、因つて秦に於て其の希望を容れて楚に土地を分割せしむれば、彼れは戰はずして退かんと、斯の如く周君をして秦王に說かしむれば、秦王も其れにて聯合軍と戰爭することを避け得べくんば、必ず曩に執らへたる楚王を釋して楚國に歸らしめ、其れと交換的に楚をして東邊の土地を齊國に分ち與へしめ、以て齊と講和を爲すならん、

【解義】〔本末更盛云云〕本末は樹木に譬へて云ひ、虚實は物に就いて云ふ、或は解して本末盛なれば虚實時ありと云へるは非なり、更は迭なり、〔以君之情〕情は實情、卽ち心に欲する所のものを謂ふ、〔以張韓魏〕張は彊なり、大なり、〔令弊邑陰合於秦〕邑は國なり、弊邑は弊國と同じ、陰は私なり、〔又無藉兵乞食〕高注に依れば、秦に少兵少糧を示さざらんが爲に兵食を周に借らざるなりと、亦通ず、〔函谷〕關の名なり、西征記に關城路在二谷中一、深險如レ函、故以爲レ名、其中旁通、東西十五里、絕岸壁立、崖上栢林、蔭二谷中一、殆不レ見レ日と、高注に在二弘農城北東門外一、今在二新安縣一と、程恩澤曰く、今の河南靈寶縣の南十里にありと、〔秦王出楚王以爲和〕高注に出は歸なりとあり、是の時楚の懷王、執らはれて秦國に在り、故に韓慶、秦王は交換的に之を楚に歸し、因りて地を割かしめて

ことを恐れ、借さゞれば齊の軍の來擊あらんことを憂へ、甚だ困却に及びたり、時に周の臣に韓慶と申す人あり、西周の爲に薛公に說いて申すに、君曩には齊の師を率ゐて韓魏の爲に楚國を攻むること九箇年に及びて、宛葉二縣より以北の地を攻め取りて韓魏兩國の勢力を强めたり、今又秦國を攻めて韓魏の强を益〻强くせんとす、韓魏は君の御蔭を以て南に向うては楚國より侵略せらるゝ心配なく、西に對しては秦より壓迫を受くる難儀なからん、然るときは其の土地愈〻廣くなりて、其の權勢は益〻重からん、韓魏が能く此の如くなると同時に、齊は必ず韓魏と兩立することは能はず、反りて益〻輕かるべし、

【解義】〔薛公〕薛は地の名、薛公、名は文、姓は田氏、齊の宣王の庶弟なる靖郭君田文の子にして、齊の領內の薛の地に封ぜられ、孟嘗君と稱す、〔藉兵乞食〕藉は借なり、兵は兵器、卽ち前章の徵甲の甲と同じ、皆軍人を謂ふ、〔韓慶〕周の臣なり、慶は名、鮑注に依れば、凡そ姓を韓と云へる人は、もと皆韓國の人にして、其の周に仕ふる者は、韓を去りて周に仕ふる者なりとあり、〔宛葉以北〕宛は楚の縣の名、程恩澤曰く、今の河南南陽府南陽縣と、葉は舒涉反、亦楚の縣の名、今の河南南陽府葉縣の南（或は東とも云ふ）二三十里にありと、

夫本末更盛、虛實有時、竊爲君危之、君不如令弊邑陰合於秦而君無攻、又無藉兵乞食、君臨函谷而無攻、令弊邑以君之情謂秦王曰、薛公必不破秦以張韓魏、所以進兵者、欲王令楚割東國以與齊也、秦王出楚王以爲和、

【通釋】全體萬物消長の道理を觀るに、之を樹木に就て申すと、本と末と迭に盛んになりて、本盛んなれば末必ず衰へ、末盛んなれば本必ず衰ふ、又物の虛と實と互になりて、實つるものも亦虛しき時あり、虛しきものも亦實つる時あり、竊かに君の爲に危險に思

【解義】〔亦已多矣〕多は過分なること、乃ちその恩惠を施すことの多きを謂ふ、〔周必折而入於韓〕折は屈なり、入は入りて服屬すること、鮑注に依れば、入とは歸と云ふが如し、〔焚周之節〕節は符信なり、「わりふ」と訓ず、行者の執る所のもの、天下に通達するには必ず節あり、節なければ通ずるを得ず、焚周之節とは周と交を絶つなり、〔敝高都〕敝は弊と同じ、破なり、〔秦聞之必大怒〕許相卿曰く、是の時周已に秦に屈折して小なり、韓故に敝高都を以て周を得て秦を絶たしめんと欲す、秦を絶てば周專ら韓に服す、周が韓に屈折するとき韓國重し、是れ蘇代の言が公中に聽用せられし所以なり、

○薛公以齊爲韓魏攻楚、又與韓魏攻秦、而藉兵乞食於西周、韓慶爲西周謂薛公曰、君以齊爲韓魏攻楚、九年而取宛葉以北、以强韓魏、今又攻秦以益之、韓魏南無楚憂、西無秦患、則地廣而益重、齊必輕矣、

【大意】此れ亦西周の齊秦兩强の間に介在して、孰れにも與し難き苦境に在るが爲に、韓慶、策を以て齊秦の間を周旋して西周を救ひたるなり、蓋しもと薛公の兵を借り食を乞ふを辭するが主意なれども、兵を借り食を乞ふの利害を明言せずして、先づ前段に於て徒に韓魏の强を增すを恐るゝを言ひ、既に勢に就いて之を切言し、後段は楚をして東國を割與せしむることを言ひ、又利を以て之を誘ふ、善く說く者と謂ふべし、而して「藉兵乞食」の四字は、卽ち前章〔雍氏之役云云〕に謂はゆる「徵甲與粟」の四字と、辭を異にして義を同じくし、本文中に凡そ三たび見る、論旨遣辭、概ね前章と相似たり、

【通釋】齊の王族なる薛公田文卽ち孟嘗君は、曩に齊の師を率ゐて韓魏の爲に楚を攻めたり、後又韓魏と與に西の方秦を攻擊せんとしたりしに、兵及び糧食の乏しきを濟はんが爲に之を借らんことを西周に乞へり、西周は之を借せば他日秦國の怒りに逢はん

して、甚だ不得策なりと陳べたるなりと、此れ亦通ず、姑らく掲げて兩存す、

公中曰善、然吾使者已行矣、代曰、公何不以高都與周、公中怒曰、吾無徵甲與粟於周亦已多矣、何爲與高都、代曰、與之高都、則周必折而入於韓、秦聞之必大怒而焚周之節、不通其使、是公以弊高都得完周也、何不與也、公中曰善、不徵甲與粟於周而與高都、楚卒不拔雍氏而去、

【通釋】公中、蘇代の說を聽きて申すに、成程尤もなる次第なり、然しながら吾が周に向うて兵と食とを徵發する使者は已に出發したり、今更致し方なしと申されたり、蘇代が申すに、然らば尊公どうして高都の地を以て周に與へて、其の懽心を求めざるかと、公中は如何にも己れを愚弄するものと思ひ、憤然として怒りて申すに、それはけしからぬことを申すかな、吾れは兵と食とを周より徵發せざることが、亦已に過分なる事ぞ、何ぞ故なく高都の邑を與ふることを爲さんと、蘇代が申すに、左樣に怒り給ふ勿れ、今尊公が周に高都の邑を與へなば、周は必ず尊公の恩誼に感服し、態度を一變し節を屈して、韓國に入りて從はん、秦國にて周が韓に從ひし事を聞きたるときは、必ず大いに立腹して、周の使者の持ちて使者の信とせる割り符を焚き棄てゝ、使者を逐ひ歸して周と絕交するならん、乃ち周秦の交際は此れによりて斷絕すれば、周はその孤立を恐れて益ゝ韓國に依賴すべし、是れ尊公は破れたる高都を餌と爲して完全なる周國を得ることなり、其の損益の差は仲々比較にならざるなり、公何うして高都を周に與へ給はざるやと申されたり、公中之を聞きて申すに、成程尤もなる次第なりと、是に於て兵と食とを周より徵發せずして、又高都の地を周國に與へたり、然るに此の策奇效を奏し、楚は卒に雍氏を拔かず、兵を撤して去れり、

り、〔徵甲與食〕甲は兵を謂ふ、食は糧なり、〔蘇代〕蘇は姓、代は名、周の人蘇秦の弟、〔高都〕地の名、亦韓の邑、今の河南洛陽縣の西南に高都の故城ありと、〔子苟能〕苟は音垢、且なり、「いやしくも」と訓ず、誠なり、「まこと」と訓ず、字典に依れば、艹に从ひ句の聲は誠なり、艸に从ひ句の聲は且なり、字もと同じからず、然れども亦往往混用す、〔公中〕一に公仲に作る、中仲、古字同じ、〔昭應〕昭は姓、應は名、楚の大將なり、〔韓氏罷於兵〕韓氏は韓國と同じ、左傳に天子建㆑德、胙㆓之土㆒、命㆓之氏㆒とあり、是れ諸侯は其封ぜられたる國を以て氏と爲すを謂ふ、此の韓氏も又其例に從うて稱せる也、罷は疲と同じ、〔倉廩空〕倉も廩も共に藏なり、「くら」と訓ず、米藏を廩と曰ひ、穀藏を倉と曰ふ、空は米穀の盡きたるを謂ふ、〔吾攻之以饑〕此れ倒字法を用ひたる也、城中の饑うるに因りて之を攻むるを謂ふ、戸埼允明は、城中の倉廩空しきを察して糧道を絶つを謂ふと、亦通ず、〔必拔之〕拔は城を得るなり、其の狀、宛も物を切り拔くが如くなるよりして拔と曰ふ、以上は蘇代が昭應の言を述べたる也、〔是楚病也〕病は困なり、又病は利の反對にして不利なるを謂ふ、史記の商君傳に利則侵㆑秦、病則東收㆑地とあり、是れ利病相對するの證、〔此告楚病也〕告楚病とは楚國に韓の病を告ぐることにて、上の楚病と同じからず、乃ち告楚の間に於の字を加へて看るべし、是れ正解等の説なれども、又或る一説に依れば、既に本文に同一楚病とありながら、上下に於て解を殊にするは穩かならず、且つ下文に「勸楚王益兵守雍氏」とありて、伐雍氏と曰はざれば、今までの處を守りて、失はざるやうに務むることを推知すべし、因つて按ずるに、本文は「今圍雍氏五月不能拔是楚病也」までを昭應の言と爲し、乃ち一ヶ月の中速かに拔くべかりし城が、五ヶ月も掛りて拔けずと云ふことは、是れ楚の弱きを天下に示すものにて、甚だ不利益なりと申したり、然るに楚王始めより昭應の計を信ぜざりしに、今韓より周に向うて兵食を徵し、此の上に韓が勢力を得るときは、是れ益、天下に楚の不利を告白することとなれば、昭應は必ず楚王に勸めて兵を益し、雍氏の城を圍み守りて、速かに下すことを爲さん、然れば雍氏は必ず拔取らるべし、是れ公中が周の兵食を徵發するときは反りて楚の大兵を速く所以に

の變化緩急順逆、各、其の宜しきを得るを觀るべし、

【通釋】 楚の軍が韓の領地なる雍氏を圍みたる時、韓は兵食の缺乏なるより、甲士と糧食とを周國より徵發せしかば、周君は、中立國でありながら韓を援くるときは楚國の怒を招き、援けざれば韓國の怒を受くるを以て、甚だ之を患ひ、如何にせば可なるかと、蘇代と申す策士に相談せしに、蘇代は申すに、それ式の事、何ぞ左樣に患ふるに及び候ぞ、私は此に一策あり、君の爲に計謀を以て、能く韓國をして兵と糧とを周より徵發せざるやうに致し、又能く君の爲に高都の土地を韓國より取りて差上げんと申したり、周君は之を聞きて大いに悅びて申すに、其れは又望外の幸福なり、子が誠に其の言の如きことを能く成し得るときは、寡人は我が周國の大小萬事を殘らずこぞりて子に任し、總べての事悉く子の指圖を承けんと、蘇代そこで出立して遂に韓國に往き、韓の相國公中に對面して申しけるに、今度韓楚の戰爭に付き、公は未だ楚國の計略を聞き給はざるか、さて楚の大將昭應は楚王に告げて申すに、韓國は近頃連年の戰爭に疲弊し、倉廩の儲へは空しくして城を守る手段なし、吾れ只今其の時に付け込みて食道を絕ち、敵を兵糧責に爲さば、一ヶ月を立つや立たざる內に必ず其の城を拔き取ることを得べしと申されたり、然るに彼れ今や雍氏の城を圍むこと、一ヶ月は愚か、五倍を費して五ヶ月掛りて未だ之を拔き取ること能はず、是れ楚の非常なる苦痛とする所なり、斯く長く手間取りて成功を見ざることとなれば、楚王は始めて昭應の計畫を信用せざるに至りしは、寔に韓國に取りては多幸と謂はざる可からず、然るに只今公は今日まで我慢しながら、最早此一と息の忍耐と云ふべき大切なる處に於て兵と糧とを周國より徵發し給ふときは、是れ卽ち韓の苦痛せる事を態々楚に發表するものなり、彼れ昭應之を聞かば、必ず楚王に最早一と息の御奮發なりと勸め、兵を增益して雍氏を圍み守りて去らざるべし、左するときは雍氏の城は必ず楚に拔き取られん、故に韓よりして兵と糧とを周より徵發する事は止むるが得策なりと申されたり、

【解義】 〔雍氏之役〕雍氏は地の名、韓に屬す、程恩澤曰く、今の河南開封府禹州の東北に雍氏城ありと、役は事なり、戰を謂ふ、楚、韓を攻め、雍氏を圍みし事あ

寧府上蔡縣西南十里に故蔡國城あり、桓公、蔡侯の女を娶りて夫人と爲す、故ありて蔡に歸る、未だ絶せず、蔡人之を他に嫁す、桓公怒りて蔡を伐てり、事は左傳僖四年に見ゆ、〔其實襲蔡〕左傳に據れば、凡そ師、鐘鼓なきを襲と曰ふ、陸氏曰く、其の不備を掩ふを襲と曰ふと、〔虎狼之國〕虎狼は暴猛の獸なれば、以て其の貪殘に喩ふ、〔以蔡厹由戒之〕戒は警誡とするなり、一本に戒を惑に作る、疑惑するなり、〔長兵在前〕長兵は戈矛の屬を謂ふ、〔一日之亡國〕關君長曰く之の字婉と、

○雍氏之役、韓徵甲與粟於周、周君患之、告蘇代、蘇代曰、何患焉、代能爲君令韓不徵甲與粟於周、又能爲君得高都、周君大悅曰、子苟能、寡人請以國聽、蘇代遂往見韓相國公中曰、公不聞楚計乎、昭應謂楚王曰、韓氏罷於兵、倉廩空、無以守城、吾攻之以饑、不過一月、必拔之、今圍雍氏五月、不能拔、是楚病也、楚王始不信昭應之計矣、今公乃徵甲與粟於周、此告楚病也、昭應聞此、必勸楚王益兵守雍氏、雍氏必拔、

【大意】蘇代が周君の爲に韓に說きて、兵食の徵求を免れしむるのみならず、又能く都會の地を分割せしめたる奇策を記せり、三寸の舌能く禍を轉じて福と爲す、策士の智略亦已に偉ならずや、文、二段に分つ、前段は勢を以て脅迫し、後段は利を以て誘導し、而して從容辯論、その得失をして從違の間に炳然たらしむ、僅僅たる文中に甲與粟の徵と無徵と、凡そ五たび之を出して、讀者其の繁冗を覺えず、亦以て文章

かに不意打ちに蔡を襲ひたりき、只今彼の秦は宛も虎狼の如く貪りて厭くを知らざる國なり、又周を併呑せんとする意思あり、樗里疾をして態々車百乘の多人數を引きつれて周國に入らしめ、折良くば一擊の下に滅さんとの仕組みなれば、周君は之を懼れて、昔しの蔡や厹由が油斷して亡びし事を以て戒めと爲せり、故に戈矛の長兵をして、彼が前列に在り、强弩をして後列に在らしめ、卽ち彼が前後に武裝せる軍卒を之に付けて、外に對する名目は大國の貴賓を不都合無きやう護衞を爲すと曰へども、其の實は全く兵卒を以て之を囚へて自由の活動を牽制したる者なり、王樣には御考へ遊ばせ、周君が何とて能く自分の國家を大切に思はぬことがありませうや、乃ち全く自國を大切に思へるのみならず、一朝自國を亡滅し延きては遂に大迷惑にならんことを憂慮すればこそ、右の如く費用をも厭はず兵卒を出して迎へたるなれと申されたり、楚王之を聞きて如何にも成程と思ひ、そこで始めて氣嫌を直して悅びたり、

【解義】「秦令樗里疾」秦は國の名、七雄の一、秦策に解せり、「樗里疾」秦の昭王の弟、名は疾、其の居る所の里に大樗の樹あり、因つて樗里子と號せり、「以車百乘」車壹輛を一乘と曰ふ、周の制凡そ兵車一乘に甲士三人、步卒七十二人之に屬せり、然れども此れ戰時の制にして、平時の車は從者及び荷物を積める者なり、必ずしも此の制に拘はらず、孟子にも從者百人、後車數十乘、以傳食於諸侯とあり、「迎之以卒」兵制に凡そ百人を卒と爲す、然れども此れ亦必ずしも拘はらず、且つ此處僅々百人を以て百乘に對するものとすれば、別に甚敬の意を見るに足らず、亦之が爲に楚王の怒を買ふまでも無かるべし、此れは只軍隊を以て護衞せりと解して可なり、「智伯欲伐厹由」智伯は、智は氏にして伯は長なり、もと春秋の時晉國の卿なりしを其の子孫に至りて同僚の趙、韓、魏、范、中行の五氏と晉國を分割して之を有せり、此の智伯は名を瑤と云ひ、後亦趙襄子に亡さる、厹由は北狄國の名、或は仇首、又は仇猶、仇繇に作る、「載以廣車」智伯、厹由をして道を開かしめんと欲して、大鐘を大車に載せて送れるなり、「因隨入以兵」因とは厹由の鐘を賂り道を開くに因るなり、「桓公伐蔡」桓公は齊の君、桓は諡、名は小白と云ふ、蔡は國の名、今の河南汝

楚、其實襲蔡、今秦者虎狼之國也、兼有吞周之意、使樗里疾以車百乘入周、周君懼焉、以蔡厹由戒之、故使長兵在前、强弩在後、名曰衞疾而實囚之也、周君豈能無愛國哉、恐一日之亡國而憂大王、楚王乃悅、

【大意】　時に周室益〻衰弱し、秦楚の二大國、互に之を己れに服屬せしめんとす、秦に附かば楚に怒られ、楚に就かば秦に怒らるるを以て甚だ窮困せる時、游騰、周の爲に楚王に說いて一時の難を救ひしなり、末文の「楚王乃悅」は上文の「楚王怒」に反應して妙甚し、蓋し此の策概ね前の（嚴氏爲賊の章）客爲周君說韓と同く、彼れの我れを責むる所以の者を反用して我の彼を解する所以の資と爲し、以て其の之を厚待せしにあらずして、之を囚へ止めたるに外ならざるを言へり、宜しく互に參考し、詳略相補ふべし、

【通釋】　秦は當時列强中の最强大國なるが、或る時その王子なる樗里疾と申す者をして、示威の爲に兵車百乘を引きつれて周に入らしめたり、周君はその威勢の盛なるを恐れ、護衞の兵卒を出して之を迎へ、甚だ樗里疾を尊敬したり、楚王は兼て秦國と雄を爭へる者なるが、周君の秦を尊重するを聞き、周を責むるに何が故に左樣に爲すかと云ふことを以てしたり、周君は秦楚兩大國の間に立ちて困りたるが、周の臣に游騰なる者ありて周君の爲に楚王に說いて申しけるに、周君の秦の樗里疾を迎ふるに兵卒を以てしたるは、決して彼を尊重したるにあらず、昔し智伯が厹由の國を伐たんと欲せし時、先づ之に音樂に用ふる大鐘を贈り、之を大車に載せて遣りましたる處、厹由の君は其の鐘を自國に致さんが爲に大道を開鑿して往來に便にしたり、因つて智伯は其の後より隨ひて兵隊を引きつれて參りて之を伐ちたる故に、厹由は卒に亡びたり、是れ其の油斷して防備なき故に亡びたりし也、齊の桓公が蔡國を伐ちたる時、表面は楚國を伐つと言ひ觸らして蔡に油斷をさせて置き、俄

とし、獨知を句として曰く、無以告人、自知其良と、乃ち他人に告ぐるも知らざるが故に無益なり、唯自己獨り其の良劒を知れば足れりと解したるなり、吳注は四字を一句と爲して解せり、今之に從ふ、「今君之使最爲太子」鮑注に依れば、周君嚢に齊王に周最が太子たるを肯諾せざるを告げたりと雖も、其の實は最を立てんと欲する意全く無きにあらず、但未だ決定せざるのみ、故に司寇布此の如く言へりと云へり、今按ずるに、此れ司寇布故らに此の語を爲して周君の心を挑發せんと試みたるなり、「獨知之契」獨知は卽ち「必無獨知」の獨知を承けて來る、契は右契なり、「わりふ」と訓ず、禮記の注に一書兩札同而別之とあり、契を持する者必ず雙方より相勘して始めて信と爲す、今獨知の時は是れ片輪の契にて、信と爲すに足らず、卽ち君の獨り極めにて不具的の證憑なれば、天下に信ぜられずとなり、「齊王之爲」爲は謂と通ず、鮑本には謂に作る、「君實立果」果は名なり、周君の子、「而讓之於最」而讓の間に使の字を加へて看るべし、果をして作りて太子の位を最に讓らしむるなり、「以嫁之於齊」上句の之の字は太子の位を謂ふ、此の之の字は周最を謂ふ、嫁は他所へ行かしむることを謂ふ、もと女子の人にとつくを嫁と云ふ、因りて轉用して汎く他所に行きて返らざることを嫁と曰ふ、列子に吾將嫁於衞とあるを張注に嫁猶行也と云へり、「君何不買信貨哉」信貨は衆人の共に信じて價値ありと爲せる貨物を謂ふ、此れ又上文の函冶氏の劒を承け來りて獨知之契に回映して言ふ、乃ち何ぞ衆人より信ぜらるゝ事を爲さざるやとの意を、上文の譬喩に引ける函冶氏の良劒よりして文辭を面白く云へる也、修辭法に在ては此類を正喩混合と曰ふ、後文此例多く有り、「奉養無愛」奉養は供給也、愛は惜也、

○秦令樗里疾以車百乘入周、周君迎之以卒甚敬、楚王怒、讓周以其重秦客、游騰謂楚王曰、昔智伯欲伐厹由、遺之大鐘、載以廣車、因隨入以兵、厹由卒亡、無備故也、桓公伐蔡也、號言伐

御心に思ひなさるることにて、矢張り函冶氏と同樣に自分獨り知れるの信に過ぎず、卽ち世に何人も知らざるなり、臣は竊かに齊王が邪推を廻はして、我が君は本當の心は御愛子の果を太子に立てたく思召しながら、表面は太子の位を周最に讓らしめて齊王の心を唆り、益、踏み込みて周最の爲に盡力せしめ、以て結局は周最を齊王に推し付けて世話させんと巧みて入らせらるる者と疑ふならんと心配仕るなり、若し左樣に思はるる時は、齊王からは我が君は巧み多き策士と謂はれ、周最は詐僞多き小人と謂はれ、誠に殘念至極に存ずるなり、されば我が君は何んとかして衆人が共に眞價ありと思へる料物を買ひ給はざるや、其れは他にあらず、凡そ賄ひ扶持を宛てがふことは、周最に對しては惜氣なく十分に爲されて、天下の衆人をして遍く之を知らしめ給ふべし、さすれば天下の人は君が御寵愛なさるることを見て、成程周最は後日周の太子たるに相違なしと思ひて、我が君を御信じ申し上ぐるに至るべし、

【解義】〔司寇布〕司寇は刑法を掌る官なり、布は其の名なり、姓未詳、周の臣、〔君使人告齊王〕齊王、司馬悍の言を聽きて周最を周の太子と爲さんとし、賂を以て之を周に進めし事あり、(前章參看)故に周君之に告ぐるなり、〔臣爲君不取也〕不取とは取りて善とせざるなり、卽ち御尤もなる事とは思はぬとなり、〔函冶氏〕姚注に函は姓、冶は官の名、(鐵を消するを冶と云ふ)因つて以て號と爲すと云へり、〔爲齊太公〕齊に二の太公あり、一は周の太師呂望にして、武王の時封ぜられて齊侯と爲る、號して太公と曰ふ、卽ち有名なる太公望なり、一は齊の臣田和、周の安王の時呂氏を奪ひ齊侯と爲る、亦號して太公と曰ふ、此の太公は乃ち其の後者なり、〔責之金〕責は請求すること、之金とは劍を買ひたる金なり、〔請買之千金〕正字通に據れば、古へは十兩を一斤と爲す、兵法に興レ師日費二千金一と云ひ、燕の昭王の以二千金一養レ士と云へるは皆此の數なり、今人の二十四銖を以て一金と爲すが如きにあらざるなり、〔折而不賣〕折は折閲なり、減價して賣ること、本文の折の字の上、宜しく以爲の二字を加へて看るべし、乃ち千金と雖も猶眞價に値らず、減損なりと思ひて、遂に賣らざるを云ふ、〔而屬其子〕屬は囑と同じ、依託なり、〔必無獨知〕鮑注は必無を句

無獨知、今君之使最爲太子、獨知之契也、天下未有信之者也、臣恐齊王之爲君實立果而讓之於最以嫁之於齊也、君爲多巧、最爲多詐、君何不買信貨哉、奉養無有愛於最也、使天下見之、

【大意】 本文の敍事、先づ「爲周最」の三字を以て主旨を點明し、而して落着の語は「奉養無有愛於最也」の句に歸す、乃ち其策の由りて來る所と目的の存する所と自ら了知するを得べし、然れども表面は周君の爲に齊王に向うて嫌疑を解釋する方法を講ずるが如くにして、毫も周最の爲に計れる痕跡を見さず、而して周君も又此の策に由れば自ら齊王の疑を釋くの一手段たるを得べし、是策士の巧計の存する處とす、

【通釋】 周君に愛子あり、名を果と云ふ、周君は之を太子に立てんと欲し、因つて周最が齊國と親密なるを以て、故らに出でて齊國に依らしめたり、是に於て周の司寇の官にして名は布と申す人、周最の爲に周君に說いて申しけるに、我が君には曩に齊王が司馬悍を使として周最を太子に推薦せし時、人をして齊王に告ぐるに、自分は兎に角にも本人たる周最が歸りて太子と爲るを肯諾せざることを以てし給へり、然しながら臣布は我が君の爲に此は良策とは存ぜられず、昔し齊國に函治氏と申す善く劍を見別くる人あり、齊の太公の賴みにて良劍を買ひ入れたり、然るに太公は其の劍の善きを知らずして餘りに其の高價なるを思ひ、其の劍を戻して之が代金を返してくれと催促をなせり、函治氏は困りましたる處、丁度越の國の人が聞き付けまして、其の劍を千金にて買ひ受けたしと賴み來れり、函治氏は千金位にては餘り廉値なりとて賣り申さざる處、後日函治氏病にて死せんとするに臨み、其の子に申し殘すに、凡そ物の賣買は必ず衆人に其の品物の良きことを篤と承知せしめて爲すべし、決して自分の獨り知れるに任して爲すべからず、我が太公の爲に劍を買ひし事が卽ち其の鑑なるぞと申されたり、只今我が君の周最をして太子たらしめんと爲すことは、是れ全く唯我が君のみが

○謂齊王曰、王何不以地齎周最以爲太子也、齊王令司馬悍以賂進周最於周、左尚謂司馬悍曰、周不聽、是公之智困而交絕於周也、公不如謂周君曰、何欲置、令人微告悍、悍請令王進之以地、左尚以此得事、

【大意】本策は前章と事實計謀甚だ相類し、較、詳略の異あるのみ、而して末句に「左尚以此得事」の一件を多くす、又前章は王に說く者は司馬翦たることを明示し、此章は其の何人たるを言はず、楚王と齊王、司馬翦と司馬悍、左成と左尚、王は其の國號を殊にし、臣は其の名を異にするに過ぎず、然れども國既に齊楚の不同にして、其の爲に太子を請ひし者は、一は公子咎にして一は周最なれば、固より前章と別事なりし歟、或は當時傳聞の各、相異なれるに由りし歟、未だ知るべからず、後文往往此例あり、皆之に倣へ、

【通釋】前章を參看すべし、

【解義】〔謂齊王曰〕凡そ書中に單に謂某曰とありて、言者の姓名なきものは、之を失ひて傳はらざるなり、單に爲某とあるも亦同じ、戸崎允明曰く、凡そ謂と言ひ爲と言ひて人を示さゞるは、皆自ら記を爲せるなり、或と云ひ客と云ひ、又其名を稱するは、皆聞きて記せるなりと、〔司馬悍〕悍は名なり、齊の臣、〔左尚〕左は姓、尚は名、亦齊人なり、〔齎周最〕齎、音資、義同じ、助なり、周最は周君の子なり、最、一に冣に作る、卽ち聚の字、

○司寇布爲周最謂周君曰、君使人告齊王以周最不肯爲太子也、臣爲君不取也、函冶氏爲齊太公買良劍、公不知善、歸其劍而責之金、越人請買之千金、折而不賣、將死而屬其子曰、必

に作る、又秦策に秦王寵臣少庶子甘羅あり、鮑注に禮庶子掌諸侯卿大夫之庶子と云へり、又燕策に秦王寵臣中庶子蒙嘉あり、韓策に中庶子強あり、吳師道曰く、中庶子侍御左右之臣と、蓋し御庶子はもと公朝の官なれども、戰國の時降りて執政の家臣舍人の類、亦之を稱せしならんと、廧夫は鮑注に嗇夫に同じとあれども、廧は牆と同字にて、嗇の字と同じからず、正字通に廧姓也とあり、されば廧は御庶子の姓にして、夫空は其の名なりと、按ずるに鈴木氏の說に依れば、本文の「令人謂相國」を句とし、「御庶子廧夫空曰」を句とし、下の「王類欲令若爲之」を二人の語と爲し、「此健士也」云云を又相國に說く者の語と擬定して、左成が司馬翦に喩す辭と爲して看るべし、是れ又一說なれ共、頗る解を費すに似たり、今姑らく岡井氏の說を用ふ、「王類欲令若爲之」類は似なり、若は此の字と其の義同じ、司馬翦を指して云ふ、公羊傳莊四年に有明天子則襄公得爲若行乎とあり、論語に君子哉若人とあり、墨子の節葬篇に法若言行若道とあり、本書の齊策に以若言莫不揮涙奮臂而欲戰とあり、以上皆共に若の字を此の字と同義と爲して用ひたるの證なり、(王引之が經傳釋詞に依る)闕君長は若の字を疑うて翦の字の訛と爲し、正解亦之に從へり、武斷と謂ふべし、(此健士也)此は亦司馬翦を指す、健士は健悍の士なり、(居中不便於相國)王の左右に近侍するを謂ふ、衞策に夫居中者惡臨議其事とあり、此の居中と同じ、鮑注は中を解して國中と爲せども非なり、既に楚王の翦を用ひて太子を立つるを爲さしめんと欲する意あるを暗示し、又一方には翦の中に居るときは己れに不便なるを覺知せしむ、相國之を聞かば、自ら其の心を動かさゞるを得ず、是れ策士計謀の巧なる處なり、(相國令之爲太子)之とは司馬翦を指す、按ずるに均しく翦の代名詞なれども、初めは若の字を、中は此の字を、終りは之の字を用ひて、凡そ三處三變せり、古文往々此の例あり、又此の一句、正解は相國果令翦之周助爲太子者也と注して、記者の詞と爲せり、或は曰く、本文、果して紀事の文なれば、宜しく其の本名を書して翦と云ふべし、代名詞を用ひて之と書すべからず、此れ乃ち左成が忖度の詞にして記者の詞にあらざるなりと、一說として存す、

如く相國家の御庶子に說き込ましむべしと申されたり、

【解義】〔周共太子〕共は太子の謚號なり、史記の周本紀に西周武公之共太子死すと見えたり、鮑彪は之に據りて、此書の本文が元東周策の內に在りしを、改めて西周の部に入れたり、此れよりして說者遂に赧王を以て武公と爲し、王の卒後武公と謚せりと曰ふに至る、甚だ謬れり、〔而無適立〕適は主也、史記の伯夷傳に吾孰適歸とある適と、其義正に同じ、〔司馬翦〕司馬はもと軍事を掌る重官也、鮑注に依れば昭翦とあり、昭氏は楚の王族の一なり、〔楚王〕鮑注に楚懷王とあり、〔公子咎〕咎は音皐、即ち周君庶子の一人、〔請太子〕請の字の下に宜しく立の字を加へて看るべし、〔左成〕左は姓、成は名、楚人、〔交絕於周〕交は楚の國交なり、絕は斷絕なり、楚は其の說の周に聽かれざるを怒り、周は楚の壓迫を怨み、遂に倶に交誼の毀壞するを謂ふ、〔孰欲立〕孰は誰と同じ、〔微告翦〕微は密なり、「ひそか」と訓ず、〔資之以地〕資は助なり、以地とは封邑を與ふること、〔公若欲爲太子〕公は司馬翦を指す爲は助なり、論語子路篇に夫子欲レ爲ニ衞君一乎とある爲の字と同じ、朱注に爲猶レ助也と云へり、太子は即ち新たに周の太子と爲るべき者を謂ふ、又按ずるに爲は平聲に讀みて作爲の爲とし、爲の下に前文と同例に立の字を加へて看て、欲爲太子とは、周の太子を立つることを爲さんと欲するときはと解するも可なり、姑らく兩說を掲ぐ、〔相國〕楚の首相を謂ふ、〔御展子廧夫空〕舊說に御は馭者なり、展は名なり、廧夫は嗇夫と同じ、小官なり、共に身賤けれども相國に親近する者なり、空は名なりと解せり、鈴木注曰く、御は侍御なり、嗇夫は左右親近の臣なり、儀禮に天子負ニ斧依一、嗇夫受ニ命於天子一と、注に嗇夫爲ニ末擯一（賓客を接待する者を擯と云ふ）、蓋司空之屬と云へり、魏策に周最翟强欲レ傷ニ張儀於魏一、張子聞レ之、因使下人爲ニ見者嗇夫一間中見者上、無三敢傷ニ張子一とあり、是れ其の職の侍御と竝に親近たることを見るべしと、岡井叔皮曰く、展の字、疑ふらくは庶の字の訛にして、此れ宜く御庶子に作るべし、庶子は公族を掌る官にして、周禮に之を諸子と謂ひ、禮記の文王世子篇に之を庶子と謂ふ、本書の魏策に座（魏の相公叔座）有ニ御庶子公孫鞅一とあり、史記の商鞅傳に中庶子

の誰れをば太子に定め立てんとの模樣無かりき、その時に楚の執政なる司馬翦が楚の懷王に申して云ふやう、大王何ぞ周君の子の名は咎と申す者を御取り立てなされて、之に地を與へ爲に周の太子となさん事を周君に勸告し給はざるやと、然るに又その時楚の人に左成と申す策士あり、司馬翦に說いて申すに、貴公折角の計畫なれども、若し周君が楚王の勸告を聽き容れざるときは、是れ貴公は楚周兩君主の間に挾まりて、進むも退くも拔き差しがならぬ板目に陷り、流石の貴公が智術も困窮し、而かも結局は楚の交際が周國と斷絕するの止む無きに至るならん、就いては下述の如く爲すに如かず、卽ち先づ貴公より周君の內意を尋ねて申さるべし、全體君の尊意は諸公子の中にて誰れをば主として太子に立て給はんと思ひ給へるか、願はくは內密に私まで漏らし給へ、然るときは私は主人の楚王に說きて、君が太子に立てんと思ひ給へる公子に進上致さすに所領の土地を以てせしむべしと、先づ右の如く周君に告げらるゝ時は、周君は貴公の親切なる情に感ずると共に土地を得んとの欲望よりして、必ず其の眞意を貴公に漏らすべし、此に於て貴公は周君の希望に稱ひたる候補者を太子に推薦することを得れば、周の方面に於ての成功は疑ひなし、而して今度は楚の國內の事なるが、楚の群臣中には貴公の此の成功を嫉みて、妨害を爲す者あることを知らざるべからず、而して貴公が若し眞實に周の太子たるべき者を助けて成功せんと欲するならば、有力なる勢援者を得ざるべからず、決して貴公單獨にて功名を貪りては成らぬなり、因つて人をして楚の相國の家職たる御庶子の靡夫空に、貴公が今度計畫の事を以て告げしめて、斯く申すべし、吾れの觀察に依れば楚王は此の司馬翦と申す男をして周の太子を助くる事を爲さしめんとの思召があるに似たり、此の司馬翦と申す男は勝ち氣强き健かなる人物なり、此の男が宮中に居て楚王に親近するときは、必ず權勢を振ひて、大小百事共に君が主人公の相國に便利ならず、然るに今度周の太子を助くるときは、彼れは楚を去りて周に往かざるを得ず、是れ誠に彼れを宮中より排除するに於て復と再び得難き好機會なり、就いては君が主人公相國は其れ此の司馬翦をして周の太子を立つる事を助けしむべしと、右の

寡人と稱す、老子に王侯自稱二孤寡不穀一、此其以レ賤爲レ本邪と、文子の精誠篇に王公有二功名一、孤寡無二功名一、故聖人自謂二孤寡一、歸二其本一也とあり、杜預は解して寡徳の人と爲せども非なり、〔容賊〕容は容保なり、即ち圍ひ庇ふこと、

赧王

赧王名は延、安王の孫愼靚王の子なり、此れ又鮑彪の西周を王國と誤解せしより妄りに加へたる者なり、姚本高注には無し、宜しく削るべし、説既に前の安王の下に見ゆ、

○周共太子死、有二五庶子一、皆愛レ之而無二適立一也、司馬翦謂二楚王一曰、何不下封二公子咎一而爲中之請上太子上、左成謂二司馬翦一曰、周君不レ聽、是公之智困而交絶二於周一也、不レ如レ謂二周君一曰、孰欲レ立也、微告レ翦、翦令下楚王資レ之以レ地、公若欲レ爲二太子一、因令三人謂二相國御展子廧夫空一曰、王類欲レ令二若爲一レ之、此健士也、居レ中、不レ便二於相國一、相國令三之爲二太子一、

【大意】楚の司馬翦が楚王の爲に周の太子を立てんとするに當りて、策士左成が又司馬翦の爲に計畫したる策なり、當時戰國雄を爭ふの世にて、列强の國際間互に懷柔策を施し、或は爲に其の君主を擁立し、或は爲に結婚の親を訂し、或は爲に其の重臣大官を援助し、以て勢力を大小の與國に扶植するを務めたり、是れ司馬翦の楚王の爲に周太子を立つるを計る所以にして、左成の策は、其一は翦が資を爲し、其二は楚の爲に恩を周に市り、其三は相國の歡を買へり、一擧にして三得を具ふるものと謂ふべし、

【通釋】周の共太子と申す世繼の君が死せり、周君に五人の庶子あり、周君は皆之を寵愛して、未だ其中

が周の小國の微力を以て永く賊臣を容れて保護するに足らず、さればとて貴國の命令を傳ふる使者も來ること無ければ、殘念ながら致し方なく陽堅を他國に放ち遣りたるのみと仰せらるべしと、是に於て周君は客の計に從ひ、其の通り韓國に交渉せしかば、此の事は遂に無事解決するを得たり、

【解義】〔嚴氏爲賊〕嚴は姓、名は遂と云ふ、韓に仕かへしが韓の宰相韓傀と相惡し、刺客聶政、遂の囑を受け、傀を殺し兼て哀侯を弑す、爲賊とは、賊は逆賊なり、即ち其の君を弑せしを謂ふ、尚其の事の顚末は、本書の韓策及び史記の韓世家を見るべし、但し韓策と史記と、時代人物に多少の異同あれども、今煩はしければ之を省く、〔陽堅與焉〕陽は姓、堅は名なり、一に陽豎に作るは非なり、與は預なり、焉は於レ是の義にて、即ち上の爲レ賊を指して云ふ、〔道周〕道は道路なり、もと名詞なれども動詞に用ひて道路を行くの義とす、道周の間於の字を加へて看るべし、周の道路を行くことにて、即ち周を過ぐるを謂ふ、〔乘車驅馬〕乘は四の數のことにて、車は四馬にて引くが故に馬車を乘馬と曰ふ、されども下の驅馬も又四馬を驅と曰へば、文竟に重複の語たるを免れず、關君長は、乘車は平常の乘れる車にて兵車に非ざるを謂ふと說けり、然かし右の如くにては周君が厚く待遇せる意を見るべからず、岡井叔皮曰く、乘車は周君が自乘に用ふる車を謂ふ、左傳の哀公三年に司鐸火、公父文伯至、命二校人一駕二乘車一とあるを、杜注に乘車公車也、駕レ之以備二綏急一と解し、禮記の雜記篇に諸侯行而死レ於レ館、則其復如レ於二其國一、如於レ道、則升二其乘車之左轂一、以二其綏一復とあるを、疏に乘車其所二自乘一之車也と解せり、以て證すべし、又本書の齊策に食必太牢、出必乘車と、楚策に具二駟馬乘車一と、燕策に命二公子一乘車制衣とあり、乘車の字義並に同じと云へり、今其の說を用ふ、〔韓使人讓之〕韓は國の名、謂はゆる戰國七雄の一なり、解は本書の韓策の首にあり、讓は責なり、詰問すること、〔客謂周君〕客は賓客なり、戰國の時、他邦より來り仕ふるもの、卿に客卿あり、臣に客臣あり、本書の中、辯士、策士の姓名を詳かにせざる者、概ね客を以て之を稱す、以下皆同じ、〔正語之〕正は顯然明確の意、語は告なり、〔寡人〕國君の自稱なり、自ら謙して其の尊位を下して孤寡に比し、

に於て之を辯明したり、今高本に據りて削るを可とすれども、姑らく現在通行本に從ひ存することとせり、後の赧王以下の題目、皆之に傚へ、

○嚴氏爲賊而陽堅與焉、道周、周君留之十四日、載以乘車駟馬而遣之、韓使人讓周、周君患之、客謂周君正語之曰、寡人知嚴氏之爲賊、而陽堅與之、故留之十四日、以待命也、小國不足以容賊、君之使又不至、是以遣之也、

【大意】本章は、周君が韓の賊臣陽堅を容保せしを以て韓國の詰問を受けし時、之に對する辯解の辭とす、文中にある如く、「留之十四日」と云ひ「載以乘車駟馬」と云へるは餘りに厚遇に過ぎて、共に賊臣を待するの道にあらず、是れ周君の甚だ辯解に苦む所なるを、策士は反りて之を逆に利用して、周君の爲に活路を開きたる處尤も味ふべし、

【通釋】韓國の嚴氏が其の君を弑して賊ひたる時、陽堅と申す者、其の徒黨に預り加はれり、韓國を逋亡して他國へ奔る途次周國を過ぎしが、周君は兼て懇意柄なるを以て、之を留めて款待すること十四日の久しきに及び、又其の出立の時は君が自らの乘用に供へたる立派な馬車に四匹の曳き馬を付けて之を遣はしたり、韓國政府は乃ち人を使者に命じて、周の陽堅を容れ庇ひたることを詰責せしめたり、周君は韓の大國なるを畏れ、甚だ其の詰責せられたることを憂苦したり、時に或る策士がありて周君に說いて申すに、此の場合曖昧な態度を取るは宜しからず、正に薩張りと明白に韓に向うて之を斯く仰せられよ、拙者は貴國の嚴氏が不屆にも君を弑し奉りて賊逆の罪を犯し、又彼の陽堅が之に關預したることを十分承知せり、されぱこそ十四日の久しき間も陽堅を弊國に引き留めて、貴國より何等か處分の命令あらんことを待ちしなり、然るに是の日數を過ぐる以上は我

補正六冊、岡井彪（高松藩文學、字は文皮、一の字は叔皮）の讀戰國策四冊、鈴木汪（秋田藩文學）の戰國策百一集三冊、安井衡（息軒）の戰國策補正一冊等あり、而して我が邦に於ては、張文燿の戰國策譚棷（十五冊）、國朝横田惟孝の戰國策正解（十三冊）、最も世に行はる、蓋し譚棷は鮑彪、呉師道の二註を幷せ收め、欄外に諸家の評語を標記し、以て參閲に便じ、正解は鮑注本に据り、鮑注竝に本邦關埼二氏の説を取り、時に間ふるに己が見を以てし、毎篇考異を附し、文字の異同を考訂したる者なれば、共に讀者に取りて便益たり、但し譚棷の評語は頗る脱略多く、意義不通の處あるは惜むべし、尚外に龜井昱（昭陽）の戰國策參考、中井積德（履軒）の戰國策雕題等の書あれども、今は之を略す、

戰國策

書名の義竝に著者の何人なるかは、序説に見ゆ、

○西周

周は國號なり、東周に對して西周と云へるも、通常支那歷史に謂はゆる西周（武王鎬京に都せしより幽王に至る）、東周（平王洛陽に東遷せしより赧王に至る）を指すにあらず、乃ち東周考王（平王より十五世）が其弟揭を封じたる王城の地を西周と云ひ、揭の孫少子班を分封したる鞏の地を東周と云へるなり、讀者周の天王と混淆すべからず、其の解竝に地理は、序説を見るべし、

安王

横田惟孝の戰國策正解、亦鮑本に依りて此の目を標識せり、關修齡曰く、高誘の註本もと細目を出さず、蓋し鮑彪の創むる所なり、下皆此に效へと、按ずるに鮑彪の説は西周を以て即ち天王の周と爲せるより、遂に係くるに安王、赧王の目を以てし、而して東周は係くるに惠公を以てし、西周は、凡そ十八章の文を、其の中一章を安王と爲し、餘を赧王と爲し、東周は、凡そ二十七章、皆悉く惠公の時代と爲せり、然れども是れ本と鮑氏の謬見より出でたるものなることは、既に序説

布而分レ藩、交兵之際、奉使往來、權術相傾、議臣蠭起、曾無レ異レ於二戰國楚漢紛紜之時一、竟未三嘗有二昔時辯士說客之遺風一矣、是故世之讀二國策一者、卓然自爲二先秦之古書不一レ可レ廢也、

と云へるが如く、卽ち其の詭辯、眞理を强ひ邪論、正道を誣ふること甚しき者ありと雖も、術策の神出鬼沒にして、口舌の人心を驚倒迷離ならしむると共に、文字記述の眞に逼りて、千載の下に尙ほ能く其の人物を髣髴せしむるに至りては、戰國以後の支那に、漢末三國の分立、唐代藩鎭の對峙の如き、形勢事情の戰國時代に似たる者少からずと雖も、復戰國の雄辯無く、復戰國の妙文なし、是れ其の原因は許多ありと雖も、前章に述べたるが如く、當時七國割據の時代は周代文明の餘響を承けて、春秋列國交際の遺風に因り、智慧內に藏めて辭令外に應じ、而して亂世氣運の產出せる雄健恢詭の文、善く其の事物の情狀を寫したればなり、然れども其の缺點短處に至りては、明の陳仁錫が國策選評に評して、其是非錯雜、縱橫奧衍、策雖二奇而工一、其失也或駁、語雖二艷而富一、其失也近レ誣と云へるもの亦頗る中窾の語たり、

本書の注解は、漢の高誘の戰國策注三十三卷、宋の鮑彪の戰國策注十卷、元の吳師道の戰國策校注十卷等あり、但し高注は、淸の康熙勅撰の四庫全書總目には、今考二其書一、實宋姚宏校本也とありて、高誘の著にあらずと爲せり、姚宏は南宋高宗の時の人なるが、近時淸朝に至りて覆刻したる剡川姚氏本戰國策は、卽ち宏の校注本なり、鮑彪も姚宏と同時の人なるが、高誘の注疎略にして稽據する所なく、注又全からずと爲して、諸說を考へて更に注解を作りたるを、吳師道又其の謬解頗る多く、反りて學者を誤ることを病へて、之に補正を加へたり、四庫全書には之を稱して、議論皆極精審、其他隨レ文駁正、亦具有二條理一、古來注二是書一者、固當下以二師道一爲中最善上矣と云へども、今より之を視れば、師道の說、猶指摘訂正すべき者少からずと爲す、又淸の張琦の戰國策釋地二卷、程恩澤、狄子奇の國策地名考三冊あり、黃丕烈（淸の嘉慶年間の人）の戰國策札記三冊、吳曾祺の戰國策補注（宣統元年の刊行）等あり、我が朝元祿以來、物徂徠の一派、先秦古書を嗜讀せしより、戰國策の解釋亦頗る多し、戶崎允明の戰國策考五冊、關修齡の戰國策高注

徹と爲す)、楚漢の相爭ふや、漢の將軍韓信に自立を勸めたる策士なれば、蓋し戰國策の著作も、亦或は此等の徒に出でたる者ならん歟、兎に角馬遷の史記の材料となりしは固より疑ひを容れず、而して國を別ち時を逐ひて(必ずしも一律にはあらざれども)編次せしは、劉向の奏中に、戰國策書、中書餘卷、錯亂相揉莒、又有國別者八篇、少不足、臣向因國別者、略以時次之、分別不以序者以相補、除復重、得三十二篇とあれば、其の校定の時に成りしものなるべし、又同奏中に其の書に壞字誤脫等あるを述べて、本字多誤脫爲半字、以趙爲肖、以齊爲立、如此字者多とあれば、西漢の時、既に已に完具無缺の書にあらざること亦知るべし、曾鞏の序文にも、劉向所定戰國策三十三篇、崇文總目稱十一篇者闕、臣訪之士大夫家、始盡得其書、正其誤謬、而疑其不可考者、然後戰國策三十三篇復完とありて、篇數の漢代の書と同じきことを云ひ、又今現存の高誘、姚宏の諸注本も三十三卷に分てりと雖も、朱一新は實已缺一篇、蓋後人分析、以求合三十三篇之數也と云へり、姚寛は、唐の司馬貞が史記索隱等其他十三書に戰國策の文を引けるに、今本には其の文逸脫して傳はらず、又秦策に張儀說惠王の章の如きは、乃ち韓非子の初見秦の文にして、張儀に非ざるを指摘して本書の缺文多きを云へり、馬端臨の文獻通考には、戰國策三十三篇、今篇卷亡缺、第二至十三十一至三闕、又有後漢高誘註本二十卷、今缺第一第五第十一至二十、止存八卷と云ひ又鼂氏の說を引きて、漢劉向校定三十三篇、東西周各一、秦五、齊六、楚趙魏各四、韓燕各二、宋衛中山各一、舊有五號と云へり、蓋し要するに、現行の本書戰國策は殘缺の文尠からずと爲す、然れども其の記述せる計策の奇警なるに至りては、吳萊の之を形狀して、

公孫衍張儀陳軫樓緩蘇秦弟代厲之流、揣摩捭闔、權謀術數、浩乎若江海之浸、恍乎若鬼神之不可端倪、雖其譎邪之說、固知義理而顚倒錯謬一時口頰之移人、固有非後世庸見謏聞者之所可遽及、

と云ひ、又其の文章の巧妙なるを批評して、

自其文辭言語而觀之、惟楚漢而戰爭之世尙爲近焉、已不能盡及、它則曹魏排足而制據、李唐參

第四章　戰國策の解題及び其の注解書

戰國策とは何ぞや、支那戰國時代に於ける說客辯士が列國間に策謀を爲したる事蹟を錄せる書なり、劉宋の劉勰の文心雕龍に依れば、縱横之世、史職猶存、秦幷二七王一、而戰國有レ策、蓋錄而不レ敍、故卽レ簡而爲レ名也と云へり、乃ち其の書たるや、もと周代の制に、天子を始め、列國各〻史官ありて、國家の出來事を記したる者なるを、周室衰微して戰國の世となりても、史官は猶存在し、自國の史を有せしが、秦が六國統一の後、其儘に傳はりたるを、別に編敍せずして、在來の簡策に就きて直ちに書名と爲したるなりとの意にして、戰國策とは戰國に關する書冊と云ふ意味なりとの解說なるが、唐の劉知幾の史通も又此の說を採れり、されど西漢の時、劉向が詔を奉じ戰國策を校定して奏進せる序文に依れば、戰國策中書本號、或曰二國策一、或曰二國事一、或曰二短長一、或曰二事語一、或曰二長書一、或曰二脩（脩も長と同じ）書一と云へり、又戰國時、遊士輔二所レ用之國一、爲二之策謀一、宜レ爲二戰國策一と云へるを觀れば、戰國策なる書名は、乃ち劉向の命名にして、命名者本人自身に其の義を此の如く說明してあれば、戰國策謀の事を錄せる書と解說するの優なるに如かず、而して本書は何人の著作に係りたるかと云はんに、劉向の序文既に之に言及せず、宋の曾鞏の戰國策書錄にも單に劉向新定戰國策とのみありて、著者の何人たるかを指定せず、今劉向の自序に、前述の如く既に本書の舊名を列擧したるを觀れば、固より劉向の自著にはあらず、東漢の班彪は、春秋之後、七國幷爭、秦幷二諸侯一、則有二戰國策三十三篇一、（中略）孝武之世、太史令司馬遷、採二左氏國語一、删二世本戰國策一、據二楚漢列國時事一、上自二黃帝一下訖二獲麟一作二本紀世家列傳書表凡百三十篇一と云ひ、其の子班固が漢書藝文志にも、戰國策三十三篇とのみ掲げて、著者の氏名を言はず、此れに由りて之を觀るときは、勿論劉向の作にあらずして司馬遷以前より存在せしことは明白なり、然れば果して何人の著に成りたるかと云はんに、予が愚考を以てすれば、漢書の蒯通傳に、通論二戰國時說士權變一、亦自序二其說一、凡八十一首、號曰二雋永一とあり、蒯通は卽ち蒯徹にして（漢武帝の名を諱みて

畢萬—芒季—武子—悼子—莊子—魏嬴—獻子—簡子—襄子—〇桓子（趙韓と共に知伯を滅して其の地を分つ）

—〇文侯—〇武侯—〇惠王—〇襄王—〇哀王—〇昭王—〇安釐王—〇景閔王—王假

韓の世系

韓萬—賕伯—韓簡—武子—獻子—宣子—韓須—簡子—莊子—〇康子（趙魏と共に知伯を滅して其の地を分つ）

—景侯—〇烈侯—文侯—哀侯—懿侯—昭侯—〇宣惠王—〇襄王—〇釐王—〇桓惠王—王安

燕の世系

召公—惠侯—僖侯—頃公—哀侯—鄭侯—穆侯—宣侯—桓侯—莊公—襄公—桓公—宣公—

—昭公—武公—文公—懿公—惠公—悼公—共公—平公—簡公—獻公—孝公—成公—閔公—信公—

—桓公—〇文公—〇易王—王噲—〇昭王—〇惠王—武成王—孝王—〇王喜—太子丹

右列國世系に據りて考ふるに、國策の記事既に戰國時代に入るも、必ずしも國毎に世を數へ年を逐ひて其の事を編述すること、後世編年史の如くならず、是れ其の書の性質固より然る者なるか、抑、簡編缺脫して完具せざるか、若し缺脫して完具せざる者とすれば、奇策名文、必ずや現存本文の外に隱滅して後人の知るに由なき者、豈に亦惜むべきならずや、乃ち世系中の現存戰國策に記載せる王公は其の上に〇を施し、以て之を識別し、讀者の參考に便にすと云ふ、若し夫の宋、衞、中山のごとき小國は之を略す、

武王（始めて僭して王と稱す）—文王—堵敖
　　　　　　　　　　　　　　　└成王—穆王—莊王—共王—子比—平王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├靈王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└康王—郟敖
—昭王—惠王—簡王—聲王—悼王—○宣王—○威王—○懷王—○襄王—○考烈王—○幽王
　　　　　　　　　　　　　　　　└肅王　　　　　　　　　　　　　　　├哀王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└負芻

按ずるに史記には若敖の次に霄敖あり、

趙の世系

造父—奄父（世次未詳）—叔帶—公明—趙夙—宣子—趙朔—文子—趙成—簡子—伯魯—代成君—獻子
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└○襄子（韓魏と共に知伯を滅し其の地を分つ）

—○列侯—武公—成侯—○肅公—○武靈王（始めて王號を僭す）—○惠文王—○孝成王—○悼襄王—代王嘉
　└敬侯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└○幽王

魏の世系

成公─穆公─康公─共公─桓公─景公─哀公─夷公
　　　　　　　　　　　　　　　　　└惠公─悼公─厲公─躁公─昭子─靈公─獻公
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└簡公─惠公─出公

○孝公─○惠文王─○武王
　　　　　　　　└○昭王─○孝文王─○莊襄王─○始皇帝─扶蘇─子嬰
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└二世

按ずるに、繹史の世系、右の如し、史記秦世系譜には、躁公の次に懷公靈公簡公惠公出子獻公ありて、孝公に至る、未だ孰れか是なるを知らず、

齊の世系

敬仲（帝舜の苗裔陳桓公の子）─穉孟─湣孟─文子─桓子─武子
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└信子─成子─襄子─莊子─太公（始めて諸侯となる）─桓公

○威王─○宣王─○閔王（一に湣王に作る）○襄王─○王建

按ずるに、竹書紀年に莊子の次に悼子、太公の次に侯剡（エン）の二人あり、史記は無し、

楚の世系

熊繹─熊艾─熊黮─熊勝
　　　　　　　└熊楊─熊渠─熊延─熊勇─熊嚴─熊霜─熊狥─熊咢─若敖─蚡冒─

惠王（惠王十七年は卽ち我が朝神武天皇卽位元年とす）—襄王—頃王—匡王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—定王—簡王—靈王—景王—悼王—敬王—元王—

—貞定王—哀王
　　　　　—思王
　　　　　—○考王—○威烈王—○安王—○烈王—○顯王—○愼靚王—○赧王（赧王五十九年秦に亡さる卽ち我が孝靈天皇三十五年とす）
　　　　　　　　—○周桓公—○威公—○惠公—○東周惠公—○君傑
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—○西周武公—○共太子
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—○文君
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—○庶子
　　　　　　　　　　　　—○中山武公—○桓公

后稷と不窋(シュツ)との間に、山海經には漦璽(タイケン)、叔均の二人あり、

戰國策高注本は、東周を首とし西周之に次ぐ、鮑注本は西周を首とし、安王の二字を署し、次ぎに赧王を署し、東周は惠王を署せり、然れども惠王は年代合はず、按ずるに、史記本紀に、考王其の弟を河南に封じ、以て周公の官職を續がしむ、是れを桓公と爲す、威公惠公に傳へ、又其の子を鞏に封じ、以て王號を奉ず、東周惠公と號すと云へり、是れ父子同謚にして二惠公あるなり、姑らく疑ひを存す、

秦の世系

栢翳（年代未詳）—非子—秦侯—公伯—秦仲—莊公—襄公—文公—靜公
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—寧公—出子—武公—德公—宣公—

趙に滅さると云へり、或は春秋の鮮虞卽ち中山なりと云へり、程恩澤は、世本に据れば、中山武公顧に居り、桓公靈壽に徙るとあれば、中山の初封、本と今の定州に在りしを、魏に拔かるゝにおよびて、徙りて正定府の靈壽縣の東に居れりと云へり、清の乾隆帝の御批通鑑輯覽には、魏の文公が克ちたる中山は乃ち武公の地にして、趙武靈王の滅ぼせる中山は桓公の地なりと云へり、而して中山の地も區區の說あり、張琦の說に從へば、今の直隷保定府の唐縣完縣、正定府の獲鹿井陘平山靈壽無極定州新樂行唐曲陽にして、兼ねて冀州の地を有せし者なり、今按ずるに、宋、衞、中山の三國は、戰國七雄の外にありて、地理上又は勢力均衡上等種種なる事情の關係よりして、僅かに當時列强の間に存在せし國にして、固より七雄の强大に及ぶべきにあらざれども、亦時に之が向背の爲に、列强の利害得失に影響を生ぜしこと無きにあらず、

戰國列强の形勢は大概上述の如くなるが、其の君主世系の次第に至りては、國策書中に一一記載せざるを以て、讀者參閱上頗る不便の憾あれば、今左に史記及び其の他の書に據りて其の略系を附示せん、

周の世系

帝嚳—后稷—不窋—鞠—公劉—慶節—皇僕—差弗—毀隃—公非—高圉—亞圉—公叔祖—太王（古公亶父）—

—王季—文王—武王—康王—昭王—穆王—共王—懿王／孝王—夷王（堂を下りて諸侯を見る周德衰ふ）—厲王（彘に流されて殂す）—

—宣王（周室中興）—幽王（犬戎に攻められて殂す）—平王（都を洛陽に遷し周室衰微す是れを春秋の始めとす）—桓王—莊王—釐王（齊の桓公始めて霸たり）—

朝鮮に至り、北は塞外を有すと、史記正義に、眞冀燕趙四州、七國時屬レ趙、卽燕西界、河北博滄德三州齊也、北境與レ燕相接、隔二黃河一、所レ謂束迫二强趙一、南近レ齊也と、史記に蘇秦、燕の文侯に說きて曰く、夫安樂無事、不レ見二覆レ軍殺レ將、無二過レ燕者一、大王知三其所二以然一乎、夫燕之所レ不三犯レ寇被二甲兵一者、以下趙之爲上レ蔽二其南一也、秦趙五戰、而秦再勝而趙三勝、秦趙相弊、而王以二全燕一制二其後一、此燕之所三以不レ犯レ寇也と、

宋

宋は子姓、周旣に殷を亡ぼし、成王、紂の庶兄微子啓を商邱(今の河南歸德府商邱縣)に封じ、殷の祀を奉ぜしむ、卽ち宋の祖先なり、三十一世を傳へて君偃に至り王と稱し、諸侯に霸たらんとして、頻りに諸國と戰ひ、終に齊楚魏の三國に亡さる、鮑注によれば、沛梁楚山陽濟陰東平及び東都の須昌壽張は乃ち宋の地なり、張琦は曰く、宋の地は、今の河南歸德府より以東、江蘇の徐州府、安徽の宿亳二州、北は山東の曹州府の荷澤曹縣定陶單縣城武鉅野、濟寧の金鄉魚臺皆是れなりと、

衞

衞は姬姓、周の武王の弟康叔、故の殷の國都朝歌(今の河南濬縣西南七十里)に封ぜらる、是れを衞の祖先と爲す、十六世を歷て懿公に至りて狄に滅さる、乃ち黃河を渡りて南し、戴公は漕(今の滑縣の東二十里、白馬城)に假住し、弟文公、楚邱(滑縣の東六十里)に徙り、成公は帝邱顓頊の故都(今の開州西南三十里、濮陽城)に徙り、十六世元君に至りて野王(今の河內縣)に徙り、子の角、秦二世に廢せらる、凡そ四十世、九百年、周の同姓に於て獨り衞最も後に亡びたり、張琦曰く、衞の地、今の山東濮州以西、直隸の大名、河南の衞輝懷慶及び開封の儀封皆是れなりと、

中山

中山の祖先、諸說紛紛たり、或は白狄の別種なりと云ひ、或は中山武公を以て西周桓公(周の定王の子考王の弟)の子と爲し、或は中山武公は本と周の同姓にして、其の後桓公國政を恤へざりしかば、五世を傳へて

韓は姬姓、周の武王の子韓侯の後なり、國滅びて其の裔武子なる者晉に仕へ、韓原に邑す、或は曰く、晉の武侯の子桓叔、曲沃に封ぜらる、其の子萬、韓原を食邑と爲す、卽ち今の山西解芮城縣、故河北縣の韓亭是れなりと、武子の後三世を厥と曰ふ、獻子と爲す、其の子宣子、徙りて州（今の懷慶府河内縣武德城）に居る、子の貞子、平陽に徙る、故の帝堯の都にして、今の平陽府臨汾縣是れなり、又二世を經て康子に至りて、趙襄子、魏桓子と共に知伯を滅し、其の地を分つ、子の景侯虔、周の威烈王の命を以て諸侯に列し、陽翟（今の開封府禹州）に徙る、列侯文侯を歷て哀侯に至りて、鄭を滅し都を徙す、卽ち今の開封府新鄭縣なり、或は曰く、哀侯の子懿侯、復陽翟に徙れりと、韓萬より十世にして景侯虔に至りて諸侯と爲り、又五世宣惠王に至りて王と稱し、又五世王安に至りて秦に亡ぼさる、鮑注によれば、韓の地は、晉を分ちて南陽郡及び穎川の城父定陵襄城穎陽穎陰長社陽翟郟を得て、東は汝南に接し、西は弘農に接して、新安宜陽を得たりと、其の後鄭を滅し、益〻地を廣めたり、張琦は曰く、今の河南南陽府鄭許裕禹鄧五州、開封之新鄭密滎陽汜水、河南府之宜陽新安永寧登封嵩縣、山西之平陽澤潞三府皆是れなりと、本書に蘇秦、韓を論じて曰く、韓北有鞏洛成皐（前に見ゆ）之固、西有宜陽（今の河南府宜陽縣）商阪（卽ち商洛山、陝西商州の東南九十里にあり）、東有宛穰洧水（禹州密縣より出づ）、南有陘山（新鄭縣の西南三十里にあり、陘塞と名づく）、地方千里とあり、

燕

燕は姬姓、召公奭の封ぜられたる地にして、戰國に於て楚と共に舊國たり、其の地燕山（幽州の山）の野に在るを以て、取りて國名と爲せり、後世易（今の河間易縣）に徙り、又薊（今の直隸順天府卽ち北京）に遷る、召公より後三十世易王に至りて、他の六國と共に王と稱し、又七世王喜に至りて秦に滅さる、鮑注によれば、燕は、東、漁陽右北平遼西遼東を有し、西、上谷代郡雁門を有し、南、涿郡の易容城范陽を有し、北は新城を有し、故安涿縣良鄉新昌及び渤海の安次、皆燕の分なり、樂浪元菟も亦宜しく屬すべしと、張琦は曰く、燕の地は、今の直隸保定霸州より以北、宣化以東

蘇厲が齊の爲に趙王に遺りたる書に依れば、燕盡齊之北地、去沙邱(今の順德府平郷縣の東北二十里)鉅鹿(平郷縣)斂三百里、韓之上黨去邯鄲百里、燕秦謀王之河山間三百里 而通矣、秦之上郡(今 の 延安府以北)扞關至於楡中(卽ち楡林)者千五百里、秦以三軍攻王之上黨、羊腸(潞安府壺關縣 の 東南百餘里に羊腸坂あり)之西、句注(山の名、太原府代州の西二十五里)之南非王有と云へり、此等の言に就きて見れば、趙の他國と接壤關係の如何は、亦以て推想すべし、初學記に、三家分晉、自澤潞而南至衞州、盡太原已北屬趙と、史記正義に趙東鄰燕齊、西邊秦樓煩、南界韓魏、北迫匈奴と、地理今釋には趙居邯鄲、燕之南、齊之西、魏之北、韓之東、故韓非曰、中央之國と云へり、

魏

魏は姬姓、周の文王の子なる畢公の後裔に畢萬と云ふ者あり、晉に仕へて魏(今の山西解州芮城縣)に封ぜらる、孫の悼子、霍(今の霍州)に徙り、其の子莊子、安邑(夏の故都、今の解州夏縣)に徙る、六世の後文侯に至りて、周の威烈王の命を以て列侯と爲る、孫の惠王に至り、大梁(今の河南開封府祥符縣)に徙り、因りて國號を改めて梁と爲し、後又魏に復す、五代の孫王假に至りて秦に滅さる、魏の領域は、鮑彪に依れば、高陵以東盡河東河內、南有陳留及汝南之召陵灑彊新汲西華長平、潁川之舞陽郾許鄢陵、河南之開封中牟陽武酸棗卷と、張琦は、今の陝西華州より以北、同州延安鄜州より以北、山西の蒲州府解絳吉隰等の州、平陽の太平、澤州の鳳臺陽城、河南の陝州懷慶衞輝開封歸德許州及び彰德府の南境、裕州の舞陽、北は直隷大名山東荷澤を有せりと云へり、宋翔鳳は曰く、魏西與秦界、南自華州鄭縣西北過渭水濱洛水南岸向北有上郡鄜州之地、皆築長城以界秦境、北至楡林、從長千餘里、皆魏河西地、惠王始失少梁、秦乃自河西至安邑、襄王三年(竹書紀年に惠王後元四年に作る)以陰晉爲和、是同州以南入秦也、五年予秦河西地、是雕陰以北入秦也、七年盡入上郡於秦、則固陽以南尺土皆爲秦有、大河之勢全失矣と、

韓

る）湘ニ（湘水は廣西興安縣南海陽山より出で、湖廣長沙府の北境に至りて洞庭湖に入る）、北繞ニ潁（潁水は河南登封縣の陽乾山に發し、江南潁上縣の東南に至りて淮に入る）泗ニ（山東泗水縣陪尾山より出で、江南淸河縣の南に至りて淮に入る）、西包ニ巴蜀ニ（秦の部に見ゆ）、東裹ニ郯（今の山東郯城縣）淮ニ（淮水は河南の桐柏縣桐柏山より出で、江南安東縣の東北に至りて海に入る、按ずるに淮南子に郯に作る）、潁汝（汝水は河南の魯山縣大孟山より出で、江南の潁州の東南に至りて淮に入る）以爲レ洫、江漢以爲レ池、垣レ之以ニ鄧林ニ（鄧州の西にあり）、綿レ之以ニ方城ニ（方城山、河南の裕州の東北四十里にあり）、山高尋レ雲、谿肆無レ景と云へり、亦以て其の形勢の雄偉なるを想見すべし、

趙

趙はもと秦と同姓にして嬴姓なり其の先造父、御を善くするを以て周の穆王に仕へ、徐の偃王の叛するを攻めて功あり、趙城（今の山西平陽府趙城縣）に封ぜられ、因りて趙氏と爲る、其の裔（或は曰く八世の孫）叔帶、晉に事へ、其の後趙夙なる者あり、晉の文公を佐けて諸侯に霸たり、耿（今の蒲州河津縣）を以て食邑とす、其の子衰、原（今の河南懷慶府濟源縣）に居り、簡子、晉陽（今の山西太原府太原縣）に居る、子の獻侯籍に至りて、始めて周の威烈王の命を以て列侯と爲り、中牟（今の河南彰德府湯陰縣）に治す、肅侯徙りて邯鄲（今の直隷邯鄲縣）に都し、又六世王遷に至りて秦に滅さる、鮑彪の說に依れば、趙國、北は信都眞定常山中山を有し、又涿州の高陽鄚州鄕を得、東は廣平鉅鹿淸河河間渤海の東平舒中邑文安東州成平章武河以北を有し、南は浮水繁陽內黃斥丘に至り、西は太原定襄雲中五原上黨を有せりと、張琦は代、雁門の二郡亦趙に屬したれば、今の直隷の廣平順德正定河間保定深冀祁定晉蔚等の府州、及び大名の磁州南樂、山東の臨淸恩縣、河南の臨漳內黃武安涉縣、山西の遼沁趙城石樓より以北を有し、兼ねて陝西の楡林府河套等の地を有せし者なりと爲せり、國策に蘇秦の說を載せて曰く、當ニ今之時ニ、山東之建國、莫レ如ニ趙强ニ、地方三千里、西有ニ常山ニ、南有ニ河漳ニ、東有ニ淸河ニ（直隷廣平府の西境、今は湮滅す）、北有ニ燕國ニと、又

實、其民無下不二吹レ竽鼓レ瑟、彈レ琴擊レ筑、鬪レ雞走レ狗、六博蹹鞠一者上、臨淄之途、車轂擊、人肩摩、連レ衽成レ帷、擧レ袂成レ幕、揮レ汗成レ雨、家殷人足、志高氣揚と云へるを觀れば、戰國辨士一時夸張の言なるも、亦以て其の殷富繁華の土地たると共に、人情風俗の如何を想見すべきなり、

楚

楚はもと子爵にして芈姓、其の先は周の文王の師なる鬻熊と云へる者にして、其の曾孫熊繹始めて丹陽(今の湖北宜昌府歸州の東南七里)に封ぜらる、十六世を歷て武王(一に文王に作る)僭して王と稱し、郢(今の荊州府江陵縣の北十里紀南城)に都し、又七世を歷て平王に至り、更めて郢(江陵縣の東北三里)に城き、其子昭王鄀(今の襄陽府宜城縣の西南九十里)に遷り、七世襄王に至り、陳城(卽ち春秋時代の陳國、今の河南陳州府)を保ち、其の子考烈王鉅陽(今の安徽款州府西北四十里細陽城)に遷り、又壽春(今の鳳陽府壽州)に徙り、幽王哀王に傳へ、負芻に至りて秦に滅さる、楚は春秋時代よりして南方の雄邦大國にして、齊桓公、晉文公の霸業を建てしも、皆本と楚が北侵して中原に迫るを防禦したるに由れるを觀て、彼れの勢力の如何に强大にありしかを推知すべし、史記の楚世家に依れば、周の文王の師たる鬻熊の曾孫熊繹丹陽に封ぜられたるを始として、子孫稍〻强盛となり、武王に至りて其の先より子爵なりしを僭して王と稱し、其の後相繼ぎて益〻北侵を試みたれば、既に春秋時代にありて、今の湖廣の荊州府より以北、河南の裕州信陽州の境に至るまで皆楚の領土たり、戰國時代に入りては楚策に蘇秦の言を載せて、楚天下之强國也、西有二黔中巫郡一(夔州巫山縣)、東有二夏州一(一に夏口と曰ふ、今の武昌府城西の漢口)海陽一(吳越の故地、海岸にして楚の東南境)、南有二洞庭一(今の湖廣岳州府の洞庭湖)蒼梧一(一に九疑山と曰ふ、湖廣寧遠縣の南六十里にあり)、北有二涇陽(陘山一に陘塞と名づく、河南新鄭縣の西南三十里にあり)郇陽一(今の陝西郇陽縣)、地方五千里、此霸王之資也、秦之所レ害レ於二天下一、莫レ如レ楚と云へり、淮南子に又楚の地を述べて曰く、楚地南卷二沅(沅水は貴州鎭遠府の境より出で、湖廣常德府の東境に至りて洞庭湖に入

南陽(懷慶府の境)動、劫レ韓包レ周、則趙自銷鑠、據レ衞(河南の衞輝府)取レ淇(衞輝府淇縣)、則齊必入朝、秦欲已得レ行レ於二山東一、則必擧レ甲而向レ趙、秦甲涉レ河逾レ漳(河南懷慶府彰德府にある河の名)據二番吾一(今の眞定府平山縣、一說に彰德府磁州の境)、則兵必戰レ於二邯鄲(趙の都)之下一矣と、又史記に田肯の言を載せて曰く、秦形勝之國也、帶レ河阻レ山、隔絕千里、持戟百萬、秦得二百二一焉、地勢便利、其以下三兵於二諸侯一、譬猶下居二高屋之上一建中瓴水上也と、此等の羣說を比照綜觀するときは、當時秦が如何に雄勝の地利を占得して列國を劫迫制馭せしかは、亦思ひ半ばに過ぐるものあらん、

齊

齊は田姓にして、もと齊の大夫田完の苗裔なり、完は陳の桓公の子にして、陳國の亂を避けて齊の桓公に事へたるものにて、十世(一に九世に作る)の孫田和に至りて、其の君康公を廢して齊國を簒ひ、遂に周の安王の命を以て齊侯と爲れり、其の子威王因、齊に至りて僭して王と稱し、威王宣王湣王襄王を歷て王建に至り、凡そ田和より六世にして、秦の始皇に亡されたり、春秋時代即ち田氏の先代姜姓太公望呂尙の苗裔が封ぜられたる齊國は、田齊の時に及びて、其の都は仍ほ前齊の都なる臨淄(山東の靑州府臨淄縣)なれども、領域は益〻廣大となれり、國策に載せたる蘇秦の說に依れば、齊南有二泰山一、東有二琅邪一(山東靑州府諸城縣にある名山)、西有二淸河一、北有二勃海一、所レ謂地方二千餘里(齊策)とあり、田肯は又持戟百萬、縣隔千里之外、齊得二十二一焉、此東秦也と云へり、乃ち其の版圖の廣と要害の險とは、殆ど秦國の西方に雄視するに敵すべき勢あるを云へるが、淸の張琦の說に從へば、齊の盛んなりし時は、今の山東の濟南泰安東昌より以東、北は直隸の天津滄景を有し、南は沂州を有し、兼ねて兗州の寧陽文山陽穀壽張及び鄒滕二縣の南境を得、又漢志に分レ宋得二濟陰東平一とあれば、今の曹州府及び濟寧州を有し、東平は本と魯の地なるが、亦齊に屬したるが如しと云へり、國都は前述の如く臨淄に在りしが、蘇秦傳に臨淄之中、七萬戶、臣竊度レ之、不レ下二戶三男子一、三七二十一萬、不レ待レ發レ於二遠縣一、而臨淄之卒、固已二十一萬矣、臨淄甚富而

し、河南、緱氏、穀城は西周に屬し、洛陽、平陰、偃師、鞏は東周に屬せしめたり、顯王は特に東周の洛陽に寄居せしが、赧王、復西周に遷りて、周乃ち亡ぶと云へり、

秦

秦はもと伯爵にして嬴姓の國なり、祖先は顓頊氏の苗裔伯翳と云へる人なるが、伯翳の裔孫に非子と云者ありて、善く飼馬の術に達せるを以て、周の孝王の爲に馬を汧渭二水の間に飼牧せしが、附庸の小諸侯に列せられて、秦（甘肅秦州清水縣の西）に封ぜられたるより、遂に以て國號と爲せり、五世の孫莊公に至りて、犬丘（秦州の西南百二十里）に移り、其子襄公又汧（陝西鳳翔府隴州の南三里）に徙り、其後屢次遷都し、孝公に至りて宮闕を咸陽（陝西西安府咸陽縣の東三十里）に作り、之に都せり、非子より孝公に至る迄三十世、又六世を經て始皇に至り、遂に諸侯を滅し天下を併せて一統したり、秦の領域は如何に跨りて土地を有せしかと云はんに、後世學者間に多少の異同あるは免れざれども、戰國策に載する蘇秦の說に依れば、秦西有二巴蜀漢中之利一、北有二胡貉代馬之用一、南有二巫山黔中之限一、東有二殽函之固一、沃野千里、地勢形便、此所レ謂天府、天下之雄國也と云へり、乃ち西は今の四川重慶府興安州附近より、北は山西太原府岢嵐州大同府朔州等の地より、南は四川巫山縣辰州府常德府岳州の澧州等一帶にして、東は河南永甯縣靈寶縣等に至るまでの土地なるが如しと雖も、此れ本と策士一時の侈言にして、未だ深く信ずるに足らず、又范雎は秦の昭襄王に說きて曰く、秦四塞以爲レ固、北有二甘泉谷口一、南帶二涇渭一、右二隴蜀一、左二關阪一、此霸王之業也と、四塞とは乃ち東は函谷、南は武關、西は散關、北は蕭關ありて、四方の塞れる要害のことにして、秦の地を關中と稱するも亦是れよりして起りたるなり、甘泉谷口は一は西安府涇陽縣、一は西安府醴泉縣にあり、涇渭は涇水は咸陽の東南より流れて渭水に合せる川なり、隴蜀は鳳翔府隴州にある隴坻と蜀郡卽ち今の四川成都附近の地とを謂へるなり、秦は以上の土地を領して、一方より天下を睥睨して、常に乘ずべきの機會を窺ひたるが如し、又蘇秦が趙王に說ける言に依れば、秦下二軹道一（今の懷慶府濟源縣）、則

上に謂はゆる東西周なるが、其の實は東西周に就きて三義あり、乃ち上述の東西周と、敬王の時、王、子朝（敬王の弟）の内亂を避けて成周に移りしを以て、一時子朝を西周とし王を東周と爲せり、考王に至りて其の弟掲を王城（卽ち河南王子朝の居りし處）に封じ、周公（文王の子、名は旦、成王の相と爲り、子孫世世其の職を襲げり）の官職を續がしむ、是を周桓公と曰ふ、桓公の孫惠公に至りて、又其の少子班を鞏（今の河南府鞏縣の西南三十里に鞏城あり）に封ず、是に於て河南を西周と曰ひ、鞏を東周と曰へり、以上の如く均しく東西周と稱すれども、時代によりて相違あり、然るに宋の鮑彪が戰國策を注するに及びて、誤り混一して、西周を以て天王の國と爲し、是れより先き國策の順序の東周を首として西周之に次げるを改易し、西周を第一に置きたるよりして、遂に後世をして、國策中に周君と云へるは果して周王の事なるか諸侯たる周君を云へるかを辨知し難きに至らしめ、爲に讀者の誤解を生ずること少からず、蓋し其の實は、敬王より以後、周の天王は世世成周に居りしが、赧王に至り、徙りて王城に居り、西周に寄寓せる態と爲れり、史記の周本紀に依るに、赧王五十九年、西周君奔レ秦、盡獻二其邑三十六、口三萬一、秦受二其獻一、歸二其君於一レ周、赧王卒後七歲、秦莊襄王滅二東西周一とあり、此れ赧王の末年には、西周の領地僅かに三十六邑なりしを、秦に獻じ、赧王の卒後七年に、又東周と共に秦に滅されたる者にして、又以て當時周王と周君とは差別ありたることを知るべし、淸の程恩澤曰く、戰國時、周德雖レ衰、天命未レ改、不レ應下舍二周王一而僅列中東西周上、玆故以レ周居レ首、則天子所レ都也、洛陽也、卽成周也、西周次レ之、桓公所レ封也、河南也、卽王城也、東周又次レ之、惠公少子所レ封也、鞏也と、此れ戰國策の編次を嚴正にするときは、宜しく周王と東西周とを別ちて、特に周王を首位に置くべき筈なることを論じたるなり、姚本戰國策には東周を始めと爲せども、今姑らく世間流布本に從ひて西周を以て第一に存し置くことゝ爲す、顧祖禹曰く、周室衰微し、有する所の者は、河南（王城）、洛陽、穀城（河南府西北十八里に故城あり）、平陰（孟津縣の東）、偃師（今の偃師縣）、鞏、緱氏（偃師縣の南二十里）の七城あるのみ、而して顯王の二年、韓趙の兩國、周を分ちて二國と爲

武王又自營二洛邑一居レ之、而濟レ之以レ德、秦則反レ是、郡縣一置而子弟爲二匹夫一、仁義不レ施而刑僇爲二常行一、是秦雖四能得三周之所二以興一、而獨不レ能レ得三周之所二以不レ亡、山東既平、六國爲レ一、陳勝劉項之徒大呼而起、函關百二之險、章邯百萬之衆、終不レ得二首尾相救一、又何秦之强弱爾殊也、由レ是觀レ之山東散則秦勝、山東合則秦滅、死君之嗣、亡將之家、猶能使二天下不一レ爲二秦有一、况山東之完固乎、

と、蓋し合縱の六國に利益して連衡の不利益なると同時に、連衡の秦に利益して合縱の不利益なることは、古へより論者の說大抵皆然り、而して六國の自滅は、全く互に外は親和を裝へども、中は猜疑嫉妬を挾みて陰然相對し、甚しきは昨の同盟兄弟、今の反目敵國と爲り、其の臣下亦朝秦暮楚反覆窮り無く、謂はゆる邦無二定交一、士無二定主一の徒、滔滔皆是なり、故に蘇秦の初めて六國合縱を策するや、秦の惠王は評して曰く、諸侯不レ可レ一、猶四連雞之不三能二俱止二於棲一亦明矣と、列國利害の相反し、眞實より出でたる交誼にあらずして、而も一致協同の下に强敵に抗衡して雄を爭はんと欲するの難きや、彼の秦王既已に之を知れり、而して秦は要害の險に據り富强の資を擁し、君臣累世心を一にして之に向ふ者なれば、其の成敗の數固より智者を待ちて知るべきにあらず、然りと雖も領土の廣大、要害の險夷、亦攻守の得失に關するや大ならずとせず、今左に兩周以下諸國の國都竝に領域及び要害の概略を揭げ、以て當時形勢の一端を示し、參考に資せん、

周

周は本と地の名、今の陝西省鳳翔府岐山縣の東北五十里に在り、周の祖先后稷、始め邰（陝西武功縣西南二十里故斄城あり）に封ぜられ、公劉（后稷四世の孫）豳（陝西三水縣西三十里に古豳城あり）に徙り、太王に至りて岐山の下に遷り、南に周原あるを以て改めて周と號したり、子の王季、程（陝西咸陽縣の東二十里）に宅り、孫の文王、豐（今陝西鄠縣の東）に遷り、武王徙りて鎬（陝西西安府長安縣治）に都し、成王、洛陽（今河南河南府治）に營みて東都と爲せり、平王に及びて犬戎の難を避け遂に洛陽に遷りしより、平王以前を西周と曰ひ、以後を東周と曰へり、是れ後世普通史

を推知するを得べし、蓋し春秋時代に於て周の同姓諸侯を以て殆んど百五十年間霸權を握れる晉國の衰亡せしは、彼の趙韓魏知范中行の六卿が世々政柄を私し、己が勢力を國中に扶植し、互に傾排爭奪の結果、知、范、中行は趙韓魏に分割され、三家は各自獨立して諸侯と爲りたるよりして、一國分れて三晉と爲り、其の勢力富厚亦隨ひて分裂したるを以て、既に秦國の敵にあらず、而して其の地たるや、韓は秦魏の門戶にして、魏は山東の腰にして又天下の脊とも云ふべき要害の國なり、趙は河北の强國なれども、韓魏にして一朝秦に服從すれば、獨り孤立して固守する能はず、韓趙魏既に此の如く爲りたるときは、齊は東海の表と號し、楚は南服の勁と稱する、共に雄國なるも、其の勢兩國中斷せられて氣脈通ぜず、亦終に手を束ねて秦に降るの外無し、乃ち燕の如きは固より弱小にして、其の幸ひに秦兵の難を被らずして小康を保ち得たるは、唯趙の之が南蔽たるに由りしのみ、苟くも趙にして亡びば、燕何ぞ一日を延くを得んや、されば秦は范雎が遠交近攻の策を用ひて、鋭を萃め力を注ぎて、先づ韓を滅し、次ぎに趙を滅し、次ぎに魏を滅し、次ぎに楚を滅し、次ぎに燕を滅し、幷に趙の遺臣が舊主の庶子趙嘉を奉じて國を建てたる代（今の大同蔚州の地）を滅し、最後に齊を滅し、遂に天下を統一して郡縣と爲したるなり、林氏は之を論じて曰く、

六國之所以滅者、以不知天下之勢也、六國之勢、莫利於從、而卒敗於衡者、禍在於自戰其所可親而忘其所可讎也、齊楚自恃其强、有幷包燕趙韓魏之志、而緩於秦之禍、燕趙魏自懲其弱、有疑惡齊楚之心、而脅於秦之威、是以蘇秦之說阻而張儀之志申也、秦知天下之勢、取韓魏以執天下之權、故能幷天下、

と、呉萊も又曰く、

或曰、當周之初、本在岐梁沮漆之間、商之中世、特致西鄙荒僻之地、而不之有、（竹書紀年に盤庚十年命邠侯亞圉、又武乙元年邠遷于岐周、三年命周公亶父、賜以岐邑の文あり、邠は卽ち豳の字）故大王王季文王、自其百里之國而興焉、秦猶周也、及武王克商天下歸周、分紂之故都而立三監、太公望處齊、周公旦處魯、召公奭處燕、

鞅傳に、孝公の時、商鞅が自ら其の陋習改革の功績を語りたるに、始秦戎狄之敎、父子無別、同室而居、今我更制其敎、而爲其男女之別、大築冀闕、如魯衞矣と云へるが如く、殆んど文明禮儀の何物たるを解せざる蠻國たり、又漢の賈誼が論じて秦人家富子壯則出分、家貧子壯則出贅、借父耰鉏、慮有德色、母取箕帚、立而誶語、抱哺其子、與公(舅)併倨、婦姑不相說、則反脣而相稽、其慈子耆利、不同禽獸者亡幾耳、(治安策)と云へるが如く、實に親子姑婦の間と云へども、唯其の利益の爲にして、復敢て恩愛德誼を顧みざる者なるが、されど其の一たび戰爭に臨むや、彼の張儀が山東之士被甲蒙冑以會戰、秦人捐甲徒裼以趨敵、左挈人頭、右挾生虜(史記張儀傳)と云へるは、未だ必ずしも橫人辯士の一時誇張の言のみにあらず、故に慷慨憂世の高士魯仲連の如きは、彼若肆然而爲帝、連有蹈東海而死耳との激語を放つに至れり、且つや歷史に据りて之を觀るに、春秋時代に在りては齊の桓公先づ起りて天下に霸と爲り、晉の文公之に次ぎ、亦霸業を子孫に傳へ、南方に於ては楚最も强大にして、齊晉二霸と雄を爭へども、彼の秦は、穆公の一時西方に著れし外は、復さしての活動無かりしが、戰國時代に入りて、勃興崛起して終に東西二周を呑み六國を倂せ、反りて往時の霸國雄邦は、悉く西嚮して之に服事するに暇あらざるのみならず、又相尋ぎて其の滅す所と爲れり、是れ其の故、亦果して何等に由りて然りし乎、元の吳萊嘗て之を論じて曰く、

春秋之時、齊晉及楚旣强、地廣則主驕、兵勝則民疲、主驕自顧無能敵己者、亦不能以敵人、然後秦以戎狄僻陋之國、決起而驟勝之、又況山東之主、年未踰弱冠、材不逮中人、一旦孽后貴弟、位重權高、纖夫細兒、專兵握政、欲以是當孝公商鞅、則非秦之敵也、游說捭闔、託秦名以自決、盟約戰攻、挾秦勢以爲解、不然上無以僅存其國、下無以售其說、曾不旋踵、皆以爲秦築帝宮、比郡縣之民、未始有一悟者、

と、此の論や、曾て春秋時代に盛强なりし齊晉楚の三國が衰微して、獨り秦のみ强大となりて、他列國は其の鼻息を窺ひて憂喜休戚を爲せし事由が、畢竟其の國土の要害と軍旅の强勇なる外にも又存在せる一端

至るまでの年數）史之闕レ文而後人可ニ以レ意推一者也、不レ待三始皇之幷二天下一而文武之道盡矣、と、嗚呼是れ又以て其の時勢の推移如何を觀るべし、而して戰國紛亂の機は既に已に遠く往時に兆候せるを知らば、天下の治亂得失豈に亦徒に天命にのみ委すべけんや、

第三章　秦の統一と列國の形勢

判爲二十二一合爲二七國一、威分レ於二陪臣之邦一、國殄レ於二後封之秦一とは、唐の柳宗元が封建論に周の敗亡を論ぜし語なるが、寔に上述の如く、周の天下は王室列國共に終に秦の兼併と爲りて亡びたり、今其の概要を說かんに、周代諸侯の國、大は小を併せ强は弱を滅して、魯（山東の兗州府より東南、江南邳泗の境）、衞（直隸の大名府開州以西、河南衞輝懷慶府の境）、齊（山東の青州府より以西、濟南東昌に至り、北は直隸の河間府景滄の諸州、東南は海に至る）、晉（山西の平陽太原以東、直隸廣平大名に至る）、宋（河南の歸德府以東、江南の徐州に至る）、鄭（河南の開封府以西、成皐の故關に至る）、陳（河南の開封府以東、南は江南の亳州の西に至る）、蔡（河南の汝甯府以東北）、曹（山東の曹州以南）、秦（陝西の西安府以西）、楚（湖廣の荊州府以北、河南の裕州信陽州に至る）の謂はゆる十二列國、及び吳（江南の淮泗以南、浙江の嘉湖に至る）、越（浙江杭州府以南、東は海に至る）の二國と爲りしが、其の後兼併益〻行はれて、魯陳は楚に滅され、蔡は吳に滅され、曹は宋に滅され、吳は越に滅され、越は楚に滅され、晉齊は表面に國號を存すれども、晉は其の臣韓趙魏の三氏に分割せられ、齊は其の臣田氏に簒はれ、韓又鄭を滅せり、衞は幸ひに滅亡を免れ、秦の二世の時に至り、諸列國の最後に秦に滅されたれども、其の實極めて弱小にして齒牙に掛くるに足らず、春秋時代より戰國に入りて存續せる者は秦楚の二大國にして、秦は又最も强大國と爲れり、而して周は王室益〻衰微し、其の子弟の支封又分れて東西周と爲り、天子は僅かに虛器を擁して、或は西周に或は東周に寄食するに過ぎず、然れども秦の國たるや、本と周室の王業發祥地なる岐山の下より起りたるが、其の地や幽王時代に西戎に侵略せられ、前章に呂東萊の言へるが如く夷翟に變ぜられる者にして、史記の商

周都ニ岐豐ニ、復卜ニ鞏洛ニ、被レ山帶レ河、形勢甚壯、班氏言、洛邑與ニ宗周ニ通、封畿東西長而南北短、短長相覆爲ニ千里ニ、是也、平王東遷、賜レ秦以ニ岐豐之地ニ、而周始弱、既又割ニ虎牢ニ畀レ鄭、酒泉（河南府黽池縣の地と云ふ）畀レ虢、襄王又畀ニ溫原數邑於レ晉、畿甸益削矣、

と論じたるが如く、天子統御の實力益〻削小して、諸侯封土の富厚滋〻强大なるときは、尾大掉はずして天下の亂れざるを望むとも復得べからず、されば周室は愈〻瑣尾流離にして振はず、諸侯は益〻專擅跳梁して制すべからず、其の極や威權益〻下移して、天子は諸侯に制せられ、諸侯は大臣に制せられ、陪臣國命を執りて、田氏、齊を奪ひ、六卿、晉を分割し、而して列國は大小兼倂の結果、弱者先づ亡びて强者後に亡び、僅かに七國を存せしが、呂東萊の言へるが如く、秦變レ於レ戎者也、楚變レ於レ蠻者也、燕變レ於レ翟者也、趙魏韓齊以ニ簒亂ニ得レ國者也、周以ニ空名ニ匏ニ繫其間ニ、危哉とは、實に當時列國の情態を論破せる者と謂ふべし、乃ち春秋時代の天下は、周室衰へたりと雖も、尙ほ猶ほ先王の遺風流俗、何邊と無く髣髴として存し、縱ひ實行の相伴はざるも、其の口頭には禮樂を說き詩書を談じ、義理道德を以て國際應接の辭令に雜へたるが、戰國時代に至りては、先王の風俗は蕩然として地を掃ひ、而して其の謂はゆる建國なる者は、夏を以て夷に變ぜられたる者にあらざれば、卽ち亂賊の君を弑し位を簒ひたる者なり、されば詭譎相欺き危險相陷れ、惟だ一時の利害に心目を役して、復其の他を顧みず、是れ亞聖孟子の如き大賢荀子の如き者は、當世に容れられずして窮死し、詭辯策士の蘇秦張儀の徒が接踵して輩出し、天下に翺翔して、到る處得意を誇りたる所以なり、淸の顧炎武嘗て春秋戰國の變異を論じて曰く、

春秋時猶尊レ禮重レ信、而七國（戰國）則絕不レ言ニ禮與レ信矣、春秋時猶宗ニ周王ニ、而七國則絕不レ言レ王矣、春秋時猶嚴ニ祭祀ニ重ニ聘享ニ、而七國則無ニ其事ニ矣、春秋時猶論ニ宗姓氏族ニ、而七國則無ニ一言及レ之矣、春秋時猶宴會賦レ詩、而七國則不レ聞矣、春秋時猶有ニ赴告策書ニ、而七國則無レ有矣、邦無ニ定交ニ、士無ニ定主ニ、此皆變レ於ニ一百三十三年之間ニ、（春秋の終りより、六國、王號を僭し、蘇秦、合縱を約せし頃に

介ニ在東表一、密ニ邇仇讐上、寡君將ニ君是望一、敢不ニ稽首一(襄公三年)と云へるが如く、乃ち弱國の應接も、一たび先王の命を謂すれば、強國の師戰はずして退き、霸國の雄主も、天子に事ふる敬禮を以てすれば、恐懼して敢て當らず、此等の事理事情を綜合して熟考すれば、強弱相凌ぎたる春秋列國間と云へども、猶未だ周王室の統一力の殘勢の存するありて、一たび英雄豪傑の善く之を活用するときは、亦以て天下の塗炭を救ひて太平に復歸するの難事にあらず、乃ち孔子が魯史の舊に因りて、大一統の理想を寓して尊王の大義を唱道せられしこと、亦豈に故なしと爲さんや、然れども又一方より觀察するときは、周公の禮樂政治は、其の後世の弊害の興るに及びては、餘りに繁縟に過ぎて、遂に虛僞に陷り、詐術滋〻起り、詭辯愈〻甚だしく、適〻恪謹守法の人あるも、因循姑息の甚しき、變化應用の好機に乏しく、遂に復救ふべからざるに至れり、莊周は之を三皇五帝之禮義法度、其猶ニ柤梨橘柚一耶、其味相反、而皆可レ於レ口、故禮義法度、應レ時而變者也、今取ニ猨狙一而衣以ニ周公之服一、彼必齕齧挽裂、盡去而後慊、觀ニ古今之觀一、猶下猨狙之異上レ乎ニ周公一也(天運篇)と評して、其の徒らに舊慣を株守するのみにして、復時勢を洞觀して變通の妙訣を知らざりしことを譏りしが、其の實亦餘り繁縟虛飾の弊として、國家の上下文弱偸惰に流れ、武備は廢れて、地利要害は相踵ぎて失ひ、以て滅亡の禍ひを馴致したることは、之を後世宋の陳氏が論じて、

古者名山大川、皆天子使ニ吏治一レ之而入ニ其貢賦一、是以九州川浸山藪、各在ニ職方一、不レ屬ニ諸侯之版一(此の事は周禮に載せり)夫子作ニ春秋一、虎牢(河南汜水縣西二里にあり、後世楚漢の雄を爭ひたる成皐の險は卽ち是れなり)不レ係レ鄭、沙鹿(山の名、直隸大名府城の東四十五里)不レ係レ晉、緣陵(山東諸城縣の東)不レ係レ杞、楚邱(直隸滑縣の東六十里)不レ係レ衞、蓋別ニ天子之守地一也、周季諸侯、始擅ニ不貲之利一、齊斡ニ山海一、晉守ニ郇瑕(山西臨晉縣の東北に郇城、東南に瑕城あり)桃林(河南陝州西至ニ潼關地)之塞一、宋有ニ孟諸一(大澤の名)楚有ニ雲夢一(同上)皆不レ入ニ于王宮一、此諸侯所ニ以僭侈一、王室所ニ以衰微一也歟、

と論じ、呂東萊が、

于無棣、爾貢苞茅不入、王祭不供、無以縮酒、寡人是徵、昭王南征而不復、寡人是問（僖公四年）と云ひ、其の葵丘の會に諸侯に盟ひて霸業を定むるも、又同書に記載して、王使宰孔賜齊侯胙、曰、天子有事于文武、使孔賜伯舅（齊侯）胙、齊侯將下拜、孔曰、且有後命、天子使孔曰、以伯舅耋老、加勞賜一級、俾勿下拜、對曰、天威不違顏咫尺、小白余敢貪天子之命無下拜、恐隕越于下、以遺天子羞、敢不下拜、下拜登受（同九年）とあるを觀れば、如何に王命を假りて天下を畏服せしむるは英雄の策略とは云へ、亦其の計に出でざれば糾合一匡の功績を擧げ難きに思ひ到るならん、是れ又彼の虚名を擁せる弱王と云へども、尚ほ先世累朝の餘勢によりて統一的素質を有せしことは推想するに難からず、而して其の後齊孝公（桓公の子）の魯を來り侵すや、（僖二十六年）魯の臣展禽は、孝公が魯の齊軍の强大なるを畏怖すべきに、其の割合ひに然らざるは何を恃みてなるかと問へるに對して、恃先王之命、昔周公大公股肱周室、夾輔成王、成王勞之而賜之命曰、世世子孫、無相害也、載在盟府、大師職

之、桓公是以糾合諸侯而謀其不協、彌縫其闕而匡救其災、昭舊職也、及君卽位、諸侯之望曰、其率桓公之功、我敝邑用是不敢保聚、曰、豈其嗣世九年而棄命廢職、其若先君何、君必不然、恃此不恐と云ひければ、齊侯は直ちに兵を引きて還りたる事を載せ、又晉文公の城濮の戰後に霸者と爲りしも、同書に記載して五月丁未獻楚俘于王、（中略）己酉王享醴、命晉侯宥、王命尹氏及王子虎內史叔興父、策命晉侯爲侯伯、賜之大輅之服、戎輅之服、彤弓一、彤矢百、旅弓矢千、秬鬯一卣、虎賁三百人、曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝、晉侯三辭從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命、受策以出、出入三覲（中略）癸亥王子虎盟諸侯于王庭、要言曰、皆奬王室、無相害也、有渝此盟、明神殛之、俾隊其師、無克祚國、及而玄孫、無有老幼、（僖二十八年）と云ひ、又晉悼公（文公の後裔）の長樗の會に、魯の襄公が晉侯に對して稽首したることを記載しては、夏盟于長樗、孟獻子相公（魯侯）稽首、知武子（晉の大夫）曰、天子在而君辱稽首、寡君懼矣、孟獻子曰、以敝邑

可レ知也と、孟子曰く、周公思下兼二三王一（禹湯文武）以施二四事一上、其有二不レ合者一、仰而思レ之、夜以繼レ晝、幸而得レ之、坐以待レ旦と、乃ち知るべし、縱ひ周公の才の美ありと云へども、其の政を爲し敎へを布くは、亦必ず其の由りて來る所あり其の據りて基く所あることを、されば周は殷に基由し、殷は夏に基由し、夏は亦必ず唐虞に基由し、唐虞は又亦必ず前代に基由する所ありしこと、又何ぞ疑ひを容れんや、但唐虞以前に在りては、詩書六經に多く載せざる所なれば、後儒未だ斷然として其の自信を發表するに躊躇せしのみ、上述說き來る所を信ならしむる乎、支那古代の封建其物は、周時代に於て其れ如何なる性質を帶びたりしかと云はんに、左氏傳に又、天子建レ德、因レ生賜レ姓、胙レ土爲レ氏（隱八年）とあるが如く、當時支那識者間の思想は、本來封建なる者は、徒らに威力を以て對峙して相爭へる野蠻時代の遺物にあらずして、天子の獨力のみにしては廣き天下を治め得べきにあらざれば、更に有德者を各方に置き、各〻小天下を立てて之を治めしめ、天子は之を統治するを以て其の道と爲せり、されば史記の伯夷傳にも、武王が殷を滅して天下と爲りたることを記して天下宗レ周と云へり、乃ち天下の諸侯が胥共に周室を本宗として尊べる意味にして、孔子の春秋に、元年春王正月と書せるも、亦天下の周室に統治せらるべき意義を明かにしたるを以て、後世漢の董仲舒は之を春秋大二一統一也と論述せり、周室と當時諸侯との關係既に此の如くなれば、王室の盛んなるや、中庸に車同レ軌、書同レ文と云へるが如く、苟くも謂はゆる中國の國國は、周の頒曆を奉じ周の禮樂を行ひ、王覲入朝及び會同交聘の事は相互に行はれて、使者の往來是に於て乎盛んなりしと、大凡そ軍國の大事に臨みて、樽俎敎槃の間に、意思の疏通を圖り、交際の情誼を陳ぶるが爲に、詩を誦し書を援き、先王の禮典に遵據して、雍容不迫の態度を以て、之を運行解決せしとは、姑らく之を一部の左傳に徵するも亦已に歷歷として明かなり、卽ち彼の管仲が齊の桓公を相けて霸業を定むるに當りて周室衰へたりと云へども、其の楚を伐つや、楚が其の被伐の理由を質問せるに答へて、昔召康公命二我先君太公一曰、五侯九伯、汝實征レ之、以夾二輔周室一、賜二我先君履一、東至レ于レ海、西至レ于レ河、南至レ于二穆陵一、北至

ん、孔子嘗て吾れに敎へて曰く、吾託二之空言一、不レ若レ見二于實事之深切著明一也と、事實は誠に不可抗の雄辯なり、乃ち荀卿の言の如く、後王の道を審かにして百王の前を推論すること、是れ豈に第一の捷徑便路にあらずや、後王の道とは何ぞや、周公の經緯して太平を致したる周代の治績是れなり、武王既に歿し成王幼弱にして、周公代りて天下を治む、不幸にして管蔡の亂に逢ひたれども、未だ幾ならずして喪亂平定せしかば、周公は是に於て經天緯地の大偉圖を建て、郁郁乎たる禮樂文章を以て天下を治むることを爲せり、而して之が治平を維持せんが爲に、其の統御權を王室に收攬すべき目的を以て、先づ當時の形勢に因りて封建制度を完整したり、春秋左氏傳は之を述べて曰く、昔周公弔三二叔之不一レ咸、敢封二建親戚一以蕃二屏周室一と云ひ、荀卿又其の封國を擧げて、管、蔡、郕、霍、魯、衞、毛、聃、郜、雍、曹、滕、畢、原、酆、郇文之昭也、邘、晉、應、韓武之穆也、凡、蔣、茅、胙、祭周公之胤也と云へるを觀て、如何に當時周室一門の天下に分布せるかを想像すべし、荀卿は又曰く、兼二制天下一立二七十一國一、姬姓獨居二五十三人一焉、周之子孫苟不二狂惑一者、莫レ不レ爲二天下之顯諸侯一、孰謂二周公儉一哉（儒效篇）と、夫れ七十一國を封建して、其の中五十三國を周の同姓にて占領すと爲さば、亦其の如何に勢力を當時に奮ひしかを推知すべし、周公既に此の大勢力を天下に扶植し、而して其の軍制は、諸侯の大國を三軍に止め、次國は二軍、小國は一軍と爲し、天子は六鄕六遂の制によりて、各六軍を編し、凡べて十二軍と爲す、岐周の固めに據りて、王都を定め、洛陽の天下の中央たるを以て、王城を築き、諸侯を來朝せしめ、朝聘會同の禮を制し、犬牙錯綜の疆域相互に鉗制せしめ、而して之を導くに禮樂の敎へを以てし、之を治むるに刑賞の政を以てす、庠序學校の設けは都鄙に遍く、孝悌忠信の義を申ね、鄕擧里選の法は王朝に賓貢せらるゝ賢能の士を擧ぐとは、是れ周代隆治の模樣を語れる者なるが、洵に此の如きときは、後世の謂はゆる理想的文明の政事敎化と云へども、蓋し已に遠く過ぐる者無けん、然れども是れ果して周公の一代一時の建設にして遽かに能く此の如きことを成就し得るか、孔子は嘗て論じて曰く、周因レ於二殷禮一、所二損益一可レ知也、殷因レ於二夏禮一、所二損益一

第二章　唐虞三代より春秋戰國に推移したる支那の大勢

孔子の聖孫子思は中庸に於て仲尼祖述堯舜憲章文武と云へり、されば後世儒者口を開けば必ず唐虞三代の治を稱して黄金世界の觀を爲せり、然るに近代に至るに及びて、我が邦は勿論、支那の學者間に在りても康有爲一派の如きは、東漢王充が論衡に尙書自欽明文思以下、何人所作、曰篇家也、篇家者誰也、鴻筆之人也、鴻筆之人何人也、曰孔子也とあるを援きて、從來儒教の經典中の古典と爲せる尙書の堯典は孔子が假託して意中の理想を描ける者に過ぎずと爲し、又我が邦現代歷史家の彼の事蹟を述ぶるものは、大抵其頒暦治水の二事を以て彼の時代の事實と爲せるが如し、而して其の峻德を明かにし九族を親み萬姓を平章し萬邦を協和したる、巡狩朝覲の禮を定め律度量衡を同じくして天下統一の實を擧げたる、都兪吁咈君臣互に誠意を吐露して天下を經綸したる、天叙天秩を明かにして五典五禮を定めたる、五服五刑の賞罰を正しくしたる、賢に讓り德を尙び雍和の氣象四海に溢れたるが如き者は、一概に後世文飾の筆に成れるものにして、當時未開國の氣運に在りては、有り得べからずと爲せり、予は以爲へらく、此の論果して正鵠を得たるの見解なるか、世界は唯蠻力と權勢の競爭のみに成りて、彼の道德倫理の如きは僅かに政治家の一時の缺隙を彌縫し其譎詐を文飾せる道具たるに過ぎず、嗚呼天下豈に是の如きを以て眞理と爲す乎、予は未だ遽かに首肯する能はざるのみならず、亦敢て好辯の譏りを冒して聊か其の謬妄を指摘駁正せざるを得ず、荀卿曰く、天地始者今日是也、百王之道後王是也、君子審後王之道而論於百王之前、若端拜而議と、蓋し物の生ずるや生ずるの日に生ずるにあらずして、必ず其の由りて來る所あり、事の成るや成るの時に成るにあらずして、必ず其の因りて基く所あり、鴻荒の事邈たり、載籍傳はらず、傳はると云へども、荒誕悠謬の說、吾れ其れ何を以て之を徵せん、司馬遷の史記を撰するや曰く、夫學者載籍極博、猶考信於六藝、詩書雖缺、虞夏之文可概見也と、今や詩書六經亦信憑するに足らずと爲さんか、吾れ其れ何を以て之を徵せ

天下諸侯の聞きて歸服せるは亦怪むに足らず、況や其の聖主たるに加ふるに、大賢伊尹の輔相を以てしたれば、謂はゆる撫㆑我則后、虐㆑我則讎の觀念は、亦必ずしも後代周侯發が殷を革めて紂を滅せる時の誓辭を待ちて知らざるなり、而して殷湯の夏桀を伐つや、自ら其の慙德あるを稱して後世台を以て口實と爲さんことを恐るゝの言あり、周武の殷紂を滅すや、伯夷叔齊は義周粟を食はずして、空しく一篇の采薇歌を貽して首陽に餓死を遂げたるを、後世唐の韓退之は、夷齊二子が聖人を非として反抗したるは固陋なるが如きも、苟くも二子微りせば、亂臣賊子踵を天下に接せんと云はれて、深く萬古の爲に綱常扶植の大功を頌贊したるが、夷齊當時の人情は、恐らくは後人の周武を視るが如き感想を懷かざりしならん、然らざれば武王既に歿して、子の成王の幼穉なるに乘じて、管蔡の二叔が兵を起しゝは、紂の子祿父を奉じて殷室恢復を呼號したれば、必ずや勤王回復の義軍は四方に起りて響應すべき筈なるに、周公の成王に代りて二叔を討滅せし後、殷の頑民を洛陽に遷し位に止まりて、別に著しき大騷亂を觀ざりしに據りて、當時の天下に於て忠君報國の觀念が後世の如くに發達せざりし事を推知すべし、蓋し之を要するに其の初め酋長部落を率ゐて一君を推して帝王と爲し、其の力能く統治すれば王位を保つを得べく、能はざれば父子の間、猶且つ之を私授するを得ず、初學記に韓詩外傳(西漢韓嬰の著)を引きて曰く、

五帝官㆓天下㆒、三王家㆓天下㆒、家以傳㆑子、官以傳㆑賢、故自㆓唐虞㆒已上、經傳無㆓太子稱號㆒、夏殷之王、雖㆓則傳㆒㆑嗣、其文略矣、至㆓周文㆒、始見㆓文王世子之制㆒、

と、嗚呼是れ上古支那建國立君の當初の概情なり、乃ち其の國家組織の基礎既に此の如しとすれば、苟くも盛德の明主積威の朝廷ありて、能く之が中樞鈐轄と爲りて恩澤武震の懷柔制御する者無くんば、羣雄蠭起し智力傾奪是れ務め、分立割據の形勢、彼の周季七雄戰國の如きを馴致することは、亦決して深く怪むに足らざるなり、況や此れに加ふるに文明知識の人心を開鑿して機巧術策の利用を促進せしめたること、周代末路の如き者に於てをや、請ふ且つ嘗試に之を次章に論述せん、

そ世界何れの邦國を問はず、其の國民思想の自りて出づる所の者は、其の古來自信の歷史に依據する事は、實に天下の誣ふべからざる公例通則たり、故に今や支那の事を論ずるに方りて、支那歷史に據りて論述するは、縱ひ其の事實に多少の疑問の存することあるにもせよ、亦其の國民思想の如何を窺ふに於ては、決して無用の業にあらざるを信ずるなり、支那歷史の傳ふる所に依れば、支那古代の帝王は、天皇氏地皇氏人皇氏有巢氏燧人氏史皇氏無懷氏等あり、三皇に伏羲神農黃帝あり、五帝に少昊顓頊帝嚳帝堯帝舜あり、是れ夏殷周三代以前の帝王なるが、尙ほ史記の封禪書には、封泰山者七十二君とあり、荒唐不稽の說に似たれども、要するに五帝三王の以前に於て、幾何の時代ありたることは、亦推知すべし、此等の時代が如何なる形勢を以て經過したるかは、今正確なる文獻の徵すべき無しと云へども、姑らく較信據すべき書傳に就きて云はんに、神農の末裔衰ふるに及びて、黃帝之と戰ひ克ちて天下を有し、始めて一統の基ゐを開きしも、當時各地に部落酋長あり、其の權力は時に帝王の安危存亡に影響を及ぼしたることは、少昊顓頊帝嚳等の何れも父子傳承の天子にあらずして、旁系より出でたる者なると、帝嚳の長子帝摯が不肖なるを以て諸侯に廢せられ、其の弟帝堯が爲に立てられたるが如き、此れ皆諸侯向背の結果たるを見るときは、中央集權の政の容易に行はる可からざりしは、必ずしも帝堯が其の到底大任に堪へざるを知りながら、一旦は崇伯鯀を擧げて洪水を治めしめたるが如きも、帝舜を側陋より登庸して遂に帝位を讓りたるも、共に四岳に聽きて爲すを見て知らざるなり、されば夏の禹王に至り、有苗征服の餘威に藉り、防風氏後至の罪を誅し、以て天下に帝王の畏るべきを示したれども、死後の天下は仍ほ其の子に傳へずして、其の臣益に讓り、諸侯の益に歸依せずして啓に謳歌朝覲するに及びて始めて天子の位に卽き、又再傳ならずして有窮の君羿に簒奪せられ、少康の一旅一成を以て中興せしも、亦多くは當時の諸侯たる有虞氏の後援ありたるに賴れるを觀れば、列國諸侯の勢力尙ほ強かりしことは豈に想像すべきにあらずや、されば桀の昏惡無道なるが爲に、商侯履が革命して殷王成湯と爲りたるは、縱ひ有德の聖賢ならずとも、

治則功名未成也、功名未成則羣衆未縣也、羣衆未縣則君臣未立也、無君以制臣、無上以制下、天下害生縱欲、欲惡同物、欲多而物寡、寡則必爭矣、

と又曰く、

人之生不能無羣、羣而無分則爭、爭則亂、亂則窮矣、故無分者人之大害也、有分者天下之本利也、而人君者所以管分之樞要也、〔以上共に富國篇〕

と、乃ち此の大意を摘解すれば、吾人と同じく天地間に生れながら、形體其の他に於て異れる萬物は、吾人に對して一定せる務めは無きものとは云へども、亦何れも吾人に取りて用ある者たることは、物類自然の數なり、吾人の同類たる人人は、其の目的物は各々殊にして、知識の程度又隨ひて異れるは、人類自然の性なり、其の目的を遂げ得んの欲望は、知愚共に同じけれども、目的物の如何によりて、知愚は分るゝなり、されば若し知力に任せ私利私欲を逞しくして、禍ひも無く困窮もせざるときは、人人何れも奮起競爭し、互に抵抗排斥して何物にも服從せざるべし、此の如くなるときは知者も治を施すを得ずして、功勞名譽の世に尊敬を受くるなし、正邪混淆し、喧喧囂囂として秩序も無く、治者被治者の區別固より立たざれば、紛爭戰鬪は絶間なし、然れども人類の本性は、何時までも羣居動物にして單特孤立の生活を得る者にあらず、既に然るときは、此の紛爭戰鬪を防がん爲には、是非とも强力なる統治者を立て、他の亂暴者を制止せざる可からず、是れ人智の進むに隨ひて、部落の集團が一國を爲し、天下を爲し、諸侯あり、天子ある所以なりとの意なるが、蒙昧なる太古人類の集合が果して此の如き深き思索より產み出したる社會制度なりし乎否かは姑らく之を置き、要するに建國立君の制は、或る集權の下に、人類の團結を謀りたる者なることは、亦何人も疑ひを容れざるべし、

世界的に論ずれは、支那民族の祖先は、果して現今支那人の自稱するが如く五億の蒼生盡く黄帝の苗裔なる乎、將た遠方外族移住の民たる乎、未だ詳かにすべからず、支那上古の文明は、果して其の根柢よりして彼れの特産的なる乎、將た其の淵源は他よりして輸入的なる乎、亦未だ遽かに定むべからざれども、大凡

戰國策國字解上

藻洲　牧野謙次郎講述

序說

第一章　讀者は先づ其の國情時勢を知るを要す

古へ言へることあり、讀二其書一不レ知二其人一可乎、是以論二其世一也と、蓋し其世を論ずるは其の書を讀むの要訣なり、故に戰國策を讀む者は、先づ其の當時の支那が、戰國割據策士横議の世界たりしことを知らざるべからず、而して戰國割據策士横議の源は何れに發するかを說かんとすれば、先づ春秋時代に於ける列國間の交際の情態に溯り、又更に溯りて周室天下統一の時代より說かざるべからず、周室の王政は主として周公經綸の宏謀に依れども、周公は何が故に此の如き經綸を當時に施したるかの研究は、又更に支那建國立君の如何なる歷史に由れるかに及ばずんば、到底不明瞭の憾みあるを免れず、今此の如き大關係ある論議を、是の卷端の餘白に說き盡さんことは、固より不可能の事なれども、請ふ試みに聊か其の厓略を述べて參考と爲さん、

太古蒙昧の初めに當りて、支那人民の情態は、予が既に莊子國字解序說に於て論述したるが如く、其の初め草木の榛榛たる、動物の狉狉たると共に、人類も其間に在りて蠢蠢として生じ、蠕蠕として動き、時に猛獸鷙鳥の危害を被りたるよりして、生命保護の必要上部落の集團興り、荀卿の謂はゆる君長の制生ずるに至り、其の後遞嬗浸化して一國を爲し、一國集りて天下を成し、諸侯あり、天子あるに至りたるなり、荀卿之を論じて曰く、

萬物同レ宇而異レ體、無レ宜而有レ用、爲二人役一也、人倫竝處、同レ求而異レ道、同レ欲而異レ知、生也皆有レ可也、知愚同、所レ可異也知愚分、勢同而知異、行レ私而無レ禍、縱レ欲而不レ窮、則民心奮而不レ可レ說也、如レ此則知者未レ得レ治也、知者未レ得

秦伐魏……五一八
韓齊爲與國……五二三
張儀爲秦連橫……五二五
張儀爭秦惠王……五二九
犀首以梁與齊戰於承匡……五三三
楚王死……五三五
齊王夫人死……五四七
孟嘗君將入秦……五四八
孟嘗君在薛……五五〇
孟嘗君奉夏侯章……五五三
孟嘗君讌坐……五五五

(目次終)

秦王欲見頓弱……四一一

或爲六國說秦王曰……四一六

四國爲一……四二一

李斯爲秦客卿……四二七

齊上……四三六

威王……四三六

濮上之事……四三六

邯鄲之難……四三八

秦假道韓魏……四四〇

楚將伐齊……四四四

成侯鄒忌爲齊相……四四七

鄒忌修八尺有餘……四四九

宣王……四五四

南梁之難……四五四

田忌爲齊將……四五六

田忌亡齊而之楚……四五九

鄒忌事宣王……四六一

楚威王戰勝於徐州……四六二

權之難……四六三

蘇秦爲趙合從……四六六

淳于髡一日而見七人於宣王……四七四

齊欲伐魏淳于髡謂齊王曰……四七七

齊欲伐魏魏使人謂淳于髡曰……四七八

齊宣王見顏斶曰……四八一

先生王斗造門……四九三

齊人見田駢曰……四九八

管燕得罪齊王……四九九

閔王上……五〇一

昭陽爲楚伐魏……五〇一

秦攻趙……五〇五

齊將封田嬰於薛……五〇六

靖郭君將城薛……五〇八

靖郭君謂齊王曰……五一〇

靖郭君善齊貌辨……五一一

泠向謂秦王曰……二三一
謂穰侯曰……二三三
謂魏冉曰楚破秦……二三三
五國罷成皐……二三七
秦取楚漢中……二三九
薛公入魏而出齊女……二四一
謂魏冉曰和不成……二四三
陘山之事……二四四
秦客卿造謂穰侯曰……二五〇
頃襄王二十年……二五六
段産謂新城君曰……二六三
段干越人謂新城君曰……二六四
秦下……二六六
昭襄王下……二六六
范子因王稽入秦……二六六
范睢至……二八二
范睢曰……三〇〇
應侯謂昭王曰……三〇五
秦昭王謂左右曰……三一一
秦宣太后愛魏醜夫……三一四
秦攻韓圍陘……三一五
應侯曰……三一八
天下之士合從……三一九
謂應侯曰……三二二
應侯失韓之汝南……三二五
昭王既息民繕兵……三二九
秦攻邯鄲……三四四
秦攻趙……三四九
張儀說秦王曰……三五九
蔡澤見逐於趙而入韓魏……三七五
孝文王……三九四
濮陽人呂不韋賈於邯鄲……三九四
始皇帝……四〇四
文信侯欲攻趙以廣河間……四〇四

楚魏戰於陘山……一四八
楚使者景鯉在秦……一五〇
楚王使景鯉如秦……一五二
楚攻魏……一五四
田辛之爲陳軫說秦惠王曰……一五六
張儀又惡陳軫於秦王曰……一五九
陳軫去楚之秦……一六一
義渠君之魏……一六五
司馬錯與張儀爭論於秦惠王前……一六七
齊助楚攻秦……一七四
楚絕齊……一八三
秦惠王死……一八八
武王……一八九
張儀欲假秦兵以救魏……一八九
張儀之殘樗里疾也……一九〇
張儀欲以漢中與楚……一九一
爲魏謂魏冉曰……一九三
醫扁鵲見秦武王……一九六
秦武王謂甘茂曰……一九七
宜陽之役……二〇三
甘茂攻宜陽……二〇四
宜陽未得……二〇六
宜陽之役楚畔秦而合於韓……二〇七
宜陽之役楊達謂公孫顯曰……二〇八
秦王謂甘茂曰……二〇九
甘茂相秦……二一〇
甘茂約秦魏而攻楚……二一一
謂秦王曰……二一三
秦王與中期爭論……二一九
昭襄王上……二二〇
甘茂亡秦且之齊……二二〇
獻則謂公孫消曰……二二五
三國攻秦入函谷……二二六
薛公爲魏謂魏冉曰……二二八

東周……七五
惠王……七五
秦興師……七五
秦攻宜陽……八一
東周與西周戰……八六
東周與西周爭……八七
東周欲爲稻……八八
昭獻在陽翟……八九
秦假道於周以伐韓……九一
楚攻雍氏……九二
蘇厲爲周最謂蘇秦曰……九三
謂周最曰仇赫之相宋……九四
爲周最謂魏王曰……九六
謂周最曰魏王以國與先生……九九
趙取周之祭地……一〇二
杜赫欲重景翠於周……一〇三
三國隘秦……一〇四
昌他亡西周之東周……一〇六
昭翦與東周惡……一〇七
爲周最謂呂禮曰……一〇九
謂薛公曰……一一〇
齊聽祝弗外周最……一一三
周相呂倉見客於周君……一一四
周文君免工師籍相呂倉……一一五
溫人之周……一一八
或爲周最謂金投曰……一一九
周最謂金投曰……一二三
石行秦謂太梁造曰……一三二
秦上……一三五
孝公……一三五
衞鞅亡魏入秦……一三五
惠文君……一三八
蘇秦始將連橫……一三八
秦惠王謂寒泉子曰……一四六

戰國策國字解上

目次

序說……一
第一章　讀者は先づ其の國情時勢を知るを要す……一
第二章　唐虞三代より春秋戰國に推移したる支那の大勢……五
第三章　秦の統一と列國の形勢……一一
第四章　戰國策の解題及び其の注解書……二六
西周……三一
安王……三一
嚴氏爲賊……三一
赧王……三四
周共太子死……三四
謂齊王曰……三八
司寇布爲周最謂周君曰……三八
秦令樗里疾以車百乘入周……四一
雍氏之役……四四
薛公以齊爲韓魏攻楚……四八
三國攻秦反……五二
韓魏易地……五三
秦攻魏將犀武軍於伊闕……五五
犀武敗於伊闕……五七
犀武敗……六一
蘇厲謂周君曰……六三
楚兵在山南……六六
楚請道於二周之間……六八
秦召周君……六九
周君之秦……七〇
秦欲攻周……七一
宮他謂周君曰……七三

者ありと稱せらる。然るに後世、本書を指して世道を害毒し人心を破壞するものと爲して觝排攻擊するものあれども、其の奇策の人心を驚かし、妙文の人目を悅ばす者あるを掩ふべからず。

試に支那の現狀を見るに、其譎詐變幻測るべからざるは宛も戰國策に髣髴たるものあり。彼の謂はゆる以夷制夷の外交策の如き、蓋し其適例なるが、其由來の極て遠きを知るべし。故に徹底的に今日の支那を理解せんとするに方り、本書が必讀潛研の書たるは言ふを要せず。是豈、單に文字の書ならんや。然るに本書の註解の不備なる前述の如く、本文の錯誤多き、亦、前述の如くにして、遺憾少からざりしを、今本國字解は平易詳密なる講義を以て本文を通釋し、博該精明なる解義を以て諸說を折衷し、多年の疑團を解決したるものたり。若し其の著述の眞價如何に至りては、既に墨子、莊子の兩國字解に於て世に定評あれば復た贅せず。

辭等の太だ多きは、既に劉向の錄中に云へるが如し。故に若し向の校訂無かりせば殆んど讀むべからざりしなり。されば漢の高誘以下、和漢學者の力を此に致せる者多しと雖も、尙難解の書として未だ世人に滿足を與ふること能はざるは、久しく讀書界の恨事とせし所なり。

周室既に衰へて諸侯互に雄を爭ひ、分れて春秋十二列國と爲り、合して戰國七雄と爲るの當時に於ては、使命の應接は勝を樽俎の間に制し、軍旅の謀略は敵を衽席の上に御け、智者計を效たし、勇者力を竭し、奇正迭に用ひて計神に入り妙を窮め、以て國民を安靖にすべく、以て邦家を顚覆すべきもの、疊見續出せしや疑ふべからず。今之を記載するに方り、時に或は明白光艷の筆を假り、時に或は雄駿奇肆の文を以てしたれば、漢の司馬遷の史記を撰するや、其の材料を多く此書に採り、宋の三蘇が文章、其の淵源又實に此より發する

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第三十八卷

解題

戰國策

牧野藻洲講述

【本書の解題】本書の解題は、講述者の卷頭の序說に詳細なるを以て、今は本書の大要と和解の切要とを略述せんとす。

戰國策は原名一定せず、且つ何人の著作なるを審にせず。西漢の劉向が校書錄序に依れば、もと書名を國策或は國事又短長と云ひしを、向が勅を奉じて校訂せし時、其の書主として戰國游說の士が其の關係せる邦國の爲に策謀を運らしたる事を錄述せしものなるを以て戰國策と名づけたるなり。書の內容は支那戰國時代の周秦を始め十二國に係る事を、國別に年序を以て編輯したれば、春秋左氏傳に繼ぎて周秦間の形勢を知るべき史書たれども、書中誤字錯

一、書中地名の解釋、或は後世の地理を對擧して說ける者あり、或は否らざる者あり、又は全く闕如の者あり。此等の事は、唯讀者須知の緩急を酌みたると、解者搜索の便否に任せしとに因れるのみ。好事の士、若し一一考査せんと欲せば、戰國策釋地、同地名考の成書あり、亦宜しく就きて參看して可なり。

講述者誌

一、墨莊二子の國字解は、序說中各、其の年表を附したれども、本書は戰國列邦に涉り、年數の久しきと、事蹟の繁賾なるとに因り、自然に冗長に流るゝの恐あり。且つ既に史記に六國年表ありて、讀者參閱の便あれば、今は之を略せり。

一、本書講解の執筆に際し、予偶、不幸にして采薪の憂あり、醫師より思索と文墨とを禁ぜらるゝこと、七八月間の久しきに及べり。爲に他手代草の勞を假るの已むを得ざるに至れり。本書講解に於て、齊策以後、時に或は語氣文勢の自然前者と異同の迹あるは、寔に是の故を以てなり。然れども其の校閱訂正の責は、予親しく自ら之に當りたり、讀者請ふ之を諒せよ。

一、校訂の際、內外紛冗の爲に、竊に駑駘自ら策ち努力注意を爲せども、掛漏の譏、魯魚の訛、亦自ら免れざる者あるを知れり。大方家若し見るに隨ひて、是正を吝せざれば幸甚。

戰國策國字解凡例

一、本書講解の體例は、大抵前に述べたる墨子、莊子の兩國字解に同じ。故に今復一一贅記せず。

一、戰國策、もと文辭の錯亂、字句の脫誤甚だ多く、實に古來漢籍中難解の書たり。支那並に皇朝の學者頗る解釋に努めたるに賴り、今日に在りては較艱險より坦夷に就きたる思あれども、尚未だ徹底的說明を闕く者亦少からず。今諸說を參酌し、間臆見を以てし、之が講解を試むる事を爲せり。

一、戰國策は難解の書たり。故に本解の方法、通釋は成るべく通俗に詳解し、解義は諸說を比列し、時に折衷を加へたり。要するに一は一般讀者の便益を圖り、一は竊に大方家の取捨に供するにあり。

DS
747
.2
C375
1917
v.1

第三十八卷

戰國策 上

牧野藻洲講

LIBRARY
NOV 18 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

CHIN
DS
747
.2
C375
1917
v.1

Chan kuo ts'ê
Sengokusaku

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

漢籍國字解全書